

平成23年第1回志布志市議会定例会

目 次

第1号（2月28日）	頁
1. 議事日程	17
2. 出席議員氏名	18
3. 欠席議員氏名	18
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	18
5. 議会事務局職員出席者	18
6. 開 会・開 議	19
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	19
8. 日程第2 会期の決定	19
9. 日程第3 報告	19
10. 日程第4 議案第2号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）	19
11. 日程第5 議案第3号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	28
12. 日程第6 議案第4号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）	29
13. 日程第7 議案第5号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	30
14. 日程第8 議案第6号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	31
15. 日程第9 議案第7号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	33
16. 日程第10 施政方針	34
17. 日程第11 議案第8号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	55
18. 日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	58
19. 日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
20. 日程第14 議案第12号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	60
21. 日程第15 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について	60
22. 日程第16 議案第13号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	61
23. 日程第17 議案第14号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	64
24. 日程第18 議案第15号 志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について	69
25. 日程第19 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について	69

26. 延 会	75
---------	----

第2号（3月1日）

1. 議事日程	76
2. 出席議員氏名	77
3. 欠席議員氏名	77
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	77
5. 議会事務局職員出席者	77
6. 開 議	78
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	78
8. 日程第2 事件の訂正について （議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について）	78
9. 日程第3 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について	79
10. 日程第4 議案第19号 志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について	79
11. 日程第5 議案第11号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	81
12. 日程第6 議案第17号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	82
13. 日程第7 議案第18号 志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	83
14. 日程第8 議案第20号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	84
15. 日程第9 議案第21号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	85
16. 日程第10 議案第35号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	85
17. 日程第11 議案第36号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	88
18. 日程第12 議案第22号 財産の取得について	89
19. 日程第13 議案第23号 大隅広域市町村圏協議会の廃止について	89
20. 日程第14 議案第24号 市道路線の廃止について	90
21. 日程第15 議案第25号 市道路線の認定について	90
22. 日程第16 議案第26号 市道路線の変更について	91
23. 日程第17 議案第27号 平成23年度志布志市一般会計予算	92
24. 日程第18 議案第28号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算	121
25. 日程第19 議案第29号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	123
26. 日程第20 議案第30号 平成23年度志布志市介護保険特別会計予算	124
27. 日程第21 議案第31号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算	125

28. 日程第22	議案第32号	平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	126
29. 日程第23	議案第33号	平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算	127
30. 日程第24	議案第34号	平成23年度志布志市水道事業会計予算	127
31. 日程第25	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	129
32.	散 会		129

第3号（3月7日）

1.	議事日程		130
2.	出席議員氏名		131
3.	欠席議員氏名		131
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		131
5.	議会事務局職員出席者		131
6.	開 議		131
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	132
8.	日程第2	議案第2号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）	132
9.	日程第3	議案第3号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	140
10.	日程第4	議案第4号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）	142
11.	日程第5	議案第5号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	143
12.	日程第6	議案第6号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	144
13.	日程第7	議案第7号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	145
14.	日程第8	議案第22号 財産の取得について	146
15.	日程第9	一般質問	147
		坂元 修一郎	147
		岩根 賢二	168
16.	散 会		190

第4号（3月8日）

1.	議事日程		191
2.	出席議員氏名		192
3.	欠席議員氏名		192
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		192
5.	議会事務局職員出席者		192
6.	開 議		193
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	193
8.	日程第2	一般質問	193

小野 広嗣	193
立平 利男	220
西江園 明	232
9. 延 会	256

第5号（3月9日）

1. 議事日程	257
2. 出席議員氏名	258
3. 欠席議員氏名	258
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	258
5. 議会事務局職員出席者	258
6. 開 議	259
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	259
8. 日程第2 一般質問	259
平野 栄作	259
鬼塚 弘文	271
立山 静幸	287
金子 光博	298
福重 彰史	308
9. 散 会	331

第6号（3月10日）

1. 議事日程	332
2. 出席議員氏名	333
3. 欠席議員氏名	333
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	333
5. 議会事務局職員出席者	333
6. 開 議	334
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	334
8. 日程第2 一般質問	334
小園 義行	334
下平 晴行	356
9. 散 会	373

第7号（3月30日）

1. 議事日程	374
2. 出席議員氏名	376
3. 欠席議員氏名	376
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	376
5. 議会事務局職員出席者	376
6. 開 議	377
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	377
8. 日程第2 議案第14号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	377
9. 日程第3 議案第15号 志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について	379
10. 日程第4 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について	380
11. 日程第5 議案第19号 志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について	381
12. 日程第6 議案第11号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	383
13. 日程第7 議案第18号 志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について	384
14. 日程第8 議案第20号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	385
15. 日程第9 議案第21号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	386
16. 日程第10 議案第35号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	387
17. 日程第11 議案第36号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	388
18. 日程第12 議案第24号 市道路線の廃止について	389
19. 日程第13 議案第25号 市道路線の認定について	390
20. 日程第14 議案第26号 市道路線の変更について	391
21. 日程第15 議案第27号 平成23年度志布志市一般会計予算	392
22. 日程第16 議案第28号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算	406
23. 日程第17 議案第29号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	408
24. 日程第18 議案第30号 平成23年度志布志市介護保険特別会計予算	409
25. 日程第19 議案第31号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算	411
26. 日程第20 議案第32号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	412
27. 日程第21 議案第33号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算	413
28. 日程第22 議案第34号 平成23年度志布志市水道事業会計予算	415

29.	日程第23	陳情第1号	「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情・・	416
30.	日程第24	議案第37号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	417
31.	日程第25	議案第38号	市の境界変更について……………	429
32.	日程第26	議案第39号	平成22年度志布志市一般会計補正予算（第14号）……………	430
33.	日程第27	同意第2号	副市長の選任につき同意を求めることについて……………	431
34.	日程第28	発議第2号	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について……………	434
35.	日程第29	閉会中の継続調査申し出について……………		435
			（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	
36.	追加日程第1	発議第3号	志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	436
37.	追加日程第2	発議第4号	東北地方太平洋沖地震に関する決議について……………	437
38.	閉会……………			439

平成23年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月28日	月	本会議	開会 会期の決定 施政方針 議案上程
3月 1日	火	本会議	議案上程
2日	水	委員会	(各常任委員会)
3日	木	休 会	
4日	金	休 会	
5日	土	休 会	
6日	日	休 会	
7日	月	本会議	委員長報告・採決 一般質問
8日	火	本会議	一般質問
9日	水	本会議	一般質問
10日	木	本会議	一般質問
11日	金	委員会	(総務・産業建設常任委員会)
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	委員会	(産業建設常任委員会)
15日	火	委員会	(総務・産業建設常任委員会)
16日	水	委員会	(総務常任委員会)
17日	木	委員会	(総務・文教厚生常任委員会)
18日	金	委員会	(文教厚生常任委員会)
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	休 会	(春分の日)
22日	火	委員会	(文教厚生常任委員会)
23日	水	休 会	
24日	木	休 会	
25日	金	休 会	
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	
29日	火	休 会	
30日	水	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第2号	平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）
議案第3号	平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第4号	平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第5号	平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第7号	平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
議案第8号	志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について
議案第9号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ いて
議案第10号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て
議案第11号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
議案第12号	志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について
議案第16号	志布志市振興計画審議会条例の制定について
議案第17号	志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について
議案第20号	志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	財産の取得について
議案第23号	大隅広域市町村圏協議会の廃止について
議案第24号	市道路線の廃止について
議案第25号	市道路線の認定について
議案第26号	市道路線の変更について
議案第27号	平成23年度志布志市一般会計予算
議案第28号	平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第29号	平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第30号	平成23年度志布志市介護保険特別会計予算

- 議案第31号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 議案第32号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第33号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 議案第34号 平成23年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第35号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 議案第38号 市の境界変更について
- 議案第39号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第14号）
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情
- 発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について
- 発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第4号 東北地方太平洋沖地震に関する決議について
- 閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 坂元修一郎	1 農業振興について	(1) 降り懸かる自然災害と政府の農業への対応等、本市農業への先行き不透明感が増している。火山活動の活発化や家畜伝染病、T P P問題など今後の進むべき方向性について問う。 ①家畜伝染病とサーモグラフィーを利用した管理について ②火山活動と降灰対策事業について ③T P P問題とブランドづくりについて	市長
	2 茶業振興について	(1) 本市の茶業は県内2番目の産地として大きく注目されているが、採算の合わなくなった茶園も多く存在する。改植事業と生き残る産地を形成するために有力品種へどう転換していくか。 ①防霜ファン銅線盗難対策について ②本市の茶園の状況について ③改植の必要性と関係事業について	市長
2 岩根賢二	1 高齢者の福祉向上対策について	(1) 最近、ハンドル型電動車いすの利用者が増えてきている。ハンドル型電動車いすは購入・維持費が高額であり、利用者にとってはかなり高負担である。これらの費用に対して補助をして、高齢者の外出の機会を増やす一助にする考えはないか。 また、走行中の安全を確保するために、歩道の整備や改良に取り組む考えはないか。 (2) ひとり金婚式については、調査をして希望者が多ければ実施するとのことであったが、調査の結果、どのような方向付けになったか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 岩根賢二	2 精神保健対策について	(1) 県内でも曾於地区は自殺率が高い。市として取るべき対策をどのように考えているか。 また、うつ病など心の病で休職する公務員が増えているとの報道があるが、本市の状況はどうか。また、それに対する方策をどのように考えているか。	市長
	3 伝統・文化の保存、継承対策について	(1) 市内各地には、伝統的な郷土芸能等が数多くあるが、これらの担い手が高齢化して、保存、継承が危ぶまれているところもある。市として、これらの保存、継承に積極的に取り組む考えはないか。	市長 教育委員長
3 小野広嗣	1 無駄ゼロの行政運営について	(1) コスト削減や業務の効率化、サービスの向上は、各課日常的に実施されるべきものであり、現場発の取り組みが重要である。全庁的な無駄削減の具体的な取り組みについて問う。	市長
	2 危機管理について	(1) 危機管理事態が多様化・複雑化し、市民の生命・身体・財産に及ぼす危機管理の枠組みは広範囲になってきている。市民の暮らしを守るため、総合的な危機管理施策の充実を図る必要があるのではないか。 (2) 災害時には行政指導の防災体制だけでは被害を最小限に抑えることは困難である。自助、共助、公助が互いに連携し、補完し合うことが大切である。自助、共助、公助の精神の確立に向けた取り組みが必要ではないか。	市長
	3 空き家・廃屋対策について	(1) 管理されていない空き家や廃屋の増加は、地域環境の悪化を招くため、空き家問題は喫緊の課題である。本市では、今後どのような対策を考えていくのか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 小野 広嗣	4 教育行政について	(1) 景気の低迷が家計の教育費にも大きな影響を及ぼしている。就学援助事業をはじめとした低所得者世帯の子供に対する学習支援の推進を更に図るべきではないか。	教育委員長 市長
4 立平 利男	1 施政方針について	(1) 新幹線開業に伴い県との連携を図るとあるが、具体的な方策について問う。 (2) 商工業の活性化対策について問う。 (3) 大隅地域における新たな農業の展開についての県における新しい取り組みの検討状況と、市としての対応について問う。 また、新規品目の調査研究に努めるとあるが、どのように進めるのか。 (4) 生ごみの更なる「飼料化」を含めた高度化利活用を図るための研究を重ねるとあるが、具体的な方策について問う。 (5) 「市制5周年記念事業」の功労者表彰で保護司の表彰は検討できないか。	市長
5 西江 園 明	1 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 難視聴世帯のその後の対策を問う。 (2) 加入状況について問う。(告知端末、インターネット接続、ケーブルテレビ種類ごとに) (3) 行政(市役所)がBTVに委託する経費はどのくらいか。 (4) 事業導入前に行政評価(費用対効果)は行ったのか。また、行政(市役所)がBTVへ委託する事業についても行政評価(費用対効果)は行ったのか。 (5) 担当課の人事、組織の在り方について問う。(BTVの営業に対する苦情処理について) (6) 裁判の経緯と経費について問う。 (7) 開発農協との協議はどうなったか。 (8) 業務委託の入札執行の経緯を問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 西江園 明	1 地域情報通信基盤整備推進事業について	(9) 告知放送端末器の個人負担88,000円は、いつの申し込みから適用するのか。	市長
6 平野 栄作	1 環境政策について	(1) 環境問題がクローズアップされはじめてから相当の年月が経過した。その中、本市においては先駆的な取り組みを実施し、市単位では全国一の資源化率を達成しているところであるが、近年新たな展開といったものが感じられない。日本一を提唱する市長は、今後どのような具体的政策をどれぐらいの期間で展開していく考えなのか。	市長
	2 学校施設の環境整備について	(1) 少子化が進行し児童生徒数が減少傾向にある中、保護者数についても同様に減少している。 従来学校施設の環境整備面は、学校長が中心となり、日常的な維持管理を行い、年数回大規模な維持管理をPTAが協力し愛校作業として実施している。 近年保護者数も減少傾向にある中、学校関係の各種行事への参加依頼も増えており、出会数が大幅に増加しているといった話を聞く。 このような状況をどのように認識しているか。	教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 鬼塚弘文	1 施政方針について	(1) 国際バルク戦略港湾の取り組みの見通しについて問う。 (2) 県道改良について ①県道今別府串間線の早期完成について問う。 ②県道3号線の局部改良や離合設置の早期整備について問う。 (3) 港湾施設であるしおかぜ公園の今後の利活用について問う。 (4) 産業振興について ①畑かんを使ってもうかる農業の取り組みについてどのように考えているか。 ②観光振興の具体策について問う。	市長 市長 教育委員長 市長
8 立山静幸	1 商店街活性化対策について	(1) 背白ちりめん三昧井の普及を全市民一体となって取り組む考えはないか。 (2) B級グルメの祭典に向けた取り組みを官民一体ですべきであると思うが。	市長
	2 花いっぱい運動推進事業について	(1) 山重校区平野自治会公民館東側、国道269号沿いの植栽の一区画を花だんとして整備するよう県に要望できないか。	市長 教育委員長
	3 防犯街灯の設置について	(1) 山重小学校東側市道に防犯灯3基を設置できないか。	市長
	4 読書活動の推進について	(1) 移動図書館サービスの充実を図る考えはないか。	教育委員長 市長
9 金子光博	1 観光行政について	(1) 九州新幹線全線開業に伴って、本市に多くの観光客を取り込むための戦略は。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
10福重彰史	1 施政方針について	(1) 農業対策について ①家畜・家きんの防疫対策は万全か。 ②水田農業の取り組みと基盤整備後の排水対策の取り組みを問う。	市長
		(2) 健康づくり日本一のまちについて ①疾病予防・医療費適正化の観点から、集団健診等の検査方法の更なる充実策を問う。	市長
		(3) 観光振興について ①歴史を活用した「まちあるき」、地域資源を活用した食の「たべあるき」を問う。 ②レンタカー無料化をどう生かすか。	市長 教育委員長
		(4) 経済対策について ①住宅リフォーム助成の考えはどうか。 ②定住促進を兼ねた住宅建設等の助成の考えはないか。	市長
11小園義行	1 施政方針について	(1) 組織機構見直し計画について問う。 (2) 職員の意識改革と能力開発を図り、成果を重視した透明性のある行政運営の改善に努めるとあるが、考え方を問う。 (3) 市民の所得向上対策を述べているが、12月議会で答弁された住宅リフォーム助成制度について、どう検討されたのか。	市長
	2 政治姿勢について	(1) 串間市で原発設置について住民の意思を問う住民投票が予定されている。市長の原発に対する認識を問う。	市長
	3 学校教育について	(1) 学校規模適正化の基本方針について、今後の具体的な取り組みについて問う。	教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
12下平晴行	1 地域情報通信基盤整備推進事業について	(1) 事故繰り越しの流れについて問う。 (2) 事業の進捗率と事業完了はいつか。 (3) 事業開始を集落説明会では4月を目標と説明しているが、市民への対応は。 (4) 市街地等はデジタルテレビ、ケーブルテレビの両方視聴できるが、四浦地区等のようにケーブルテレビのみ視聴する地域は恒久的に視聴料が発生するかどうか。 (5) 行政告知放送負担金が転入者に発生することについて問う。	市長
	2 九州新幹線全線開業について（施政方針）	(1) 県は、九州新幹線全線開業効果を大隅地域へ配慮したユニークな取り組みで「大隅地域レンタカー無料プラン事業」に6,600万円予算計上しているが、生かす考えはないか。	市長
	3 小・中学校の在り方について（施政方針）	(1) 学校規模適正化の基本方針の策定についてはよく理解できる。しかし、学校が地域に及ぼす影響は多大なものがあるかどうか。	市長 教育委員長
	4 行財政改革について（施政方針）	(1) 事務事業の市民参加型の検証について問う。 (2) 組織機構の再編で新たに「第2次定員適正化計画」に基づき、更なる再編の取り組みについて問う。	市長

平成23年第1回志布志市議会定例会（第1号）

期日：平成23年2月28日（月曜日）午前10時06分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第2号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第5 議案第3号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第4号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第5号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第6号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第7号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 施政方針
- 日程第11 議案第8号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について

出席議員氏名（23名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	7 番 鶴 迫 京 子
8 番 藤 後 昇 一	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史
24 番 野 村 公 一	

欠席議員氏名（1名）

6 番 坂 元 修一郎

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教 育 総 務 課 長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 津 曲 兼 隆

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時06分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成23年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と東宏二君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月30日までの31日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月30日までの31日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第1号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思えます。

—————○—————

日程第4 議案第2号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。
議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）について説明を申し上げます。
本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第

13号) について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により既定の予算から1億8,430万7,000円を減額し、予算の総額を191億9,107万9,000円とするものでございます。

それでは、予算書の8ページをお開きください。

予算書の8ページ、第2表の繰越明許費ですが、年度内の完成が見込めないため、志布志支所庁舎玄関デッキタイル張替事業ほか20件、4億8,570万6,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

繰り越し理由につきましては、お手元の予算説明資料の1ページ、2ページのとおりでございますが、国の補正関連予算につきましては、今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みがあるということ、また道路予算につきましては、用地交渉の結果による工事の遅れ等が主な理由でございますが、詳細につきましては説明資料をお目通しください。

それでは、予算書の9ページでございます。

第3表の債務負担行為補正でございます。

土地改良区が日本政策金融公庫から借り入れる基盤整備資金の元金及び利子分の限度額に変更があった分を4件変更しております。

まず、曾於東部土地改良区につきましては、限度額を1,297万9,000円から3,084万6,000円に、2,155万7,000円から2,986万1,000円に、曾於南部土地改良区につきましては、限度額を3,301万2,000円から5,759万9,000円に、49万5,000円から244万円にそれぞれ増額しております。

予算説明資料の方は、ただいまの債務負担行為につきましては3ページ、4ページに今後の支出予定額等を記載してありますので、御参照ください。

それでは、予算書の10ページをお開きください。

第4表の地方債補正でございますが、追加は新過疎地域自立促進法によりソフト事業に起債が可能となりましたので、ごみ収集及び処理業務委託事業のうち資源ごみの処理に要する経費を過疎地域自立促進特別事業として、1億1,160万円新規に計上しております。

変更につきましては、普通建設事業の事業費確定等に伴いまして、総額で4,160万円減額し、地方債総額を22億2,290万円に補正するものでございます。

変更の内訳としまして、港湾対策事業等、一般公共事業を1,110万円増額。合併特例事業等、一般単独事業を1,760万円減額。市道整備事業等、過疎対策事業を350万円減額。辺地対策事業を650万円増額。災害復旧事業を3,810万円減額しております。

それでは次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

まず、歳入の1款、市税ですが、決算見込み額により総額で1億950万円増額しております。1項、市民税を5,870万円、14ページの2項、固定資産税を3,060万円、15ページの3項、軽自動車税を520万円、16ページの4項、市たばこ税を1,500万円、それぞれ増額しております。

17ページでございますが、12款、分担金及び負担金、1項、負担金は、治山事業の確定により

治山事業分担金を165万5,000円、激甚災害指定により災害復旧事業にかかる農業費分担金を324万円、それぞれ減額しております。

18ページでございますが、2項、負担金は、保育所入所児童の増加により保育料を100万円、老人福祉施設への入所者数の増加により老人福祉施設入所者負担金を498万円、それぞれ増額しております。

19ページでございますが、13款、使用料及び手数料、1項、使用料は、家賃改定に伴い住宅使用料を415万6,000円減額しております。

14款、国庫支出金は、総額で1億5,636万8,000円減額しております。

21ページでございますが、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、子ども手当支給事業や生活保護支給給付事業の実績見込み等により1億3,733万6,000円減額。5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業の確定に伴いまして516万円減額しております。

22ページでございますが、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、セーフティーネット支援対策事業等の実績見込みにより280万3,000円減額。4目、土木費国庫補助金は、地域住宅交付金事業等の実績見込みにより801万2,000円減額。6目でございますが、教育費国庫補助金は、幼稚園運営事業等の実績見込みにより234万4,000円減額しております。

15款、県支出金は、総額で1億2,612万6,000円減額しております。

25ページでございますが、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、放課後児童健全育成事業等実績見込みにより1,080万円減額。4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の事業実績により4,347万1,000円減額しております。8目ですが、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業の事業実績により4,591万円減額しております。

27ページでございます。

3項、県委託金、1目、総務費県委託金は、参議院議員選挙等の事業実績により605万4,000円減額。5目、教育費県委託金は、遺跡発掘調査委託等の事業実績により1,473万7,000円減額しております。

30ページでございますが、17款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金を531万6,000円増額しております。

31ページでございますが、18款、繰入金は、財政調整基金を1億2,688万7,000円減額し、繰入額をゼロにするとともに、特定目的基金も事業実績によりそれぞれ減額し、総額で1億3,727万9,000円減額しております。

35ページでございます。

35ページの20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、市町村振興協会交付金の確定等により、総額で5,413万5,000円増額しております。

36ページでございますが、21款、市債は、9目、衛生債の過疎地域自立促進特別事業の計上に伴い、総額で7,000万円増額しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

37ページでございます。

1 款、議会費は、事務事業の実績等により、費用弁償等678万5,000円減額しております。

次に、2 款でございますが、総務費は、総額で6 億4 万5,000円増額しております。

39ページをお開きください。

1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、減債基金積立金を1 億9,994万円、施設整備事業基金積立金を4 億3,580万8,000円、ふるさと志基金積立金を586万6,000円増額するなど、6 億3,134万6,000円増額しております。

41ページでございます。

41ページの7 目、自治振興費は、ふるさとづくり委員会事業等の実績見込みにより605万8,000円減額しております。

45ページでございます。

45ページの4 項、選挙費、3 目、執行選挙費は、参議院議員選挙の実績等により506万円減額しております。

続きまして、3 款、民生費でございますが、総額で2 億5,881万1,000円減額しております。

48ページをお開きください。

1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費は、財政安定化支援事業の確定による国民健康保険特別会計繰出金の減額等、3,274万4,000円減額。

49ページでございますが、3 目、自立支援費は、自立支援医療費支給事業対象者の増加等により扶助費等を671万9,000円増額。

50ページでございますが、8 目、後期高齢者医療費は、県後期高齢者医療広域連合の負担金の確定等により1,883万1,000円減額しております。

51ページでございますが、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費は、子ども医療費助成事業等の実績見込みによりまして、扶助費等を853万円減額。2 目、児童措置費は、子ども手当支給事業の実績見込みによりまして、1 億2,593万1,000円減額。3 目、母子福祉費は、児童扶養手当給付事業の実績見込みにより866万5,000円減額。4 目でございますが、保育所費は、保育所の定数制限撤廃等により扶助費等2,208万8,000円増額しております。

続きまして、54ページの3 項、生活保護費、2 目、生活保護扶助費は、医療扶助等の実績見込みにより8,000万円減額しております。

次に、衛生費でございますが、衛生費は、総額で3,361万4,000円減額しております。

58ページでございます。

1 項、保健衛生費、6 目、介護予防支援事業費は、事業実績見込みにより負担金等689万5,000円減額しております。

59ページの2 項、清掃費、2 目、塵芥処理費は、ごみ収集運搬処理業務委託事業の実績見込みによりまして、委託料等1,126万7,000円減額しております。

次に、6 款、農林水産業費は、総額で2 億4,554万6,000円減額しております。

まず、60ページをお開きください。

1項、農業費、3目、農業振興費は、野菜価格安定事業等の実績見込みにより補助金等を1,142万8,000円減額。

61ページでございますが、4目、園芸振興費は、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の実績によりまして、2,882万8,000円減額。6目、畜産業費は、県地域振興公社営事業、口てい疫対策関連事業等の事業実績による補助金の減額。口てい疫発生に伴う競り市中止よる肉用繁殖雌牛導入資金貸付金の減額等、5,280万5,000円減額しております。

63ページでございますが、8目、農地整備費は、県営事業費の確定による経営体育成基盤整備事業負担金等、5,668万1,000円減額。9目でございますが、土地改良費も、県営事業費の負担金による畑地帯総合整備事業負担金等、7,555万1,000円減額しております。

次に、7款、商工費は、総額で323万6,000円減額しております。

67ページをお開きください。

1目、商工総務費は、オラレまちづくり基金積立金の実績見込み等により、総額で692万4,000円減額しております。2目、商工業振興費は、1事業所が企業立地促進補助金の対象外となったため補助金等1,064万8,000円減額。

68ページの4目、港湾振興費は、コンテナ貨物の増加に伴い、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業を1,500万円増額しております。

次に、8款、土木費は、総額で6,315万5,000円減額しております。

まず、70ページをお開きください。

2項、道路橋梁費、2目、道路維持費は、道路維持補修事業の実績見込み等によりまして、工事請負費等1,258万円減額。

71ページの3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業等、市道改良事業の実績見込みによりまして、工事請負費など5,505万円減額。

73ページでございますが、4項、港湾費は、国施工分等の港湾改修事業に係る負担金の確定により3,406万円増額しております。

77ページでございます。

次に、9款、消防費は、消防団の費用弁償、消防車両等の備品購入実績により、総額で1,826万5,000円減額しております。

次に、10款、教育費でございますが、総額で6,442万6,000円減額しております。

84ページをお開きください。

5項、社会教育費、5目、文化振興費は、自主文化事業の公演委託事業等の事業実績により委託料等956万5,000円減額。6目、文化財保護費でございますが、県委託の埋蔵文化財発掘調査事業費等の確定等により賃金等1,975万3,000円減額。

86ページでございますが、7目、文化会館費は、文化会館リニューアル事業等の事業実績により工事請負費等572万5,000円減額しております。

87ページの6項、保健体育費、2目、体育施設費は、城山公園テニスコート夜間照明施設設置事業等の実績見込みにより工事請負費等501万4,000円減額しております。

次に、89ページから90ページでございますが、11款、災害復旧費は、事業費の確定により、農林水産業施設災害普及費を7,434万8,000円、公共土木施設災害復旧費を1,616万6,000円、総額で9,051万4,000円減額しております。

続きまして、91ページをお開きください。

給与費明細でございますが、人件費につきましては、今回特別職のその他分を1,577万6,000円、一般職分を2,135万3,000円、総額で3,712万9,000円減額しております。

93ページでございますが、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、本年度末は239億9,722万1,000円となる見込みでございます。

以上が補正予算（第13号）の概要でございますが、詳細につきましては、予算説明資料を御参照ください。よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（立平利男君） 二、三お伺いいたします。

予算説明資料でお願いいたします。

8ページですが、予算書の40の国際青少年音楽祭関連事業でございますが、当初の計画から大きく変更があったようでございます。その変更の経緯等を説明していただければ有り難いと思っております。

次に、畜産関係で振興事業がたくさん減額になっております。口てい疫等で非常に畜産課、現在は鳥インフル等で心配もあろうかと思いますが、この黒毛和牛の飼養動向等が統計が非常に難しいと思いますが、畜産課長なり、どういう状況か感じておられれば説明をいただきたいと思えます。

よろしく申し上げます。

○企画政策課長（溝口敏久君） 国際青少年音楽祭について御説明申し上げます。

例年でございますと、多数のヨーロッパから子どもたちが来て音楽祭が開かれるわけでございますけれども、本年度はEUの経済的な情勢悪化、それから新型インフル等々の影響を受けてまして来訪がなかったところでございます。それに伴いまして、音楽家のヤン・デプレーテルさんが来日しましたので、その方を呼んでコンサートを開きました。

そういったことで、基本的にたくさんの方々を招いての音楽祭ができなかったということで、減額した理由でございます。

○畜産課長（中崎章文君） お答えいたします。

振興事業につきましては、最大値の見込みで計上いたしておりまして、実績に基づく減額をいたしたところです。

それから、飼養動向等につきましては、例年、飼養戸数につきましては、減少しておる傾向にございます。

なお、肉用繁殖牛の関係につきましては、飼養頭数はほぼ横ばいということでございますが、総体で見ますと飼養戸数、それから飼養頭数減少の傾向にあるというふうを受け止めております。

それから、宮崎の方で口てい疫が発生しまして、その後の経営再開状況ということが新聞報道等に出されておりましたが、まだ予定の4割程度の再開しかされていないというふうな情報もあるようです。

本市におきましては、先ほど申し上げましたように、そういった直接的な影響は受けてはいないものの全般的には減少傾向と、頭数、戸数、減少傾向というふうを受け止めているところです。

以上です。

○10番（立平利男君） 今畜産課長の方から説明がありましたけれども、肉用牛生産者農家さんの方でこの伝染病に関わって非常に心配があるかと思いますが、そういう心配状況の中で生産を控えようとか、そういう動向はどうかのかなという感じはしますが、課長が感じておられる気持ちでいいですので、生産意欲が盛んなのか、減退していくのか、そこら辺りを感じておられればお願いしたいと思います。

○畜産課長（中崎章文君） お答えをいたします。

こういった口てい疫等の海外悪性伝染病等によりまして、畜産農家、地域経済、大きな打撃を受けたということでございますが、そうした中で、畜産農家の繁殖農家の皆様方の想いという分につきましては、競り市等が再開になりまして、その後、10月以降いくらかずつ市場価格が改善をし、1月は前年比若干減額でしたが、2月は2万円台前月比値上げをしたというふうなことで幾分か農家の方々も明るさが見えてきているというふうを受け止めております。

そうした中で、22年度におきましては、国・県、加えて市の単独支援等を行ってまいりましたので、農家の方々にも大変な中を頑張っていこうというようなことで、経営継続されてみえながら、そして成育価格が若干上向きつつあると、最終の肥育の枝肉については、まだまだ厳しい状況でありますけれども、供給する子牛生産の段階で明るさが見えてきたということについては、大変有り難く思っておるところです。

そういった状況の中で農家の方々も頑張っってやっっていこうというふうな思いがお持ちであろうというふうを受け止めておるところです。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑ありませんか。

○12番（立山静幸君） 予算書の52ページ、説明資料では21ページですが、保育所運営事業について、ちょっとお伺いいたします。

節の20の扶助費の増額が2,800万円計上してあるんですが、説明資料を見ますと、制度改正によりまして、定数制限が撤廃されたということが書いてあるんですが、私なんかは今まで40人とか60人とか90人定員ということでの認識であったんですが、これが年度始めに撤廃されたのかお伺いいたします。

それと、予算書では41ページ、説明資料では9ページですが、共生・協働・自立推進事業で、

予算額が250万円に対し、執行見込みが130万円、不用額が120万円ということでございますが、申請が少なかったと言えばそれまででしょうけれども、啓もう不足ではなかったのか。その辺についても伺いたいと思います。

○福祉課長（山下修一君） 保育所の定数の件でございますが、説明資料で、定数制限が撤廃されたということで書いておりますけれども、定数自体は以前の定数でそのまま設けられておりますけれども、以前は4月入所の場合は、例えば115%以上は入れられませんよとかいう制限を設けておりました。10月以降は、それを撤廃しますよという制限があったんですが、その制限が当初の段階から全部撤廃されたということでございまして、40名定員の場合でも態勢がとれば15%、20%を超えても入所ができるというふうに、その上限が撤廃されたという意味での記載でございます。

○企画政策課長（溝口敏久君） 共生・協働・自立の推進事業でございますけれども、実際の事業につきましては、本年は3件の事業申請があったところでございます。旧志布志の観光ボランティアの方々が、観光ガイドという形で組織を改められまして、その方々のいろいろ業務用に、そしてまた志布志の歴史をばPRしていく、そういった機材の購入をされました。パソコン、プロジェクター、カメラ、スクリーン等でございますけれども、こういった件が1件ございます。

それから、駅前の市場運営委員会というのがございますが、そっちの方で駅の構内に花壇の設置をしていただいたところでございます。それの方にも事業が実施されました。

それから、豊留地区の郷土芸能保存会というのがございますけれども、そっちの方がどうしても今後継続していく中においては衰退していく、そういった中で、楽屋のための楽譜、そういったものの整備、ないしは映像記録を残していく。

こういった申請がありまして、130万円になったところでございますけれども、今後の見込みも見まして130万円なんですけど、啓発につきましては、それぞれ市報、それぞれホームページ等々でPRをいたしておりますけれども、本年は、この正式には3件の申請しかなかったということでございます。

以上でございます。

○12番（立山静幸君） 定員が解消されたということで、志布志市においては待機児童、待機入所者ですか、そのようなことはないということになるわけですか。

○福祉課長（山下修一君） 志布志市内において、待機児童はございません。

○議長（上村 環君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 一つお願いします。

畑かんの関係ですけれども、今年度で県営事業が終わるわけですね。当初の目標からしたときに、この受益面積等々の関係がどういうことになったのかですね。

そして、新年度、来年度以降ですね、そこの国・県の考え方というのがどういうことになっているのか、ちょっとお願いをします。

○農政課長（上原 登君） 畑地かんがい事業の受益面積等についてですけれども、正確な数字

を現在持っておりませんが、受益面積について、若干これについては後ほど回答させていただきます。

なお、事業費ベースでは、八十七、八%の事業完了というようなことで伺っているところがございます。

曾於東部地区につきましては、県営事業が来年度で終了というような状況の中で、畑地かんがい事業の農家受益地の皆様方にかんがい施設の導入を本年度1年間かけて推進をしておりますけれども、なかなか水利用の実績が上がらない状況というような状況でございます。

県は、農業農村整備事業の事業費予算がかなり窮屈になってきておまして、曾於東部地区につきましては、24年度で事業自体は完了させたいという意向を現在お持ちのようでございます。曾於地区においても、今後曾於南部土地改良事業、曾於北部土地改良事業が本格的に、曾於南部が26年度まで、曾於北部がいよいよ事業が本格的に始まるという状況の中で、曾於東部地区については現在のところ23年度で県営事業完了というような状況でございます。

○19番（小園義行君） 今課長の答弁で受益面積目標の87%ということですね。実際にその面積は100%達成しないということになるとですよ、これなかなかだなと思うんですね。

現在、いろいろな努力をされて農振地域の繰り入れですね、それをされながら何とか100%にしたいということで今努力をされている、この姿勢はよく分かります。実際に水が欲しい人が、当初の計画の中に入っていない状況で、こういう私は実際に欲しいにもかかわらず達成していないというこの現実ですね、そういったところに対して独自っていうふうに、これいかなでしょうけれども、そういった農振地域の繰り入れ等々をですね、23年度で終わりということですが、これ更に努力をしてですね、本当に水の欲しい人のところには当初の計画に入っていない地域でも、やっぱり対応をちゃんとしてやるべきだというふうに考えるところですが、そこらについて県や土地改良区等々の考え方というのは、もう今年度と同じように一切駄目だというような考え方なのかですね、そこらについての新年度も含めて見通しをちょっとお願いします。

○農政課長（上原 登君） 畑かん受益に当初入っていない地域の編入ということにつきまして、実際要望があったところもありましたけれども、末端の配管地域から高低差なり、それから距離なり、かなりありまして、そこについて水圧が確保できないという調査結果がございまして、そちらの地域は誠に申し訳ないけれども編入ができないという結果になったところがございます。

末端配管から距離がない所であればですね、これは県の方に協議をして、できるだけ繰り入れをしていただくように努力はしているんですけども、今回以来のあった所につきましては、かなりの距離、それから高低差、そういったことでファームポンドからの水圧というものを勘案したときに編入できない所もございました。そこについては、御理解をいただけたのかなと思っております。

畑かん受益地の近隣であれば、できるだけ県にお願いをして編入をしていただくように努力をしたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○

日程第5 議案第3号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第3号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、高額医療費共同事業医療費拠出金、国民健康保険基金積立金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第3号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

説明資料は、51ページから54ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,530万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を46億337万2,000円にしようとするものでございます。

それでは、予算書の101ページをお開きください。歳入でございます。

1款、国民健康保険税、102ページの2款、使用料及び手数料につきましては、実績見込みにより算出したものでございます。

103ページからの国庫支出金、105ページからの県支出金、107ページの共同事業交付金、108ページの繰入金につきましては、保険給付費及び後期高齢者支援金、共同事業拠出金、保健事業費に係る歳出の補正に伴う歳入の補正でございます。

110ページの納付金でございますが、交通事故など第三者から受けたけが等の治療費の立て替え分の精算になります。

雑入は、補装具の国保負担分の1割を国が助成するものでございます。

次に、歳出でございます。

111ページをお開きください。

111ページから113ページまでの総務費につきましては、実績見込みにより補正するものでございます。

114ページから117ページまでの保険給付費につきましては、実績見込みで2億9,314万8,000円

の減額となったところでございます。

118ページの後期高齢者支援金は、病床転換支援金の確定によるもの、119ページの前期高齢者納付金等、120ページの老人保健拠出金、121ページの介護納付金につきましては、それぞれの金額の確定に伴う財源振替でございます。

122ページの共同事業拠出金につきましても、概算拠出金の確定に伴い補正するものでございます。

123ページ、124ページの保健事業費につきましても、実績見込みに基づき減額するものでございます。特定健診等事業費の委託料につきましては、受診者が当初見込みより少なかったため1,440万4,000円を減額し、疾病予防費の負担金補助及び交付金につきましては、温泉保養所利用料助成を利用者増に伴い増額するもの、はりきゅう施術料助成、ドック等助成を実績見込みにより減額するものでございます。

125ページの基金積立金でございますが、今回の補正に伴う余剰金を国民健康保険基金に1億円積み立てし、1億10万円とするものでございます。

126ページの公債費につきましては、実績を基に一時借入金利子を減額するものでございます。

127ページの諸支出金の3目、償還金につきましては、平成21年度分の特定健診等の確定に伴う国庫補助金等の精算返納分等でございます。

128ページの予備費につきましては、今回の補正に伴う調整のため1,841万6,000円を減額して、7,503万6,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第6 議案第4号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第4号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出予算について、医療給付費、医療費支給費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ597万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105万1,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の134ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、医療費交付金を299万9,000円減額するものであります。

140ページをお開きください。

歳出の医療諸費は、医療給付費を577万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第5号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第5号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,075万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,823万8,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の147ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を498万5,000円増額し、普通徴収保険料を1,579万円減額するものであります。

156ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を1,085万3,000円減額するものであります。

157ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、健康診査費を164万1,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第6号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第6号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、高額介護サービス費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,811万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億1,944万7,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の167ページをお開きください。

歳入の保険料は、第1号被保険者保険料を400万円減額するものであります。

予算書の171ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、地域支援事業支援交付金を351万5,000円減額するものであります。

179ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、高額介護サービス費を850万円増額するものであります。

181ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費は、介護予防特定高齢者施策事業費を1,044万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 文教厚生常任委員会に付託されていますので、詳しくはそこで質疑されると思うんですが、私にとりましては所管外ですので、お聞きいたします。

まず、全体として介護保険の介護予防事業に対する不用額が目立ちます。

まず、予算説明資料書によりますと、57ページ下の介護予防特定高齢者施策事業、予算額に対して約50%の不用額であります。

また、次のページの介護予防一般高齢者施策事業、この事業もこれはもう50%が不用額であります。これでいきますと事業そのものが目的を達したのか、それとも事業そのものの目的がどうだったのかというのが、そこをお聞きします。

次に、その下の介護予防ケアマネジメント事業、これは「嘱託職員の応募がなかったため減額する。」とありますが、このことによって事業そのものに支障がなかったものかどうかお聞きします。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

介護予防特定高齢者施策事業の委託料ですが、配食支援事業が約161万円、生活機能評価が約460万円、通所介護が約305万円の減額になっております。

当初の利用者が、通所型の介護予防が当初見込みからすると20人、それと配食支援が10名、当初見込みが10人から5名、生活機能評価が70人、当初見込みからすると約930人、温泉デイが当初見込みから100人でございましたが、20人と約80人少ない状況でございました。

一番大きいのが生活機能評価でございますが、今回の実績を見て当初の方では実績に近い形で編成したいということで考えて計上しております。

それと、2点目の介護予防ケアマネジメント事業の嘱託職員の応募がなかったため減額するという部分についてですが、当然応募がない分につきましては、現在いる職員の方でカバーしたという形で業務を遂行しているところでございます。

以上でございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○保健課長（木佐貫一也君） もう一つ、一般高齢者施策事業の減額につきましても、講演会関係の回数が少なくなったということと、それぞれの健康教室を、例えば6回予定していたところを5回で完了したという形がございまして、その分でその教室代関係が減ったというところでございます。

以上です。

○8番（藤後昇一君） この約半分に減りましたけれども、これの今後の対策はどう考えておられるんですか。

それとも、この講演会や教室が6回あるやつが5回で終わった、結局ニーズがそれだけの量だということでしょうか、両事業は。このニーズの測定ですね、それが少ないから少なくて済んだのか。それともニーズはまだ存在するのに、結局事業を消化しきれなくてこういう状態になったのかどうか、そこら辺りはどうお考えでしょうか。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問ですが、一般あるいは特定、両方の施策についても個人のニーズと若干ずれがあるのかなというところもございましたので、今内部の方では事業の中身については、見直す形で検討しているところでございます。

以上でございます。

○8番（藤後昇一君） 今言われましたようにニーズの量というのは、結局メニューといいますが、特にこの介護予防に関しては、メニューが非常に、その中身が大切だろうと思います。合わ

ないメニューをつくっても当然ニーズは発生してこないわけでありまして、その介護予防が必要なことはもう重々分かっていることですので、その介護予防本来の目的を達成する住民のニーズに合ったメニューをぜひともつくっていただいて、予算が十分発揮されますように、その辺のところのお考えはどうでしょうか。ちょっと今課長話されましたけど、そこをもうちょっと詳しくお願いします。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいま議員のおっしゃったとおりでございます、住民ニーズに合った形でメニューを取り入れながら確実な介護予防の効果があるような形で実施していきたいと考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑ありませんか。

○13番（小野広嗣君） 1点のみお聞かせください。

182ページ、地域支援事業費の中の任意事業費ですが、報償費で128万円、そして委託料の方が385万1,000円ということで、この謝礼金の中身ですね、そして地域自立生活支援事業委託料、配食関係の支援事業ですが、こういったものが減額になっているこの経緯、そしてこれまでの推移ですね、そういったもの含めてお示しをください。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまお尋ねの任意事業費の方でございますが、報償費の減額につきましては、昨年実施しました生活介護支援サポーター、17人いらっしゃいますが、活動実績ごとに報償費を払っているところですが、その分についての執行残という形になったところがございます。

それと、2点目の地域自立生活支援事業委託料についてですが、これは今議員の方から御指摘ありましたように、配食支援をしている分でございます。当然定期的な見守りに必要なということで配食をからめての見守り活動をしているところでございますが、これが当初10人みていたところでございますが、その分が実績に上がらなかったと、見守りの必要な方が少なかったということで減額するものでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

この委託料として、この地域自立生活支援事業に取り組んでいるわけですが、結果として当局の分析としては、見守り事業という観点から見たときに自立されている方が、今回は見込みより多かったというような理解を私の方はすればいいんですかね。

○保健課長（木佐貫一也君） そのように考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第7号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第3号)

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第7号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ342万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億324万5,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の189ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を342万5,000円減額するものであります。

190ページをお開きください。

歳出の総務費は、人件費等を202万5,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

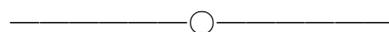
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第10 施政方針

○議長（上村 環君） 日程第10、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。

平成23年志布志市議会第1回定例会の開会にあたりまして、市政に取り組む所信と平成23年度予算案につきまして、主要な施策とその概要を説明させていただき、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

我が国の経済状況は、リーマンショック後の経済危機を克服し、外需や政策の需要創出・雇用の下支え効果により持ち直してきたようでありましたが、急速な円高の進行や海外経済の減速懸念により、今年の夏以降、先行き不透明感が強まり、また、雇用も依然と厳しい状況となっております。

国は、こうした経済状況の中、予備費の活用と補正予算による景気・雇用の両面から経済の下

支えを図ってきております。また、「新成長戦略が目指すデフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を確かなものとしていく」ことが閣議了承され、平成23年度の経済の見通しとして、予算、税制等による新成長戦略の本格実施等を通じて、雇用・所得環境の改善が、民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むと見込んでおります。

さて、去年は、このような景気低迷の中、100年に一度といわれた猛暑は、農作物の生育にも大きな影響を与え、また、4月に宮崎県で発生した口てい疫は、本市の畜産業のみならず、本市の経済全般に多大な打撃を与えたところであります。口てい疫侵入阻止にあたっては、市民ごぞつての防疫作業により市はもとより、鹿児島県への侵入もなく終息することができましたことに深く感謝申し上げる次第でございます。

これらのことは、本市の基幹産業の農・畜・林・水産業に大きな打撃を及ぼし、また、市内の中小・零細企業等や商店街の活性化等にも多大な影響を与えており、低迷する経済状況の中、市民の所得向上が喫緊の最重要課題であると認識しております。

また、現在、本年1月に全国各地で発生している鳥インフルエンザのまんえん防止対策、52年ぶりに噴火した新燃岳の降灰による農作物等への影響などが懸念されるところであります。

国外、国内の厳しい経済状況は依然と続く中、私は市民の皆さんの不安を少しでも和らげるよう、それ以上に、すばらしく明るい未来が描けるようなまちづくりにまい進してまいります。

志布志市長として2期目の市政に臨むにあたり、市民一体の運動として、「ごみの資源化率日本一」、「健康づくり日本一」更に「日本一の情報技術（ICT）先進地」を目指し、そして、「国際バルク戦略港湾」の指定の取り組みを基本に、様々な日本一づくりに取り組んでいくことを約束いたしました。このことは市民の協力による共生・協働・自立のまちづくりが、より一層推進されなければなりません。また、健康づくりは、市民に生きがいや誇りをもたらし、市の活性化につながります。更に、情報基盤の整備・活用は、全国でも例にない全市民が加入する取り組みを推進し、市民の安心・安全のための基盤整備を行い、情報活用先進のまちの実現を図ってまいります。そして、「国際バルク戦略港湾」指定の実現のために、県、港湾関係者一体となり要望活動の取り組みを鋭意行ってきているところであります。今議会中に、結果を御報告できるものと考えております。

これらの日本一づくりの取り組みの達成は極めて価値のあるものであって、このような様々な日本一がある志布志市で、生産される全ての産物は、「安心・安全・健康・うまい・本物・環境・循環」というキーワードで作られたものでなくてはなりません。このような産品が「志ブランド」として評価され、自信を持って全国に発信できるものとなるのです。また、地域の豊富な資源を生かし、市民の所得向上、経済の活性化、観光客の誘客増と志布志市のイメージアップにつなげ、市民が誇りと愛着を持ち、「住んでよかった」「住みたいまち」「訪れたいまち」へつなげることを目標にその取り組みの方策を探り研究を行ってまいります。

このことについて、昨年から取り組みを行っておりますブランド推進事業において、鹿屋体育

大学の学長を座長にお願いして「ブランド推進協議会設立準備委員会」を設置したところであります。今後、ブランド推進のための協議会を設置し、キャッチフレーズ等を定め、全国へ情報発信するための具体的な取り組みを実施してまいりたいと考えております。

本年3月の「九州新幹線全線開業」により、人の交流や交通体系の変化、観光産業の活発化など新たな大きな流れが起きるものと考えております。また、本市の基幹産業である農業分野においても、「安心・安全・新食糧供給基地」鹿児島としての力を発揮すべきときであり、特に大隅地域における新たな農業の展開は、県においても新しい取り組みの検討がなされているところであります。

更に、国の経済を左右するTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の問題も今後国会において慎重な審議がなされるようでありますので、その動向にも注視してまいります。

このような状況の中、本年度は、第1次振興計画の「後期5カ年の基本計画」、行政改革大綱に基づくところの後期5か年の「新たな集中改革プラン」、市の観光行政の柱となる「観光振興計画」、高齢化に伴い、新たな課題に対応する総合的な施策の展開のための高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画など、まちの今後の方向性を示す各種計画の策定が計画されております。計画策定においては、国、県の動向を見極め、市も合併から5か年が経過しており、より実効性のある計画の策定を行ってまいります。また、安心して安全な市民生活の充実を図るための（仮称）「志布志消防署」の建設など様々な事業実施のための予算を計上いたしております。昨年12月議会で可決いただきました過疎地域自立促進計画を基にそれぞれの事業達成に努め、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現のために誠心誠意、全力を傾注してまいります。

平成23年度の予算編成については、国における「新成長戦略」の確実な推進により、依然と厳しい財政状況のもと、地方財政は国の予算動向と同様に大きく変化することが見込まれます。

また、県においても、公共事業、県単公共事業の事業費の削減、その他についても県政維新大綱を踏まえ、更に徹底した見直しと節減を行うこととしております。

このような厳しい財政状況を認識し、限られた財源の重点配分を行い、積極的な施策の展開と着実な事業の推進を図り、市民の期待に十分応え得るよう編成したところであります。

以下、主要な施策につきましては、第1次振興計画の「七つのまちづくりの方針」に沿ってその概要を申し述べてまいります。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてでございます。

志布志港の利用促進につきましては、平成21年に供用開始された「新若浜地区国際コンテナターミナル」を有効活用するため、ターミナルの利便性の向上や、昨年度創設した「志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」のPR等、そのポートセールスに努めた結果、平成22年の外貿コンテナ貨物取扱量は、速報値で、8万3,541TEUと、平成21年と比較して、1万976TEUの増加と過去最高を更新したところであります。

特に、志布志港の課題である輸出貨物につきましては、輸出実入りコンテナ貨物量が、1万1,679TEUと、平成21年比較、158%と大幅に増加したところであります。

そのようなことから、「志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」について、本年度も継続し、外貿コンテナ貨物の増加に取り組んでまいります。

また、「国際バルク戦略港湾」の選定につきましては、「志布志港湾振興協議会」内に「国際バルク戦略港湾選定推進検討部会」を立ち上げ、「計画書の作成」、「要望活動」、「決起大会の開催」、「署名活動」など、大隅地域、宮崎県南地域の官民が一体となり取り組んでいるところであります。

今後のスケジュールといたしましては、3月24日に国の最終の検討委員会が開催され、計画書の採点、選定案の検討、その後、国土交通省政務三役で最終検討がなされ、3月中に選定結果が公表されると伺っております。

先ほども申し上げましたとおり、広域圏の官民が一体となり、選定に向けた取り組みを行ってまいりましたことと、国内におけるバルク港湾としての志布志港の現在の位置付けから鑑み、志布志港が「国際バルク戦略港湾」に選定されるものと確信しているところであります。

「さんふらわあ」志布志航路につきましても、市及び県が事務局である利用促進協議会が、その利用促進に努めた結果、旅客・貨物ともに前年度を上回る利用となったところであります。

そのようなことから、市の協議会といたしましては、引き続き、団体・修学旅行等に対する利用促進助成事業や、旅行エージェントとタイアップした企画ツアーを実施するとともに、サッカーフェスティバルやグラウンドゴルフ大会などスポーツ交流イベントとタイアップした旅客の確保に努めてまいります。

また、県の協議会といたしましては、昨年度取り組み好調であったマイカー利用者の確保対策に本年度も取り組むこととしており、両方で連携を図り、「さんふらわあ」志布志航路の更なる利用促進に努めてまいります。

道路関連では、東九州自動車道は、新直轄方式により志布志～末吉財部間48km、清武～日南間28kmの事業が進められています。また、曾於弥五郎～末吉財部間が、平成22年3月に一部供用しており、鹿屋串良～曾於弥五郎間が、平成26年度供用予定、志布志～鹿屋串良間は、平成28年度以降の供用予定となっております。しかし、日南～串間～志布志間はいまだに基本計画区間のままであります。今後も沿線自治体で構成する協議会を通し、国や関係機関に整備促進を要望してまいります。

都城志布志道路は、まもなく五十町(ごじっちょう)～梅北間の約3km、平成23年度には平塚～五十町間の約2kmが開通予定であります。志布志市内では、有明北～志布志間で橋りょう工事や用地買収が進められています。しかし、志布志～志布志港間は調査区間、県境区間は計画路線区間のままであり、都城志布志道路建設促進協議会で国、県や関係機関に整備促進を要望してまいります。

国道220号については、今日の高齢化社会に対応すべく安心安全な生活環境整備である歩道等の整備促進を関係機関に要望してまいります。

県道の整備につきましては、志布志港を拠点とした幹線道路である塗木大隅線の泰野地区、今

別府串間線の立花迫地区の早期完成を引き続き推進するとともに、地域の要望を踏まえ、局部改良や離合帯設置など早期に整備効果を共有できる手法も取り入れながら、積極的な要望活動を行い地域間格差の是正に努めてまいります。

市道の整備につきましては、活力ある地域づくりを推進するため、生活関連道路の整備を促進するとともに、国道、県道及び高速道路へアクセスする基幹市道の整備を補助事業・単独事業を活用しながら、道路網の整備を図ってまいります。

次に、情報化の推進につきましては、市内にブロードバンドが整備されていない地域や、地上デジタル放送の難視聴地域、携帯電話の不感地帯があり情報通信格差が生じていましたが、このような地域間の格差を解消するために、地域情報通信基盤整備推進事業を実施中でありま。

これから光ブロードバンドサービス、有線テレビジョン放送はもちろん、地域に密着した魅力ある市民チャンネルなどで防災、行政、健康、福祉、産業、教育など様々な分野で住民の誰もが情報通信の便利さを実感できる地域づくりに努めてまいります。

このことが日本一のまちづくり、更なる志布志ブランドの確立へ結びつくものと確信しております。

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けた取り組みである定住自立圏構想は、鹿屋市及び都城市と圏域毎に協定を結び、それぞれの共生ビジョンが策定されたところでありま。大隅定住自立圏共生ビジョンの具体的な事業では、初期救急医療体制の維持・確保の取り組みとして、夜間急病センターが4月1日開設の予定となっております。また、都城広域定住自立圏共生ビジョンでは、生活機能の強化に係る政策分野において、昨年4月20日に都城消防局と大隅曾於地区消防組合との相互応援協定の締結を行い、消防連携事業がスタートし、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、市職員を対象とした、特定課題解決型研修、政策立案能力向上研修などが実施されております。今後も、協定を結んだ市町が抱える課題の様々な政策分野において具体的な取り組みに連携をし、それぞれの共生ビジョンの計画達成に向け努力してまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

住まい・まちづくりにおける住環境の整備につきましては、本市における公営住宅の多くは、その大半が更新の必要な整備水準で、現代ニーズに合わない老朽化した住宅であり、既存ストック住宅の効率的な投資及び土地の有効活用の観点から、的確な住宅の整備を図っていく必要があります。

このため、本市公営住宅の実情を踏まえ、公営住宅のストック活用計画の適切な手法選定の下、計画的かつ的確な整備を図ろうと、一昨年度より優先度の高い住宅団地において、建替え整備を行っており、本年度においても同様に既存住宅の建て替え及び改善整備に努めてまいります。

また、本年度は公営住宅における社会資本ストックの長寿命化及びライフコスト縮減を図ることを目標とし、今後更新時期を迎える多くの公営住宅の効率的な更新を実現するため、公営住宅長寿命化計画の策定を行ってまいります。

都市計画に関しましては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び

機能的な都市活動を確保すべきこと、このためには適正な制限の下に土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念とする都市計画法に基づき、豊かな市民生活が送れるために、住環境の保護や、道路、公園、下水道をはじめとする都市施設などの都市機能の維持改良及び安心安全で快適かつ効率的な都市環境の形成・保全のため、地域の特性や土地利用の動向等を十分勘案しながら、計画的なまちづくりを進めてまいります。

また、未整備区間が残る都市計画道路「関屋線（県道志布志福山線）」については、地域の実情に併せた幅員等の計画変更等を行い、県営事業として両端に歩道を有する道路の整備が図られることとなりました。

水道事業につきましては、合理的で健全な運営体制を構築しながら、新たな水源を確保した田之浦地区の水源地整備を行い、年次的に簡易水道事業を上水道事業へ統合しながら、安定した水の供給を図ってまいります。

環境行政の推進につきましては、市環境基本条例の基本理念に基づき平成21年度作成しました環境基本計画に沿って進めてまいります。

現在「面倒くさいのススメ」と題して、市民の理解と協力をいただきながら、分別収集を行いごみの資源化率の向上と80%以上の埋め立てごみの減量を行っており、今年度も引き続き実践してまいります。

ごみの資源化につきましては、本市の平成21年度の資源化率は75.6%でした。平成20年度に引き続きまして、平成21年度も全国でもトップクラスの資源化率となるようであります。平成20年度の国全体の平均は20.3%ですので、志布志市の取り組みは、全国の市町村の模範となる取り組みを行っております。

この市民一人ひとりの共生・協働・自立による取り組みは「志布志モデル」として国内外から評価され、本年度から、3か年間国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業に参加することとなり、フィジー、大洋州からの研修員を受け入れ、また、志布志市から現地における指導員等を派遣し、本市の持つ知識や経験を生かした「ごみの分別・リサイクル」などの事業が展開され、国際貢献をすることとなったところであります。そしてこのことは、改めてこれまでの市民の協力のたまものと深く感謝する次第であります。

このような中、本市における取り組みといたしましては、埋め立て処分されているごみの中で「使用済紙オムツ」について、引き続き生ごみバイオガスなどと組み合わせ再資源化を図る研究を行うなど、その利活用を図ってまいります。

生ごみにつきましては、現在分別収集を行い、堆肥を製造しておりますが、更なる「飼料化」も含め高度化利活用を図れるように研究を重ねてまいります。

ごみの発生そのものの量を減らすための取り組みとして、平成21年10月から市内一斉のレジ袋無料配布の中止を行いました。今後も小売店の協力をいただきながら、マイバッグ持参運動と併せた運動を続けてまいります。

分別して埋め立てごみゼロを目指す「志布志モデル」、生ごみの高度な利活用、サンサンひまわ

りプランの推進、生ごみ堆肥の利活用と地産地消の推進、地域通貨ひまわり券を利用した「マイクロクリーン大作戦」「おじゃったもんせクリーン作戦」などの市民一人ひとりの取り組みをまとめ、広く情報を発信してまいります。

一昨年、当時の鳩山内閣は、2020年までにCO₂削減25%を図る「チャレンジ25」を掲げました。また、鹿児島県は策定中の「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」骨子案で同年までにCO₂削減30%を掲げており、このことにつきましては、市としても二酸化炭素削減目標を25%から30%に修正し、これを達成するため、どのような施策が必要かあらゆる方面からの研究・推進を図ってまいります。

本市では、平成20年6月に「普現堂の湧水源」が、平成の名水100選に選ばれ、本年2月に「水質保全シンポジウム」を開催するなど市民の地下水保全に対する意識を高めてまいりました。そして、一方では、環境保全と産業経済の発展は持続的可能なものでなければならぬため、各主体の取り組みを促し、市民への更なる意識の啓発・高揚を図ってまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き単独浄化槽及びくみ取り便槽を設置している方を対象に、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への転換を促すことを目的とした「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

環境政策は、市民一人ひとりの理解と取り組みによって進められています。地球環境問題からリデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）対策まで多岐にわたる問題、課題等について環境学習会を開催し、市民・企業等との協働を図りながら「環境にやさしいか」を市民の行動の基準とし、「ものを大切に、人を大切に」する各分野の「取り組み」がいっぱいあるまちを目指してまいります。そして、このことが「志ブランド」の確立にもつながると考えており、市民が共生・協働・自立の精神の下、自らの「取り組み」により、市の環境政策に「誇り」を感じていただき、日本一の循環型社会の形成を1日も早く図れるように施策を展開してまいります。

安全で安心なまちづくりは、市民、行政及び関係団体等の一体となった取り組みが必要であることから、市民、事業者及び所有者の役割、市の役割を明確にするとともに、基本理念を定め、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進め、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

そこで、「自らの安全は自らが守る」という意識の高揚を図り、自主防災組織による活動を推進していくことが大切であることから、平成19年度から各校区公民館を対象に、NPO法人の協力により、地域の防災マップの作成や自主防災組織の育成強化に努めておりますが、今年度は志布志地区において、この取り組みを推進してまいります。

また、平成23年5月までに設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置につきましては、消防団や自治会と連携し、市民の皆様への啓発に努めながら設置を推進してまいります。

消防・防災につきましては、大隅曾於地区消防組合の総合整備計画に基づく（仮称）「志布志消

防署」の建設について、関係機関団体と連携を図りながら実施してまいります。併せて、消防団につきましても、初期消火が効率的に行えるよう関係団体の意見を集約しながら、初動体制の強化や消防分団の区域を越えた連携を強化するため、市内17消防分団の再編を推進すると同時に、消防団員の資質向上を図りながら、消防団の消防施設等の充実強化に努めてまいります。

また、今年度は消防防災施設整備事業として、耐震性貯水槽の設置と消防車両等整備事業として、小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプの整備を図ることとしております。

自然災害等の対策につきましては、情報をいち早く伝達するための手段として、平成20年度から安全・安心メールの発信を行って情報の共有化を図り、災害発生時における迅速な対応や避難等の体制を構築してまいりましたが、警察や消防署等と連携を図り、なお一層の情報発信に努めてまいります。また、行政情報や緊急防災情報等の提供を目的としたコミュニティFM放送につきましても、災害時の有効な伝達手段として活用し、併せて行政告知端末と防災行政無線の連携により確実な災害時の防災情報の伝達に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察や防犯協会、地域の防犯ボランティア等と連携しながら、市の公用車による「志のまち防犯パトロール隊」の活動の充実を図り、地域安全パトロールや声掛け・見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援するとともに、広報紙、ホームページ、防災行政無線及び行政告知端末を活用した啓発活動に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者や児童生徒の交通事故防止、シートベルトの着用の徹底や、飲酒運転の根絶を重点目標に、警察や交通安全協会と連携して、交通事故防止について啓発活動に努めるとともに、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備により、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

我が国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この15年間で農業所得が半減するなど、危機的状況にあります。

また、穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給がひっ迫していく中で国内生産力を保持することが重要となっております。

安全で安心な国産農産物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務となっております。

平成23年度から本格実施される「農業者戸別所得補償制度」を活用し、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、国の戦略作物への作付転換を促進することにより、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指してまいります。

特に水田におきましては、本市の気候条件等にあった飼料作物、WCS用稲（稲発酵粗飼料）及びそば等の戦略作物の生産や地域の実情に即して、地域振興作物の生産の取り組み等を支援する「産地資金」を活用することにより露地野菜を中心とした本市の特色ある水田農業の推進を図ってまいります。

後継者の育成及び農村集落の活性化を図るため、引き続き「農業農村家業再生支援事業」を推進してまいります。

また、担い手の育成・確保につきましては、農業公社の研修制度を活用し、本市の中核となる農家の育成を関係機関等一体となって進めてまいります。

T P Pの問題につきましては、いろいろな解釈があらうかと思いますが、本市におきましては、基幹産業である農業が壊滅的な状況に陥り、関連産業を含めた雇用環境も悪化し、地域経済に深刻な影響を与えることが懸念されます。

本市の農業を守るために、これまでT P P交渉への参加は行わないよう反対の決意を表明してきました。今後も引き続き国における十分な審議のお願いと、働き掛けを行ってまいります。

園芸部門につきましては、本市の広大な農地を利用した土地利用型農業と土地集約型の施設園芸をバランスよく組み合わせ、消費地に信頼される力量ある産地づくりに努めてまいります。

露地野菜では加工用さつまいもの需要がややだぶついていることから、これに代わるキャベツ、新ごぼうなどの新規品目の調査研究、普及に努め所得の向上に努めてまいります。

ピーマン、いちご、メロン等は温暖な気候を利用した春を告げる商材として、中央市場の期待も高いため、生産量の拡大に努めたいと思っております。

また、今般、消費者の安心安全な農作物に対する意識や環境への負荷を軽減した農業への要求は高まっております。このようなことから畜産部門と連携した循環型農業推進協議会を中心に有機物の地域内での有効利用や農作物の適正な農薬使用、適正な肥培管理を中心に生産工程の管理指導に努めてまいります。具体的にはK-G A P（かごしまの農林水産物認証制度）の推進、総合的病害虫防除の技術確立と普及、有機J A S法にのっとり有機農業の普及・啓発を行い環境や人にやさしい農業の確立を目指してまいります。

お茶につきましては、県内第2位の栽培面積を誇り、防災営農作物として地域農業を支えてきました。今後も本市の立地条件と畑地かんがい水利用を最大限に生かし、国際競争力のある作物として生産コスト低減対策や総合的病害虫管理（I P M）への取り組みを強化し、「人と環境にやさしいお茶づくり」を実践してまいります。

また、各種製茶品評会への継続出品を進め、生産技術の修得や高品質茶の高位平準化により銘柄確立と産地力向上にまい進してまいります。

野菜を含めた耕種部門の営農の推進、経営の合理化を図るため、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」等の国県補助事業を積極的に導入し、市単独事業を含めて農業生産基盤を整備し、農業所得向上による農家経営の安定、産地の維持拡大を図ってまいります。

市の畑地かんがい（以下「畑かん」という。）事業は、曾於東部地区が完全通水、曾於南部地区でも一部地域を除いてほとんどの地域で水利用が可能となり、畑かん水を利用した計画的、安定的な畑作農業への転換と省力化、収益性向上への取り組みが期待されております。

畑かん営農の指針となる「志布志市畑地かんがい営農ビジョン」を念頭におきながら、受益者と関係機関・団体が一体となって積極的に推進し、「畑かんを使ってもうかる農業」の実現に向け

て取り組んでまいります。

畑かん事業は、ダム建設等の国営事業が東部及び南部地区とも既に完了し、県営事業においては東部地区が今年度、南部地区が平成24年度から26年度までに順次完了の見込みであります。

また、水利用の推進につきましては、水利用による品質向上や収量増加に伴う生産性の向上や、走行式散水器具を利用した作業の効率化や省力化などが実証成果でも明らかになっております。

このような状況を踏まえ、関係機関・団体等と連携を図りながら、水利用を推進してまいりますとともに、畑かん事業の円滑な推進と事業効果の早期発現に努めてまいります。

畜産については、経済不況による肉牛の枝肉価格の低迷が依然として続いており、また、海外の穀物主産地の異常気象や、作付面積予想の下方修正、更にエタノールの税制優遇継続等による配合飼料価格の値上げなど依然厳しい状況にあります。また、先月以来、県内及び県外で発生しいまだ終息してないところの高病原性鳥インフルエンザや韓国等における口てい疫の発生など国外、国内とも大変厳しい状況にあるところです。

このような状況の中、基盤強化の充実が重要と考え、昨年に引き続き、優良素（もと）畜の確保に向けて、平成22年度限定で実施した優良種畜保留導入事業による対象種畜拡大の継続を行ってまいります。

畜産生産基盤施設整備事業として、平成23年度より標準事業費の見直しと補助率の変更を行い、公平性の確保を図り、新規メニューとして鶏舎飼育改造を対象といたしました。

地域内一貫生産対策事業として、肉用牛の枝肉価格が依然として低迷していることから、肥育農家に対する市内産子牛の導入支援と繁殖農家に対する子牛価格引き上げのため、平成22年度に引き続き実施してまいります。

和牛生産、肥育牛日本一を目指して、優良種畜保留導入事業や肉用繁殖雌牛導入事業貸付及び全共出品強化対策事業等により優秀な素（もと）畜の確保とその後の指導強化を図ります。

具体的には、平成24年度実施の第10回全国和牛能力共進会出品に向けた肉用子牛の導入対策及び導入後の指導の充実にも努め、鉄平号の産子について、分べん状況を確認し優秀な産子については競り市までの育成指導及び自家保留の推進を行い、導入後及び自家保留後については定期的な巡回指導に努めてまいります。

家畜防疫対策としまして、昨年猛威を振るった口てい疫等の侵入防止については、国外からの持ち込みを未然に防止することが最重要であり、空港、港湾での防疫措置の徹底など国における対策強化が必要となっております。併せて、農家においては消毒ゲートを設置するなど自らが防疫対策に努めることが重要でありますので、農家の防疫強化対策を支援するため、新たに海外悪性伝染病等防疫消毒ゲート設置事業を実施してまいります。また、鳥インフルエンザ防止対策事業により、防疫資材の購入助成を行い、養鶏農家の健全な経営がなされるよう努めてまいります。

ほ場整備につきましては、野井倉下段地区を平成21年度から工事に着手し、平成23年3月末で全体面積48haのうち約28haが完了する予定であります。今後は、早期完成に向けて事業費の確保と円滑な推進を図るとともに、区画の狭い野井倉開田の再ほ場整備の推進も努めてまいります。

また、「農村振興基本計画」に基づき、中山間地域総合整備事業による、ほ場整備推進を行ったところ、おおむね19団地70haの水田で整備の同意が得られましたので、事業の早期採択実現を目指してまいります。

農道の整備につきましては、地域活性化交付金事業により多くの地区整備を行ってきたところですが、今後も生活に密着した農道や基盤整備等の事業推進を図るため、国・県の交付金事業や補助事業を活用しながら、年次的な整備に努力をしてまいります。

また、志布志弓場ヶ尾地区については、営農形態の変化により、ハウス等による作物の栽培が数多くなりました。これらにより、大雨時に下流域の災害発生が懸念され、当地区の排水対策として、流域全体の総合的な構想設計を基に、今後、新たな事業導入による農村環境の改善に努めてまいります。

林業の振興につきましては、特用林産の奨励作目であるさかきやしきみ等のブランド化を目指し、更なる面積拡大と生産組織の基盤確立を図ってまいります。

また、特用林産生産者の経営安定化に向け、作業の効率化を図るため、「森のめぐみの産地づくり事業」で結束機の導入に取り組んでまいります。

林道は、森林整備の推進や山村地域における生活関連道路として、地域活性化交付金により、多くの路線の舗装工事を行ってきたところですが、今後も長寿命化を図り、年次的に整備を進めてまいります。

水産業の振興につきましては、昨年度、種子島周辺漁業対策事業により整備した志布志漁協大型製氷施設の利活用を推進するとともに、漁業を取り巻く環境の変化を踏まえ、漁協との連携を深め対応してまいります。

我が国の経済情勢は、景気は足踏み状態にあり、失業率は高水準にあるなど、国民生活に密接に関連する雇用情勢も厳しく、更にデフレが続いており、円高、世界経済の動向等、不透明であり深刻な状況となっております。

このような状況の中、本市の経済も、昨年実施した緊急経済対策のプレミアム付商品券事業により、個人消費は持ち直しの動きもありますが、中小企業者にとりましては、厳しい経営状況が続いております。

商工業振興につきましては、商店街の活性化及び魅力ある店舗づくりを進め、商工業者の経営安定を図るため、商工会が実施する商工業振興対策事業、小規模事業経営改善普及事業、地元購買促進対策事業に加え、これまで実施してきた農商工連携事業、商店街活性化対策事業を統合し、商工業経済活力支援事業を新たに展開することとしています。

昨年来実施されておりました鹿児島県内の商店街グルメナンバーワン決定戦いわゆるS-1グルメにおいて、志布志中央商店街の製作した「背白ちりめん三昧丼」がグランプリを獲得いたしました。これまで加工品として県外に出荷されてきた地域資源「背白ちりめん」をご当地ならではの新鮮な食材を用いた料理として開発し、本市の代表的な料理として県民に多大な評価を受けることができました。

このため、商工業経済活力支援事業において、商店街の飲食店を中心に「背白ちりめん三昧丼」を鹿児島県ナンバーワンご当地メニューとして、市内イベントでの出店など市内外の方に食していただけるよう普及していきたいと考えております。また「背白ちりめん」の他にも本市は食材の宝庫であります。これらの地域資源を活用した「食」の商品開発を行い、「背白ちりめん三昧丼」を含め、全国各地で開催されているご当地グルメのコンテストに出品するなど、本市のグルメを生かした地域おこし、観光振興、商店街活性化等、本市経済の活性化を図ることを目的に支援してまいります。

また、本年度も市単独での緊急経済対策事業として、緊急商工業資金利子補給金交付事業に引き続き取り組み、市商工会に加入している商工業者が、株式会社日本政策金融公庫などの制度資金を利用された融資の内、1年間に支払った融資利率1%に相当する利子分を交付し、経営の強化や安定化につながるものと考えているところであります。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

○

午後0時03分 休憩

午後1時09分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 引き続きまして、施政方針を述べさせていただきます。30ページ中程からです。

株式会社志布志まちづくり公社の経営改善の対策として、オラレ方式による競艇場外発売場の設置も3年目を迎え、本事業が市内、市外に定着し、売上高、利用者数が増大することにより、志布志市のまちづくりのために、更に役立つものと考えております。本年度も引き続き関係機関との連携を密に行い、「オラレ志布志」のPRに取り組んでまいります。

本市は、まちづくり公社の最大の出資者でもありますので、今後も開設時借り入れた高度化資金の償還を念頭に置き、経営改善を進めていくよう要請してまいります。

消費者行政につきましては、昨年度から消費生活相談員を2名設置し、消費者からの様々な商法における商品やサービス等の購入・契約から発生する苦情、相談に応じ、問題解決を図ってまいりますとともに、高齢者等を対象に被害防止等啓発事業を強化し、安心した消費者生活の確保を図ってまいります。

観光の振興につきましては、九州唯一の中核国際港湾である志布志港やJR志布志駅、現在整備が進みつつある都城志布志道路や、東九州自動車道、全線開通した九州新幹線などの交通基盤を効果的に活用し、自然、歴史、文化、農林水産資源を組み合わせた体験・交流型の観光を推進し、近隣市町村と連携した広域的な観光ルートの作成や魅力ある観光地づくりに努めるとともに、県が新幹線開業に伴い新たに計画する事業において県との連携を図ってまいります。

具体的には、フェリーさんふらわあと連携したスポーツ合宿客や体験型観光客の積極的誘致を

図るため、「体験型観光推進員」の配置や、「スポーツ合宿等誘致奨励金」の創設を行ってまいります。

また、歴史を活用した観光を推進するための「まちあるき観光拠点」の設置や「観光ガイド」の活用を図り、まちあるき観光の推進を図ってまいります。

イベントにつきましては、「志布志市観光入込み客数・年間100万人」を目標に、「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「ふるさとまつり I N有明」の四つのまつりを、市民の皆様が主体となり、知恵と汗を出し合い、行政と協働して実施することで、より個性的で、より魅力あるイベントとなるよう強化するとともに、今後の取り組み方についても検討してまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷につきましては、指定管理者による経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実向上を期待しているところであります。

更に、JR志布志駅に設置いたしました総合観光案内所を拠点に、おもてなしの心の醸成や受け入れ態勢の充実を図り、市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高め、「訪れてよかったまち」、「再び訪れたいまち」として印象付け、志あふれる「おもてなし」日本一のまちを全国に発信してまいります。

特産品の振興につきましては、観光特産品協会に委託して実施する「特産品販売促進事業」を更に充実させ、ふるさと宅配便やインターネットを活用した販売システムの構築、特産品コンクール等の実施により、志布志市に内在する特産品や特産資源の掘り起こし、市民の皆様への周知、情報発信を行うとともに、商工会や特産品協会と連携し、関東や関西での物産展を通じて、地場産品の販路拡大や、農・商・工連携による特産品の開発に努めてまいります。

これらのことを総合的に推進するため、市全体の長期的な観光行政の指針となる「観光振興計画」を市民の皆様のお意見をお聞きしながら策定してまいります。

定住交流の推進につきましては、自然豊かな志布志市に人が訪れ、交流し、「来てよかった、また行ってみたい、住んでみたい」と言ってもらえるような魅力を探りながら、定住に結びつくための取り組みを積極的に進めてまいります。

企業立地につきましては、地域経済の活性化と雇用創出のため、市の最重要課題として位置付けており、積極的な誘致活動を続けてまいります。より力を入れていきたい分野として、既存立地企業の規模拡大の推進があります。

具体的には、市内に既に立地している企業で、工場増設や新たな分野への進出を考えている企業に対して協力や補助を行い、既存立地企業の雇用拡大につなげていくものであります。

特に、本市の特長である第1次産業を生かした農畜産加工業の工場等や、太陽光エネルギーなど新エネルギー産業を担う部材業種等の関連企業の増設や規模拡大を積極的に推進しまして、志布志港の活用にもつなげていきたいと考えております。

トップセールスにつきましても、港を持つ優位性をアピールしたポートセールスにより、地元貢献できる優良な企業が立地できるよう努力してまいります。

市が所有しております工業団地につきましても、企業立地促進の補助制度を活用し、積極的に誘致活動を進めてまいります。

また、コールセンターやIT関連企業誘致目的のため、市民を対象とした研修会を実施してまいります。

今後も、県や周辺市町村と一体となって、本地域経済発展の起爆剤となるような企業誘致へ向けて、全力を尽くしてまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

少子高齢化が更に進展する中で、保健・医療・福祉に対する需要は、ますます増大していくことが予想されます。

高齢者の福祉につきましては、援護が必要な高齢者やひとり暮らしの生活を支援するとともに、社会参加や生きがいづくり・健康づくりに努めてまいります。

具体的には、平成22年度に開始した救急医療情報キット配布事業に対する周知を社会福祉協議会と連携し、更なる加入拡大を図り、病気や災害時にも迅速に対応できる体制整備を構築してまいります。

子育て支援策につきましては、少子化が進行する中、働きながら子どもを産み、育てる環境づくりが大きな課題とされており、仕事と家庭の両立のための事業の推進を図ってまいります。

具体的には、出産祝金については、第1子出産からの支給を継続して実施いたします。また、子ども医療費助成については、中学校卒業までの全ての対象者に全額助成するとともに、市民の健康づくり運動を推進してまいります。

更に、地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンター事業の充実を図るとともに、母子家庭への自立促進支援策として「自立支援教育訓練給付金事業」「高等技能訓練促進費事業」を継続実施してまいります。

また、児童虐待への対応につきましては、「要保護児童対策地域協議会」において、関係機関団体の連携と情報の共有を図りながら、子どもたちが健やかに育つ環境を整備するため、継続した取り組みをしてまいります。また、本年度は市民の皆様へ虐待周知と通報に対する正しい認識をしていただくため、市内全戸へ啓発用のパンフレットを作成し配布いたします。

保育行政につきましては、市民ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、保育所の民間移管については、保護者や地域の皆様の理解を求めながら、引き続き移管を推進してまいります。また、放課後児童健全育成事業につきましては、今まで小学3年生までだった対象年齢を4年生まで引き上げ、保護者負担軽減に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、「第3期志布志市障害者計画及び障害福祉計画」の策定に取り組み、今後の事業展開を見据えた計画づくりを行い、引き続き、充実した地域生活支援事業に積極的に取り組み、障害者の自立・社会参加の促進を図ってまいります。

また、障害者の「相談支援事業」については、障害者相談支援センターの相談件数も増加傾向にあり、曾於地区全体の相談体制を充実するため、本市の障害者相談支援センターと曾於市、大

崎町の相談支援事業所と連携し、より専門的な相談支援ができるよう迅速な対応を目指してまいります。

更に、障害者自立支援法対策臨時特例事業を活用し、市内の2か所の障害者用トイレをオストメイト（内臓機能疾患で、便や尿をためておくための袋を腹部に装着した方）が利用可能なトイレに改修してまいります。

保健事業につきましては、現在、社会問題化している食材の安全性に対する不信感、ストレスの増加など、健康を取り巻く環境の悪化により、いかに心と身体を健康を保ち、健やかに安心して暮らせる社会にするか大きな課題となっている中、本市では、健康増進計画「健康しぶし21」に基づき、市民を主役に、家庭、地域、学校、職域、医療機関等、行政がそれぞれの特性を生かしつつ連携して、「健康づくり日本一のまち」を目標に各事業に取り組んでまいります。

具体的には、平成22年度に創作した志布志市の健康体操「フロム志布志元気アップ体操」の普及や鹿屋体育大学の協力の下に高齢になると衰える筋肉を無理なく安全に鍛える「貯筋運動」の普及、健康ウォーキングイベント開催等によるウォーキングの推奨などを行い、日常の継続的な運動による健康づくりを推進してまいります。また、生活習慣病予防意識の啓発を目的としてグループで取り組む「健康づくりチャレンジBMI（肥満度の指標）」や「健康づくり推進モデル地区」を定めて、多くの校区民が参加する健康づくりをテーマに、楽しみながら学ぶ健康教室などを実施してまいります。

そのほか、「介護予防教室」の充実や「ミニ健康づくり教室」の開催、「健康づくり推進員養成事業」、「健康づくり自主活動助成事業」などに取り組み、日頃から運動や栄養改善の意識向上、継続した実践活動のできる環境づくりに努めてまいります。

併せて疾病予防の観点から引き続き、特定健診・がん検診の受診率向上に努めてまいります。

母子保健事業につきましては、乳幼児の健康の維持増進を図るため、乳児、1歳6か月、3歳児健診や各種相談等を行い、少子化対策として妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減するため、平成21年度に拡充しました妊婦健康診査の公費負担を継続して取り組んでまいります。

また、平成20年度から実施しました不妊治療助成につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業に取り組むこととしており、今後も少子化対策に努めてまいります。

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問する「新生児等訪問事業」につきましては、継続して実施してまいります。

予防事業につきましては、平成22年度から始めた3歳未満の小児用肺炎球菌予防接種費用の全額助成に加え、ヒブワクチン予防接種費用と中学2年生から高校1年生までを対象にした子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の全額助成に取り組む、疾病予防、子育て支援に取り組んでまいります。

救急医療事業につきましては、曾於郡医師会によります在宅当番医制や夜間急病センター運営、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成の中での大隅広域夜間急病センター設置等、休日や時間外

医療の確保や、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療の確保のため、各医師会等と連携して、地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。また、その前提でもある地域医療の確保を年間テーマに、曾於郡医師会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

介護保険事業につきましては、平成24年度からの「第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の実施に伴う計画の策定に取り組んでまいります。第4期計画の執行状況を検証し、更に充実した介護の確保を目指してまいります。

また、介護予防施策につきましては、地域包括支援センターを拠点に、様々な健康づくり事業を継続して進めてまいります。各地域においても、介護教室やサロン等の充実を図り、健康で生きがいのある在宅生活が送れるよう支援してまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療費適正化の推進、特定健診・特定保健指導を核とした保健事業の推進並びに保険税の収納率向上対策を推進し、事業の健全運営に努めてまいります。

これらの取り組みを通して、保健・福祉・医療が一体となった、地域ケア体制の確立や子育てをサポートする運動を地域ぐるみで展開して「高齢者が元気なまち」と「子育て日本一のまち」を目指してまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、「伝統と文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

また、教育行政全般において、本市まちづくりの基本理念である「志あふれるまち」を目指して、本市三つの地域のよさを取り込んだ「きらり輝く三つのおしえ～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした「志を高める」教育を推進してまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

その実現に向けて、正しく美しい日本語を書くことや話すことが、人として踏み行う人間性のかん養に資するとともに、それは日本人としての原点であると位置付け、日本語教育の充実を努めてまいります。また、各学校における学校教育目標の具現化を目指す共通実践事項の設定と確実な取り組みにより、知育・徳育・体育の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成を図ります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、達成状況の質的な個人差に応じる授業システムの構築や小・中学校学力アップ事業などの更なる充実により、基礎的・基本的な事項の確実な定着に努めてまいります。また、校内研修や授業を通じた各種研修会等の開催により、教職員の資質向上を図ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、「心いきいきあいさつ運動」を学校や家庭・地域で実践すると

ともに、読書の習慣化に向けた取り組みを推進してまいります。また、生徒指導コーディネーター養成研修会やスクールソーシャルワーカー活用事業などにより、不登校や問題行動等の早期発見・早期対応に努めてまいります。

たくましい体の育成につきましては、「早起き・早寝・朝ごはん運動」の展開で、規則正しい生活の習慣化に努めてまいります。また、徒歩・自転車通学の奨励やむし歯治療率の向上などにより、学校保健・安全教育の充実に努めてまいります。

開かれた学校づくりについては、郷土に根ざした活動を積極的に取り入れて特色ある教育活動を推進するとともに、学校関係者評価委員会等における保護者や地域の意見を学校経営に生かしてまいります。

更に、国際化や高度情報化等の社会の変化に対応するため、外国語指導助手や地域人材の有効活用による小学校外国語活動の充実、電子黒板やICTを効果的に活用した授業の改善に取り組んでまいります。

小・中学校の在り方につきましては、本市における少子化の進行と小・中学校の現状に鑑み、適正規模の学校数の確保等教育環境の整備が必要であります。昨年度から「志布志市立学校規模適正化推進委員会」を設置し、学校の統廃合に係る調査研究を進めてきており、本年2月、学校規模適正化の基本方針を策定したところであります。本年度からは、この基本方針に基づき統廃合の具体的な計画の策定を行い、将来を展望し学校の活力を維持し、子どもたちが生き生きとした学校生活を送れるようにするため、適正な学校規模の実現に努めてまいります。

小・中学校施設につきましては、学校は児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っております。これまで、志布志中学校3階校舎及び松山中学校校舎の耐震化工事が完了しております。今年度は、田之浦小学校の特別教室棟と体育館及び森山小学校と伊崎田中学校の体育館の耐震補強工事と改修工事を実施してまいります。今後も引き続き、耐震化優先度の高い校舎等から順次、計画的に整備を行い、子どもたちが安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

また、教職員住宅の改築につきましても、年次的に実施してまいります。

本市の生涯学習につきましては、「まち全体を学び舎（まなびや）に」をスローガンとし、市民が「学ぶ喜び」を感じ、そして生き生きと学んだことをまちづくりに還元できる生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習センターを中心に、官民一体となった学びの中に市民が輝く生涯学習講座の開設や市民総参加の生涯学習フェスティバルを引き続き開催するとともに、積極的な市民の参加を推進してまいります。

また、開校8年目を迎えた創年市民大学は、「感動と志あふれる生涯学習のまちづくり」をテーマに、全国の生涯学習まちづくりの第一人者の手法を学びながら、自主研究グループの自立した活動の促進や、創年と子どもの感動と志あふれるまちづくりを実践してまいります。

市内の条例公民館等については、各校区公民館長とも協議しながら必要な整備を進めていき、利用者が安心して利用できる環境整備に努めることにより地域活動の活性化を図ってまいります。

「花いっぱい運動」につきましては、「花いっぱいのまちづくり」を推進するために実施しておりますが、本年度も引き続き各校区公民館等と連携を図りながら春・秋の年2回花の苗を配布いたします。市内各地域で花を育て花に親しむことを通して、環境美化や青少年健全育成、地域連帯感の醸成などの地域づくりに努めてまいります。

青少年の育成につきましては、国内・国外の研修事業を引き続き実施することにより、ホームステイによる現地での生活体験や人々との交流を通じて郷土を見直すとともに広い視野を培い、新しい環境での仲間づくりや新たな出会いを通して積極的に行動し、心身ともに力強い青少年の育成を推進してまいります。また、青少年育成市民会議を通して各校区公民館等による様々な自然体験や地域行事の活動による異世代間交流を図ってまいります。

文化振興につきましては、志布志市文化会館が築34年を過ぎており、全館的な施設のリニューアルが求められております。このことを踏まえ平成21年度から年次的に改修を実施しており、引き続き今年度は、管理棟空調設備改修工事・トイレ改修工事などを行ってまいります。

市内外から高い評価を受けております自主文化事業につきましては、志布志市文化会館の開館35周年記念事業として、アンケート等から集約した市民ニーズに基づいて、ニューミュージックコンサート・ミュージカル・落語・寄席・文化講演会など幅広く実施し充実を図ってまいります。

芸術・文化の国際交流につきましては、平成22年度はEU・ジャパンフェスト日本委員会からハンガリー国際音楽祭へ招へいされ、5月に志布志市の子どもたちが参加いたしました。

本年度も広く市内の子どもたちや地域住民が、世界の文化を知る機会と、肌で感じる国際交流を目的に、今回で第8回となる国際青少年音楽祭の支援をしてまいります。

校区公民館連絡協議会等の社会教育団体につきましては、組織の運営及び活動の支援を図るとともに、各団体の育成と相互の連携に努めてまいります。

生涯スポーツにつきましては、市民の体力の向上、健康の保持増進を図るため、各地域に整備されている運動施設の利活用を進め、誰もが主体的、継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことを目指して、本県が提唱している「健やかスポーツ100日運動」を推進してまいります。また、本市の進むべきスポーツの振興を図る諮問機関として(仮称)「志布志市スポーツ振興審議会」を設置することにより、市民とともに本市のスポーツ振興を推進してまいります。

更に、各種スポーツ教室を実施するほか、体育指導委員によるニュースポーツの普及・啓発・指導を行ってまいります。

なお、スポーツイベントとして定着している「しぶしポートマラソン大会」、「志布志ジョガー駅伝大会」、「さんふらわあ志布志交流全国グラウンド・ゴルフ大会」などは、スポーツイベントとして定着しており、スポーツの楽しさや喜びを味わい、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に参加していただき、更に市民の体力づくり・健康意識の高揚に寄与してまいります。

また、港湾施設である志布志港新若浜地区内にある、しおかぜ公園は、昨年8月から一部供用開始しておりますが、本年7月には、こけら落としを実施し、市民への周知や普及啓発を図ってまいりたいと考えております。また、既存の施設においても、備品の整備等を行い、スポーツ合

宿の推進や、市民の憩いの場やスポーツの場として利用できるよう整備してまいります。

図書館につきましては、“図書館へ行こう”を合い言葉に、市民の学びと憩いの場として、多種多様な学習需要の拡充に対応するため、専門的知識を有する人材を育成し、図書館サービスの充実に努めるとともに、総合的な学習の場としての役割を果たす、市民に愛され親しまれる公共図書館づくりを目指してまいります。

そのためにも、幼稚園や保育園、学校、ボランティアグループ等の関係機関との連携を密にし、子育てを支援する読み聞かせ会やブックスタート、移動図書館サービスなどを展開しながら、読書活動の推進を図ってまいります。また、図書資料の充実を図りながら、市民が気軽に参画する図書館ボランティアの養成に努めてまいります。

また、有明分館は、図書室としての環境改善を図るとともに施設の機能と図書資料の整備・充実を図り、市民の生涯学習を支援してまいります。更に本館では、平日の家族連れや勤め帰りの人が利用しやすくするために、現在実施している火曜日から金曜日の間、午後7時までの1時間延長を、広く市民に周知してまいります。

文化財の保護活用につきましては、今年度も引き続き「志布志城史跡公園保存整備事業」を推進するため、国の補助を受けながら発掘調査をしてまいります。

なお、志布志城跡は、平成22年度に2万4,266㎡を公有化いたしましたので、本年度、残りの用地を取得することによって、国指定区域のほぼ全域が公有化されることとなります。

「志布志麓庭園」につきましては、平成22年度策定しました保存管理計画の中で、今後の保存管理の在り方や、整備活用の方向性が示されておりますので、これに従い推進してまいります。

また、本市ではこれまで、埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品の保管場所や、考古資料の公開展示施設が不足しておりました。

これを解消するため、国の施設整備の補助事業を活用しまして、市民にとって埋蔵文化財が、より身近なものとなるよう愛護思想の普及啓発を図ってまいります。そのため、本年度、老朽化しております旧法務局跡の志布志埋蔵文化財整理作業室の耐震設計業務委託・補強計画及び改修増築設計業務委託等を行い、来年度、(仮称)埋蔵文化財センターとして改修増築工事を実施する予定といたしております。

「歴史の街づくり事業」につきましては、一昨年から継続してきた庁内検討委員会の検討結果に基づき、文化財資源の整備活用、観光基盤の整備充実及び町並み景観の整備等を促進するため、本年度策定予定の観光振興計画との整合を図るため関係課との協議・研究を行ってまいります。

学校給食につきましては、食材に安心・安全な地元産の野菜等を多く取り入れながら、おいしい給食づくりを心掛け、児童、生徒から大変喜ばれているところであります。本年度も、地産地消の推進を図りながら、「特産品活用学校給食補助事業」により市内の特産品を本市の将来を担う児童・生徒に提供する「志布志市キラリ輝く学校給食」を引き続き実施してまいります。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

21世紀の地域行政の新しい仕組みである「共生・協働・自立の社会づくり」を実現するために

は、市民自らが地域のことを考え、計画・実践することであり、そのことを推進することにより市民が輝き地域が輝いていくことにつながります。

自治体の基礎的組織である自治会活動の推進策としまして、従来の「自治会活性化事業(納税活動)助成金」を廃止し、新たに自治会活動の活性化の充実を目的とする、「自治会提案型活性化事業」を創設いたします。また、合併後減少傾向にある自治会加入対策として、自治会未加入者への自治会の加入促進に対し、「自治会加入促進事業」を創設して自治会運営の活性化を目指してまいります。

また、本年度においても、市内のNPO団体等の情報交換や連携するための「NPO等連絡協議会」や、「共生協働推進委員会」の活動内容の充実を図ってまいります。更に、市民の皆様への啓発を行い、市民・行政・民間団体やNPOなどがそれぞれ創意工夫に努め、連携しお互いに支えあう「共生・協働・自立の社会づくり」を推進してまいります。

また、地域での取り組みとして実施されている「ふるさとづくり委員会事業」は、各地区の事業内容も年々充実しており、市内全地域での取り組みがなされるように推進してまいります。

まちづくりの基本理念であります「志のあふれるまち」の推進につきましては、昨年4月24日の「しぶしの日」は口てい疫の侵入防止のためやむなく中止いたしました。過去3回の「しぶしの日」には、志の記念講演を行うとともに、「志」のシンボルマークを広く活用し、地域、学校等を中心に「志のあふれるまち」の浸透を図ってまいりました。本年度は、市制後5か年が経過したのを機に、更なる共生・協働による、日本一のまちづくりへのきっかけとなる節目の年です。市制5周年記念事業として位置付けまして、功労者の表彰や記念講演を実施する予定であります。

また、ふるさと納税の事業による寄附金につきましては、全国から多額の寄附金を頂き大変感謝しているところであります。寄附者の志を大切に、十分生かされる使い道を検討しながら市の発展のために役立てたいと考えております。本市の平成22年の状況は、口てい疫関連で件数は多くなっておりますが、今後も郷土会の会合やホームページ等を通じ、寄附者の増加に努めてまいります。

広報公聴活動につきましては、「共生・協働・自立」のまちづくりを実現するためにも大変重要であると考えております。市の施策・諸活動を広く周知し、市民と情報を共有するとともに、市民の皆様の見解を施策に反映するために、市民ニーズの把握にしっかりと取り組んでまいります。

広報活動につきましては、これまでの「市報しぶし」やホームページに加えて、平成23年度から市内各世帯に設置されます行政告知端末も積極的に活用してまいります。

公聴活動の一つでもある「ふれあい移動市長室」につきましては、平成22年度に実施しました各校区公民館のアンケート結果に基づき、市内各地域を巡回して地域の課題や問題点、行政に対する率直な御意見・提言等をお聞きしたいと考えております。

男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために、平成19年度に策定しました「志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」は、数値目

標を掲げて事業に取り組んでおり、毎年度、市民代表で組織された「男女共同参画推進懇話会」によりその事業評価をしております。各事業の進捗率は、平成20年度が68.5%、平成21年度は77.9%、平成22年度は81.9%という結果になっており、計画の最終年度であります平成24年度に向けて、更にその達成度を高められるよう努力してまいります。

平成25年に見直し予定の「志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」策定に向けて、本年度は、市民の皆様を対象に男女共同参画に関する意識調査を実施する計画であります。

また、市民の皆様にも男女共同参画社会についてより一層の理解を深めていただくために、あらゆる機会を利用した積極的な「まちづくり出前講座」や広報紙や「男女共同参画だより『それいゆ』」やリーフレット発行、ホームページによる周知・啓発活動を行ってまいります。

更に、女性専門相談員が対応する女性相談室や相談専用フリーダイヤルへの相談が増加し、DV被害相談もある現状を踏まえ、関係課や機関との連携により、支援体制の整備を図ってまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

行財政改革につきましては、「行政改革大綱」を平成18年7月に定め、その推進期間を平成18年度から平成27年度までの10年間としていますが、集中改革プランの改定と併せて5年後に見直しをすることとなっておりますので、平成23年度から平成27年度までの5年間の目標を明示した「第2次集中改革プラン」の策定に併せて「行政改革大綱」の一部を見直し、引き続き大綱に掲げた市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けた改革・改善に取り組んでまいります。

行政評価制度による施策や事務事業の評価を通して、限られた財源の効率的な配分や職員の意識改革と能力開発の推進を図り、成果を重視した透明性のある行政運営の改善に努めるとともに、外部評価につきましては、事務事業について市民参加型の検証を行いながら、事業の必要性や優先順位を決定し、事業のビルド・アンド・スクラップに取り組み、最小の経費で最大限の効果を発揮し、より効率的で質の高い行政サービスを提供してまいります。

組織機構の再編につきましては、新たな「第2次定員適正化計画」に基づき、更なる組織再編への取り組みを推進してまいります。

事務事業評価と連動した業務量の把握を行い、市民サービスを安定的に供給するための適正な人員配置に努め、特に、フラットな組織の構築の手法として「グループ制」の導入について先進事例等を検証しながら推進してまいります。

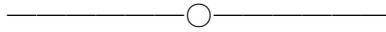
以上、市政に対する私の所信の一端と振興計画に基づき、各分野における方策について申し述べました。

私たちは、国外、国内の視野で物事を捉え、考えながら、市民一人ひとりの目線に立って、全ての市民が安心して笑顔で暮らせるまちづくり、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためにも私は、市民の負託に応えるべく、職員の先頭に立って、厳しい社会情勢に立ち向

かい、全力で市政に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位並びに市民の皆様の御理解と御支援を衷心からお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

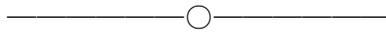


○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第11、議案第8号から日程第14、議案第12号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第8号から日程第14、議案第12号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第11 議案第8号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第8号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成20年度の職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、勤務時間を1週間当たり38時間45分に改定するとともに、休憩時間及び休息時間の見直しを行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（中崎秀博君） 議案第8号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

本案は、人事院の職員の勤務時間の改定に関する勧告を受け、職員の勤務時間について、所要の改正を行うものであります。

今回の改正の主なものは、まず交替制勤務の職員を除き、休息時間を廃止しようとするものであります。休息時間については、勤務中における軽度の疲労を回復し、公務能率の増進を図る趣旨から、昭和24年度に設けられた制度であり、職員が一斉に休憩することなくリフレッシュを図るなど、弾力的な能率増進を図る仕組みとして一定の役割を果たしてきたところでございます。

民間企業にはほとんど普及しておらず、有給の休息時間は公務員優遇措置との批判もあったことから、国や県については交替制勤務の職員を除き、すでに廃止済みとなっております。

また、平成20年度の人事院勧告において、勤務時間短縮についての勧告が出されておりましたので、休憩時間廃止に合わせ、勤務時間を1日8時間から7時間45分に改定しようとするものです。

それでは、説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条関係の志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でございます。

第2条は、1週間の勤務時間の規定でございますが、1週間当たりの勤務時間を「38時間45分」とするものでございます。

第3条は、週休日及び勤務時間の割振りについての規定でございますが、1日の勤務時間についての現行の「8時間」から「7時間45分」に改正しようとするものであります。

第6条は、休憩時間についての規定でございますが、勤務時間が6時間を超える場合の休憩について、現行の「45分」から原則として「1時間」の休憩を置くようにしようとするものであります。

第7条については、休憩時間の規定でございますが、交替制勤務の職員に限り休憩時間の適用対象とするための改正となっております。

資料の3ページをお開きください。

第2条関係の志布志市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表でございます。

第13条は、育児短時間勤務を行う場合の勤務形態についての規定でございますが、1週間の勤務時間を38時間45分とすることに伴い、育児短時間勤務を行う場合の1週間の勤務時間について改正を行うものであります。

次に、第3条関係の志布志市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。

第16条第2項は、時間外勤務手当に関する規定でございますが、1日の勤務時間を「8時間」から「7時間45分」に改めることに伴う改正であります。

次に、附則でございますが、議案の附則のページをお開きください。

附則第1項は、施行期日について規定したものでございます。この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項から第4項につきましては、育児短時間勤務の承認手続き等についての経過措置を規定したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回の改定で、これまでの午前と午後の条例上の関係でいいますと、15分ずつの休憩等々があったわけですね、今までね。そういったものが、廃止をしますよと、民間に倣ってということですね。

そこで、今回この条例の改正を検討されるに当たって、本市、本庁の1階のトイレにたばこの

吸える場所というのが貼ってありますね。2か所しかありませんよと。いわゆるそうした職員の喫煙の時間というのは、この休憩時間に入っているというふうに理解しているのか。そこらについての考え方をどういうふうに法令審査会等で議論があったのかをお願いします。

○総務課長（中崎秀博君） ただいま議員がおっしゃるとおり、今回、12時から12時15分の休憩時間、並びに17時から17時15分の休憩時間を廃止いたしまして、お昼1時間を休憩時間とするものでございます。

今回、今議員がお尋ねのたばこの喫煙時間につきましては、法令審査会では出なかったわけですが、今後この喫煙時間等につきましては、検討をしていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 明確にここでなくなるわけですよ。そのことで、今後検討ということになりますと、勤務時間としての考え方をどういうふうに当局が理解をして職員の皆さん方の勤務時間の中で、そのことをどういう位置付けがされているのかということが、今回の条例改正に基づいてきちんと、これ、ないと問題でしょう、これ。

そこらについては、今後検討するというような形で、今回の提案だったというふうになりますと、非常に不利益を生じたり、不公平感が増すというようなことも考えられるわけですね。そこらについては、一定、きちんとした考えがないと問題であろうというふうに思うわけです。そういった意味で、担当課長では難しいでしょう。市長にこの答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当課長の方で答弁いたしましたとおり、この件につきましては特段検討していなかったということであるようございますので、今後、検討させていただきたいというふうに思うところでございますが、基本的には勤務ということになるとなれば、このたばこ喫煙の時間というのは、その中で短時間で行うようなものですので、勤務時間の中で私としては喫煙というようなことは位置付けてもいいのではないかなというふうに思ったところでございます。

時間的にそれから頻繁的に多数になったり、長くなったりするということにつきましては戒めると。また、そのことについてはそういった形で喫煙時間をとらないというような形のものの協議を重ねて、今後このことについて整理をしたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第9号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成22年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、志布志市特別職の職員の給与に関する条例、志布志市教育長の給与等に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、議員、市長、副市長及び教育長の6月に支給する期末手当の額を1.4月分とし、12月に支給する期末手当の額1.55月分とするものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） これでどれぐらいの影響があるんですかね。

○総務課長（中崎秀博君） はい、今回の三役分の期末手当の削減額につきましては、6月、12月合わせまして、市長で14万6,280円、副市長で11万5,058円、教育長で10万7,295円、三役合計の36万8,633円を減額となっております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

○総務課長（中崎秀博君） 大変申し訳ございませんでした。

議員分の期末手当の削減額が漏れておりましたので、追加でお答えいたします。

議員の削減合計は、124万9,835円となっております。

申し訳ございません。

議長が6万9,483円、副議長が5万4,614円、委員長が5万3,217円の4人分で21万2,868円、議員分で5万715円の18人、91万2,870円となっております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成22年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定を行うものであります。

内容につきましては、一般職の職員の6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を1.9月分とし、12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を2.05月分とするものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決さ

れました。

○

日程第14 議案第12号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第12号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、財政健全化に向けた取り組みとして、引き続き市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、志布志市長等の給与の特例に関する条例の期限を1年間延長するものであります。

内容につきましては、第1条第1項及び附則第2項中、「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○

○議長（上村 環君） 日程第15、発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

○

日程第15 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、発議第1号、志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第1号、志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、昨今の本市の経済情勢等、諸般の社会情勢を考慮したときに我々議員といたしましても、市財政の健全化に寄与するため市議会議員の報酬月額を減額することについて、条例を制定し、その期間及び率を定めるものであります。

内容につきましては、本条例で議長、副議長、運営委員長、常任委員長及び議員の報酬の特例を定め、いずれも減額措置を講じる期間を平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間とし、その率を定額の100分の3とするものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第16、議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第16、議案第13号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第13号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第13号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、消防団員の人員を確保し、消防力の維持を図るため、分団長以下の階級の消防団員の定年を廃止するものであります。

内容につきましては、第8条を削り、条を整理するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（立平利男君） 消防団員の団員確保のために定年を廃止する条例ですが、私も消防団に長くいました。前は定年制もない中で、定年を条例化して定年をしたんですが、その時代は辞める団員がいなく、若い団員が入れないから定年制を設けた。現在はまた定年制を廃止ということで、時代の流れを感じておりますが、この条例の制定に向かって分団長さん方の協議がなされたものか、それと60歳定年を迎える今該当する団員が何名おられるのか。

そしてまた、各市内の分団がありますが、その各分団の充足率と不足する分団があるのか、そこをお示しいただきたいと思います。

○総務課長（中崎秀博君） ただいまの質問でございますが、分団長以上の協議がなされたかということでございますが、この団員確保という視点から分団長以上の幹部会の方で撤廃はできないかという提案が去年の10月に行われました。

そうした中で、19市の状況がどのようになっているのかということで、その場ではお答えしまして、19市の状況等を把握して11月のまた幹部会で状況をお話したところでございました。

その時点で19市中、奄美市と本市の2市のみが定年制をしいておりまして、奄美市が65歳ということでございました。

その中で協議をする中で、ぜひとも団員確保のために定年制を撤廃していただきたいという強い意見がございまして、今年に入りまして2月の初めに分団長以上の幹部会を開催いたしまして、そのようにぜひ条例改正をしていただきたいという決定がなされまして、今回上程をいたしたところでございます。

60歳以上の現在志布志市の消防団員は何名いるかということでございますが、一般団員につきましては、6名でございます。松山が1名、有明が3名、志布志が2名となっております。

団員は6名でございますが、幹部の方々がほか分団長以上の方々が60歳を超えております。現在65歳以上が団長が1名、それと副団長が3名ということでございます。

それと、充足率ということでございますが、充足率につきましては、今年の4月1日、またこの間の消防出初め式の資料でも付けておりましたが、消防団の合計は定数が480となっております

が、現在458名となっております。

市の定数は、480名としておりますけれども、各志布志、松山、有明方面隊の定数というのは定めておりませんが、合併前の一応定数をそのまま準用いたしまして、志布志方面隊を現在242名と見ておりますけど、この458の中で222名、志布志方面隊が20名の不足をいたしております。

松山方面隊につきましては、定数90と見ておりますが、100%でございます。

それと、有明方面隊が148の定数に対しまして、146ということで、合計の480に対しまして、458人という状況でございます。

○10番（立平利男君） 充足して団員が確保できてない分団があるようでございますが、その対策も併せて検討を幹部会でなされたものか、併せてお伺いしたいと思います。

○総務課長（中崎秀博君） 確保につきましては、ほとんどの各分団の団員の方々が役員を中心に各分団勧誘を行っているという状況を把握いたしております。

また、分団によりましては、自治会から団員を選出してもらっているという団もあるというふうにお伺いしました。

そのような中で、志布志方面隊につきましては、職員が団員として活躍をさせていただいておりますが、有明と松山につきましてもここ一、二年定員に満たない場合、どうしても満たないという場合には職員をここ一、二年入団させているようでございますが、方面隊の会議の中では、できるだけ地元の団員を探していただくようにというようなことも申し合わせをしている状況でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（丸山 一君） 今回、定年制を撤廃するというところで、我々地元の分団の中にもですね、今年定年になるということで、やっと職務を離れられるなあという人もおれば、そのためには自分の身代わりになる人を何人か補充をせんないかんという話も実際しておりましたので、それが撤廃になりますと、その危惧はぬぐえるわけですけども、定年制によって過去ここ5年間の間に辞められた消防団員の人たちの処遇はどういうふうになるんですか、再募集という形になるんでしょうか。

○総務課長（中崎秀博君） はい、今回条例提案をしておりますのは、今回議決をいただいた施行日をもって定年制の撤廃ということになっておりますので、現今年3月31日で満60歳を迎える方々から対象にするということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第14号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政組織の再編に伴い、地域ブランドに関することを企画政策課の事務とし、並びに各課に置かれる室及び係に合わせて事務分掌の見直しの措置を講ずるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（中崎秀博君） 議案第14号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

本案の内容につきましては、地域ブランドの構築を図り、住みよいまちづくりを目指すために、企画政策課にブランド推進室を設置して、事務分掌を見直すものであります。

付議案件説明資料の新旧対照表17ページをお開きください。

志布志市課設置条例の一部改正は、第2条の事務分掌の表中、企画政策課項中第2号を削り、「第3号」を「第2号」とし、第3号に「男女共同参画に関する事」、第4号に「地域ブランドに関する事」を加えるものでございます。

港湾商工課の項及び保健課並びに耕地林務水産課、建設課の項につきましては、語及び字句の整理をするものでございます。

なお、この条例につきましては、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（小野広嗣君） 所管ではありますけれども、市長に答弁を求めたいものですから、質疑をさせていただきます。

提案の中身はですね、それぞれ形態が変わって提案になっているわけですが、一貫しているのが市長の思いでもあるブランドの推進ということだろうと思いますが、この観点いわゆる22年度内にわたって3回目の提案というふうな理解になろうかと思うんですね。そういった意味では、

12月定例会で全会一致で否決されて以降ですね、どういう議論が庁内でなされて、また市長の思いがどういふ変化を遂げて今回の提案になったのかという点をお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ブランド推進につきましては、今回私が2期目、市長になる際に、志布志市のさまざまな振興のためにブランド推進をし、そして地域ブランドを確立することが本市の振興に最も大きく寄与するというふうを考えて、昨年6月議会にまず提案したところでございました。

しかしながら、その際にまだまだ私の思いというものが皆さん方に理解していただけなかったと、そしてまた、私自身ももう少し整理が足りなかったと、そしてまた、そのことを職員に対してもきちんとした形で理解していただくような取り組みが足りなかったということの反省を受けまして、改めて12月議会で提案させていただいたところでございましたが、12月議会においても同じような結果になったということにつきまして、大いに反省しているところでございます。

今まで何回か皆様方に御説明申し上げたように、このブランド推進、ブランドの確立というものにつきましては、かなり一朝一夕にできるものではなく時間がかかるものというふうを考えているところでございます。

そのようなことからすれば、1日でも早い形で明確に方向性を示しながら取り組むべきではないかなというふうに日々考えているところでございまして、昨年の6月に御提案申し上げましてから、今度3月ということ、9か月にはなるところでございまして、それでも私自身としましては、もう1年近くたってしまったなという内心じくじたるものがございまして、残りこの私の与えられている時間の中で何とかそのことについて、目鼻ができるような形、でき得れば本当に地域ブランドが確立するような形のものをもっていきたいという思いで、また改めて今回も提案させていただいたところでございます。

今回は、課設置ということではなく、まだまだ皆さん方にも、そしてまた、市民の皆さん方にもなかなか見えない内容でございまして、室というような形でももう少し形がしっかりしてくるとなれば、課というような形でも後々は御承認いただけるものというふうにはなるのではないかなというふうなことから、とりあえず室の設置を認めていただきまして、このことについて、前に進んでいこうというふうに考えているところでございます。

12月までは、場内で作業部会等を立ち上げまして、職員の意識を高めるための検討会を重ねてまいってきたところでした。そして、研修にもまいりまして先進地の実態等につきまして勉強してきたところでございます。

そしてまた、1月、2月につきましては、施政方針で述べましたように、鹿屋体育大学の学長に座長になっていただきまして、ブランド推進協議会設立のための準備会議を2回開催いたしまして、4月以降、本格的に協議会を設置する準備をしているところでございます。

この中でも、私自身の思いというものを委員の方々にお話して、そして、そのことに基づいて委員の方々からさまざまな提言をいただき、そして今回正式に多方面の方々にお集まりいただきまして、正式に推進協議会を立ち上げて、具体的な方向性を目指そうとするところでございます。

そのようなことで、本当に皆さん方に何回も何回も御提案申し上げ、そしてまた、私の方でこのことについては御説明申し上げるところでございますが、そのような思いで今回も御提案申し上げておりますので、どうか御理解をしていただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 本会議でもいろいろ議論しましたけれども、日本一ブランドの確立を目指すと、志ブランド、志布志ブランド、こういったものを日本全国、世界に発信していくという心意気はかえるということを僕もこの場で申し上げております。そういった意味で、このブランド推進室が仮定としまして、スタートをするとなった場合に、やはり将来的には課を設置してということにまたなるんでしょう。そういったときに、やはり一つ一つのを積み上げていって納得ができるような提案が我々に再度またなされるときもくるんだろうと思うんですね。そういった意味では、市長は先ほど自分の思い、そういった思いからいったときに、2回仮に否決されたというのはじくじたる思いがあるということで、やはり急ぎたいんだという思いがあらわれるわけですね、そういった観点からブランド推進課という提案のときには2係を想定されて提案をされてきました。そのときの態勢が5名なのか6名なのか、その程度という提案だったんですが、今回この推進室で1係でいくときに何名態勢でいかれるのかお示しをください。

○市長（本田修一君） 現在の段階では室設置ということでお願いしておりますので、室にふさわしい陣容ということになるろうかと思いますが、室長ないし、そして係長、係員という3名の態勢で今回発足させていただければというふうに思うところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） この行政改革大綱、あるいは集中改革プラン等で23年度からは、課を28にもっていくという方向があったわけですが、これを見ますと32課、100係ということで、その整合性はどうなっているのかお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、合併以来さまざまな形で行財政改革の協議を進めて、そしてその大綱に基づき委員会に諮問いたしまして、答申も得て、そしてそのことで12月議会に御提案申し上げたところでございました。

そのことにつきまして、まだまだ熟度が足りないというようなことで議会の賛意を得られなかったところでございますが、このことについては、今後も十分その方向性につきましては認識を改めまして、更に行財政改革、組織の見直しというものは進めていかなければならないというふうには考えているところでございます。

平成23年4月1日をもって新しくスタートするということをお示してきたところでございますが、そのことについて、計画どおりに進めなかったことにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長がそういう目的に達成しなかったと、今後、23年から27年まで5年間の目標を明示した第2次集中改革プランの策定をしていくという考え方がありますが、どうもこの係員のいわゆる事務分掌、こういうのも恐らく課によって課長の意見を聞いてこういう提案

がなされたというふうには理解するわけでありませんが、24年度以降、グループ制等を導入する考え方で施政方針にも盛り込まれているわけでありましたが、この係を事務分掌を増やした、何箇所か増やしているわけですね、何ぶの課か、それと併せて耕地林務水産課では減らしている。係を減らしてその対応をしていくと、グループ制の内容では若干違うんですけれども、グループ制では課を、事務分掌なんなんに關することというのは課の単位でもっていくわけですね。今これでは係が事務分掌にあるわけでありまして。

そういうことらを含めると、そういう方向性の考え方をもってるとおっしゃりながら逆行しているんじゃないかなというふうに気がするわけでありまして。

具体的にはまた委員会で質問するわけでありましてけれども、そこ辺のこういう流れにもっていった背景は課長の意見等で決定されたのか。それとも、この行革、行財政改革推進室の方向性としてこういう形になったのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年4月1日で新しく組織体制を敷きますというようなことで行政改革をしてきたところですが、その基本的な流れの中で、課の統合あるいは統合に伴う廃止、そしてまた係についてもそのようなことをしなければならないということが基本的にあったわけがございます。

それは、取りも直さず職員適正化計画、人員の適正化計画に基づき人が減ってくるという中で、どうしてもそういった形にせざるを得ないということでありまして、その中で業務の見直しをしながらスリム化、あるいは統合・削減できるところについてはそのようなことを取り組もうということで、行政評価制度を取り組み、協議を重ねてきたところでございました。

今回このような形で御提案しましたのは、来年それこそ23年度中に後期の集中改革プランをまとめますので、その中でどのような形に具体的にできるかというようなことで十分協議を重ねていくところでございますが、現段階でそのことについて取り組むところができるとするならば、そのことでスタートをしたいということで、十分担当の課とも協議を重ねて、今回御提案、御審議していただくようにしているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回のこの提案なわけですが、昨年12月議会、先ほど小野議員の方からも出てましたけど、全体的な組織の見直しという点にすると、対住民との関係で、いわゆる事務量の把握というのをどういうふうにつかんでやるのかというのが、とても大事なことだろうと思うんですね。それで、今回水道局を後で出てきますけど、水道課にして志布志支所の方に、全体の事務量としては、そこは多いからそうだと委員会の審議の中でもありました。

今回、そういったものについて、昨年12月にあった例えば志布志支所の税務課をなくしたりとかですね、そういったものについては、事務量の把握というのは、委員会での答弁では、23年度中にそのことを行うというふうな答弁があったんですが、今回こういう形での提案というものに対して、その事務量の把握というのを再度明確にどうやってこういう提案になったのかというのが一つと。

あと、ちょっとこれを教えてください。

本庁の女性支援対策室というのが、今回男女共同参画推進室というふうになったんですね。この違いですか、こういった提案になった背景はどこからこういうふうに来たんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

12月議会におきまして事務量の把握等について、検討してこのことについては提案すべきだというようなことの御質疑等があったところでございまして、そのことにつきまして、私どもまだまだ事務量の把握ができていなかった中での提案となったということにつきまして、今後そのことをきちっとしながら提案していきたいというふうには考えたところでございます。

そのようなことで、支所につきましては、23年度中に把握をして、またその把握に基づきまして担当の者と十分ヒアリングを重ねて、新たな組織見直しをしてまいりたいというふうにございます。

男女共同参画につきましては、女性支援対策室が先ほどもお話ししましたように、男女区別している印象があるというようなことから、今回名称を変更しようというものでございます。

女性の起業支援につきましては、別途、港湾商工課の方で対応しておりますので、今回提案いたします御協議いただく内容につきましては、そのようなことでございます。

○19番（小園義行君） ということは、先ほど24年度ですかね、そこに向かってこの1年間の中で今市長が答弁ありましたように、そういったものを事務量の把握等々をして、再度集中改革プランの見直し、併せて、来年度もこういったものが出てくるというふうに理解していいんですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1次の集中改革プランで組織見直し、又は新たな組織の設置というものにつきまして、23年4月1日という目標を設置して御協議いただいたところですが、このことにつきましては、たゆみなくこのようなことの取り組み、そして整理というものは必要だというふうには思っているところでございます。

そして、その取り組みの中で御理解をいただきながら、住民にまた十分周知を図りながら、このことについては取り組むべき内容かというふうに思いますので、今申しました23年度中に協議、その事務量把握、そしてまた、その把握に基づきます分析等につきまして整理できた段階でお話を申し上げたいというようなことでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、3時5分まで休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後3時04分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第15号 志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第15号、志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、基金をより効率的に運用するため、志布志市やっちく松山藩むらづくり基金を廃止し、同基金と設置目的の類似する志布志市地域づくり推進基金に編入するものであります。

なお、この条例は、平成23年3月31日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第16号、志布志市振興計画審議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市振興計画審議会条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第1次志布志市振興計画後期基本計画に関する重要事項について調査審議するため、志布志市振興計画審議会を設置することとし、その組織、運営等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（溝口敏久君） 議案第16号について、補足して説明いたします。

平成18年度に策定いたしました第1次振興計画では、平成19年度から平成28年度までの10年間の基本構想部分と平成19年度から平成23年度までの5年間の前期基本計画部門とに分かれておりま

す。

今回は、平成24年度から平成28年度までの後期基本計画を策定いたします。この基本計画の策定に関し、諮問を行うため条例を制定するものでございます。

それでは、各条項について説明申し上げます。

第1条では、設置の目的について定めており、後期基本計画に関する重要事項について、調査審議することとしております。

第2条では、組織について定めており、委員数を20名としております。前回は30名でありましたが、今回は後期基本計画のみの見直しであるため、委員の見直しを行っております。そして、民意を反映させるため、公募による委員も加えたところでございます。

第3条では、会長及び副会長について、第4条では、会議の招集等について定めております。

第5条は、庶務について定めており、企画政策課でその事務を行うこととしております。

第6条では、委任について定めており、必要な事項は審議会で定めることができるようにしております。

附則の第1項で、施行期日を本年の4月1日からとしております。

また、第2項では、条例の有効期限を設け、平成24年3月31日までとしておりますが、これは後期基本計画を策定する目的で条例を制定することとするため、委員の任期もこの条例が失効となる日で解かれることとなります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（藤後昇一君） この3条の委員の中に、市議会の議員とありますが。

[何事か呼ぶ者あり]

○8番（藤後昇一君） 2条ですね。

これは、まず市議会を代表した形での議員の参加なのかどうか。

それと、市長が諮問する審議会に議員が参加することに対しての市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回見直しを行います基本計画の部分につきましては、議会の議決を必要としないので、情報を共有化するということや、市民を代表する立場の方からも広く意見を聞くということから、議会の議員の方にも参加をお願いしたいというふうに考えたところでございます。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいま市長が申し上げたとおりでございますが、議員の方々にとりましては、議長、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長の4名の方をお願いしたいということでございます。

○8番（藤後昇一君） 仮にそうだとしますと、審議会の中に議会の代表者がそっくり入るような形になります。

それと、たとえ議決は要しなくても、こういう審議会ですら果たして議会の位置、置かれている使

命等鑑みまして、私は非常に疑問を持つんですが、市長の行います施策に重要な位置を占めるものだろうと思いますが、私の個人的な感想ですけれども、その中に議会ががっぷり入ってしまうと、果たしてそういうことでいいんでしょうか。

また、そのことは市長の市政のもっていき方としていい影響を与えるんでしょうか。非常に疑問に思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回、18年度に審議会委員をお願いしました折にも議会からも参加をいただいているところでございます。

こういった審議会につきまして、私どもはさまざまな形で御意見を賜りながら私どもが進めようとする方向について、各界各層の方々の御意見を賜りながら、その答申をいただくことになるわけでございますが、先ほども申しましたように、このことにつきましては議会の議決をいただかないということがありまして、このような形をお願い申し上げて進めてきているということでありますので、今回もそのような形をお願いできればというふうに考えるところでございます。

○8番（藤後昇一君） 一步譲りまして、議会が三役、役員等が審議会に入りまして、他の審議委員に対しての影響はないものでしょうか。

それと議会、各界の意見を聞くということは言葉上では分かりますが、その各界に議会が果たして入るんでしょうか。私はその点からでも疑問を思うんですよ。

それと、議会の立場としまして、全力で能力を傾注して市長の市政に対して、いろんなチェックを行ったり、提案をしていく立場の者として、その以前の段階に議員が参加することもまた私は非常に疑問に思います。それについていかがでしょうか。

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。



午後3時17分 休憩

午後3時21分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、今回の提案につきましては、前回振興計画のこの審議会にもお願いしていた経緯もありまして、またお願いしようとして、そしてまた、議決がないということをお願いしようというような形で提案させていただいたところでございます。

ただいま御指摘ありましたように、私どもとしましても十分そのことにつきましては検討すべき内容だったということにつきましては、大いに反省しているところでございます。

今回御提案しました内容につきまして、十分議会の方で御審議いただければというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 再度お願いします。

この第1条のですね、「市長の諮問に応じ」ということで、この基本計画、これが審議をする委員会を置くということですよ。市長が議決を経ないから大丈夫だというふうにおっしゃったんですけど、その議決をしないということの意味はどういったことなのかお願いしたい。

二つ目は、教育委員会の委員の方ですかですね、農業委員会の委員というのは、それぞれ市長部局から独立した委員会が入っているわけですよ。これは併せて提案者は市長ですけども、教育長にもちょっとお伺いします。

こういった審議会の中に教育委員、いわゆる市長は教育委員会に何らものを申すということではできないわけですよ、簡単に言うと。そのことが、その市長部局の下に、市長がものを申せない機関の代表が入るとい、そのことがどういうことなのかと、そこについての教育長の受け止め方をお願いします。

農業委員会の局長にもお願いします。

この農業委員会も市長部局に、志布志市の農政はこうあるべきという建議をするそういった立場があります。それが市長の下になってそれを返すという、ここについての考え方ですかね、それはいきなりこういうことにならなかったんでしょう。市長部局との間で教育委員会、そして農業委員会がどういふふうなすり合わせがされてここに提案になったのか、ちょっとお願いします。その3点です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方自治法によりますと、市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想定め、これに即して行うということをごさいます、今回基本構想にないというようなことで改めて審議会を設置して、諮問して答申をしていただくというようなことでお願いをするところをごさいます。

そのような意味で今回、前回にならって御相談をすると、提案をするということをごさいます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、それがやっぱり筋ではないかなと思います、基本的にはですね。

ただ、諮問という私はもう一つ別の意味で、市長に諮問するという形になりますと、諮問というのと、報告とか審議、単なる審議とは違いますので、諮問となると私の代わりに考えてくれということですので、私はそう理解していますので、それをもし答申が出れば分かりました。そのとおりするというのが基本じゃないかなと。私どもの場合を申しますと、私どもがやっている在り方検討委員会は諮問という形をとっておりません。

ですから設置者である市長に、こういう話をしました、話し合いをしましたと、こういう結果になりましたといった時に、市長がそれを見て、分かったと、じゃあそうしないからということもできるんだらうと私は解釈しておりますので、常に報告をするという形を私どもの場合はとっております。

ただ、こういう諮問するということになりますと、そこで決まったことはそのとおりという言葉の。例えば首相の諮問機関などというときは、首相がそのとおりするんですよ、普通はね。

そうなる、非常に重いと、その会議の議決は自由に直せないというんですかね、修正がきかないということになりますと大変だなと思うんですが、教育委員がこの中に参加するという点については、やはり非常に発言が、委員さんのですね、教育委員の発言もやや自由にできないというんでしょうか。そういう部分が出てくる懸念もあるというふうには考えております。

○農業委員会事務局長（堀苑智之君） お答えいたします。

議員言われましたとおり、農業委員会も独立した行政機関でございますが、この審議会のメンバーとなった場合につきましては、農業委員会の独立した総会等がございますので、そこら辺等との何らかの形で報告とかあるいは農業委員総意の下の審議会への意見等も言うことにもなるかと考えております。

そこら辺につきましては、ちょっと勉強させていただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても先ほど申しましたように、独立した行政機関でございます。そのようなことでございまして、もし審議会の委員としてなった場合につきましては、農業委員会の皆さん方の委員の総意の下の代表を送り込むということになるかと思っております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今回、これ報酬とかいろいろ出るわけですね、費用弁償とか含めてですね、議決を経ないからいいんだということでありましたけど、23年度の実施計画がありますね。これで振興計画後期基本計画策定事業、こういったもので予算が伴うわけですよ。議会の議決をそのことによってしなきゃいけないという時が来るんですね。だから、議会の議決を経ないからいいんだという、そのことが私にはちょっと理解ができなかったものですから、こういった策定事業をするのに無報酬でいろんな方々が来られるということには恐らくならんだろうと思うんですね。最終的には議会の議決を経るわけですよ、そのときに自分たちが諮問だから答申したことに対して最初から賛成ということですからね、そういうことになると。果たしてそれがどうなのかということで、議会の議決を経ないという、市長のその答弁が私はすごく引っ掛かったものですから、今教育委員会、農業委員会もお聞きしたところです。

これ、皆さん方が出しておられる23年度振興計画のここです、12ページですよ。振興計画後期基本計画策定事業ということですね。いけば審議会ということですよ。そこに予算が伴っています。これは議決をしないんですね、じゃあ。

○議長（上村 環君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後3時32分 休憩

午後3時35分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。

ただいまの御質問にお答えいたします。

今回御提案いたします市議会の委員の方につきましても費用の弁償等が発生するという事になるというふうに考えます。

そのことも含めまして、委員の選考については、十分配慮すべきものというふうに思います。

しかし、私どもとしましては、前回に基づきまして今回も御提案するという事でございますので、このような形での提案をさせていただきたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） 全く答弁になっていないですよ、これ。

私が質疑したそのことに対しての答弁でないですよ。先ほど藤後議員への答弁で、議会のことだから議会で決めてくれるということでした。議会で最終的には決めますよ、だけどそういった問題も今いろいろ出ているようなことも、当然法令審査会、そういったところですよ、ちゃんとこれは議論されたのかと。そして、農業委員会、教育委員会ともきちんとそういうのは打ち合わせされた上でこういうことになっていけば、先ほどの答弁みたいにはならんのですよ。

当局として、今日の全員協議会が開かれました冒頭に議長の方から申し入れがありましたね、当局に対して差し替えなり、いろんなそういった問題がいっぱいあると、そのことに対してどういうふうに市長、思うのかということがありました。それに対して市長の答弁がありましたけど、先ほどのあの答弁はないでしょう。議会のことだから議会で決めてくれて、ちゃんとそういう前段できちんとされてないと問題でしょう、これ。

しかも議会の議決を経ないでやるからいいんだというその答弁が私はとても自分たちがやっているこの予算、総計予算主義、単年度主義ですよ、その中でこれ議決しないでいいんですね、じゃあ。そのことの訂正とか含めて答弁をきちんとやらないと議会としても間違っただけじゃありませんか。

議長、再度お願いします。

○議長（上村 環君） ここで、しばらく休憩いたします。



午後3時39分 休憩

午後3時58分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

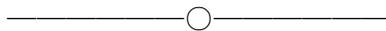
○市長（本田修一君） 誠に答弁に遅れまして申し訳ございません。

先ほどの議員の御質疑により、私の方で議会の議決が必要でないというふうに申し上げましたのは、今回審議いただくのは基本構想でなく、基本計画である。その意味から自治法上の議決対象でないということで申し上げたところでございます。

また、今回行政委員を入れましたのは、広く意見を求めるために委員をお願いするところでありまして、従来附属機関の中に法的には問題ないとされているところでもあります。

そのようなことからでありましたが、今回のこの議案につきましては、時間をいただきたいというふうに考えるところでございます。

よろしくお願いいたします。



○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

午後4時00分 延会

平成23年第1回志布志市議会定例会（第2号）

期日：平成23年3月1日（火曜日）午前10時01分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 事件の訂正について
(議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について)
- 日程第3 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について
- 日程第4 議案第19号 志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第17号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第18号 志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第20号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第21号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第35号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第36号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第22号 財産の取得について
- 日程第13 議案第23号 大隅広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程第14 議案第24号 市道路線の廃止について
- 日程第15 議案第25号 市道路線の認定について
- 日程第16 議案第26号 市道路線の変更について
- 日程第17 議案第27号 平成23年度志布志市一般会計予算
- 日程第18 議案第28号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第29号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第30号 平成23年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第31号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第22 議案第32号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第33号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第24 議案第34号 平成23年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（24名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時01分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○

○議長（上村 環君） 本日、議案第16号に係ります事件の訂正が提出されました。

この訂正が承認されましたら、議案内容は変わりますので、質疑につきましては最初から行います。したがって、昨日の質疑回数等につきましては考慮いたしませんので御理解をお願いいたします。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と東宏二君を指名いたします。

○

日程第2 事件の訂正について

（議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について）

○議長（上村 環君） 日程第2、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

事件の訂正請求の件について、御説明申し上げます。

議案第16号、志布志市振興計画審議会条例の制定についての訂正でございます。

議案第16号の件につきましては、私たちの各関係部署との協議が不十分であったために、昨日からの審議を停滞する形となり、心からおわび申し上げます。

関係部署との協議を行い、調査等を行った結果、今回訂正することとなりましたので、よろしくをお願いいたします。

昨日の御指摘を受けまして行政実例等を調べたところ、その中で「附属機関の構成委員に議会の議員を加えることができるか」との問いに、「違法ではないが適当ではない」、との事例が示されておりましたので訂正申し上げます。

それでは、事件の訂正の請求について、御説明いたします。

議案第16号、志布志市振興計画審議会条例の制定についての内容中、第2条第2項を次のように訂正をいたします。

第1号から第3号を削り、第4号中、「役員」を「代表者」に改め、同号を第1号に繰り上げ、第1号の次に第2号として、「学識経験者」を加えます。

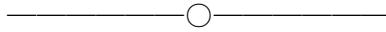
第5号を第3号に改めます。

以上、訂正をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正については承認することに決定しました。



日程第3 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第16号、志布志市振興計画審議会条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（岩根賢二君） 訂正後に、「公共的団体等の代表者」ということが掲げてありますけれども、どのような方を想定されているのかをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共的団体等の代表者につきましては、農協、漁協、商工会、各種女性団体、校区公民館代表等を想定しております。

○17番（岩根賢二君） いろいろな審議会等があると思いますけれども、ほかにもですね。今申された方々については、それこそあちらこちらの審議会の委員になっておられるんじゃないかなと思います。特に、公民館長さんについては、いろんな審議会の委員になっておられて、かなり重責ではないかなと危惧するところがあるわけですが、その点はいかがですか。

それと、もし分かっておればですね、公民館長さんが、どれだけの数の審議員になっておられるかと、そういうふうなデータがございましたらお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話いたしました公共団体等の代表者につきましては、御指摘のとおり各種審議会ないしは、委員会の委員として御協力いただいているところでございます。

このことにつきましては、私どもとしましては、それぞれの代表者ということで、ご依頼申し上げるところでございますので、それぞれの機関で代表として選考され、このような審議会等に加わっていただけるものと考えております。

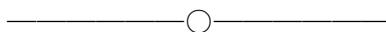
公民館の館長さん等が、現在どのような審議会ないしは委員会に参加しているか等につきましては、少し時間をいただければというように思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第4 議案第19号 志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第19号、志布志市スポーツ振興審議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、スポーツ振興法第18条第2項の規定に基づき、及びスポーツ振興かごしま県民条例第5条第1項の趣旨に鑑み、志布志市スポーツ振興審議会を設置することとし、その委員の定数、任期等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（津曲兼隆君） それでは、議案第19号、志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本条例は、スポーツ振興法第18条第2項で、「市町村に、スポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」という規定があり、また県が昨年6月に制定したスポーツ振興かごしま県民条例の第5条第1項で、「県は、市町村に対し、スポーツに関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策への協力を求めるものとする。」とあり、これらの趣旨に鑑み、これらを審議する諮問機関である今回の審議会の設置について必要な事項を定める必要があることから、今回制定するものでございます。

それでは、条例の各条項に沿って御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、本審議会の設置について定めているものでございます。

続きまして、第2条では、本審議会の所掌事務について定めているものであります。本市においては、さまざまな体育施設があり、その施設の有効活用、そして各スポーツ団体の育成、生涯スポーツの推進、競技スポーツの向上等の調査審議をするものであります。

次に、第3条では、本審議会の定数について、第4条では、委員の任期について、第5条では、本審議会の会長及び副会長について、第6条では、本審議会の会議について定めております。

第7条では、本審議会の事務の庶務を所管する課についての定め、第8条では、本条例の施行に関して必要とされる事項について委任することを定めているところであります。

なお、附則でございますが、この条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（丸山 一君） 第3条の定数についてであります。15人という構成は、先ほどの16号の議案ではないですけれども、どのような構成になっておるのかお伺いをいたします。

○生涯学習課長（津曲兼隆君） スポーツ振興法の規定の中では、国の方ではスポーツ振興に学識のある方というふうになっております。我々としましても、体育協会、体育指導員、市のスポーツ少年団関係の方々から、あとは各種団体の方から一般の方も入っていただきたいというふう

に考えております。

○4番(丸山 一君) 例えば、第3条の中にですね、やっぱり構成する人数だけではなくて、構成する組織というかメンバーというかですね、そういうところを列記された方がいいと思うんですけれども。

○生涯学習課長(津曲兼隆君) 県のスポーツ振興審議会、それから各市の審議会の条例のひな形には一応こういう現在御提案しております条例の様式で掲載されております。その定数等の中身については、列記してございませんでしたので、それを準用して作成をしたところでございます。

○4番(丸山 一君) 先ほどの16号の中でもですね、構成については、構成メンバーが書いてあるわけですが、やっぱりそれに準じてですね、昨日の今日ではないですが、やっぱりここはですね、県の方でそうだったからと言ってもやっぱり中身はですね、構成する組織的なものとかいうのは僕は列記された方が皆さんには分かりやすくいいんじゃないかと思うんですけれども。

○市長(本田修一君) ただいま担当の方でお答えいたしましたように、県の条例等でこういったふうな構成がされているという例が示されているということで、それに準じた形で本市としても教育委員会の方で、体育協会、体育指導員、そしてスポーツ少年団、スポーツ団体等の方々にお願いする。そしてまた、そのほかに一般市民の方にもお願いするというようなことを考えておりますので、そのような形での委員の選考を今後するということになるかというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第11号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(上村 環君) 日程第5、議案第11号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長(本田修一君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市振興計画審議会及び志布志市スポーツ振興審議会の設置に伴い、これらの審議会委員の報酬及び費用弁償の額を定めるものであります。

内容につきましては、志布志市振興計画審議会及び志布志市スポーツ振興審議会委員の報酬額

を日額5,350円とし、費用弁償額を環境審議会等他の附属機関の委員の費用弁償額と同額とするものであります。

なお、この条例は、志布志市振興計画審議会条例及び志布志市スポーツ振興審議会条例の施行の日と同じく、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

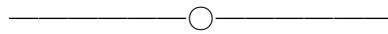
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

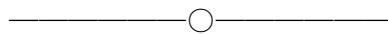


○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第6、議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第17号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第6 議案第17号 志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第17号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第39条に規定する老人保健特別会計の設置期間が平成23年3月31日をもって満了することに伴い、同会計を廃止するものであります。

内容につきましては、第1条第2号を削り、号を整理するものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第18号 志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第18号、志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、市営住宅、単独住宅、特定公共賃貸住宅及び地域活性化住宅から暴力団員を排除し、これらの住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全及び平穩を確保するため、これらの住宅の入居者の資格等を改めるとともに、市営住宅建て替え事業により新たに整備された市営住宅を公衆の使用に供するため、その名称及び位置を定めるものであります。

内容につきましては、志布志市営住宅条例、志布志市営単独住宅条例、志布志市営特定公共賃貸住宅条例、及び志布志市地域活性化住宅条例の一部を改正し、入居者の資格に、「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。」を加えるものであります。

また、供用を開始する市営住宅の名称を「松波団地」及び「肆部合団地」とし、松波団地の位置を志布志市志布志町安楽190番地39、190番地118、190番地120、及び215番地22、肆部合団地の位置を志布志市有明町野井倉6260番地とするものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（岩根賢二君） 所管ではありますけれども、1点だけお伺いしたいと思います。

この暴力団員の確認の方法というのはどのようにされるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 暴力団員の確認ということでございますが、平成19年の11月に志布志警察署と暴力団員による志布志市営住宅等の使用制限に関する協定書というのを結んでおります。その中で、2条で情報の提供といたしまして、警察の方から市が暴力団であるか否かというのを確認し、報告・回答を受けるというようなことで確認をするようなことになろうかと思っております。

それから、他団体の入居の申込書のひな型によりますと、この中に、虚偽の申請による不正の行為により入居したと、または暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓いますというような条項を入れまして、確認をしようと考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 参考までにお伺いしておきたいのですが、本市の公共住宅の中で、そういう事案があったのかどうか。あったのであれば、ひとつ説明をいただきたいというふうに思います。

それから2点目でございますが、暴力団員というのは、そういう組織の会員であるか否かで判断をされるのかどうか、2点目をお伺いしておきます。

○建設課長（中迫哲郎君） 過去の事案ということにおきましては、ちょっと私が知る範囲ではそういう事例はなかったかと思いますが、このことにつきましては、再度調査いたしまして返答をいたしたいと考えております。

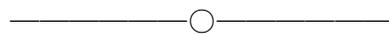
それから、暴力団員の定義と申しますか、ですが、指定暴力団という全国の中の指定暴力団員ということでの組織員ということで、定義されるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第20号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第20号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政組織の再編に伴い、水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるための組織の改称の措置を講じるとともに、法務局の登記情報との整合を図るため、給水区域の字の表示を整理するものであります。

内容につきましては、第3条第2項中「水道局」を「水道課」に改め、別表の給水区域の欄の字の表示を整理するものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第21号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第21号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、給水についての料金は私法上の債権であるとする判例に鑑み、「水道使用料」という用語を「水道料金」という用語に改めるとともに、債権管理の適正化を図るため、水道料金の支払請求権を放棄することができるようにするものであります。

内容につきましては、本則、附則、及び別表中、「水道使用料」を「水道料金」に、「水道料」を「料金」に改め、第35条として、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したのものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から5年を経過したときは、これを放棄することができる規定を加えるものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第21号は、産業建設常任委員会に付託します。



日程第10 議案第35号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第35号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員についても育児休業をすることができるようにする等の措置が講じられたため、育児休業及び部分休業の取り扱いを改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（中崎秀博君） 議案第35号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容は、育児休業の対象外とされていた非常勤職員について一定の要件を満たす場合は、育児休業及び部分休業をすることができるようにするものであります。

それでは、議案と別にお配りしております説明資料の新旧対照表に基づきまして御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定でございますが、育児休業の対象外であった非常勤職員に育児休業を認めることとしたことを受け、一定の要件を満たす非常勤職員以外の職員を育児休業ができない職員とするため、第3号を新設するものでございます。

第2条第3号アは、任命権者を同じくする職に、引き続き在職した期間が1年以上であり、子の1歳到達日を超えて引き続き在職が見込まれ、勤務日の日数を考慮し規則で定める非常勤職員につきましては、育児休業を認めることとするものであります。

同じく、第2条第3号イは、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、子の1歳到達日に育児休業をしている非常勤職員を、第2条第3号ウは、任期の末日までに育児休業をしている非常勤職員で、任期の更新、又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとするものについて、育児休業を認めることとするものであります。

第3条は、改正後の育児休業法第2条第1項において、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日については、条例で定めると規定されたことから新設するものでございます。

第3条第1号は、次の第2号、第3号に掲げる場合以外は、子の1歳到達日までを育児休業ができる期間とするもので、同じく第2号は、主に男性の育児休業の取得促進を図る観点から特例として、配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、子が1歳2か月に達する日までとし、第3号では、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、子の1歳到達日に育児休業をしており、保育所に入所できない場合等で特に必要と認められる場合は、1歳到達日の翌日から1歳6か月に達する日まで育児休業を認めると規定するものでございます。

資料の3ページをお開きください。

第4条以降は、第3条を新設したことに伴い、1条ずつ繰り下げを行っております。

改正後の第5条は、再度の育児休業をすることができる特別な事情を定めた規定でございます

が、第6号は、1歳から1歳6か月までの育児休業をしようとするもの。

第7号は、任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が任期の更新、又は採用に伴い引き続き育児休業をしようとする場合についても再度の育児休業を認めることとするための規定を新設しております。

資料の4ページをお開きください。

改正後の第21条、部分休業をすることができない職員についての規定でございますが、第1号は第2号の追加に伴う規定の整理のため新設するものであります。

第2号は、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上であり、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員については、部分休業を認めることとするために新設するものでございます。

資料の5ページをお開きください。

改正後の第22条は、部分休業の承認についての規定でございますが、第1項は、非常勤職員について、部分休業ができることとしたことに伴う規定の整理を行っております。

第2項は、第3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設することに伴う字句の整理を行っております。

第3項は、非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲で行うものとし、育児時間を取得している場合には、当該時間を超えない範囲で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲で部分休業を認めることを規定するものでございます。

以上、補足説明を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 大変分かりづらい言葉がたくさんあります。この第2条第3号のア、イ、ウですね、それぞれにこの非常勤職員という言葉ですが、こういった職種の方々がこれに該当するのかということをお平たく教えてください。

そして、このアからウまでですかね、それぞれうちのこの志布志市の中で、この非常勤職員という方々がどれくらい該当する人がおられるんですか。

○総務課長（中崎秀博君） 嘱託職員がどのくらい該当するかということでございますが、国の示した勤務条件で考えますと、本市の嘱託職員で1年以上勤務経験がある職員は、今回の条例改正により、育児休業の取得が可能であると考えております。

また、パート職員も現在雇用しているわけでございますけれども、雇い止めを実施している関係上、引き続き在職した期間が1年以上とならないということから対象外であると考えております。

ニーズにつきましては、この非常勤職員の対象者につきましては、昨年の12月現在で嘱託職員数171人を想定いたしております。

○19番（小園義行君） 本市でいうと今答弁がありましたように、この非常勤職員ってというのは、志布志の場合は、嘱託職員、そしてパート職員、臨時職員って三つの形態がありますね。そして、その中でそれをひとくくりにして、いわゆる非常勤職員という正規の職員でない方々というふう
に理解していいんですよね。

そこで、それぞれの171人の方々が該当するというので、これ、5年間の嘱託職員ですと契約
になっております、この3年目に入っていますね、この方々がですね。ぜひこういう新設され
たりする中で、そういう非常勤いわゆる嘱託職員の方々が、子育てがちゃんとできるようにするよ
うな方策等もですね、ちゃんと考えていただきたいというふうに思って。この非常勤職員という
言葉だけで言うと、本当皆さんよく分かりにくいじゃないですか。

そういう答弁がありましたので、この171人の該当する方々が、ぜひですね、そういう形でやれ
るような方向でやっていただきたいものだというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件について、十分御意見を受け止めまして、対象者に周知をしてまいりたいと思
います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第36号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第36号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一
部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて説明を申し上げます。

本案は、子ども医療費助成制度の利用者の負担軽減を図るため、子ども医療費全額の助成を原
則とすることに伴い、助成の額に関する規定を改正するものであります。

内容につきましては、助成金の額を、原則子ども1人一月の医療費につき、一部負担金の額と
するものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

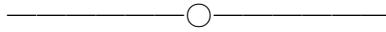
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第22号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第22号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、志布志消防署（仮称）建設用地を買収するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町志布志字稻荷畑428番の一部ほか10筆、計10,148.56m²を志布志消防署（仮称）建設用地として随意契約により、6,117万円で紀州造林株式会社及び志布志市土地開発公社から買収するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

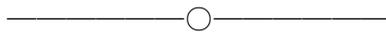
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、総務常任委員会に付託いたします。

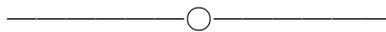


○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第13、議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第13、議案第23号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第13 議案第23号 大隅広域市町村圏協議会の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第23号、大隅広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、大隅広域市町村圏協議会の廃止について説明を申し上げます。

本案は、広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日付けで廃止され、第4次大隅広域市町村圏計画の計画期間が平成22年度末で終了することに伴い、大隅4市5町で構成する大隅広域市町村圏協議会を廃止したいので、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第23号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、可決されました。



日程第14 議案第24号 市道路線の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第24号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、半島基幹農道整備事業による草野地区農道の整備に伴い、市道針山・下原線と市道大堀・中須線を接続する当該農道の区域について市道の路線を認定するため、当該農道との重用区間がある市道立本・草野2号線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第25号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第25号、市道路線の認定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、半島基幹農道整備事業による草野地区農道の整備に伴い、路線の整理を図り、並びに市道針山・下原線と市道大堀・中須線を接続する草野地区農道、市道高尾1号線と市道飯山・通山1号線を接続する農道及び市道飯野・松山線と市道馬場・駅前線を接続する生活道路の区域について、市道として一元化した管理を図るとともに、県道塗木大隅線及び県道今別府串間線の改良に伴い、旧道敷となった区域について県から引き継ぎを受け、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

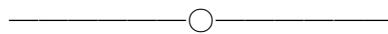
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第26号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第26号、市道路線の変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、新たな市道路線の認定等に伴い、路線名、起点及び終点の整理を行うとともに、市道高尾1号線の終点を延伸し、合併前の町界を越えて一般国道220号に接続する農道の区域について、市道として一元化した管理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、これらの路線を変更する必要があるので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 市道に認定されますと、当然交付金があるわけでありましたが、これは延長、そういう面積等によるというふうに思いますけれども、そこら辺の積算がされているのかどうかですね、分かっていたらお願いいたします。

○財務課長（溝口 猛君） 今回の市道の認定等につきまして、交付税の関連でございますが、交付税につきましては、今回議決をいただきまして実質的には24年度からの交付税に反映される

という形になっているところでございます。

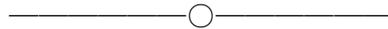
道路の面積、それと延長、合わせまして、約400万程度の基準財政需要額の中への反映を見ているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第27号 平成23年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第27号、平成23年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成23年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成23年度志布志市一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ183億円となり、骨格予算であった前年度当初予算と比較しますと、20億9,000万円、12.9%の増、肉付け後の6月補正予算後と比較しますと、4億8,678万1,000円、2.7%の増となっております。

平成23年度志布志市一般会計予算におきましては、雇用・公共事業等の緊急経済対策をはじめ、さんふらわあ利活用等に伴う観光客誘致のための観光振興対策、及び子育て支援対策に重点的な予算配分をしたところであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第27

号、平成23年度志布志市一般会計予算（案）について、補足して御説明申し上げます。

まず、予算書の8ページでございます。それと、お手元に配布してあります予算説明資料の5ページでございます。

予算書第2表の債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、農業農村家業再生支援補助金ほか9件、限度額を総額で2億2,429万9,000円計上しております。

予算書の9ページでございますが、第3表、地方債につきましては、事業の資金調達を図るため、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額等を定め、一般公共事業ほか、地方債の総額を20億4,070万円計上しております。なお、臨時財政対策債につきましては、7億6,000万円計上しております。

それでは、平成23年度一般会計歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。前年度との比較につきましては、昨年の肉付け予算である6月補正後の額と比較して御説明させていただきます。

当初予算説明資料の1ページをお開きください。

歳入の自主財源は、44億6,282万7,000円、構成費24.4%、依存財源は138億3,717万3,000円、構成比75.6%となっております。

まず、自主財源の柱となります市税は、9,778万5,000円、3.3%増の31億467万6,000円計上しております。内訳としまして、前年度の実績見込みを勘案し、市民税は4,100万円増額の10億8,550万円、固定資産税は2,178万5,000円増額の16億5,867万6,000円、市たばこ税は3,500万円増額の2億7,000万円計上しております。

地方譲与税は、地方財政計画により1,000万円、3.8%減の2億5,300万円、地方消費税交付金は、前年度の交付見込みを勘案し、700万円、2.6%増の2億7,700万円計上しております。

地方交付税でございますが、臨時的経費に対する合併支援措置が前年度でなくなることを勘案し、前年度並みの74億700万円計上しております。

分担金及び負担金は、保育料、老人福祉施設入所者負担金等1,818万7,000円、8.8%増の2億2,530万7,000円、使用料及び手数料は、地域情報通信基盤設備使用料、住宅使用料等9,948万5,000円、64.6%増の2億5,354万2,000円計上しております。

国庫支出金でございますが、保育所運営費、子ども手当交付金のほか、社会資本整備総合交付金事業等の増額により1億8,289万9,000円、8.6%増の23億1,488万1,000円計上しております。

県支出金でございますが、活動火山周辺地域防災営農対策事業、ふるさと雇用再生特別基金事業のほか、森林整備・木材産業活性化推進事業により2,206万8,000円、1.5%増の14億5,579万2,000円計上しております。

繰入金でございますが、減債基金、施設整備事業基金、蓬の郷振興基金繰入金等1億4,608万5,000円、85.4%増の3億1,724万3,000円、諸収入でございますが、前年度にプレミアム商品券発行事業があったため1億2,132万5,000円、26.1%減の3億4,379万7,000円計上しております。

市債でございますが、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等8,490万円、4.3%増の20億4,070万円計上しております。

次に、歳出予算について性質別に御説明申し上げます。

当初予算説明資料の2ページをお開きください。

まず、義務的経費は、子ども手当等、扶助費の増加に伴い、1億9,732万9,000円、2.1%増の97億9,905万1,000円計上。歳出に占める割合は53.5%となっております。

人件費でございますが、1,371万6,000円、0.4%減の35億451万1,000円計上しております。なお、一般職につきましては、定員適正化計画に基づく退職者一部不補充等により6,378万2,000円、2.2%の減額となっております。

公債費でございますが、453万8,000円、0.2%増の24億4,893万6,000円計上しております。

扶助費でございますが、3歳未満への子ども手当の増額や、保育所運営費、自立支援給付費支給事業の増額等により2億650万7,000円、5.7%増の38億4,560万4,000円計上しております。

投資的経費でございますが、志布志消防署（仮称）建設事業、本庁舎空調設備導入事業、学校施設環境改善交付金事業等の新規事業により4億1,849万1,000円、17.5%増の28億1,213万2,000円計上しております。

物件費でございますが、経常的な経費につきましては5%の削減を実施したものの、各種計画策定事業、地域情報通信基盤設備保守管理事業、雇用対策事業等の新規事業により1億5,463万8,000円、7.9%増の21億211万3,000円計上しております。

補助費等は、前年度にプレミアム商品券発行事業があったこと及び補助金見直しによる事業費の縮減等により2億9,681万4,000円、11.8%減の22億1,308万4,000円計上しております。

繰出金でございますが、国民宿舎特別会計等、特別会計への繰出金の増額によりまして、4,876万7,000円、4.3%増の11億7,810万9,000円計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。

まず、議会費でございますが、地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済負担金の増額により5,745万円、29.6%増の総額2億5,159万4,000円計上しております。

総務費は、2億2,428万7,000円、12%増の総額20億9,042万6,000円計上しております。

主なものとしまして、市政全般の管理的な事務に要する経費等、総務管理費に14億7,695万5,000円計上しております。そのほか、税の賦課徴収に要する経費等、徴税费に3億4,863万円、戸籍住民基本台帳費に1億9,653万4,000円、県議会議員選挙に要する経費等、選挙費に4,102万1,000円、それぞれ計上しております。

総務費の主な事業としまして、市制5周年記念式典経費、開発農協解散に伴う支援、老朽化に伴う本庁舎の空調設備更新、自治会提案型活性化事業、地域情報通信基盤保守管理経費、それから、住民基本台帳法改正に伴う電算システム改修経費を計上しております。

なお、地域情報通信基盤設備保守管理経費につきましては、IRU契約により歳入の使用料で相殺することとしております。

民生費は、1億5,899万9,000円、2.7%増の総額61億1,750万6,000円計上しております。

主なものとしまして、自立支援給付費支給事業、介護保険特別会計への繰出金、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金等、社会福祉費に29億4,708万3,000円、子ども手当給付事業、児童扶養手当給付事業、保育所運営事業等、児童福祉費に24億3,483万9,000円、生活保護費に7億3,428万円、それぞれ計上しております。

なお、子ども医療費助成事業は、今までの所得制限を撤廃し、中学校修了までの医療費の無料化、放課後児童健全育成事業におきましては、対象児童を小学校3年生から4年生までに拡充しております。

続きまして、衛生費でございますが、7,364万2,000円、6.3%増の総額12億4,877万4,000円計上しております。

主なものとしまして、水道事業会計補助金、曾於南部厚生事務組合負担金等、保健衛生費に7億6,123万円、塵芥収集等業務委託、下水道管理特別会計への繰出金等、清掃費に4億8,754万4,000円計上しております。

主な新規事業でございますが、ワクチン接種事業のうち小児用肺炎球菌は前年度に引き続き実施し、本年度から新たに子宮頸がん及びヒブワクチン接種を緊急促進事業として全額助成、チャレンジ30への取り組みとして地球温暖化防止推進事業、フィジー国において志布志市をモデルとした廃棄物の減量化及び資源化を推進し、国際貢献及び交流を図る草の根技術協力事業実行委員会（仮称）事業を計上しております。

続きまして、農林水産業費は、1億1,137万3,000円、7%増の総額17億466万1,000円計上しております。

主なものとしまして、活動火山周辺地域防災営農対策事業、肉用繁殖雌牛導入事業、畑地帯総合整備事業等、農業費に15億942万2,000円、森林整備地域活動支援事業、森林整備・木材産業活性化推進事業、農林水産業施設環境整備事業等、林業費に1億7,817万7,000円、はも販売促進事業等、水産業費に1,706万2,000円、それぞれ計上しております。

なお、口てい疫等の防疫対策としまして、消毒ゲート設置事業を新たに計上しております。

商工費は、前年度にプレミアム商品券発行事業を実施したことにより、2億1,393万2,000円、32.3%減の総額4億4,822万6,000円計上しております。

主なものとして、オラレ志布志事業、商工業振興対策事業、さんふらわあ航路利用促進事業、新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業等のほか、観光振興計画の策定、観光客の誘致対策であるスポーツ合宿等誘致事業、体験型観光推進事業、まちあるき観光拠点事業等を計上しております。

土木費でございますが、6,314万9,000円、3.8%増の17億1,638万3,000円計上しております。

主なものとしまして、中村・大続線、飯山・通山1号線、水ヶ迫線等の道路事業等、道路橋梁費に9億9,039万1,000円、港湾改修事業負担金等、港湾費に1億2,724万6,000円、公園管理事業等、都市計画費に4,947万円、公営住宅管理事業、公営住宅ストック活用事業等、住宅費に3億5,047万2,000円計上しております。

消防費でございますが、大隅曾於地区消防組合負担金、消防団員の報酬、出動手当のほか、志布志消防署（仮称）建設事業等、5,311万6,000円、10%増の総額5億8,659万4,000円計上しております。

教育費でございますが、2,950万9,000円、1.8%減の総額16億4,822万9,000円計上しております。

主なものとしまして、委員等報酬、教職員住宅管理事業等、教育総務費に2億3,015万7,000円、耐震補強事業、学校施設維持改修事業、教育用コンピューター導入事業等、小学校費に3億5,519万8,000円、中学校費に1億5,345万6,000円、文化会館リニューアル事業、生涯学習推進委員会活動事業、文化財保護事業等、社会教育費に6億701万5,000円、体育施設の維持管理、学校給食センターの運営事業等、保健体育費に2億7,151万5,000円、それぞれ計上しております。

このほか、災害復旧費に1,867万1,000円、公債費に24億4,893万6,000円、予備費に2,000万円計上しております。

地方債の年度末現在高の見込みでございますが、3,469万9,000円減額の239億6,252万2,000円となる見込みでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 今、財務課長の方から補足説明があったわけですが、例年、市長の施政方針の後にですよ、今課長が述べられた分というのは付いてきますよね。まず、それがなぜ付いてこなかったか、そこをちょっとお示してください。

○財務課長（溝口 猛君） 補足説明方式につきましては、昨年度からそういう形式でとらせていただいているということで、本年度も補足説明方式で説明させていただいたということでございます。

○13番（小野広嗣君） 多分ですね、今るる述べられましたけれども、私どもの方は当然目を通してここに参加する分もありますけれども、くまなく目は通せません、期間的にも。そういった中で、多分多くの議員の方々がただ聴きっぱなしだったと思うんですね。そういった意味では、少し不親切なやり方ではないのかなという気がしたものですから、今後いろいろと検討も含めてですね。

じゃあ内容に移らさせていきたいとおもいますが、四、五点ほど、予算説明資料の方でお願いをいたしますが、まず36ページ、今現場でこの地域情報通信基盤整備事業が進んでいるわけですが、職員の方を含め、そして事業者を含め、昨年より急ピッチに説明会を行って今この事業が進んでいるわけですが、そういった中で、特にこの告知端末の設置ですね、これが今後の市民生活を大きく左右することになるんだらうと思っておりますが、特に志布志地域がなかなか遅れているということで、12月までだったものを1月まで延期をさせていただいて進めていただいているわけですが、それでもなおかつ漏れが出てますね。そして、漏れが出ている分に対して市民からの要望等もあって、対応していただけてきた経緯もあるわけですが、やはりその後もですね、そういったことが結構出てきてると。いわゆる、特にこの未加入世帯への対応ということでは、当局も相当苦慮されてですね、取り組んでいらっしゃると思うんですけども、やはり中身のことがしっかり届いていない。そういう中身であったら申し込んだのにというケースが結構出てきはじめていますね。

そういったことに対するやはり対応というものもやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかと、一人二人の数ではなく出てきてますので、そこらに対する考え方。

そして、3月、4月、転入転出の時期。転入は想定されていけばいいわけですけども、転出で入ってこられて、そういった方々への対応というものをどう考えていくのか。そこらのことを

この点に関してはお示しをしていただきたい。

あと59ページ、市長の思いもあるんでしょう。地球温暖化防止推進事業ということで、特にこの環境問題に市長は力を入れていらっしゃいます。そういった観点から、今回市単独ですよ、こういった事業の中に太陽光発電システムの設置事業補助金という形で出されますが、このいわゆる想定されている家の件数、いわゆる積算根拠ですね、そういった部分をお示ししていただきたいということと、今後この補助事業の期間はどういうふうを考えていらっしゃるのか、そこをお示しください。

あと73ページ、先ほど予算説明の中にも出ましたけれども、子育て日本一のまちづくりを目指すということで、市長が子ども医療費の関係も手をうたれていますけれども、もう一つ今回、放課後児童健全育成事業の中で、これまで小学3年生だったものを4年生まで引き上げるということで、そういった家庭にとっては朗報であろうというふうに理解をするわけですが、この提案になった経緯というのがあろうと思いますね。そしてニーズ、そして今回、小学校3年生、新たに4年生になる全家庭を対象に希望調査表というのを送っていらっしゃいますね。これが送られたのが2月9日なんですけれども、日付が。多分、これ以降に発送になっていますね。全学校にこれを送られて、3年生が対象になっているというふうに理解をしているんですが、こういったニーズを受けて、もう現場では締め切っていますけれども、期間がかなり短い状況の中での掌握であったんじゃないのかという気がしてならないんです。ですから、これまでの経緯を、ぜひお示し、ニーズとともにですね、していただきたいと。

そして、この運営費という形で、この事業を行うところにはいくわけですが、これが今後5年生、6年生というふうにニーズがあるとすれば、そういった方向性も議論をされてきているのか、そこらについてお示しをください。

そして、75ページ、児童措置費ですね、子ども手当給付事業ですが、この件は多分苦慮されたんだろうと思いますけれども、現在国会で予算は通っても予算関連法案は通らないという状況の中で、そして、もっと言えば、国が地方に負担を押しつけているということで、自治体によっては今回この予算を組まないという自治体もあるわけですね。そういった中でどういう議論をして、今回提案になったのか。そして、もし関連法案等が通らなくてという問題が生じたときには、いわゆる地方自治体における手続きの複雑さというか、そういった問題も議論されていますけど、その辺の議論がどうだったのかをお示しをください。

最後、118ページ、高所伐採委託事業ですが、例年こういった事業が組み込まれてくるわけですが、本当に必要な事業なんですけど、ただ、時と場所というか、そういった観点からスムーズにこれが改善しているのかなと思いますと、そうじゃないと。いわゆる環境美化という問題もありますね、そういった観点から見たときに、志布志みなとまつりをやはり起点とするか。お釈迦まつりとか、そういったものを起点として市外から多くの方々を呼び込むわけですね。市長が言われている100万人という、そういった前に高所伐採がきちっとできていればいいんですが、それができてないということで市民からも相当苦情を受けます。去年もみなとまつりが終わった後、8

月、9月に要請をして、それでもなかなか遅れて進まないという状況ですね。こういったことを考えたときに、確かに7月、8月以降にまた伸びてしまうという問題もあるけれども、2回ほどに分けてですね、やはり観光客を呼び込むという市長の思いであれば、そういった高所伐採作業はそれ以前にですね、取り組む流れというのをきちっと仕上げていくと。優先順位も当然あるでしょうけれども、大変目立つ所でそれがなされていない。ましてや花火大会を見る道路沿いも手が付いていないと、そういう状況ですので、それらに対する対応方、検討方の中身をお示ください。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 告知放送端末について答弁をさせていただきます。

まず、現在の申し込み状況から御説明申し上げますが、現在志布志市での申し込み状況でございますけれども、全体で94.2%の申し込みでございます。内訳でございますが、自治会加入者が98.8%、それから未加入者が79.7%という状況でございます。

現在までの取り組み状況につきましてでございますが、まず自治会加入者につきましては、自治会説明会を10月25日から11月21日の間に行ってまいったところでございます。そしてこの説明会に出席されなかった方についてのローラーという形で、11月に実施をしたところでございます。

それから、未加入者の対応でございますが、未加入者の方々につきましても説明会の文書と、あと併せて申し込み用紙を発送をしたところでございます。これは10月25日でございます。

そして、申し込みされなかったの方々につきまして、全職員で12月の末にローラーということで、全戸訪問をしたところでございます。

そして、申し込みにつきましては12月末ということで、一旦は申し込みを受け付けていたところでございますが、1月、明けまして、今から申し込みできないかというような問い合わせ等もありまして、第2次募集ということで、1月末まで延長をしたところでございます。

そして、第2次募集につきましては、自治会の回覧ですね、回覧をしまして、未加入者には配達証明付きの郵便でお送りして募集を行ったという状況でございます。

それから、2月以降の申し込みの対応でございますが、市の方に提出されました申し込みのデータにつきましては、施工業者の方に施工の工事のための設計図に反映させるということで、2月の初めに送ったところでございます。

その後、やはり議員おっしゃいますように申し込みがあったところでございますが、この分については、私どもの方もできるだけ対応していきたいということで施工業者に、申し込みされた地区、この地区の方が現在申し込みをされるということですが、工事に間に合いますかというような確認を取りながらですね、間に合う分については全て受け付けをしてきたという状況でございます。

それから、転入者等の対応でございますが、これにつきましては交付金の終了後ということになりますので、この転入された方につきましては交付金の対象とならないところでございます。

受益者負担で設置ということになりますと、高額な負担を強いられるということになります。一方、この告知放送は市民に防災情報を提供するという目的も持っているところでございます。

現在、関係課で協議を行っておるところですが、どのような整備手法がいいのか、まだ結論には至っていないところがございます。

今後、市の補助制度を創設することも考えられるところであります。今後、関係課と十分協議を重ねてまいりたいと思っております。財政的な面での検討も必要ですので、しばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 太陽光発電システム設置事業補助金ということでございますが、昨年、6月議会でこの件につきまして補正をお願いいたしました。そのとき一応30件ということで承認をいただきましたが、その推移で今現在2月末ぐらいで約20数件あるようでございます。よりまして、このことを基礎にしまして、今回は50件ということで1キロワット当たり3万円でございますので、上限を4キロワットと定めまして、50件の600万円ということで計上いたしております。

期間でございますが、期間につきましては一応3年という形で今考えておりますが、その状況を見まして、また判断をしていきたいと考えております。

○建設課長（中迫哲郎君） 高所伐採の委託事業でございますが、この事業につきましては緊急雇用創出事業ということで、昨年度、県の補助を受けまして、6月補正をもちまして、その後雇用の創出ということで職安に声を掛けまして、実質8月中頃から動き出した経緯がございます。集落に要望箇所を募りまして、募集いたしまして、その箇所を重点的に1月、2月頃まで事業を行ってきたわけでございますが、その後はまた12月補正で市の単独事業で継続して、今現在実施しているところでございます。

今年度につきましては、4月の早い時期に募集をかけまして、雇用を募りまして、また引き続き高所伐採ということでございますが、場所と時間につきましては、どうしてもそのお釈迦まつりとかそういう時期にはですね、若干間に合わないような状況でございますが、現在、今行っている伐採、12月補正でいただいた委託事業で主要道路につきまして、今集中的に伐採を行っているところでございます。

また、県道につきましても、毎年お釈迦まつり前に主要玄関口というような所を、伐採をお願いしているところでございます。なるべく気持ちよくおもてなしができるような環境を整えていきたいと考えますので、御理解願いたいと思います。

○福祉課長（山下修一君） 放課後児童健全育成事業の件でございますけれども、保護者からは以前からもいくらかのニーズ、要望等はあったところではございますけれども、既に取り組んでいる保育園等も数箇所ございまして、保護者等連絡協議会に一応相談をいたしましたところ、非常にいいことだということでございましたので、こちらから進めたいということで保護者等連絡協議会にも相談をしたところでございますけれども、非常にサービスが向上するというのでいいことだということでの了解も得られたということで進めていきたいということで、今回予算を計上させていただいたところでございます。5年生、6年生に対しましては、4年生の経過とい

うのを見させていただいた中で、また今後判断していきたいというふうには考えているところではございます。

それから、子ども手当につきましては、確かに法案が通らない場合につきましては児童手当に戻ることになるかと思えますけれども、ただ、もし法案が通った場合に支給が6月支給となります。そうなったときに支給ができなくなるという可能性がございましたので、6月支給ができるということを想定した上で予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 特に、この告知端末に関して、今課長の方からも話がありましたように、未加入世帯への設置というのが遅れていると、当然そうなるわけですが、当局も努力をされてそれを進めていかれているという状況の中で、先ほどありました、じゃあ4月以降転入で入ってこられる方々との情報の格差ですね、こういったものが同じ市民として生まれるのはよろしくないわけで、そういった観点でいわゆる受益者負担となると8万円からですから、そういった負担を受けてまで多分加入される人はいないと思うんですね。じゃあどうしてもやはり補助事業ということも含めて、市単独ですね、進めていかなきゃいけない。その時には、だから転出者も含め、あるいは今未加入世帯も含め、そして加入世帯の中でもまだ漏れている方がいくらかある。そういった方々の分も含めてやはり検討していただかないと、これは平等でないというふうに思うんですね。そこらについて、市長のお考えを、そこはその1点で結構ですので述べていただきたい。

あと、この太陽光発電システム設置事業補助金と、なぜ期間を聞いたのかということ、下世話な話になりますけどね。昨年もそうですが、ずっといろいろな地域を走っていると新築の家が建っている。太陽光発電を付けている人が多い。その背景は、いわゆる職員の方々が結構多く付けていらっちゃって、どんどん建って、太陽光発電の家を建てているのは職員がかなり多いって話があったんですね。そういう意味では、それが悪いと言ってるんじゃないですよ。そうではなくて、やはり市民全域にこういったものがしっかり広がって行って、いわゆる市職員はそういう情報をつかむのは早いわけですよ、でしょう。そういう制度があったんだったら、自分たちもそうするんだってという声が出てきて、そこの枠に収まらなかったりしたら大変でしょう。だから、やはりそういった情報発信も含めていかないと、やはり職員と一般市民の方との格差というのが生まれては、せっかくの単独事業がおかしなことになってしまう。そこらは少しですね、工夫をしていただきたいなというふうにちょっと思うところですのでお願いをしたいと、だから期間のことも聞いたんですよ。

次ですが、73ページ、この健全事業、当然なかなか仕事で子供の面倒が見られないということで、これが学年がアップしていくということは有り難いわけですが、サービスの向上という話を先ほどされました。じゃあ、これ、いろいろ違いがありますよね。いわゆるここにも載っているように、いわゆる預かって遊ばせて生活環境を整えると載っていますが、ほとんどの場合、預かって学校での宿題をやらせて、そして室内、園庭等で遊ばせていることが多いと思います。サ

一ビスの向上という表現がそれに当たるのかなというふうに僕は思うんですが、中身においては、これは格差がありますね、事業者によって。いわゆるいろんなことをやられている所もあります。そういった意味でいったときに時間帯の問題もあると思うんですね。7時から7時までとか7時半までとされている所もあれば、8時から6時という所が多い。ところが、今6時までには帰られる親御さんというのはなかなか少ないですよ。

そういった意味では、時間の延長というものを望まれているところがいっぱいあります。こういった調査をされる時、そういった意向についての調査というのがやはりしっかりした上で、そしてこの児童クラブに取り組んでいらっしゃる方々にですよ、そういったお願いもしなきゃいけない。だから、今度はそういうことをやっている所にいっぱい入りたいという声が当然出てくるわけですね、7時、7時半までやっている所に入りたいという問題も出てくる。

それは、なканずく保育園を選ぶ場合にだってそうなってくるんですよ。いわゆる学童保育じゃなくても6時、7時まで預かっている。6時ぐらいまで預かっていると、これ中身6時まで預かっているということは、学童保育やっているのと変わらんでしょう。

そういった観点での差も出てくるから、そういったことに対しての、やはりニーズというのをつかんで事業者をお願いをしていかないといけないんじゃないかというふうに思いますね。

そして、この学童保育いわゆる放課後児童、この問題が5年生、6年生となると、5年生、6年生はそんなに手がかからないんですよ。かからないから今自主事業でやっていらっしゃる所もあるわけですからね、4年生以上をずっと。4年生は4,000円だけど、5年生、6年生は手がかからないから2,000円、2,500円でやれるんだという形でやっていらっしゃる所もあって、5年生、6年生にアップすると、いわゆる行政としての運営費を出す分の予算措置も少し軽くて済むわけです。そういったことも含めて、やはり実施していける方向でですね、検討していただきたい。

あと、子ども手当の関係ですが、これが子ども手当が逆に児童手当となったときに、電算システム等の問題ですぐ対応できるのか。その1点だけですね、お示しをください。

あと、高所伐採のことに関しては理解をいたしました。

○福祉課長（山下修一君） 電算システムにつきましては、児童手当のシステムそのものは残ってはおります。ですが、児童手当に戻ってしまいますと所得の調査をしないとけないということになります。ですから、市内にいらっしゃる方につきましては多分間に合うだろうとは思いますが。以前、市内にいらした方。しかし、転入された方等について、果たして間に合うのかというのが今ちょっと課内でも懸念されている部分でございます。ですから、そこについては非常に厳しいのではないのかなというふうに感じているところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、情報通信基盤整備事業によります告知端末機の設置についてでございますが、この告知端末機の設置につきましては、私どもは当初から事業年度内に全戸加入させるように一生懸命に加入促進については取り組んできたところでした。そのことを先ほど課長が何回も何回も広報、

そして推進活動をしたというふうに報告したところでございます。

しかしながら、自治会未加入世帯の方で80%までいかなかったということでございまして、現在もこの方々については、行政告知端末機の設置については、されないことになっているところでございます。このような方々を除いて、ただいま設計に基づいて、路線の事業、そしてまた宅内の事業について進められているところでございます。

今後、事業が順調に進みますと3月いっぱいということになったところですが、しかし現況では3月いっぱい済まないということで、5月、6月あるいは7月というようなことに完了がなろうかというふうに思います。そのような完了後、この方々に対する措置につきましては、先ほど課長も申しましたように、まだその行政告知端末機の位置付けというものが場内でできていませんので、所管する課を定められないということもございまして、その完了後にどのような形で、希望される方に設置をさせてあげられるかということにつきましては、今後時間をいただいて協議をさせていただければというふうに思います。

私自身としましては、当然これは当初何回も何回も御説明申し上げ、そしてまた、推進等も重ねてきた結果、未加入というようになっておりますので、そのことについても十分配慮しながら、8万8,000円の現在工事費がかかると言われている分について、どれぐらいの形でこの行政告知端末機の設置について市の単独の補助事業としてすればいいかということについては、検討をさせていただければというふうに思うところでございます。

よろしく願いいたします。

それから、地球温暖化に関する事業で太陽光発電の設置につきまして、市の職員の家に付いているというのが目立つというような御指摘だったところでございますが、先ほども担当課長の方から申しましたように、今年度につきましては30件の申し込みのうち、まだ余裕があるということもあるようございますので、更に市民の方々にはこのことについての周知を徹底していきたいというふうに思います。

ということで、特段、職員が率先してしているということではないということをお理解いただければというふうに思います。

そしてまた、今後このことにつきましては、市全体としまして普及していきたいというふうには思うところでございますが、事業費ないしはまた、補助事業費等もかなり高額になってくると思われまますので、状況等を見ながら、また、国の対応等も見ながら、このことにつきましては推進をしまいたいというふうに思います。いずれにしましてもCO₂の30%削減という観点から見たときに、市内の全世帯にこの太陽光発電を設置すれば、それで全て完了というような数字も出ておりますので、このことにつきましては積極的に対応をしまいたいというふうには考えるところでございます。

それから、保育園の学童保育についてのことでございますが、経緯につきましては課長の方で報告したとおりでございます。

御指摘のとおり各事業所によりまして、そのサービスする内容がそれぞれ違っているというふ

うには認識しているところでございます。これを選択されるのは保護者の方であるというふうに考えておりますので、こういった取り組みの事例というのがあるということは、市内の事業者それぞれ御紹介は申し上げていきたいというふうに思います。

そしてまた、これを5年生、6年生まで広げるかということにつきましては、今回の4年生までの取り組みを各事業所の方々がこういった形でされているかということ把握しながら、次年度についての取り組みについては考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

[小野広嗣君「閉所時間の対応方を」と呼ぶ]

○福祉課長（山下修一君） 開所時間につきましては、以前、ちょっと遅いんじゃないかということもございまして、保育者事業者等連絡協議会に御相談を申し上げまして、若干早めた経緯もございすけれども、閉所時間については今まで検討したことはございませんので、これも当然事業者等連絡協議会に一応諮った上でないと進められませんので、そこはまた、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 予算の件で、大まか3点ほど質疑をさせていただきたいというふうに思います。

歳入で、先ほど財務課長の方でも説明がありました。自主財源が24.4%、依存財源が75.6%ということであります。この自主財源が30%に満たないというようなことであるわけですが、やはり私は自主財源として、一般質問でもした経緯があるわけですが、広告料、あるいは財産の有効活用、そうすることによって固定資産税等の収入等もあるわけですので、そこ辺の考え方がどうであるのかですね、お願いしたいと思います。

それから、歳出の中ではありますが、義務的経費、これが53.5%、ほとんどを示しているわけですが、特に人件費、19.2%。歳入では税込、市税が17%ということで、約4億程度が税込を上回った歳出をしている状況であるわけがあります。

そういう中で先ほど職員の給与等も6,700万円程度削減したという説明でありました。それから今回の議会でも議員、それから市長、副市長、教育長、若干の削減はしているわけですが、しかしながらこういう状況であります。それと併せて、委員会等の報酬、費用弁償、もちろん我々の費用弁償も含めて、やはり見直すべきじゃないのかなと。市民から見ると、費用弁償というのは本当におかしな歳出の在り方だと。これはもう国民も見ているわけですが、そこ辺をどのように考えていらっしゃるのかお伺いしてみたいと思います。

それから、補助金の在り方があります。補助費等が22億ということがあります。

私は一般質問でも、その中の実質補助金というのはどれぐらいあるのか、そこ辺もお願いしたいと思います。

そういう中で、ゼロベースで一旦見直して、それから公募すると。今の補助金の在り方は20年も30年も続いている補助金があるわけですね。そういう中で、やはり補助金の役割というのは、

自立というのは基本的な考え方で、四、五年で自立していくという考え方でありまして、当然見直すべきであります。

そして、これを公募制にすると、例えば上限が500万円等でありまして、それに対する補助の額、70%なのか、50%なのか。そこら辺はその事業によって変わるとは思いますが、そのことをすることによって自立というのが出てくるというふうに思います。それはなぜかと申しますと、やはり今のままでいくと、もう補助金が自分のものか、いわゆる市のものか自分のものか分からないような状態で続いてきているわけですね。当たり前のごとく続いているというような状況であるわけでありまして。そういうことで、その考え方がどうなのか。

先ほど説明がありました。借金、地債が239億円ということを見ると、本当に真剣に私、我々議会も議員ももちろんですが、執行部の方もそういう取り組みをしていかなければ必要な歳出、事業、今回の施政方針にもそういう今後の見直すべきところは見直すという経営の在り方という部分で施政方針を述べておられますけれども、そういうものが見えないこの予算の在り方と、市長が所信表明されているそのことが全然伴わないと私は思っております。その点についてお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、施政方針に基づきまして、当然この予算は編成されているということをお理解いただきたいというふうに思います。

私、今回改めて平成23年度予算を編成する際に、こういった形で取り組むべきかということにつきましては、昨日、施政方針の中で述べたところでございますが、やはり本市の今置かれている状況というのを考えたときに、極めて厳しい状況にあると。それは財政的にもそうであるし、経済的にもそういった環境であるという中ではあります。本市はまだまだ明るい材料があるんですよというようなことで、その明るい材料について、本市の経済状況がよくなる形の施策というような形に組んだと、そしてまた生活環境が良くなるような形に組んだという、そしてまた福祉が向上するような形に組んだということでありまして。そのようなことをまず御理解いただければというふうに思います。

はじめに御質問のありました財産等の有効活用につきましては、議員が先般来このことにつきましては、さまざまな形で御提案されておられます。そのことにつきましては、でき得る限り私どもは取り組み、そのことについてまだまだ高めようとしているところでございます。

そしてまた、税金を上回る人件費の支出があるということにつきましては、市民からもこのことにつきまして指摘があるところでございます。ということで、このような状況がふさわしいか、ふさわしくないかというのは別としても、これは市民の方々にとって非常に明らかになる指標ということでございますので、少しでもこのことが均衡が取れるような形に、ましては人件費が下回るような形の財政運営というのが望ましいというふうには私自身も思っているところでございます。

今後とも人員適正化計画に基づく人員の削減、そしてまた、今お話になりました委員会等の費用

弁償の在り方等についても、更に私どもも、そしてまた、それらの団体に属される方々にも御相談申し上げながら改善をしてみたいと思います。

そしてまた、補助金についてのお尋ねでございますが、この補助金につきましては、一旦ゼロにして、それからまた組み直すべきではないかということにつきましては、議員から先般来御指摘されているところでございます。

私どもは、行財政改革に取り組みまして行政評価制度をしながら、この補助金事業についてはただいま検討をしているところでございます。

そして、その中で削減あるいは統合、廃止というものができるところがあるならば、そのことについては積極的にしたいというふうに考えるところでございますが、私自身そのようなことを常々担当する部署には指示しているところですが、なかなか実績として上がらない状況でございます。

そして、そのようなことで、やむなく予算編成の際には経常経費について1割削減というような全体的な方針というような形で予算編成をしているような状況でございますが、このことにつきましては、今後更にそれぞれの補助の在り方について検討を加えてまいりたいというふうに思います。

このことにつきましては、平成23年度につきましても引き続き内部で協議するという、そしてまた、外部の方々も御意見を賜りながら改善をするという方向になっておりますので御理解いただきたいというふうに思います。

御提案がありましたように、上限等を設定しながらするべきじゃないかというようなことも加えて協議をさせていただければというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 市長、この自主財源を確保するということは、その財産収入については理解できるんですが、あとについてはどういう考え方を持っていらっしゃるのかですね。

それから、補助金については指示はしていると。いまだかつて私もいろんな首長を見ているわけですけども、このゼロベースでやられてないです。これは市長も御存じのとおり薩摩川内市がゼロベースで、確か14億円か幾らの補助金を全部ゼロにして、そして公募にしてやっているという実例が、事例があるわけでありまして。

これは、私も一般質問の中でしたというふうに思っているわけですが、これは指示しているんじゃないくて、指示している市長の考え方、指示で終わるんじゃないくて指示を実行しないと何にもならないわけでありまして、そこ辺を命令できる立場におられるわけですので、そこ辺をもう1回お願いしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） 自主財源の確保につきましては、今ほど申しましたようにさまざまな事業を取り入れて、このことについては自主財源の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

特に分担金、負担金、手数料、使用料と、こういったところにもまだまだ改善すべき内容があるのではないかなというふうには考えるところでございます。

補助金につきましては、薩摩川内市の事例は十分知っております。そのようなことで私自身、

そのようなふうにできれば本当にいいのではないかというふうに考えていたところでございますが、私どもとしましては、行財政改革を取り進む際に行政評価システムを入れまして、その中で改善を図っていくという方向をとったということで、全てをゼロベースで取り組み直すということをしなかったところでございます。

そのようなことで、その中にはありますが、先ほども申しましたように、整理、統合ないしは廃止、そしてまた、そのような形でできる事業については、洗い出しをせよというようなことで指導をしてきたところです。

しかしながら、現実的にはそれがなされていないということにつきまして、今後そのことにつきまして十分検討を加えながら、自主財源の確保ができる形にもっていければと、そしてまた歳出として、不要な歳出が抑えられるような形にもっていければというふうにと考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

○

午前11時59分 休憩

午後1時09分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（中崎秀博君） 大変申し訳ございませんでした。

午前中に、岩根議員の方から、審議会等の委員に公民館長の代表者が何名いるかという質問で時間をいただいておりますので、回答申し上げます。

各種委員等につきましては、条例委員の中で、6審議会、委員会に公民館長が延べで12名でございます。その12名につきましては、志布志市の公民館連絡協議会長並びに副会長ということで、ほぼ会長、副会長が選任されているということでございます。当然、この審議会、委員会等の委員につきましては、市民の代表者ということで、公民館長が選任されているということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（本田孝志君） 地域情報通信整備事業のことですが、先ほど市長の方が、開設できるのは5月とか6月とか、7月とかいうようなことを申されましたけどですね、この前私たちには2月7日の全員協議会の中で、市長は、3月の末はちょっと開設できないということで、6月になるんじゃないかなというような話でございましたから、予算的なことも上がってきておりますが、はっきりとですね、その月をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先般、全協の方で進捗状況についてお話を申し上げたところでした。

現在、工事の進捗につきましては、3月いっぱいの完了を目指してまいったところでございますが、現在の段階では3月いっぱい完了しそうもないということで、総務省、そして財務省の

方に事故繰越しのお願いをしているところでございます。

そのことにつきまして、今、九州総合通信局等を通じまして、本省の方をお願いをしているところでございまして、その回答が本議会中に届くものというふうに思っているところでございます。

そのことを受けまして、改めて期日等につきましては、お示しできるのではないかなというふうに考えるところでございます。

○11番（本田孝志君） その原因ですね、原因はなぜ遅れているかということは具体的に示すことはできませんか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） ただいま市長が答弁しましたように、現在総務省の方に事故繰越しのお願いをしているところでございます。今回の繰越しにつきましては、財政法第42条の但し書きというところでの手続きを行っているところでございますが、予算の執行の過程において、避け難い事故、暴風、洪水、地震等のような天然現象、債務者の契約上の義務違反などのために、その年度内に支出を終わらない状況にたち至った場合に、翌年度に繰越しして使用できることとするというような規定があるところでございます。

今般、総合通信局を通じまして、事故繰越しの理由等についてお伝えしてあるところでございますが、今回複数の理由でお願いをしているところでございます。

まず一つは、先の全協でも御報告申し上げましたけれども、電柱共架が添架で強度不足が発生しまして、自営柱が相当数発生してきたというもの。そして、それから家畜の法定伝染病である口てい疫の発生。それから、実施設計業務委託における契約解除発生。こういうものをば理由として、現在国の方をお願いをしているところでございます。

○11番（本田孝志君） もう少しですね、具体的にお教え願います。

その繰越し明許は分かったんですよ、それで仕方ないかなと思っておりますが、その主たる原因ですね。今ちょっと課長も申されましたが、口てい疫の問題とか、電柱のいろいろと強度不足でということであったと思うんですが、やはり私は根本的に何かの、去年の6月もでしたが、契約の解除等によって遅れたこともあったと思うんですが、やはりどうしても遅れた原因ですね、もう一遍、課長、正確にお教え願います。

○情報管理課長（徳満裕幸君） まず国の方に理由等についてお伝えしたことは、電柱共架が添架申請で強度不足が発生し、そのことによりまして、自営柱を建てなければならなくなったということでございます。

そして次に、家畜の法定伝染病である口てい疫が宮崎県で発生したということ。そしてそれから、実施設計業務委託について契約解除が発生したという、まずこの3点について国の方には理由として上げたところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（立山静幸君） 予算書の132ページ、耐震性貯水槽ですが、有明町は要望、希望はなかったのかですね。

それと、説明資料で26ページの下の方ですが、庁舎の大型空調の撤去あるいは新しく設置する予算が7,900万円ありますが、どうしてもこの個別空調方式にしなければならなかった理由をお願いしたいと思います。

それと、27ページの下の方の泰野駐在所用地の取得の場所と m^2 数をお願いしたいと思います。

それと、説明資料の46ページ、まちあるき観光拠点事業があるわけですが、これの駐車場を何箇所計画されているのか、トイレも含めてですね。それとふれあいの場所はどこなのかですね、この4点についてお伺いします。

○総務課長（中崎秀博君） 耐震性の防火水槽の有明地区の要望はなかったかということでございますが、23年度に向けての要望はなかったところでございます。

○財務課長（溝口 猛君） 本庁舎の空調設備でございます。

現在、本庁舎の空調につきましては、昭和58年設置しましてから約28年が経過するところでございます。

今回、更新計画を予算計上しました要因としましては、昨年度におきましても、もう冷媒能力が下がっているということで、夏は室内が30度以上になるということが一つの要因でございます。それと、老朽化に伴って修繕料等が高くなってきているということでございます。

今回、更新に際しましては、いろんな方式を検討したわけでございますが、内容としましては、個別制御が可能なビル用マルチを計画しているところでございます。CO₂の削減ということもありまして、現在本庁舎におきましては、スルーエアーヒートポンプ方式を採用しているわけでございますが、今回新たな空調機を導入しますと、電気代も年間34万円ほど安くなって、CO₂もキロにしまして1万1,928キロ削減ということで、環境面の効果もできるということで、更新を計画しております。

それと、泰野駐在所用地の取得でございますが、場所につきましては、松山町の泰野、県道沿いでございまして、高吉商店という商店がございますが、それから100mほど手前でございまして、面積につきましては、所有者が3筆連続で縦長で所有されているということで、今回につきましては、合計で約1,000 m^2 程度の用地を検討しているところでございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まちあるき観光拠点施設でございますけれども、これにつきましては御質問がございましたように、駐車場、トイレ、それから、ふれあいの場の設置を検討しているところでございます。トイレにつきましては、洋式を含めまして3基ほど、それから、ふれあいの場につきましては、これは観光ボランティアと、それから来られた観光客等の休憩等も含めまして、4坪から6坪程度のプレハブを借りる予定にしているところでございます。

それから、駐車場につきましては、民間の用地を借り上げてまして観光客への利便性を図る予定でございまして、おおむね20台以上の駐車をとれるのではないかと検討しているところでございます。

それにつきましては、志布志小学校のPTAの専用駐車がございます。それに隣接する所の土地でございまして、地番で申し上げますと、志布志町帖の6391及び2になっているところでござ

います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（鶴迫京子君） 予算説明資料の68ページです。

障害者自立支援法対策臨時特例交付金特別対策事業の中で内容といたしまして、オストメイト対応トイレ緊急整備事業について質疑いたします。

ここにあります既存の身体障害者用トイレにということですが、2か所予定されていると思いますが、まず本市に何箇所既存の身体障害者用トイレがあるのか。その中でこの2か所に決まったその理由ですね、そのことをお示してください。

それと、予算説明資料の80ページですけど、80ページの下の段の老人福祉費の事業ですが、この従来の国保特会での30歳以上の助成については廃止する。そして大幅に改定になる温泉保養所利用助成ということですが、これは大変市民に人気のある事業でありまして、それが今回、市民のアンケート意向調査などを経てだとは思いますが、こういう大幅改定になった経緯ですね、ここに至った経緯をお示してください。

それとここにあります「また、対象を温泉施設に限定せず」とあります。公衆浴場としてということですが、蓬の郷とかいろいろ温泉ではないという市民の、なぜ使えないかというようなこともありましたし、そういうことでこのようになったのか。その経緯も同時にお示してください。

そして、ここでいう公衆浴場とは、どういう範囲のことを公衆浴場と指定するのかですね、そのことを踏まえて。

それともう1点、今まで従来ずっと続いた温泉保養所の国保の方の30歳以上の助成に比べまして、今回予算事業として新しくなった場合の積算としてどれぐらいの年間差が出るものかどうかお示してください。

○福祉課長（山下修一君） オストメイト対応トイレにつきましては、有明の改善センターと志布志の健康ふれあいプラザの2か所に設置予定でございます。利用者がある程度多い所を選定したところでございます。

ただ、障害者トイレの数につきましては、ちょっと分かりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○保健課長（木佐貫一也君） まず、はりきゅう施術料の料金について御説明いたします。

はりきゅうの施術料につきましては、従来1回当たりの助成額を600円にしようとしたわけですが、今600円の年間利用が25枚ということになっていたところを、実際の利用者の方の使用枚数というのが10枚近くでございました。それと、実際の料金の何パーセントを助成しているかというのに着目しまして、大概3,000円平均でございましたので、割合から見て、600円を1,000円に増額いたしまして、1回の利用負担料が減る形で考えたところでございます。実際、現在は30歳以上ということで、年間600円、25枚ということで1万5,000円交付しているところでございます。当然、費用につきましては、1回当たりの金額は増えますが、枚数を実際の使用頻度に合わせまして10

枚ということで、トータル的な1人の助成額については1万5,000円から1万円に下がるような形でございます。

ただ、21年度予算で比較しますと、はりきゅうについては120万円程度増えるのかなと試算しているところでございます。

それともう1点目の温泉保養所利用券ですが、これを65歳以上の全市民ということに絞った理由でございますが、昨年ですね、市民の方を含めた事業仕分け事業の中でも特定の方の利用に偏っているんじゃないかという指摘もございまして、内部の方でちょっと検討いたしましたところ、温泉利用券ができた経緯を考えますと、国保ができたかなり前の時代から続いている分でございますが、当然リフレッシュ関係、心身の健康という意味では効果があるのかなと考えておったところですが、若年者の方につきましては、そういった予防効果がなかなか見えにくいと、どちらかというと、いやし、地域住民とのふれあいというのが重きをなしているのかなということで、実際医療効果、血行促進という意味で高齢者の方の効果が高いということで65歳以上に限定したところでございます。

国保特会でいきますと、約1,400万円ぐらいの減になるところです。ただし、後期高齢者の方が一般会計でみている関係で約940万円ぐらい増えますので、トータル的にみると、500万円ぐらいの減になるのかなということで考えているところです。

それと、先ほどもう1点言われました公衆浴場の関係なんですけど、ちょっと今手持ちがございませんので、またお調べいたしまして報告したいと思います。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） オストメイト対応式トイレが2か所ということで健康プラザと農村改善センターということでありますが、旧町時代にこのオストメイトのことを一般質問した経緯がありますが、アピア下の緑地公園のあそこに障害者用トイレがありますが、今回新設というよりも改修、改善ということになるのではないかと思います。まずそこを、新設というより改修、改善していくということですか。確認をします。

○福祉課長（山下修一君） 既に設置してあるトイレに、そのまま設置できるものだというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 既存の身体障害者用トイレということで、本市にも大分あるのではないかと思いますので、これは特別対策事業ということで、23年度までの事業を再編ということですが、これをまた今後の考え方として、市のそういう障害者用トイレを見直して、また優先順位を付けまして、年次的にこのオストメイト式に改善していくというような考え方はないでしょうか。

○福祉課長（山下修一君） 今回は、補助金対応ということでの2か所ということでございますけれども、今後につきましては、志基金等を利用させていただけないかなというふうに考えているところではございます。

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○7番（鶴迫京子君） ありがとうございます。

老人福祉費のことでありますが、今回大幅に、もしこの予算が可決になりまして決定になった場合、改定になりますので、窓口で市民の方々が改定になるということを御存じない方々が来られて、窓口対応が大変混雑になったり困難になったり、苦情が増えたりとしますが、それ以前の市民への周知とかそういう方法はどのように考えられていますか。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいま御質問の件でございますが、タイミングの問題もでございますが、議会の方に上程した、委員会も関係ありますが、周知につきましては当然対象者の方に散らしの送付なり窓口の説明ということで、前回、2年前の制度改定のときも後期高齢者から後期高齢者ができたときの改定のときにも混乱なくですね、できたことも踏まえて、散らしの送付、ホームページ、広報なりで周知していきたいと考えているところです。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○福祉課長（山下修一君） 先ほど答弁漏れのあったトイレの数でございますが、ちょっと全市的な調査を行っていないところでございますが、公共施設で10か所程度、それに福祉施設で4か所程度あるようでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 私は、一般質問の方の通告しておりましたけれども、ちょっと、予算説明資料の36ページですけれども、これですよ、下の段ですけれども2番の内容のところですけども、これの②の携帯電話伝送路開通試験委託料、今までも携帯電話の通じないところについては鉄塔を建ててきましたけれども、今までもこういう開通試験委託料というのは計上されてきましたかね。その確認と、こういうのはどこが受託するのか。

それと次に、③の機器修繕料というのが172万円と計上されていますけれども、これは何の機器を修繕するのか。そして172万円という非常に細かに数字が出ていますが、これは確定した数字というふうにこの数字から見れば理解しますけど、どういうことですか。

36ページ。

〔「35」と呼ぶ者あり〕

○3番（西江園 明君） 35、すみません。昼からになると目が1ページずれてくるものですから、35ページです。申し訳ございません。

○情報管理課長（徳満裕幸君） まず、携帯電話伝送路開通試験委託料でございますが、この業務につきましては、平成21年度の移動通信用鉄塔施設整備事業のものでございます。

今回志布志市内に4か所、四浦後谷、それから四浦提口、田床、宮塩川路に移動通信用鉄塔施設を整備したところでございますが、ただいま地域情報通信基盤整備推進事業の方で、光ファイバーを敷設をしているところでございますが、これが3月までに間に合わない状況でございます。特に、この移動通信用鉄塔につきましては、携帯電話の基地局から伝送路を光ファイバーを使ってそこまでの基地局にもっていくという仕組みになっておりますけれども、その伝送路が今回間に合わないところでございます。

それで、この試験の委託でございますが、鉄塔が完成しまして、そして伝送路も完成した段階で回線開通試験、それから測定試験、総合動作試験、それからエリア試験というような開通試験をするところでございます。これにつきましては、今の状況では6月ぐらいになるのかなということで22年度の事業で完了しなかったということで、この部分のみ23年度新たに行うということでございます。

本来であれば、21年度、22年度繰越事業で実施したこの業務に含めておったところでございますが、この分のみの試験を行うということでございます。

それから、この委託先でございますが、NTTドコモでございます。

それから次に、172万円の機器修繕の関係でございますが、これにつきましては、今回情報通信基盤を整備しまして、そしてその維持管理修繕を行うということになります。引き込み線、それからVONU、光ファイバーネットワーク機器の修繕及び材料代ということで、172万円計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○3番(西江園 明君) 今の課長の説明では、すみません、35ページですよ、②番のやつは平成21年度分を、と、22年度分4基か5基建てたですよ、秋にですよ。あの分の結局2か年分の新しい、今答弁というのは21年分もということは、八野のこっちの方に建てたですよ。ああいうやつは式典まであったですよ、落成の。ああいうやつは試験をしてないということですか。供用開始してないんですかね、ということは、どうですか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) まず、20年度に実施いたしました潤ヶ野八野局につきましても、ただいま申し上げましたような開通試験は実施をしたところでございます。これにつきましては、本体事業の中の業務委託契約の中で実施をしたところでございます。

今回のこの予算計上につきましては、21年度から22年度の繰り越しになりました、先ほど申し上げました四浦後谷、四浦提口、田床、宮塩川路の携帯電話の基地局を整備しましたが、本来であれば、22年度中に終了すべきものであったところでございますが、光ファイバーの伝送路がまだ整備されていないということで、この部分のみの導通試験ができないところでございます。ですので、来年度、予定としましては6月頃になるかと思っておりますけれども、その開通試験を行うということで計画をしているところでございます。

○3番(西江園 明君) ちょっと確認ですけど、今までの22年度じゃないです、今年度じゃないです。その以前にしたやつは、その業務委託の中で試験をしてきたと、だからこうやって委託料というのは発生しなかったということで、まず確認ですね、その確認と。

今、今年度、八野とかあっちの方は光は入ってないですよ。それなんだけれどもこういう委託はした。今度のやつは光が入ってから委託をすると、その整合性はということですかね。

○情報管理課長(徳満裕幸君) まず20年実施いたしました八野、潤ヶ野の地域につきましては、伝送路が光ファイバーではなくて、マイクロウェブ無線回線を使った伝送路ということでございました。これにつきましても、当時その回線開通試験は当然実施のうえサービスが開始されたと

ころでございます。

今回の、この四つの基地局の回線開通試験につきましても本来であれば、22年度中に実施すべきものでございますけども、先ほどから申し上げますように、基地局にいく伝送路がまだ来てないために、その試験が22年度中にできないということでございます。それで、6月頃には伝送路がそこまで来る予定でございますので、その段階で改めて、今申し上げますこの開通試験を行うということでございます。

以上でございます。

[西江園明君「整合性、答弁になっちゃいけ」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（金子光博君） ひとつ、総務課関係をお願いします。

開発農協の助成事業が出ておりますが、機械・設備の撤去等に多大な不足金が発生するというふうには目的はなっておりますが、今まで一般質問やいろいろなやり取りを聞いておりますと、発足当時の旧有明農協の貸し付けだとか、加入者の出資金等々のこともあるようですが、それらについてはよかふうには話し合いがついたと、ただ機械・設備の撤去だけにお金が不足するから助成するんだと、そういうふうな理解でいいわけでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方からお話がありましたように、このことにつきましては、開発農協、JAあおぞら、そして私どもと協議を重ねてきたところでした。そして、今回情報通信基盤整備事業に伴いまして、行政告知端末機が全戸に設置されるということで、開発農協の担っておられます放送施設について、今回その使命を終えられるというようなことの協議をしていただいたところがあります。そして、そのことに基づきまして清算業務をすとなれば、総額で6,886万円ほどかかるというような清算金の見積もりが出されたところでございます。このことに基づきまして、私どもは今までの開発農協の使命、果たされた貢献というものに十分配慮し、そして、今後この私どもの情報通信基盤整備事業がスムーズに移行できるようにというようなことで、お互い紳士的な形でお話し合いを重ねまして、今回お願いするような額に決定させていただいたところでございます。

○15番（金子光博君） もうちょっと分かりやすく、簡単に説明してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

4,700万円ということで、上限の助成をお願いしたいということで御提案しているところでございますが、そのことにつきましては、先ほど申しましたように、総額で6,886万5,000円ほど清算の際に費用がかかるというような見積もりが出されたところでございます。その中で、JAあおぞらの出資金1,800万円、そして組合員分1,200万円の3,000万円の出資金があったということでございまして、このあおぞらの出資金につきましては、あおぞら農協の方も別途このことにつきましては、解散に伴って、清算に伴って、責任を持つということで1,000万円程度の出資をしてもよいという申し出があったところでございます。

そしてまた、開発農協の取り扱いにつきましては、今後総会等で決定していただくこととなりますが、欠損金というふうに充ててもいいというようなふうに聞いておりましたので、今回あおぞら農協1,000万円分、開発農協1,200万円の合計2,200万円を差し引き、4,700万円を上限として助成するというふうに判断したところでございます。

今後清算事務に入った段階で、改めてその原資の比率というものについては協議されることとなりますが、そのことに基づきまして、終了時に確定された事務経費等の軽減が図られた後に市への助成金も減額するというような内容でございます。

○15番（金子光博君） いろいろよかふうにたちよつとか、たちよらんとか、まあ簡単には分かりませんが、後は総務委員会の方で、市民の皆さんがですね、納得していただけるような説明をしていただければということで終わります。

○保健課長（木佐貫一也君） 先ほどは大変失礼いたしました。

議員の方から、温泉施設と公衆浴場の違いについてお尋ねがあった分についてお答えしたいと思います。

公衆浴場につきましては、県の許可を受けまして、温泉、あるいは沸かし湯、冷泉、その他を使用いたしまして一般、不特定多数の方を入浴させる施設のことを申します。その中で利用する分が温泉だったり、沸かし湯だったりということで御理解いただきたいと思います。

営業許可につきましては、そのいろんな形を利用して許可をもらう、その中の種類が温泉であったり、沸かし湯だったりするというので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 港湾商工課関係で、3点ほど質疑をいたしたいと思います。

説明資料の37ページ、オラレ志布志事業ということで、前年度と同じ金額が計上されていると思いますが、昨日、22年度の補正では、実績が、積み立てが1,050万円ほどだったということで、そのことを踏まえて、この予算が計上されたのはどういう経緯だったのかお尋ねいたします。

2点目、47ページ下の段の観光振興計画策定事業ですが、これは市長も施政方針で申されたのでかなり期待はしているところなんですが、これの策定をされるメンバーというのはどのようなメンバーなのかお尋ねいたします。

3点目、49ページ、49ページに該当するのかどうかちょっと分かりませんが、さんふらわあ利用促進という形で、毎年、今11月にグラウンドゴルフ大会というのを計画していただいているわけですが、このさんふらわあ関係のグラウンドゴルフ大会の費用というのはここに入っているのかどうかですね、改めて確認をしたいと思います。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

まず1点目のオラレの関係でございますが、昨日の22年度の補正で減額であったのに、今回はまた昨年と同様ですね、金額が予算計上してあるということでございますが、オラレにつきましては皆様方の御協力をいただきまして、開設の当初、年間10億円というような形での目標で

開設をさせていただいたところでございます。21年度の実績は7億8,500万円の売り上げでございました。昨日、補正をお願いしました22年度見込みにつきましては、約7億5,000万円になるところでございます。

したがいまして、売り上げの約3%はオラレからの収入金ということで、それを家賃に払ったり、基金に積み立るといような、そういう形での予算計上ということでお願いしているわけですが、確かに21、22につきましては目標額を下回りましたが、あくまでもオラレにつきましては、年間10億円という売り上げを目標にやってさまざまな取り組みをしておりますので、残念ながら22年度も下がる結果になりましたが、23年度においては、ぜひこの10億円という数字に限りなく近づけていこうという努力を、競艇振興会、大村競艇並びに私ども港湾商工課を含めてっておりますので、今回も目標額につきましては10億円の3%収入、3,000万円という形で今回予算計上をさせていただいたところでございます。努力をしていきたいと思っております。

それから、観光振興計画の策定メンバーということでございますが、これにつきましては委託を予定しております、コンサル会社に委託をしまして、その後出来上がったそういうコンサルからの成果品を基に庁内、あるいは市民の方々を交えましたという検討会等を設けまして、完成をさせていこうというふうに考えているところでございます。

それから、最後に、さんふらわあの利用促進の中にグラウンドゴルフ大会の助成金はあるかということでございますが、これも昨年どおりこれに入っているところでございます。

○17番（岩根賢二君） オラレに関してはあくまでも目標だということで理解をしたいと思いません。

この観光振興計画ですけれども、コンサルタント会社に委託をするということですから、委託をしてあらかたできてきたものについて地元の人たちにまた吟味してもらおうということなんですかね。市長の施政方針では、あくまでも市民の声を生かした観光振興計画だということで述べてあります。コンサルが入る必要があるのかなという感じがしますが、その点について再度お答えを願いたいと思えます。

それと3点目、さんふらわあのグラウンドゴルフ大会ということについては、この中に入っているということで理解をいたしましたけれども、逆にですね、さんふらわあの利用促進という面から考えて、この度、具体的に申し上げますと、神戸でグラウンドゴルフ大会が開催されますから参加しませんかと、さんふらわあを利用して、こうこう、こういうツアーがありますよということで案内があったわけですが、これらについては市の方を通じていないので助成というのは考えられないのかなとは思いますが、そういうツアー企画会社が企画をした場合には、こちらから関西の方に行くと、そういう大会があるといった場合には、なにがしかのそういう助成と言いますか、そういうのができるんではないかなと、あくまでもさんふらわあ利用という促進ということを考えればですね、と思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 最後の方から御答弁申し上げますが、グラウンドゴルフ、神戸である分についての助成はないのかというような御質問でございますが、特別、神戸でグラウ

ンドゴルフ大会があるからということでの助成は検討しておりませんが、既存の助成制度の中で団体利用助成という形でございますので、10人以上の方がさんふらわあを利用して行かれる場合につきましては、今のところそちらの方を御利用いただくようお願いをしたいと思います。

それから観光振興計画、少し説明が足りませんでした、骨格となるものにつきましては専門のコンサル会社等をお願いをしながら、その都度まちづくり委員会等のそういった既存の組織を用いて、市民の意見、あるいは庁舎内の職員の意見等をお聞きしながらコンサルと一緒に上げていこうという計画でございます。

○17番（岩根賢二君） 先ほどのグラウンドゴルフ関係につきましてはですね、既存のそういう割り引き制度があるというのは十分承知しているわけですね。それを利用してやはりそういう大会に参加するとなると、大会参加料もちろんいるわけですが、宿泊等も伴いますので、そういう面で、既存の割り引き制度以外にそういうことは考えられないのかということをお聞きしているわけですね。ここで結論は出ないと思いますけれども、検討はしていただきたいと思えます。

それと観光振興計画ですけれども、あくまでも、ここに説明文にもあります「志布志市の豊富な観光資源を生かした」と、その豊富な観光資源というのがやっぱり分かっているのは地元の人たちではないかなと思います。よそから見てですね、ここも観光の拠点になりますよというようなのも、もちろんあるかとは思いますが、ですからコンサルが策定するという前に、やはり地元の人たちの意見を聞くという形も必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光振興計画につきましては、今後、市の観光振興をいかにすべきかということを経体的に定めるということで、非常に重要な計画になろうかというふうに思います。

そのような観点から、この観光振興計画につきましては、私自身がマニフェストにもあげております100万人の入り込み観光客を達成するために、いかにこの振興計画に盛り込むかということの観点も必要になろうかというふうに思います。

そのような意味合いから、市民の方々のさまざまな御意見等も十分賜りながら、そしてまた、専門家の方々の専門知識を持った御意見も賜りながら計画はつくっていきたいというふうに考えますので、そのようなふうに計画づくりをするということを御理解いただければというふうに思います。

それから、さんふらわあ利用につきまして、神戸等、それから関西等でもグラウンドゴルフ大会があって、そのことについて、その地区から招待があるということについては伺っているところでございます。さんふらわあ利用ということもそうですが、先ほども申しましたように、なるべくこの地にたくさんの人に来ていただくというようなことが前提になりまして、さまざまな事業が組み立てられているということでございますので、今後またそのようなことで交流というような面から何らかの私どものバックアップが必要だということになれば、そのことについても対応を考えてまいりたいというふうに思いますので、今後関係団体と協議をさせていただければと

いうように思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） ひとつお願いします。

港湾改修事業負担金の関係ですけれども、ここに4事業はあるわけですね、所管外で久しぶりにこういうのを見て、すごい負担をさせられてるんだなというふうに思うところです。

重要港湾改修という、こういうものがありますが、この道路測量設計委託とかですね、道路舗装補修とかですね、これはいわゆる港地区の、いわゆる本港区含めましていろいろあるわけですが、新若浜ですね、そういったものが全て本港区、そして新若浜、今度新しくできましたそういった道路に関連してだけのもなのか、それとも、県道、そういったものの施工分の負担もこれ、させられているのがですね、ちょっと中身が少し分からないものですから、ちょっと教えてください。

この防波堤改良とかこういうのはよく分かるんですよ、岸壁とかね。お願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 御質問の港湾改修事業の負担金につきましては、県の施工の分と国の分がございまして、今回は県の施工分に係る市の負担金ということで、ただいま申されました四つの事業に係る負担金を計上させていただいたところでございます。

御質問の道路関係、道路舗装とか補修、こういったものにつきましては、議員の申されました港湾施設内の道路というようなことでの負担金ということでございます。

○19番（小園義行君） そこで、そういったものの改良をそれぞれやられるわけですね、港地区に対して。これ、パーセントが一つ一つ事業が違うんでしょう、負担金の割合がですね。志布志市は財政的に大変厳しいというふうに言っているわけですし、これ、県に対して少し、1%でもまけてちょうだいとか、ないそでは振れないわけですから、そういった努力がされた結果で、これ出されたのか、それとも県の言うとおりに出されたものなのか、そこだけちょっとお願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 負担金の割合につきましては、地元志布志でございますが、志布志と、それから県と国ということでそれぞれ事業ごとに負担割合があるところでございます。

この負担割合につきましては、旧志布志町時代から、それぞれ県・国の方に負担をできるだけしていただきたいというお願い、協議の下に現在のこの負担割合が決定しているものでございまして、今回の予算計上した分につきましては、その内容に基づいて、市の負担金という形をお願いをしているところでございます。

○19番（小園義行君） これ、質疑ですので、自己のあれは言えないですが、市長、これまさしく国・県の言うままに全てそれを聞いている、そういうことではいかんというふうに思うところです。

特に、市長は県知事とは旧知の仲だと、先輩、後輩を含めてですね。我が市は大変厳しい状況にある。そういった中で1%でも、これ、減免していただきたいとか、減額していただきたいと、そういったものは首長の政治的な判断に基づいてですね、これ努力をすべきですよ。そういった

ものがない中で国や県が言ったまま、全てそのままやっているというものについては、少し首長として、力を発揮するという点です、政治力を発揮するという点では、少し足りないのではないかとこのように思います。

過去、志布志の首長さんたちも県とよく交渉して、なかなかまけてくれんという、条例があるから、それに基づいてだということなわけですけど、やはりここは1%でも、それを負担を軽くしてもらい、そういった努力はぜひ首長としてやるべきだということに思うところであります。

そういった点で、今回の提案はそうでしょう。今後について、首長として、港湾改修負担金、これ、どんなふうに思っておられるかお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在志布志港につきましては、一昨年でしたが、新若浜港も開港したところでした。

そして、それに伴いまして周辺緑地の整備につきましてみなと振興交付金を受けて、そしてまた、それについても国は当然、そして県もですが、負担金を付けて周辺緑地の整備につきまして、本来なら本当に土墨をもって山を造成するだけのものを、市民に親しんでいただくような環境で周辺緑地の整備をしていただくという方向をとっていただいたところでもあります。

そのようなことで、今回はまだまだ志布志港につきましてはバルク港の指定もありまして、県とともに、このバルク港の指定に向けて一生懸命取り組みをしているところでございまして、そのこともあわせて、今お話がありましたような負担金の軽減についてはお願いはしているところでございますが、今のような状況でございますので、強くは言えないというようなことでございます。しかしながら、御指摘のようにこのことにつきましては、重ねて要望はしていきたいというふうに考えます。

そして、その関連で、旧志布志町からさまざまな形で負担金の軽減についてお願いをしていたところですが、現在のところ国施工の大きい防波堤の分につきましては、負担金なしということで事業がされているということでございまして、このことは志布志港だけそのような形の措置がとられているということでございます。

このような事例もございますので、引き続いて県・国に対しては要望を申し上げたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（丸山 一君） 自治会についてお伺いをいたします。

説明資料の32ページなんですけれども、自治会統合・分割の推進事業で、昨年の予算もこれ、110万円だったような気がします。それで、それがどういうふうに行われて、また今年がその反省の上でこういう予算が上がってきたのか。

それと、自治会加入促進事業で、これも確か金額的には変わらんような気がするんですけども、これが我々通山校区はですね、自治会未加入者が非常に高く残念に思っているんですよ。いろいろ私も自治会長をしておりますが、いろいろ推進事業をするんですけども、なかなかこれが進まない。これで市の方で提案する以上は、何かしらの代案というのがあるのであればお

示しをいただきたいと。

それと、その下の自治会集会施設整備事業です。

これもたった320万円の予算であれば1戸しか対象にならないと思うんですけど、そういう認識をもってこれを提案をされたのかどうか、お伺いをいたします。

○企画政策課長（溝口敏久君） まず、自治会の統合・分割の事業でございますけれども、この事業につきましては新規の事業でございます。

実際、今自治会の在り方の検討委員会というものも合併後、続けてきているわけでございます。

そういった中で、なかなかこの統合ないしは大きいところの分割、こういった希望もあるわけですが、進まないということもございまして、今回新規事業でこういった事業を計画したところでございます。

そして、内容につきましても、そこに書いてあるとおりでございますけれども、50戸を基本に、50戸未満のところについては、10万円の統合前の自治会数、引く1。2か所であれば1ということで10万円になります。50戸以上であれば20万円の統合の基本額と、その自治会数ということになります。世帯数割が2,000円と統合の世帯数ということでございまして、こういったことで、この統合につきましては単年度でなくて、2年、3年目まで交付するというところでございます。

分割につきましては、逆に、この自治会の在り方の中で、やっぱり50戸から100戸というものが基本であろうということがございまして、50戸から100戸のみを対象と、それを下回る場合については対象としないということでございまして、これを単年度で助成をするというような考えて方でございます。

それから、自治会の加入促進、この事業につきましても新規事業でございまして、それぞれいろいろ議論もあるところでございまして、合併後の加入世帯がどんどん落ちていっていると、現在75%ぐらいの加入率となっておりますので、これをばどうしてもやっぱりいろんな事業を行政とする中においては加入していただきたいというのが基本でございまして、対象世帯当たり5,000円を交付すると、これは自治会に交付する事業でございます。入られた場合に自治会に交付する、だから自治会の方で加入促進も、声も掛けていただきたいというようなことの事業でございます。

集会施設につきましては、これは例年どおりでございますけれども、基本的に新築の場合の限度額の320万円と計上してございまして、昨年も6か所ほどの申請がございまして、補正等もいただきながらやりましたけれども、一部改修、そういった事業もたくさんございまして、大まかに1か所の320万円限度の予算で計上したところでございます。

○4番（丸山 一君） 自治会統合についてはですね、我々自治会も180世帯ぐらいあるわけですね。やっぱり運営をしていく以上は、ちょっと大きいなという気がいたします。今示されたとおり、50から100というのが理想かなというような気はいたします。

それと、やっぱり上と下に分かれておりますので、上の方が新興住宅でですね、若くて大体30代、40代、50代が多いですけども、そうすると下の方はですね、子供たちがほとんどいない班

が多いんですよ。であれば自治会活動をする中では、やっぱりそういう新興住宅地の人たちも我々にとっては切り離せないなあというのはあります。

ただ、上の人たちは今度は自分たちでやりたいという気持ちはあるんですよ。ところがこれで今度は集会施設を造るとなると、320万円しかないんであればとてもじゃない、土地を求めてそれを、集会施設を造るといのはこれは不可能だということで、また今、元のままで落ち着いておるわけですけどもなかなかですね、これが加入率を上げようにも、分割をしようにもなかなかうまくいかないというのがありますので、ここはですね、もうちょっといろいろ策を練っていただいてPRに努めていただきたいというのもあります。

それと、自治会加入促進でありますけれども、残念ながら我々通山校区は市内で一番加入率の低い地域であります。

我々を含めて自治会長がいろいろ加入促進で回っております。特に一番いい方法が、転入者が入って来られたときに、まずそこから電話がくるように市民課で転入手続きをして、環境政策課でごみの説明をして、あなたの地区は誰誰が責任者ですよという形で電話がくるようになっているんですけども、なかなか言うてもですね、この自治会加入というのはなかなか進まないというのがあります。これは一番の理由は二、三年で転勤をされていく人たちが多いものですから、なかなか自治会に入ってもらえない。子供たちが小学生がいるんであれば自治会加入をしていただきたいというので行ってごみの説明をしながら加入を勧めております。

実際、約10世帯ぐらいは6か月以上になっておりますので、今年からこの5,000円の対象になるのかなとほくそ笑んではいらんですけども、なかなかですね、ここも進まないというのも現実的な問題があります。

一つですね、加入促進の中で、例えば不動産やさんが募集をするとか、家主さんが募集をするので入って来られるわけですから、そういう人たちにもですね、できれば自治会加入促進という形でPRをしていただければ随分違うんじゃないかと思えます。転入者の所へ私が行きますと、いつも作業服で行きますので、不審がられてですね、どこの誰じゃろかいというような感じで見られるんですよ。「自治会長の丸山ですけど」と言いますと、「ああそうですか、何事ですか」と、何の用件で来られたんですかというような感じで言われるんですね。ですから市の方でPRをして、できれば不動産屋にもですね、家主さんにもこういう方達は言っていただきたいというのがあります。

もう一つ、家主さんに言いたいのは、家主は家を造られて、造られるのはそれは勝手ですけども、ごみ処理に関してはですね、何も考えないで家だけを造っていくのがあります。市の方に尋ねますと、10世帯以上だとごみかごを造ればそこに収集には参りますということではありますが、10世帯以上の所も今度はできますし、それ以下の所があるんですけども、だからですね、ごみの問題については非常に私たち自治会でも困っております。行きますと、ごみかごは自分たちで造りましたから年間6,000円は払っていただきたいと言うと、何で払わないのかんとですかと、じゃあ自治会にも入ってくださいよと、何で入らんといかんとですかと、いろいろありますので

すね、この3点についてはですね、市の方もちょっとPRに努めていただいて、我々自治会なり、自治会員さんがいろいろ口コミで尋ねていきますけれども、そういうところをですね、できれば我々の負担を少し軽減されるようにPRに努めていきたいというのがあります。

○企画政策課長（溝口敏久君） まさしくそういったこの事業についての啓発というものについては、必要ではなかろうかと考えてるところでございます。

実際今回、納税組合の報奨金の制度が廃止になったということで、メニュー方式の活性化事業についても説明をして回ったところでございます。21地区全てを回りましたけれども、新年度になりますと役員の方々も変わってまいります。そういったことで、新年度におきましても、またこういった事業の啓発を含めながら説明をしていきたいということでございます。

そして、今ちょっとこの加入率の基本的な考え方と若干違うんですが、今ありました衛生自治会の加入率というのは、88.1%というふうに聞いております。こういったことで、実際どうしてもごみが出るわけですので、それをどっかに加入しないと、ごみを出せないという問題があって加入をされているようでございますが、自治会も同じように、いろんなボランティア的なこともあるわけでございますけれども、地域の活性化のために入っていただきたいというようなことの啓発は進めていきたいと考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。ここで、2時30分まで休憩いたします。



午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開



日程第18 議案第28号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議案第28号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第28号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会

計予算につきまして、補足して御説明申し上げます。

予算書は172ページからでございます。説明資料は155ページからですので、御参照いただきたいと思っております。

平成23年度予算総額は、国民健康保険被保険者数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ44億9,198万9,000円となり、前年度当初予算と比較しますと2億7,089万円、5.7%の減となっております。

それでは、予算書の178ページをお開きください。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で7億4,740万円を計上しております。

181ページ、182ページの国庫支出金が13億6,260万1,000円、183ページの療養給付費等交付金1億2,874万5,000円、184ページの前期高齢者交付金6億6,999万8,000円、185ページ、186ページの県支出金3億1,959万7,000円、187ページの共同事業交付金5億2,582万2,000円をそれぞれ計上しております。

189ページの一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金として2億874万8,000円、事務費等繰入金2,300万円、出産育児一時金等繰入金1,960万円、財政安定化支援事業繰入金5,745万1,000円、その他繰入金5,000万円を計上しております。

190ページの基金繰入金は1億5,000万円。191ページの繰越金は2億2,000万円を計上しております。

次に歳出ですが、主なものとしましては、199ページから203ページまでの保険給付費29億6,521万5,000円を計上しております。199ページの一般被保険者療養給付費24億6,600万円、退職被保険者等療養給付費1億1,300万円、200ページの一般被保険者高額療養費2億9,800万円、202ページの出産育児一時金2,941万5,000円等となっております。

204ページですが、後期高齢者医療制度への財源負担に伴います後期高齢者支援金等として4億9,131万4,000円、207ページの介護納付金2億4,310万8,000円、208ページの共同事業拠出金6億9,083万5,000円、209ページ、210ページの保健事業費5,283万5,000円、215ページの予備費618万8,000円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（小野広嗣君） 1点のみお願いいたします。

予算書の210ページ、疾病予防費。負担金補助及び交付金のドック等助成費の関係ですね。

ここ数日の間に知り合いの方が見えて、保険に従事されている方なんですけど、いろんな所に行かれてお話をされる機会があるわけですね。たまたまその方が人間ドックに入られて、助成が2万円あったんだという話。そしてPET（ペット）の話もその人は御存じであって、そういう話を保険の仕事をする相手先の所で話をされて3軒行かれて、その後うちに来られたんですけど、3軒とも御存じなかったということですね、こういった事業があるということを知らないと、

いわゆる一般的な保健事業の検査事業は分かってらっしゃいますけれども、人間ドック助成、なにかんづくこのPET（ペット）がんに対するですね、助成に対する周知というのが、やはりされていることは分かっています。僕もこの内容は分かってますけれども、市民の方々がただけこのことに対して御存じなのかというのをやはりしっかり行政が掴んでいかないと、せっかくの事業が市民にかえっていかない、還元されないということになります。

そういった観点で、もう少し足りないんじゃないのかなという気がします。少し答弁をお願いいたします。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問ですが、御指摘のとおりそういう声が出ます以上は、まだ啓発が足りないという部分に判断できますので、より一層のですね、啓発・周知に努めてまいりたいと思います。

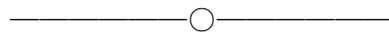
以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第29号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第29号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第29号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、補足して御説明申し上げます。

説明資料は161ページですので、御参照いただきたいと思います。

平成23年度予算総額は、歳入歳出それぞれ3億2,500万1,000円とし、前年度当初予算と比較しますと1,218万1,000円、3.6%の減となっております。

予算書の221ページをお開きください。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億7,230万円、223ページの一般会計繰入金ですが、1億4,773万6,000円、225ページから229ページまでの諸収入293万5,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、232ページの広域連合納付金 3 億1,488万5,000円、233ページ、234ページの保健事業費ですが、634万7,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第30号 平成23年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第30号、平成23年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成23年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、議案第30号、平成23年度志布志市介護保険特別会計予算につきまして、補足して御説明申し上げます。

説明資料は162ページからですので、御参照いただきたいと思います。

平成23年度予算総額は、歳入歳出それぞれ33億6,109万2,000円、前年度と比較しまして1億5,635万6,000円、4.9%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、予算書の245ページになります保険料ですが、第1号被保険者に関します保険料を4億4,000万円計上しております。

247ページ、248ページの国庫支出金につきましては、保険給付費に対します国の負担金と調整交付金、地域支援事業費の負担分を9億2,662万9,000円計上しております。

249ページの支払基金交付金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対します第2号被保険者の負担分を9億9,122万2,000円計上しております。

250ページ、251ページの県支出金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対します県の負担分を4億9,794万6,000円計上しております。

繰入金でございますが、252ページの一般会計繰入金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対します市の負担分と事務費の繰り入れを4億2,712万円を計上しております。

次に、歳出ですが、主なものとしましては、保険給付費でございます。

260ページ、261ページの要介護1から5の認定を受けている方の給付費でございます介護サービス等諸費、262ページの要支援1、2の認定者に対する給付費である介護予防サービス等諸費、264ページの審査支払手数料のその他諸費、265ページの自己負担額が所得状況により定められた一定額を超えた場合に支給します高額介護サービス等費、266ページの介護保険と医療保険両方の年間の自己負担額を合算して限度額を超えた場合に支給される高額医療合算介護サービス等費、267ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきまして、所得に応じて上限が設けられておりますこの部分を超える部分を給付する特定入所者サービス等費、これらを合わせて32億8,453万1,000円を計上しております。

次に、地域支援事業費でございますが、271ページの介護予防事業費につきましては、特定高齢者、一般高齢者に対する事業費でございます。

272ページ、273ページの包括的支援事業・任意事業につきましては、特定高齢者の介護予防プラン作成に関します介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、権利擁護事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報装置の整備など6,623万1,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第31号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第31号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 議案第31号、志布志市下水道管理特別会計予算について、補足して御説明申し上げます。

予算書は283ページ、予算説明資料は166ページとなります。

平成23年度下水道管理特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,991万9,000円となり、

前年度当初予算と比較しますと1,474万9,000円、4.8%の増となっております。

増額となった内訳は、通山浄化センターの集中監視システム及び真空ポンプの修繕料として、1,200万円、各浄化センターの管理業務委託料を200万円、それぞれ増額したためであります。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料5,825万9,000円、一般会計からの繰入金1億7,293万3,000円、農林水産業債の資本費平準化債を8,620万円計上いたしております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務管理費は職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費など、8,228万6,000円を計上いたしております。

そのほか地方債の元利償還金2億3,663万3,000円、予備費100万円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

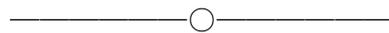
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第32号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第32号、平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278万4,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の305ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を252万5,000円計上しております。

309ページをお開きください。

歳出の公債費は元金を176万円、利子を76万6,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第33号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第33号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したのので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 議案第33号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、補足して御説明申し上げます。

予算書は312ページからとなります。なお、説明資料は167ページでございます。

平成23年度国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,364万8,000円となり、前年度当初予算と比較しますと361万7,000円、3.3%の増となっております。

増額の要因は、現在使用不能となっておりますダグリ岬展望台改修工事が主なものでございます。

歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金としまして、公営企業収入4,500万円、一般会計繰入金を6,834万3,000円計上いたしております。

歳出の主なものとしましては、先ほど申し上げましたダグリ岬展望台改修工事を含む国民宿舎の維持管理に関する経費としまして、管理費を1,041万3,000円、地方債の償還金を1億273万5,000円計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第24 議案第34号 平成23年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第34号、平成23年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、平成23年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき平成23年度志布志市水道事業会計予算を調製したのので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の局長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道局長（井手佐喜雄君） 議案第34号、平成23年度志布志市水道事業会計予算について、補足して御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

水道事業会計につきましては、水道料金をもって充てる収益的収入として、水道事業収益、総額5億6,419万6,000円計上し、水道料金を得るための費用である収益的支出として、総額5億3,443万3,000円計上しております。

予算書の2ページをお開きください。

資本的収入の主なものとしましては、企業債、負担金、工事負担金等であり、総額1億1,149万2,000円計上し、支出につきましては、新たに水源を確保した田之浦地区の水源地整備を行い、上水、簡水の老朽管の布設替え工事、また国・県道を含む道路改良工事等による布設替えに係る費用として、総額4億2,645万円計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億1,495万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,361万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,313万5,000円、固定負債388万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,239万3,000円、減債積立金2,918万円、建設改良積立金8,275万4,000円で補てんするものでございます。

以上のとおりでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第25、諮問第1号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第25、諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第25、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年6月30日をもって任期が満了する馬渡三郎氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

馬渡三郎氏の略歴につきましては、説明資料の68ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定されました。

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から3月6日までは、休会とします。

3月7日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時01分 散会

平成23年第1回志布志市議会定例会（第3号）

期日：平成23年3月7日（月曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第2号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第3 議案第3号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第4号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第5号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第6号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第7号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第22号 財産の取得について
- 日程第9 一般質問
 - 坂元 修一郎
 - 岩根 賢二

出席議員氏名（24名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と東宏二君を指名いたします。

日程第2 議案第2号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月2日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、財務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、第4表、地方債補正は、地方債の追加で、過疎地域自立促進特別事業の資源ごみ処理に関する費用として、1億1,160万円を計上。変更は、普通建設事業の事業確定に伴い一般公共事業等、総額4,160万円の減額である。

歳入の主なものとして、16款、2項、1目、不動産売払収入の土地売払収入、定住促進団地売払収入は松山なのはな団地分の127万5,000円の増額であるとの説明がありました。

質疑として、定住促進団地売払収入の詳細と販売努力はとただしたところ、あじさい団地1区画が売れて完売、なのはな団地が1区画売れ、残りは4区画である。販売努力として新聞広告を年3回実施しているとの答弁でした。

また、宝くじ分配金8,980万3,000円は今年度限りか、また前年度額はとただしたところ、今回はサマージャンボ宝くじの積立金40億円を均等割りと、人口割りで市町村振興協会より分配された。本年度限りである。例年700万円程度であるとの答弁でありました。

また、地方債の額が年々増加しているが、地方債の額自体を減らしていこうという姿が見えない。事業の執行の在り方と、市民とのギャップがあり、市民・行政・議会の連携した予算の組み方がされていない。予算の在り方を課長としてどう考えるかとただしたところ、財政計画を作る今後5か年で規模縮小していく。既存事業の見直しの判断材料として行政評価シートを作り判断

している。市民の要望と事業執行のギャップは一部痛感している。企画政策課等関係課と協議しながらやっていく。具体的方策はないが、今後その方向性での予算化が必要であると考えたとの答弁でありました。

以上で、財務課分の審査を終わり、次に税務課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、固定資産税の調定額が当初より685万円増額、また、1月現在の徴収率が97%を超え、滞納繰越額は徴収実績から3,060万円増額する。軽自動車税は、徴収実績から520万円増額補正するものであるとの説明がありました。

質疑としまして、市税は当初30億円程度で、これより下回ると見込まれていたが、税収増となった背景はとただしたところ、個人市民税で当初7%減額の見込みが、実質1.7%の調定額で済んでいる。

また、市税全体の徴収率がアップし、当初予算時92%計上が現時点で0.7ポイントアップ。固定資産税の徴収率0.32ポイントアップで金額が高額のため、増額につながっている。全体的に9,700万円程度の増額が実現できている。さらに催告書の発送や嘱託徴収員の活用により、効果が少しずつ現れているとの答弁でありました。

また、1月末の差し押さえ状況はとただしたところ、分納誓約書301件。不動産の差し押さえ53件、そのうち20件押さえ476万2,136円。給与15件、220万6,400円。債権94万5,299円。不動産の公売実施4件、738万6,000円を税に充当しているとの答弁でありました。

また、たばこ税の税収について値上げの影響はなかったかとただしたところ、昨年21年度実績は2億5,862万1,105円である。22年度1月末時点で、2億5,175万7,346円で、例年2月から2,000万円ほど入っている。

健康志向ブームで右肩下がりであったが22年度で止まり、値上げ前の9月駆け込み需要により、1,500万円ほど増えている。その反動で10月は、1,078万円で止まったが差し引き500万円残している。11月、12月、1月とプラスが続いており、本数は減っているが単価のアップがカバーしている。さらに、全国的に消費者が銘柄を安価なものに変えた傾向もある。昨年を上回ると予測されたとの答弁でありました。

次に、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。

補足説明として、歳出の主なものは、総務費、一般管理費の節13、委託料278万円の減額のうち、職員健康診査委託料152万3,000円は、健康診査実績による減額である。

歳入の主なものは、繰越明許費、款9、消防費、(仮称)志布志消防署建設事業1,570万円は、本体工事及び外構並びに造成の地質調査・実施設計委託料であるとの説明がありました。

質疑としまして、志布志消防署建設計画は順調に進んでいるか、完成予定はとただしたところ、設計は繰り越しにより、財産取得は議案第22号により順調に進めている。当初予算で水路変更と造成工事を計上し、6月議会に建設費を補正予算で計上予定している。順調にいくと、完成予定は来年3月になる見込みであるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

補足説明として、歳入は、16款、2項、1目の土地売却収入のうち、369万1,000円の減額は、森山の定住促進団地売り払い収入である。3件の申し込み中、1件の購入によるものである。

歳出は、2款、1項、4目、企画費の負担金補助及び交付金の国際青少年音楽祭実行委員会153万2,000円の減額は、海外から音楽家団体を招いての交流事業に代えて、市内の合唱団を海外派遣するなど事業変更によるものであるとの説明がありました。

質疑としまして、国際青少年音楽祭関連事業の内容が変更になっているが、今後の方向性はとただしたところ、企業出資によるジャパンフェスト委員会実施の800事業の一つである。基本的には自費で来る方も多い。ヨーロッパは国でグループがあり希望も多く、担当もあり、来年中止とは聞いていない。新年度からは実行委員会は企画政策課で、事務局は教育委員会で連携しながらやっていくとの答弁でした。

また、成果を示すようただしたところ、合併前の松山町から始まった事業で、ヨーロッパの方々が本市を日本のふるさとのように思われている。2回訪れた人もあり招待も受けた。海外に行く機会のない子供も生の音楽に触れられる。また、文化会館で音楽祭を一緒に発表し交流ができる。音楽の文化を通じ、国際理解が広がっていくとの答弁でした。

また、松山町時代からやってきた価値がなくならないように趣旨を徹底し、拡大の方向へ教育委員会に意見を述べる姿勢は持ってほしいとの意見がありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳出の役務費130万円の減額は、インターネット回線をVLANから安価なNTTのBフレッツ回線に切り替えたための残額であるとの説明がありました。

質疑としまして、インターネット回線の切り替えは、全庁的なものか。また、22年度当初予算時に計画があったものかとただしたところ、インターネット回線VLANの速度が1.5メガだったのを志布志支所までは、NTTのBフレッツが使えるので切り替えて、本庁まではNTTのダークファイバーでつなぎ、安価で速度もよくなった。また、当初の計画にはなかったとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入は、款20、諸収入、4目、雑入、競艇場外発売場オラレ収入金750万円の減額は、当初10億円見込みの売り上げに対する収入金3,000万円が7億5,000万円の売り上げ見込みにより、収益金2,250万円となり、750万円減額するものである。

歳出は、款7、商工費、目1、商工総務費、節25、積立金、オラレまちづくり基金の749万8,000円は、オラレ事業の収入金の減額による積立金の減額であるとの説明がありました。

質疑としまして、オラレ事業の売り上げについて、まちづくり公社の償還金への影響と、見込みより落ち込んだ要因は何であったと考えるかとただしたところ、7億5,000万円の売り上げが下回ることになれば、償還金への影響が出る。7億円程度を維持できれば、現在の計画内での償還財源は確保でき償還は可能である。中小機構との契約で、28年まで償還金の半額を返済すると、10年間償還を延長する条件である。県と中小機構で調整しながら返済している。オラレからの家

賃1,200万円の中からとオラレ事業による収益金内で昨年は1,000万円償還金へ補助した。売り上げ10億円で、3,000万円の収益金があくまでも目標である。あらゆる形でPRをしながら売り上げ確保に努める。

また、売り上げが落ち込んだ要因として、経済情勢の厳しさもあるが、市民に競艇になじみがなく、競艇の周知に対するPR不足もあったとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入は、情報通信基盤整備事業の地域活性化公共投資臨時交付金として、5月末、概算払い26億9,000万円であったが、契約が12月になり、その間保有していた資金の預金利子95万円の増額であるとの説明でありました。

質疑としまして、預金金利の利率をただしたところ、普通預金0.02%、定期預金0.03から0.06%である。今回の95万円の増額は、普通預金分であるとの答弁でありました。

次に、監査事務局及び議会事務局分について報告いたします。

補足説明として、監査委員費は114万3,000円の減額補正で、主なものとして、退職手当組合の減や、口てい疫発生で研修とりやめによる費用弁償の減額であるとの説明でありました。

これに対する質疑はありませんでした。

議会費は、678万5,000円の減額補正で、主なものとして、本年度は、特別委員会が設けられず調査等が発生しなかったことによる減や、口てい疫発生による会合中止等、費用弁償の減額が主なものであるとの説明でありました。

これに対する質疑はありませんでした。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となっています議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月2日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課及び給食センター分について報告いたします。

執行部の説明の主なものとして、教育総務課分は、まず繰越明許費の説明があり、続きまして、歳入の主なものは、国庫補助金及び県補助金は、交付額確定による減額措置である。

歳出の主なものは、ほとんどが執行残の減額であり、幼稚園費の就園奨励費は、国の補助限度

額の改正により支給額が見込みを下回ったことによる減額である。

学校教育課分について、歳入の主なものは、国庫補助金及び県委託金は、交付額確定による減額補正である。

歳出の主なものは、教育指導費の負担金補助及び交付金の減額は、口てい疫の発生により管理職研修を中止したものである。

給食センター分について、歳出の主なものは、需用費の光熱水費の減額は、節減により見込まれる不用額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、学校管理費の負担金補助及び交付金で、日本スポーツ振興センターへの負担金の減額の理由についてただしたところ、生徒数の減によるものであるとの答弁でありました。

教育指導費の自動車借上料の減額が大きい理由についてただしたところ、児童生徒の学習活動に使用するため、マイクロバス借り上げ料を計上していたが、市のマイクロバスを利用したことによる執行残であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課及び図書館分について報告いたします。

執行部から、まず繰越明許費についての説明があり、続きまして、今回の補正予算についての説明がありました。

歳入の主なものは、社会教育費委託金の減額は、井手上A遺跡埋蔵文化財発掘調査受託事業の精算によるものである。

歳出の主なものは、ほとんどが執行残の減額であり、文化振興費は、自主文化事業委託料と劇団四季協賛金の減額で、文化財保護費は、歳入で説明しましたように発掘調査事業による精算が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、スポーツ振興くじ助成金が減額になった理由と今後の見込みについてただしたところ、減額は執行残による精算である。スポーツ振興くじについては一時売りが減っていたことから助成金も厳しかったが、最近当選金が高額となってから売りが増え、助成金の募集枠にも余裕が出てきているようであるとの答弁でありました。

発掘調査事業の減額が大きい理由についてただしたところ、松尾城については、急傾斜崩壊対策事業との関係から調査面積が当初予算の段階では確定していなかったが、年度途中で法面工事の設計が終わったことに伴う調査面積の減少である。

井手上A遺跡については、コンテナハウス等の借り上げの入札執行残が主なものであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入は、雑入で資源ごみ等売払金を380万円増額する。

歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳費の人件費の増額は、職員の異動によるもので、このほかについては、全て執行残などによる減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ごみ収集運搬・処理業務委託事業の内訳についてただしたところ、一般ごみ・資源ごみの収集運搬業務、資源ごみの中間処理業務、生ごみ等の堆肥化委託業務及び環境パトロール業務等の委託料であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、民生費負担金の児童福祉費負担金及び老人福祉費負担金は、入所者が増えたことによるものである。国庫負担金の社会福祉費負担金のうち、自立支援医療給付費は、自立支援医療費支給事業で、医療費の増加に伴う扶助費の増によるものである。

歳出の主なものは、実績等による減額補正が主なものであり、自立支援費及び老人福祉費の扶助費は、実績による増額補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育所の定数制限が撤廃された目的と時期についてただしたところ、待機児童の解消が目的でないかと思われ、今年度から始まったとの答弁でありました。

定数制限の撤廃により、保育園同士の競争の懸念についてただしたところ、定数による補助基準単価があり、入所者が多くなれば補助基準単価が下がるなどのデメリットを考えると、競争にも限度があるのではないかと思うとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫補助金の社会福祉費補助金のうち、高齢者医療制度事業補助金の増額は、後期高齢者のはり・きゅう・温泉及び人間ドック助成に対する特別調整交付金分等である。県負担金の国民健康保険医療費助成負担金及び後期高齢者医療助成費負担金は、確定による増額で、衛生費県補助金は、実績による調整と小児用肺炎球菌ワクチン接種費用助成が緊急促進補助事業の対象になったことによる増額補正である。

歳出の主なものは、実績による減額補正が主なもので、後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定繰出金の確定に伴う増額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新型インフルエンザ予防接種の接種率見込みについてただしたところ、約20%であるとの答弁でありました。

小児用肺炎球菌ワクチン接種の対象者と接種状況についてただしたところ、本市では生後2か月から3歳未満が対象で、接種回数は延べ850回、3月まで約4割の接種を見込んでいるとの答弁

でありました。

食の自立支援事業の減額についてただしたところ、当初5万食を見込んでいたが、4万1,000食ぐらいの実績となる見込みで、減となる9,000食は約10人分と考えている。配食数が減となった点については、積算は1日2食で立てているが、その人の状態により1食に変更されたことなどによるものが大きいと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となっています議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、3月2日、委員全員の出席の下、執行部から関係課長・局長のほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず農業委員会分について報告を申し上げます。

主な補足説明といたしまして、農地保有合理化事業費の報償費187万7,000円の減額のうち、161万7,000円は、22年度から制度化した農業委員協力員に対する謝礼金で、補助基準の見直しや年間延べ360日で計画をしていたが、延べ約60日になったためである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、農業委員協力員については、計画に対して実施があまりにも少ないのではないかとただしたところ、4月から委嘱する計画だったがなかなか協力員が見つからず、最終的に7月1日からの委嘱となり、活動が9月からとなったことと、農地利用の調査等も見込みより少なく済んだこと等もあり、多額の減額になったとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、建設課分について報告を申し上げます。

主な補足説明といたしまして、今回の補正は、土木費関係で9,721万5,000円、災害復旧費関係で1,616万6,000円を減額するものである。

繰越明許費のうち、市道等維持整備事業と市単独道路維持事業については、1月の臨時議会で補正をした地域活性化交付金事業と単独事業をそのまま繰り越し、年度末・当初と切れ目のないような工事発注を行い、地域経済の活性化を図るものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持補修事業の減額の本庁、支所ごとの内訳をただしたところ、本庁が929万4,000円、志布志支所が162万5,000円、松山支所が166万1,000円である。な

お、工事請負費のうち、集落道整備分500万円の減額については、1月の補正予算で対応した分であるとの答弁でありました。

がけ地近接危険住宅等移転事業は申請がなかったことによる減額だが、危険住宅は把握しているのかとただしたところ、がけ崩れ等により住民の生命に危険を及ぼす恐れがある区域の昭和46年以前に建てられた現在居住している住宅が事業対象になるが、対象にならない廃屋等を含めると、300軒以上残っている。安心・安全ということを進めているので、定期的に点検等をしていきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分について報告を申し上げます。

主な補足説明といたしまして、農業振興費の負担金補助及び交付金、利子補給補助金の減額は、各資金の22年度借り入れが当初計画よりも少なかったことと、既存借り入れの繰り上げ償還があったため、利子補給額が減額になったものである。

野菜価格安定事業等については、野菜価格の低落が少なく、価格安定事業交付金の発動が少なかったため減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、利子補給補助金について、各資金の22年度の借入件数をただしたところ、農業近代化資金29件、農業振興資金（市単独補助）が4件、農業経営基盤強化資金が9件、農家緊急対策特別資金が2件、畜産経営維持緊急支援資金が7件、家畜飼料特別支援資金が8件、口蹄（てい）疫経営維持緊急資金が1件であるとの答弁でありました。

活動火山周辺地域防災営農対策事業と農業・農村活性化推進施設等整備事業の執行残については、積み残しがあるのかとただしたところ、いずれも入札による事業費確定によるもので、計画どおり執行した上での執行残であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結いたしました。

次に、耕地林務水産課分について御報告を申し上げます。

主な補足説明といたしまして、今回の補正は、農地整備費の工事請負費、公有財産購入費で草野地区の排水路改良が計画変更になったことに伴い、減額となったほか、入札執行及び事業確定による減額が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現年農業用施設災害復旧事業の補助事業分の減額理由についてただしたところ、入札によるものと、本年度から災害査定が厳しくなり、37件申請をしていたが、査定で認められたのが20件になったためであるとの答弁でありました。

漁協に整備した大型製氷機で製氷した氷は一般の人にも販売するのかとただしたところ、漁協の管理運営であるが、漁業者への販売実績等を的確に把握するため、基本的には漁業者に対する販売がメインになると考えているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分について報告を申し上げます。

主な補足説明といたしまして、畜産業費の負担金補助及び交付金、振興事業補助金の優良種畜保留導入事業と地域内一貫生産対策事業の減額は、口てい疫の発生に伴う、競り市延期等による導入頭数の減によるものである。

歳入の主なものとして、農林水産業費県補助金の口蹄（てい）疫緊急防疫対策事業は、口てい疫の消毒ポイントや農家等への消毒薬配布等の防疫経費について、512万3,000円の補助金が見込めるため、既定予算との差額を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繁殖雌牛保留対策事業が予算額に対して3分の1しか使われていなかった原因についてただしたところ、口てい疫の発生に伴い、競り市が延期されるということで、通常の月を超えて子牛が成長しているため、競り価格が安いのではないかと予想され、そういった牛を素（もと）牛として保留して、増頭、更新につなげていただこうと予算措置をしたが、実績として保留頭数が予算化したところまで至らず、農家の方々が販売の方を選択されたと受け止めているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結いたしました。

以上で全ての課・局への質疑を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第13号）のうち、産業建設常任委員会に付託されました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第3号 平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第3号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第3号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月2日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金、県支出金及び繰入金は、保険給付費及び後期高齢者支援金、共同事業拠出金、保健事業費に係る歳出の補正によるものである。

歳出の主なものは、ただいま歳入で説明しましたうち、保険給付費は、実績見込みによる減額である。このほかについては、実績や執行見込みによる減額補正が主なものである。

予備費は、今回の補正に伴う調整のため減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、葬祭費給付事業の対象者についてただしたところ、国保被保険者が亡くなった場合に一律3万円支給しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成22年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第4 議案第4号 平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第4号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第4号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月2日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金は、歳出の補正によるものである。

歳出の主なものは、ほとんどが実績見込みによる減額であり、予備費は、今回の補正に伴う調整のため増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、老人保健制度はいつから始まったのかとただしたところ、昭和58年度から施行されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号、平成22年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

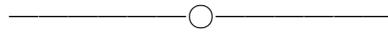
これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、所管委員長の報告の

とおり、可決されました。



日程第5 議案第5号 平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第5号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第5号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月2日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、保険料及び繰入金は、実績見込みによるものである。雑入の健康診査事業補助金は、健康診査の実績による減額補正である。

歳出の主なものは、広域連合給付金は、広域連合共同事業負担金の確定による減額である。

予備費は、今回の補正に伴う調整のため増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、普通徴収保険料の減額についてただしたところ、当初予算は広域連合からの積算数値で計上していたが、調定額の確定に伴うものと、軽減措置で8.5割軽減の対象者が当初見込みより107人増えたことが要因であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成22年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第6号 平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第6号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第6号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月2日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、保険料は、実績見込みによるものである。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金は、保険給付費及び地域支援事業に係る歳出の補正によるものである。

歳出の主なものは、ほとんどが実績見込みによる減額補正であり、介護予防ケアマネジメント事業費は、嘱託職員の応募がなかったことによる減額補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護予防一般高齢者施策事業費の半分が不用額になった理由についてただしたところ、健康教室や講演会を計画していたが、開催回数が減ったことが原因と考えられるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成22年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

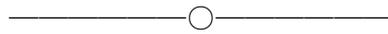
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第7号 平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第7号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第7号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月2日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入は、歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものである。

歳出の主なものは、一般管理費で人件費の執行残の減額、公課費は、消費税の中間申告に伴う不足額を24万円増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現在の加入率と年間の増加についてただしたところ、3月1日現在で、全体が69.1%である。ここ1年間の加入の増加率は、2.7%であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、平成22年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

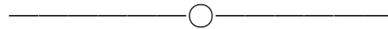
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第22号 財産の取得について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第22号、財産の取得についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第22号、財産の取得について、審査の経過とその結果について報告いたします。

本委員会は、3月2日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明の主なものとして、志布志消防署（仮称）建設用地1万148.56㎡を随意契約により、6,117万円で買収するもので、内訳は、紀州造林株式会社9,239.56㎡、4,689万円。土地開発公社909㎡、1,428万円となっているとの説明がありました。

質疑としまして、紀州造林の消防署建設予定地外の残地に対する考え方をただしたところ、1月臨時会の委員会で、取得に向け前向きに検討してほしい旨の意見があったことを市長に報告した。その後、市長、建設課交えての協議はしていない。土地開発公社も交えて4月以降に協議したいとの答弁でありました。

次に、非常備消防の操法大会や訓練も可能かどうかとただしたところ、今回庁舎と訓練棟の建設でヘリポートも併設される。ヘリの離発着場を活用し、市の操法大会や訓練等も可能となるよう消防署と協議しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第22号、財産の取得については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第9、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可します。

○6番（坂元修一郎君） 皆さん、こんにちは。

本日から一般質問ということでございますけれども、1番ということでよろしく願いいたします。

意識をして1番をねらっているわけじゃございませんけれども、今農業部門では、いくらでもですね、話題があるということで、決して1番が好きなのではございません。

特に、最近問題になっている火山活動の活発化ですね、それと家畜伝染病、そして国が参加を進めようとしているTPP問題。本市に与える問題は山積しておりますけれども、今回は農業を取り巻く状況をどういうふうにとらえ農業振興、そして茶業振興について、今後の進むべき方向性をですね、どう考えていらっしゃるか、質問をしてみたいと思います。

まず、最初に家畜伝染病と熱画像、サーモグラフィーを利用した管理についてですね、質問をしてみたいと思いますけれども、昨年、宮崎で発生いたしました口てい疫、29万頭もの家畜が殺処分されまして、家畜関連で1,400億円の被害が出ております。他産業へ950億円の被害も出てまして、農家の無念さ、そして家畜処分のむごさ、関係機関の苦労は計り知れないものがございましたけれども、いまだに記憶に生々しく残っているところでございます。

そういった中ですね、隣の韓国で口てい疫の発生が報じられておりますけれども、2週間前に発生いたしましたニュージーランドのクライストチャーチでの地震救済、そこに韓国の国際援助隊が行こうとしたときにですね、口てい疫のウイルス流入を防ぐために、ニュージーランドへの入国を拒まれたという報道がありましたけれども、そのぐらいですね、韓国の状況というのはひどいということでございますけれども、30万頭余りの家畜がもう既に殺処分されているようでございますけれども、韓国の全土にですね、4,500か所の埋め立てをされているということで、環境

に与える影響というのも非常に懸念されているわけですが、北朝鮮、そして中国があるということで向こうからの流入というのも考えられるそうなのですが、そういった情報が全く入ってこないということで、今朝の新聞でしたか、国際的ないろんな情報のやりとりが必要だろうと、そういった記事が出ておりましたけれども、我々の日本へは韓国からですね、観光客がいらっしゃるわけで、それを拒むことはできないわけですが、非常に隣国だけに飛び火が心配しているわけですが。

本市への現在の防疫体制ですね、そして現在こういった取り組みをされているのか質問いたします。

○市長（本田修一君） 坂元議員の御質問にお答えいたします。

防疫体制につきまして、万全にされているかというような御質問だろうということでございますが、現在防疫の指導につきましては、1,000羽以上の専業経営体につきましては、家畜保健衛生所が昨年10月と12月及び本年の2月に各農場を巡回し、異常時の通報の周知、病気の説明、管理の在り方、防鳥ネットを含めた野鳥侵入防止のための施設の改善指導及び改善の確認、消毒方法等について指導が行われたところであります。

また、情報の提供につきましては、家畜保健衛生所から系列会社を通じまして、農家へ連絡される体制ができておまして、更に、100羽以上1,000羽未満の飼養者及び100羽未満の販売を目的とした飼養者につきましても、家畜保健衛生所と市と巡回指導をしまして、専業経営体と同様の指導を行ってきたところでございます。

また、愛がん用に飼われている方につきましても、侵入防止に係るパンフレットや文書を送付するとともに消石灰等の配布を行い、侵入防止対策を講じてもらったところであります。

そのほかホームページと、市報、防災無線によりまして、市民の方々に侵入防止の御協力をお願いしているところであります。

防疫体制につきましては、発生した場合は県の対策本部の指揮の下に防疫措置を行うことになっており、県においては出水での発生を踏まえ、今まで以上に資材の備蓄等が行われております。

本市におきましても、県の要請に対応できるよう人的体制について、既に名簿を作成しまして、職員に周知しており、万一に備えた体制づくりに努めております。

また、配合飼料基地におきまして、清浄性確保のために1月30日から港湾の第二突堤におきまして車両消毒を行っており、宮崎県の移動制限解除予定の3月11日まで行うことと、現在のところしております。併せて、専業農家につきましては、鳥インフルエンザ防止対策事業により、消毒資材の購入補助を継続して実施しております。

○6番（坂元修一郎君） 去年いろいろな経験をしておりますので、対策の方は十分であるというふうに思ったところでございます。

口でい疫に加えまして、またもや宮崎県から鳥インフルエンザが発生いたしております。3月の5日、おとといも何か発生があったというふうな記事が出ておりましたけれども、宮崎が1番を好きなわけじゃないでしょうけれども、全て悪いことは宮崎から始まるということで、今度の

新燃岳にも加えまして、宮崎県民はですね、非常にもう疲弊していると、県民が何でうちだけなんだろうということですね、そういった宮崎県の方々の話も聞いておりますが、今回のこの鳥インフルエンザ、これに対しまして市内のブロイラー農家、鶏卵農家もですね、非常に困惑、そして大変な防疫の苦勞をされているように思いますけれども、なかなかこのブロイラー、鳥インフルの方は情報を私たちも得ておりませんが、この現在の状況と防疫体制についてですね、お伺いしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防疫体制につきましては、先ほどもお話申しましたように、現在鹿児島県内におきましては発生しておりませんので、今後発生した場合同様につきましては、県の対策本部の指揮の下に防疫体制をしくということになります。そのようなことが、発生された場合には、直ちに市としても対応できるように人的体制の名簿等を作成しまして、また今後は訓練等も必要かと思いますが、その訓練等につきましても考慮しているところでございます。

そしてまた、今お話がありましたように宮崎の方で先日また新たに鳥インフルエンザが発生したということでございますので、今ほどお話ししました宮崎県の移動制限解除予定の3月11日というのは2月に最終的に発生した分でございますので、今後またこの3月に入り発生した分についての対応については、港湾振興協議会の方々と協議をさせていただきながら、対応を進めてまいりたいと考えております。

○6番（坂元修一郎君） 宮崎県の住民の方にちょっと話を聞いたところ、宮崎は雪が降らない、暖かいので渡り鳥が結構来るんですよということで、野鳥の抑制というのはできないわけですね、今後、いつそういった発生があるか分かりませんので、十分に防疫の方を努力をしていただきたいというふうに思います。

前回の質問でですね、この家畜伝染病を出さないための手だてですね、一番大事なことは農場段階での防疫、そしてかねてからの監視による早期発見、発生した場合の迅速な報道と対処が必要であるというふうに説明を伺ったわけでございますが、また現在は、病状を判断する獣医が非常に少ないという説明もございましたし、現場で感染の有無を確認する簡易診断キットですね、こういう資材もあるということでしたけれども、しかしながら、その確実性に劣るということで普及はしていないということでもございましたが、最終的に東京の動物衛生所に送って鑑定をしてもらうということであったように思いますが、最近ですね、あちこちに我々も研修に行くわけでもございますけれども、その中でこの農業分野にもですね、サーモグラフィーを使った研究がなされていることを知ったところでございます。このサーモグラフィー御存じかもしれませんが、赤外線 I R T カメラで写した熱画像というふうに言われておりますけれども、物体から出る赤外線をですね、測ってそれを温度に変えて黄色、赤、緑、青とかいったようなですね、皆さんも見たことあると思いますけれども、そういった熱画像の写真にして判断するというカメラでございますが、これは茶業試験場でございますが、簡単に説明しますと、植物は夏暑いときには、正常であれば土壌から水分を吸い上げて植物の体温を下げる。その色は冷たいので青になるということ。

そして、土壌に水分が足りなかったり、根の張りが少ない。または病害虫に侵されて水分の吸い上げが悪いということになりますと、熱が上がりますので、冷ます力がありませんので、黄色とかオレンジとか、そういった色になるということでございますけれども、市長はこのサーモグラフィの熱画像でですね、植物や動物の管理に利用できることを御存じなのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サーモグラフィを活用した診断方法ということにつきましては、議員から御質問があるまで認識しておりませんでした。そのようなことで、家畜保健所の方に確認いたしまして、現在国内での診断について、活用はされていないかどうかということをしたところでございますが、国内での診断については活用されていないということございまして、農林水産省からもそのような情報の提供はないということございました。

現在、この口てい疫等につきましては、臨床症状の確認を行って採材、対象家畜からその材料をとると、そしてまた遺伝子検査等による方法が採られておりまして、鳥インフルエンザなどにつきましては、簡易キット、解剖、遺伝子検査によっての方法で確認がされているということでございます。

また、担当部署の方で確認しているサーモグラフィの活用ということでございますが、県内の肉用牛肥育農家の情報によりますと、初期の段階で疾病を発見する目的で導入された方がおられるということでございますが、機械の扱いに熟知しないとなかなか疾病を発見することは難しいと、そしてまた、安価な機械では発見しにくいというようなことの情報があるようでございます。

○6番（坂元修一郎君） 個人で利用されている方はあるということでございますが、試験場もですね、最近からこの取り組みをされているということございまして、そういった情報が実際は少ないかもしれませんが、目に見えない根の部分の状態、そして、病害虫の症状が現れる前に判断ができる。人間が見えない所を映像化することで、早期に成育判断をできるということでございますが、データは少ないということございました。

この熱画像を使えばですね、多頭飼育での疾病判断、目に見えない骨折とか、発情とか、そういったものもですね、判断できるんじゃないかというふうに思います。

そして、最も怖いこの口てい疫、インフルエンザなど伝染病にかかった動物の早期判断ができるんじゃないかというふうに思います。聞いたところ、茶の試験場の技術員ではございましたが、それを使えるかという話をしましたら、十分使えるんじゃないかというような答えでございましたけれども、今市長が答弁されたように安価なものでは判断がしっかりしていない。または、そういった技術が進んでいないということなんでしょうけれども、自分なりにですね、調べた結果でございますけれども、この診断方法はアメリカのミネソタ大学の野生生物学者クレイグ・パッカー氏が口てい疫の症状が出る二日前から蹄（ひづめ）の温度が1度ほど上昇して熱画像で確認できるということらしいです。パッカー氏は、たまたま口てい疫にかかっている野生動物、イン

パラですね、この動物の写真を撮ったところ、口てい疫にかかっている、足と頭にですね、非常に熱い症状が現れたということらしいです。彼は、こういうふうに言ってますね、報告書でございますが。蹄（ひづめ）の発熱部位を観察することによって、34.4℃以上であれば口てい疫に感染している牛を特定できる。最大88%の信頼をもって、その動物が48時間以内に口てい疫の症状が発生すると、こういうふうに断言しております。

そして、これはアメリカですけれども、膨大な数を飼育している、日本で言えばブロイラーでしょうか、数が非常に多ければ1頭、1頭の診断というのは非常に難しいということ、そして誰でも簡単にその症状が発生する前にですね、特定ができる。先ほど市長の答弁にありましたように、臨床試験、薬による判断、そしてスクリーニング方法、血液を採取して診断するという方法というのは非常に時間がかかるし、その間にですね、伝染病が拡大、拡散してしまうという恐れもあるわけでございますが、このクレイグ・パッカー氏の報告書をどういうふうに市長、思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

報告書につきましては、鹿児島大学の岡本教授が翻訳されておられるようでございまして、蹄（ひづめ）の発熱による口てい疫感染牛の特定という内容であろうかというふうに思います。このことが、口てい疫特有の症状ということであるとするならば、画期的な診断方法と考えます。このような研究が行われていることにつきましては、初めて知ったところでございますが、アメリカでの公的研究機関の報告書ですので、国においても今後確認されるというふうに思いますが、更に研究が進み、そしてまた実用化されるということになれば、現場での早期発見やまん延防止につながるというようなことになろうかというふうに思いますので、宮崎県での発生事例によるさまざまなデータと連動させた取り組みがされるというふうに期待するところでございます。

○6番（坂元修一郎君） その機械もいろいろあるみたいでございましてですね、その辺の、まず、ものを疑ってかかるのは当たり前なことなんですけれども、そういった簡易的なですね、判断方法があれば、これはやはり取り入れながらですね、やっていかなければいけないだろうなというふうに思っているところでございます。不思議なのはですね、アメリカ、オーストラリア、長年発生せずにワクチンの清浄国であるわけでございますけれども、実際アメリカですね、この方法が使われているのか、インターネットで調べてもですね、情報がないんです。薄いんですけども、我が市の優秀な畜産課がございまして、海外では特にアメリカでございまして、どういった判断方法で、口てい疫等のですね、伝染病が長年発生していないのか、もし分かればですね、お伺いしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、アメリカは一大畜産国であり、また放牧された形で使用されているということで、口てい疫が発生しないのが不思議だなというふうに私自身は思っているところでございます。そのようなことで、いずれにしても清浄国ということでございますので、じゃあその時にアメリカがどういった形で特定するのかということでございますが、このことにつき

まして、家畜保健所に確認しましたところ、海外における診断方法につきましては、日本が行っている方法である臨床症状による採材と遺伝子検査が国際的な診断方法になっているということでもあります。サーモグラフィーによる口てい疫感染の可能性のある牛の発見方法について、国際的に活用されているのか、あるいは調査研究がどの程度されているかにつきましても情報が無いところでございます。

○6番（坂元修一郎君） この機械についてはですね、結構新しいといたしますか、数年はたってるんですけども、そういった家畜伝染病の分野には、まだ非常に時間的に浅いということで、まだ結果の方が出てないようでございます。

いろんな情報をですね、とらえながら、そういった即効的に判断ができるようでございますので、今後規模拡大していく中で多頭飼いが増えてまいります。そういった中でですね、管理の状況というのを即座にできるような方法としては、非常にすばらしい技術じゃないかなというふうに思っているところでございます。

この口てい疫だけでなくですね、伝染病だけでなく、先ほどは夏の植物の話をちょっとしましたけれども、植物は寒い時はですね、凍らないように自衛する本能があります。寒い時期は凍らないように糖とかですね、アミノ酸を増やして、寒さから身を守るということをするわけでございます。冬が近づきますと、だいこんが甘くなったり、みかんが甘くなったりというのは、そういうことでございますけれども、寒い時には夏と反対に温度を高く保つということで、実際、この理屈で言うとはですね、耐寒性や品質まで見抜くことができるということでございます。そして、園芸のハウス、そしていろんな工場ですね、冷房・暖房ですけども、温度をロスしている場所の把握が非常に簡単にできるということでもあります。それによって、燃費の削減ということもこれは十分可能だなというふうに思うわけですね。

これから始まる情報基盤整備事業、畜産の監視カメラ等をですね、牛舎、そしてブロイラー、鶏卵、そういったところに設置して家にいながらですね、疾病、または伝染病の把握等がですね、できるんじゃないかというふうに思うわけでございます。そうなることでですね、農家の皆さんも非常に楽するし、これから始まります情報基盤整備事業というものも生かされてくるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。この事実をですね、遊びとしてとらえればそれだけのことなんですけれども、いろんな産地、やはり優秀ないいものをつくる産地というのは、こういうものを先駆けとしてですね、先へとらえてブランドというものをつくっていくのではないかなと思いますけれども、もうけのコツは他の産地に抜きん出てやることではないかなというふうに思うわけでございます。

このサーモグラフィーを利用することで、コストの削減、品質管理を向上させることが可能であるとすれば、ブランドづくり、そして産業の振興にも役立つと思われるわけですね。どこよりも早く取り入れて地域の産業に生かすつもりはないか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市では情報通信基盤整備事業によりまして、光ケーブルを市内全世帯に敷設する事業

を展開中でございます。そして、それに先んじましてIT機器を活用するという事で、アグリコミュニティ事業を導入いたしまして、家畜の発情監視、そして、分べん監視のカメラのシステムを導入して、ただいまデータを重ねているところでございます。そしてまた、農場の方にも監視カメラを設置しまして気象観測をしているところでございますが、このように本市は、今後先進的にITを活用した形での農業振興というものがされるまちというふうになろうかというふうに思います。

そのような中で、今回お話がありますように、サーモグラフィーも活用した形で、農業振興に資するというようなことをすればどうかというような御提案ですので、私どもとしましてこのことにつきましては、積極的に研究をさせていただければというふうに思います。

サーモグラフィーにつきましては、先ほど口てい疫につきましては、診断方法が確立したものがあつたということで、されているというふうにお話申し上げたところでございますが、通常の疾病につきましては、活用がされている事例もございまして、このことについても併せて研究をさせてもらえればと、そしてまた、通常の作物の栽培につきましても、例えば暖房のコスト削減ということから考えた時に、ビニールハウスの全体を暖めるのではなく、成長点のみを暖めながら一定の生産量を確保するという研究が、現在試験場レベルで取り組まれているということでございますので、その過程の中でサーモグラフィーが現在利用されているということでもあります。そしてまた、いちごの連続出蓄（しゅつらい）、つぼみが出るために、いちごのクラウン（株元）を冷却するという事で花芽の分化を促進し、収量が上がる技術が確立しておるようでございますが、この冷却の状況についても、サーモグラフィーでチェックできれば、より効率的な栽培が可能になるというようなことの事例も出ておるようでございますので、このようなことにつきまして、本市の農業振興のためにできることがあれば、このサーモグラフィーについても活用を考えてまいりたいというふうに思います。

このように先進的な技術を導入することによりまして、本市の農業振興に直接的につながる、そしてまた、それが本市の農業がいち早く経営的にも安定した形で、そしてまた質的にもいい形でなるとなれば、まさしくブランドということになつたというふうになりますので、そのことによりまして、大いに全国から注目される農業になつてくるというふうにと考えるとございまして、

○6番（坂元修一郎君） はい、積極的なですね、取り組みを考えているということで、質問してよかったなというふうに思っております。

全ての農家にですね、最初からというのは無理でございますし、試験的に始めていただいても結構かなというふうに思いますけれども、直接そこにいなくても疾病の判断、発情の監視等もできるということで、これを人間にすればですね、若い夫婦の家庭に利用すれば人口増加もまたあるんじゃないかなというふうに思ったり、もし行政がしなくてもですね、これは非常に関心が高いです。こういった話を農家の方にするときに、ああそういう方法もあるのかということですね、安いものでは20万円ぐらいからあるということでございましたけれども、その精密かどうか分かりませんが、そういった遊び程度でですね、始めていくというのもまた一つの方法か

なというふうに思っております。行政が取り組まなかったらですね、自分で試験をしてみようかなと思ったりしたところでした。

私が議員をさっさと辞めたらですね、これでもうかってるといふふうにはですね、思われても結構かなといふふうに思ったりもしますけれども、ぜひともですね、少しでも早い取り組みをお願いしたいといふふうに思います。

次に、火山活動について質問いたします。

昨年ではですね、非常に桜島の活発な噴火によってですね、農家が全て大変な目に遭いましたけれども、今年はまた2月末の霧島の新燃岳がですね、50年ぶりに噴火したと、同じ規模の噴火でいうと300年ぶりということで、非常にそういった時代に生きている我々、運がよかったのかどうか分かりませんが、歴史的な噴火を見ることになったということでございますけれども、現在の風向きで都城、高原、小林、新燃岳から見て東の方向にですね、現在風が吹いているということで、非常に被害が出ているようでございます。いまだに火砕流、そして土石流の心配もまだあるわけでございまして、都城ではですね、日常生活にも非常に困っている。屋根に3cmほど積もったということで、灰の掃除屋さんというのがいらっしゃるそうでですね、高齢化したり、なかなか屋根に登って掃除をできない人もいらっしゃるようでですね、そういった掃除屋さん頼むとですね、1回が3万円から5万円払ってですね、掃除をするということらしいです。

こちらは風向きがですね、運良くこっちに来ませんので、今のところそういった被害もあまりないようでございますけれども、本市でも、松山、志布志の東側に当たる地域ではですね、最初の大量の灰が降ったようでございます。ほうれんそう、飼料ですね、牛に食べさせられない。お茶では、赤くなったりとかですね、そういった症状も出ているようでございます。

この新たな厄介者、新燃岳のですね、噴火によって、現在本市での農業や市民生活にどのぐらいの影響があるのかですね、分かっていればお教え願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1月26日から28日にかけて、52年ぶりに噴火いたしました新燃岳の火山灰の農作物の影響につきましては、キャベツやケール等の葉物野菜及び茶、ピーマン、いちごなどのハウス施設の日照不足による生育障害などで、市全体で1,700万円程度の影響があったものと考えております。

被害額につきましては、1月28日までの噴火に伴う被害を1月31日までに現地調査により把握したものでございます。私自身も、1月29日に特に降灰被害が大きかった松山町及び志布志町のほうれんそう、キャベツ、はくさい、ケール等の野菜畑やハウス施設等の被害状況の確認を行い、また直接農家の皆様に被害等の現状をお伺いしたところでございます。

特に、葉物野菜につきましては、収穫前及び収穫後に洗浄しないと出荷できない状況にあり、余計な作業に時間がかかるという声をお聞きしたところでございます。

今後、新燃岳の噴火が長引くようであれば、本市農業へ及ぼす影響が更に大きくなるというふうに考えます。また、春先の新茶及び野菜等に大きな被害が今後出てくるのではないかなというふうには考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） やはり多少の被害は出ているということでございますが、この新燃岳の降灰でございますが、28日の噴火ですかね、その降灰のpHがですね、3.5ぐらいのかなりの酸性だったというふうに聞いております。いろんな文献を見ますとpHが4～5だというふうにご書いておりますけれども、新燃岳の降灰についてはですね、非常に酸度が高い。そして噴火のたびにですね、pHが変化するらしいです。火山によってもマグマが一緒なんでpHは一緒かと思っただけで、火山によっても違うし、同じ火山でも噴火する日によってpHが違うということらしいですね、非常にびっくりしましたけれども、そして新燃岳の場合は桜島と違って粒が非常に多いということですね。これは志布志のピーマンの方ですけども、灰が降ってハウスを掃除したと、ブローアで飛ばしてもですね、先がガラスみたいにとがってるんで突き刺さるということですね。それでは、やはり曇ってしまって、日照の受け方が大分違ってきている。それで暖房なりですね、日照の不足になるので生育も悪くなっているという話を聞きましたけれども、これまでの桜島の灰と違って、かなり違った条件で被害もこれから出るのではないかというふうに思っております。風向きで本市への影響というのは、現在少ないわけでございますけれども、曾於市、そして都城市ではですね、今後噴火が続けば、今年の野菜、茶などというのは収穫できないんじゃないかという話も出ております。これまでのような活動が続けば、本市への影響も十分考えられますね。

国や県はもとより、本市の対応は十分か、新燃岳降灰へのまた新たな県・国の補助、そういった支援事業があるのかですね、お教え願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

桜島降灰対策事業につきましては、従来から被覆施設や洗浄機械、飼料作物収穫調整用機械の導入・整備を図り、農作物の被害の軽減を図り、生産性及び品質の向上に努め、農家経営の安定に努めてきたところでございます。今後も降灰事業の対象となる茶やたばこ、野菜、花き、果樹、飼料作物等について積極的に事業を導入し、火山灰の付着による品質低下を防止し、高品質・高付加価値農畜産物の安定生産の推進に向けて努力してまいります。

今回の新燃岳の噴火に際しましては、新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業によりまして、降灰の影響緩和に効果の高い資機材の導入に対する支援措置ができたところであります。具体的な事業内容につきましては、受益戸数が3戸以上で1戸当たり事業費上限額100万円以内、補助率が3分の2以内となっております。本市におきましては、11の生産組合から茶摘採前洗浄機やブローア、高圧洗浄機等の機材73台の申請があったところでございます。事業費が4,037万円、補助金が2,600万円で、2月末日に県を通しまして申請をしたところでございます。

○6番（坂元修一郎君） いろんな手だてがあるということで安心をいたしておりますが、桜島と新燃岳の降灰というのはどこにでも降るわけでございまして、この降灰対策事業の補助というのは、なかなかみんなには行き渡らないということで、最初からもらえないということであきらめている農家もありますし、3戸以上は無理だということでですね、申請をしなかったという農家もいらっしゃるわけでございます。特に、お茶の洗浄施設、工場に設置する場合には1,000万円

以上かかってしまう。そして、摘採前の茶畑で洗浄する機械などというのは七、八百万円もするということですね、個人では到底無理な話でございますが、お茶の話で大変申し訳ないんですけども、現在異物混入という問題が非常に取りざたされておまして、その製茶の中にですね、お湯を差したときに灰が微量でも混入していれば入札されないと、入札されても10分の1ぐらいの値段にしかならないということでございます。そのために現場でいろんな試験をするわけでございますけれども、摘採する前の葉っぱ5gなんですけれども、それをポウルに入れてですね、水をためてちょっと洗ってみる。それで水を捨ててどのぐらい入っているか、その量がですね、つまようじの頭以下らしいんですね、それでないと異物混入になるということでございます。その量というのはですね、大概道路をですね、車が走ったりするとそのぐらいのごみというのは、ゴビ砂漠の黄砂にしてもですね、降るわけで、そういったものはどこでも出るんですけども、今回の灰がですね、畑で洗っても工場で洗っても、そこまで落ちるのかなという心配もしておりますけれども、現在農家はですね、桜島に加えて新燃岳の沈静化をですね、だまって望むだけというような状態でございます。天災といっても何かの手だては行っていかなければいけないわけで、いつの時代も天災は起こるわけでございますけれども、これまでの事業というのは全て3戸以上ですね、仲間同士または同業者で3戸以上を構成して事業を受けるということになってますけれども、その降灰の洗浄作業というのは、例えばお茶であれば、いつも摘採するわけで年中仕事をしなければいけない。それは園芸も一緒ですよ、年中使わなければいけないのを使い回してきかという声も出ております。個人への事業を望む声ですね、こういったものを考えると、緊急性と特別措置というものはできないものか、この特例というのは非常に必要だと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

活動火山周辺地域防災営農対策事業、降灰対策事業につきましては、御承知のとおり受益戸数が3戸以上ということで共同利用となっております。

先ほど申しました、新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業につきましても、同じように受益戸数が3戸以上で、1戸当たりの事業費上限額が100万円以内、補助率が3分の2以内となっております。生産組合の中で、1戸当たりの事業費が定められているところが特例として認められており、採択条件が緩和されて農家の方々には取り組みやすいとなっておりますので、個人での事業実施についてでございますが、合併によりまして旧町の範囲を超えて市内全域で3戸以上の農業者が団体を構成することがより可能となりまして、弾力的な運用ができるようになっておりますので、今後新燃岳の噴火が長引くようでありましたら、茶やたばこ等、新たな品目への影響も懸念されます。本事業の事業実施期間が平成23年3月31日、申請書の提出期限が2月28日まででしたので、事業実施期間の延長について、改めて県・国への要望活動をしながら、より使い勝手のいい事業ということの申請をお願いしたいというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） そうですよ、やはりいくらそういった助成をしても使えなければ意味がないということで、やはり、使う身になって使い勝手のいい、そういった対策も行っていく

ということが大事ではないかと思えます。いつの時代も災害は起こるわけでございますけれども、口でい疫や今回の新燃岳の噴火によってもですね、廃業された農家が多いですね。行政の心遣いでもう少し頑張ってみようかなという農家も絶対いるわけでございます。ですから、平等性のある農家のための助成ということで、ぜひともですね、努めていただきたいというふうに思います。

次に、ＴＰＰ問題についてお伺いいたしますが、ＴＰＰ問題、環太平洋連携協定ですね、もう私がここでいちいち言わなくても皆さん御存じなわけでございますけれども、この協定というのは、農業部門だけでなく24部門においてですね、非常に包括的な関税の撤廃ということでございますけれども、非常に我々の地域にもその影響というのは計り知れないわけでございますが、現在、各種団体の反対運動、署名活動、そして講演等もですね、頻繁に行われております。そして、市民も死活問題としてですね、その動向を見守っているというような現在の状況でございますが、市長も首長として、いろんな所に行って話をされると思えますけれども、このＴＰＰ問題をですね、会合等で市民にどういうふうに説明されているのかですね、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ＴＰＰ問題につきましては、最近特にこのことにつきまして、国の方で6月にはその交渉の協議の場に着くということが表明されておりますので、関心が高くなっているところでございます。そのことで、農業者団体を中心に、反対運動や署名運動が盛んに現在行われているということでございまして、本市におきましても農業が基幹産業であるということから、農業や配合飼料製造業、運送業等の関連産業や地域経済に深刻な影響を与えるということが明白となっております。

昨年10月、農林水産大臣政務官が鹿屋市に現状調査にこられた折には、大隅総合開発期成会で、ＴＰＰ協定への参加は行わないよう緊急要請をいたしました。そしてまた、11月には市内で開催されましたＴＰＰへの参加を阻止するための「ふるさとを守る緊急総決起大会」でも、ＴＰＰ交渉への参加に反対の決意を私自身も表明したところでございます。

農業の現状については、農産物価格の低迷や気象災害による減少、家畜の伝染病等非常に厳しい状況があります。そのような中ではございますが、国際バルク戦略港湾指定実現のための取り組み状況や指定後の経済効果、志布志港を利用して東アジアの富裕層をターゲットとした農産物の輸出促進のことなど、あらゆる機会を通じて市民の方々に説明をしてきたところでございます。

これからも本市の農業や市民の生活を守るため、市民の不安を解消し、安心感が与えられるよう、国への働き掛けを引き続いてしてまいりたいと考えております。

○6番（坂元修一郎君） 議会でも近いうちこのＴＰＰについて研修をするようなことになっておりますけれども、市長としては、このふるさとを守るために反対していくということによろしいですね。

はい、市長が今申されたとおりですね、ＴＰＰに参加する、しないことだけに実際注目が集まっておりますけれども、この市内にもですね、ＴＰＰ参加に賛成の方も実際いらっしゃるわけで、参加しなくてもこの農業の苦境というのは、やっぱり続いていくんだらうなというふうに私は考えております。今後の国際的なグローバル化というのは、市長が申されたとおり、避けられない

だろうというふうに思いますし、今後の本市の方向性として、生き残りを掛けて国内はもとより、海外に向けてですね、本物づくり、ブランドづくりというのを推進していくべきだろうというふうに思います。

施政方針の中にも、志布志市の産物は本物でなければならぬと、いうふうに述べていらっしゃいます。安心・安全・本物ということですが、市長の考えるこのブランドというのは、どういうものを言うのか、指しているかですね、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ブランドなるものに認められるためには、その生産物、つくられたものが安心・安全、健康、うまい、本物と、そしてまた有機、循環というようなキーワードが必要なんですよ、というようなことのお話をしているところでございます。

そのような中で、じゃあ本物というものは何なのと言われたときに、この本物というものにつきましては、鹿児島県におきましても、鹿児島の魅力を出すために「本物。鹿児島県」というようなキャッチコピーで鹿児島のさまざまな素材を売り出そうとしているところでございます。そのようなことで、鹿児島県自体も本物ということを中心に大きなキャッチフレーズであげておりましたので、本市の産物につきましても、本物というようなキーワードが当然必要かというようなふうに考えて折り込んだところでございます。

しからは、その本物というものは何かというと、それは、うそ偽りのない、その、ものをつくった人の顔の見える産品であったり、志あふれるもてなしの心でできているものだったり、そしてまた、私どもが自信を持って勧められるもの、そしてほかより優れているものではないかなというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。



午前11時58分 休憩

午後1時09分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（坂元修一郎君） 午前中に続きまして、一般質問を続けさせていただきます。

途中までの質問、もしTPPに参加すれば、もちろんのことであるが、参加しなくても今後の方向性としては、海外に向けた本物づくりによって、ブランド推進を図るべきではないかというような質問に対しまして、市長のブランドとはどういったものかという質問をしましたところ、本物というのは、鹿児島がキャッチフレーズで使いながら行っている。そして、うそ偽りのないもの、自信を持って人に勧められるもの、一流であり特別なものというふうに市長のお答えをいただいたところでございます。

実はですね、1月の末でしたけれども、私、自費で東京の方へ出向きまして、一流百貨店ですね、そして量販店等の売り場市場をですね、調査してきたところでございました。伊勢丹、三越、

高島屋という高級百貨店、そして大手のスーパー、量販店等をですね、3日間ちょっと見てきたところでございますが、いろいろな売り場を見て回ったときにですね、残念ながら志布志という名前を見つけることは全く一度もなかったです。志布志産はあると思うんですけども、もちろんJAを中心としたロット売りということで、鹿児島という名前は見受けられたんですけども、志布志単独の名前というのはどこにも見当たらない。総じて、どこどこ産という売り方が多かったわけですね。その中で高級百貨店をちょっとのぞいてみますと、個人名、そしてグループ名で販売されているものというのは破格の値段が付いておりまして、ちょっとびっくりしましたけれども、例えば一粒1万円のいちご、信じられませんが、そういうのも売ってありました。1個3,000円のりんご、それとかですね、1個1,000円のきんかん、1個1,000円ですよ、きんかん。まだたくさんありましたけれども、そういったものをですね、ブランドとして売られている。ああ、これがブランドというものなのかなというふうにですね、びっくりしましたけれども、市長の言われるとおりですね、ブランドとは独自性を持った優秀な銘柄のことであって、我々が考えているブランド、自分たちが思ってるほどですね、簡単にできないんじゃないかというふうに感じながら帰ってきたところではございました。ブランドと自称する前に、どこにも負けない素材、自信のある売るのがなければですね、かえってブランドと言って売ってしまうと笑い者になるのがおちではないかというふうに思うわけではございます。

志布志市の産物のブランドとしてのレベルというのは、市長はどの辺に志布志市の物産のレベルがあるお考えなのかですね、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員からお話がありました超一流店によりまして、そしてまた、超一流の価格が付けられているというものについては、当然現在のところ志布志ではないということではございますが、それに準ずるといえるか、いわゆるブランドとして今後流通させていくものということで、例えば、志布志のピーマンというのは鹿児島ブランドに指定されております。そしてまた、あおぞら農協のかぼちゃ部会のかぼちゃ、大野原有機農業研究会の普通水稻、吉田一虎さん、中川式司郎さんのしいたけ、生産組合「農Life」のいちごというものは、鹿児島農林水産物認証制度で認証を取得しております。

そしてまた、議員も営まれておりますお茶につきましては、農林水産大臣賞や産地賞を連続して受賞しているということではございます。

また、うなぎにつきましては、志布志産ではございませんが、大隅産うなぎとして、これはまた全国的に高い評価を受けているというふうには聞いております。そしてまた、はもにつきましては、関西方面で評価がされていると。それから、ちりめんにつきましては、先日行われましたS-1グランプリで、そのレベルの高さが実証されたということではございます。そしてまた、若潮酒造さんの樵（きこり）という焼酎につきましては、モンドセレクションの最高賞も受賞されているということで、これはもう世界レベルではないかなというふうに思います。

というように、本市で生産される産物というものは、基本的にレベルが高いものがあるという

ことにつきましては、認識しているところでございますが、まだこれらのものについて総合的に評価する位置付けるためのデータが整理されていないということでございますので、まさしくこれは、志布志ブランドのための志布志の認証というものが必要になってくるんじゃないかなというふうには考えるところでございます。その志布志の「志ブランド」というものが、今後全国的に認知されることによりまして、今申しました先発して評価の高いものが志布志ブランドとして確実に位置付けられて、その他のものも付随してくるということになってくるのではないかなというふうに考えます。

○6番（坂元修一郎君） 今市長の答弁を聞きながら、ああそういえばそういうのもあったなというふうに感じたりですね、もっともだというふうに感じた部分もございました。しかしながら、つくる人が違えばその品質も一定ではないわけで、いくら自分が自信があってもですね、外の世界では必ずしも通用するものではないというふうに思っておりますし、私も農業者でございますので、その一流をつくることの難しさというのは十分感じているところでございますけれども、悪く言えば、どこの農家もですね、企業も自分のものが一番であるというふうに勘違いをするというか、井の中の蛙（かわず）だったりする場合は非常に多いんですね。その一流というのは、じゃあ誰が認めるかという、買う人であり、それを売る人ではないかというふうに思いますし、実際我々の地域というのは、農協がそのブランドをつくろうとしております。農協のブランドづくりではですね、枠が大きすぎて本物ができにくいという指摘もありますね。

市内の農林水産業者にもブランドづくりに努力をされている人たちもたくさんいらっしゃると思いますけれども、中小企業、農家等のグループ等もあると思いますけれども、そういったグループの把握というのはされておりますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グループの把握についてでございますが、中小企業の方23社が地域の農畜産物や海産物等を使った新製品や新メニューの開発・販売に取り組んでおられます。そしてまた、農業者自らが農産物やその副産物を用いて、自分自身で加工・製造や直接販売を行っている、そのようなグループが7組織あるということでございます。地域の食材を使った製品をつくりながら地域の直売所で販売しているということでございます。

そして、先ほども申しましたように、S-1グランプリで優勝した「背白ちりめん三昧井」も本市のブランドにふさわしい産品として、今後大きな期待がされているところでございます。このものにつきましては、商工会が市内で食べられる24店舗が掲載されたマップを作成されまして、市内や市外に情報を発信中でございます。このことが、まちおこしや商店街につながるものというふうに確信しております。

今後は、それぞれの個別のブランドより一歩進んだ地域ブランドとして展開していくということでございますので、このことにつきまして御理解いただければというふうに考えるところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 初めてそういったことを聞きました。30ほどの企業や農家のグループ・

団体等があるということでございまして、頑張っている方もいるなというふうに思ったところでございます。

ブランド推進のためには、本物をつくれる優れた人材がいなければものはいけません。そして、加工しても品質が劣らないといった原料ですね、その元をつくる必要があると思うんですけども、それにはまず、世界のマーケットで通用する本物づくりの技術と明確な品質の判断できる共通認識というのがやっぱり必要だと思うんですね。本物を見抜ける力がなければ、結局本物はいけませんということでございますけれども、そのためには現在よく言われております農商工連携、そして、中小企業を一連とした連携が必要であろうというふうに思います。共通認識を構築するための研修とか市場視察ですね、そして、商品開発と展示会等への出品とかいろいろな仕事が出てくると思いますけれども、このブランド育成のための支援から始めるのが妥当であってですね、ブランド推進室、今度できるみたいですけども、ブランド推進課とかですね、結局本物がなければそういった課というのも無駄になってしまうわけで、本年の本予算の中であげられていますね、ブランド推進事業、これについてはどういった目的を持った事業なのかですね、お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ブランド推進事業というものの目的ということは、最終的にはそのブランド推進をすることによりまして地域の産品が高く取り引きされると、その結果、市民の所得の向上が図られると、そしてそのことによりまして、地域の活性化、経済の活性化が図られるということになるかというふうに思います。

そしてまた、地域ブランドという形で本市のブランド推進事業は展開するわけでございますので、この地域自体が素晴らしい地域だと、住んでよかったと、そしてまた住んでみたいと、行ってみたいという地域にするということでございますので、そのような形で目的が果たされるとなると、その結果としまして、そこに住んでいる我々が本当にこの地域がいい地域なんだというような自覚が生まれると、誇りが生まれるということでありまして、更にこの地域をよくしていこうという機運が高まってくるものというふうに考えます。

○6番（坂元修一郎君） やはり民間と行政の連携というのがそこにもありますし、非常に大事なことではありますので、力を入れていってほしいなというふうに思います。

以前の一般質問の中でも申し上げましたけれども、農業がもうからない原因というのはやっぱりあるわけですね、その中に規格外品の未収穫農産物が非常に多く存在するという話をしたことがございましたが、曲がったきゅうり、そして大きすぎ小さすぎ、こういったものが20%から30%も存在するというところでございます。これがもしお金になるとすればですね、非常に農業も富裕になるし、それを使った産業というのも生まれるんじゃないかというふうに私はかねがねから思っているわけですが、地域産業の向上を図るためには、畑でつくるだけの農業からですね、商品開発と規格外品のロス解消のための加工施設、そして販売努力というものが急務ではないかなというふうに思っております。実際、自給率が40%とか言いますが、そしたらこの

20%、30%を加えたらどうなるかという話もですね、やはり議論するべきであると思うんです。先ほど市長が申されましたけれども、志布志港湾を持つ本市としてですね、地元産というものを世界のブランドとしてアジアに、そして世界に向けて売り出していかなければいけないと話をされましたけれども、地域への中小企業の誘致を進めて、このTPP問題に対応すべくですね、世界の食糧基地としても一刻も早くこの地域を食糧基地としての存在価値を高めるべきだろうというふうに思うわけですが、本市の企業誘致の現状、これからの推進というものが非常に大事になってきますが、そういった面ではどういった状況になっているかですね、お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当にTPPが進むとなれば、全国の農業を主幹産業としている地域というものが大きな打撃を受けるというふうに考えるところでございます。

私どもの地域もそういったふうな影響があるのではないかなというふうに思うところでございますが、本地域につきましては、いわゆる日本の食料供給基地という位置付け、自負がございますので、そのことにつきましてはきっちり対応していきながら、この地域の基幹産業を更に推進していかなければならないというふうには思うところでございます。

そのような中で、この農業関連の企業誘致というものが重大な課題になってくるということになるわけですが、このことにつきましては、パンフレット等を作成しながら、県や市のホームページ、そしてまた県の企業立地懇話会、あるいは志布志港ポートセミナー、あるいは志布志市企業誘致セミナー等をはじめ、さまざまな機会を見つけてPRを行っているところでございます。

このような活動につきまして、既に立地している食品産業、飼料製造業、畜産関連業の積極的な支援も重点項目として取り組んでおるところでございまして、実績といたしましては、平成20年に1社、21年に2社、そして本年度は2社と企業立地協定を行ってきております。

地域資源でもある農林水産・畜産を核としました産業は、これまでも地域に根ざした取り組みとして推進してまいりましたが、今後は更に付加価値を高めた形で生産、加工、販売を一体化した6次産業化を推進するというところで、それを成し遂げながら雇用の創出を図っていききたい、そしてまた、所得向上を図っていききたいというふうに考えるところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 少しずつ理想とする産地になっていくのかなという気がいたしましたけれども、やはり志布志の港湾を生かすためには、背後地の農業、そして企業を中心とした産業というものもうまく構築していかなければいけないというふうに思います。そして、高規格道路、東九州自動車道といったものをですね、有効に生かしながら、それを生かさなないことには、この志布志の港というのは絶対生きないわけでございますので、このTPPに負けない産地づくりといったものをですね、重点に置きながら、今後の産業の形成というものを構築されるように希望いたします。

次に、茶業振興についてですね、質問をしていききたいと思います。今年の1月でございませ

たが、NHKの番組でお茶を取り上げた番組がありまして、人口10万人以上の市町村の中で、がんによる死亡率が日本一低く高齢者の医療費も全国平均と比べて20%以上も低いという驚きの地域があるということで、静岡県掛川市が紹介されております。この茶業経営がですね、非常に厳しい中で、全国でこの掛川のお茶だけが売れ過ぎてですね、品不足になっているという話ですね、本当にうらやましいような話がありまして、東京に行った時ですね、早速ですね、掛川というのれんをさげた特設会場ですね、お茶を売っておられました。売り子さんにちょっと話を聞いたんですけども、売れないつもりで問屋さんに出したんですけども、お茶が足りなくなって問屋さんからお茶を買い戻しているという話をですね、売り子さんがされたんで非常にびっくりしたんですけども、そういったブランドと言いますか、ただもちろん深蒸しの発祥でもございますし、いいお茶をつくっておられる産地ではありますけれども、そういった一連のマスコミによってですね、本当にブランドと言いますか、そういったものもできるんだなというふうですね、びっくりしたところでございました。

防霜ファンの銅線盗難対策についてですね、お伺いいたしますけれども、3月に入りまして新茶時期も近づいてまいりましたけれども、この品種がわせ品種に変わっている、つまり早く収穫して、早く出荷して新茶の時期に間に合えば非常に高い値で売れるということで、品種的にわせの品種はですね、植栽されまして昔は八十八茶、大体5月2日、3日なんですけれども、それよりも半月以上も早く収穫がなされている現状があるわけでございます。そのために晩霜、霜がきてですね、新芽を台なしにしてしまうという現状がございます。3月に入って防霜時期にもう現在入っているわけでございますけれども、この防霜ファンの銅線盗難ですね、これが四、五年前から全国各地で発生いたしております。昨年の暮れ、福岡の八女の方へ行ったんですけども、その中で市の茶業振興会の会長さんとちょっとお話ができたので、その会長さんがですね、数日前に1週間ぐらいのうちに11haの銅線が盗難に遭ったということでございました。その中で、被害額が400万円、500万円以上にはなるなということでですね、お話をされたんですけども、実際これまでJAの職員とか、組合ですね、生産者によって巡回はしていたということだったんですけども、昼は仕事をして夜はそういった巡回をしなくちゃいけないということで、非常に肉体的にも精神的にも参る。そして、下手をすると事故に遭う可能性もあるということでですね、会長さんは行政にもこれはお願いせんないかんどなりましたわという話をされたんですけども、現在どうなっているかはちょっと分かりませんが、このわせ品種の導入によって新茶時期が早まった分ですね、この防霜の必要性も高まっているわけですが、一番茶というのは年間60%から70%もの収益を抱えている。そこで盗難を受けると、1年を通じてふぞろいになる、収穫が皆無になるということではありますが、現在の銅線の盗難状況というのをもし把握されていたらですね、お教え願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

銅線の盗難の被害状況ということでございますが、県内では、昨年9月より発生しておりまして、本年2月まで6か所の地域で確認されているということでございます。霧島市の横川、そし

て曾於市の財部・末吉・大隅、鹿屋市の輝北、そしてまた、最近では霧島市の溝辺で2月10日から11日の間に盗難に遭っているというようなことの被害が確認されているようでございます。

今述べましたように曾於市、霧島市を中心に被害が出ているようでございますが、本市においては、昨年末より市の茶業振興会の方々に盗難警戒態勢の周知と同時に茶園の巡回をされているということでもあります。

そしてまた、被害発生のお知らせと同時にJAの営農指導員を通じて各生産農家への情報発信などを密にされておられるということで、幸い管内での被害はないということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 本市での被害はないということで安心いたしましたけれども、近くの曾於市辺りまで被害が及んでいるということですね、いつこっちにそういった被害が及ぶかは定かではないということであるようでございます。

以前、有明の生産者が交代で見回りしたということでございますけれども、八女の方が言われるとおりですね、やはり市にもある程度関係していくんじゃないかというふうに思いますけれども、広報を使うなり、広報車を使うなり、看板等をですね、設置していただいたので、こんだけの被害がないということにもつながるわけでございますけれども、市としてのですね、警備員なりの対処というのは考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、以前有明の方のお茶生産農家がグループごとに茶園の巡回をされたということでございまして、盗難防止に努めておられた。そしてまた、看板等の設置もされ、志布志警察署のパトロールの協力も得て被害を最小限に食い止めてきたということであるようでございます。

今後につきまして、地域性やほ場の状況を熟知しているかどうかということも含めまして、生産者が中心となるグループ編成で茶園パトロールを行っていただくのがよろしいんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

茶業関係の施設や銅線などの資材だけでなく、一般住民の方々にも関係がございしますので、盗難防止策として、金属類の盗難にかかわる内容等のお知らせや広報等で呼び掛けをしてまいりたいと思います。

現在、近隣市町の被害状況を基に、市内の茶生産農家への周知と看板の増設や、新たに盗難防止策の看板を設置したところでございます。

今後、防災無線や有線放送等の活用で市民に更なるお知らせをいたしまして、地域一体で監視を深めるということで、不審者に対する警戒感を強め、盗難防止に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○6番（坂元修一郎君） この盗難についてはですね、日中、明るいうちに物色をしているということらしいですね、新しく設置した所を重点的に盗んでいるということでもありますので、お茶の銅線問題に限らず、一般のそういった事故、盗難、そういったものにもですね、影響していきますので、そういった市の心遣いというのをですね、行っていただきたいと思います。

次に、本市の茶園の状況についてちょっとお伺いいたしますが、全国で一番多い茶の品種というのが「やぶきた」という品種がございまして、ほかの品種は知らなくても「やぶきた」だけは知っているという方もいらっしゃるかもしれませんが、静岡の茶農家であり研究家の杉山彦三郎という人が100年前にですね、選抜した品種でございまして、親木が竹やぶの北側にあったので「やぶきた」と、名前が付いたというのは結構有名な話なんですけれども、茶園の経済年数というのは、茶を植えてから30年前後であるというふうに言われているんですけれども、今回そういった改植、植え替えですね、植え替えが難しいということで、国が一つの事業を立ち上げておりますが、今回国の進める改植助成とはどんな事業なのかですね、お教えいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

改植事業につきましては、果樹・茶支援対策事業と言います。内容としましては、茶園の改植や棚施設を利用した栽培方法への転換並びに台切りを行った際の未収益期間等に対するの支援となっております。茶の優良品種への転換、高品質化を加速するため産地ぐるみで改植等を進め、品質向上や茶種の転換により、価格の上昇など経済効果を発揮することをねらいとしています。

まず、茶園の改植に対象となります。10 a 当たり4万円で3年間支援することとなっております。

次に、棚施設を利用した栽培方法への転換に対するの支援でございます。これは、10 a 当たり4万円で1年間の支援となっております。

3番目に台切りに対してするものでございます。これにつきましては、10 a 当たり3万5,000円で2年間の支援となっております。

○6番（坂元修一郎君） 大変いい事業だと思いますね。静岡ではですね、樹齢が30年を超えているものは80%以上あるというふう聞いたこともあるんですけれども、本市の茶園の樹齢別の統計というのは、もしあればですね、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の茶園は、全体で1,203.2haということでございまして、このうち未成園が86.7haでございます。4から10年が133.9ha、11年から20年が360ha、21年から30年が113ha、31年以上が509haということで、全体で1,203.2haということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 樹齢も非常に若い産地だけに、若いなというような気がしますけれども、静岡ではですね、この「やぶきた」というのは90%以上植えてあるということでございまして、県の奨励品種も10種類以上あったように思いますが、この品種の構成についてはちょっと飛ばしたいと思います。

静岡、ほかの有名な産地もですね、この「やぶきた」一辺倒であるがゆえになかなか消費が伸びないということでもありますし、じゃあ6年かかって大金をつぎ込んで植え替えをする費用というのもばく大なわけでございますけれども、ですから本市はもとよりどこの産地でもですね、この改植というのはなかなか進んでいない状況にあるわけですが、収入の上がる茶の品種と上がらない品種というのがあるわけですが、そういったデータがあればですね、教えて

いただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

収入の上がる品種、上がらない品種ということでございますが、品質並びに収量性の高い品種としまして、県茶奨励品種の「ゆたかみどり」、「さえみどり」、「やぶきた」、「おくみどり」などは市場性も良く、好価格で取り引きがされているものの、在来品種の「やまとみどり」、「やまなみ」、「かなやみどり」などは香りや苦渋味が強く品質が劣ることから、市場性に欠けまして、厳しい価格帯の取り引きとなっております。

品種間の収益につきましては、一番茶で比較しますと、在来品種などは優良品種に比べると55%程度の収益性がありまして、年間で10a当たりの生産額に大きな格差が生じているものと思われまます。

○6番（坂元修一郎君） 一昨年は、30年前の価格まで落ち込むといったような厳しい状況であったわけでございますけれども、その中でもですね、優良品種というのは結構売り上げも上がっていますし、品種の変更というのが大事だなというふうに私は思ったわけでございます。

そこで、農家の採算が合わないと考えてる茶園というのはどのぐらい存在するのかですね。

また、今回の国の事業、植え替えにかかる未収益期間に着目した経営安定緊急対策事業、これに改植を希望する農家というのはどれほどいらっしゃったのかですね、分かれば教えてくださいたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

採算に合わない茶園というのは、在来品種をはじめ、その他緑茶品種並びに立地条件に合わない品種などがあります。また、市況などの相場に左右されやすく、推定で60ha程度は改植の対象茶園であると思われまます。

そして、国の茶支援対策事業につきましては、3か年の事業として計画されておりますので、この期間に延べ41人の方が24haを改植の希望をされているということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 結構な人たちがですね、もう手を挙げていらっしゃるということで、これが農家に届いてから非常に短期間、まだいくらかたってないんですけども、どのぐらいの人たちがですね、興味を持っているか、周知されているのかなと思いましたがけれども、かなりの方々がいらっしゃる。これからですね、3年間の事業ですので増えていく可能性もあるんじゃないかなというふうに思います。

国内の最大である産地、静岡はもとより京都、福岡、佐賀といった産地を見てもですね、県内にもあるんですけども、非常に傾斜地が多いということが一目瞭然で分かると思いますけれども、そういった産地がある中で、全国の茶園面積が4万7,000haぐらいあるんですかね。その中でですね、年間500ha、今減ってるんですよ。驚くべきですね、茶園がもう放棄されているという中で、本市は若干増えていますね。その理由として、この平坦地、気温に恵まれている。こういった本当に全国でも一番恵まれている地帯だと思えますけれども、それによって面積が広く機械化ができるということでございますけれども、土づくりや改植のやりやすさというのを武器にです

ね、どこよりも早く品種改良をしてブランドをつくるべきではないかというふうに思うんです。これはもう十分可能だと思います。茶の未収入期間は長いですね、6年。経費もかなり必要とするわけで、ほかの県ではなかなか進まないこの事業を生き残りのチャンスとしてとらえて、本市のメイン事業としてこの事業を強く推進していくべきだと私はと思いますが、市長はどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の国の茶支援対策事業につきましては、本市の茶産地の生き残り、また更なる推進の大きなチャンスがあるというふうには同じように認識するところでございます。

この事業をきっかけとしまして、品質向上と経営の安定向上を図るために合理的な品種の組み合わせを推進しまして、老朽化した茶園の改植を進めてまいりたいというふうに思います。

特に、抜根しました茶樹や株元、根などの処理に労力や費用がかかるため、その処理方法や県単独事業についても調査しまして、コストの軽減になるよう取り組んでまいりたいと考えます。

また、それに必要な資金につきましては、農業振興資金の活用と農業近代化資金等の利用を進め、生産管理作業の機械化、省力化による経営の合理化を目指して支援してまいりたいと考えます。

○6番（坂元修一郎君） 茶園の改植にはいろんな作業がありますね。今市長も言われたとおり、植え替えの前には既存のお茶を引き抜いてですね、抜根と言いますが、その処理もしなくちゃいけないと、この残さの処分の問題についてもですね、非常に大きな問題を抱えております。今回質問等はしておりませんが、今後出てくる問題でございますので、またいずれ質問したいと思いますが、このお茶、植え付けてしまいますと同じ場所ですね、30年も40年も栽培するという、果樹もそうなんですけれども、この改植に合わせて土壌改良、そして天地返し、そういった事業もですね、同時に行うことによってその改植の効果というのを長期的に上げることができるということであります。たばこ等が少なくなると、天地返し事業等もですね、少なくなってきたと思いますけれども、この天地返し事業とか有機物の投入事業、こういった事業もですね、その作物に限らず全般的に使えるような形の事業というのはいかなるものかなというふうに思っております。そうすることによってですね、永続的に産地として活躍できる、茶園ができるということだと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のように、お茶は永年作物でありますので、30年から40年、50年を超えるものがあるということでございますので、このことにつきましては、抜根、改植に当たって十分に配慮しまして、天地返し、そしてまた有機物等の施用が必要不可欠ということでございます。そして、土壌改良を十分いたしまして、これからの長期間の生産に備えなければならないというふうには考えるところでございます。

近年、植栽におきまして、土壌改良などを十分認識して実践されている方が多いと聞いておりますが、多額な費用がかかるということから断念されておられる方もおられるということであり

ます。

そのようなことでありますので、農業振興資金の活用や各種制度資金の利用を進めるとともに天地返しを取り組みを支援しながら、今後の茶産地づくりに対応してまいりたいというふうに考えます。

○6番（坂元修一郎君） お茶だけに限らずですね、畜産にしても何にしても非常に厳しい時代でございます。

先ほど申しましたように、行政が少しでも肩をたたいてやる、そして背中を押してやることによってですね、もうあきらめようとしている仕事もですね、続けられるということであると思いますので、きめ細やかなですね、事業の推進に努めていただきたいというふうに思います。

お茶にはですね、1200年もの歴史がございまして、中国に渡ったお坊さんたちがですね、数粒のお茶の種を日本に持ち帰って、それを植えて現在に至っているようでございます。最初はお坊さんたちの眠気覚まし薬として飲まれて、そして織田信長、豊臣秀吉、千利休、お茶の文化を立ち上げてですね、徳川時代に入ってお茶壺道中というも行われておりまして、大体一般の市民にお茶が広がったのは、江戸の中期だというふうにも言われておりまして、それから永遠とですね、お茶は飲まれておりまして、現在がんが効くとかですね、日本人の寿命を延ばしている日本を代表する飲み物でございますので、本市がそのお茶の産地としてですね、いつか日本一の産地になるように私は願っているところでございます。

今後とも、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 通告に基づき、質問をいたします。

まず、高齢者の福祉向上対策についてであります。

その1点目として、電動車いす、ここで言う電動車いすは、ハンドル型の電動車いすのことです。電動車いす、これを高齢者が利用する電動車いすに対する助成ができないかということでございます。

最近、電動車いすの利用者が増えてきております。足が不自由でも人の手を借りずに自分で外出したいと頑張っておられる方たちです。しかし、電動車いすを利用したくても高額で、購入できない人があったり、購入した後も二、三年後にはバッテリーを取り替えなければならなかったりいたします。

このように、介護の世話にならないように、けなげに生活しておられる高齢者に対して、電動車いすにかかる費用の一部を助成して、支援をする考えはないものかお尋ねをいたします。

また、ハンドル型電動車いすは、道路交通法では歩行者扱いになっておりますので、基本的には歩道を走行するわけですが、市内の歩道が電動車いすにとって快適かというと、必ずしもそのような状況ではないのではないのでしょうか。歩道の幅が狭かったり、傾いていたり、凸凹があった

り、障害物があったり、段差があったり、あるいは歩道さえない道路もあります。利用者にとって、このような状況の道路は、とても利用しにくく危険な道路になるわけです。ほんの二、三センチの段差でも怖くて通れないと言われます。

そこで、今一度ハンドル型電動車いすの利用者の身になって、歩道の点検をして、改良するなり歩道の新設、整備をするなりして、高齢者にやさしいまちづくりに取り組む考えはないのか、お尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ハンドル型電動車いすは高額でございます。介護保険では、要介護2以上の方に歩行困難者の介護用機器として、電動を含む車いすが支給の対象となっております。

しかしながら、ハンドル型電動車いすは、移動手段としての側面もあるため、取り扱いは市町村の判断となっております。介護保険料や安全性の面を考慮し、本市では現在のところ対象としておりません。

このような状況の中で、現在私どもが推進しております健康づくり教室や高齢者ふれあいサロン、ぴんぴん元気塾等で高齢者の方々が歩行困難な状態にならないような事業を展開しております。また、地域での見守り活動としまして、近隣福祉ネットワーク、地域ボランティア活動や地域包括支援センターによる相談支援事業、更には地域の民生委員による日常的見守り活動等により、引きこもりや歩行困難等にならないような施策を実施してきております。

また、このような車両を使用することにより、自立で歩行する機会が少なくなり介護度が進行し、より重篤になる懸念、更には市内全ての道路がこういった車両に適応した構造になっていないということで、交通事故の危険性も危惧されるというようなこと。

このような予防策を講じまして、高齢者の方々が車いす等の利用者にならないような努力をしていただくことを重点課題として現在のところ取り組んでいるところでございます。また、今後につきましても、これらの施策の展開を充実させ、高齢者の方々が積極的に社会参画できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

そして、現在ハンドル型電動車いすを利用されている方々が、歩道が使いづらいというようなことに対する御質問ですが、高齢者はもとより、市民の安心・安全な生活環境を維持するため、歩道の設置を含めまして、地区ごとに優先度を考慮しながら道路の整備を図っているところでございます。

学校周辺の通学路、公共施設等のある周辺では、歩行者の数、自転車の往来も多く、特に必要性を感じておりますし、そのような場所では市民の方々も危険性を感じられ、市道はもとより県道などの交通安全に対する相談、陳情等も多数承っているところであります。

本市の道路改良を進める考え方としまして、昨年、道路網整備の在り方を検討したところですが、優先度の高い該当する路線は、主に、志布志港を中心とした高規格道路、東九州自動車などへの大型交通に対応するためのアクセス整備、合併以前の旧町から新市への地域間交流を促進するための拡幅整備を行っております。

道路改良及び歩道を設置する場合は、現在交通量、将来交通量を勘案しながら、実際にかかる道路の整備費用、建物移転に要する費用等を考慮しながら整備を進める必要があり、優先度から判断すると短期間では地区ごとに格差が生じてしまうこともあると感じております。

しかし、それにとらわれず、改良が必要である土地の協力体制が整っている陳情路線につきましては、ほかの事業との調整を図りながら積極的に提案させていただき、整備を進めていきたいと考えているところであります。

また、現在道路改良を行う際の歩道設置は、ハンドル型電動車いすが安全に走行できるよう最低でも2m以上の歩道幅が確保できるよう、道路との段差をなくしたバリアフリーに対応した整備を行っているところであります。

○17番（岩根賢二君） ただいまの市長の答弁は、若干見るポイントが違ってるんじゃないかと思うんですね。私は、電動車いすを利用している方が、いろいろ経費がかかるからということで、最初の部分はですね。そういうことで質問をしているわけです。市長の答弁は、その車いすを利用しなくていいように対策をしているという話でした。だから、答弁のちょっと内容がずれているんじゃないかと思いますが、じゃなかったですか。

どうしても足が不自由でですね、車いすを利用しなくてはならないんだと、その人に対してどうしますかということをお聞きしているわけですね。

市長の答弁は、私が今聞いているところでは、そういう車いすを利用しなくてはならないような状態にならないように見守っていききたいという話でしたけど、ちょっとずれているんじゃないかと思っておりますので、改めて質問いたしますけれども、そういう、どうしても電動車いすを利用しなくてはならないという状況になった人を助成をする考えはないかということをお聞きしております。もう一度、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、市といたしましては、なるべく健康で元気な方が誇りを持って生活できるような市全域をつくっていききたいというような考え方から、健康増進運動を中心に行っているというようなことでお答えしたところでございます。

ということで、今更なる御指摘がありましたように、じゃあどうしてもそのことで進んで、電動車いすが必要な方に対する補助制度について、どう考えるのかというようなことであろうかというふうに思いますが、現在、国も社会福祉の充実に力を入れておりまして、そのような影響から本市の平成23年当初予算の民生費に占める割合は33.5%と予算総額の3分の1を占めているということでございます。

また、歳出の性質別分類でいきますと、扶助費21.0%、補助費等12.1%になっておりまして、少なからず市の財政を圧迫しているという状況でございます。

行政評価によりますと、市全体の補助金の見直しの途中にありますので、現段階で新規の補助金を創設するということは困難な状況にあるということでございます。

そしてまた、担当課内でも事業見直し等を行いながら補助金や扶助費等の削減が可能かどうか

検討している時期でございます。

今後の市政運営につきましても、財政支出削減の方向を打ち出さなければならないという状況でございますので、新たな補助金をつくるということにつきましては、非常に困難ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） もちろん新たな補助金というのはとても無理かなとは思いますが、この電動車いすについてですね、昨年9月に同僚議員が一般質問をされておりました。ちょっと視点は違ったんですけども、そのときの市長とのやり取りの中で、利用者がどれだけあるのかという質問に対して、把握をしていないので、把握をしたいということで答弁されています。

そこで、じゃあ市内でどれぐらいの人が利用されているのか、そのことについてお調べになったと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このハンドル型電動車いすにつきましては、運転するために、免許が特に必要でないということございまして、歩行者扱いとなっているようでございます。一部、例えば買い物かごを前面に付けるとかですね、側方に付けるとか改良された場合は警察署に届けなければならないということになっているようございまして、そのようなことからこの届けが必要でないということで、台数の把握はできなかったということでございます。

○17番（岩根賢二君） 大体でも把握されてないですか。

〔岩根賢二君「議長、いいです」と呼ぶ〕

把握ができないということですけども、私が調べたところによるとですね、大体しか分かりませんが、約300台市内で使われているということございまして。

それと、先ほど市長はですね、介護保険によるレンタルは要介護2以上の方ということでした。これは、レンタルは、じゃあ何人の人がレンタルしているということはお分かりじゃないかなと思いますが。

それと、障害者自立支援法によりますとですね、これは補装具購入の助成対象となっているということで聞いております。ですから、じゃあレンタルがそういう制度上、何台使われていると、何台購入されているというデータは当然あってしかなるべきだと思いますが、いかがですか。

○保健課長（木佐貫一也君） 今議員御指摘の介護給付によります電動車いすのケースですが、今年の4月から12月分で、車いすそのものにつきましては337台出ております。その中で、ちょっと区分がはっきりしなかったんですが、自走式につきましては、月平均8台から9台ということで、4月から12月まで74台出ております。大体2割から3割ぐらいの貸与件数でございます。ただこれは自走用ということで、御指摘のハンドル型を含んでおるという数字でございましたので、当然標準型、そのほかの座位変換、簡易型も含んでおりますので、見込みとしては、そのうちの1台か2台かなというのでは推計しておるんですが、トータルで74台ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○福祉課長（山下修一君） 障害者の日常生活用具の部分につきましては、ちょっとはっきりした資料を持ち合わせておりませんけれども、ハンドル型ではなくして、あごで例えば動かすとか、そういう電動車いすというのが、対象になっているというふうに私はとらえたところでございます。台数等については、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 利用台数は分かったじゃないですか、300何台で、さっきは。

○保健課長（木佐貫一也君） 言葉足らずで申し訳ございませんが、電動とその他の車いすを含めまして、337台です。

[岩根賢二君「はい、分かりました」と呼ぶ]

○17番（岩根賢二君） それでは、レンタルが74台あって、そのうちの1台か2台だろうということですね。そうしますと、このレンタルにかかっている費用は、本人はもちろん介護保険ですから1割負担ですけども、市としては幾ら負担しているんですか、月額で。

○保健課長（木佐貫一也君） 介護保険の給付につきましては、給付総額で福祉用具という枠組みで報告は来るものですから、特別に種目別に数字は分かっていないところです。一応貸与の種類が、車いす・特殊寝台・手すり等、いろんな種類がございます。一括で福祉用具の給付については、これだけの給付がかかったという報告になってるものですから、個別の給付額、種類については、ちょっとはっきりしないところでございます。

○17番（岩根賢二君） そういう報告のスタイルであれば致し方ないとは思いますが、私が調べたところによりますと、レンタルは1か月、安くて2,000円から3,000円だと、高いのであれば5,000円ぐらいにはなるだろうということで数字が出ておりますけれども、例えば一番安い2,000円としたときに、本人は1割負担の2,000円ですから、実際には2万円かかっていると、月々ですね。そうすると、そのうちの1万8,000円は介護保険から負担をしているという計算ですね。そうしますと、その1万8,000円のうちの市の負担分というのは幾らになるんですか。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問ですが、福祉用具につきましては上限が10万円でございます。その中で1割が1万8,000円ということであれば、当然全額は市の方の負担になると考えております。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） それは介護保険の負担でしょ。介護保険のうちの1万8,000円かかると、そのうちに、じゃあ市が負担するのは幾らですかって聞いてるんです。

○保健課長（木佐貫一也君） 大変失礼いたしました。

給付の12.5%ということになっております。

○17番（岩根賢二君） 時間ももったいないですから、私が言いましょう。12.5%ということは、月に2,250円は市が負担せんないかんということですね。そうしますと、それが1年間で12か月分ですから2万7,000円になります。例えば、それを3年間利用されたら、8万1,000円は市が負担するという計算です。

だから、その部分を介護保険を使わずに自分でそういう購入をしたいといったときには、それ

ぐらい負担してもいいんじゃないですか。どうですか。私の単純な計算ですけど、それを考えたら四、五万の補助はしてもいいんじゃないかなと思います、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

詳しい計算をされた上でのまた再提案ということでございます。ただいまの数字を述べられましたその内容を受け止めまして、ああそういった考え方も可能かなというふうには考えたところでございます。

先ほども申しましたように、新たな補助金制度を設立する上につきましても、一応整理しながら取り組んでいかなければならないというふうに考えますので、その中で対応させていただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） そういう意味で質問項目で投げかけてありますので、再度検討していただきたいと思います。

この補助金についてはですね、補助金といえば何でもかんでもそういうふうに新しくはできませんよと、今までも精一杯1割カットするのにとということだと思わうんですけども、そういう視点を変えていただいてやっていただければなと思います。

それとですね、神奈川県相模原市、ここでこのハンドル型電動車いすの購入費助成要綱というのがありまして、それは、介護保険では要介護2以上でないとレンタルを受けられない。障害者自立支援法では、補装具助成で購入となるが、その対象にもならないと、じゃあその対象にならないんだけど足が不自由でどうしてもといった方に対して、そういう方に対してですよ、助成をしましょうというふうな制度が現在使われております。それは詳しく言えば、2分の1以内の補助で上限を15万円ですよということで、財政状況も違いますからそこまでは要求はできないかもしれませんが、そういう例もあるということで参考にさせていただければと思います。

ちなみに、これの維持費というのはバッテリー交換が唯一の維持費ということになるわけですけども、このバッテリーは二、三年に1回は換えなければいけないと、しかも、つい最近このバッテリーを換えられた方に「どひこしたな」と聞きましたら、「3万円が済んち思っちゃったどん、5万円かかった」ということなんですよ。高齢の方にそれだけの負担をお願いするというのは、何とか市の方で制度はないもんかなということで相談も受けましたので、今回質問をしているわけです。

そういう意味で、何らかのそういうバッテリー交換という形でもいいし、何かの助成の在り方を考えてもらえないかなということですが、再度お聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話されました、高齢者からの要望等につきまして、私どももそのことにつきましては把握しておりませんでした。

今後、そのような要望につきまして、アンケート等を取りながら市内の方々にどれだけの形で、また、どのような形で取り組めばよいかということも含めまして調査をさせていただきたいというふうに考えます。

○17番（岩根賢二君） 調査というのは、あくまでもそういう前向きな調査をですね、やらない方向の調査ではなくて、取り組む、何とか取り組めないかなということ調査をしていただきたいと思います。

それと、この道路の改良の件ですけれども、先ほどは、これもちょっと市長の答弁は、僕はピントがずれてるのではないかなと思いましたですね。

というのは、道路はもちろん優先順位があるでしょう。高規格道路がどうのこうのとかですよ。優先度を決めてそういう道路の改良に取り組むという話でしたけれども、この電動車いすは高規格道路は走らないんですよ。優先順位と申しますとあくまでも生活道路ですよ。生活道路を改良すべき点は、もちろん生活道路の中でも優先順位というのはあるでしょうけれども、そういうことに取り組む考えはないかということで質問をしているわけです。

道路改良について、例えば電動車いすで、あそこで転倒事故がありましたよと、そういうふうな情報というのは入ってないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、この電動車いすなるものは、当然高速道路は走らないわけでございまして、私が先ほど申しましたのは、市の道路整備の優先度というのを考えたときに、高速道路、あるいは東九州自動車道、高規格道路、そしてまたそれに至るアクセス道路、それから合併のときの主要地域を結ぶ幹線道路といったものを優先的に整備をいたしますというふうにお答えしたつもりでございます。そのようなことで御理解いただければというふうに思います。

お話のように、電動車いすの通る道路につきましては、当然そこに住んでおられる方が利用される方が生活されるごく周辺の道路ではないかなというふうには考えるところでございます。このような所につきましては、改良の要望があった所については、対応がその都度できる範囲で対応がされているというふうには聞いたところでございます。

そしてまた、事故等は発生していないというふうに聞いております。

○17番（岩根賢二君） 今後そういう身近な所、生活道路でですね、これが1 cm、2 cmの段差でも転倒の危険性があるわけですね。そうしますと、一遍そういう危ない目に遭いますと、もう二度とそこには行かない。もちろん事故防止にはなるでしょうけれども、そうすると外出の機会がおのずと減ってくるということになるのではないかなということ考えてるわけです。

ですから、そういう道路はなかなか担当課としても把握がしにくいだろうと思いますので、そういう危ない箇所はありませんかということで、そういうことを確認をする、調査をするという作業をまず始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、歩道整備等、道路改良等につきましては、バリアフリー化ということで、そのような歩行が困難な方、または車いす等を利用される方に配慮した道路づくりとなっているということでございます。

そしてまた、先ほども申しましたように、そのような要望があった箇所につきましては、でき

うる限り対応はしているということでございますので、今後ともそのような形での要望は承りたいというふうに考えます。

○17番（岩根賢二君） 例え、そういう要望があった時には対応するということが、じゃあ、あそこの段差が危なくて通れないんですよ、何とかしてくれんですかと来たときは、すぐ対応ができるんですか、できるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 現在、歩道の段差等ということにつきましては、一部、香月小学校の周りの運動公園の周辺の歩道の段差のバリアフリー化を昨年度まで実施したところでございます。そのように、例えば段差があるとかということで指摘があった場合は、維持の予算の範囲内です、できれば維持の予算の範囲の中で実施していくということになるかと思っております。

○17番（岩根賢二君） 維持費の予算の中で対応するということが、年度末にあまり維持費が残らないように、ひとつ対応していただきたいと思っております。

それでは次に、ひとり金婚式についてお尋ねをいたします。

高齢者の福祉向上対策の2点目として、ひとり金婚式の再開について、再度質問いたします。

このひとり金婚式については、平成21年6月にも私は質問をいたしました。その時の市長の最終的な答弁は、対象者の方々にアンケート調査をしてみて、参加希望が多ければ実施してもよいということでした。

そして、ようやく今年の4月にアンケート調査をされたと聞いております。そのことで、私もその調査結果を福祉課に行っていただいておりますが、この結果を見て、市長はどのような判断をされたのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ひとり金婚式につきましては、合併以前も3町でその方法は異なっておりましたが、実施していたところでございます。

ひとり金婚式の始まりにつきましては、3町とも当初は夫婦そろって金婚式だけでしたが、戦争で配偶者を亡くされた方々が、結婚後50年を迎えられた時期に、これまでの苦労をねぎらうという趣旨から実施されたようでございます。

したがって、対象者につきましては、結婚後同じような人生をおくってきた方々であったようでございます。戦後65年を迎えようとしている現在では、配偶者を亡くされて40年以上に至る方から、つい最近配偶者を亡くされた方と、ひとり金婚の場合、その人生はさまざまであるようでございます。

このようなことから、合併後、平成18年度の実施後、参加者が少なくなったので社会福祉協議会とも協議いたしまして、平成19年度から実施していないところでございます。また、離別によりまして同様の境遇となった方々への心情を察しますと、これ以上の事業実施や廃止もやむを得ないと判断をしたところでございます。

平成21年の6月議会で、ひとり金婚式について、岩根議員からの質問があったところでございます。平成21年度対象者及び対象予定者にアンケートを実施いたしまして、調査結果につきまし

ては、従来どおり式典を実施し、参加したいと望まれる方が24.5%、式典を廃止し、記念品と書状のみ受領したいと望まれる方が42.1%、無回答・分からないが33.3%ということでございました。これを受け、式典参加希望者が3割にも満たないということでございましたので、平成22年度の開催につきましては見送りをしたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 確かに今市長がお答えになりましたように、数字的にはそうですね、式典と書状・記念品の希望者は、実施した方がいいかという問いに、実施した方がいいという答えが29.9%ということですね。

[何事か呼ぶ者あり]

○17番（岩根賢二君） 実施したら参加するか、実施したら参加するかという問いに対して、その答えは、式典と書状・記念品の欄では24.5%ですね。その下の書状・記念品は42.1%、式典としてはなくてもいいけれども、書状や記念品だったらいただいてもいいなという方が42.1%。

私のとらえ方は、ここまで含めると66.6%がいいかなと思っておられる。参加しないと、全く参加しないという人は9.4%じゃないですか。そこのとらえ方がですね、私はちょっと理解できないんですよ。がつつい参加すいがという人が24.5%なんだけれども、そういう書状・記念品の類だったら受けてもいいなと思っておられる方は結構あるんですね。そういう方、本当は式典にも参加したいけれども、そこずい無理も言わならないね、ということで、ここにきてるのではないかなと私は判断したわけですね。

そうしますと、それは66.6%に上る。実施した方がいいですかという問いに関しては、そういう方は73.8%あるんですよ。そのことをとらえ方がちょっと違うのかなと思っておりますが、そういうとらえ方をして再開をするということは考えられないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

実施したら参加するという形で式典、書状・記念品ということも受理したいということで24.5%、書状・記念品が42.1%ということであるわけでございますが、平成18年に実施した折に参加申込者が34名おられて、実質的には参加された方が18名ということで、50%ちょっとだったということでございます。そのようなことから、今後の開催についてどうすべきかということで、改めて検討させて、開催しないというような方向できた中でのアンケート結果ということでございます。

だんだんだんだん年を重ねていかれるというようなことでございますので、ますます参加というような方が少なくなってくるのではないかないうふうにも考えるところでございます。

そしてまた、この金婚式自体はじめに申しましたように、始まった経緯というのが、戦争で配偶者を亡くされた方々が、一生懸命お一人で子供さん方を養育されて、そして結婚後50年たったというような節目だということで、そのことについて敬意を表するというようなことで始まったというようなことでございますので、この年数というものから考えたときに、更に参加者の数が少なくなっていくというようなふう考えた上での結論でございます。

○17番（岩根賢二君） 市長は、戦争のそのことにこだわっておられるんじゃないかなと思いますね。

では、ひとり金婚式をされていたころは、戦争で伴りよを亡くされた方だけが対象だったんですか。

○市長（本田修一君） 始められた経緯がそういったことであったということで、実際の対象者はそういったことではなく、ひとり金婚式を迎えられる方を対象としたということでございます。

○17番（岩根賢二君） そういうことであれば、やはり幅広い視野を持ってですよ、趣旨が結婚後伴りよを亡くされた方と。金婚式の開催趣旨というのは、二人そろっての金婚式ですよ、社会福祉協議会の資料によりますと、地域社会の発展等に尽くされた功績に敬意を表しうんぬんとありますね。

じゃあ結婚後伴りよを亡くされた方については、そういう尽くされた功績に敬意を表する必要はないんですか。市長の考えを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

結婚後、伴りよを亡くされて、それでお一人で生活され、子供を養育され、育てられ、そして巣立てさせるということをされた方、また子供さんがいらっしゃらなくても一生懸命社会貢献をしながら生活されているということについては、敬意を払うところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長は最初の答弁の中で、人生はさまざまだという言葉が使われました。それだったらそれなりに、結婚後伴りよを亡くされた方に対しても敬意を払う必要があるんじゃないですかね。

社会福祉協議会とも協議したけれども、そういうことになったという話でした。市長自身の考え方を聞かせてください。そういう方には敬意を表する必要はないのかということに関して。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身といたしましては、本当にけなげにという表現ではちょっとふさわしくないかもしれませんが、一生懸命頑張ってきて、そして社会生活を営まれ貢献されているということにつきましては、敬意を払いますということでございます。

しかし、それを行政として事業化しまして、そのことを検証して、何らかの形で敬意を払っていくかということにする場合、先ほどもお話をしましたように、参加される方が少なくなってきたというようなことからいたしまして、更に年数を経るとなれば、参加者が更に少なくなってくるであろうということ、そしてまた私ども自身は、こんなことを言うとそれこそ趣旨が違ってしまうふうに言われるかもしれませんが、全体として行財政改革に取り組みながら、いろんな事業の見直しをしてきたという中で、さまざまな状況を判断しながらこの事業については廃止をしてきたというような経過でございますので、御理解いただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 参加者がだんだん少なくなってきたから、もう廃止の方向にいったという話でしたけれども、じゃあ参加者が、なぜ少なくなったとお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

結婚後50年ということございますので、対象年齢というのはそんなに変わってこないと思うんですが、それにしても、だんだんだんだん結婚年齢が遅れてきているというようなことで、高齢

化の中での参加が減ったのではないかなというふうに思うところでございます。

○17番（岩根賢二君） 何で高齢化が原因なんですか。晩婚ということを考えればそうかも分かりませんが、ちょっとその視点は違うんじゃないですか。

それではお聞きしますけれども、二人そろっての金婚式の参加率は、ここ二、三年でいいですが、どうなっていますか。

○市長（本田修一君） 平成22年度の金婚式につきましては、申し込みが123組で、参加された方が68組でございます。

○17番（岩根賢二君） 私がもらった資料ではですね、123組、246名のうち、69組で参加者は135名だったと聞いていますが、また若干変わったんですか、その後。

それによると、そんなに数字的にはそう変わらないと思いますが、69組で135名ということは、3名の方は単独で参加されてますよね。69組であれば138名にならないかんわけです。そういうこともあります。これで参加率を計算してみますと54.8%です。先ほどのアンケート結果の私のとらえ方では、66.6%は参加してもいいなというふうにとらえているんですが、これもじゃあ参加率が少ないんじゃないですか、廃止したらどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

69組で135名ということで、3名足りないということにつきましては、一方の伴りよの方がですね、お病気で参加できなかったんじゃないかなというふうに思っています。54.8%というのは、数字的には過半数を超えるということでございますので、この金婚式については引き続き開催いたしまして、お祝いを申し上げたいというふうには考えるところでございます。

○17番（岩根賢二君） 金婚式自体は市でやるんじゃないかと、社会福祉協議会がされて、それに補助金を出すという形ですので、ここで市長が結論を出すわけにはいかないとは思いますが、先ほども社会福祉協議会と協議をしてこういうことになったと、廃止の方向になったということでした。

ところが、全国の例を見てみますと、ひとり金婚式を必ずしも社会福祉協議会がやっているわけではない。ボランティア団体がしているところもあれば、女性団体連絡協議会が主催してやっているところもあります。例えば、じゃあそういうところが当たり前の金婚式は市が補助をするけれども、ひとり金婚式は私たちでしてあげましようやということになったときに、市としては何らかのそういう助成をするということについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） 市で行っていない事業につきましては、民間の方々がさまざまな形でボランティア的な形でしていただいていることは数多くあるかと思えます。それらのことにつきまして、市の方で何らかの対応をするかどうかにつきましては、そのこと一つ一つを見極めてしなければいけないかというふうに思います。

ということで、今お話になられましたような形で行われるとするならば、私どもとしまして、どのような対応がふさわしいかということについては、関係機関とも十分協議をさせていただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 参加者がだんだん少なくなっているという話もありましたけれども、その中身ですね、金婚式もそうですが、中身はどんなことをされているんですか。その中身の見直しも必要じゃないかなと思いますが、書状を渡されて、記念品を渡されて食事会をして、はい終わりですということなのか、それともほかに何か催し的にされているのか、どうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

金婚式につきましては、式場で、私の方で金婚ねぎらい、お祝いの言葉を申し述べまして、そして記念品を贈呈しているところでございます。そして、その後2時間程度の会食をするということで、その会食の中で祝宴の舞い等が開催されるというようなことでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長の考えとしては、何か、やる方向には全然いつてないと思いますけれども、先ほど申し上げましたような例もありますので、再度検討していただきたいと思います。再度検討の余地はありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお答えしますように、このことにつきましては参加される方が減ってきたなということで、そしてまた、私も自身がさまざまな事業の見直しをしてきたという中での措置であったということでございます。そのことにつきまして、御理解いただければというふうに思います。

そしてまた、先ほど御提案がありましたように、民間の方で別途何らかの形でされるということになるとなれば、そのことにつきましては、十分私も関係機関と協議を重ねて対応できる場所につきましては対応させていただきたいというふうに考えます。

○17番（岩根賢二君） しつこいようですけどもアンケート結果のですね、結果のとらえ方を私が申し上げたようなとらえ方として、66%の方が参加してくれるんじゃないかなという感じがしていますけれども、じゃあ試しに1回やってみようかという気にはならないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、年数がたつにつれて、こういった類いのものにつきましては参加者が少なくなってきたという状況があるかというふうに思います。

そのような中で、再開するということにつきましては、極めて厳しいものがあるんじゃないかなというふうには考えます。

○17番（岩根賢二君） 次の質問に移ります。

○議長（上村 環君） 岩根議員、ここで休憩とりましょうか。

[何事か言う者あり]

○議長（上村 環君） ここで、3時まで休憩いたします。

○

午後2時48分 休憩

午後3時01分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（岩根賢二君） 先ほどは、あっさりとした質問に移りますと申し上げましたけれども、ひとり金婚式については、またいつの日か質問をするということで考えておりますので、今日の今日はこれぐらいにして、次の質問に移りたいと思います。

精神保健対策について質問いたします。

御存じのとおり3月は、自殺対策強化月間であります。全国で自殺で亡くなる人は平成10年以降、13年連続で3万人を超えています。都道府県別に見ても、鹿児島県は自殺死亡率で平成20年度は全国で第9位となっております。その鹿児島県の中でも曾於地区は自殺率の高い地域になっています。例えば、平成21年の自殺者が、鹿屋市では30人で、人口10万人当たりの自殺率が28.5であったのに対して、曾於市・志布志市・大崎町の曾於地区では自殺者が40人で、自殺率は44.4になっています。

自殺の原因は、健康問題や多重債務などの経済的な問題、家族問題などいろいろありますが、これらのうちのどれという特定できるものではなく、複雑な要因が重なって自殺に至ってしまうということのようであります。このようなことから、自殺は個人の問題ではなく、社会全体の問題としてとらえるべく、平成18年に国は自殺対策基本法を制定しました。

私は、この自殺対策については、平成18年にも質問をいたしました。その時の市長の答弁では、心配ごと相談や障害者自立支援法や介護保険などに基づき相談業務として対応していると、専門知識を有する職員の配置や、薩摩川内保健所の先進事例の研究、保健所との連携を深めながら取り組んでいきたいということでした。

私の質問はそこで終わったわけですが、その後どのように取り組んできて、更に今後どのように取り組んでいくと考えてなのか、市としてとるべき対策をお答えください。

また最近、うつ病など心の病で休職する公務員が増えているとの報道がありますが、本市の状況と、その対策をどのように考えているかお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに自殺についてでございます。

議員御指摘のとおり、曾於地域の自殺率は標準化死亡比ということで比較しますと164.7と、これは全国平均を100としたときに、164.3ということで高い水準にあります。志布志市におきましても、2003年から2007年の標準化死亡比は、男性が157.2、女性が133.3と、全国平均より高い水準にあります。自殺は、さまざまな社会的要因が複合的に影響していることから、曾於地域の自殺対策を効果的に推進していくため、平成21年度発足しました曾於地区自殺対策ネットワーク会議におきまして、各関係機関・団体が連携し、情報の共有化を図りながら、地域全体で自殺対策に取り組んでいるところであります。

市としましては、現在実施しております高齢者ふれあいサロンや近隣福祉ネットワークによる見守り活動の充実を図る必要があると考えますので、社会福祉協議会と連携してこれらの事業に取り組んでおります。

また、講演会や講習会の開催、パンフレットの配布、ポスターやパネルなどの展示などの方法

を用いて、自殺対策に対する理解を求めていきます。更に自殺対策の観点から、うつ病、統合失調症、アルコールなど物質関連障害等の精神疾患に関する理解を促し、早期発見・早期受診を勧められるように相談機関等の情報を提供するとともに、多重債務等の経済・生活問題に対する相談機関等の情報を提供し、支援につなげていきます。

先月26日に文化会館で開催されました「こころの健康づくり講演会」もこの地域が県内でも自殺率が高いことから、志布志保健所の主催により、昨年度から始まった事業であります。当日は、ゴスペル歌手の市岡裕子さんが特別講演されまして、父のアルコール依存症や母のうつ病による自殺という数々の苦難と向かい合った体験談が話されたようです。壮絶な葛藤の末、手にした父と娘のきずな、絶望からの再起について講演があり、涙された方もあったということでもあります。

また、警察統計から見た状況では、健康問題や経済・生活問題が原因・動機として多いようです。また、年齢別では働き盛りである50歳代が多い状況にあります。

市としましては、平成23年度に県の地域自殺対策緊急強化基金事業に取り組み、講演会と併せてカウンセリングなどの相談会を実施するため、健康教育事業に予算を計上しているところであります。自殺予防には、職場や地域での気づきが重要です。精神疾患や自殺念慮のあるハイリスク者を早期に発見し、適切な介入や支援が行えるように市内の事業所や民生児童委員、健康づくり推進員と連携して取り組んでまいります。

次に、うつ病についてでございますが、本市の状況とそれに対する方策ということでございます。

お答えいたします。

職員のメンタルヘルス対策につきましては、本市におきましても精神疾患による病気休暇を取得する職員が増えつつある状況でございます。メンタル対策につきましては、市の衛生委員会において、定期的に産業医、保健師、職員組合代表者と対応を協議するとともに、平成21年度から精神疾患専門の産業医を選任し、産業医を2名体制としたところでございます。

平成22年度におきましては、7月から職員全員を対象とした健康相談を実施し、精神疾患を含めた病気の早期発見に努めるとともに、10月には、こころとからだの疲労度自己評価票を配布、回収し、現在その分析作業を進めており、その結果を基に今後の対応を検討したいと考えております。

また、11月25日には産業医の大塚和之先生によるメンタルヘルス研修を実施し、管理職を中心に55名の職員が参加しております。

今後も管理職の職員に対しまして、職員の勤務状況等を観察し、そうした状況に陥る前に把握できるよう指導を行うとともに、その他の自治体の先進事例等を参考にしながら、実効性のある対策を講じてまいりたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 市の方で積極的に取り組んでおられるなということはよく分かりましたけれども、21年度に発足しました曾於地区のネットワーク会議ですか、これのメンバーはどのような方が入っておられるのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於市、大崎町を含む保健福祉担当課、税務課、消費者行政担当課、男女共同参画室、教育委員会、病院の芳春苑、それから警察、消防署、社会福祉協議会などがメンバーとなっております。

○17番（岩根賢二君） 司法書士さんとか弁護士とか、そういった関係はないんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような方はメンバーとしては入っておられません。

○17番（岩根賢二君） では、ぜひそういう方もメンバーに入れられた方がいいのではないかなと思っております。

先日、志布志市の文化会館でも講演がありましたけれども、鹿屋で開かれた同じ講演会では、司法書士、そういった方、それとNPOの方ですけれども、自殺者を助けるNPOというのがあるそうですが、その方が講演をされたということで、非常に具体的な話で良かったということも聞いておりますので、どういう立場で市長の方が提言ができるか分かりませんが、やはりそういう方もメンバーに加えられた方がいいのではないかなと思います。司法書士の方が、いろいろ多重債務の整理をお願いに来られた方が最終的には自殺をされたという話もされたそうですから、そういった方も中に入れてもらえればなと思っております。

市長にお尋ねをいたしますけれども、ある自殺対策の専門家の方が、市町村のトップが熱心に自殺対策に取り組めば、自殺は防ぐことができると言われております。市長の号令の下、横断的な市内の連絡会議を立ち上げて、うつ病対策やそういった問題に対策を力を入れると、おのずと自殺率が下がってきますよという話をされております。これは全国的にそういうことに専門的に取り組んでおられる先生の話ですので、間違いはないと思いますので、市長自らそういったことに取り組まれる考えはないかお尋ねをいたします。

そこで、具体的に、自殺対策の基本法の第4条に地方公共団体は、自殺対策について国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するということが述べられております。

市としては、この施策の策定を行いましたですか。

○保健課長（木佐貫一也君） まだ計画の方は、できていないところでございます。先ほど、検討会議の中でその分も含めまして、志布志保健所を中心に検討している段階でございます。

○17番（岩根賢二君） 私は少なくとも、平成18年に第1回目の自殺対策の質問をしているわけですから、そういうことには取り組んでおってしかるべきだと思いますが、少し認識が甘いのではないかなと思います。

では、志布志市で昨年に自殺で亡くなられた方は何人おられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成16年で18人、17年で17人、18年で12人、19年で14人、20年で14人となっております。

○17番（岩根賢二君） 今、20年度までお答えになりましたけれども、21年度は18人にまた増えてますよね。そういうことで、私自身も昨年の暮れからこの3月の今日までですね、私が知って

いる人がもう3人も自殺で亡くなってるんです。だから、自殺というのはやはり、もうひと事ではないかと、やはり、市としてそういう対策をやっぱり何か講じなければいけないんじゃないかなと痛切に感じているわけです。

そこで、計画については今から策定ということですが、これの担当課は今保健課長が答えておられますので、担当課は保健課だと思いますが、この自殺の現状について、ほかの課の皆さんも十分御存じだと市長は思っておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今日こうして、改めて志布志の自殺の方々の人数というものについてお答えしたわけございまして、このことにつきましては、庁舎内の職員についても把握してない数字じゃないかなというふうには思ったところでございます。

○17番（岩根賢二君） そこで、庁舎内にですね、そういう自殺対策についての協議する場をぜひ設けていただきたいと思えます。それは策定をする以前の問題ですよ。

市長の先ほどの答弁の中にも、うつ病等で休職をしている職員も増えつつあるという言葉が使われましたけれども、それでは、数字は申されませんでしたけれども、何名ぐらいおられるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

病気やけがで休んだ職員、そしてまたメンタル疾患で休んだ職員ということで、本庁の職員の中で長期的に休む職員がいるところでございますが、メンタル的な疾患で休んでいる職員につきましては、平成18年で7名、19年で5名、20年で4名、21年で5名、22年で8名であります。

○17番（岩根賢二君） この数字に関しては、これぐらいで少ないと感じておられるか、多いと感じておられるか。また、この数字の中には、教育委員会部局も入っているんですか。

○市長（本田修一君） 数字につきましては、全て入っているということでございます。教育委員会も入っているということでございます。

総体としまして、22年が8名ということで、本当に増えたということで、私自身はこのことにつきましては極めて危機的にとらえているところでございます。

○17番（岩根賢二君） では、具体的にそのような職員の方に対して、どのような指導といたしますか、相談といたしますか、相談に乗るといふそういう作業をちゃんとしてこられたのか、その点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、精神疾患専門の産業医を2名体制にしたということでございます。そして、22年度におきましては、7月から改めて職員全員を対象としました健康相談を実施していると、そして10月には、こころとからだの疲労度自己評価票を配布しまして、その分析作業を進めているということでございます。更に11月には、メンタルヘルス研修を実施いたしまして、管理職を中心に職員が参加したということでございます。

○17番（岩根賢二君） いろいろ実施をされているということは分かりますけれども、具体的に

それが効果が現れているのかなという、そういう懸念がございますよね。まあ、なかなか精神的なあれですから、すぐに効果が現れるということは少ないかとは思いますが、常に声掛けをするということが大事ではないかなと思っております。

それで、高齢者保健福祉計画というのがございました。その中に本市の傾向として、精神及び行動の障害、つまり、うつにおいては40代から50代の受診者が多い、働き盛りですよね。多分職員の方もそういう方が多いのではないかなと思いますが、こういう傾向が出ている。先ほど市長が申されましたように、自殺の標準化死亡比も志布志市は特に高いという状況にあるわけですから、そのことを認識をしていただいて、更にこれに基づいて策定されたと思いますが、「健康しぶし21」の中にもそういう精神保健に対する、あるいはうつに対する対策というのが示されているわけですが、これをじゃあ実際に具体的に実施しているかなということになりますと、なかなか合格点が付けられる状態ではないのではないかなと思っております。

そこで、まず相談窓口というのが、いろんな窓口が列記してある散らし、あるいはそういうパンフレット等がございますが、私の考えとしてはですね、そういういろんな窓口を羅列するのではなくて、専門のホットラインといいますか。それ専用の電話番号をちゃんと設けて、そこで受けるという体制が必要なのではないかなと思っておりますが、そういう考えはいかがですか。

○福祉課長（山下修一君） 障害をお持ちの方につきましては、当然先ほど市長からも答弁があったと思いますが、障害者支援センターというのが志布志支所がございます。そこに連絡を取っていただくということになろうかと思えます。

○議長（上村 環君） 市長、答弁ありますか。

○17番（岩根賢二君） 私が言わんとしているところは分かっておられるのかなと思いますが、そういう精神的なこと、精神の障害ですからね、障害者、もちろんそうなんだけれども、そういう、まあ言えばどうしようもなくなったというときに、そこに電話すれば何とか話を聞いてもらえるというふうなそういう電話ですよ。そういうのが設けられないかなということを知っているわけです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもといたしましては、さまざまな事案につきまして、それぞれのタイプ別に相談窓口を設けているというようなことでございます。今お話がありますように、自殺に結びつく要因ということを考えましたときに、健康、そしてまた心、それから経済と、それから家庭環境とか、さまざまな事由が絡まって自殺になるということでございますので、それぞれの専門の方に相談するのが一番解決するのに早道ではないかなというようなことで、それぞれの相談窓口というふうになっていると考えるところでございます。総合的な窓口を設けたとしても、またそこでその専門の方にふると、別途相談していただく流れになろうかというふうに思いますが、現在のところでは、その窓口を設置するというについては考えていないところでございますので、今後それぞれの窓口の担当とあわせて協議をさせていただければというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 自殺率がですね、普通というか平均のところだったらいいですよ、それ

でも。どこの市町村でもやってるわけだから、これだけ高い自殺死亡率がある、標準化死亡比が高いという我が市にあっては、それでは自殺者数を減らすということはできないと思いますよ。そういうことを考えていただきたい。

それと、さっきの答弁のところ若干戻りますけれども、長期的に休んでいる職員が8名でしたかね、8名おられるということでしたが、そのうちの教育委員会関係は何名で、それに対してどのような相談に乗ったか、あるいは指導をされたか、その辺をお聞きしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

市の職員としてはあまり申し上げたくないんですが、断定されますので、非常に人数が少ないものですから限定されますので、人数だけは差し控えていきたいと、非常にたくさんではございません。そういうふうに申し上げておきます。

私ども教職員を預かってますので、参考までに教職員の現状について、少し質問にはなかったのですが申し上げたいと思います。

現在330名おりますが、その中で精神疾患として休んでいるのは1名でございます。私の一般論的な精神疾患に対する対応としてはですね、やっぱり健康と同じように、健康も、やはり一つの健康法とか、一つの食事健康が保てるものでは決してないと。やはり肉食とか菜食とか、あるいはまたウォーキングをしたり、体操をしたり、あるいは肉食・菜食、あるいは趣味とか文化活動そういうものがバランスの上にならなくて、私は健康は保たれると思っています。逆にこの精神疾患につきましても、今度は、今までの出る出ておりますように、本人の性格でありますとか、あるいは成育歴、あるいは家庭上、仕事上の悩み、不安、それから趣味・特技のあるなし、あるいは人間関係などがさまざまな要因が複雑にからみ合って精神疾患というのは発生するのではないかと私は考えおります。そのために、どうするかということにつきましては、今現在教育委員会の職員につきましても対策等を考えておりますのは、勤務時間の確保、それから事務分掌の見直し、そして適材を適所へ配置すること。定期的な健康診断を早めにと早めの治療。それから望ましい人間関係づくりなどさまざまな方策をですね、気長にやらないといけない、気長に。これは絶対原則だと、こういうふうに私は考えているところであります。

ただ、この精神疾患というのは極めて微妙な、そしてプライベートな面も含んでおりますので、慎重に対処しなければ、よかれと思ってやったことが、結果的には本人を傷つけてしまうということ招きかねないというのは私の経験からもあるわけでございます。

私もちつて職員を具体的に学校におりますときに、そういう病気になりました職員に対しましてですね、早く出ておいでよと、あんたがおらんなどうもならんがと、こう言ったら、ますます駄目でした、ますます駄目でした。逆に、ゆっくり静養しなさいと言ったら、これもまた駄目なんです。ああ私は要らないのかと、私は必要ないんだと、こういうふうに解釈してしまうわけでありまして。ですから、この精神的な疾患に対する当たり方というのは、どのように本人の心にどこまで寄り添うことができるかと、これが一番大きな問題だということに考えております。

ですから、今教育委員会にもそういう職員がおりますので、担当が時々顔を出して話もしてお

りますが、なかなかやっぱり一朝一夕にはいかない大きな問題を含んでいるなど、こういうふう
に感じているところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 先ほど、本市の職員でメンタル疾患になっている職員の数を申しました
が、その数字につきましては、例えば、平成22年度で8名とお話しましたが、その8名につきま
しては30日以上の特休を取った職員ということで、復帰したり、それから前年で休んだ者もいた
りしてということで、延べで8名ということでございます。現在、今の段階では、今ほど教育長
がお話になられました教育委員会の職員も含めて3名ということでございます。そして、私ども
は教育長の方からありましたように、自己申告による異動希望等を十分注意、配慮しながら、そ
して適材適所の配置、そして定期的な人事異動というものを考慮しながら、この職員の回復を待
っているということでございます。

○17番（岩根賢二君） そういうことで、今教育長が話されましたことについてですね、もちろ
ん読まれたと思いますが、新聞の一面広告に出ておりましたね、自殺対策の、これによりま
すと、「『眠れてる？』『何かあったの？』この一言が、悩み苦しんでいる人を救うこともある。」と。
だから、常に声掛けをしてその予防に努めていただきたいということでございます。

それと時間があまりもうありませんので、市長にちょっと提案といいますか、今までにも答弁
の中にもありました声掛けをしていると、あるいは関係機関との連携をとっているというこ
でしたが、この自殺対策については継続的な情報発信が大事だと言われております。そこで、市長
に申し上げますが、市長はいろんな場面であいさつをされます。いろんな大会のですね、開会
のあいさつだとか、そういうところであいさつをされます。その中で市長は、いつもというか、最
近はよく、資源化率が日本一ですよと、情報通信基盤整備も日本一になりますよと言われて
ますね。バルク戦略港湾選定も目指していますと、日本一の港になりますと言われてい
る。そして、健康づくりも日本一だと、国民健康保険のあれがだんだん下がってきているとい
うことは、非常にあらゆる場面で私たちも市長のそういう話を耳にしています。こういうこ
とは、もう市民の皆さんもよく耳に入っていると思うんですね。そこに一つ加えて、志布志市は自殺率がこんなに高いん
ですよと、何とか皆さんの力でそういう人を救いましょうやということを、私はこれに付け加
えてあいさつの中でですね、常に継続的な情報発信という意味でそれを付け加えていただ
きたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身本当にいろんな場面でお話させていただくときに、日本一のまちづくりというよ
うなことでさまざまなプラスになるようなものにつきまして、いいものにつきまして日本一
を目指していきましょよというようなことでお話しているところでございます。

そのようなことで、日本一自殺率、日本一かどうかちょっと分からないですが、かなり自殺率
が高いわけでございますので、その自殺率を下げましょよというようなこと
で言うとなれば、また少し表現が難しいのかなというようなふう
に思うところでございますが、しかし、健康づく

り日本一ということを考えるとすれば、当然健康で日本一なまちになるとすれば、自殺は少なくなっていくんじゃないかなというふうには思うところでございます。なぜならば、その健康日本一を達成するためには、当然体が健康になればなりませんし、そしてまた心も健康になっていくことが、その健康づくり日本一になっていく。そしてまた、経済的にも家庭的にもいい環境になっていくことが健康増進につながっていくというふうにも私自身はお話しておりますので、そういった観点から、このことをそれぞれの項目を高めて、いい方向に高めていくとなれば自殺率は減少していくというふうに思います。

現在、非常にこの地域、そして志布志については自殺される方が多いんですよと、そのことにつきましては、皆さん方お互いに気配りして、そして声掛けあって何とかそういった状況をなくしましょう、していただけませんかということのお話はできるかとは思いますが、その時その時の状況ではないかなというふうに思ったところでございます。何せ今ですら市長の話は長いというふうに言われる状況でございますので、それらを完結的に言うとするれば、少し工夫しながら発言させていただくということにさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○17番（岩根賢二君） 健全なる精神は健全なる肉体に宿るといいますので、市長の言われることも最もだろうとは思いますが、しかし、心と体はまた別だよという話もあるわけですから、そのことについてはですね、自殺をタブー視するのではなくて、やはり直視する必要があると思えますよね、これだけ自殺者が多ければ。そこの認識がないと先ほども言いましたが、市のトップがそういう認識を持てば自殺率は減るんですよというデータもちゃんとあるわけですから、そこはぜひやっていただきたいと思えます。

そしてですね、具体例をちょっと申し上げますが、また担当課の方でも参考にさせていただければと思いますが、神奈川県平塚市という所に、命と心を守る条例というのがあって、それは自殺予防対策についてのいろんな項目が設定されております。こういうことをしますよと、市としてはこういうことをやりますよということが網羅されております。これをぜひ参考にさせていただいて条例化というのも一つ考えていただきたいと思えますが、今の段階で条例化しますかという問いに対しては、まだ即答はできないでしょうから、それを研究するというところでいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自殺率、自殺される方が全国に比べて本市は高いと、そしてまた、本市役所においても精神疾患等で休職される方がおられるということにつきまして、私自身本当にこのような状況がなくなれば、明るいすばらしいまちになるんじゃないかなと、そしてまた本当にいい職場になっていくんじゃないかなというふうに思うところでございます。

特に、職場環境におきましては、このような方がおられるとなれば、お互いに職場の雰囲気自体が沈滞しまして、そしてまた残された職員の職務が重くなっていくということで、更に悪循環に陥ってくるというようなふうにと考えると、何とかこの状況は打破したいと、いつもいつも担当課を通じまして改善について指示をしているところでございます。そのような

ことから、今お話がありましたように今の平塚の例であるとなれば、十分このことにつきましては勉強させていただければというふうに思います。

○17番(岩根賢二君) ぜひ自殺者を一人でも少なくするように努力をお願いしたいと思います。

それでは、次に、伝統・文化の保存、継承対策についてお尋ねをいたします。

市長は、施政方針の中の第5章で、『伝統と文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち』を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指す」と述べておられます。

市内には、伝統的な郷土芸能等が数多くありますが、それらの担い手が高齢化して、保存、継承が危ぶまれているところもあります。市長の施政方針からしますと、これらの保存、継承には積極的に取り組まれるものと確信をいたしておりますが、具体的にどのように取り組む考えか決意のほどをお願いをいたします。

また、教育委員会といたしましても、このことには使命感を持って取り組まれるものと考えますが、どのような方針であるのかお伺いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

志布志市内には、地域風土の中で誕生し、祭りや伝統行事の中で生まれ永く伝承されてきた郷土芸能が数多く残されており。

市では、合併を機会にこれらの郷土芸能等の保存、継承を促進するため、志布志市民俗芸能等保存会連絡協議会を組織し、それらの保存会活動を支援する目的で加盟団体に対して、保存活動の運営費を助成しているところでございます。

議員御指摘のとおり、組織の実態につきましては、どの保存会でもメンバーの高齢化が進んでおりまして、後継者育成が課題となっております。そのことにつきましては、十分承知いたしております。この問題につきまして、市が直接、保存会員の募集をするという形でなく、それぞれの地域の活動として自然発生的な要素がありますので、私としましては、市民の方々への周知の機会であるとともに、活動成果の披露の機会でもある発表、公開の場をできる限り多く確保するというので、活動支援につながるというふうに考えているところでございます。

そのために、市といたしましても、市の民俗芸能大会の定期的な開催をはじめ、市内の各種イベントや祭りの場でより多くの御出演の機会を提供できますよう積極的な取り組みを考えてまいりたいと思います。

市としましても、これら郷土芸能の保存活動を地域づくりの人的財産としてとらえ、今後も積極的な活動支援を図ってまいりたいと考えております。

○教育長(坪田勝秀君) 本議会におきましても教育委員長の委任がありましたので、答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、市内に残る郷土芸能等の保存は、それぞれの組織で高齢化が進みまして、後継者育成についての悩みを抱えておられるというのが実情でございます。この件につきましては、先の12月議会におきましても同僚議員の御質問にお答えをいたしましたとおり、教育委員会

ではこの問題解決のために二つの取り組みを行っているところでございます。一つは、地域の学校教育との連携でございますし、もう一つは生涯学習講座の開設による後継者の育成でございます。

学校との連携では学校側の協力によりまして、それなりの成果をあげてきております。また、生涯学習講座の開設では、地域との密着性がなくなるという弱点がありますが、これによって会員増の成果を出した保存会もございます。

教育委員会といたしましては、今後ともこのことに継続的に取り組んでまいりたいと考えておりますが、このことは同時に、地域づくりとしての青壮年の育成も不可欠ではないかとかように考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） 市としては、積極的に取り組んでいると、発表や公開の場を数多く設けて定期的に開催をして、そういう保存、継承活動に積極的に取り組んでいるという話でございました。

教育委員会としても学校教育の中、あるいは生涯学習の中で、後継者を育てるということを行っているという話でございました。

それらは大変有意義なことですので、継続をしてやっていただきますと思いますが、私がここでもう一つお尋ねしたいのは、例えば、これを保存ということになりますと、結構、例えばですね、楽譜を保存するという形になると結構なお金がかかるわけですね。これは、共生・協働のそういう活動の中でも支援をしていくということで、それで保存活動をされたところもあるようですけれども、結局その事業につきましても上限が決められている、あるいはいろいろ手続きも煩雑であるというふうなことで、尻込みをされるところもあるのではないかなと思います。楽譜の採譜ということになりますと、専門的な技術が必要ですので、何十万円という単位でそれだけにお金がかかるということもございます。ですから、私は積極的にという言葉をあえて使ったのは、そういうところに補助金を出すとかいうことじゃなくて、教育委員会として、そういうものをライブラリーとしてですね、保存をしていくということも必要ではないかということをお願いしているわけです。

そういう観点からはいかがでしょうか。

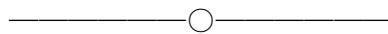
○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員の御指摘は、ご最もだと思っております。私どももあちこちの保存会を見て回りますと、もう既にいわゆる楽屋と言われますかね、そういうところがなくてテープでやっているところが、この前もある保存会の発表がありました。そういう状態なんです。もちろん高齢化ということもありますが、これを何とかしなきゃいかんということで、一部映像保存ということを手掛けております。そして、それでもってまた映像も最近では、いわゆるビデオテープというんじゃなくてDVDというんですかね、ああいう形になっておりますので、これをまたそれをするには、技術的なものもまた経費もかかるということがありますが、しかしできるだけそういう記録保存

ということも考えていかなければならないし、また、専門家の方々がそれぞれまだ御存命、お元気なうちにどうしてもやはり音楽として、メロディーとして収録するというようなことも考えないといけませんので、これはぜひそういう方向で、また担当課を中心に考えていきたいと、このように考えております。

○17番（岩根賢二君） 有明町時代にですね、そういう保存活動をしたという例がありますが、その時は音だけしか拾ってなかったりとかですね、映像はもちろん残っていない。譜面としてもないから、じゃあ次、新たな人がそれを継承していこうといったときに、なかなか手が付けられないというふうなこともございましたので、今教育長が申されました保存にも力を入れていきたいということでございますので、それを了として、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時53分 散会

平成23年第1回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成23年3月8日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

立 平 利 男

西江園 明

出席議員氏名（24名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と東宏二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。

それでは、早速、質問通告に従い、順次質問をしてまいります。

はじめに、無駄ゼロの行政運営の観点から質問をいたします。

市長は、今回の施政方針の最後の項で、「市民とともに歩む『ムダ』のない経営」について触れられ、「行政評価制度による施策や事務事業の評価を通して、限られた財源の効率的な配分や職員の意識改革と能力開発の推進を図り、成果を重視した透明性のある行政運営の改善に努める」と述べられております。確かに、かつてない経済情勢の悪化に伴い、一層の緊縮財政を強いられていることは周知のとおりであります。

また、官民格差や行政運営に対する市民の目線は厳しさを増しており本当に無駄はないのか、まだまだ改善の余地はあるのではないかと多くの市民感情であると思います。職員一人一人が無駄削減に努力することが、真に市民に応える行政運営に通じるとは思います。コスト削減や業務の効率化、サービスの向上は各課で日常的に実施されるべきものであり、現場発の取り組みが重要であると思います。

そこで、全庁的な無駄削減の具体的な取り組みについて伺っておきたいと思っております。

次に、危機管理の観点から質問をいたします。

近年、懸念される局地的な集中豪雨や地震などによる大規模自然災害のみならず、新型インフルエンザなどの感染症、昨年10年ぶりに宮崎県で発生しました家畜伝染病の一つである口蹄疫問題。そして、所在不明の高齢者問題。また、本年に入ってから、身近なところでは鳥インフルエンザや新燃岳の噴火など、危機管理自体は多様化・複雑化してきており、市民の生命・身体・財産に及ぼす危機管理の枠組みは広範囲になってきております。こうしたあらゆる危機に迅速かつ適切に対応し、市民の暮らしを守るため総合的な危機管理施策の充実を図っていく必要があると思っておりますが、市長のお考えを伺いたいと思っております。

また、災害時には行政指導の防災体制だけでは被害を最小限に抑えることは極めて困難であります。自助・共助・公助が互いに連携し、補完しあうことが大切になるとは思います。特に、災害

犠牲者をなくすためには、一人一人が防災意識や地域の防災に対する取り組みの高揚を図り、いざという時には自分の身は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守る、そういった自助意識、共助意識の醸成が必要不可欠と考えます。

そこで、自助・共助・公助の精神の確立に向けた取り組みについてお考えを伺いたいと思います。

次に、空き家・廃屋対策について質問をいたします。

高齢化や過疎化の進展、経済的事情などにより適切な維持管理がされず、放置をされた空き家や廃屋などの増加は地域社会の環境・防犯・防火などの観点から見ても憂慮すべき存在となっており、空き家問題は喫緊の課題であります。

本市では、今後この問題についてどのような対策を講じていかれるのか、お考えを伺いたいと思います。

最後に、教育行政の観点から質問をいたします。

昨今、景気の低迷が家計の教育費にも大きな影響を及ぼしております。親の所得状況によって、教育を受ける機会に差が生じる教育格差の拡大も懸念されており、子供たちの教育を受ける権利をどう守るかが、今改めて問われております。

本市でも、就学援助事業等に取り組まれておりますけれども、昨今の経済状況に鑑み、更なる低所得世帯の子供に対する学習支援の推進を図るべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、無駄ゼロの行政運営についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

厳しい財政状況の中で、志布志市行政改革大綱に基づく集中改革プランの計画的な推進を図り、効率的な行政運営に取り組んでまいりましたが、平成18年度から今年度までの定員適正化計画や民間移管等の推進の取り組みにより、約5億5,000万円の効果額となっております。

また、行財政改革の一つの取り組みとして、平成20年度より行政評価制度を導入し、所管課において市民視点での事務事業の評価を実施し、改革改善に取り組むとともに、庁内におきましては、コピー用紙の再利用や組織内のコンピューターネットワークによる情報共有のためのシステム、I P K - o f f i c e を活用したペーパーレス化による用紙の削減や、昼休み時間の電気の消灯や、パソコンの電源を切るなど、職員への周知を行い、無駄削減に取り組んでおります。しかしながら、今後ますます厳しい行財政運営が予想されます。そのような中で、予算編成の基本方針においても財源確保に最大限の努力を払うとともに、職員一人一人が高いコスト意識のもとに事業内容の見直しによる経費節減を行い、効果的、効率的に事業を推進することを示して対応したところです。

特に、現在取り組んでおります志布志市暮らしの便利帳を官民共同事業により発行し、経費に

については広告料で賄い、市の負担は伴わない市民サービスも取り組んでおります。

今後、事業の執行に当たり、所管課ごとに事業目的や成果の数値目標に合わせて既存事業を根本から見直し、事業の廃止や休止、縮小、統合を徹底的に進めるために、事務事業評価になお一層取り組み、コスト削減を意識した改革改善を図るとともに、職員一丸となりまして光熱費や消耗品費の執行の在り方について庁内で工夫しながら無駄削減に努め、市民からも理解してもらえる効率的な行政運営に取り組んでまいります。

次に、危機管理についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

現在、本市における危機管理施策につきましては、災害対策基本法に基づき作成されました鹿児島県地域防災計画の規定に基づき、志布志市地域防災計画を平成20年7月に作成しまして、台風・豪雨等の風水害をはじめ、その他の災害の発生に対処するために公共団体等が処理すべき事務などに関する事項をはじめ、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等について定め、災害対策に備えているところです。

また、武力攻撃事態等における特有の事項につきましては、国民保護法の規定に基づき、志布志市国民保護計画を平成19年3月に策定しまして、市の責務のほか、平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処、復旧等、緊急対処事業への対処等について定め、武力攻撃事態等に備えているところであります。このような中、最近におきましては、昨年2月に発生したチリ沖地震に伴う津波をはじめ、新燃岳の噴火やニュージーランド南島地震などの大規模な災害が発生し、いつどこでどのような災害が発生するか分からない状況であります。かねてから危機意識を持ち、いざという時に的確に、迅速に対応できる危機管理等の取り組みが必要であると考えております。

市としましては、毎年自治会や消防団、消防署、警察署等との連携のもと、土砂災害に対する防災訓練を実施して防災に対する意識の高揚や、災害時における避難等について理解を深めてもらっているところです。

また、平成23年度におきましては、本市は海岸部に面しているため、合併後初めての津波避難訓練を計画しているところです。このようなことで、大災害等から市民の生命・身体及び財産を守るために年次的に防災訓練を実施してるところであります。しかしながら、市民の生命・身体及び財産に及ぼす危機につきましては、台風や地震などの自然災害以外の想定外の危機事案も発生することは十分考えられることから、関係課と協議しながら想定外の事態であったということがないように十分連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時に対しまして自助・共助・公助の精神の確立に向けた取り組みが必要ではないかとの御質問でございますが、お答えいたします。

大災害に対して的確に対処していくためには、自助・共助・公助の地域防災力の向上が極めて重要であるということは認識してるところであります。

現在、市の取り組みといたしまして、平成19年度から共生・協働・自立の観点から、共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業としまして、NPO地域防災推進協議会の協力のもと、公民館を実施主体としまして、地域内の自治会を対象に自主防災組織の結成及び育成並びに防災

マップ、防災ハンドブック等を作成し、より地域の実情に合った取り組みを行っているところで
す。

平成19年度が通山校区、20年度が志布志地区、香月区、東区、夏井陣岳区、安楽区、平成21年
度が新橋校区、泰野校区、尾野見校区、平成22年度が蓬原校区、原田校区、野神校区、山重校区、
そして、23年度は志布志の帖五区、森山、田之浦を予定してまして、平成25年度で市内全校区
で事業終了する予定であります。

また、新たな取り組みとしまして、平成23年度の当初予算をお願いしておりますが、自主防災
組織の育成支援事業としまして、これまでこの共生・協働型地域コミュニティ活動の支援事業
の取り組みを行った校区について助成を行い、図上訓練などの防災訓練や研修会などを実施して
いただき、市民自らが防災対策の主体であることを認識してもらおうなど、日頃から災害について
備えをしてもらい、適切な対応がとれるように年次的に実施していく予定です。更には、現在市
内には地域防災推進員が25名おりますが、この自主防災組織育成支援事業の中で活用を図ってい
きたいと考えております。

なお、平成23年度に志布志市消防署（仮称）の建設を予定しておりますが、100人規模の会議室も
建設する計画でありますので、防災の拠点施設として研修会等を開催し、何ゆえ自主防災組織が
必要かを理解していただくなど、自主的に結成されていくように推進を図っていきたくて
おります。

今後も自助・共助・公助の連携により、地域防災力を向上させることで誰もが安心して暮ら
せるまちづくりに努めてまいります。

次に、空き家対策についてでございます。お答えいたします。

御指摘のとおり、市街地を含む周辺地域におきましては、管理放棄された空き家や廃屋が存在
し、地域環境上、保安上、また衛生上において危険かつ有害となっている所が数多く見受けられ
ます。この廃屋対策につきましては、一昨年より一般質問でもお答えしているところでございま
すが、まず廃屋が引き起こす問題として、良好な景観の阻害、生活環境への影響、安全な生活へ
の阻害等があります。

また、この廃屋となった問題の要因として、所有者の所在が不明、または所有者の経済的な事
情等々ございますが、廃屋化は本来第一義的にはその所有者等により、財産権上においても適正
な管理がなされていないことに起因があると思われま。

建築基準法にも、特定行政庁が建物規模に応じて保安上危険な建築物等に対する措置としまし
て、勧告することができることとなっておりますが、県内でも措置命令の行政執行まで至った経緯
はないようでございます。このような問題解決のため、本市におきましては、経済対策を含め、
本年度7月より3年間の時限付きではありますが、廃屋等に対する措置といたしまして、景観の
向上及び市民の安心・安全な住環境の確保を図るため、市内の危険廃屋の解体及び撤去にかかる
費用の一部を予算の範囲において条件を付して補助することとしております。

本年度の解体除去の状況でございますが、平成23年3月1日現在において、該当及び非該当を

含めまして67件の照会がありました。そのうち該当と認定され、既に解体除去及び解体中の物件が30件であります。経済効果におきましては、解体費用にしまして、3,000万円程度に上っております。

平成23年度におきましても、景観の向上及び市民の安心・安全な住環境の確保を図るために最低30件分の解体除去を見込み予算要求をしているところであります。

最後に、教育行政の中で低所得世帯の学習支援のことについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

御指摘のとおり、昨今の経済状況や価値観の多様化等を反映し、リストラや母子家庭、父子家庭の増加に伴い、就学援助の対象者数は年々増加しております。就学援助事業につきましては、現在小学校費、中学校費の教育振興費の扶助費として予算化しているところであります。

学校教育法において、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、子供たちは、全て平等の教育環境で教育を受けることが理想とされておりますので、今後とも認定基準に照らして不平等を生じないよう対応してまいります。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が答弁いたしましたように、昨今の経済状況や、あるいは価値観の多様化等によりまして、リストラや母子家庭、あるいは父子家庭等の増加に伴いまして、就学援助の対象者数は年々増加しているところでございます。

本市の準要保護認定者数は、本年2月末現在で前年度に比べ小学校で8%増の291名、中学校で19%増の197名、合計488名。全児童生徒に占める割合は小学校で16.1%、中学校で19.8%の児童生徒が対象となっているところでございます。

援助費目につきましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等について援助を行っております。

各学校では、新1年生の保護者に対し、就学援助事業を周知するとともに、2年生以上についても児童生徒の日々の健康観察や、出欠状況などから個別に保護者への相談を行っているところでございます。就学援助の認定基準につきましては、国の実施しております基準を一つの目安としておりますが、教育委員会といたしましては、今後とも個別の事情に対しては、学校長や民生委員の方々の意見を参考にしながら対応してまいりたいとかように考えております。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） じゃあ無駄ゼロの行政運営の観点から市長の方に質問をいたしますけれども、先ほど前期集中改革プラン、そういったものの見直しを今進めていらっしゃる中で、この5年間のいわゆる事務事業の評価の見直し等も含めて、行財政改革に徹してこられた成果として、金額的に5億5,000万円ほどの効果があったのではないかという話もされたところであります。

そして、庁内でさまざま努力されている細かい点においても御説明があったわけですが、今回の3月当初ですので、市長の施政方針の中で、先ほども言いましたけれども、行政評価制度によ

る施策や事務事業の評価を通して、限られた財源の効率的な配分や職員の意識改革と能力開発の推進を図るといふふうに言われていますが、この件に関してはちょっと重なる質問も後段でされる方もいらっしゃると思いますので、あまり深く突っ込みたくはありませんけれども。景気がすごく減速してですよ、市長、市民の所得が下がっていると。市民の所属の向上を目指して、いろんな施策に取り組んでいくんだということもこの本会議場でこれまでも述べてられてきているわけですが、そういった厳しい状況、そういった中で暮らしに欠かせない食品や日常生活品が値上がりをしていく、そういった中で所得が減っていく。

そういった状況の中で、一般家庭の例えば主婦であればどうするかといたら、やはり出費を抑えるしかないわけですね、入ってこないわけですから。そうやっていわゆるさっきも市長も言われましたように、電気の入り切りもしっかりやる、水道の蛇口の切り方もしっかりやる。そして、もっと言えば御主人のお小遣い等も減らしていくしかない。そうやって家族全体で無駄ゼロを目指して、必要な出費である例えば住宅ローンであるとか、教育費であるとか、そういったことに支障を来さないように頑張っていくわけですね。これがやはり庶民目線の無駄ゼロへ向けた取り組みだろうと思うんです。

そういった意味で言えば、市長が言われたように、この職員の意識改革、各課における職員一人一人の意識改革、そしてこの事業を見直していく中での改善を求めていく姿勢、そういったものが何より大事。そして、コスト削減へ向けて進んでいっていただくということが大事であろうというふうに思うわけですがけれども、この職員の意識改革の改善について、市長は常日頃どのように接していらっしゃるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、さまざまな要因で非常に世界経済が不安定になってきており、その結果として日本経済も極めて厳しい状況にあると。そしてまた、そのことを受けて本市でもなかなか景況感がもたらされていないというような状況であります。そしてまた、現に所得が減少して、そしてまた就業の機会がなくなって、極めて困窮されている方もおられるということについては、私をはじめ市職員は全員がそのような認識に至っているというふうに考えるところであります。

そのような観点から、私ども自身も自らの襟を正すと、そしてまた、行財政改革を進めながら市民に理解してもらいながら行政運営をしていくという立場から、今現在行政改革大綱に基づきまして、行政評価制度を取り入れながら改革に取り組んでいるところでございます。

そのような中で、この行政評価制度に取り組むことによりまして、職員の意識の改革を進めているということでもございまして、まず担当する全ての職員が自分の担当する事務事業につきまして、その事業の目的から振り返り、評価することによりまして、市民と同じ目線に立って仕事を行うということの重要性を改めて認識をさせられたというようなふうに聞いております。

このことが定着していくとなれば、更に効率的な市民サービスにつながっていくというふうに考えるところでございます。

そして、行政評価制度の導入目的を市民が再度確認、共有するために、先日、2月7日から10日までの4日間、外部評価及び公表に向けた事務事業評価の精度向上としての研修も改めて実施したところでございます。

職員からは、マネジメントサイクルによる市民視点での行政の体質改革の実現に向けての取り組みが必要ということの感想が多く出されているところでございます。

今後、事務事業の実態を広く市民に公表していきながら、なお一層市民から理解してもらうための評価に取り組む必要があると考えますので、このことに取り組むことによりまして、おのずと職員の意識改革が進められるというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 取り組む姿勢としては、今市長が述べられたことで十分理解をするわけですが、今回特に議会にも示されましたけれども、前期集中改革プランの見直しも含めてですね、今そういった策定に取りかかる準備段階に入っているという状況の中で、行政改革大綱の案と集中改革プランの後期ですね、の案を提示して、そして市民に意見を求めるというスタンスをとっていらっしゃるんですね。そういった中で、3月4日の日に志布志市のホームページで、そのことが意見の募集が出ていますね。そして、実際志布志市の行政改革大綱案と第2次集中改革プランの案がホームページ上にアップされています。確か18ページと12ページか、合わせて30ページぐらいになっていると思うんですが、ざっと読ませていただきました。

2週間の期限を切って市民の声の募集をするという流れですが、パブリックコメントの一環でもあろうかと思えますけれども、これはこの意見の募集というのは、今回の行政改革と集中改革プランに対する市民の意見の募集というのはホームページ上だけで募集されているんですか。

○総務課長（中崎秀博君） ただいま御質問にありました行政改革大綱と、集中改革プランの市民向けにつきましては、ホームページのパブリックコメントということで現在募集を行っているという状況でございます。

ホームページだけの市民の声を現在求めているというような状況でございます。

○13番（小野広嗣君） やはり工夫をしていかなきゃいけないと思うんですよね。新市になってこういった計画を立ち上げていくときに、市民の声を聞こうということで、その時にもホームページ上でいわゆる募集をしていますけど、どのぐらいの数が上がったか記憶にありますか、すごく少なかったはずですよ。

○総務課長（中崎秀博君） ちょっと手元の方に数字を持っていませんが、確か今議員おっしゃるように、市民からは少人数だったというふうに記憶をいたしております。

○13番（小野広嗣君） やはりですよ、行政の仕事として、そういった過去の経験が新たな事業を興す提案をする時に、記憶になってなきゃいけないじゃないですか。やはり、これだけの大事な志布志市としての方向付けをしていく、この5年間の集中改革プランに意見を求めるというのであれば、広く市民にそういったものを提示して声を聞いていくということになっていく。多分、今後市長がいろんな市民の代表者を交えて議論をされていくことも今後あるでしょう。しかし、広く一般的に市民にさまざまな声を持っていらっしゃる方がいるわけですね。そういった大きな

会議の場には出てこなくても、自宅からインターネットであればインターネットで声を寄せられる人もおる。そして、手紙を書いて出される人もいる、さまざまあるわけですよ、大きな会議に出てくる人だけの声が市民の声ではない。そういった意味では、本当に工夫をしてですよ、せっかく出す、2週間しかないんですよ、2週間でどれだけ上がるか、そこらはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ホームページによる、パブリックコメントを求めるという手法につきましては、今課長が申しましたように、極めて今までとったものについても回答された。また、意見を寄せられた方というのは少なかったということになろうかと思えます。ただ、私どもといたしましては、この新たな計画策定につきましては、一次の集中改革プランに基づき、引き続いて委員の方々に意見をいただきながら進めると、その委員の中に市民の代表の方もおられるというような観点から進めるということでございまして、この改めてのパブリックコメントを求めるということにつきましては、常に意識の高い方が、そのことで持って対応していただけるんじゃないかなというようなことも考えるところでございます。

私どもとしましては、この集中改革プランが基本的な計画になるということではございますが、常に市民の方々の御意見を賜りながら、改革、そしてまた修正すべきところということについては対応しながら、行政評価の在り方、あるいは行革大綱の在り方ということについても、そのような御意見を賜りながら改革を進めてきているということでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、昨年9月でしたか、12月でしたか、質問をする中で、昨年ですよ、広く市長が、市長移動室ではないですけど、そういった動きをされていれば市民の声もいっぱい聞いているでしょう。聞けてない中で、これに取り組んでいくわけですからね。そこの観点からも質問しているんですよ、僕は。その時にも一昨年とその前の年はしっかり動いていらっしゃる。しかし、新しく5年目に入った22年度というのは全く持たれていない。そういった中で、どうやって市民の声が聞こえるんですかという話もしておりますね。だから、いわゆるこの議会でもいろいろ出てきますけれども、さまざまな市長が諮問をする審議会がある。そして、その審議会のメンバーも各界の市民の中からもいろんな代表が出てこられる。だけれども、こういった方々かなりいろんな審議会で重なっている。そういった方々が、本当一つ一つのことに精通しているのかというと無理があるんですよやっぱり。審議会のメンバーを見させていただいて、果たしてこの審議に対してこの方々で大丈夫かなという方々が入っている場合だってあるんですよ。

ですから、本当に広く声を求めていく姿勢というのをとっていかないと、志布志市の今後5年間を歩んでいく集中改革プラン、今回はたたき台があつての付け加えになるんですけどね。でも、そこにこそやはり至らなかった、市民の側に立ててなかった計画の部分というのは見直していかなくちゃいけない、そういった声を聞く一番今チャンスですからね。そういったことに対しては前向きに考えていていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

いろんなコスト削減に向けて、どの自治体も努力をしていますね。そして、一つのテーマを決めてやっている。先ほど目標値を決めてやっている、いわゆる燃料費だとか、電気の供給の間

題だとか、さまざま目標値を決めて達成度はどうなのかとかいうのやっていますね。無駄ゼロ大作戦とか名前を付けてやっているとところもある。市民と考える市役所ダイジェスト作戦とか、ダイエット作戦ですね、ダイエット作戦とか、そういうふうに言って、実は市職員が考えた提案といえますか、そういったものを市民の面前で発表をする。こうやって市役所の無駄を省くためにダイエットの案を考えましたという発表する機会を設け、そしてそのことに対して市民の意見をまた付け加えさせていただいて、そして次年度へ向けての事業計画あるいは予算計画を立てると、そういったことをし、一所懸命市民と一体となって取り組んでいるという状況がございます。

市長も、市民の市民参加型の検証をとというふうに言われますけれども、検証も含めてこういった取り組みというのは、すごく大事だと思うんですね。職員からそういった提案型の声というのが、案というものがどんどん上がってくる市役所というのがすごく大事だろうと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は、平成18年に初代市長に就任以来、市民の皆さん方のお声を聞くということで、移動市長室というような形で、平成19年度から開催させていただいているところでした。しかしながら、今回2期目に入りまして、口てい疫が発生して、その開催については、急きよできなくなったということで、9月以降はそのことについては解除がされたところでございますが、その後準備が整わず、本年に入りまして開催の計画がされ、そして開催をしようというふうに段取りをしていたところ、相手側の公民館側の方で開催できなくなり、現在のところ1回しか、平成22年度については開催がされていないところでございます。

ということで、ただいま議員の御指摘のとおり、今までみたいな形で地域のよりきめ細かい意見というものは、私自身は集約できていないところでございますが、これまでも度々さまざまな場面から市民の方々の御意見等が寄せられておりますので、そのことを基にして、新たな集中改革プランにつきましては方向性を定めてまいりたいというふうに考えるところでございます。移動市長室につきましては、23年度からはきっちり行ってまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

そしてまた、職員の提案について、庁舎内の経費の削減とかいうものについて提案を求めて、そのことについて取り組むべきではなかったのかというような御指摘でございます。

職員提案制度につきましては、平成18年度から取り入れまして、18年度、19年度実施したところでございます。総体としまして、そのような庁舎内の無理、無駄の削減というような提案というものはなく、総体的な政策に基づく事業というようなものの提案でございました。そのことで、できるものについては取り組みをしたということでございますが、今後、今お話がありましたように、ある特定の項目に定めて、職員に対して提案を求めて、そのことを検討しながら実施していくということについては、今後考えていかなければならないというふうには思うところでございます。23年度につきましては、そのような形で実施してまいりたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○13番（小野広嗣君） 市長の方で移動市長室も含めてですね、しっかり市民の声を吸い上げていくということですので、理解をするわけではありますが、職員の提案制度に限ってもいわゆるすごく大事な視点ですよ、市役所の無駄をなくすというのは、庶民感覚からいわゆる行政で仕事をしている人の感覚というのはかけ離れています、実際。いろんな話をする中で、やはり経済観念から違うなというのを感じるんですね。そういった立場から考えた時に、しっかり、やはり自分たちの仕事を自分たちで見直していくこと、プラス市民の厳しい目線にやはりさらさなければ変わっていかないというふうに思うんですね。そういった意味では、コスト削減に努めなさいよというふうに市長がたとえ口すっぱく言っても、なかなかうまくいかない。そういう意味では、先ほど言いましたように、市民と考える市役所ダイエット作戦とか、あるいは無駄ゼロ大作戦とかそういうことを銘打ってですよ、キャッチフレーズを銘打って、そのことにどれだけ日常的に取り組んでいるのかというチェック機能を各課はしっかりやって、そのまとめをして、そして上がってきたものが政策としてつながることだってあるじゃないですか。そういったとらえ方が本当に大事な時にきているなというふうに思いますがどうでしょうか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど移動市長室のことでお話しましたが、3月25日に東区の方で計画しているということですので、どうぞよろしく申し上げます。

意識を高めるために何らかの形でキャンペーン、そしてまたキャンペーンをするためにキャッチフレーズをつくっていくということにつきましては賛成でございます。そのような形で市民とともに、また市民の方々から寄せられた意見の集約をするという形で、市役所の無駄を省くということは大いに大切ではないかなというふうに思います。私ども自身は、こうして市役所に日々勤務しておれば、市民の方々の目線からこのことについて改善すべきではないかというような御指摘が多々あるかというふうには思うところでございますので、今後、そのことについては取り組みをしたいというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） 前向きな答弁でありますので理解をいたすわけですがけれども、やはり職員のですよ、英知を集めて、そういったものの中から精査をしていって、それが政策形成として立案されていくという、これはお金かからないわけですよ。こういった取り組みをやはりしっかりやっていただきたいと、これは今市長がそういう答弁でありますので理解をいたしました。

ペーパーレスの話もされましたね、そしていわゆるコピー用紙等の再利用とか、細かいことを一つ一つやってると時間がきりがないので、なんですが、1点だけ、だいぶ変わってきているなというふうに僕も評価をするわけですがけれども、いわゆる、例えば事業者に文書を送るにしてもですよ、文書も事業者に送る頻度の高い場合は、もうメールの方がいいわけですよ、そういった切り替えの見直しというのは現場では、今どのぐらい進んでいるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、現在庁舎内におきましてはコピー用紙の再利用や、組織内のコンピューターネットワークによる情報共有のためのシステム I P K - o f f i c e を活用し

ましたペーパーレス化による用紙の削減ということでございまして、ほとんどの文書のやりとりにつきましては、庁内では電子メールでやっているということでございます。その割合につきましては、また現在の庁舎内で紙の使用についてどれくらい減ったかということについては、調べはしていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） ペーパーレス化も進めていると、各課温度差がありますよね。一生懸命取り組んでいる課もあれば、そうでない課もある。業務の内容によっても違いますから、ひとくくりではですね、いかないというふうにも思うんですが、やはり、このコピー用紙の削減というものはすごく環境負荷も高いわけですから、大事な視点です。だから、ペーパーレス化ということに対する、やはり中堅幹部クラスですね、検討委員会みたいなものをしっかり立ち上げて取り組んでいく。なっていないと、やはりさっきの問題と一緒に、こうしましょうねという形でなかなか進まないのが行政の仕事なんです。やはり、そういった達成目標をというか、達成度をしっかり検証するシステムをつくっておかないとですね、声かけだけで終わっちゃうんですよ、だから今までも変わらない。それはもう答弁要らないですけど、そういったことも含めて取り組んでいていただきたいと。庁内でのメールのやりとりじゃないですからね、庁舎内ではですね、いわゆる市役所から、例えば業者へ事務連絡を行う、そういったことを文書でやりとりしてきますね。そういった流れの中で頻度が高い場合は、もうメールの方がいいんじゃないかという観点です。それは、今どこらまで改善されているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、私が認識しているところでは、例えば県庁、あるいは国ということのやりとりにつきましては、ほとんどメールでされているようでございます。

重要な文書につきましては、別途ファックスないしは文書では来ているということでございます。

○13番（小野広嗣君） 例えば、いろんな仕事を受注する、あるいは民間の業者の方々とのやりとりがありますね、頻繁に行うところがありますね。そして、事務連絡的なことをやる場合もある。例えば、保育所関係とのやりとりをする。これは結構メールでやられているんですよ、そういった流れは各課どうなんですかということです。代表して答えていただければいいです。総務課長。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 市役所の庁舎内から外部に対するメールのやりとりでございしますが、現在一般的な文書につきましては、ほとんどメールの添付ファイル、この形式で書類等のやりとりを行うケースがほとんどでございします。

先ほど、市長の方が申し上げましたが、重要書類等についてのみ郵送という形をとっておるようでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 今課長から答弁をいただきました。それ各課そういった認識で共通していると、共通理解の基に進んでいるというふうに理解していいですね。

そして、それを確かに文書で発送しなきゃいけない重要案件、書類。それはもう当然あるでしょう。それ以外の分に対しては、もう無駄を省くということでメール送信の方に、送受信ですね、お互いですね、切り替えていくと。それがすごく進んできつつあるという理解でいいんですか、課長。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 現在、県庁、それから国、それからほかの自治体等でございますが、そういうところから通知される文書につきましては、ほぼメールというような状況でございます。

[小野広嗣君「それは分かってるんです」と呼ぶ]

○情報管理課長（徳満裕幸君） はい。

[小野広嗣君「志布志市内の事業者とか、いろんなところとの連携ですよ、それはもう当然分かっています」と呼ぶ]

○情報管理課長（徳満裕幸君） 事業者等につきましても、メールの対応というものが毎年増えてきているというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 各課ばらつきがあるかと思うんですね。そういった意味では、そういった方向付けの中で、やはり統一をしていっていただきたい。統一の指示をするのは総務課じゃないんですか。

○総務課長（中崎秀博君） はい、当然総務課の方で統一しなければならないというふうに考えております。

今質問にありますように、庁舎内の情報につきましては、現在課長会等での資料配布もほとんどメールで発信するというようなことで随分と減ってきているというような状況でございます。

また、議案等につきましても、各職員が見れるように新着情報等を利用いたしまして、現在周知しているというような状況で、合併当初からしますと随分改善されてきているというふうに認識いたしております。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういった利用頻度をですね、統一して高めていくようお願いしておきたいと思いますが、この項に関しては特に市長、市民が行政の無駄をどう感じているのかという市民の目線というものを本当に、今後ですね、しっかり取り入れて対応方をお願いしたいと思います。

では、次に移りたいと思いますが、危機管理の件でございます。冒頭、原稿等で述べさせていただきましたけれども、まさしく今危機事態というものが多様化をしております。そういった中で、地域防災計画であるとか、国民保護法計画であるとか、さまざまな計画を策定されているという状況。そして、年次的にですね、防災対策として訓練を行ってきている状況、そういったものを先ほどお話をいただいたわけですが、いわゆる数え上げればかなりの数になるぐらい、いわゆるこういう危機的事態というのが、今どこの自治体においても迫られていると、そういうことがありますね。例えば、志布志市が対象としている危機事態とは一体どうなのかということも市長に聞いたかったわけですが、かなり細部にわたりますので、なかなか述べづらいというふうに

思うんですけども。例えば、昨日の一般質問でありましたいわゆる銅線を盗まれると、この防止対策も危機的事態ですよ、僕から言えばですね。

そして、自殺者が多いんだと、この曾於郡内は自殺者が多いと、そして自殺者対策、もっと言えばうつ病も含めての対策をどうするんだという質問もございました。これもほかの地域より多いということを鑑みた時に、危機的状态にあるというふうに考えるんですね。そういった意味では、さまざまな危機的事態が、今本市を取り巻く状況の中である。そういった事態に対して、各課それぞれ洗い出しをされてて、総まとめとしてそういった事態が明らかになっているのかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今御指摘のとおり、各課それぞれその担当する分野における危機状況というものについては、把握をしているところでございます。

そしてまた、その危機的状态に対応するための体制ということについても、それぞれの部署で対策本部を設置する際に対する流れ、あるいはその後の対応ということについての想定はできているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 想定される危機的事態というものの洗い出しというのはなされていると、先ほど答弁でありましたように、想定外という表現に至らないように頑張っていきたいんだという表現もありましたけれども、そういったことから考えた時に、多少の洗い出しは済んでいると。そうすると、そういった事態に対する危機管理マニュアルというものはしっかり策定されていなければなりませんね。そういった事案に対して、一つ一つしっかりした危機管理マニュアルができていくのかどうかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

危機というような状況を考えるときに、一番考えやすいのは自然災害等ということになるかどうかというふうに思います。

そしてまた、その自然災害につきましては、先ほど申し述べましたように地域防災計画を作成いたしまして、それに基づいて対応すると。

そしてまた、治安という面からいったときには、国民保護計画に基づいて対応する、あるいは口てい疫というものにつきましては、海外悪性伝染病対策のマニュアルに基づいて対応するというようなことでもございまして、それぞれの事案について発生した場合の対応につきまして、マニュアルというものは当然定めているということでもございます。

○13番（小野広嗣君） 危機管理のマニュアル、僕は多分ですね、市長が言われているのは自然災害であるとか、今るる述べられた、そういった大枠の部分での危機管理マニュアルだと思うんですよ。いわゆるこれが50項目、100項目にわたっての危機管理マニュアルが総合的に志布志にあるのかというと、多分僕はないと思うんですね。それが無いからうんぬんじゃないんですけども、そういった総合的な国民保護法の問題もそうですよ、そして地域防災計画もそうですよ、さまざまな危機的状态に対応するものがありますね。そういった中に入りきらないものというのが

いっぱい起こっているわけでしょう、そういったものに対して一つ一つをしっかりと対応できるマニュアルを作成し、総合的な管理マニュアルというのが必要になってくるということです。

そして、今述べられましたけど、それなりに各課が想定今している部分のマニュアルはあるということですがけれども、これですよ、各課が連携しなければいけない、各課だけで対応できる問題、各課が連携しなければいけない問題、三つ四つの課がですね。そして、庁内全体で取りまななきゃいけない問題とかいっぱいありますよ。

昨日も不思議に思っていたんですが、自殺の質問がありましたね、自殺者が多くなって、それをおさえている課があったとして、それ以外の職員の方はこういう状況を知っているんですかと言ったら、市長は知らない、多分知らないと思いますという話でしょう。いわゆる職員が一緒になって仕事をしていこうというときに、情報の共有化というのは全然なされてないんだなということを感じたんですね。そういったことも危機意識のやはり薄れというか、ないという状況。だから、今市長が述べられた危機管理に対しての情報の共有化というのはどうなっているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日の一般質問の中で自殺の方がどれくらいおられるかということの数字については、多分担当の方では把握している。しかし、そのことについては、特に私どもの方でこういった状況ですよということのお知らせもしなかったということについては反省しているところでございます。ということで、いわゆる危機ということを考えてすれば、通常的にない状態が危機的な状況ということになるかと思しますので、日常的に解決しなきゃならない問題ということについては、主として担当の方で、そのことについての解決についての対策がとられるというふうに思うところでございます。

そして、危機的な状況が一旦発生するとなりますと、当然担当の方では私の方の相談、報告がまいります、そのことに基きまして、その事態の大きさに基きまして、その対策本部の設置について副市長等と協議しながら組織を形づくっていくということになります。それが二つの課で済むのか、三つ四つで済むのか、あるいは全庁的に取り組まなければならないのかということにつきましては、その時の状況に応じて対応をしていくと、それは私自身がいつもそのようなことで危機につきましては、すぐさま対応するという体制をとっておりますので、職員についてもそのことは十分認識しているというふうに思うところでございます。そのことによりまして、横断する形での組織がつけられるというふうには思います。

○13番（小野広嗣君） いわゆる、所管課が想定している、そういった事態に対しては対応がある程度できると思うんですよね。

今度は逆に想定外といいますか、いわゆる所管課が明確でない、そういった事態の時の対応というのを考えた時に、今市長の答弁みたいなことも当然あたってくるんだろうなというふうに思うんですが、そういった時の対応といっても市長がトップダウンで指示ができる事態なのかということさえ分からない事態、これも想定されるわけですね。そういったことを考えた時に、やは

りそういったことのプロといいますかね、そういった人の配置というのも大事、指揮系統ですよ。そういったものも大事かなというふうに思うんです。

実は、昨年11月でしたが、総務委員会の所管事務調査で安来市に行ったわけですね。ここでは、特にこういった防災対策に力を入れているということで報告書にもあげているわけですが、三つの観点、防災関係機関の相互協力体制の構築、市民の地域防災力の向上、市民の自助・共助意識の高揚と、そういった観点から災害に強いまちづくり、広げよう地域防災の輪ということでやっているんですね。

実は、市長も防災に対してしっかり取り組んでいかなきゃいけないと、そういう思いがあらわれることは十分理解をするんですが、ここはですよ、以前同僚議員の中からも話がありましたとおり、安来市の総合防災訓練というのは、消防署、地元消防団はもちろん陸上自衛隊、海上保安本部、県警の機動隊、警察署、電力会社、一般企業の参加の応援をもらい自主防災組織も参加して実施をしたと。いわゆる一志布志市というようなレベルではなくて、県が行うようなレベルでの訓練をやっている、人口規模はほとんど変わらないです、志布志市と。志布志と変わらないです。そういった自治体規模です、この安来市は。

そういった中で、じゃあ合併前はそういった訓練にお金を幾らかけてたのかといたら100万円規模でかけているんですね。ところが合併して以降これだけの規模の訓練を行って25万円ぐらいで済んでいると。そして、もっと言えばそれは備蓄品購入が入っていますので、実際は10万円ほどでこれだけの訓練をなし得ているんだと。これはですね、人的交流、人材同士でのですね、連携、人とのネットワークがしっかり構築されていて、そこに指揮官がしっかりしているわけですよ。一番びっくりしたのは、そこに危機管理室を置いているんです。そして、その危機管理室の室長、室長にはですね、消防署の職員を室長にもってきているんですよ。それはなぜそうなったんですかということ、やはり市長のですね、危機意識の表れで、トップダウンでそういう人事をやったんだというお話でした。そこから来ているものですから、その人がすごい人脈を持ってまして、いろんなところに当たって、これだけの総合計画を訓練計画を実施することができているということ。

そして、その人が指揮をしっかりと執れるものですから、さまざまな危機的状態に指示系統が明確になっている。志布志市で言えば、課長会等をやりますね、しょっちゅうやるわけですね、そういった場に必ずその室長が出て危機管理の観点からの話もする。各階のフロアごとに責任者も置いておくと、そのくらいあらゆる危機状態を想定して取り組んでいるんだという話がありました。

冒頭、本当に多様な危機事態が起こりうる、そういった現代状況の中で、こういった危機管理室とか、あるいは危機管理監という言い方をしてもいいでしょう。副市長が立場上なられますけれども、実際そういった多様な事案に対してしっかりとした指揮が執れるのかということ僕は難しいと思うんです。そういった意味では、本当にこの危機管理対策室みたいなものに対する取り組みというのも大事かなというふうに思うんですけれども、そこらはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市では、そのような危機管理対策室的なものは総務課の方で、消防防災の方で担当しているというふうに認識してるところでございます。

更に、これを強化して室までするのかどうかということにつきましては、現段階では考えていないところでございますが、私どもは、平成18年に合併して以来、大きな災害が平成19年に起きたところございました。その時にも災害対策本部を何回も立ち上げながら、そのことについて対応してきたところがございます。

そしてまた、毎年毎年防災計画に基づきまして、総合防災事業を開催してきておりまして、担当する職員につきましては、その事態が発生した時のマニュアルについては身に付いているというふうには認識しているところがございます。

そしてまた、昨年来、口てい疫が発生いたしまして、そのことについて関係する部署については、港湾も含めて総合的に対応を重ねてきているということございまして、今後もそのような関係の事態が発生したら、そのことについては速やかに対応できるような体制になっているというふうに認識しているところがございます。

そのようなこともございますので、今お話がありましたような危機管理室につきましては、更なる事態というものの想定が必要かどうかということも含めて考えさせていただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 検討事項としてとらえていただければいいと思うわけですが、やはり無駄ゼロのところでもお話をしましたね、市長。いわゆるコスト削減をしましょうよと言ったって、なかなか進まない。そこにやはりキャッチフレーズ等を付けて、しっかり取り組んでいく。そして、達成目標を掲げさせて、その検証をしっかりとすることによって、事は進んでいくわけですね。これも総務課の消防の中に防災は含まれてますけれども、どちらかというと名前から見たときに、いわゆるそういう防災、一般的に考えている自然災害、あるいは火災ですね、こういった観点からのイメージが強いですよ。ですから、それ以外の観点の危機意識というのにつながらない。ですから、そういった意味では、総務課の中でもいいですよ、そういった危機管理について職員の皆さんが本当に意識をしっかりと傾注できるようなですね、システム。こういったものを取り入れるべきだという観点ですから、ぜひそういった観点での議論もしてほしいというふうに思っています。

昨年、ダグリの指定管理者の話が総務委員会が出た時に、昨年は口てい疫がありましたね。思わぬ事態が生じて、なかなか事業的に厳しいという話がありました。そして、新たに締結、新たな指定管理者をとという時に、総務委員会の中でもいろんな議論をしました。私の方でもいろんな話をする中に、やはり想定外のことが起こりうるんだという話もしました。案の定、今年になって宮崎の鳥インフルが起り、久しく忘れていた新燃岳の問題等が出てきました。だから本当にびっくりすることが、今異常気象状況の中です、起ったりする。そういったことに対する取り組みというのが遅れて市民の安全・財産・身体、こういったものが守れなかったといたら、

もうあとの祭りですよ。「災害は忘れた頃にやってくる」ってずっと言われてきましたけど、「忘れる間もなくやってくるんだ」という表現に今変わっています。そういった危機意識を持ちながらですね、取り組んでいていただきたいというふうに思います。

自助・共助・公助の話になりますけれども、神戸の阪神淡路大震災がありましたね。あそこにやはり人と未来交流センターというか防災センターがですね、建っています。そこに我々総務委員会で勉強に行ったことがあるわけですが、やはりそこでしっかり学んだことは、神戸がすさまじい勢いで復旧をしましたね。あの復旧の背景には何があったかという、あれだけの災害を被ったわけだから、しっかり自分のことは自分でやろうよと、それでできないことはお互いに支え合おうよと。そして、それでなおかつできないことを行政がしっかりやろうよと、順番が違うんですね。行政が何でもやるという観点じゃなくて、一人から始めようという流れ、そのことによって復旧が見事に出来上がったと。

もっと言えば災害前にですよ、そういった体制がもっと細やかにできていれば、もっと災害は防げたんじゃないかというようなお話も聞きました。そういった意味では、この自分の身は自分で守るんだという意識。そして共助の意識、そして公助の意識、こういったものをしっかり市民に知っていただく。

先ほど、自主防災組織の話が出ました。市長も年次的な計画を述べられましたですね。これ先ほどの安来市の場合、自主防災組織の組織率を上げるために、行政の側からそういった手は打っていないんですよ、市長。どういう考え方に立っているかという、自主防災組織率だけを上げようと思えば簡単にあげられるんです。鹿屋市は100%ですよ、その100%が実効性のある組織になっているかという、あまりここで言うわけにはいきませんのでね、しっかり検証されなきゃいけない。

安来市の場合は、自分たちの方から出前講座で自分の身は自分で守る。そして、そこを守りきれない場合はお互いに助けあうんだと、そのことによって防げるんですよという話をもう何度も何度も足を運んでいて、そのことによって自主防災組織を立ち上げてくださってほしいはしていないんです。逆に市民の側が、その必要性を感じていて組織が出来上がっていていると、僕はやはりそれが本来の在り方だろうというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど議員の方からお話がありました阪神淡路大震災においては、自力で、そしてまた家族に生き埋めや閉じ込められた方が助けられたというのは7割ほどでございます。そしてまた友人、隣人、通行人に助けられたというのが30%。そしてまた救助隊に助けられた人は1.7%ということで、自助・共助・公助という観点から見ますと、この公の機関によって助けられた人は1割にも満たないというような数字があるようでございます。そのような観点からしますと、当然大災害等が発生した時、特にこのような大地震等が発生した時には、行政の方で公の機関で本人を助けに行くということについては、なかなか困難な状況になっているということでございますので、まず御自身でそのことについては、あるいは家族でそのことについてはお互いに助け合っていた

だくと。そしてまた、隣近所で助け合う力を発揮しながらお互いの生存を確かめ合っていくということになろうかというふうに思います。

そのことにつきまして、今お話がありましたように、安来市の方で先進的に取り組んでおられるということについては、私どもも勉強したいというふうには思うところでございます。

そしてまた、本市でもそのような観点から自主防災組織の組織率の向上については取り組んでいるところでございますが、平成22年10月1日現在で、69.5%、組織数は233でございますが、まだ組織率につきましても、まだまだ低い状況でございますので、このことについては更に高めていかなければならないというふうに考えます。

そして、御指摘のとおり、じゃあ組織化ができているところが、本当にそのような事態に至った時にちゃんと機能性があるのかということについては、私ども少しその点につきましては自信がないところでございます。ということで、今後そのような組織については、きちりと機能していただくためにどうすればいいかということについて23年度については、取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

年に1回、統一防災訓練の日を設けまして、市内全域で防災訓練に取り組む方針を今後、関係機関と協議してまいりたいと思います。

内容につきましては、市内一斉にその日にサイレンを鳴らしまして、各自治会、自主防災組織で避難訓練や機能分担の確認をしてもらうというようなものに計画をしていきたいというふうに思います。

そして、この訓練の日の前、数日前に告知放送をして、そしてまた今度開設されますCATVによります市民チャンネル等で事前にこのような形で訓練をしていただきたいというようなことで、お知らせをしながら本番を迎えていただくということで、この自主防災組織が実際に機能していただくための訓練をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁は理解できますので、そういった方向で頑張ってもらいたいと思いますが、先ほどの危機管理室長とか、危機管理監とつながってくると思うんですが、先ほど申しあげました人と防災未来センターですね、ここでは地方公務員を対象にして、そういったことに対応できる職員のための研修をやっていますね。そういった所に、しっかり職員を派遣をして学んできてもらって、その方々がいわゆるそういった指揮系統をつくり上げるときのいわゆるアドバイザーになっていくということもすごく大事であろうというふうに思っています。全国の地方自治体から、そういった職員の研修が行われていますのでね、この辺どうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のありました研修については、現在のところ私どもの方では参加していないということでございますので、このことについては調査をさせていただきます、対応をしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） こういったことに関しては、同僚議員の中からも以前出ていますね。本会議で出たか、委員会で出たかは忘れちゃったけれども、そういったこともしっかり、やはり当局

はおさえてですよ、情報としてはもうその件は出ているわけですからね。どうも聞いてみると、総務課も市長も初めて聞いたような状態にあるということは、全然流れが市長の元へ届いてないということじゃないですか。ここはしっかりと検討して取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

では、次に移ります。

この空き家・廃屋対策ですが、この影響に関しては、もうこちらで述べるまでもなく、市長も先ほど答弁の中で述べられましたので繰り返しませんけれども、市民の中からもいろんな苦情が届きます、私どもの元へも。環境衛生的にも厳しかったりもする。

そして、壊れて飛んできて、それが人に当たったらどうするんだとか、いろんな問題、野良犬・野良猫の問題だとか、あるいはポイ捨てで火事になったらどうするんだとか、いろんなことが想定されるわけですね。そういった状況の中で、市民課の方に、例えばそういった苦情等も含めて環境衛生上の問題からの苦情とかいうのは届いていませんか。

○市民環境課長（竹之内宏史君） おっしゃるとおり、結構その廃屋かれこれは多ございます。

それに基づきまして、その現場の方に行きまして、いろんな調査を行っております。例えば、廃屋の中のいろんなごみ等ございますが、その持ち主を探しまして、それを撤去できるかどうかということ何かは一応調べてはおりますが、その中でまず自分の建物、持ち主の方に文書等を出しまして、中の対応をしていただくというのをまず第1の基本にいたしております。

また、そういうそ族昆虫等、例えばそういう犬・猫の死骸かれこれがありますれば、私どもの方でできる範囲は回収をいたしているのが現状であります。

○13番（小野広嗣君） 空き家であるとか、倒壊の恐れのある家屋であるとか、市内全域にわたっての実態調査というのは建設課も含めてですが、どういう状況にあるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

空き家の実態の調査を平成22年5月にしております。団地・住宅を除く、351自治会に調査をお願いいたしました。258自治会から回答をいただいております。母屋で785棟、車庫や倉庫で833棟、合計1,618の空き家が市内にあるということでございます。

なお、この母屋についてで言いますと、居住可能な家屋が298、改築をすれば居住ができると思われるものが130、居住できないと思われるものが254、判断できないものが103ということでございました。

○13番（小野広嗣君） 今市長の方から数字的に調査の結果を述べていただいたわけですが、そういった中で、所有者不明ですね、そういった管理者不明の数というのはどうなんですか。

○議長（上村 環君） 建設課長、分かります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

所有者についての不明な空き家については、調査がされていないということでございました。

○13番（小野広嗣君） まあいいでしょう、その件については、後でもう少し述べたいというふうに思っておりますので、今市長が述べられた調査の結果、結論的に言えば130ですかね。130の

住宅として供することができるという観点で見れば、それぐらいの数が実態調査の結果出たということですね。

そして、今度はそういった廃屋あるいは空き家対策の一つとして、住宅政策が一方であるわけですね、住宅政策に供するためにどうすればいいのかというのを考えた時に、自治体によってはその空き家の所有者が、どういう考えを持っていらっしゃるのかということや意向調査をしっかりとやって、取り組んでいるところもあるんですが、本市の実態調査というのは、そこまで踏み込んだ調査だったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その空き家について、今後どのような形で活用するかという観点からの調査ではなかったところでございます。

○13番（小野広嗣君） いろんな国の施策があります。そういった施策に乗っかるためにも、そういった踏み込んだところまでの意向調査をしていかないと、いわゆる国の施策を利用できないということが出てきます。

例えば、元へ戻りますけれども、そういった空き家だとか廃屋だとか空き地も含めますけれども、そういったところで、やはり改善をしていただかないと、本当に厳しいという状況にあったときに、いわゆる改善のお願いをしますね、そういった改善のお願いをした結果、その成果というのはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その建物の所有者等が管理を行わずに良好な景観の阻害とか、生活環境の悪化とか、それから安全な生活への阻害ということがあったとしても基本的には、その責任を問う法的根拠がないということでございます。

しかしながら、保安上危険な建築物に対しましては、建築基準法で勧告することができるというふうにはなっておりますが、このことによって勧告がなされた事例、または行政執行まで至った事例というものはないということございまして、現在の段階ではこのことにつきまして、改善のお願いをしてもなかなか応じてはもらえないという状況でございます。

○13番（小野広嗣君） 市長の今の答弁でいきますと、建築基準法においてはですよ、改善の指示といいますか、指導をするようになっていきますね。しかし、罰則規定がないがゆえに、なかなかその改善命令に対して従ってもらえないという答弁でありますけれども、全てがそうじゃないでしょう。行政指導をする中でそれに対してしっかり対応されたケースもあるんじゃないですか、ないんですか。

○市長（本田修一君） 県でも措置命令の行政執行までは至っていないという報告でございます。

○13番（小野広嗣君） しっかり所有者の側が改善命令に対して対応されたケースもあるでしょう。改善指導に対してですよ、しょっちゅうやっていますがね。

○建設課長（中迫哲郎君） ただいま市長が申されたとおり、我々が確認できているところは、県の方ではこの行政執行に至ったということはないということを伺っております。

○13番（小野広嗣君） 話がかみあってないんですよ。行政執行まで至った例がないということ、僕は聞いているんじゃないですよ。例えば、建設課でもですよ、いろんな苦情が届くでしょう、市民課でも。そういったことに対して、行政指導といいますかね、話をしに行ったりするでしょう。そうやってしっかり聞かれる市民だっているんじゃないですかということですよ。

○建設課長（中迫哲郎君） はい、議員がおっしゃるとおり、そういうところがありまして、何件か出向いて相談をしたら撤去をしていただいた件数は二、三件はございます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 市民課の場合は、うちは空き地、空き地には草が生い茂っておりまして、そういう関係上で所有者を調べまして、そのような形をお願いをして、また話をしまして、それを清掃していただくと、きれいな状態に戻していただくということは何件もしております。

○13番（小野広嗣君） じゃあちょっと角度を変えますけど、改善命令というか、行政指導をしても本市においてですよ、なかなか罰則規定もないがゆえに対応してもらえないと、本当に行政として困っているということがあると思うんですね、ありますね。そういう理解の下で、例えばしっかりですね、志布志市で条例をつくり上げて、罰則規定も設けて取り組んでいくという方法もあるんですよ。

自治体によっては、踏み込んでそこまでやっていかないと大変な状況だということで、議会の理解も得て、条例制定まで至っているところもあるんです。そういったことも含めてですね、この空き家とか廃屋対策をやっていかないと進まないですよ。

そして、ましてや所有者が行方不明でわからないと、わからないから先ほど掌握はできていないというふうになっているでしょう。

実は、そういうことに対しても国は除却をしていかなきゃいけないということで、所在者を捜すための予算措置までしていますよ、そういった事業も組んでいますよ、ことは志布志市に限らずどういった地域においてもこういった空き地、廃屋の問題、大変な大きな問題になっているんですね。そういったものをクリアする事業があるというのは御存じですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことは、本市のみならず全国的な問題というようなことであるということでもございまして、平成22年8月に行われました県の市長会定例会におきましても、管理された老朽家屋に対する緊急安全措置についてということで、行政が私的財産に対して安全措置をとることができるようにするための調査及び制度の検討を国に対して提言要望を行っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 所有者を捜していかなければ話にもならないわけですから、そういったことに対しては、国の制度として進めていっていただければ一地方自治体ではなかなか取り組めないということがありますね。

そういった中で、実はもう空き家再生等推進事業というのがあるわけですよ。この事業の中身は市長は御存じですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その法律につきましては認識しておりませんでした。

○13番（小野広嗣君） 市長が先ほど述べられた中で、本市の家屋の例えば解体に伴ってですよ、当初で予算を組んで補助をして取り組んでいくんだというふうに言われましたね。答弁されましたですね。これの具体的な中身というのは、どうなっているんですか。

じゃあいいでしょう。僕が今申し上げたこの事業について、概略説明をさせていただきますと、今まで規制がいろいろあったんですが、昨年、実際は21年5月、法は整備されていったわけですけども、5年の計画ですよ、5年の計画。後23、24、25、3年間残っていますね。地域も限定されていましたが、人口減少の地域は認めるということで、人口減少にある地域は全国的に対象になっています。

そして、この二つあるんですね、活用事業タイプというので、これが全国的な対象になったと。そして、除却事業タイプというのがありまして、これは人口の減少が認められる市町村が対象ということで、25年度までの措置ですよ。それで国が2分の1、地方公共団体が2分の1という取り組み。そして、民間がそれに加わって利用するとなった場合、国が3分の1、市が3分の1、民間が3分の1という助成制度がありまして、空き家で、空き家建築物の所有者の特定に関する経費も出すんだということです。そして、その廃屋なんかの除却費用、こういったものもしっかり出しますよと。そして整地をして、そこを市のポケットステーションにするとか、あるいはそこにトイレを置くとか、今市長がやはりトイレを置いたりとかいう、まち歩きの観点でも出ますね。そういった観点からもこういった事業を利用していけば対応はできるんですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、このことにつきましては認識しておりませんでしたので、今後研究させていただきまして、また他地区の事例等も参考にさせていただきながら勉強させていただきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） これ、地域の住宅計画、あるいは都市再生整備計画というのを国に提出をして、認めてもらうという流れですね。後3年ですからスピーディーにですね、検討をして対応できるところは対応して、こういった事業を活用しない手はないんですね。

もう一つ本当はあるんです、ほかにも事業が。それはただ大規模になりますから、区画整理に関する観点になるから少し時間が必要かなと思います。それは、総合整備事業という観点からもう1点あります。もう中身は触れませんが、時間がないですから。

建設課等も、そういったことも含めてですよ、取り組み、そして企画政策、しっかり連携をとってですよ、こういった事業に目配りをするべきだろうというふうに思うんですよ。いわゆる所有者を捜すための費用まで出すと、そして廃屋を除却する費用まで出すんだと、整備費用もしっかり出すんだと、土地の買い取りまでは駄目です。市が家を買取る費用も出すんですよ。

ですから、そういったところにしっかり目配せしながら、こういった空き家対策、廃屋対策にはですね、取り組んでいただかなければいけないなというふうに思うんですけども、これ、市長は突然言われてですけども、企画政策と建設課は、こういった事業は初めて聞くんで

すか。

○企画政策課長（溝口敏久君） 初めて聞いたところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 申し訳ありません。今初めて聞いたところでございます。

○13番（小野広嗣君） それを一々攻める気もありませんけれども、いい事業はいい事業としてですね、早速検討に入って取り組めるものであれば計画案をしっかりと国に出していくと、そうするとまだ間に合いますのでね、やっていってほしいと思います。

家にしても、例えば土地の更地に関しても寄贈を受けてですよ、しっかり整備に取り組んでいくということが大事だろうというふうに思うんですが、長崎市では、空き地だとかそういった空き家等をあくまでも申し出があって、市の方に寄贈したいということであれば、それを受けて、そして整備に当たっていると。これ、億という金を掛けて取り組んでいますよ。そして、申し込みだけでも300件を超えて提供したいというところはあるわけです。

ですから、先ほど冒頭に戻りますけれども、そういった空き家・廃屋・空き地とそういったものの実態調査をされていく中で、実はその所有者がそのことに対してどういう意向を持っているのかと、お金が無いからなかなか壊さないとか、いろんな事情があると思います。

そして、市が応援をしていただけるのであれば、それを住宅として供することもオッケーですよとか、いろんなことができます。もうここで出しませんけれども、そういったことに取り組んでいる町村の意向調査の一覧表も僕持っています。どういう問い掛けをしているのかというのがあります。そういった観点で調査をしなければ、調査をして終わりじゃないですか。どういう活用方法があるのかというのは、やはり検討をしていっていただきたい。そういうふうに思いますので、この項は、それでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

あと、教育委員会サイドが主になります。市長の方にも多少聞きたいと思いますが、この景気の低迷によって、家計の経費が本当に苦しくなっていると。そういう中で、親の所得による格差、教育格差が起きてきていると。こういう実態に鑑みた時に、どう行政として手を差し伸べることができるのかという問題がありますね。

教育委員会サイドとしては、準要保護の観点からしっかりとした就学援助をされていますけれども、これ3年前までは国がやってたんですね。それを地方交付税という形で落としてきて、いわゆる権限移譲ですよ。権限移譲の観点で地方自治体に、その判断を任せるということになっています。だから、自治体によってはこれを絞り込んでですね、少し下げているところもあります。削っているところもある。ちょっと調べたところでは、100ちょっと自治体が平均値より援助事業で下げているところがあります。緊縮財政の中ですね。でも逆に志布志では、そこまでどうなのか分かりませんが、僕も資料はいただいていますけれども、平均値よりちょっと上げて、自治体がしっかり判断して、今の志布志市の低所得世帯の方々の状況というのをしっかり把握した上での判断というのをされているところもあります。

そういった意味では、教育長、先ほどもそれを理解するような答弁だったと思うんですが、いわゆる志布志市の今の言葉は悪いですが、低所得世帯と言われる方々、こういった

方々の状況というのは厳しくなっている。準要保護の対象者数が年々増えていますよね。どのように理解されていますか。この今の援助事業だけで事足りると思われませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、先ほど私も申しましたが、年々増加の傾向をとっております。

現在のいろいろな法的な関係の中で、我々ができることは何ができるかということを考えていかなければならないわけですが、その前に文部科学省あたりの調査によりますと、やはり年収によって学力の差はあるというような判断をしております。

そして、もちろん都道府県によっては、沖縄県あたりではあまり差はなかったと言っておりますが、本市の場合を見てみましても、そんなに大きな差は見いだすことはできなかった。本市の場合は母集団が小さいですから、それは比較にならないというようなところもあるものですから、そういうことです。

いずれにしても塾や習い事、学校外教育への支出額と学力に関係があるのかということについて文部科学省あたりが調査している資料もありますが、やはり残念ながらと申しますか、やはりあるんですね、ある程度ですね。これを我々は無視できない。そのためにどうするかということで、私どもといたしましては、そういう学力の低い子供たちに対して、現在やっていることは、補助教員制度というのを志布志市では、現在ずっと前から入れておいてもらっているんですが、これの利活用。あるいは、特別支援教育支援員の配置ということ、そして更には、習熟度別授業にも取り組んでいるところでございます。

それから、更に長期休業中に部活動の前後や、あるいは希望者を対象に個別指導を一定の期間数日行ったりして支えているところでございます。

また、もちろん昼休みや放課後を利用して個別指導も当然行っているわけですが、そういうような形でできるだけ今の準要保護の子供たちですね、それは学校で先ほど答弁でしましたように、1年生あるいは2年生以上についても掘り起こすといえますか、ぜひ学校がですね、そういう子供たちの健康状況とか、あるいは出席状況等をつまびらかにチェックしてですね、何か困ってないかということで、もしそういうこともあれば、民生委員の方々と、どんどんどんどん積極的に連絡を取り合いながら準要保護の子供たちを十分とは言いませんけれども、授業のあるいはまた学習の支えができることを今の状況ではやっていきたいなと、こういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 今教育長も述べていただきましたけれども、学校外教育、例えば塾に通う子供と通っていない子供との差というものを示す。僕もいっぱい資料は持っているんですが、はっきり言って出ていますね、差がですね。

例えば、小学校6年生、6年生でいわゆる学校外の教育費やかからないゼロ円のところと、例えば5万円かかったとしますね、その算数の成績はどうかというと2倍違いますね。すごい差が出ていますね、こういった親の所得によって教育の格差が生まれるというそういったものを是正していかなければいけない。親も努力しなければいけないでしょうけれども、社会情勢に鑑み

て、いわゆるある日突然リストラになったらどうしようもないわけですから、そういった時のやはり救済措置というのは、やはり行政というのは考えていかなきゃいけない。

いろんな自治体が取り組んでいますよ。今言われた学習支援をやっているところもあります。後で、生活保護世帯の観点もありますので、後でひっくるめて言いますけれども。この塾の問題とか、高校進学、大学受験という観点からいったときに、いろんな自治体がいろんな取り組みをしているんですが、一番有名になっているのは、東京の事業ですね。いわゆる、このチャレンジ支援貸付事業というのがあります。これ、教育長はもう御存じだろうというふうに思うんですが、いわゆる中学3年生と高校3年生、ずっとは予算の問題がありますからできないんですね、やはり。中学3年生と高校3年生で、塾に行くことを希望される方々、低所得世帯ですよ、に対しては貸し付けをすると、無利子でですね。

そして受験費用、高校を受験する場合には四つの高校までの受験費用、そして大学の場合は、三つまでの受験費用、この受験費用と塾代、これを出しますよと、貸し付けますよと。

そして、そこの目指す高校、大学に入った場合は全額免除でいいですよという取り組みをやっています。これをやったらすごい利用者ですよ、そして、じゃあ返還はどうなっているのかというと、99%が返還しなくてもよかったというぐらい求められていた事業なんですね、ここは御存じですよ。

○教育長(坪田勝秀君) 詳しくは私も存じ上げていませんが、今おっしゃったような事業であるということは聞いておりました。

本市では、そういうことができるのかどうかということはまた別問題ですが、もし無利子で、そして返還なしという形での就学援助ということができればですね、これは低所得者に対しては大変朗報だろうと、こういうふうには考えております。

○13番(小野広嗣君) 市長も今聞かれてて、今回市長にまで通告をしていたのは、このやり取りを市長にも聞いておいてほしかったんですよ。予算措置に関わる問題になってきますから、今後の問題としてですね。

東京都みたいにですね、じゃあ例えばこれを検討した場合ですよ。受験高校を四つまでできるのか、それは本市であれば二つにするのかとか、あるいは大学の場合は三つを一つに絞り込んでの助成になるのかとか、あるいは塾代も50%にするのかとか、そういった検討というのは加えていかなきゃいけないけれども、今のこういった状況に考えた時には、そういった視点に立って検討していくときにきたと、そういうふうに思うわけですね。そのことは今の答弁はある程度理解しますので、ぜひ教育委員会の中でもたたき台としてやってほしいというふうに思うわけですが。

この教育格差というものの、こういうものが将来に対してどういう影響を与えていくのかという調査もありますね。そして、やはり親が高学歴、高収入であった場合、子供も高学歴、高収入の職に就いているというデータまで出ています。

だから、本当に小学校・中学校と歩む時の流れが、そのまま大人になっても続く、こういう社会、格差社会というのを生まない政策というのをつくり上げていかなきゃならない。

国は国でやるでしょう。しかし、市でできることは、市でしっかりやはり取り組んでいく、そういう視点がやはり大事だろうというふうに思うんですね。

今準要の観点で言いますけれども、生活保護世帯、要保護世帯の観点からいったときにも、なかなか厳しい状況にあります。国も制度を少しいじって、学用品等上乘せ金額を5,000円でしたかね、かぶしてくるといものがありました。そして、そのまま志布志市に適用はできないのかもしれないけれども、いわゆる就学支援をしっかりとやっていこうというところに対しては、いわゆる10割の助成をするという改正までやっています。だから、国もしっかりと、今の時勢をにらんだ施策を展開はしているんですね。だけれども追いつかないという状況、そういった中で自治体によっては、その生活保護世帯に対する学習支援として、いわゆるさっきは補助教員という話は、準要保護の方で話が出ていましたけれども、いわゆるそういった教員の方々、あるいは元教員の方々、そういった方々によって自治体がしっかりと学習支援をやっている。学習教室をしっかりと開いて受験に備えさせているというところ。そして、就学支援員というものをいわゆる嘱託職員として雇ってですよ、市長。しっかりと、教員ですよ元教員、そういった資格を持った方が、生活保護世帯の児童の進学のために親にもアドバイスをしなければいけません。子供にも進学を勧めなければいけません。そういった支援員を嘱託で雇っていますけれども、そういったことに対して、本市ではどのようなとらえ方をしていますか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市内で生活保護を受けている世帯の中学生、1年生で3名、2年生で3名、3年生で4名と10名がいるということでございまして、今お話がありますように、ちょうど進路指導、高校受験ということで、更なるそういった勉学にいそしむ環境をつくるための対応ということについては、現在就学支援員、ケースワーカーと、相談支援員を対応してまいりたいということでございまして、その就学支援員につきましては、現段階では考えていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今の実態は、市長の答弁では分かったわけですが、市長、貧困の連鎖という言葉があるわけですね。いわゆる現在生活保護を受けているその世帯主も、さかのぼっていくと子供の時に生活保護世帯の子供であったという連鎖ですよ、これ25%と言われているんです。

そして、なおかつ母子世帯の場合は、その連鎖が40%あるということです。そして、その親の学歴が中学校卒業であったり、高校中退というのはかなり多いですね。こういった状況の中で育っていくわけですから、なかなかいい職に就けない、そういった負の連鎖がまんえんしていつてる、そういった格差社会です。やはり、そういった人たち、子供たちを生まないためにもですよ、市長は子育て日本一のまちづくりを目指しますと、いろんな観点からの子育てがありますけれども、こういった観点から就学援助をしっかりとやって、本人の希望に添えるように道筋を付けてあげる。母子家庭の方々の所得格差ってすごいですよ、230万、240万円、一方で平均所得が500万円を超えてる。300万円近く母子世帯と平均所得世帯とは違くと、そういった中で子供を学校に行かせたくても行かせられない。何が悩みですかと聞くと、教育費の問題だったり、進学の問題だったりするというのが半数を占めているというんですよ。そういう状況に何でもかんでもやれ

ということではなくて、しっかり見てあげてですね、就学援助の観点からもう少しですね、手厚くですね、してあげるべきであるというふうに思いますが、これ、教育長、市長、もう1回答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生活保護世帯の子供が進学する場合、生業扶助として毎月定額は支給されておりまして、別途、教材や通学のための交通費等も支給されております。

また、学習参考書等の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費として学習支援費が、平成21年7月から新設されて扶助されているところであります。ということで、制度上高校進学も認められているということになります。

現在、生活保護世帯の高校就学年齢の子供は22人でございまして、19人が在学しております。

そしてまた、制度上保護世帯の子供が進学することにおいて、現在の中では支障がないというような状況にあらうかというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

就学支援員ということが出ておりますが、私どもの入手いたしました資料でも、会津若松市がこのことをやっているようでございますね。ですから、これは教育委員会じゃなくて福祉事務所が管轄してやっていると聞いておりますが、そういうところの進め方が果たしてどういう形なのか、また私どもも勉強してみたいと思っているところでございます。

それから、今現在先ほど申しますように、私どもができる範囲で、できることをまず少しずつでもやっていこうというのが、私ども教育委員会のスタンスでございますので、私はこの補助金制度というのでも県内相当たくさん市町村ありますが、志布志だけじゃないかと思うんですよ、補助教員制度というのは。これは大変私は有り難いなと思っているんですが、ほかの市町村はあまりないんですね。ですから、これはまた議会の皆様方にもお願いをいたしまして、予算を付けていただいておりますので、新年度また、まだまだ末永くひとつ御理解をいただきましてですね、人数は少ないですけども、やっぱりそういう子供たち、特に複式学級でありますとか、あるいはその他特別支援が必要な学級、学校につきましては、そういう先生方をプラスして配置していただくように、これはもう市の単独持ち出しですので、県はいたしませんので、そういうことをこれからもやりながら、それと同時に先ほど言いますように制度的に何かもう少し改善するところはないかというところ辺りも検索しながらですね、学力格差というものをなくすように教育委員会としても努力してまいりたいとこのように考えております。

○13番（小野広嗣君） 今教育長の方から答弁されましたけれども、生活保護の観点から言えば、就学の生活指導員、支援員といいますかね、このことが教師の専門家が付いたことによって、すさまじい勢いで進学率が上がったという状況が報告されていますのでね。福祉行政の観点からですよ、そういったことも視野に入れてですね、検討を加えていただきたいというふうに思っています。

教育長も教育現場の中で、学校長会とかいろんなところから情報を入れられるわけですけど

も、いわゆるこういった経済的理由によって受験ができないとか、受験費も大変だと、進学がなかなか難しいときにいろんな制度はあるわけですね。

先ほど母子家庭の話をしていただきましたが、母子福祉資金貸付金という制度もあるわけですね、こういった制度等の御紹介というのをきっちりやっていくことによって、あきらめずにですね、そういう制度もあったんですかということで頑張れる場合もあるんですね、そういった相談体制はきっちりできているんでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） やはりその広報というのは、私は不十分じゃないかと思えますね。ですから、市の広報紙等を使って、そして年度初めにやはりこういう制度があるよと、遠慮なく御利用くださいというようことは、積極的に働きかけるべきだろうと思ってます。

また、学校におきましては、校長・教頭会等を使いまして、こういう制度があるから遠慮なく申し出るよとということ、今後また更に今教えていただきました貸付制度等々ですね、紹介してまいりたいとこういうふうを考えております。

○13番（小野広嗣君） 今教育長、そういう答弁ですので理解をいたします。

行政側が申請主義をとるのではなくて、待ちの姿勢ではなくて、こういった制度がありますよというのをしっかり保護者の方々に周知を図っていくと、そのことによって家庭内でいろんな話をされる中で、うちのこの経済状態ではもうこれ以上できないよねという観点が救済されるということは往々にしてあり得るんですね。そういった意味では、しっかりとした広報をお願いをしておきたいと思えます。

とにもかくにも市長も市民の所得向上に向けてしっかりといろんな事業を展開してですね、頑張りたいという抱負を述べていらっしゃると思いますので、そういった観点でさまざまな事業にしっかりと取り組んでいただく中で、こういった我が市の子供たちの将来に対してもしっかりと目をやっていただきながらですね、市政運営に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

○
午前11時56分 休憩
午後1時09分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、立平利男君の一般質問を許可します。

○10番（立平利男君） こんにちは。

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

市長の施政方針で大体概要を述べておられますが、幾つか具体的な方策があるのか、お伺いいたします。

まずはじめに、今、四日後に新幹線開業を控えて、非常に九州管内にぎやかなところでございますが、私ども大隅半島は非常に離れておりますので、静かなものだなという感じがいたしております。施政方針の中にも、「全線開通した九州新幹線などの交通基盤を効果的に活用し、自然、歴史、文化、農林水産資源を組み合わせた体験・交流型の観光を推進し、近隣市町村と連携した広域的な観光ルートの作成や魅力ある観光づくりに努めるとともに、県が新幹線開業に伴い新たに計画する事業において県との連携を図ってまいります」とあります。

県の21年度当初予算におきましても、発表されておりますが、報道によると、大隅地域へ配慮、新幹線効果を全域にとということで、九州新幹線全線開業効果を県全域に波及させることに重点をおいた施策が盛り込まれております。

大隅半島などをJR鹿児島中央駅から、鉄路道でつながっていない地域への配慮として、大隅地域に宿泊するなど一定の要件を満たした場合、24時間分のレンタカー代を無料にする大隅地域レンタカー無料プラン事業、11年度当初予算で6,600万円を計上したとあります。

市長の施政方針の中にもありますように、県との連携を図るとすれば、今回の当初予算で何かの事業があるやにと思っております。このような県の事業に対して、当志布志市としての対策はないのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 立平議員の質問にお答えいたします。

3月12日の九州新幹線全線開業に向けて、県は新幹線効果活用プランを定め、二次交通アクセスの改善、着地型観光メニューの商品化、新たな地域特産品の掘り起こし等を進めてきております。その一つの事業としまして、本市においては、今年度に魅力ある観光地づくり事業で、宝満寺の散策道整備等を行っているところであります。今回、県が大隅地域レンタカー無料プランを提案され、本市を含めた大隅総合開発期成会と全面的に協力しながら広域的な取り組みとして、実施しようとしているところです。

まずは、第1段階の取り組みとして、レンタカー事業を利用して来られたお客さんに宿泊施設における割引サービスを提供、ソフトドリンク等の無料提供などの取り組みを行っていただくようお願いに回ったところであります。その結果、4施設で宿泊代の割引サービスを、3施設でソフトドリンク等の無料提供を行っていただくことができるようになりました。

また、県が主催する九州新幹線全線開業イベントとして、3月5、6日に福岡市で開催されたさくらフェアや3月12日に開催される記念イベントへの参加、協賛イベントとして志布志のお釈迦祭り、志布志のひな人形展、はも祭りを登録しました。

一方、新幹線全線開業の効果に期待が集中している中であって、交通手段としてのさんふらわあの恩恵も最も受けている本市は、新幹線効果活用への取り組みもさることながら、さんふらわあを活用した関西地区からの誘客についても積極的に推進する必要があると考えております。

市が主体となる体験型観光推進事業のほか、県と連携し、フェリーさんふらわあが実施している船に泊まろうキャンペーンのPRや、関西地区でのスポーツ合宿セミナー等を通じて、さんふらわあでの誘客を積極的に推進していきたいと考えております。

○10番（立平利男君） ただいま、るる述べていただきましたが、県のこのレンタカー事業に対して連携した事業としては、少しインパクトが弱いんじゃないかなと思っております。お泊まりいただいた施設等での割引事業なり、ソフトドリンクの提供等もお願いに回られたという状況でございますが、私ども地域としましては、お茶の産地でもあり、今「しらす三昧井」のグランプリナンバー1という本当にPRできる状況もあろうかと思っておりますが、そういう宿泊していただいた方々にお茶の、お茶葉のサービスとか、しらすの提供とか、そういうものを取り上げ、報道等に取り上げていただければ非常にこの効果があるんじゃないかなと思っております。

鹿屋には、中央駅から直通バスもありますが、そういう効果も含めて、そういう事業展開は今後できないものかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市が今回、県がとりますレンタカー事業に対応しての取り組みというのは、今ほど述べたところでございます。このレンタカー事業につきましては、県の当初の方針が示されたというのが2月25日にございまして、その段階まで具体的な内容が示されてなかったということでございまして、私どももこのプランを活用して積極的に展開しようというふうには考えていたところでございますが、間に合わなかったというようなことでございます。

今後、この内容プランを精査いたしまして、本市に合うような形の事業というものを導入していきたいというふうには考えているところでございます。

その中で、今御提案のあった内容についても、関係業界の方々とも関係者の方々とも一緒になって協議をさせていただければというふうに考えます。

○10番（立平利男君） 今後の検討に十分配慮いただき、期待をいたしております。

先ほど市長の方からさんふらわあの話もありましたが、南日本新聞に連載で「つながる新天地」ということで連載がございました。その中にも交通機関として、志布志～大阪間に運行するフェリーさんふらわあは、片道をフェリー、片道を新幹線というツアーができないか、JRとも話を始めた。この価格競争によって利用しやすくなれば、全体のパイが膨らみ可能性がある。そういう報道がなされております。まさしく相乗効果をねらった問題であろうかと思っております。これも大きく期待をいたしております。

先ほど市長の方から、3月6、7、そして12日にイベント等の参加というのがありました。この連載の中で、鹿児島県人会の関西の方々の報道もありました。関西には、鹿児島県出身者やその家族など、ゆかりを持つ人は130万人を超えるとあります。そういう団体が関西には、88件の団体があるようでございます。それを束ねておられるのが関西鹿児島県人会総連合会だそうでございますが、もう7回目となりますが、6月に京セラドーム大阪で関西かごしまファンデーを開催し、県内の特産品や観光業者など150社が出展し、来場者3万3,000人、売り上げ1億円を見込んでおり、販路拡大を後押しするという催しがあるようでございます。このお祭りのフェアにも、私ども志布志市としてもか、旧町時代か分かりませんが、参加したような記憶もあるようでございます。

現在どういう状況か分かっていたらお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話にあります関西かごしまファンデーにつきましては、私自身市長になりまして毎回参加させていただいているところでございます。

関西の皆様方が、ふるさと鹿児島を更に再認識していただくために、県内各地から出品者が集い、そしてまた県出身の著名な方の舞台の公演があったりする一大イベントでございます。

この関西かごしまファンデーにつきましては、京セラドームの方で毎回開催されているところでございますが、本市におきましても出展ブースを設けまして、そのブースの中に毎年五、六店舗参加していただきまして、本市の産物の販売・PR等をさせていただいているところでございます。

○10番（立平利男君） 市長、毎回参加しているということですが、五、六店舗ほど毎回参加して出展し、そういう中でどういう感じを持っておられますか。参加してよかったな、そしてまた県人会と、この地元とどういうつながりができたのか、1点でも2点でも感じておられれば、お示しをいただければ有り難いなと思っておりますが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

毎回参加しておりまして、そのブースに志布志出身の方が多数訪れられて、懐かしい顔を拝見させていただきながら交歓がされているということにつきまして、本当に有り難いイベントだというふうに思うところでございます。

そしてまた、来られた方は必ず志布志の産物を買って帰られるということで、出品された方も本当に喜んでおられるというふうには思っているところでございます。

○10番（立平利男君） この新幹線によって、南九州へこられる方もいる半面、ストロー現象で福岡・大阪へ観光客、購買者、そういう方が流れる懸念もあります。全線開業による、その懐かしさだけでなく、今後ふるさとへ足を運んでいくような出店を考え、そういう施策をやはりこの京セラドームでファンデーに参加すべきだ、そういうふうに思います。そういうことを今後念頭において参加をいただきたいと思います。

次に、商工業の活性化についてでございますが、施政方針の中で、昨年は宮崎で4月に発生した口てい疫の問題で、本市の基幹産業である農・畜・林・水産業に大きな打撃を及ぼし、また市内の中・小零細企業や商店等にも多大な影響を与えており、低迷する経済状況の中、市民の所得向上が喫緊の最重要課題であると認識しておりますと述べておられます。

22年度は、総額4億8,000万円のプレミアム商品券が発行され、非常に人気が高く、また商店等の活性化にもなったと思っております。

実は、口てい疫による畜産業の方々にはいろいろ支援をし、国・県を挙げて支援をし、一応の安定をみ、子牛価格も近年にない高い推移を示しております。

第一次産業の農業については、大きく支援があったわけではありますが、第二次、三次流通を抱える皆さん方にとっては大きな支援もなく、融資関係だけだったと思います。商店等の現在の状

況を考えると、本年度も幾らかの、この商工業に対する活性化策として、プレミアム商品券なるものを発行できないか、そういう思いがいたしております。市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

商工業の活性化につきましては、商店街の活性化及び魅力ある店舗づくりを進め、商工業者の経営安定を図るため、本市商工会が実施する商工業振興対策事業に支援をするとともに、地域経済の担い手である中小企業者持ち前の機動力や創造性を発揮できるような施策を商工会と十分協議して進めてまいりたいと考えます。

商工業者に対しましては、本年度も市単独での緊急経済対策事業として緊急商工業資金利子補給金交付事業に引き続き取り組み、市商工会に加入している商工業者が関係機関の制度資金を利用された融資のうち、1年間に支払った融資利率1％に相当する利子分を交付することにより、経営の強化や安定化につながるものと考えているところであります。

また、昨年実施しておりましたプレミアム付ひまわり商品券事業につきましては、議会の皆様方の御理解、御協力によりまして、7月に2億4,000万円。また、一部は県の地域経済活性化販売緊急支援事業を受けて、11月から12月にかけて2億4,000万円、総額4億8,000万円の商品券を発行いたしました。

現在のところ換金率も約94％を超え、約4億5,000万円が市内商工業者に流通しており、本市経済の活性化が図られているというふうと考えております。

今後の経済状況や国の経済対策の動向を踏まえ、昨今のような消費が疲弊するような事態になれば、プレミアム商品券事業実施の方向で検討したいと考えますので、その時には御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○10番（立平利男君） 状況を見ながら検討したいということですが、ただ市長は十分まだ低迷している経済状況ということで、実は全世界リーマンショックなり、全国全部今悪い状況、一部持ち直しておるといふ報道もありますが、私ども志布志市は、それに加えて口てい疫等の問題で、非常に市民の動揺もありましたし、そういう状況であれば十分検討をして、1回でも商工業の利子補給だけでなく、そういう市民ごぞつての喚起事業も必要ではないかと思っておりますので、十分検討していただきたいと思っております。

次に入ります。

その前にうれしいニュースがございます。市長も見られたと思っておりますが、私ども野神の窪田愛恵ちゃんが、全国青年農業者プロジェクト発表で九州・沖縄代表として2位を獲得いたしました。

彼女は、昨年私ども地域のふるさとづくり委員会が夏祭りの場所でも発表をしていただきました。私ども野神校区は、あおぞら農協管内にあります。子牛生産があおぞら農協で3,000から3,200の生産をいたしております。その中の3分の1、1,000頭から1,100頭を生産している地域でもあります。彼女は農業大学を卒業後、両親と一生懸命子牛生産に励んでおります。彼女は独身であります。実は野神に、にぎやかな「母ちゃんべぶんこ会」というグループがあります。その中にも入っております。この母ちゃんべぶんこ会も農政課なり畜産課の皆さん方が大事にお育

てをいただいて、毎月定例会を開催し、研修等も行いながら畜産振興に努めているところでございます。

今後とも農政課なり畜産課なり市長なり、声を掛けていただければ有り難いなと思っております。この窪田さんの頑張りに、近々地区でお祝いでもしようかなという話があります。その時は、市長も呼ばかいなと今思っております。

それでは本題に入りますが、施政方針の中に大隅地域における新たな農業の展開について、県において新しい検討状況を市として、どう対応をしていくのか、私自身一つも県の動きが見えておりませんので、対応策があればお示しをいただきたいと思っております。

そしてまた、施政方針の中で市長が、露地野菜、加工用さつまいも等の需要がややダブついていることから、これに代わるキャベツや、新ごぼうなどの新品目の調査研究、普及に努めるとあるが、現在の進捗、普及状況はどうなっているかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

窪田さんの準優勝、本当に私自身もうれしく思ったところでございます。ひょっとすると優勝するかもしれないというすばらしい内容であったところでございまして、この朗報が私どもの地域の方々の本当に大きな励みになったんじゃないかなというふうに思っております。地域の皆さん方とともにお祝いがあるということでしたら、ぜひ私も参加させていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

県におかれましては、新しい取り組みをされるということで鹿児島県は、平成22年3月に地域の特性を生かしながら取り組むべき方向性を示しました大隅地域将来ビジョンを策定しました。この中で農業部門につきまして、リーダー的な担い手の育成、畑かん営農の確立、戦略的な産地の形成を大きな柱として農業振興の方向性を示しております。志布志市もこれに候補しまして、認定農業者を対象に研修会を実施したり、農業公社研修制度を支援するなど担い手の確保に努力しております。

また、畑かん営農については、畑かん推進室を中心に利用面積の拡大、担い手へのほ場の集積を行っております。

また、近年、焼酎用かんしょの需要が落ち着きを見せつつあり、これに代わる新規品目を模索しておりますが、畑かんの水を使うことで収量品質が向上する品目、価格的に安定している品目、土地利用型として機械化体系を確立できる品目というようなところにポイントをおきまして、農業技術員連絡協議会を中心に試験栽培や作物の比較検討会を開催し、検討を進めております。志布志市の気候にあった作形、輪作体系の検討、栽培技術の確立、機械の納入コストなどにつきまして、もう少し検討の時間が要するところではないかなというふうに考えております。そのような中ではございますが、具体的には新ごぼう、キャベツなどを推進しようとしているところでございます。現在、ごぼうの栽培につきましては、秋まきで90 a、春まきで50 aを行っております。今後このことをもとに収量、あるいは品質の向上、栽培方法ということの検討をいたしているところでございます。

○10番（立平利男君） 県の施策もそんなに具体的に見えないのが現状であります。せめて市として一品目だけ今試験ということで、期待をしながら待ちたいと思います。

あと温暖化等もありますので、そういう対策を兼ねた、合わせた作物品種等も検討していただければと思っております。

実は、そういう状況の中で、私ども行政として、実は生産網については力を入れてまいりました。昨日も一般質問にありましたが、市場調査に回ったということで、志布志産が見えなかった。そういう大手百貨店等にそういう志布志産の産物があれば、地方から関連した方々は手に取って見られると思います。

私もそういう中で、この生産部門については、私どもは十分支援ができます、現場におります。しかし、そういう支援を行う職員が農政課、畜産課、耕地林務水産課の皆さん方が、市場の動向、市場の現場、販売現場、そして流通部門についてどれだけ認識があるのか、少し疑問を感じております。

それぞれ技連会等研修もあるようでございますが、やはり課長なり、係長なり担当職員がそういう現場に足を運んでこそ、生産にも力が入るんじゃないかな、そういう思いがいたしております。

そういう研修を職員自らする環境をつくれぬものか、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話のように生産現場の方は、それぞれ関係機関とともに一緒に生産の奨励、そして品質向上と、生産拡大ということをしてるところでございますが、その後の流通につきまして、市場調査あるいは先進地の調査ということにつきましては、それぞれ担当の方で年次を重ねてやっております。

先ほどもお話しました新ごぼうにつきましても、他産地の作物品種を取りながら検討会を重ねていると、そしてまたキャベツにつきましては、平成21年度につきまして、生産グループの方々と先進地研修や市場調査を行っております。

また、本市の職員は3年ほど前に市場の方に研修職員として派遣もしておる職員もいるところでございます。

また、耕地林務水産の方では、産地づくりということで、さかき・しきみの先進地の方に研修に行っております。そのような取り組みというものは、それぞれの担当の方で積極的に対応しているというふうに考えるところでございます。

○10番（立平利男君） 市長が二、三述べられても積極的とは見えませんよね。もうちょっと毎年市場調査なり、気候条件によって市場の動向もすごく変わってきております。今、流通も大きく変わってきております。

大手スーパー等によって、生産者にこれだけの金額で生産しなさいという逆流通ですよ。地方の市場は今機能していません。直通で、そういう生産物が非常に多くあります。

先ほどは牛の話をしましたけれども、私ども野神はキャベツの産地でもあります。過去におい

ては、都城市場まで運んでおりましたが、12月中旬からトレーラーなり大型トラックが毎日三、四台まわります。12月中旬は沖縄への出荷になっていると言われております。

そういう市場なり、流通が変わってきますので、やはり毎年できれば、いろんなそういう流通なり市場調査をしていただいて、農家の皆さん方と十分職員が対応できるような対策をとるべきだと、そういう市場を知らず生産ができるかなという思いがします。

今、法人化され、そういう方々は十分、市場の担当者がまわり、そういう市場を見ながら生産部門に励んでおられます。

やはり、そういう状況を考えると、私どもの職員も十分研修をし、農家に伝えるべきだと思いますが、そういう状況、感情、気持ちにならないでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

毎年毎年そのような形で、それぞれの所管する作物等につきまして、検証をすると、あるいは市場調査するという必要かというふう思うところでございます。

私が認識している範囲では、それぞれ毎年ということではないかもしれませんが、その都度その都度必要な時には行っているなど、本所の職員のみならず関係する機関、技連会とか、それから農協とか、そういった方々とともに視察研修をされているということについては把握しているところでございます。

毎年、定期的にするということについては、取り組みはされていないというふうには思うところでございますので、今後新たな展開ということが必要ということになれば、そのことについてはきっちり調査をしながら取り組みをしていかなければならないということになりますので、その都度対応をさせていただければというふうに考えます。

○10番（立平利男君） 技連会なり、JA農協なり一緒にしていることは幾つかあります。

今後新たな展開で、その都度取り組んでいくということで理解いたしますが、本当は担当課長に聞きたいんですが、そういうわけにはいきませんので、十分協議を重ねていただきたいと思えます。

次に、生ごみの「飼料化」を含めた高度化利用を図るため研究を重ねてまいるとあります。

私も養豚を長くやっておりますが、昔から養豚は残さ、飲食店等による残飯と、家庭のそういうもので育てた時代もありました。

現在は、そういう状況にありませんけれども、現在でも一部飲食店等の残飯、残さ等により飼育されております。

本来の黒豚の肉というのは、そういう状況がそういう飼育が一番いいと言われております。そういう中で、今回の施政方針の中に更なる飼料化を進めた高度化利用を図る研究を重ねるとありますが、現在どういう状況かお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生ごみの更なる飼料化を含めた高度化利用を図るため、本市は合併以降、市内全域で1日約10tの生ごみを回収し、その堆肥化を行っているところでございます。

市の一般家庭及び事業者から分別排出されている生ごみ、この生ごみにつきましては、今後エコフィード、食品資源という言葉を使ってまいりたいと思いますが、この生ごみエコフィードは新鮮ですので、堆肥化するより生ごみ飼料は、ほかに給じできるかという観点から、豚あるいは鶏の飼料にならないかと考えてきたところでございます。

このようなことから、昨年、試験的に生ごみから飼料を製造いたしまして、鹿児島県畜産試験場をお願いをし、1週間程度給じ試験を行ったところでございます。

その結果、その脂肪分は多いものの10%配合、20%配合でも食いつきが良いというような報告もいただいているところでございます。当面1日4t排出される事業系の食品資源の飼料化を研究していこうと考えているところでございます。

現在、この食品資源による飼料の更なる長期的な給じ試験と、その結果としての肉質調査ができないか、県の畜産試験場をお願いしているところであります。

そして、県の畜産試験場の試験結果に基づき、市内の農場でモデル的に給じして、その結果を受け、良好であれば給じしていただける農場の確保、そして本格的な施設整備を行い、市内、更には鹿児島県の取り組みにつなげていければというふうに考えているところでございます。

○10番（立平利男君） 今試験中ということですので、今後に期待をいたしたいと思いません。

次に入ります。

5番目の「市制5周年記念事業」の功労者表彰で保護司の表彰はできないかということですが、実はこれを1番目をもってこよやかなと思ったんですが、自分自身保護司でありますので、少し大きく遠慮をしたところでございます。

実は、保護司という仕事が、国民的、皆さん方に認知されていないということで、今国をあげてここ3年ほど保護司活動について、広く進めていきたいなということで、私どもにも大きく顕彰があります。

実は、おとしですか、県内の保護観察中の少年が保護観察中に事件を起こしまして、その担当保護司が警察官によって何時間も、3時間も4時間もでしたが拘束を受け、警察官自体が保護司の活動を知らないという状況もありました。

そこで、余計なこととは思いますが、保護司について少しお話をさせていただきたいと思いません。

まず、どのような人が保護司になっているのですかということですが、保護司は法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員という身分で、給与が支給されない民間のボランティアということになります。

私も今年で5年目、3期目に保護司がなります。保護司になるのに身辺調査がありました。どういう調査を受けても文句は言わないという、そういう証書も入れられ、いろんな調査がされていたようでございます。何とか保護されず、保護司に法務大臣から任命を受けております。志布志市以来の議員、下平議員と二人でございしますが、そういう御理解をいただきたいと思いません。

保護司とは、具体的にどのような活動をしている人たちなのだろうかということですが、保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言をします。また、刑務所や少年院にいる人が施設を出た後に帰る場所の環境調整、犯罪や非行を予防するために地域の啓発活動を行うことであります。この保護観察は、対象者がいれば毎月2回保護司宅へ足を運んでもらいます。その中で、自分が起こした罪等について話を聞きながらアドバイスをしていきます。また、毎月1回は保護司の方から、そういう対象者の自宅へお伺いをし、いろいろ家族の話等も聞きながら、更生の指導を行っているところでございます。

そういう保護司活動によって、今、全国で4万9,000人の保護司がおられます。鹿児島県にも841名、私どもの所属する曾於保護区は50名定員の50名であります。志布志市内に20名の保護司がおられます。6日の新聞でしたか、裁判員の執行猶予判決で被告を保護司の保護観察を付ける判決が増えている報道がありました。執行猶予判決のうち保護観察が付いたのが裁判官裁判では36.6%、裁判員裁判の保護観察が付いた判決が59.2%、保護司も役割も負担も増えてきております。

実は、昨年保護観察中の少年が保護司の家に放火した、全焼した事故もありました。近年、そういう状況の中で、保護司のなり手が少なくなっている状況もあります。

実は、そういう中で2月16日から17日にかけて、保護観察者が地方議会議員を兼ねる保護司の特別研修が1泊2日でありました。私も下平議員も出席をいたしております。県内の841名の保護者の中で、そういう立場の方が47名いらっしゃいました。27名の出席でありました。出席はいたしておられませんでしたけれども、町長の立場の方もおられました。県議の方も1名おられました。夜も懇親会があり、いろんな対象者の話やら、行政との関わり等についても、昼間もありましたけれども、議論がされておられました。私どもにも意見を求められましたので、行政との関わりについては、私どもの行政については十分理解をいただき対応をいただいているという報告をいたしました。2日目の議論の中で、最後にありましたけれども、この保護司活動を各市町村で表彰をできないかという話も出てまいりました。たまたまタイミングよく、5周年記念の行事の中でふさわしいかふさわしくないかは執行部の判断をお願いをいたしたところでございますが、先ほど冒頭申しましたように、保護司活動が、現在まで皆さん方に御理解をいただけないということで、犯罪者の更生保護でございますので、そう大きく全面には出ない状況が今日までありました。しかし、その観察更生保護、そういう状況をもっと広く国民に見える形で広めていくということでございます。保護司活動で再犯防止が、新たな犯罪者を生まない、つukらないということであります。加害者が社会の中で更生することが、安心・安全な地域社会をつくるという観点から考えると、そういう機会をとらえて、市内にも長年活動をされ、更生を手伝われた方がいっぱいいらっしゃいます。20名の中で、私は3期目でございますが、市内では、まだ経験が後ろから2番目かな、ベテランの方々がいらっしゃいます。そういう先輩方をこういう機会に、どうか市民に理解を得るためにも、そして私ども保護司会の更なる飛躍のためにも、そういう場所で5周年でできなければ、機会をみてお披露目できないかなと思っております。

市長も、私ども年間6回の研修があります。そのような中で、市民環境課なり市長なり来てあいさつをいただいておりますので、十分理解をいただいております。

そういう環境をとらえて表彰ができないかお願いになろうかと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保護司の方々は、刑務所や少年院から仮釈放、仮退院し、保護観察を言い渡された人が健全な社会生活をおくるため指導を援助するという一方で、非常に貴重な、またユニークな活動をボランティアでされているということにつきましては、本当に今議員がお話ありましたように、私自身その方々の会合等にお招きをいただきまして、感謝の意を表し、また活動に対しまして敬意を表するところでございます。

今、お話がありましたように、この対象になられる方々につきましては、かなり社会復帰につきまして神経質になっておられる方々でございますので、その方々に対応する皆様方の働きというのは、本当に慎重を要する、そして、また、きめ細かい形で対応をするというようなお仕事になっているのではないかなというふうに感じるところでございます。

そして、そのことを真摯に、また長期にわたってされているということにつきましては、本当にそのような形で私どもの町の安心・安全な環境づくりにも一翼を担っているんだなというふうに認識するところでございます。

そのような方々に対しまして、何らかの形で顕彰をできないかと、そして特に今回の市制5周年記念式典事業の中で表彰できないかというようなお話でございます。

この保護司という方々は、議員からありましたように、法務大臣から直接委嘱された非常勤の国家公務員ということでございまして、直接的に地方の市ないしは町等で関係する方ではなかったということで、今までそのような形で顕彰がなかったんじゃないかなというふうに感じるところでございます。

今回、私どもは5周年記念を迎えるにあたりまして、記念式典を迎えるにあたりまして、合併に御尽力いただいた関係者の皆様方に改めて御礼申し上げるとともに、その合併以降この5年間さまざまな課題に向き合いながら、志布志市の創造に御協力いただきました皆様方に対して御礼・敬意を表したいということで考えているところでございます。

平成19年1月には市の木、市の花、イメージソングの発表、功労者表彰、記念講演ということで、誕生1周年記念式典を開催したところでございます。そして、今回は合併5周年ということで、一連の合併、平成22年につきましては、さまざまな場面で5周年記念事業というものを開催したところでございますが、その一連の5周年記念事業の締めくくりとしまして、4月24日の「しぶしの日」に改めて記念式典を開催したいということで今回もお願いしているところでございます。

この中で、功労者の表彰も考えているところでございますが、お尋ねの件につきましては、現在表彰基準を含めて、庁内で作業を進めているところでありまして、基本的には長年にわたり地

方自治、教育文化、社会福祉、産業経済の各部門で市民の福祉の向上や市政の発展に顕著な貢献・功績があった方を表彰したいというふうを考えているところでございます。

そして、今回の表彰者の選定につきましては、旧3町の表彰基準や閉庁記念式典、あるいは誕生1周年記念式典での表彰者の状況を参考にしながら、そしてまた今後想定されます10周年、あるいは20周年の節目の式典での表彰のことも併せて考えながら、慎重に表彰基準を定めてまいりたいというふうに考えますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○10番（立平利男君） 市長、ちょっと理解しにくいんですが、褒賞基準を庁内で検討し、該当するかしらないか、それも含めて検討するという答弁でしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では、どのような方を表彰すればいいのかということで、大きなくくりで名簿を今集めているところでございます。

その中で、今後例えば10周年、20周年という形で表彰の節目の年がございますので、その時の表彰の参考にもなるということになろうかと思っておりますので、そういったことも含めて検討していきたいということで、まだ具体的には決めていないところでございます。

○10番（立平利男君） 具体的にはということですので、期待していいのか悪いのか、ちょっとどうなんでしょうかね、そこのところは。恐らく保護司というこの法務大臣の任命の方も、恐らく理解が少なかった人が多いんじゃないかなと思っております。

私も書類を見ながら、毎回毎回勉強しながら保護司活動に進んでおるところでございます。こうって庁内で検討されれば保護司ってすごいんだなという理解ももらったんじゃないかなと思っております。

曾於郡内に今、丸秘にしなさいという状況が全てあるんですが、20件前後あります、対象者がいます。今環境調整も10数名おります。そういう人たちを抱えながら、私ども保護司活動は先輩方を中心に活動をいたしております。

本当、文部大臣表彰なり保護観察所長表彰なりあるわけですが、やはり広く広めるためには、やはりそういう場所をつくっていただきたいなと思っております。

5周年事業にふさわしいのか自分自身も非常に悩んでいるところでございます。こういう一般質問の機会を与えていただいて、保護司活動をまず理解をしていただき、そのような中で、今後も御協力をいただければなと思っております。

期待をしながら一般質問を終わりますが、この施政方針の中にも、調査・研究・普及というのが非常に出てきております。やはり、私どもはこの市長の考えを後3年間期待をしながら見守っていく必要があるかと思っております。

やはり、調査研究も時間を要するものもありますが、やはりその期待度も高いわけでありまして。この志布志市のバルク港の問題もあろうかと思っておりますが、一日でもやはりそういう経済が上向くような状況をつくっていただければなと思っております。

新幹線の問題等についても、市長は日本一の表現をいつも使われます。レンタカーの問題にし

ても、その対応策をいち早く発表させることが報道機関にとっては大きな話題になろうかと思えますので、今後のそういうあらゆる分野での取り組みを期待をして、一般質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、立平利男君の一般質問を終わります。

次に、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番（西江園 明君） 午後の一番眠たい時期ではありますが、しばしお付き合いを願いたいと思います。

通告しておりました地域情報通信基盤整備推進事業の1点だけについて質問をしてみたいです。

午前中の一般質問の中でもありましたように、準要保護世帯が増えている。すなわち生活が厳しい市民が増えているということです。

今、今議会でも給与の引き下げが提案されましたが、給与が下がる時代に市民に負担を求める政策を推進するということが全く理解できないんです。昨年からの事業で、もうすぐ完成する計画で工事は進んでいるようですが、私はこの事業が本当に志布志に必要な事業か、もっと検討すべきではないかとの観点から反対の立場でしたが、予算も可決されましたので、粛々と事業も進んでいくだろうと見ていました。ところが、事業の進め方、執行の在り方にあまりにも疑問を抱かせるようなことが多すぎるので、今までも尋ねてまいりました。

私は、昨年9月議会でも言いましたが、昨年の6月には、市は当初の業務委託は契約解除ありきで進んでいるなと思い、同僚議員に茶のみ話でも話をしたところでした。発注者である市と下請け業者との関係を尋ねた時も、財務課長も、役所とは下請けは一切関係ありません、契約上は関係ありませんと、答弁していますように、落札後、すぐに関係のない下請けの会社の支店と本社にわざわざ出張して、違約金をうんぬんと脅しのような発言をしたり、そして、結果、契約解除を一方向的に通知しました。まさに私が思っていたとおりでした。その結果は、御存じのとおり裁判さたです。

このように訴えられるような委託業務の執行や、工事は、工事で5社のうち3社が入札を辞退するような指名をし、結局、数十億の工事を2社で入札するような姿が適正な姿なのかと疑問を持たざるを得ません。

12月には、私たち議会に10人ぐらいの連名で、この事業の進め方について疑問を持つので再度検討すべきではないかとの趣旨の陳情書も提出されました。可決されたことですから、再度審議することは不可能ですが、この事業を理解していない市民も多くいることも事実です。

私たち議員には、以前同僚議員も言いましたように、年に4回、それも1時間ずつしか質問できませんので、前回の続きという形で質問をせざるを得ません。事業ももうすぐ完了しますが、すっきりした形で今後の運営を見守っていきたいと思いますので、前置きが長くなりましたけれども、誠意ある答弁を期待いたします。

まず、お伺いしますが、前回、難視聴世帯は特別料金として、現在の料金は840円の基本チャン

ネルというんですか、市民チャンネルですかね。これも民間になればどうなるか分かりませんが、これを市民は一生払い続けなければならない。これが市民のための事業かとただしたところ、市長は関係課と協議し、対策が必要と思うと答弁されています。もうすぐ新年度ですが、どのような協議がなされ、その結果どうなったか、まずお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

本年7月25日から地上デジタル放送の本放送が開始されますが、志布志市内には一般のアンテナでテレビ放送を見ることのできない地区が6か所存在するということでございます。ここでは、六つのNHK共聴組合が組織されております。これらの共聴組合が地上デジタル放送へ対応するためには、共聴設備を地上デジタル放送対応に改修するか、ケーブルテレビへの加入が必要になるということでございます。

志布志では、難視地区の地デジ対策は、九州総合通信局やデジサポから、地域情報通信基盤整備推進事業でのケーブルテレビによる対策を行うよう指導を受けてきたところであります。

市では共聴組合に対して、これまで数回にわたりNHK鹿児島放送局と連携して、共同アンテナ方式からケーブルテレビへの移行に向けた説明会を実施してまいりました。一つの共聴組合では、既に地デジ放送への対策が完了している所もありましたが、全ての共聴組合で組合を解散してケーブルテレビへ移行することが正式に決まったとお聞きしております。

共聴組合では、施設の維持管理費として、毎月300円から500円程度会費を徴収しておりますが、ケーブルテレビへの移行についても特段問題はなかったとお聞きしております。特に、毎月の組合費徴収の煩わしさや、毎年夏に行わなければならない、伝送路に巻きつくかずらや雑草、樹木の下払いなど高齢者の多い地区では相当な負担があったということで、維持管理の労力から解放されるメリットもあるというふうにお聞きしたところでございます。

NHKでは、共聴組合がケーブルテレビに移行する場合、移行費用として1世帯あたり2万8,000円の補助を行うこととなっているというふう聞いております。そのようなことで、今回改めてケーブルテレビへ移行というような形になるところでございますが、この地域の方々につきましては、現在でも毎月300円から500円程度会費が徴収されていることも勘案しながら、新しくケーブルテレビ加入につきまして、本市でも対応を考えてまいりたいというふうに、ただいま検討しているところでございます。

○3番（西江園 明君） 国は、この事業を推進しているわけですから、共同アンテナを推進するはずがないですよ、当たり前ですよ、それはもう。国の指導を受けたという市長が答弁ですけれども、ほかの事業をですね、そして見ている人たちも煩わしさから解放されるから、今の市長の答弁を聞いてますと、市長は何とかせんないかんち、12月議会と思ったけれども、その後、そういう今の使っている人たちは、やぶ払いとかそういう解放、煩わしさを考えると、今300円から500円の負担をしているから、もう今んまま、これが2万8,000円NHKから出たし、そして煩わしさ、高齢化して煩わしさから解放されることを考えると、基本チャンネルぐらいは負担するのはやぶさかでもない、だから最後は検討という言葉が使われましたけど、今の段階では結論が

ない。対策は必要と思ったが、協議した結果、まだ対策を講ずる必要はないというふうに今結論付けたと、今言うところではそういうことですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では共聴組合の方々がスムーズにケーブルテレビの方に移行していただくということにつきまして、本当に有り難いなというふうに思ったところでもございました。しかしながら、お話のように今後もずっと840円というものについては払っていかなければならないということにはなりますので、そのことにつきましては、今までの措置されていた内容等も勘案しながら、市としても何らかの対応は考えていきたいということでもございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ今のところはまだ対策は講じていない。ですから、予算でも計上されていないということですね。

ちょっと確認のために伺いますけれども、前もらったこの資料ではですよ、結局難視聴プラン、難視聴地区の料金、特別料金、普通特別料金というのはサービス料金ということをするんですけども、この場合は別途かかる特別料金のようなんですけども、この当時は1,000円という当初は計画だったんですけども、これが840円、これでいいのか、これプラス基本プランに入らないかんのかどっちなのか確認のために。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回、運営事業者が、志布志市内で示している料金プランにつきましては、基本チャンネル840円のみで、地上波の放送、それからBS放送が見れるというものでございます。

○3番（西江園 明君） 今のところは、その人たちも支払っていくからということで、市としては対策は、まだ講じていないということが今の段階です。国が進めているように、国の指導でこの事業をしているから共同アンテナということは考えていないということですけども、そういう発想がどうして最初出てこなかったのか不思議でならない。NTTだって採算ベースがうんぬんと言いますけれども、今、内之浦の山の中ですね、着実に工事を進めているようで、市内全域にわたるのも時間の問題だったと私は思います。どうして光ファイバーをそんなに急ぐ理由がどうしても理解できません。

そこでお尋ねしますが、最近の調査で結構ですから加入状況を教えてください。先般の議会上程の時でも告知放送分が94.2%でしたかね、という回答もありましたけれども、再度種類ごとに840円の基本チャンネルの世帯が何世帯、その他の多チャンネルの分が幾ら、インターネットを申し込んだ人が何世帯と分かるように数字をお願いします。

そして、その分の市民が支払う年間使用料のトータルはどのぐらい、見込みはどのぐらいかお示してください。

○市長（本田修一君） 告知放送端末機の加入につきましては、2月末で志布志市全体が94.2%、うち自治会加入が98.8%、自治会未加入が79.7%であります。

また、ケーブルテレビの加入状況につきましては、ケーブルテレビの基本チャンネルが1,873件、多チャンネルで1,900件、そしてまたインターネットにつきましては、1,383件加入というふ

うにお聞きしております。

料金につきましては、課長の方で答えます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） ただいまのケーブルテレビの基本チャンネル、それから多チャンネルの現在の加入者での1年間の料金は、6,374万円でございます。

失礼しました。6,307万4,000円でございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ、ちょっとこの私たちがもらっているこの資料にですよ、IRU契約による維持管理費シミュレーションというのをもらいましたですね。この中にですよ、IRU単価というのがあって、この単価というのは費用を相殺するために担当課、情報管理課が設定した金額だと。今市長が答弁いただきましたもろもろの基本チャンネル、多チャンネル、インターネット接続、大体ぱぱっと計算してますけど、5,000世帯ちょっとですよ、ぐらいの数字になるみたいですけども、この最初もらったシミュレーションでは、5,700世帯が加入見込み者数として計算してあります。これですると、IRU単価では1,577円で、5,700世帯の場合で1億800万円ぐらいで維持費を相殺するというふうになりますけれども、今こういうシミュレーションでは相殺するというふうになりますけれども、今課長が、ここで計算しますけど、その誤差はあるかもしれませんけれども、市民が納める分が約6,300万円あると、維持費は1億800万円ぐらいかかるという計算ですから、この差額というのはどうなるんですか。IRU単価、結局我々に示した1,577円という単価を、これを2,000幾らにして、この1億800万円というのを、この差額というのはどういうふうに理解したらいいんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） IRUにつきましては、目標が30%ということで、運営事業者と協議をしてきたところでございます。

現在におきましては、まだ運営事業者の方もこの営業の過程だと、募集中ということで、まだ半分程度しか営業に回られていないと、地区的にまだ半分程度しか営業が済んでいないということをお聞きしているところでございます。

したがって、今後この加入率につきましては、数字の方がどんどん上がってくるというふうに理解してるところでございます。

〔西江園明君「差額は、差額」と呼ぶ〕

○情報管理課長（徳満裕幸君） 差額につきましては、30%見込んだ場合の数字をあげておったところでございますが、今回まだ、その途中ということですので、将来的にはその数にいくというふうに考えております。ただ、このIRU契約で、まず市の方が運営事業者に支払いする保守管理委託料、これが1億700万円と。そしてまた、この設備を運営事業者の方に貸し付けをしますもので、その貸付料として同額が市の方に入ってくるということで現在試算をしているところでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと答弁がずれていますよね。時間がないからですよ、私が立てば時間が減るんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員のお尋ねにつきましては、IRU契約につきましては、10年間の契約ということでございますので、その中で経営を維持していくということになるかと思えます。

現段階では、スタートの時点では事業者の方で、まだ委託料なるものについての水準までいかないということになりますので、この分については契約の方が負担と、しかしながら、その後、順次営業を重ねていき、契約される戸数が30%を超えてくるとなれば、十分営業的にも条件が整うというような形の契約になっているということでございます。

○3番(西江園 明君) じゃあ確認です。この施設の維持管理費にはシミュレーションで、約1億780万円、約1億800万円の維持費がかかる、でも、使用料でそれを相殺するというシミュレーションでしてありますけど、今市長の答弁ではこの差額を例えば、使用料が維持費は1億、当初予算にも計上されていますよね、1億800万円弱かかるけれども、それ以内でもその額は今の市長が言ったようにBTV企業が負担するというふうに理解していいんですね。確認です。

○市長(本田修一君) そのような形の契約になっているということでございます。

○3番(西江園 明君) このIRU単価の意味がちょっと分からなくなるんですけども、まあいいでしょう。

ではですね、市が行う行政告知放送はどうなっているんですかね。予算説明資料に活用事業として、880万円でしたですかね、計上されておりますが、これが全てですかね、これは市役所が払う分だと思えるんですけども、JAも開発農協に放送業務を委託しておりましたから、このような外部の放送業務の委託はどのぐらい見込めるのか。そして、それは結局BTVの収入というふうになるのかお尋ねします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今後、志布志市が運営事業者に委託する放送業務につきましては、告知放送の270万円、データ放送の150万円、議会中継放送の150万円、行政番組制作放送の300万円であります。ほかに設備や機器等の維持管理のための費用として、地域情報通信基盤整備推進事業で整備した設備の保守管理委託料が1億700万円ありますが、IRU契約により同額が使用料として相殺されることになっております。

次に、FM告知端末の取り替え、修繕、それから電話相談サポートに100万円と、引き込み線やVONUの修繕に172万円見込んでおりまして、BTVケーブルテレビへの実質的な支払いの経費につきましては、1,142万円を見込んでいます。

参考までに、今まで開発農協の方に支払っておりました委託放送料につきましては、280万円ほどございました。

○3番(西江園 明君) この880万円と前の説明資料でありました、この分を合わせた1,142万円というのは、毎年市が払うわけですね。それは、さっきもお聞きしましたけれども、BTVの収入になるんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

告知放送の270万円分につきましては、FM告知端末機の放送に要する費用でございます。

そしてまた、データ放送・議会中継放送・行政番組制作あるいは放送につきましては、市民チャンネルの中で放送される分についての委託ということになります。ということで、その分につきましては、BTVの別途の収入ということになります。

○3番(西江園 明君) 市民からの使用料と行政からの使用料という形で、BTVは維持管理をするということですかね。というのはですね、最初、私なんかにいただいたこの資料では、収入というのは市の施設をIRU事業者に貸し出し、収入となる期間は、使用料収入というふうになっているんですよね。1億786万6,800円というふうに計算、そういう行政側が支払うというのはどこにもカウントされていないんですよ。ですから、その金額というのはどうだったんですかと聞いたんです。それはこの使用料とは関係なく、別途入るということですね。確認、もう一度確認。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

別途に発生する料金につきましては、放送の委託料ということでございます。

○3番(西江園 明君) はい、分かりました。

じゃあですね、今回、予算も上程されておりますけれども、議会中継を放送するための経費として委託料が150万円計上されてはいますが、この議会中継というのは、今でもインターネットで見ることができたんですけれども、これは今後もインターネットで見るということは可能なんですか。まずお尋ねします。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 議会中継につきましては、従来からインターネットでサービスしてきた事業でございますので、今後もインターネットの方で中継をすることにしております。

○3番(西江園 明君) この150万円の経費を掛けて放送して、議会中継を見ることができる市民というのは、最低でも月額840円の基本チャンネル、市民チャンネルを申し込んだ人だけが見ることができるわけですよね、テレビではですね。更に、その市民というのは先ほどありましたけれども、市民世帯でいえば市長の数字はすごく多いなと思うんですよ、申し込みチャンネルがですね。多チャンネルが1,900世帯もあったのかなと、そうすると市長の情報管理課長の収入源と金額とするとかなり違いが出てくるように、私もちょっと計算をしていないんですけれども、その世帯でいくと約3,800世帯の人がもう既に申し込んでいると。そうすると市全体の約何割ですか、2割、3割ぐらいの3割以上の人の申し込んでるというふうに計算になるんですけれども、そのところの確認です。市全体の何%ぐらいの人がその基本チャンネルと多チャンネル、先ほどの市長の答弁では約3,800世帯、3,873世帯ですけども、何%ぐらいですかね、世帯数でいくと。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 現在2月末でございますが、ケーブルテレビの加入率が、18.3%でございます。

○3番(西江園 明君) その市全体の約18%の人がケーブルテレビというか、議会中継を見ることが可能ということですね。申し込んだのは18%の世帯で、違うんですか、情報管理課長。

○情報管理課長(徳満裕幸君) ケーブルテレビの加入が2月末で18.3%ということでございますので、今後市民チャンネルで議会中継放送が始まったら、2月末現在の加入率では18.3%の方

は見られるということでもあります。

○3番(西江園 明君) そうでしょう。市民の2割弱の人が今のところ2月末と強調しましたがけれども、議会中継を見ることが出来るわけです。その18%の市民、更に平日の昼間、議会中継を見る人が何人いるのでしょうか。見たい人は興味のある人はインターネットでもできるんですよ。百歩譲ってパソコンもないからテレビしか見るものはねじ、そいで議会中継を見ました人がどひこやろうか、そげなおらんち思うけど、5割としますと、全世帯の9%ですよ。9%ちいや世帯数でいけば1,000ちょっとですかね。これだけのための150万円という数字は妥当というふうに市長はお考えですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

現在の段階で18.3%ということのケーブルテレビの加入という水準でございますが、近いうちに30%を超える形のケーブルテレビの加入になるんじゃないかなというふうに、私どもは考えているところでございます。そうすることがIRU契約の流れであると、そしてまた経営が健全化して、そしてまた、安定した形で放送が行われるもとなるというふうに考えます。

そのような意味で、見ていただける数字というのはまだまだ増えるということになるかと思えます。

そしてまた、このシステムが情報通信基盤整備推進事業が完成するということになれば、やはり私どもはこのシステムを活用して、市民の皆様方に議会の内容というものについてお知らせするのが順当ではないかなと、そのことが市民の方々が行政に対する関心。また、議会に対する関心を更に深めていただく。そしてまた、皆様方の御活躍も十分認知していただくということになるかというふうに思いますので、そのようなことから議会中継につきましては取り組みをしたいというふうなところでございます。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 市民の方々がどれくらい視聴されるかということでございますが、昼間の議会中継と合わせまして、昼間放送をごらんになれなかった方のために、夜間に再放送をするということで現在計画をしてるところでございます。

○3番(西江園 明君) 私が何で聞くかという、何でそう、よくほかのことでも都合の悪いことは費用対効果がうんぬんという言葉が出ますけれども、そもそもこの基盤整備事業ですよ。というか市役所の方には、市長は盛んに行政評価というか、マネジメントというか、事務事業評価という言葉が使われていますけど、この事業は評価されたんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

市内にはいまだブロードバンドが整備されてない地域や、携帯電話の利用できない地域。そして、地上デジタル放送難視地域が存在しており、市街地と周辺地域間で情報通信格差が生じており、その是正を図る必要に迫られていたところでございます。

この情報通信格差につきましては、市の行政課題になっているものでありまして、特に地上デジタル放送への対策も急務になっていたところでございます。

市では、情報格差の解消を図るための手段として、地域情報通信基盤整備推進事業や、活用事

業につきまして、その目的を達成し、成果を上げるための事務事業評価を行ったところでございます。

平成21年7月に課長級を対象とした評価会議で、地域情報通信基盤整備推進事業について、新規事業の事前評価を実施しました。事務事業マネジメントシートによりまして、二次評価を本部会議で行い、私が最終決定したところでございます。

これらの事業について、事務事業マネジメントシートを活用しまして事前評価を行ったところ、目的・妥当性・有効性・効率性・公平性・手段の総合評価により、実施すべきものと判断されたところでございます。

○3番（西江園 明君） 市長はブロードバンド情報格差のうんぬんという答弁をされますけれども、ネット社会というふうになんか今盛んに言われますけれども、じゃあ中国やアフリカがあれだけの大きな政争になっていますけれども、ああいう所には光なんかはとてでもない引っ張ってないんですからね、光引っ張らなくてもネット社会というのは構築されるんですよ。

今市長の答弁でありましたけれども、今の市が行ってる行政評価システムというのは、例えば担当課が自分の事業をする場合に、自分の判断で担当課が評価して、予算査定に臨んで、そこで問題がなければ事業は始まることになるんじゃないですか。というのは、結局こういうふうになんかの補助とか予算的な裏付けがあれば、担当課が自分の判断で評価して、予算査定に臨めば、もうそれで採択というか、それで問題があって初めて二次判断というか、評価という議論の場があるはずなんです。50億円近くの事業の行政評価の流れはどうだったんですか、その二次の議論まではいっていないんじゃないですか、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、この事業の推進にあたりましては、先ほど事務事業評価を行った結果、二次評価を行って決定したということをお話したところでございますが、この事業評価につきましては、当然担当の方でこのマネジメントシートを作成いたしまして、その審査を受けるわけでございます。その審査を受ける際には、私どもは今回の行財政改革につきましては、民間の会社を入れながら行政評価をしていく。そしてまた、民間の委員の方々の委員会を経ながら詳細な検討をしていくというような手続きをしているところでございます。

新規事業の意思決定に伴う事前評価の実務研修や、マネジメントシートの点検というものを十分受けながら、予算編成に臨んだということでございます。

○3番（西江園 明君） 今私が聞いているのは、そういう予算査定の際に裏付け的に評価、最終的にはトップが決めるわけですが、その二次の議論まではいったということですか、いっていないんじゃないですか。もう一次の段階でもう予算的な裏付けもずっとあるからすんなり決まって、そういうふうになんかの最終的な、もめたような議論というのされているんですか、されていないんじゃないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

二次の評価ということにつきましては、本部会議ということであるわけでございますが、この

ことにつきましては、当然一次の段階の事前評価ということ、そしてまたマネージメント評価に基づく課長会等で検討しました内容等について提案されると。そしてまた、当然それは予算化が必要ということになりますので、この行財政改革推進本部による二次評価会議の中で検討されたということでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと私が聞いているのは二次までいかんかったと、そんなところはもう時間がありませんからいいです。

じゃあ伺いますけど、さっきの議会中継の150万円の委託という、こういう事業についてはそういう行政評価というのは行わないんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） ただいまのこの議会中継につきましても、担当部署で実施をしたところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、3時5分まで休憩いたします。



午後2時52分 休憩

午後3時04分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 先ほど私の方で、BTVケーブルテレビの加入状況の件数につきまして、誤った件数を申し上げましたので訂正させていただきたいと思っております。

多チャンネルの加入につきまして、1,900件というふうに申しましたが、実際は1,009件でございます。

訂正させていただきたく、よろしくお願ひいたします。

○3番（西江園 明君） 時間がないからずっといきますけれども、結局先ほど行政が支払う事業のことを言いましたけれども、結局BTVの売り上げに協力しているんだというふうに誤解を招かないようにくれぐれもお願ひいたします。

次に伺いますけれども、今後加入率も上がりまして採算ベースに乗るように企業も努力されると思いますが、逆に一方、始まってからキャンセルも発生すると思っております。現に今でもあるように、担当課の方も苦情を受けたりで大変だと思っております。

地域的苦情は、ほとんどが高齢者で事業の進め方があまりにも急で、市民も内容をしっかり理解しないうちに申し込みが始まったために、わけも分からず申し込んでしまっているケースが原因のようなどころもあるようです。集落でまとめて、840円の基本チャンネルを申し込んだら、子供から「なんごち申し込んだのか」と言われて、「有線放送を取り上げらるっじ」というふうに答えた親もいたそうで、子供から有線に代わるものはただだからと説明して慌ててキャンセルした人もいたようです。

そして多く聞いたのが、これに申し込むことでNHKの受信料が要らなくなると勘違いしている高齢者が多いと聞きました。だから、家族の人が営業の人にちゃんと説明すべきでないかと言

ったら、営業の人のいわく「聞かれなかったから言いませんでした」とのことで、家族の人もあきれていました。担当課も苦労してると思います。840円の市民チャンネル、基本チャンネルはもう受け付けていなくて、その上の多チャンネル分しか受け付けていませんと、BTVの営業が言って回ってるとのことで、私もこのことは聞き、担当課の方に聞きに行きました。担当課も対応に苦慮したと思いますが、今言ったような苦情や問い合わせは担当課にはきていませんか、苦情の内容はどのぐらいきているんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） お答えいたします。

運営事業者でありますBTVの営業につきまして、市民の方から直接いろいろな問い合わせ、それから御意見、そしてまた苦情等が届いているところでございます。

自治会説明会で聞いた内容と、BTVの社員が自宅を訪問した際の説明が異なるというようなものが大半でございました。一部の社員が誤解を与えるような説明をしたり、また行き過ぎた営業ではなかったのかなと思えるようなケースがありましたので、その都度、責任者を呼んで営業活動を是正するように申し入れをしたところでございます。

また、市民の方から契約プランを変更したいという相談等もございまして、市としましてもその都度BTVに連絡をしまして、対応をしてきたところでございます。

それから苦情の内訳でございまして、まず一番多かったのが、840円の基本チャンネルプランはもう募集を終了したという苦情が一番多く寄せられました。これが情報管理課の方に10件寄せられております。それから、加入の意思がなく断っているのに、何回も営業の人が訪問してくるといようなことも1件苦情があったところでございます。

○3番（西江園 明君） 担当課もですね、大変だと思います。

それから理解できないのですが、こんな大きな事業、こんな地方の小さな自治体ではめったにあることはないと思いますが、それほど大きい事業なのに、職員は通常は、担当課はですよ、通常の業務の片手間にしなければならないような組織体制が今の体制であるというのが、私は不思議でならないんです。普通だったら、こんな大きな事業だったらプロジェクトチームとか対策室、最低でも担当係ぐらいはつくるでしょう。

今必要かと疑問を持つようなブランド推進課は否決されても、こいでもかこいでもかと再度提案されたり、全く理解できません。問題意識を持って行政運営をしているのか疑ってしまいます。

市長は、この業務は片手間でするぐらいの仕事とっていたんですか、お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本事業につきましては、一昨年5月に総務省の方から示されまして、その際私どもの方としましては、既に情報通信基盤の基本構想、そしてまた基本計画というものを定めておりましたので、選考の対象になるということで応募ができたところでございます。その時以来、担当の方とは十分、綿密に協議を重ねて対応をしてきていたところでございます。

本格的な事業の認定を受けたのが、昨年の3月ということでございまして、それから本格的な推進体制を組んでいるところでございますが、その後事業が新たに展開するにつれて職員の配置

を増やしているところでございます。

現在、当初の体制からしますと、職員につきまして3名増員と、そしてまた嘱託職員につきましても5人の増員ということで、今対応をしてきているところでございまして、本事業につきましては全庁的な形で取り組むよう、課長会等で常々指導をしているところでございます。

直接の業務につきましては、推進につきましては、今ほど申しましたような人員体制の増員を図りながらしているところでございますが、さまざまな場面で、この担当課では対応できないことにつきましては、全庁的な形で職員が対応するというような形の体制はとっているところでございます。

○3番（西江園 明君） とってつけたような答弁ですけれども、昨日も職員の健康管理のことが、精神疾患を含めてやり取りがありましたが、ここでも担当課は前の係長は病気になってしまったので、後に来た係長は治療中の病気をもった職員で、とうとうその人も最近手術のために休んでいますね。片手間のできるぐらいの仕事と思ってたからこんな人事ができたと考えています。

まだこれから共用、運用までは相当時間がかかります。苦情もこれからが本番だと思いますよ。当初はもうとっくに今の時期では、もう個人の家の引き込みは終わっているというふうに説明を受けていますけれども、かなり遅れているようで、苦情もこれからだと思います。人員の補充なしで今のまま進めるつもりか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話のように現在病気で休んでいる職員が出ているところでございます。しかし、この職員につきましても、3月中には職場に復帰できるということになっておりますので、この職員が、その後通常の勤務に就いてくれるものと考えております。

また、先ほども申しましたように、現場の状況、課の担当課の状況を見ながら増員については対応してきたということでございますので、今後とも課長の方から増員の申し出がありましたら十分協議を重ねながら対応はしてまいりたいというふうに考えます。

○3番（西江園 明君） 50億円弱ぐらいの、約50億円の事業をですよ、組織もつくり片手間のできるという発想が、私は本当大したもんじゃなと思いつつ不思議でなんのです。

今日は、意外と市長が答弁をいただけてますけど、いつも都合が悪いときになると、課長が答弁をされるものですからですね、私も課長に尋ねるわけいかんがと思って、ひっこめたこともありますけど、例えば前回、弁護士を何で変えたのかとお聞きしましたところ、課長が、複数の弁護士と面接をして変えましたと答弁されました。私は、その時えっ、ち思ったんです。これから裁判で争う弁護士を課長権限で決定したのかなと思ったんですけど、市長は直接は面接していないんですか。それと複数の弁護士と面接して決めたというふうに答弁がありましたけれども、弁護士を面接をして決めるというのは初めて私も聞きまして、普通はこっちから出向いてですね、依頼というか、お願いというふうに訪問をして決めるものですが、何人の弁護士と面接をしたのですか、市長が面接をしたのか。それと何人の弁護士と面接をしたのかということをお聞

きします。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 面接じゃなくて面談ということですね、弁護士の先生にはお会いをしたところでございます。

まず、町村会の顧問弁護士の先生がいらっしゃいますが、当初、裁判ということではなくて、あくまでも現在契約したこの内容について、どうしたらいいものなのでしょうかというところの相談をしてきたところでございます。

そして、その契約の中身につきまして、いろいろご相談申し上げまして、契約解除というところに至ったところでございますが、その時この弁護士の先生にお願いをしたというところがございます。

そして、あとお一人鹿児島県の弁護士の先生に相談をした経緯がございました。そして、3人目、現在、志布志市の訴訟代理人ということでお願いした弁護士、合計3名ということになります。

〔西江園明君「市長はせんかったの」と呼ぶ〕

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、課長からそのような経過については報告を受けておりまして、直接的にはお会いはしておりませんでした。

○3番（西江園 明君） だから聞いたのは、市長は方向を決めて、この弁護士に決めたというのは課長が決めたんですかということを知っているんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

課長の報告を受けまして、私の方でその先生でいきましようかということで、お願いしましようかということで、決定したところでございます。

○3番（西江園 明君） そう言わざるを得ないでしょうね、先ほど課長が言いましたけれども、鹿児島県の弁護士もいいかげんだと思います。契約解除ということを知りながら言いましたけれども、この契約解除というのは弁護士名で通知したんですかね、市長名で通知したんですかね、相手方には。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 志布志市の代理人として弁護士名で通知をしてございます。

○3番（西江園 明君） そうですね、弁護士名で通知をしておきながら、いざ裁判になったらほかの弁護士に交代というようにいいかげんだなと思います。契約解除の通知をした段階ですよ、十分訴訟ざたになることは考えられると思いますが、そして課長が最も力になっていただく方に決めた。市長は、その報告を受けて決めたということですけども、課長は最も力になっていただく方に決めたというふうに前回答えていらっしゃいますが、最も力になるというふうにごういう根拠で判断されたんですかね。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 弁護士の先生に志布志市の実情をお話をしまして、現在の状況下等をお話をしまして、そして今度は訴訟というような段階になってきますので、そのことについての御相談もしたところでございます。そのようなやり取りをする中で、この弁護士であれば、私どもの訴訟代理人として法廷で十分力を発揮していただけるというふうにごう感じたところで

ございます。

○3番(西江園 明君) 課長が感じたということですね。そういう行政訴訟とか何とか、そういう実績のある人だったですか、その人は。

○情報管理課長(徳満裕幸君) そのことも参考にさせていただいたところでございます。

[西江園明君「だから実績があるのかということ」と呼ぶ]

○情報管理課長(徳満裕幸君) 実績があるということでございます。

○3番(西江園 明君) その3人の弁護士というのは、最終的には宮崎の県の弁護士に決まりましたですね、鹿児島県か宮崎か、その3人の弁護士というのは3人とも宮崎ですか、鹿児島ですか。一人は宮崎と分かっていますけど、残り二人はどうなんですか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) お二人が鹿児島市在住の弁護士になりまして、現在お願いしている弁護士は宮崎市在住ということでございます。

○3番(西江園 明君) じゃあ顧問弁護士は鹿児島でして、そのあと3人弁護士と面接して面談をして、そのうち二人は鹿児島、一人は宮崎で、その宮崎の人に決めたということですね。今2月から裁判が始まりましたが、弁護士費用というのはどうなってるんですか。予算書では分かりませんでしたけど、計上されているんですかね。裁判が始まっているのに着手金をはじめ、何か当然支払いというのは発生すると思うんですけど、どうなんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

弁護士費用についてでございますが、直接的経費となります弁護士の費用につきましては、着手金、報奨金、実費等が想定されるところであります。この着手金につきましては、平成22年10月7日に弁護委託契約に基づきまして、52万5,000円支払っております。報奨金、実費等につきましては裁判の終結後に確定するため、その時点で予算化し、議会に御提案させていただきたいと考えております。

○3番(西江園 明君) 着手金、50万5,000円だったですかね、というのはもう支払っているということですか。これは予算書は何費で出てくるんですか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) 着手金につきましては、訴状を受けて急ぎよ弁護士を依頼する契約を締結する必要がございましたので、予備費を流用ということで支出をしております。

○3番(西江園 明君) その件については、我々議会には予備費の使用については説明はあったですかね。

○市長(本田修一君) 日時についてははっきり覚えてないんですが、このことにつきましては予備費で対応させていただきたいということで、全協の方で説明をさせていただいております。

○3番(西江園 明君) 私はこの件は、12月にも確か聞いたと思ったが、その時はまだ払っていないというような、いつ出てくるかなち思ったからこそ、今回あえてまた同じことを聞いたんですよね。それを今市長の答弁では、10月に全協で説明したというふうに聞いておりますけど、私が全協を休んだんでしょうかね。じゃあそういうふうに、そのことについてはまた確認をですね、全協でそういうのは説明が受けたというふうには確認をしてみたいと思いますけれども、裁

判は始まったばかりですけれども、まだ書面だけのやり取りだと思いますけれども、損害賠償の請求額は幾らですかね。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 訴状で市の方に損害をしている金額は、5,000万円ということでございます。

○3番（西江園 明君） 5,000万円の損害賠償の請求を受けているということですね。これは、今からのことだと思います。

今ちょっと予備費のことも出ましたけれども、裁判の経緯というのは、これからも議会の方へは説明をしますよね、ずっと経緯についてはですね。まず確認したいと思います。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

裁判の経緯につきましては、その都度皆様方に報告できる内容につきまして、報告をさせていただきたいと思います。

○3番（西江園 明君） あれ、総務課長がいなくなったですね。

ところで今ですよ、この志布志市が損害賠償を請求され、裁判中であるということは、市民に知らせるという気持ちはありませんか。

〔西江園明君「ないならないでいいんですよ」と呼ぶ〕

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日、南日本新聞の方で、このことにつきましては記事が掲載されていたようでございました。ということで、私どもとしまして特段、このことがあったということについてお知らせするというような考えはないところでございます。

○3番（西江園 明君） なければですね、私の方で、また議会だよりでですね、また掲載をして市民に知ってもらうにはこの広報手段しか、議会だよりしかありませんので、またそれについてはおって広報をしていきたいと思います。

弁護士の件について、裁判については、これで終わりますけれども、先ほど弁護士が鹿児島の人を弁護して、最終的には宮崎に決めたというものですよ、当然今鹿児島は中央裁判所ですよ。高等裁判所に控訴されてすれば、高等裁判所は福岡と宮崎しかないんですよ。それを見込んで、私は宮崎の弁護士かなというふうに感じたところです。

これから裁判の行方を見守っていきたいと思いますが。

次にですね、肝心の事業は国の補助で市の負担は少ないとのことですが、それ以外が幾らかかるか全く分かりません。今回計上されていますが、開発農協との解散に伴う経費や、以前、9月議会では電柱の工事中の添架料というのも1,000数百万円計上されました。当初、我々議会には全く説明なかったことが、後から後から次々出てきます。計画段階で、このような経費というのは全く見込んでいなかったのか、市長、その辺はどうだったんですか、まずお聞きします。経費がですよ、開発農協のを含めて、当初我々に示したのに余計なお金というのはどれぐらいだったのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

開発農協の関係につきましては、私どもが事業を始める際に、開発農協の方に本事業の内容についての説明をしたところでございます。

昭和33年に、この開発農協は放送を始められ、50年以上にわたって行政情報の貴重な伝達手段として、住民福祉の向上に寄与していただいたということでありまして、開発農協の事業が情報通信基盤整備事業を導入することで、存続に影響がするというので、この事業の導入当初からお話をしてるところでございます。

そのようなことで、この開発農協の解散ということの方向性を今開発農協はとっておられるところでございますが、その解散に伴っていかほどの解散の費用がかかるかということにつきましては、私どもは把握はしてなかったところでございます。いずれにしても、そのことが始まるとなれば、開発農協の解散に伴う援助ないしは補助というものについては、真しに努めたいというようなことは考えていたところでございます。

[西江園明君「ちょっと答弁、まあそれも分かりましたけれども」と呼ぶ]

○3番(西江園 明君) 私が聞いているのはですよ、今それで開発農協の数字を聞いているんですよ。どのぐらい、我々に当初議会には果てしなく費用負担はないというふうに説明をしておきながら、開発農協の問題とか電柱のさっきいった添架料とかというのは、次から次出てくるから、我々に説明した以外にどのぐらいの費用負担というのがあるのかというのを聞いているんです。開発農協のことは先ほど、またこれから聞きますけど、4,700万円と予算が出ているわけですから、それは分かってるんですよ。それ以外に総体でどれぐらいのあれが出てくるのかということを知っているんです。

○市長(本田修一君) 本事業を開始する際に、事業の総事業費のほかに本市が負担しなければならない経費というものについては把握はしていませんでした。そのような中で、事業を進展するに際しまして、今回、別途本市が負担しなければならないという形のものが出てきたということにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。

○3番(西江園 明君) 結局、事業をスタートする段階では、どひこ費用がかかるか把握できなかった、結局全然どういう協議をされてですね、前も言いました。事前にどういう協議をしてスタートしたのか、そういう今市長の答弁で把握はしてなかったということですから、今その市長が出ました開発農協のことですけれども、今回の予算に計上されておりますけれども、その出資者からどのぐらいの放棄というか債権放棄があつての提案ですか。先週の議案提案の時の質疑のやり取りの中で、精算金は確か6,886万円必要だが、協議の結果4,700万円を上限として助成することに決めた。上限というふうに市長は表現されていますよね、この差額の約2,200万円というのの債権放棄は、債権者の同意は得られているというふうに理解していいんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

解散に伴う費用として見積もりが、6,886万5,000円というような欠損が見込まれるというような見積もりがされているところでございます。その中で、出資金について、JAあおぞらの特別出資金1,800万円。そして、開発農協組合員の出資金1,200万円について、この出資について解散

に伴う経費として充ててもいいというような形の同意を得たところでございます。

そのようなことから、最大4,700万円の市の助成をすることで、解散がスムーズに行くというようなことでの提案ということでございます。

○3番(西江園 明君) 今市長の答弁では、JAからの出資金1,800万円、組合員が1,200万円、合わせて3,000万円ですよね、3,000万円はほんならもう放棄をされたということですか、確認です。

○市長(本田修一君) JAあおぞらにつきましては、役員の方に承認いただいております。

そしてまた、開発農協につきましては、これから開かれる総会において承認をいただくということを返答いただいております。

○3番(西江園 明君) じゃあ承認がこれから得られた場合には3,000万円の債権放棄というか、放棄は出資者からは得られるということですよ。はい。

次に伺いますけれども、肝心の工事の方がかなり遅れているようですけれども、市長がこの前、昨日、議案提案の時も、5月か6月、7月か何か月も言われたですけれども、今のペースだと早くても私は6月頃かなと思います、早くてもです。

工事が終わって、各種手続きを終えて、供用開始されるのがいつからか分かりませんが、仮に7月に始めないかんわけですけれども、7月から供用開始となった場合に、開発農協の業務というのはいつまで続くんですか。先ほどの出資というのは、今の段階ですよ。開発農協の業務というのはいつまで続くんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

開発農協につきましては、決算月が5月ということでございまして、有線放送の事業につきましては5月末で終了予定ということになっているところでございますが、その後に設備の撤去やさまざまな清算事務が予想されているということで、12月頃までは清算事務を完了したいという意向を伺っているところでございます。

なお、解散後管理については清算人が行うということでございますが、施設の撤去開始からしばらく期間があるということで、行政告知端末放送の開始までは有明地区では行政放送を行うことができるというようなことの協議をいただいているところでございます。ということで、清算人によって現在の行政放送はされるというようなふうに協議をしてるところでございます。

○3番(西江園 明君) 今のこの金額というのは、今言った12月いっぱいを目日というふうに一応を定めて算出されたというふうに理解していいわけですね。

そして、その後処理というのは、かなりやっぱり時間がかかるとは思いますけれども、その後処理が終わって完全に解散できるようになるまでは、というふうな経費というのは含んでいるというふうに理解してよろしいんですね。じゃあ電柱等の撤去工事が高くかかっても、今後費用負担は発生しないということで理解してよろしいんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほどお答えいたしました解散に伴う欠損金につきましては、電柱の撤去等の費用も見積もっ

た形でされております。

○3番（西江園 明君） これからがちょっと本番ですけれども。

次にですね、私もこの件についていろいろ調べれば調べるほどふに落ちないことというのが出てきますが、まずお聞きしますけど、昨年の4月に4社を指名して業務委託の入札を行いA社が落札しました。そして、6月に先ほどもありましたように一方的に契約解除の通知をして、今裁判ざたになっておりますけれども。そして、7月に再度入札をして、4月では2番札だったB社が同じ仕事を約3,000万円も高くで落札して、現在業務をやっておりますね。

この落札に対して、前回質問した時市長は、私は正直に議会だよりも書きましたように、契約解除したことにより、工期が短縮せざる得なく、東京から人の派遣も費用がかかると考える。だから高く入札したと思うというふうに答弁をされていますが、業者寄りの答弁だなと感じました。

私も経験がありますけど、今まで役所の仕事を受注して落札金額が低かったから出張費を削ってまでいいかげんな成果品を納品するという業者なんて聞いたことがありません。

では、伺いますけれども7月の再入札のとき、残りの2社と、残りというのはA社とB社、もうAは入ってないわけですから、B社が落札。残りのCとD社の2社は4月よりも低く、安く入札しているんですよね。特にC社なんか1,000万円以上も安く入札している。市長のB社に対する見解と同じなら高く入札するはずなんですけど、逆に安く入札しているんです。B社だけが高く入札しているんですから、このC社、D社、2社の入札金額をどう考えますか。B社と同じ見解ですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

2回目の委託業務につきましては、設計管理委託ということでございまして、この分について入札がされたということでございます。

そしてまた、その分につきましても入札された業者は、それぞれ前回の入札価格より高く入札されているというふうに私自身は認識しております。

[何事か呼ぶ者あり]

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの資料を確認いたしましたところ、前回1回目より2回目の方がそれぞれ高く入札はされているようでございます。

○3番（西江園 明君） 答弁はずれてはいますけどね、高いのは当たり前なんですよ。3,000万円の設計監理料が入っているから、それを引いてみてください。単にいいはるんだっただけですよ。3,000万円引けば低くなっているはずですよ。2,900幾らで、設計監理料は、その分を単純に引けば高くはなっていないでしょう。落札しなかった業者のことは、時間がないからいいですけども、市長の見解というのはですね、全然違うんですよ。もう落札しなかった過ぎたことですからいいですが、つじつまの合う答弁をお願いします。調べてみてください。3,000万円設計監理委託、当たり前ですよ、3,000万円上積みしているわけですから高くなるのは、設計監理料ですよ、です

からその分を引けば、低く安くなっているんですよ。まあいいです。

今の質問の中でも言いましたようにですね、市長は契約解除したことにより、工期が短くなるからうんぬんということをそれなりに費用がかかるということ、だから高く入札したんだというふうに言われました。

それで、私も今調べてみたらですね、前の質問でも言いましたように、前回の質問の中でも言いましたように、4月に入札したというのは、本当神業のようなテクニックを使ってですよ、契約日を4月30日に契約日を設けていますけれども、その後連休などで、最初に工程会議、打ち合わせたというのは5月17日でしたよね。実質これが工期のスタートです。これから設計書の納入は、成果品の納入は7月20日ですから、計算すると65日間です。一方、7月に再入札した分は、契約日から納期の9月20日までを計算すると73日間なんですよ。こっちの方が長いですよ、再入札した方が。工期が短いから経費がかかるというふうに思うと、市長は答弁されていますけれども、工期が長いんです。この日数と市長の答弁の整合性をもう1回説明をしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

実施設計業務の第1回目の工期につきましては、22年4月30日から7月29日まで、そして当初につきましては、7月20日までに納品できることで82日間となっております。2回目の実施設計及び設計管理業務の工期につきましては、22年7月13日から3月31日まで実施設計図書につきましては、9月20日に納品ということで、72日間の期間となっております。

○3番（西江園 明君） それは、だから契約上の神業のようなテクニックを使ったときの日数の計算ですよ。私が言うのは、5月17日に最初の工程会議をしたから、業者というのはここからしか作業はできないんですよ。その作業というのが65日間ですよ、ということですよ。でも、その後入札した再入札の方は73日間ですよ、実質。こっちの方が長いんですよ。ですから工期が短いからうんぬんという市長の答弁とは違うんですよ、この整合性を私は聞いているんですよ。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回の工期につきましては、第1回目が4月30日からということで、本来速やかに着手すべきものだったというふうに考えております。

その工程会議が遅れたことについては、この委託事業者の都合で遅れたということになるかどうかと思います。

○3番（西江園 明君） 業者の都合で、これなかったかどうかということですね。ですから、つじつまが合うようなですね、答弁を。このことについてはですね、もう1回、担当課長もその日数だとか何とかというのは、よく整合性をお願いしますよ。

次にですね、4月に行った入札の指名委員会というのはいつ行われたんですか。

○副市長（井手南海男君） 入札運営委員会の開催日は4月12日ということでございます。

○3番（西江園 明君） では伺いますけれども、落札したB社の指名願、B社って分かりますよね、分からなければ固有名詞を出しますけれども、分かりますよね、落札したB社ですから。落札したこのB社の指名願というのは、いつ志布志の市役所に提出されたんですか、受付日でもいいですよ。

○財務課長（溝口 猛君） 平成22年2月22日でございます。受付日でございます。

○3番（西江園 明君） こんな1億円を超えるような大きな物件に対して、2月22日、年度末に指名願を出して、1か月ちょっとでしたら入札の指名を受けているんです。これだけの物件だったら相当前から営業活動があったのか、するものというふうに私は理解しますけれども、直前の指名願が出て即指名を受け、落札までするとは相当な力だったと私は思います。

では、伺いますが、指名するにあたって根拠というか、資格は何を採用したんですか。普通一般的に言えばですよ、土木の資格を持つ業者は舗装とか建築工事には指名を受けることはできないんですよ、何の資格を指名の条件にしたんですか。

○副市長（井手南海男君） 何の資格をと申しますか、その対象となります業務に対して、その技術的能力を有しているか、あるいはその事業内容に準じた経験と申しますか、実績を持っているかということでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ資格は問わないということですか、確認です。資格は持ってなくても指名に参加できたということですね。

○財務課長（溝口 猛君） コンサルタント業務でございますが、国交省等によりますと、建設コンサルタントの登録については問わないという形になっているところでございます。

したがいまして、コンサルタント業務につきましては、登録がなくても営業がと申しますか、営業ができるというような流れになっているところでございます。

○3番（西江園 明君） 委託業務の場合そうですね、ですから今の理屈でいくと志布志市では委託業務、すなわち例えば橋の設計とか、建物の設計というのは資格は持ってなくても指名に入ると、資格は指名に入る権利というか、指名するのは執行部ですから、というふうに受けることができると、資格を持っていないけれども受けることができるというふうに理解していいんですか。

○財務課長（溝口 猛君） 先ほど申しましたのは、登録があるかないかということでございますが、そのほかの要件としましては、技術者について置いてあるかということが一つの要件になると思います。

○3番（西江園 明君） 結局これだけの大きな物件、東京のコンサルタント、初めてのコンサルタントを指名するに当たって資格がある、普通は資格は基本的にすると思うんですけども、委託業務ですから、義務じゃないです。必須条件じゃないですけども、資格を持っていないけれども実績とかうんぬんというふうなことをおっしゃいますけど、じゃあ実績がありますか、このB社の場合。ほとんど私は情報開示請求をして、400円ですけどかかりましたけれども、指名願を全部写しをもらっています。ほとんど下請けです。民間の会社の下請けです。だから実績というのは、私はこの業務に当たっては1億円ぐらいの仕事を元請けで取るという、とてもじゃないけど理解はできないわけです。ですから、資格というのが、資格でもあればあるいはどちらか実績でもあればという、資格はないし、この業者はコンサルタントの資格も持ってないんですよ。4月に指名を受けた時は、資格も持ってない実績もほとんど、副市長はおっしゃいましたけど、

下請けです、ほとんど。このような今ごろですね、このような質問をしたかという、私は、コンサルタント業者というのは、普通はコンサルタント業者っていうでしょう。これは国土交通省に登録して、先ほどありましたけど、そこで初めて資格というか、を取って、普通は堂々と名刺にも登録番号を書いてですね、営業できるものです。

市長、意味は分かりますよね。だから私は文書を見てみたら、私から見ればなんくせとしか思えませんが、なんくせを付けて契約解除したA社は、資本金は10億円です。事業登録もさっき言った資格の登録も幾つもあります。再度入札でA社よりも約3,000万円も高くで落札したB社は、資本金は1,000万円です。10億円と1,000万円です。当然実績も違って来る、資本金が1,000万円と言えば志布志市の建設業者ぐらいですかね。財務課長、志布志の1,000万円の資本金があるというような建設業者はどのぐらいあります。

○財務課長（溝口 猛君） 本市に登録してある業者、市内の業者の中では1,000万円以上につきましては、46社となっているところでございます。

○3番（西江園 明君） 聞いたでしょう。志布志市ですら46社もあるんですよ、1,000万円。その資本金1,000万円というのがですね。ですから、志布志市業者が東京都のどっかの自治体にいつて2月に指名願を出して、4月にはもう受注したようなもんですよ。神業のようなことと私は思いましたよ。資格もないのにですよ、資本金がうんぬんとは言いませんけれども、資格もない登録業務もない業者が。契約解除をしたA社はですね、建設コンサルタントなど幾つも登録されていますが、落札したB社のホームページではそのような肝心の基本情報というのは見つかりません。しかし、ホームページの1ページ目にですね、建設コンサルタントに登録されましたと最近出ています。

よく聞いてくださいよ、この落札したB社が、今仕事をしているB社が登録された日は、2010年、すなわち昨年の6月14日です。今でもホームページに出ています。4月に入札したときには、このコンサルタント業務は登録を受けていなかったんですけど、どういう事情か慌てて取っちゃったとか、どうか分かりませんが、そこが指名を受けて入札して受けておりますけれども、市長はこの辺の一連のこういう流れについてはどう考えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今会社の規模と、それから実績等についてのお話があるところでございますが、私どもといたしましては指名の願いによりまして、その指名願された業者が先ほど副市長、財務課長の方が回答いたしましたように、その要件に合っているかどうかというような形で指名に入れるというようなことで対応がされたというふうに考えます。

○財務課長（溝口 猛君） 先ほど指名願の受け付けの件でございますが、今回の事業に関しましてコンサルタント業務につきましては、元々大手の企業の指名願があまり来てないところでございました。したがって、規則にもございますが、年度末に随時コンサルタント業務等については受け付けを行っているところでございます。

今該当の業者に頼らずほかの指名に今回入った業者につきましても、昨年度の同月前後に指名

願が出てきて、全て受け付けたという形になっているところでございます。

○3番（西江園 明君） 指名の受付日はですけど、日付のことを私は言っているんです。

今市長も要件を満たしているからということで非常に何の要件やったとかというふうに、私は聞きたいんですけども、ちょっとお伺いしますけれども、地方自治法のですよ、167条に、普通公共団体の長、市長は、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、その工事・製造の請負、物件購入を含めてですね、買入れ、市長が定める契約について、あらかじめ契約の種類及び金額に応じて、167条の5第1項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならないというふうにありますけれども、これとの整合性をちょっと教えてください。167条の11。

○議長（上村 環君） 答弁準備のためしばらく休憩いたします。

○
午後4時00分 休憩
午後4時17分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 休憩いただきまして、ご迷惑をお掛け申し上げました。

お答えいたします。

先ほどの施行令との関連につきましては、志布志市建設工事入札参加資格審査及び指名基準等に関する要綱、この要綱につきまして定めておるということでございまして、整合性についてはとられているということでございます。

○財務課長（溝口 猛君） 補足して御説明申し上げますが、要綱の中におきましては、ただいまのところ本市の要綱が建設工事等に係る部分ということで、コンサルタントに係る部分についての要綱の定めがございません。したがって、指名するときにはこれを参考に指名するというところでございます。

それから、先ほど指名願の受け付けの件でございましたが、昨年の建設コンサルタント業務の指名願の受け付けにつきましては、平成22年度、平成23年度分の業者登録の受け付けを昨年の2月18日から3月19日までに受け付けをしたということでございます。

〔西江園明君「ちょっといいですか、先ほど財務課長は、委託業務については、いつでも指名願を受け付けていると1回目は言っている。今回は定めた、前回、最初言ったのとは全然」と呼ぶ〕

〔溝口猛君「22、23年というのがちょっと言葉足らずで、22、23年度分を年度末に受けつけた」と呼ぶ〕

○3番（西江園 明君） じゃあ、今18日から出て22日にしたということで、わざわざ答弁を御丁寧にいただきましたが、じゃあその前回は出ていますか。その前年度2年前、その業者は指名願い出てますか、2年前。

○財務課長（溝口 猛君） 前回の分につきましては、ちょっと調査しておりませんので、また調べさせていただきたいと思います。

○3番（西江園 明君） 私が調べた範囲では出ていません。去年の2月22日が出たのが最初です。ですから、そのところには時間がないですから、この辺の整合性ということについては、また私も十分調べてみたいと思いますけれども、再度、お尋ねしますけれども、担当課長で結構です。A社に契約解除の通知をしたのはいつでしたですかね。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 契約解除の通知は、平成22年6月24日でございます。

○3番（西江園 明君） 今業務を行っているB社が建設コンサルタントの登録を受けたのが6月14日。そして、これを待っていたかのように24日には契約解除の通知。そして、30日には指名通知をして、すぐに入札を行って見事B社が落札しています。市長は、この一連の流れは当然というふうに理解されますか。たまたまこうなったんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

入札委員会の方から、このような形の流れになるということの報告を受けたところでございます。

私の方としましては、この事業につきましては契約解除という一大局面を迎えておりましたので、常に報告を受けながら一日も早い形で事業がスムーズに進行するということを考えておりましたので、そのことにつきまして、このような流れというのにつきましては了承したところでございます。

○3番（西江園 明君） 了承をしたと、市長の見解を聞いたんですけれども、意見を了承したという。今るる申してきましたけれども、こういう業務委託は、資格はうんぬんというふうにいる答弁でございますけれども、この件については適正な入札だったとお思いですか。再度、お聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本件につきましては、議員が度々御指摘のとおり多額の事業であると、そしてまた極めて工期的に厳しい事業であるということございまして、慎重に、そしてまた、そごがないようにというふうな形で進めるようにいつも指示してきたところでございます。

そのようなことから、適正に執行されてきたというふうに認識しております。

○3番（西江園 明君） こんなに急いでですね、私もしょっちゅう言いますが、進めなければならぬ事業か、急がなくてはならない事情があるのか、到底市民目線ではすすめるとは思えません。行政告知放送だって、鹿屋市はタクシーの無線方式を使って計画をしていますし、NTTだって町内会単位で行政告知を含めてですね、放送施設を進めています。

志布志市が進めているのは、ケーブルテレビ会社のためとしか思っても仕方がないんです。あまりにも急ぐものだから、先ほども言いました開発農協の件、事前に解決しなければならない問題が市の財政負担となって出てきます。そのような説明は一切ありませんでしたが、例えば先般の議会でも議論になりましたが、告知放送の端末機は来年度の申し込みは8万8,000円かかりますという、いきなり行政が出す文書かなというような、脅しのような文書が市民に配布され、議会でも議論になりました。

我々議会には、行政告知の端末機は無料で取り付けますと説明しておきながら、今年取り付けたらただ、来年だったら有料、それも8万8,000円なんて、新しく住宅を建てた人にとっては住宅ローンの1か月分以上に匹敵するような金額でしょう。住宅ローンに必死の人が取り付けるといいますか、これに。これが市長が日本一を目指す人口増の対策とお考えですか。志布志に住んでください、いい所ですよ、8万8,000円余計にかかりますけどというふうに言わないかんわけですよ。これが人口増、市長が言っているような対策というふうには伺えますか、というふうに考えているか伺います。

それと、この8万8,000円の根拠を併せて答弁願います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市役所からお知らせ、そしてまた消防署の災害情報ということで、各家庭まで行政告知端末機があることでこの情報が得られるということで、市民の皆さん方に安心して生活できるシステムを構築しようということで、今回は交付金対象ということであり全額無償で設置できるということになったところでございます。

しかし、その事業完了後につきましては、志布志市に転入される方で告知放送端末機の設置を希望される方につきましては、国の補助金は対象にならないということでございます。

今後、全額受益者負担ということで設置するということになりますと、今ほど言いました8万8,000円というような金額になるということでございますが、この告知放送につきましては、市民に対する防災情報、行政情報を提供するという目的も持っているということでございます。

そのようなことで、今後この事業完了後の設置につきましては、どのような整備の手法がいいのかということについては、まだ結論をもっていないところでございます。

今後、市の支援策を創設するということも十分考えなければならないということでございますが、財政的な面での検討も必要ということで、しばらくお時間をいただければというふうに思います。

なお、8万8,000円につきましては、引き込み線の工事が3万4,000円、ONUの費用が1万4,000円、FM告知放送端末機の費用が2万5,000円、宅内工事で1万5,000円、合計で8万8,000円となっております。

○3番（西江園 明君） その8万8,000円の根拠だと、今るる市長が述べられましたけれども、結局調べる根拠は、業者が幾らかかりますということでトータルの8万8,000でしょう、業者のいいなりでしょう。その査定というか、精査は行ったんですか。さっきも言いましたが、鹿屋市はNTTが進めているのは半分以下の費用です。志布志市のやってることは、到底市民目線の発想とは私は思いません。

厳しい時代の中で、先ほども言いました議会でも給与報酬の引き下げが提案されてます。給料が下がる時代に8万8,000円の負担をしてくださいという発想が理解できません。申し込む人がいるというふうにお考えでしょうね。じゃあ、この8万8,000円というのがいつの時点からの申し込みがこの額の適用を受けるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

8万8,000円につきましては、今ほど申しましたように全額市民の方々に御負担いただくのか。または、私どもの方で何らかの形でこの防災情報、行政情報を提供する機器ということでございますので、受益者負担を軽減させる方法をとるのかということにつきましては、今後協議をさせていただければというふうに思います。ということで、現在の段階では、この事業完了後にこのような方々には対応するという事になるかと思っておりますので、はっきりした時期はまだ提示できないところでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ事業完了後というのは、到底6月には終わらん7月から地デジが放送が始まりますよね。じゃあそれまでについては、この適用時期というのは決まるというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然その際には皆様方の御議論をいただいた形で予算化をしなければならないということでございますので、6月議会辺りまでには、そのことについてはまとめまして皆様方に御相談申し上げたいと考えます。

○3番（西江園 明君） 時間がないから飛ばしますけど、本当この事業も先般の南日本新聞にも、この事業を採択して採用した記事が出てたですよ。それによりますと、光を引っ張ったといわばってん、全然スピードも変わらんというような、前と変わらんじゃないかというような記事だったです。大きな原因というのは、私もパソコンを秋に買いました。立ち上がり、光なんですけど遅いから、結局原因はパソコンです。人間と一緒に、古くなれば動作は鈍くなるのと一緒です。だから容量が増えるからという理屈は成り立ちますけれども、理屈上はそうなりますけど、果たして処理能力がうんぬんというのは、いかがなものかというふうに思います。

今事業については、現在進めている工事と下請けとの関係とか、地元にどういう経済効果があったのか、BTVとの協定書、まだまだ私は聞きたいことがありましたけれども、時間の関係上、今回はできませんでしたが、最後ですね、予算説明資料の36ページですかね、ここのところに総務課所管の分で行政放送番組制作、「この事業により市内全域に光ファイバーケーブル網が構築され、高品質のケーブルテレビが視聴できるようになることから、それを利用して市民に市政を分かりやすく提供するテレビ番組（市民チャンネル）を作成し、放送する。」月3回で300万円ですけれども、こういうふうに理想的な定義付けというか、表現がしてありますけれども、先般京都大学の入学試験で携帯電話を使って不正事件に利用されて話題になりましたヤフーの中に知恵袋というの、私もよく見るんですけど、その中から知恵袋というサイトがあります。御存じだと思いますけど、毎日テレビでニュースでされています。このサイトというのは、自分がわからないことがあったらここに投稿すれば、夜なんか数分でこれを見ていた人が、知ってる人が回答するんですよ。これにですね、去年のコピーしたのは、去年の8月ですけど見てコピーしたのがありますけど、まさに市が進めているこの事業、地域情報基盤整備推進事業を後押しするような質問がありました。それはですね、質問ですよ、地上デジタルの整備も光ファイバーの構築と

まとめて全国的に普及させることはできないでしょうか。一部ちょっと省略しますが、そうすることで地方局やケーブル、CATVですから、ケーブルテレビ局は助かるのではないのでしょうかという質問です。投稿Oさん、それに対して、それを見ていた人が答えるわけです。まさに志布志が進めている事業、こうすべきじゃないかというのを疑問に感じて質問されたんです。

そこで、この質問に対して、その人がいろいろな回答もらえましたが、結局その人が質問者が納得して選んだ回答ですね、ベストアンサーということでこの場合は表現してはいますが、その質問者が一番納得して選んだ回答は、確かに光ファイバーが全世帯に行き渡れば、テレビ放送の必要性は大幅に少なくなる。ただし、光ファイバーの使用料がタダならね。電波を使ったテレビ放送は光ファイバーより断然コストは安いですよ。光ファイバーと違って送信アンテナ1個で何万世帯にも情報を送ることが可能なですよ。今の光ファイバーなんか世帯ごとに工事費が数万円、月額数千円、年なら約10万円の使用料負担がある。それに比べテレビは基本的に受信料はただ、光ファイバーに対するパソコンのようなもので、パソコンを持っていない人が使わない人が回線を持っている人の利益にはならない。電波による放送なら使用料を払わなくてもいいのにテレビだけのために光ファイバーを引いて毎月光ファイバーの使用料を払いますかというのが回答です。

これは5年前ですけど、2005年の6年前のやり取りです。これが世間です。

以上で一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

午後4時36分 延会

平成23年第1回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成23年3月9日（水曜日）午前10時01分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平 野 栄 作

鬼 塚 弘 文

立 山 静 幸

金 子 光 博

福 重 彰 史

出席議員氏名（24名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教育総務課長 五 代 豊 一
生涯学習課長 津 曲 兼 隆	学校教育課参事 塚 元 宏 雄
生涯学習課文化財管理監 米 元 史 郎	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時01分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と東宏二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○1番（平野栄作君） こんにちは。

通告書に基づきまして質問を行います。

大分質問者が多いということで、早く進めろというような御意見も賜っておりますので、なるべくその意向に沿った形で進めさせていただきたいと思っております。

まず、環境施策についてであります。

これまでも数回環境についても質問を行わせていただきましたが、環境につきましても、本市はですね、非常に取り組みは進んでいるという実感はあるわけなんですけれども、今回の施政方針の中にもありますように、いろいろな施策の中に環境というものがどうしても絡んでくるというのが見受けられるというふうに感じているところです。

私も前職時代に市長が推進しております環境問題に非常に感銘を受けて事業の一つの柱として取り組んできた経緯もありまして、そういう流れからですね、また環境問題をもうちょっと充実させてほしいという願いがありますので、今回の質問ということになりました。

まず、現在の我が国の高度成長、これはある意味ですね、環境を犠牲にして生産性の向上を目的に推進したために、その弊害が今になって現れてきているというようなこともあるのではないかと感じております。

また、これは我が国だけではなく、先進国と言われる国々、そういうところはですね、ほとんど同じような経過をたどっております。また、後進国と言われ、今、中国とか盛んに拡大を進めておりますが、そういう国においてもですね、同じような形で推移をしていくのかなというふう非常に危惧されているところです。

そういうさまざまな代償というものがですね、今現在、世界及び日本各地で発生しております異状気象につながっていると、そしてまた、国の施策を見ましてもですね、国はもう平成5年に環境基本法を制定しているわけなんです。もう17年以上前なんですよ。それにもかかわらず環境面というものは非常に進んでいないのかなというのをば、つくづく感じているところです。平成9年4月に容器包装リサイクル法、平成11年4月に地球温暖化対策の推進に関する法律、平成

12年6月、循環型社会形成推進基本法、そういうものが施行されました。

この流れを見ますとですね、非常に早い段階で環境面への取り組みを推進していくというような認識はあったと思っておりますが、中身がですね、どうも伴っていないのではないかなと考えているところです。

このような中におきまして、鹿児島県では平成10年3月に環境基本計画を策定し、それを受けて当時ですね、合併前になりますが、旧町単位で衛生自治会や分別回収が開始されております。分別内容も平成12年には19品目、13年に24品目、16年27品目、17年に28品目と細分化されました。そして、平成19年には志布志市環境基本条例を施行し、平成20年4月に地球環境を考える自治体サミットを開催、平成21年にポイ捨て防止条例の施行とレジ袋有料化を実施。また、今年はですね、水質シンポジウムを開催されました。資源化率も17年度73.1%、18年度が72.5%、19年度72.8%、20年度が74.9%、21年度が75.6%と本市は非常な高水準でですね、推移しているところです。全国単位で見ましても2位です。市単位といたしましては、日本1位ということです。しかしですね、隣の大崎町さんが79%で全国1位と、全国一を推進する我が市といたしましてはですね、隣でありますけれども、一緒に環境行政を推進しているわけなんです、やはり日本一というのを目指すにはもうちょっと取り組みが足りないのではないかなと思っております。確かに3位が高知県日高村が72.9%の資源化率というようなことになっております。確かに市町村人口は違いますけれども、取り組む姿勢とそこに携わる市民というのはですね、同じ思いを持ちながらこういう事業を推進しているということです、我が市もですね、もうちょっと努力をしていただきたいなというふうに考えているところです。

こういう施策を進めてきている一方、絶えない不法投棄、ごみ捨て困難者対策等の課題もまた生じてきております。

私は今回、新たな展開が感じられないと通告書にも記載しておりますけれども、これには私自身はですね、二つの側面からの捉え方ができるのではないかなと思っております。

まず1点目なんですけれども、これまで様々な施策を事業化してやってまいっているところです。しかしですね、やはり一つ一つの施策の積み重ねが今あるわけですけども、まだまだ不自由な点もあったのではないのかなというのを考えております。先般の水質保全シンポジウムにも参加させていただきましたけれども、その中でですね、合成洗剤を使わないようにしましょうよといった話も出ました。一時期はですね、我々も合成洗剤、石けん、そういうものを推進しようとして、私自身も取り組んでまいった経緯があります。しかし、時間の経過とともにだんだんその意識が薄れてきていた。そして、この前参加させていただいて、その話を再度聞いた時にですね、ああそうだったなと、そういう洗剤も使わないといけないんだなというのに改めて気づかされたということがありました。やはり時間が経過するとだんだん忘れていく、そういうものだろうと思っておりますが、やはりいいものはですね、再度取り上げて推進していく姿勢も必要ではないのかなと思っております。

市民の方々は日々の分別に加えまして、マイロードクリーン作戦や、おじゃったもんせクリー

ン作戦などにも積極的に参加をしていただいております。そういった市民の方々の努力がですね、今の志布志市を築いております、この意識というものは相当高いものがあると思っております。しかし一方では、残念ながらそうでない方々もいらっしゃる、やはりそういう方々へのアプローチをもうちょっと進めていくべきではないのかなと思っております。環境への取り組みを実施して10数年が経過しましたが、今再度これまでの施策の細部に対する検証を行い、課題といったものを拾い上げ、もう少し解決していく方向にもっていくことも、新たな取り組みと併せて必要な時期にきているのではないかなと思っております。

またですね、このような施策を市民をお願いをしている市当局といたしまして、市民の先頭に立ったこの行政自体が、果たして環境に対して率先した行動をとっているのか少々疑問に思える部分も感じられます。一般ごみの分別内容というのは、市民の分別に比べて、ここ市役所は果たしてどうなんでしょうか。いろいろと聞きました。一時期、ものすごい一般ごみが、収集しきれないようにごみ置き場に散乱していた状況がありました。最近では良くなったかなと思っております、聞いてみましたら、非常に前から比べると良くなってきているというようなことです。努力はしていらっしゃるんだらうかなと思っております。

また、非常に事業課ごとにさまざまな事業を展開していらっしゃいますが、その各事業の中におきましても、環境と結び付いているものが多々あると思っております。そういう中でですね、果たしてその課ごとの事業の中での環境というものに、どれだけ意識を傾注していらっしゃるのか、そして適切な取り組みをなされながら事業が推進されているのか。こういった点もですね、どうなんだろうかと、思う節があります。

また、市役所の中でそういう環境に対する情報の共有化、そういうものは構築されてきているのか非常に疑問に思えるところもありますが、市長の見解はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） おはようございます。

平野議員の御質問にお答えいたします。

本市の環境に対する政策につきましては、さまざまな形で取り組みを展開しているところでございます。

特に、ごみの資源化につきましては、議員指摘のとおり、本市は全国レベルでも高水準トップの位置を占めているということでございまして、そのことにつきましては更に展開を進めてまいりたいというふうに思います。

平成12年から、混ぜたらごみ、分けたら資源の言葉を合い言葉にしまして、ごみの分別収集を行ってきたところでございます。

平成10年で1万4,000tあったごみが、現在では1万t前後まで減ったと、そして、分別収集を行うことによりまして、埋め立てごみを80%減らすことができまして、議員の御指摘のとおり、平成21年度で75.6%のごみの資源化率ができたところでございます。

現在、埋め立てごみは、約2,000tとなっているところでございまして、これは、ひとえに市民の皆様方の全面的な協力のたまものというふうに考えているところでございます。

現在、このごみの資源化につきましては、更に資源化率を高めるべく様々な努力を重ねているところでございますが、平成23年度におきましても、新たにこの資源化率につきましては、高めるための事業化を推進しようとしているところでございます。埋め立てごみが2,000 t ございますが、その2,000 t のうちの900 t が紙おむつであるということから、この紙おむつについてのリサイクルについて、年数を掛けて研究してまいりましたが、この研究の中で私どもが考えている費用より経費が高く付くということで、なかなか事業化に向けて具体的な展開ができなかったところでございますが、23年分におきましては、このような調査、研究の成果を踏まえて、採算ベースに乗れるような事業化を具体的に始めたいというふうに考えているところでございます。

この結果がもたらされるとなれば、今後本市のごみの資源化率につきましては、90%を超えるものが達成できるということになるかというふうに思います。

そのようなことができるとなれば、ごみゼロのまちの実現というものはすぐさま到来するというようなふうに担当の方では申しておりますので、このことにつきまして、まさしく日本一のまちが達成できるということにつきましては、近いうちにお約束できる内容になるのではないかとこのように考えるところでございます。

○1番（平野栄作君） 今後の取り組みとして、紙おむつの再資源化を図っていくということ、それは前からですね、話は聞いているところでありますが、私が今質問いたしましたのは、今まで進めてきた施策の様々なものがありますが、もう一度見直すことも必要ではないのかなとあります。確かに資源化、こういうものを進めていくことも大事ですけれども、今非常にですね、意識の高い人と低い人との差が大きいかなと思っています。私も前、やっぱり人だと思っております。こういう事業というのはですね、市民が一丸となってやっぱり取り組んでいくような体制をつくっていかうということで、そういう研修会も実施しました。非常に意識の高い人たちがいらっちゃって研修会にも多く参加していただいたというような経緯があります。しかし一方では、先ほども言いましたが、ポイ捨て相変わらず減っておりません。そしてまた、マイロードクリーン作戦や、おじゃったもんせクリーン作戦など我々も実施しておりますが、集めたごみ、それは通常、うちの集落ではですね、ボランティアと書いて一般ごみの所に置いている。私も非常に気になりまして、環境政策室の方に問い合わせました。できたら資源化してほしいということをお伝えしました。そうした場合に、缶々なんかはですね、きれいなとの中に不純物が混ざった物、分かれて雑金とか分けられますよね。ペットボトルなんかの汚れ、これがどうしても引っかかるんです。自分たちで洗った場合に、相当数時間が経過したものについては色もおかしくなっているし、いくら洗っても取れない。果たしてこれを資源ごみとして出すと、果たしてこれがマイナス要因になっていくのかなと、非常にそういう細かなところがですね、矛盾を生じてくる。資源化しようと思ってもできるのか、できないのか判断がつかない。結局、皆さん意識の高い方々というのは、そういうふうになっていくと思うんです。どうしても矛盾が生じる。そういう矛盾もやはり解消していくべきじゃないんでしょうか。そういった取り組みも必要ではないのかなと考えているところであります。

そしてもう一つはですね、率先して推進すべき市職員の取り組み、これは果たして先端を行っているのかどうか。そういうところも若干疑問に思っているところもあります。また、事業を実施している各課の中の作業等を見ますと、そういうところに考慮されていないんじゃないかと、本当に市は環境問題を推進しているのかなといったような疑問も抱かされるような声を市民から聞くこともあります。

こういうところに対して、市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の分別収集につきましては、何回もお話申し上げますように、市民の方々の全面的な御協力があってからこそ、このような高い分別収集がなされているということでございまして、市民全体の意識というものは、本当に高いものがある。そして、市政運営についての協力が得られると、土壌はこの取り組みがあってからこそできているというふうに私自身は感謝申し上げるところでございます。

ということで、全般的にはそういったレベルであるということでございますが、中にはやはり不届き者というか、なかなか意識が高まらない方がおられて、不法投棄をされる方がおられるということについては何回も答弁いたしますように、何とかそのことについて、改善の対応は努めているところでございます。今年からそのような方々に対応するための監視カメラの設置もしておりますので、広くこのことについては周知を高め、そのような状況になっているという本市の取り組みをお知らせすることによって、抑制効果が発生するんじゃないかなと、現にそのような効果が徐々に出てきているというふうに担当からは聞いております。

また、更にこの事業につきましては、短期でございますので、今後は本市の情報通信基盤整備事業を活用したような形のそのような監視カメラ等も議会に御提案申し上げまして、このような不心得者につきましては、きっちり取り締まっていけるような体制をつくっていきたいというふうには考えているところでございます。

そしてまた、今お話がありましたように、実際にボランティアでこのような不法投棄について収集をしていただいた方々のごみにつきましては、ボランティアというように形、記名をしていただければ、そのまま一般ごみへというような形にされているところでございますが、できれば担当の方でも、少しでも資源化できる分については資源化してほしいというようなお話は申し上げているところでございますが、ボランティアでしていただいているというような関係上、あまりそのことについては強く言えないというようなことであるわけでございます。

お話のように、そのものにつきまして、どのレベルまでそれでは資源化が対応なごみというようなふうになるかということにつきましては、私自身も時々そのようなことをしておりますので、判断に苦しむものがいつもいつもあるところでございます。ということでありますので、それぞれの方が判断していただける程度で、今後もボランティアを続けていただければというふうに考えているところでございます。

そしてまた、市役所内の職員につきましては、私自身がこうして市民の方々に、直接日本一の

まちを目指そうよということを話しているんだということをいつもいつも職員には話をしていくところでございます。

そしてまた、私自身も率先してそのようなことについて取り組んでいるということにつきましては、職員も十分承知しているかと思えます。

そのようなことから、この市役所の職員のレベルというのはかなり高いレベルで意識があるというふうには認識しているところでございます。

○1番（平野栄作君） 意識が高まってきているということで、非常に有り難いなと思っております。

やはり市民の先頭に立つべき人たちということになりますから、ぜひですね、市民の模範となるような取り組みをですね、推進していただいて、各地域で率先してそういう取り組みを進めていただければ、また更なる向上が見られるのかなというふうに考えております。

また、市長はネットワーク地球村のホームページを、去年の12月だったと思いますが、高木氏と環境政策について熱く語っておられまして、その中で今年新たに1品目を追加すると、先ほど申されました紙おむつだろうと思っております。答えられていらっしゃいます。

また、これだけ多品目を市民たちがきちんと分けて出してくれているんです。分別が難しい高齢者には、ごみ出しヘルパーを付けてサポートをするなど、削減努力を続けています。その市民力のおかげで、ごみ処理費用を大幅に削減することができます。これにより、3億円ぐらいの経費が節約されるといったようなことが記載されておりました。

こういうことからですけれども、二つ目の質疑です。

これまでの事業を踏まえて、新たなステップへというようなことで質問をいたしますが、今後ですね、また新たに1品目を追加して、資源化率は更に高まっていくものと思えます。もう数日しますと、九州新幹線が開通します。それに合わせまして、県内各地におきましては観光客の呼び込み、そういうものにしのぎを削っております。

新幹線効果に合わせた本市の取り組みについても、同僚議員からの質問も多数あるようですが、本市をいかにPRしていくのか。そして、何を柱とするのか。もう少し早い段階から取り組んでもよかったのかなと思っております。といいますのは、やはり志布志は環境のまち、これをやはり前面に出していくべきではないのかなと、こういうことを繰り返すことによって、やはり行ってみたいなという意識も高まってくるんじゃないのかなと。もうちょっとこういう部分を事前にPRすれば、背白ちりめんのS-1グランプリ、そういうものも相乗効果として、また高まっていくんじゃないのかなと、自然の中で育った地元産品が環境にやさしい中で育ったものですね、たくさんある。そういうイメージをですね、やはり抱かす必要もあるのではないかなと、ほかには何もありませんが、環境はすばらしいですよと、そういう中の産品です。自信を持ってお勧めします。それぐらいのことをですね、やはり取り組むべきではなかったかなと思っております。

もう1点なんですけれども、本市の環境の取り組みというのは、実際分別をやっている市民の

方々はですね、確かに分別はやっていらっしゃるんですよ。しかし、その分別されたもの、生ごみであれ一般ごみであれ分けます。じゃあ一般ごみがどこに行ってしまうふうで処理をされているのか。実際現場に足を運んだ方というのは少ないと思うんですよ。分けるのは分けるんです。ただし、我々の分けたものがいろいろ広報なんかでですね、出てはきます。こういう形で写真なんかではお目にかかることはあります。ただ実際ですね、ここに足を運んで実際見てみる。そういうことってなかなかないと思うんですよ。特にまた、研修とかいろいろな形で本市を訪れますけれども、そういう方々は特別に連れて回っていらっしゃると思います。

しかし、実際自分たちがやっていることを自分たちが把握していないというのも若干おかしいというような気がしております。

私も前、研修をしたときに、そおりサイクルセンター、それから一般ごみの埋め立て場、それから、生ごみ処理場、そこをずっと見てもらいました。勉強になったと、こういう形で処理されているんだというのを実際市民の方々から聞きました。

そういうことを踏まえてなんですけれども、やはりこういうものをですね、実際行くとなると大変なんです、距離がありますから。映像化するとか、実際、このペットボトルが、どこでどういう工程を経て、どういうものになっていくのか。そういうものをですよ、映像化するなり、そういう形で市民にも、そしてまた、志布志に訪れられた方々に対してもですね、1か所で、ああ志布志はこういうことをやっているんだというようなできる情報発信の場も設けてみてはいかがなんだろうかなと、情報発信館というような形でですね、そういうこともやることによって、またPRというようなものにもつながっていくのではないかなということを考えているところですが、今後まだまだ経費的なものもありますし、紙おむつの再資源化というものに大変なまた経費もかかってくると思いますが、ぜひですね、そういうところも検討していただきたいというように考えておりますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

もう間もなく新幹線が全線開通するというので、本当に鹿児島県こぞってこの開業を待ち望んでいると、そしてまた、この開業によりまして、大きな経済効果もたらされるというようなふうに期待されるところでございます。

そのことに合わせて、本市でもさまざまな取り組みをすることでございますが、その中で、今お話がありましたように、環境のまち志布志というものを大いに売り出すべきではなかったかというような御指摘でございます。そのことにつきまして、先日行われましたS-1グランプリの場においても、そのことに配慮しながら、そのことも取り入れながら、あの取り組みに挑戦、一緒に取り組みばよかったかなというふうには思ったところでございました。あの取り組みは、商工会主催ということでございましたので、私どもはサポートするという立場でございましたので、今回は商工会の方々が、全面的に「背白ちりめん三昧井」というものを主体として売り出していくというような取り組みでありました。そのようなことから、私自身現場に行きまして、お茶の、市の方ではお茶の振る舞いと、農政課を中心とした職員がお茶の振る舞い等をしており

まして、志布志産のお茶というような形でPRをしていたわけですが、それと併せて、環境についても日本一の取り組みをしている町というようなことでの紹介があってもよかったなと。そして、そのような環境の中でとれた「背白ちりめん」というようなことで、安心・安全なんですよということが理解していただけるものになっていくいいんじゃないかなということ、少し惜しいことをしたなというふうには実感したところでございます。

今後、様々な場面でこのことについては取り組みを総合的にしていきたいというふうに思いますが、そのことをしようというのがまさしくブランド推進ということなわけでございます。

ブランド推進につきましては、いつもいつもお話しますように、まず日本一の環境に取り組みますよと、それで日本一のごみ資源化率を達成することで、そのことについては評価を受けるんですよ。そしてまた、健康づくりについてもそうなんです。そしてまた、ITの先進地にもなるんですよ、そして、間もなくバルク港の指定も受けますので、そのことで日本一になるんですよ、というようなことでお話しているところでございまして、まさしく私が進めようとしているブランド推進の最も大きな柱になっているところでございます。そのことを私どもはきっちり実績として確立して、確立した場でそのことを日本全国に発信すると、発信する場がブランド推進課ですよ、というようなことをずっとお話ししてきたつもりですが、今回また改めてブランド推進室というような形で来年度以降取り組みをさせていただきたいというお願いをしているところでございますので、どうぞ、そのことにつきましては十分御理解をいただきまして、今後、今お話がありましたように映像化等をももちろん取り組んでいきます。

そしてまた、様々なメディアに対しまして、情報発信をしていくわけですが、その情報発信の仕方についても、いろんな形で議論をしていただきながら取り組みをするところでございますが、今も申しましたように情報発信するためには、本当に発信される内容が本物でないといけない。日本一でないといけない。安心・安全なものでないといけないということでございますので、そのことについてはしっかりと取り組みながら、情報発信をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○1番(平野栄作君) 非常に前向きな答弁ということで、期待を大にしたところでございます。

本当ですね、ブランドというものがあるのと無いのでは大分違ってくるのかなという気はしております。ただし、つくるのは非常に困難が予想されているわけですが、今大きな柱であると申されましたように、この市民力を本当ブランドにさせていただきたいなと、このことが全てにつながっていく。今市長が申されましたブランド、産品なんでしょうけれども、我々が取り組んでいるこのこと自体がブランドにさせていただいて、それが各個々のですね、ブランドにまたつながっていく。そういう形ですね、この環境については進めていただければ有り難いのかな。意識はどんどんどんどん上がってくると、観光客が来て、「すごいですね」、そういう言葉を掛けられるだけで、また意識は高まると思うんですよ。だからそういう相乗効果をどんどん重ねていくことがこのブランドの形成にもつながっていくのかな。

そしてまた、生産者の方々もですね、やはりそこに着目をしながら、そして地球にやさしい、

体にやさしいものを作り上げていく。そして、それが志布志ブランドとなって日本各地に発信されていく。そういう形ですね、まずは市民の意識を高め、それをブランドにしていきたいなということを願っているところです。非常に時間も気になりますので、まだまだたくさん用意はしてきたんですけれども、今後更なる推進を進めていただくことを期待して、次に移らせていただきます。

次に、学校施設の環境整備についてであります。

市内にも児童数50名以下の小学校が6校（八野小も含む）でございます。中学校が3校。そしてまた、50名以上、100名以下の小学校が6校あります。

これからの私の質問に共通する課題ではないかと思っておりますけれども、私も川西地区に住んでおります。PTAの方も小・中学校、高校までやったですけれども、小・中学校と役員をやらせていただきました。御承知のとおり、年々少子化の影響によりまして、児童数も減少傾向にあります。また、当然のことながら、保護者数もそれに合わせて減少してきております。

ここですね、学校施設の環境美化についてなんですけれども、児童の情操教育として非常に重要な部分を占めております。また、対外的にも景観維持というものは必要不可欠なものと認識はしております。しかし、近年児童数の大幅な減少、それに伴う保護者数の減少に伴いまして、広大な敷地を管理するのに、学校長をはじめとする先生方が貴重な時間を割いて当たっている現状。年数回行われる愛校作業に、保護者が参加しているという現状は、ここ10数年変わっていないところでありますけれども、特に私どもの小学校におきましても世帯数が、保護者数が30前後となっているようです。

また、非常に保護者を取り巻く環境も厳しさを増しまして、共働き世帯、そういうものが非常に増えております。そういう中でですね、こういう作業に従事できるPTA会員の方々も少なくなってきております。また、我々がやっている頃におきましては、重機等を保有している保護者もおりまして、様々な方々の業種がおりまして、様々な協力をいただくことができました。

しかしですね、今現状を見ても、大変保護者も苦労されているんじゃないかなと。というのは、そういうメンバーにまず恵まれなくなってしまった。そしてまた、共働き世帯、そして作業をするのに機械もなかなか充足できないというようなことなんです。

そのためにですね、愛校作業の前には教職員の方々が、なるべく保護者に負担を掛けまいとしまして、ほとんどの面積をやっていらっしゃる。相当なことだと思います。そのお陰で、愛校時間の作業時間というのは厳密に2時間から3時間程度で済んでいるようです。我々も校区役員といたしまして、自治会長さん方に呼び掛けまして、年1回ではありますが、愛校作業には参加をさせていただいております。そういう場合に機械とかそういうものもなるべく持ってきていただくようにして、重機力ですね、人数の少ない部分をカバーしようと思っております。そういうことは、やっているんですけれども、やはり学校のあの広大な面積、そして年間を通じますと相当数の作業が必要になってくると。

また、PTAというのは本来、児童生徒の健全育成と教育環境の整備というものが大きな活動

の趣旨ではないかと思っております。

でも、しかし先ほども言いましたが、近年、共働き世帯の増加にも伴い、また就業スタイルも多様化してきている中でですね、一つの行事をするのにもなかなか会員がそろわないということが起こってきております。また、それに加えて、各行事、会合への会員への参加割り当て等も、相変わらず続いているようであります。我々の頃もそうでした。多くてもなかなか参加者は少ない。少ない中では更に強制的に出てもらわないといけないような形になっている。そういう状況が繰り返されております。こういう中でですね、役員になった方は大変な負担を強いられて、また人数が少なくて状況は分かるんですね、小規模校の場合は。だから、そういう状況の中で頼めなくなってしまう。そうしますと役員がどうしても出会える機会が多くなる。そういうことが続いているように感じられているところです。

また、このことはですね、次の役員のなり手不足ということにも拍車をかけていっているような気がしております。

この点について、教育長はいかなる見解をお持ちでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 児童生徒の減少に伴って、これは当然ですが、保護者の減少というのは、歩を一にするわけでごさいます、今議員指摘のとおり、各学校大変保護者数、生徒数減りましてですね、学校環境整備という面からも難渋しているのが実態でごさいます、お答えいたします。

御指摘のとおり、近年、児童生徒は減少する中で、各学校ともに学校施設の環境整備につきましては、日頃から学校教職員による管理作業を行っているのが実態でありますけれども、やはり校長、教頭以外は市外からの通勤者も多くいるわけでごさいます、教職員の中には。教職員の居住はそれは自由でごさいますので、それをどうしても志布志市内に全員住めということではできないわけでごさいますので、つつい地元に住んでいるのは、御案内のとおり校長、教頭が中心だという実態でごさいます。私どもは一生懸命言うんでありますが、これはもう居住権ということがありますので、特にそれもまた申し上げられないと。そういうことで、そういう状態を見かねた保護者の方々がですね、年に二、三回の愛校作業、多い所は4回もしていただいているところでごさいます、そういう愛校作業でありますとか、それから正月の門松作り、それから運動会の緑門作りと、更には朝の交通立上り指導までしていただいております。私どもといたしましても、これらのPTAの協力に対しましては、心から厚く感謝申し上げているところでござい

ます。もちろん、こういう作業等には各学校とも児童生徒も参加しておりまして、学校とPTAの力で本市の学校は、私は、いつでもきれいな花々が咲き乱れ、来訪者を快く迎えていております。それは自負しております。

皆様方も、ぜひお近くの学校に足を運んでいただきたいと思っております。

教育委員会といたしましても、昨年度は、緊急雇用経済対策事業で、日頃手の届かない高木の伐採、それからせん定など、環境整備を実施いたしますとともに、そのほかにも学校の要望を聞

きながら、造園業者に依頼するなどして伐採等の対応はいたしております。

また、先ほど議員御指摘のとおり、今でも学校によっては地元の建設業者の方々が重機を導入していただきまして、学校の環境整備に力を貸していただいているという例もありまして、これまた大変感謝いたしているところでございます。

このように、子供たちと保護者がですね、一緒になって愛校作業を行うということは、私は教育的にも大変すばらしいことだと思っております。親子のふれあい、それから自然保護、先ほど言いました環境教育及び勤労精神の育成とかいうさまざまな面で大切なことだと思っておりますが、しかしながら学校においては、今後これらの作業を少ない保護者と教職員が行わなければならない、また一方では、環境整備事業費というものもそういう経済的な面でも増大することは懸念されまして、このままでは従来の広さを少人数で管理することには、今後ますます無理が生ずるのではないかと認識しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも環境整備事業の推進を関係部局とも相談をし、理解を得ながら、保護者の負担がこれ以上大きくならないように、子供たちの教育環境整備に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

私も県立学校にりましたが、大変広い校舎でありましたので、私たちもとにかく、今のこの市内でも女性管理職が10人おりますが、一番市内では、県内では多い市でございますが、みんなピーパーは使えるはずであります。必ず使ってくださいと言って一生懸命してもらっておりますので、女性管理職といえども皆さん方の学校をきちんと掃除してくださいとかっておりますが、大変この学校も広いわけですから、広い所も少ない子供たちで管理するわけですから、これ、切り売りできないのかとか、私は県立担当に県に電話してみました。県立学校の広い敷地がございます。うちの近くの有明高校なんかものすごい広いです。そして子供は少ないです。あれを管理するのに大変だということは分かっております。県立の場合も切り売りかなんかできないのか、あるいは人に貸すことはできないのかといったら、なかなかこれが法律的ないろいろなことありまして、それもできないということで今もまた管理してる。これはもう小中学校、県立高校問わず、今後の児童生徒の減少というのは、環境整備の面からも大変大きな課題を背負っておるといのが実態のようでございます。

以上でございます。

○1番（平野栄作君） 非常に少なくなってきましたとですね、我々も同じ学校を卒業した一員といたしまして、また校区内に住んでいる者としまして、地域の一員としてやはり学校というものは大切なものだと、また、地域のよりどころであるということでいろいろサポートはしております。

また、当地区の校区におきましても、建設業の方々がボランティアで年1回の作業等も実施していただいているのが現状であります。今のところはですね、まだ環境の維持については心配はないのかなというところも持ってはいるんですが、小規模校とそうでない所の先生方、私は実際比較したことはないんですけども、非常に小規模校って、何と言うんですかね、大きな所とす

ると不利というんですかね、そういう気がしてならないんです。というのは、校長、教頭は小規模校の場合、草を刈りにきたのかということ。私も10何年ずっとおりますので、来られた先生方というのは、ほとんど女性の校長であっても草刈機を背負ってやってらっしゃいます。校長室に行く作業着のまま、会があると着替えるというようなスタンスでいらっしゃったようです。それだけ一生懸命、環境美化の方に努めていただいていた。ただし、校長、教頭は教職員の指導的立場であるべきものと認識をしております。ということは、外の作業している間というのは、先生方の授業の実態、そういうものを目にする時間はないわけですよ。大規模になれば、また今度は数が多くなってということで目が入らないという部分も出てくるのかと思いますけれども、そういうところを見ますとですよ、非常に小規模校って不利益を被じるのかなということも考えるわけなんです、もう小規模校であっても大きな学校であっても、中身については平等な教育が受けられているわけですよ。そこをお尋ねいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のように、小さな学校の校長、教頭は大変難儀して、ましてや本務である教職員の指導もなかなかままならないという実態があるのではないかとということでございますが、そういう事態があることは否めない事実かなと思っております。ただ私どもは、かねて校長、教頭会で申し上げているのは、教職員の指導、そのような環境整備ももちろん大事だから、これを計画的に、そしてまた教職員の協力を得ながらですね、進めていただきたいということは申しております。

今議員御指摘のとおり、教職員を指導するのも管理職の仕事でございますので、それをおろそかにして、ただ学校がきれいになればいいというものでもありませんし、ちゃんと内外ともに実務あり、そしてまた、内側もまたきれいにきちんと整備しなければならないというのが管理職の役目でございますので、やっぱりそこへいきますと、やはり適正規模というのが当然議論されてしかるべきではないかと、こういうふうを考えておりまして、どの学校に行っても皆さんの管理職も、いわゆる平等に不公平なく、学校の管理、そして教職員の指導ができるように、それに近づけるのが我々の役目かと考えているところでございます。

○1番（平野栄作君） 小さな所でも、大規模校でも教育についてはですね、平等であるべきと思っております。しかし現状を見ますと、やはり教員っていうんですかね、実際の担当とは違いますけれども、校長、教頭先生方を見ておきますと、どうしてもちょっと不公平感があるのは、ゆがめないのかなというのが危惧しているところです。

今回、今日の新聞にも小・中17校来月廃止と、12年度以降80校を検討しているというような記事も掲載されているようですが、やはり我々も校区から学校がなくなれということではありませんけど、やはり今後ますます複雑化する社会情勢の中におきまして、子供たちはですね、もっと充実した教育を受けるべきであって、それには教職員の皆様方も、相当なまた勉強していかないといけない。

小規模校では小規模校なりの悩みもあります。小規模校だからいじめがないかということ、そう

いうわけでもなかったんじゃないかなと自分の経験を振り返ると、そういうこともあります。

また、大きくなると大きくなるで、またそういう問題、いろいろな問題も出てくるとは思いますが、やはり現状を見ますと、少年団活動もできないような状況になってきている。そういう中で、本当子供たちってどうなのかなと、小規模校ならの良さはあるけれども、利点と欠点を比べたときに、どちらを優先すべきなのかなというのをつくづく感じているところでございます。

学校規模適正化につきましても、基本方針が示されております。今後の方向性というのは、大体もう見えつつあるのかなというのを感じてはいるところですけども、今後ですね、児童の健全育成ということ、それと親もですね、私が思うのには、子供と一緒に学ぶべきというのを基本のスタンスにしながら自分も取り組んできました。やはり子供の成長とともに親も成長していかなければいけない。やはり小学校1年生の子供と中学校では違うわけです。中学校に送る間に、親もその準備をだんだん進めていかないといけない。それが私はPTA活動だと思っております。

だから、親もですね、やはり小規模の中よりは、やはり多くの方々と付き合うことで、いろいろな情報を得ることができます。そういう面から言ってもですね、やはり今後適正な規模の学校ということも必要にはなって、ないのかなということを考えているところです。

今現状では、小規模校でも先生方が非常に難儀をして、子供たちのために一生懸命取り組んでもらっております。小規模校のいいところをですね、どんどん生かしていただいておりますが、こういう保護者の側からも、こういうこともありますので、今後はですね、こういう視点も踏まえてですね、早い段階で方向性を示していただけるように期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

次に、21番、鬼塚弘文君の一般質問を許可します。

○21番（鬼塚弘文君） おはようございます。

平野議員の一般質問に感銘をいたしました。全く学校関係では、私ども同感であります。

歯切れのいい質問の後、大変やりにくうございますけれども、通告に従ってさせていただきたいと思います。

市長、施政方針について、というテーマで通告をさせていただきました。

午前中で終わりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

このバルク港について、市長が述べてこられた平成22年3月の所信表明。国内で2か所の指定を示唆を国がしたと、よって南九州、北海道が有力視されてるんだと。これに指定を受けると約10年間、数百億円の港湾整備の公共事業が実施できるんだよという施政方針を22年に述べておられます。

そして、昨年の6月の施政方針で、七つの港が大方手を挙げているといったような流れであったろうと思います。

そして、今回の方針では今月もうすぐでありますけれども、24日に国の最終検討委員会。そして、3月中には選定結果が公表されると思うと、よって結びに、志布志港が選定されるものと確

信をしているという方針をお示しになっておられますが、この時期にどうかということをお尋ねするのは、果たしてどうかなというふうに思っておりましたが、あまりにも市民の期待が大きいと、指定を受けてもらえばいいのになという期待が非常に大きいということ。そして、県・関係団体とあらゆる手法で要望活動を展開をしてこられたわけでありまして、今の時点で問うのは大変恐縮でありますけれども、市長の思いをですね、頑張ってきたんだぞと、多分こういう結果になるんだといったような思いを、もしあれば市民向けに発信をしていただきたいというふうに思っております。

○市長（本田修一君） 鬼塚議員の御質問にお答えいたします。

国際バルク戦略港湾の選定につきましては、昨年4月8日に、志布志港湾振興協議会内に国際バルク戦略港湾選定推進検討部会を立ち上げまして、その選定に向けて官民一体の取り組みを始めたところでございます。

現状といたしましては、12月2日に第2回目のプレゼンテーションが行われ、12月24日にそのプレゼンテーションについて、国の委員会より、改めて再度の意見書が出されて、1月28日に意見書に対する対応表を国に提出し、その後2月1日に、その対応表に対する事務方の説明、補足説明が国と県の間でされたということでございます。

それを受けまして、国の検討委員会の方では2月10日、3月2日、そして3月24日に最終の検討委員会が開催されるということになっておりまして、3月中には選定の結果が公表されるというふうに伺っているところでございます。

この国際バルク戦略港湾の選定につきましては、志布志港のもくろみ書につきましては、その作成の際、県、市、対象ユーザーでありますサイロ会社とともに協力し合いながら、2020年のポストパナマックス船満載入港に対応するための岸壁の整備、物流体系の構築、そして施設の管理運営方法等について、整備後の志布志港を最大限活用できる形でもくろみ書を仕上げたところでございます。

そして一方、地域住民の方々の理解を深めるためにも開催いたしましたフォーラム。そして、総決起大会、このことにつきましても近隣の市町から800名を超える方々に参加していただきまして、参加者全員で、この志布志港が支えている畜産業、そして畜産業に支えられている志布志港というものを改めて認識していただいたところでございます。

そして、この選定を要望する際に、私どもの地域の心としまして、地域の署名を集めまして、広域の市町から3万人を超える方々に署名をいただきまして、改めて志布志港が国際バルク戦略港湾に選定されることを地域全体として望んでいるということをお示したところでございます。

そのような中で、先ほどもお話しましたような国の方の流れがあったところでございます。この流れの中でも、別途、8月3日のもくろみ書提出以来、私自身もプレゼンテーションにも参加いたしまして、そしてまた独自の要望活動についても何回か重ね、そしてまた広域圏協議会等による要望活動も重ねてきたところでございます。

そのような活動を重ねてきた結果といたしまして、私自身が受けました印象は、飼料用とうも

ろこしの輸入量が全国2位である志布志港が、どのような位置付けになつてると、また重要な位置付けであると、そしてまた南九州地域の畜産地帯を背後に抱える、日本有数の食糧供給基地になつているこの南九州地域であると、そしてまた、今後穀物輸送基地といたしまして、九州内の畜産農家に、安価な飼料を安定供給しうる役割、使命があるということ、私自身は認識しているところでございます。

そしてまた、取扱量全国第1位が、茨城県の鹿島港で、この鹿島港につきましては関東地域であるということで、位置関係から見まして、志布志港につきましては、国際バルク戦略港湾になりうるにふさわしい南九州の地位を占めているというふうに感じているということでございます。

先ほどから申し上げますとおり、国の最終の検討委員会が、この3月24日に開催されます。検討委員会として、この委員会の中で、最終の意見の集約がされ、そのことにつきまして、国土交通省政務三役で、その後検討がなされ、3月中に結果が公表されるということになっているということでございますが、私といたしましては、また私自身、国会議員の先生にお伺いするたびに、この国際バルク戦略港湾については、志布志港を選定せずして、どこの港湾を選定するのかということのお話も承り、私自身もそのような思いであるところでございます。

しかしながら、この選定が確定するまでは、まだまだ気を緩めることなく、できうる限りのことを最終の選考委員会までに重ね、そして最終の選考委員会がされる年度末には、国際バルク戦略港湾に志布志港が選定という大きなビッグニュースを、これまで御尽力をいただいた関係者の方々とともに、大きな喜びとして受けたいというふうに考えているところでございますので、どうぞ議員の皆様におかれましても、今後も引き続いての御支援、御協力を賜ればというふうに考えるところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひ期待をしたいというふうに思っております。

この前、これ私的なことでありましたが、小林に行ってくれということですね、行ったところ、畜産農家でありました。その農家の方々がおっしゃるに、農協団体で農畜産の会で、多分牛農家でありましたから、飼料が安く入ると、なぜなれば志布志の港が何か国から指定されるみたいだよといったような話がですね、もう小林一帯で広がってますね。

今答弁があったように、南九州の多くの関係者が本当喜んでる政策だろうというふうに思っております。ただ、残念なことに、国の政治が非常に不安定という部分がありますけれども、期待を申し上げて、次に質問をさせていただきます。

県道の関係であります、市長の施政方針を読ませていただきました。

私は、施政方針をもう20何年ずっと取っておるんです。それで、本市が誕生してからのやつをずっと見てみますとですね、この県道改良についてのところが非常に気になってしまったもんですから、じっくり読ませていただきました。

特に、私の地元、県道3号線、今別府串間線のことだと思って聞いていただければ有り難いというふうに思います。

平成19年3月の施政方針ですね。全部読みませんが、泰野・立花迫地区の早期完成を推

進しながら、残された未改良区間の整備の要望活動を活発にし、地域間格差の是正を図ってまいります。20年3月の施政方針、全く一緒、未改良区間の整備の要望活動を活発に行い、地域間格差を是正を行っていく。21年度、全く一緒。22年6月、これも全く一緒。ここに多少変わってきたのが離合帯の設置といったようなこと。そして、地域の要望も入れながら、整備効果を共有できるような手法を取り入れながら、積極的に要望活動を行っていく。地域の格差の是正をやっていくと。23年、今年はやつですけれども、今年も大方一緒でありますけれども、やはり地域の要望を聞きながら、あらゆる手法を取り入れながら積極的な要望活動を行い、地域の格差の是正に努めてゆくとということで、施政の方針を述べておられます。そうだろうと思います。

そこで、二つに分けて申し上げますけれども、まずは今別府串間線。

今別府串間線というのは、森山の駐在所のあの付近から柳井谷の所までであります。この路線について、もうずっと書いてありますけれども、くわが入っておりますので、表現がちょっと違ってありますが、質問であります、今別府串間線の今後の完成を推進すると、早期完成を推進するとあるが、完成の見通し、現段階でどういうふうにふんでおられるか、まずは伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本路線につきましては、本市志布志町から県境を越えた宮崎県串間市を結ぶ重要な幹線道路であります。中山間地域を通過しており、沿線の田床、並びに柳井谷集落の住民は、この県道を利用して国道220号及び市街地などへ行く唯一の道路であります。

また、この沿線地域は高齢化率も高く、緊急車両と大型車が離合の際は幅員が狭いため、緊急車両が後退しなければならない状況であり、車道拡幅の要望を切にお願いされている路線でもあります。

現在、柳井谷集落側を工事しているところでありますが、この事業の全体計画は、延長800m、事業費8億円で実施されており、平成22年度末までの進捗は70%となりまして、残りが240mを残すところであります。

県土木部としましては、平成25年度の完成を目指して、予算獲得の努力をしているというところであります。

市としましては、安心・安全なまちづくりを推進していくため、曾於地区土木協会などの要望活動を通じ、早期完成を強く要望していきたいと考えているところであります。

○21番（鬼塚弘文君） 市長、今いただきましたけれども、私も当初申し上げましたが、今おっしゃった所は確かに改良は進んでますね。

森山駐在所の所から立花迫、前川養魚場のあそこ、一つも手をかけてない。そして、天堤から田床の集落間、一つも手をかけてない。この見通し、いつやるのか、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、計画されていない区間960mということになるかと思いますが、この区間につきましても、今年1月に、地元集落の皆様方や県土木及び建設課で現地検討会を開催されまして、離合困

難な状況、危険なカーブの多さなどの現状を県土木の課長並び関係職員へ確認してもらい、同時に道路改良の要望をされたところでございます。

現在、この区間の道路改良計画については未定ではありますが、現在実施している事業の早期完成はもとより、1.5車線の道路計画や局部改良、離合場所の設置なども要望しまして、早期に不安解消を図りながら、新規採択へつないでいきたいと考えているところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、できる所は、かなり広く大きく改良が進んでおりますけれども、進んでいない所は本当にですね、3号線で後で申し上げますけれども、軽トラックがやっとですよ、じゃあその地域の方々の土地取得が不可能かというところじゃないみたい。よって、先ほど述べられたように、何でもかんでも明日あさって全部やれということは言えませんので、早期にですね、1か所だけを集中してやるんじゃないで、入り口があんなに悪いわけですから何とかやっていただきたいということを要望しておきますが。

さて3号線、3号線について述べてみたいと思いますが、3号線というのは志布志小学校、志布志小学校から佐野原に行って潤ヶ野地域を通過して、今この先ほど申し上げた路線と多少だぶります。ちょうど私どもの前ですけども、そして福島渡、出水中学校の下、大川内、八野校区に入って、倉園、八郎ヶ野、そして串間と、串間に行くとも高速道路みたいになっているわけですね。そして、そこからこっちは一つも手をかけていない。こういうことで、部分部分ではきれいになっていますけれども、一つも手がかかっていない所があちこちあるということで、先ほどこの施政方針の中に、しっかりと書いてありますけれども、地域の格差是正といったようなことで、5年連続この表現であります、1か所も手がかかってないということなんですね。

それで、質問の1番、施政方針で市長が述べておられる、この未改良区間の整備とあるが、当然、今別府串間線もそうでしょう。この3号線ではどこを示してるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道3号、日南志布志線は、志布志港を起点に潤ヶ野・八野校区を経て、日南・串間市を結ぶ主要幹線道路ということでございます。

地域住民の方々にとりまして、生活道路や農林畜産業をはじめとする産業振興の基盤として大切な道路でございます。

しかし、市内約14kmのうち改良済み区間が約5km、改良率37%に満たない現状であります。八野校区や潤ヶ野校区から早期工事着工の陳情がされておりますが、厳しい財政状況の下、なかなか整備率が上がらない状況でございます。

御質問の局部改良や離合設置の早期整備であります、平成21年度につきましては、旧JA支所前の側溝新設と局部除去を実施したところでございます。

また、出水中学校下の区間につきましては、関係地権者の協力も了解していただき突角除去など、具体的な要望も展開しているところでございます。

また、福島渡の区間につきましては、平成22年8月に現場におきまして、地元住民の皆様が苦慮している現状を県土木部へ直接要望しております。現在、その成果としまして、福島渡の区間

約500mにつきましては、測量設計を業務委託されているところであります。工事については、早急に効果を現すために、特に幅員縮小の区間を暫定拡幅などの手法を検討していくことで県と協議をしているということでございます。

このように市としましては、地形などを考慮した効果的な線形を県へ提案すると同時に、地元関係者の協力体制を取りまとめながら、早期着工できるよう努力していく考えであります。

○21番（鬼塚弘文君） それでは、今おっしゃった、特に未改良地帯は出水中学校の下、福島渡の所という答弁がありました、そのとおりだろうと思います。じゃあその残された宮崎県までのあの線形、あれはもう全然考えてないということでしょうかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま要望している内容につきましては、今お話したところでございます。そのほかの区間につきましては、今後要望を重ねていくということになるかというふうに思います。

○21番（鬼塚弘文君） 市長、ぜひですね、そのことも忘れないでいただきたいというふうに思っています。

そこで、これも市長の施政方針の文面からでありますけれども、地域の要望を踏まえ、要望活動を活発に行うとあるが、どのような手法で要望活動を今までしてこられたのか。そしてまた、今年度、今私も申し上げましたが、今まで要望していない部分も、また今後していくという答弁をいただいたわけですが、どのような手法を今までしてこられたのか。また、今年度はどういう要望をやっていくのか、そこら辺りをですね、より分かりやすく説明をしてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大きな要望の取り組みといたしましては、県の土木協会、曾於地区の土木協会を通じまして、総体的に曾於地区で、そしてまた、大隅振興局の管内で、あるいは県の土木部にその要望内容をまとめて要望を重ねているところでございます。

そしてまた、私自身といたしましては、要望箇所については、担当の方とお会いする際には、本市のこの地区について、特に要望が強いと、そしてまた現状危険度が高いということで、早めに事業化をお願いしたいということについては、重ねてお願いをしているところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） 私どもはあまり好きな方じゃないんですけれども、いわゆる陳情合戦ですね。例えば地域の方々が、市長室に10人も20人も度々来られてなんとかしていただきたいということでやっと動くのか。それとも、市長の施策で、あの地域は何か違うものがあると、よってこれはどうもならんから何とか早くやれということで、関係の官僚の方々にその指示をされてやっていかれるのか、どちらか分かりませんが。冒頭に申し上げましたけれども、今別府申間線は、これは本当にですね、長岡議員筆頭に柳井谷集落の皆さんの地域の底力ですよ。それで今は亡き森先生が一生懸命された。その後、今の中山先生がやっておられるわけですが、そういうことでやっていくとすれば、3号線も考えていかねばならない。どちらかというと、そういうことに非常に得意な地域と、そうでない地域があると思うんです。八野小学校の今回の例がそうでしょう。地域から、先ほど平野議員の質問ではありませんけれども、地域の皆様

方が本当に子供の環境を考えて、ああいう決断をされたわけですね、それも10年かけて。そういう地域なんですよ、よって黙っとけば、ずっと放置されるのかよということを今皆さんが思われるんです。よって、市長、あなたはまじめな政治家だと私は思うんです。それで、そういう陳情合戦には、決して俺は惑わされないぞという方だろうと私は信じています。

そこで、あなたの施政方針を読んでみると、地域間の格差の是正に努めるということをして5年間ずっと言い続けてこられました。

そして、情報基盤整備の中では、地域格差の是正をやるんだと、これは完璧にいきましたね。これは大いに期待できると思います。地域の格差がなくなります。

そして、八野の地域であったと思いますけれども、あなたの移動市長室で、ある男性の方が手を挙げられて、携帯電話が入らないと、携帯電話が入らないような地域はどうしようもないと、市長さん何とかしていただきたいと、このこともあなたはできた。そうですね。この県道に至って何にもできない、何なんですか、県に遠慮しておられるんですか。この3号線がほかの3号線に沿った地域、潤ヶ野、八野、この地域の方々のこの格差というのはお持ちで、地域の人は持っていると思いませんか。何でべつとこはあんなとんとんできるのに、くわ1本入らないんだろかなと、このことが不思議でならないんです。この地域の格差、ほかのことはやっているじゃないですか、情報においても。この3号線においてどうしようもない、5年間。今おっしゃったところもわずかですよ。今朝も通ってききましたけれども、あの弓場ヶ尾・佐野原線もうすぐ完了です。たいしたもんですよ、なのに県道3号線においてなぜできないのか。まだ何年もかかるのか、建設課長がとんじゃくがないのか。彼も一生懸命ですよ、旧志布志町の人間で、よく分かっています。しかし政治家は、トップはあなたです。なぜできないのか、この格差を感じていないのか、いるのか、それだけお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身初代市長になりまして、また市長になるために選挙戦を通じて、あの地区につきましては何回も足を運び通ったということでございます。その折に、なぜこんなに狭い、また危険な箇所が残っているのかということについては、本当に不思議に思ったところでございます。その後、初代市長となりまして、内容を把握するにつけて、致し方がなかったというようなことについても思い至ったところでございます。

また、合併後におきましては、県も伊藤知事の県政の中で、公共事業削減というようなことを掲げながら、県財政再建を果たされるという方針が明確に打ち出されまして、合併時においては、県道の整備を旧町ごとに1本ずつというような方向性がまず示されたところでございました。

そして、最近に至りましては、県道の整備につきましては、新設の整備につきましては、市単位で1本というぐらいにまた極めて厳しい状況になっているところでございます。

そのような県政の流れの中で、私どもは、この地区については特に危険度が高いからということの御要望は申し上げながら、一生懸命に事業の事業化に向けての要望を重ねてきているということで、御理解いただければというふうに思います。

先ほど申しましたように、この3号線につきましても、本当に足踏み状態であったわけですが、実際、今設計の業務の委託がされるということになっていきましたので、少しは前に進んできた、県も理解がされてきた。これはひとえに県道の弓場ヶ尾地区の整備が進んだ、その次にこの地区が改良が進むんだというようなあかしではなかろうかというふうに私自身は考えるところでございます。

いずれにしても、先ほど申しました地域の整備がまだ済んでおりませんので、今別府串間線の整備は進んでおりませんので、こちらの整備も進めながらということになるかと思っておりますので、具体的に事業化がされるのはその後になるのかなというふうには思うところでございますが、一日も早い形での整備は更に要望を重ねてまいりたいというふうには考えます。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひとでもですね、本当に本腰を入れて今後も引き続いてやっていただきたいというふうに思っております。

そこで、以前あの地域に畜産基地を行政主導で八野地域になんぼですか、4か所、そして十文字原地域に養豚場、肉用牛をひっくるめて、どっか10か所ぐらいあるんじゃないですか。そういう地域であります。私はこの前、森山の駐在所にちょっと用事があっておりましたら、大型トラックの運転手さんが降りて来られた。何をおっしゃるかと言うと、八野の畜産基地に資材を持って行くんだと、どこを通ればいいかと、今この、やろうとしている弓場ヶ尾・佐野原線ですよ、こっちを案内したいけれども、まだ完了できないから、森山小学校から入っていただきたいといったようなことで、最初小さな車が先導いって、畜産基地に物を運ぶというかですね、そういう作業を目の当たりにしたところであります。

よって、そこを駐在所でもお話がありましたが、この弓場ヶ尾・佐野原線が完了すると、ほとんど車は佐野原に上がってくるんじゃないかと。そうなるともう潤ヶ野は大変なことが始まる、今の道路の状況ではですね、そんな話を駐在所でもすることでありますが、やはり過去の志布志町の例を言うと、畜産基地をあの一带に張り付けた、よって、そのことで子供も増えるだろう、地域の活性化にもなるだろうということやってきましたけれども、時の流れであります。

そういうことで、当時は八野の畜産基地からも子供たちが学校に通ってくれました。もう大人になって今はおりませんけれども、あの畜産事業においてもですね、今のままでずっといくのか、それともまだうんと事業主が変わって規模が拡大していくよということになっていくのか。これも、であるとすれば、市長の政策なんですよ。もう今んままでいいと、もう道路もあっこわんでやから、畜産基地もふつはせんど、もう畑もこいでよかということじゃないでしょう。畑かんを引いて農政サイドでも農家所得向上に一生懸命やっておられる。

畜産においても、日本一だということで頑張っておられる。そのためには担当課長も必死になっておられるはずですが、畜産課長、ちょっと申し訳ありませんが、あなたは畜産課長、畜産課の担当としてですね、あの地域にあれだけ畜産基地もありますが、道路改良は全然進まない。こういう状態で畜産振興だけをどんどんやって、果たして道路行政に対して満足しておられますか。農政課長、畑かんあれだけ広大な農地ができて、後で質問申し上げますけれども、かなり広がっ

てきた。しかし道路はごらんの状況、満足しておられますか。大変失礼ですけれども、所管課長としての見解を聞かせてください。

○畜産課長（中崎章文君） ただいまの質問にお答えをいたします。

当県道沿いにつきましては、普通規模の畜産農家に加えまして、今お話にありましたように、これまで畜産振興の拠点施設として、十文字原及び八郎ヶ野の畜産基地が整備されてきております。整備当時はさほど支障はなかったのですが、現在では飼料運搬車も大型化したこと、あるいは農場の規模拡大等によりまして、近道である県道3号が通行できずにうかいせざるを得ない農場も発生しております。

入植の方々等から県道改良の意見も聞いておるところでございます。畜産基地をはじめ、畜産振興の観点からも県道3号の早期整備をぜひ願うところでございます。

以上です。

○農政課長（上原 登君） 議員指摘のとおり、3号線沿いには水田農地が広がっておりまして、また畑かんの受益地区でもあります。県道が幅員が狭いというようなこともございますし、また最近では農業機械も大型化しておりますし、ほ場間の移動等非常に離合等に難渋をしておられるという話を聞いております。

また、通学時間帯、通勤時間帯の車の多いとき、農作業を移動等に難渋をしておられるという話を聞いておりますので、農業振興の立場でも早期の完成を願うものでございます。

○21番（鬼塚弘文君） ですよ、市長、そういうことだろうと思うんです。ぜんがあれば、どひこでん、でくつとよということかもしれませんが、あなたの政策を実現しようとする課長は、そういうことでやっぱり悩んでおられる。そういう面で、こんな時こそですよ、庁内の企画総合調整、ここに畜産振興をやろうと思えば、待てよと、道路はどげんなっちょいかよと、水道局はどうなっているか、環境はどうかということで、場内で総合調整をやるわけでしょう。それこそ企画調整の出番ですよ。

さらに市長、記憶しておられますか。移動市長室でこの地域で、あなたが1期目に当選されて1年か2年目だったと思いますね。五十四、五歳の主婦でありましたが、いきなり手を挙げて、記憶にあると思いますね。よく聞いてくださいよ、こういう意見でした。3か町が合併して、私は八野で芋づくりをしていると、主婦だと。私は大変期待していると、その方がおっしゃった。それは、どういうことをおっしゃるのかなと、私はびっくりしていましたら、旧志布志町は、私もそれはもう身にしみております。今バルクの話をしました。これは先人がつくったものが、本田市政の下で花が開くか開かんかということですよ。いわゆるその主婦がおっしゃったのは、農家に住むものとして、志布志町は港にウエイトを置きすぎて、農村・農家をほったらかしてきたと。よって松山、有明に行くと見ると農道は広いし、全て舗装してあるし、有明に行っても壮大なお茶畑があるし、そして畑にも芋があったり、お茶があったり、いちごがあったり、いろんな作物があると。我が志布志町はそれがないと、その方は行政の責任といったようなお話でされたわけでありましてけれども、そういう意味から合併して有明、松山の農村、農家の血液が志布志

の農村に流れてくるんじゃないかと、そのことに対して大変期待していると。よって後でおっしゃったことは、豚養いの市長さんが当選して良かったとおっしゃったじゃないですか。農業、農村については、あなたなら分かるということをおっしゃった。その時、会場は拍手しましたよ。あなたを支持しない人がいっぱいいたのに、でしたよね。だから、そういう期待があったわけです。

そういう面で2期目も堂々と御当選をされておられるわけですから、どうかですね、県あたりにも市長、そういう思いをですよ。そういう方々が本当に待ってるということです。どうかこの県道3号線についてはですね、そういう面で、再度市内でも総合調整しながら、畜産振興をやるにしてもですよ、地域からむしろ旗が上がらないような道路行政もやっていただきたいということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道3号線の局部改良につきましては、できる内容から整備がされるというような方向に、更に取り組みも県の方に要望してまいりたいというふうに思います。

先ほど、はじめに志布志国際戦略バルク港のお話を申し上げたところでございますが、この指定が受けられるとなれば、本当にこの志布志港は日本一の穀物の輸入港になると、西日本一帯のハブ港になるということでございます。ということになるとなれば、この志布志の地で生産される飼料は、志布志の地区の方々が一番恩恵を受けられるということで、現在国際情勢が不安定になっておりまして、原油等も高くなっている。そしてまた、それに連れて飼料等も上がってきている、穀物等も上がってきているというような状況の中で、更にそのような意味合いからすると、国際バルク戦略港の指定を受けることが肝要かというふうに思います。

畜産業界の方々、そのような流れを感じられて、志布志に進出されようということで打診が多々あるところでございます。このことは県内でも、そして宮崎からもそういった要望が来ているということございまして、少しでも志布志港に近い位置で経営をしたいというような考え、それはひいては、その経営体が飼料価格を安く保つことができる、購入できるというような考え方からそのような流れになっているというふうに考えるところでございます。

今後、志布志市は更にこのような畜産振興、農業振興というのを高めていかなければならないということでございます。ということでございますので、今お話になられました路線につきましては、県にも、このような流れがあるということを更にお伝えしまして、改良についての促進を早期の整備をお願いしたいというふうに考えるところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、そのバルクに引っかけた答えが出ればですよ、そういうふうに強いアピールをしていただきたい。よって、御要望しておきますけれども、役所もこうやるから地域の方々もこういう協力をしていただきたいという旨があればですね、あなた、本田市長発信で言うてくださいよ、みんな待ってますから、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、時間がないですから、次に入ります。

しおかぜ公園について、ちょっと議論してみたいと思います。

これも新若浜にできた本当に産物であろうと思います。これを厄介な荷物と見ている人もいるかもしれませんがけれども、旧志布志町時代は皆さんがよく言われたのが、あれほど大きな港ができたのに、トラロープが張ってどこにも入っていけないという状況が過去ありました。そして、緑地帯はごみの捨て場、大変な状況が当時ありました。そして、それから改良がされて、今はきれいな公園になってきました。そして、新若浜の中に県が事業主体である、この、みなと振興交付金の事業ということで、市民が憩えるスポーツの場として、この整備をしてこられたわけであります。

昨年の3月の施政方針では、市内の小学生が応募した名称で「しおかぜ公園」という名称を、名をもらったと。そして、志布志が、これも施政方針ですよ、志布志が誇れる志布志の名所として考えていくという市長の方針であります。

そして、6月の施政方針においては、一部供用ができるようになったぞと。今年の3月、今の施政方針では、7月にこけら落としをやって普及啓発を図るということで、着実に進んできておりますね。非常に有り難いなというふうに思っております。

そこで市長、この利活用、あなたが言うておられる、志布志が誇れる志布志の名所として位置付けをして、市民が気軽に使い、健康増進やレクリエーションの場として活用していくということのくだりがありますけれども、志布志の名所ということですね、この利活用の考え方を伺っておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

しおかぜ公園の整備につきましては、港湾施設を整備するための、みなと振興交付金事業を使いまして、平成20年度から平成24年度までの計画で実施されているところであります。本交付金事業の目標は、環境学習の場と港湾緑地の整備により、環境意識の向上と自立の社会づくりを目指すとしておりまして、これまで、20年度では環境学習看板を設置し、21年度では利活用計画を策定、22年度では太陽電池照明灯を設置したところでございます。

今年度につきましては、トイレの上の太陽光発電パネル設置と、ハイブリッド型で太陽光と風力を組み合わせた施設ということになりますが、この照明灯を設置することといたしております。

24年度につきましては、環境学習館を設置し、しおかぜ公園の拠点となる施設整備をしてまいりたいということで、志布志の名所ということとするということになれば、このしおかぜ公園は、環境を大切に作る町のシンボルの公園なんですよというような形で、そのような施設の整備をしているところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） 分かりました。

では、そういうことで、環境と抱き合わせたような公園ということでありましてけれども、7月にこけら落としという表現もありますけれども、この内容はもう検討しておられるんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

しおかぜ公園の今後の利活用について、ということですが、御案内のとおり、昨年の8月に県から管理委託を受けまして、公園内の芝管理、それからトイレや駐車場等の施設管理、

そして利用調整などを行っているところでございます。

また、しおかぜ公園は、昨年の冬に芝を張ったばかりでありまして、全ての工事がまだ完了しておりませんので、今のままでは緑の木陰とか、トイレも少ないわけございますので、市民への周知を積極的に図らなかつたんですね。ですから、供用開始になって、すぐに体育協会の理事会や体育指導委員会の定例会などで現地を視察などいたしまして、今後の利活用を含め検討を行ったところでございます。

現在の状況を見ますと、土・日や平日の夕方などは、多数の方が散歩やジョギングを楽しんでおられます。その中の一人は私もそうではありますが、非常にいい環境の中で使われております。

今回の当初予算におきまして、このしおかぜ公園のこけら落としといたしまして、みなとサッカーフェスティバルが始まる前日の7月31日の日曜日に、サッカー教室や親善試合等の予算を計上いたしますとともに、市民誰でも参加していただく企画として、この秋に市民総参加型のグラウンドゴルフ大会もあわせて予算を計上しているところでございます。

具体的な内容につきましては、もう少し、どこのチームが参加するかとか、学校はどうするかというようなことはまた、関係の方々とサッカー協会等と話し合って詰めていきたいと思っております。

教育委員会といたしましては、このしおかぜ公園が、これらのイベントを機会といたしまして、本市における新たな市民憩いの場、あるいはふれあいの場として活用していただくよう、県とも協議しながら、周辺の緑化や駐車場、トイレ等の増設、整備で充実を図ってまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

ただですね、現在ちょっと私どもが心を痛めておりますのは、一部心ない人間のためにサッカー場の芝生の中に車を乗り入れていると、そしてもう踏み切っていると、あるいはバイクの急発進の跡があるというようなことがありまして、更には備え付けの自販機が再三にわたりまして破損されている、というようなことがありまして、大変残念であります。警察署にも既に連絡はしてありますので、このままでは誠に悲しいことでもありますけれども、防犯カメラまで設置しなければならんのかというようなことを今考えているところでありますが、そういうことはしたくないとは思っておりますが、今後また一方ではそういう課題が出てきたのかということ、今考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（鬼塚弘文君） こけら落としはそういうことで計画をしておられるようですが、今教育長の方からありましたが、市長、そういうことですね。車の不法侵入、そして自販機が多分2回でしょうか、もうめっちゃくちゃですね。よって、県の管轄ですよ、そこにブロックを打つ、チェーンを張る、何をする、それも1回1回県の方に伺いをたててせにゃいかんのか。例えば、明日こけら落としがあるぞという前の晩に、先ほど教育長がおっしゃったような心ない者がいて、大変なことになるでしょう。

そこらあたりの対応も、十分教育委員会と話を詰め、県と話を詰めていただきたいということ

を御要望をしておきたいと思います。

それで、先ほど教育長の答弁の中でもありましたが、私ども体育関係の方々とも知らないといみんなおっしゃるから見に行っただけですけれども、なぜやいなと13町歩やっげなぞと、しかし、しよんべんにいつときな、あつこからあつこずいやげなが、ひつかぶらせんどかいなと、こんな話ですね、トイレが足りない。そして、幼児を連れていくには木陰がない、大変だといったようなこと。先ほどもありましたけれどもこのこともですね、市長がおっしゃる志布志の名所ということであれば、県あたりともしっかりと、まだ工事が完全に終わってないから言えませんが、そういう緑地帯、木陰、トイレ、そういうこともですね、ぜひとも前向きな実現に取りかかっていたきたいということを御要望をしておきたいと思います。

そこで、最後の質問でありますけれども、市長、このしおかぜ公園に引っかけて言うわけじゃありませんけれども、我が志布志市は、あなたがずっとスポーツ振興を言ってこられました。スポーツをする関係者は非常に喜んでおります。グラウンドゴルフの方においてもですね。よって、志布志市内の状況を見ると、松山町のテニス、これもかなり利用者が多い、宿泊までされて。

そして、ここの野球場、市内にはここしかないわけですね、この野球場。そして、今言っているしおかぜ公園、志布志の体育館、グラウンド、この前もポートマラソン900名ぐらいの方が走っておられましたけれども、この一帯、全体的なですよ、管理公社。しかし、そうじゃないぞと、管理だけじゃない、企画運営までそういう公社みたいなものが受けてやるぐらいの考え方は、あなたにはないのか。これはスポーツ振興イコール観光振興、商業振興、こっちでもつながっていきますよね。よって、ただですよ、芝刈りやトイレの掃除、土入れ、その程度で終わるのか。それとも1年を通してスポーツ誘致をひっくるめてですよ、そういう企画立案をしていくような、一つの立ち上げをですね、やっていかないと、これほど先人が築いていただいた施設が泣くんじゃないでしょうか。ここまできたんだから何か、例えばこの部分は教育委員会がやれ、この部分は港湾商工課がやれというんじゃないかとですね、そういうことを私は常日頃思っておるんですけれども、市長の考え方はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の様々な体育関連の施設につきましては、教育委員会を中心として管理運営されているところでございます。

そしてまた、そこでは様々な団体から利用したいという申し出があり、その利用に基づき、使用をいただいているところでございます。

本市といたしましては、スポーツ振興という観点から、あるいは健康増進という観点から様々なイベントを組み立てて開催しているところでございますが、そのことにつきましては、現在所管の方でそれぞれ担いながら開催しているという状況でございます。

現在の段階では、総合的にそれらの施設を活用するための事業を含めた企画をする部署ということの設置については考えていないところでございます。

今後、さまざまな施設の運用が更に活発になるとなれば、そのような観点からの部署の設置が

必要かというふうに思いますが、現段階では考えてないということでございます。

○21番（鬼塚弘文君） はい、分かりました。

急にこんな質問をして申し訳ないんですけども、できるであればですね、そうじゃないでしょうか、非常に職員の適正化計画でどンドンと職員も減っていく。今日は、福祉の仕事を福祉課にいるんだけど、一方ではグラウンドゴルフだと。教育委員会で、学校もろもろの行事があるけれども、一方ではグラウンドでサッカー大会があるといったようなことで、数少ない職員の方があっちへ走ったりこっちへ走ったり、これも大変だろうということでありまして、市長も御存じのとおり、例えば、サッカーフェスティバルで今までやってこられたのは誰かという、尚志館高校の古島先生、井手元先生、こういう方々ですよ。こういう方々にお任せするのであれば、剣道大会、伊崎田相撲や水泳大会、いろんなものを完備しながら、志布志の商工会、旅館組合等々もお話をしながらですね、志布志の活性化のための一躍を担ってしていただけるような気がするものですから、このことをと申し上げたところであります。

答弁は要りませんが、検討していただきたいというふうに思います。

次に、畑かんを使ってもうかる農業ということのくだりが、これも施政方針の中にありましたので通告をさせていただきましたが、先ほど申し上げましたのであえて申し上げませんが、移動市長室の中でも、そういう主婦の発言があつたりしてですね、ずっと見てみますと、施政方針を見てみても、水を使った農業で高収益性作物の導入というのが、21年、22年というふうにあるわけですね。

よって、私どもの志布志の農村地帯の中で、今までは、唐芋を作ってなかった農家が、だいこんを作ったり、キャベツを作ったりする光景が見え始めたということでもあります。非常にいいなと、今朝もその方々と電話で話をしましたが、グループが松山のしからなるたたどと、こんな話ですね。そういう方とグループを組んでやっておられると、そしてある人はこうおっしゃいましたよ、「今ずい確定申告で税金を払ったこつがねかったと、今年はうん十万か払わんないかんごんなったと、有り難いと」ここだろうと思うんですね。

よって、そういう農家が出はじめたということをいい機会にですよ、課長、水を使ってやれば、たとえ農家、私こわいと思うんです。5町歩の芋を作っている人が1町歩、2町歩野菜を作ってみて、こっちがもし没だったときは飯は食えんじゃないですか。よって、ある程度実績のある農家に、これは私の思いです。あなたは本当実績があると1反分、この作物を作ってもらえませんか、そのかわりこの保障をしましょうと、これこれの保障、よってモデルだと、もし良かったらそのことを広げていくと。既に有明、松山は私はそういう必要性はないのかもしれませんが、志布志町の森山、田之浦、潤ヶ野、八野では、そういうのが必要じゃないのかなと、本田市政の看板としてですね、そういう考えは市長はないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畑かんが着々と進みまして、いよいよ水利用ができる志布志市になってきたということでございます。そのような状況の中で、それでは何を作ろうかというようなふうに考えたときに、さま

ざまな選択があるということですが、なかなか難しいということで、現在先進的に取り組んでおられる方が、まずリーダー的な立場でされているということにつきましては、本当に有り難いということでございます。

現在の主作物は、さつまいもということでございますが、そのような中で、今回畑かんによりまして、さつまいもから、ごぼう、あるいはキャベツへ作物の転換が進んでいるグループもあるということございまして、このような方の中で、そのような高所得が上げられる方が出たということは、本当に有り難いなというふうに思っております。

この方々につきましては、水利用推進のために作物転換等による新規露地野菜の種子代の助成や、それから新規推進作物の検討会、貸し出し用の散水機具購入というものを実施してまいりました。

今後、更にどのような支援ができるのか、今議員がお話になられましたような、支援策ができるのかどうか、もう少し周辺市町村の施策を動向等を検討させていただきながら、私どもの市独自のものを作り上げていきたいとは考えているところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、今おっしゃった市独自でいいじゃないですか。何か検討をして、今何か芽を吹きそうなんですね。そういうことをお願いを御希望を申し上げておきたいとます。

観光振興について、先輩の立平議員の方からもう議論がありましたので、かなり私だぶっておりますので、1点だけ御質問をして終わりたいと思いますが、この新幹線の関係で、どこの沿線でも本当にまちおこしに躍起になっておられるわけでありませけれども、我が市もさっきのバルクじゃありませんけれども、ほかの市町村は絶対志布志のまねはできないはずですよ。ここ独自のものがあってしかるべき、重要港湾を持つ市、そういう面では、鹿屋も都城も絶対志布志にはまねができないと言うておられるわけですから、それは港ですよ。そういう面から見てですね、立平議員とだぶっておりますので1点だけ。

このスポーツ合宿の誘致奨励金というのもありました。このスポーツ合宿で、ただ私は所管の萩本課長ともよく議論しておるんですけども、どうも下手だと、スポーツ合宿は下手すぎると。一つの例、これを立ち上げるときにですよ、さんふらわあ会社のトップの方がこうおっしゃったじゃないですか、関西方面に誘致活動に行くのであれば、お金は要らない。うちの船を往復使っていただきたい。そのぐらい我が社も協力をするからやっていただきたいと言うけどこれが動かない。今回動きそうな形になってきましたので分かるんですけども、ここら辺りですね、対応が先ほど私が言った、役所がするところなんですよ。職員が足らんでやと、どげんもでけん、外部団体に言うと外部団体がある失敗をしましたので動かなかったということもあるわけでしょう。

だから、そういう専門的な形のを立ち上げて、そこにお任せして、役所が支援していくという格好であれば、市長の政策実現は私は可能だと思うんです。大体そうでしょう、もう職員の方は異動の時期でしょう。いまずい一生懸命やっちゃったどん、4月1日からなかじゃっどというこ

とで、これは仕方のない話でありまして、そういう面から見てもですね、この観光振興、例えば一つの例ですけれども、スポーツ合宿の誘致についてもそういう面ではある程度民間の力も借りながら、ある程度アンテナの高い人でないとできないはずであります。

そういうことについての具体的な思いは、市長は持っておられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光振興につきましては、特に私どものまちでは夏季にサッカーフェスティバルを開催しているということで、そのことを基にスポーツ振興、スポーツ関係の団体方々に本市に来ていただきまして、観光振興に寄与するというような形をとっていきたいということ、私自身は強く思ってきたところでございます。

そのようなことから、更にサッカーフェスティバルにつきましては、さまざまな形で事業の強化を図るために予算等も強化しながら、今お話になられました古島先生、井手元先生がより動きやすい環境というものを一生懸命、先生と協議をさせていただきながらつくってきたところでございます。

現在の段階では、100チーム近い団体に来る一大大会になったということでございまして、このことを中心に本市は、鹿児島県下でも有数のスポーツ団体等の誘致のまちというふうになっているところでございます。

そのようなことで先ほどありましたように、しおかぜ公園等も新しく開設されました。そしてまた、今お話になられましたように松山のテニスコートも全国的に高い評価を受けているテニスコートだというふうに関係者から聞いております。これらのことをきっちりと推進するために、更にたくさんの方々に来ていただくために、来年度につきましては体験型観光推進委員というような形で、そのことを専門的にしていただく方を設置したいということのお願いを今回の予算でしているところでございます。

どうかそのような形で、来年度につきましては、更に積極的に推進したいというふうを考えますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひとも努力をしていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、施政方針を私どもは、私は決算委員会の時も施政方針を必ず見て参加するわけでありまして、施政方針、いわゆる本田市長の施策実現のために、関係の官僚の方々をはじめとしまして、市職員の方々がさっきのごみの話ではありませんけれども、市長のこれは施策なんだと、これに対し職員が一丸となっていこうよという環境づくりをですね、庁内でぜひ立ち上げていただきたいと思いますということを御希望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。



午後0時02分 休憩

午後1時10分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

○12番（立山静幸君） 通告に基づき、順次一般質問を市長、教育委員長にいたします。

1番目の商店街活性化対策について、(1)の背白ちりめん三昧井の普及を全市民一体となって取り組む考えはないかではありますが、2月15日の南日本新聞によりますと、2月12、13日、かごしま県民交流センターで実施された鹿児島県内の商店街グルメナンバーワン決定戦で、見事に初代グランプリに志布志中央商店街の「背白ちりめん三昧井」が輝いたところであります。二日間で約2万1,000人が訪れ、地方大会得票率、本大会得票数いずれもトップの圧勝であったとの記事が載っておりました。

また、2月19日の「記者の目」では、志布志支局長が「明日のために」と題して、明日のために何ができるか、肩を寄せ合い頭をひねって、結果、ひとつの挑戦が始まり、参加するからには1位をと、商店街はもとより、商工会、観光特産品協会まで巻き込み、さらに市役所が、官民が見事なタッグを組んで、今回の結果につながったと高く評価され、紹介をされております。

また、南日本新聞の「ひろば」で、商工会理事の田浦さんは、「初代グランプリ勝因はこれだ」と題して、二日間のエピソードを紹介されております。

それによりますと、官民一体が一つになり、くたくたになるまで戦ったのがナンバーワンになった、勝因はここにあったと結んでおられます。

さらに2月28日の「かお」では、田浦久子さんが紹介をされております。

このように、県内外に広く志布志市の官民一体の取り組みが何回も紹介をされたところであります。これを一時的な祭りごとに終わらせてはならないと思っております。

市長は施政方針で、背白ちりめん三昧井を鹿児島県ナンバーワンご当地メニューとして、市内イベントでの出店など市内外の方に食していただけるよう普及してまいりますと述べられております。

また、本市のグルメを生かした地域おこし、観光振興、商店街活性化等、本市経済の活性化を図ることを目的に支援すると述べられておりますが、具体的にどのような支援を考えられているのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、背白ちりめん三昧井の開発につきましては、中小企業庁が全国商工会連合会等へ補助事業としまして、地域資源を生かした新製品の開発や販路開拓、観光開発など、商工会が地域事業者と一丸となって取り組むプロジェクトを支援する地域資源無限大全国展開プロジェクトを平成18年度より実施しております。

本市商工会におきましては、平成22年度事業の採択を受けまして、日本有数のちりめんの産地である志布志市内において、これまでほとんどが原材料や加工品として県外に出荷され、市内で

の消費が活発でない状況にあったちりめんスポットを当てまして、「黒潮の恵み『ちりめん』を用いた漁商工連携の逸品づくり」をテーマに、水揚げされたばかりの鮮度の良いちりめんを味わうことができる産地ならではのご当地メニューとして、背白ちりめん三昧丼を開発されたということでございます。

このような中、鹿児島県が主催した、商店街グルメナンバーワン決定戦S-1グランプリに、志布志中央商店街の背白ちりめん三昧丼として参戦いたしまして、昨年10月24日の指宿温泉祭を皮切りに、各地のイベントで開催された地方大会。そして、2月12、13日の本大会へ参戦いたしまして、志布志中央商店街の背白ちりめん三昧丼は県民に多大な評価を受けまして、地方大会グランプリ、本大会二日間のみ得票数により選出される特別賞をも受賞するというダブル受賞を獲得したところでございます。

この栄えある受賞により、市内外より市の観光案内所、市の商工会、市役所などへ問い合わせが殺到したところでございます。

現在、市内におきましても、飲食店24店舗がさまざまなちりめん料理を市内外の来客者に提供しております。

市としましても、市の商工会、飲食店と十分連携しまして、市内で開催されるイベントでの出品等、幼児から高齢者まであらゆる世代に浸透していけるような取り組みを図っていき、本市のグルメを生かした地域おこし、観光振興、商店街活性化等、本市経済の活性化を図ることを目的に支援してまいります。

具体的にというようなことですが、背白ちりめん料理につきましては、提供飲食店が協働でイベントの開催、PRを行い、食材としてのちりめんを今後、学校給食、高齢者等施設においての調理に利用するなど、関係機関の調整を行い地元での認知を広めていきたいと、市内消費を拡大していきたいということでございます。

また一方、4月29日に開催されますお釈迦まつりにつきましても、今回ありましたS-1グランプリに出場されました各チームにお釈迦まつりの御案内を申し上げまして、この志布志の地で再びそのメンバーで競い合うというような場を設定したいという申し出もしているところでございます。

○12番(立山静幸君) ただいま支援の方法等について御答弁がございましたが、商店街と連携し、グルメで観光振興、あるいは食材としてのちりめんを普及したいというようなことでしたが、私は普及については宣伝・PRが必要であると思っております。商店街はもちろんですが、行政なり、あるいは市民の協力あるいは利用、そして口コミ、マスコミの利用。そういう4者が連携して実施することが、この三昧丼の普及につながると思っております。

もう少しこの辺の、先ほども連携については申されましたけれども、この連携の方法等についてお尋ねをいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今ほど答弁いたしましたように、この背白ちりめん三昧丼につきましては、市の商工会、特に

商工会青年部の方々が中心になって、中小企業庁の事業を受けて開発されて出品されたということでございます。タイミングが良かったということになるかと思いますが、地元でのグルメを開発するために、この背白ちりめん三昧丼はメニューとして開発されたところですが、タイミングよくS-1グランプリが開催されたということで、それにも出品できたということになって見事グランプリを獲得したということでございます。

私どもは、この事業につきまして、背白ちりめん三昧丼が開発されたということで承知いたしまして、そのことについて、今回、S-1グランプリに出場されるということをお聞きしまして、市としても全面的な協力をして、その上で、後ほどお話になられると思いますが、B-1グランプリにこのものが挑戦できるようなものに育てなければ有り難いということを考えて、商工会の方に全面的な御協力の申し出をしたところでございます。

そのような流れの中で、官民一体となった形でこのことが、大会において特に力が発揮され、結果的にグランプリの優勝ということにつながったというふうに考えるところでございます。

○12番(立山静幸君) 今、各商店24、今参加されているんですかね。その参加されている方々はもちろんでございますが、広報の仕方ですね、ビラの作成とか、看板の作成とか、そういうものとか、あるいは商店の方々のエプロンにキャラクターの絵を付けるとかですね。それから市役所の職員、あるいは市長をはじめ商工会の職員の方々も名刺の裏等にですね、背白ちりめん三昧丼の宣伝をするとかですね、小さな宣伝方法もあると思うんですよ。その辺についての市長の考えですかね、お伺いしたいと思います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今回のこの背白ちりめん三昧丼につきましては、先ほどから申しますように、中小企業庁の事業を受けて開発されたメニューであると。そしてまたS-1グランプリ出品できたということでございます。その事業展開の中で、様々な形でこの背白ちりめん三昧丼についての散らしを何種類か商工会の方で作成されておられます。そのものを持って、本大会の会場にも望んだということでございます。そしてまた、今後、新たに鹿児島市の交通局の電車の中に志布志市の広告ポスター、これはまたお釈迦まつり等と一緒に掲載するわけでございますが、そのポスターの中に背白ちりめん三昧丼についての案内もしていきたいと。そしてまた、ただいま申しました交通局の電車内のつり広告につきましては、3月10日から6月4日の予定としております。この期間、志布志市としての広告ポスターを中づりでしたいということでございます。この中に、背白ちりめん三昧丼、あるいはお釈迦まつりといったものを広告いたしまして、このことでもって、今回の新幹線開業に合わせた形の志布志市の案内ということをしていきたいということでございます。

そしてまた、情報誌等にS-1グランプリの獲得というものを掲載を検討していきたいというふうに思っております。そしてまた、背白ちりめん三昧マップにつきましては、1万5,000部マップを作成いたしまして、このものを提供店舗、あるいは観光案内所、商工会、市役所等で配布をしてみたいというふうに考えているところであります。

○12番(立山静幸君) もう着々と宣伝をされているということに安心したところでございます。

もう市長も御承知かと思うんですが、B-1グランプリを2度制した静岡県の富士宮市の富士宮やきそばは、B級グルメであつという間に全国的に有名になり、年間60万人の人が食べに訪れるそうであります。成功の要因は、一つ目に地域に数多くある焼きそば店に注目し、それらの焼きそばは、焼きそばの総称を「富士宮やきそば」としたことです。現在は商標認定をされているそうです。そういうこと。二つ目には、焼きそば学会の設立、あるいは「やきそばG麺」とか、「天下分け麺の戦い」というようなそういう標語を掲げて、ユニークな標語を掲げて宣伝をした結果、年間60万人もの人が訪れるようになったということでもあります。

そのようなことから、市が行政ができること、お金を掛けないでできることが、先ほどのいろんな所での行事をもう組んでいращやるといこととでございますが、そういうような先進地の研修等もしていただいでですね、そういう研修等は考えていращやらないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたS-1グランプリの背白ちりめん三昧丼の広告PRにつきまして漏れておりましたので、一つ追加させていただきたいんですが、今度の3月22日の日に伊藤知事の方にS-1グランプリ、初代グランプリ獲得の報告をするところとでございます。その際にイベント風に仕立て上げまして、知事にS-1グランプリ獲得の背白ちりめん三昧丼の献上をいたしまして、試食していただくというような形のものも計画しているところとでございますので、どうぞ皆さん方も御覧になっていただければというふうに思います。

B-1グランプリについてでございますが、B-1グランプリにつきましては、先ほど議員の方からお話がありましたように、この出店につきましては、社団法人B級ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会、通称愛B（アイビー）リーグの会員でなければ参加資格がないということとであります。

会員資格につきましても、準会員から正会員と段階がありますので、まず本市の場合は、愛B（アイビー）リーグの九州支部加盟会員の準会員と登録され、日常的な食のまちおこしの活動を行い、その活動が評価、審査された後、審査され承認された後、愛B（アイビー）リーグの本部の正会員に昇格すればB-1グランプリの出展資格を獲得するということとありますので、資格獲得まで1年から2年以上の期間を要するようであります。B-1グランプリへの出店につきましては、一般的なグルメイベントとは違うんだということであるようでございますので、この内容につきまして十分調査いたしまして、そしてこの資格を得るための整理をしていかなければならないというふうに考えます。参加資格、目的、期間というものを考えますと、すぐ私自身としても挑戦できるのかというふうに思っていたところとございますが、そうではないということが分かりましたので、じっくりここは腰を据えて落ち着いて取り組みをしていきたいというふうに考えるところとございます。

ということで、ただいま御提案がありましたような研修等について、あるいは研究等につきましては取り組みをしてまいりたいと考えます。

○12番（立山静幸君） 背白ちりめん三昧丼だけじゃないですけども、地域を活性化させるた

めには、戦略思考法というのがあるそうであります。それによりますと、1番目にシーズ。素材、技術、伝統、歴史、文化、自然、景観というものが備わっていないといけない。それからニーズ。地域のニーズとか、消費者ニーズ、潜在的ニーズ、実需者ニーズというニーズも備わっておらなければならないと。それから戦略。コンセプト、独自戦略、差別化ポイントの明確化、このようなこと。それから4番目に連携・支援。これには生産者、製造者、流通業者、飲食サービス業者、大学、研究機関、自治体。この四つがうまくかみ合っってその地域がグルメ街が発展をするんだということのようであります。

このような四つの条件をですね、やっぱり今度整備をする必要があるんじゃないかと、このように思っているところであります。これで1番目は終わると思うんですが、終わりたいと思うんですが。

2番目については、もう先ほどちょっと市長の方で説明がありましたが、こういう四つの法則もあるというようなことですね、今後この背白ちりめん三昧について、普及を図っていただきたいと考えております。

次に、もう先ほど結論は申されましたが、B級グルメ祭典に向けた取り組みを官民一体ですべきであると思うがでございますが、先ほど質問しました南日本の志布志支局長の「記者の目」の「明日のために」の最後の方で、次の一手、全国レベルのB級グルメの祭典B-1グランプリの経済効果はけん伝されるとおりであるが、S-1制覇で期待も高まると結んであります。

また、2月12日の南日本新聞の「サロン」で、近畿日本ツーリスト鹿児島支店の南泰行支店長は、「B級グルメの集客力に驚く」と題して、指宿市で開催され県内外から36業者が出店して、1万食以上を販売したと。県内業者には集客にばらつきがあったが、料理の味は県外者に負けない知恵とやる気次第。地域の素材を使い、500円程度で食べられるご当地グルメが、観光客を引きつける新たな財産になると、期待をすると結んでおられるところであります。

市長は施政方針で、全国各地で開催される、ご当地グルメのコンテストに出品するなど、本市のグルメを生かした地域おこし、観光振興、商店街活性化、本市経済の活性化を図ることを目的に支援するという事を申されております。

背白ちりめん三昧丼のグルメナンバーワンの実績を基に商店街、商工会、観光特産品協会、市役所職員等々一体となって、B-1グルメの祭典に向けて一步一步取り組み、盛り上げ、それぞれの商店も人気メニューの開発を怠らず、お客様は神様としてお互いが認識を一つにしてB-1グルメの祭典出場を目指すべきではないかと思っておりますが、市長の思いをお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身2期目の市長選を臨むにあたりまして、特にマニフェストの中で、うまいものコンテストをやりたいと、そしてまたグルメ通りをつくりたい、というようなことのマニフェストの中の項目としたところでございました。

これは、今お話がありますように、B-1グランプリが全国的に開催されているということで、そのものを通じて、市がその地域が一体化されて、そして挑戦していく過程の中でまちづくりが

図られていく。そしてグランプリを取られたら、当然そこには想像もされないぐらいのお客さんが来られるということがありましたので、私のまちでも志布志市でも、そのような挑戦をすべきだというような観点からマニフェストの中に盛り込みさせていただいたところでございます。政策としても、そのようなことで昨年から取り組みをさせていただいているところでございますが、時あたかもそのことに応じるように、商工会員の方々が今回このよう形の中小企業庁の補助事業を導入されて、立ち上げられ、そして地域全体としてメニューの開発をされ、取り組みがされたということでございまして、本当にタイミングがぴったしだなというふうに、私自身は思ったところでございます。ということで、私自身としましては、当然そのS-1グランプリの先にはB-1グランプリがあるということ想定した上での今回の行政の全面的なバックアップということは、関係者の方々にもお話しておりますので、先ほども申しましたように、B-1グランプリに挑戦できる資格をまず獲得して行って、その上この食材について、背白ちりめん三昧丼もふさわしいということになるかと思いますが、またこのB-1グランプリの参加資格については、若干要件がございますので、その要件に合うようなメニューも開発しなければならないということになり得るかもしれないというふうには考えているところでございますが、いずれにしても商工会員の方々が、飲食店の方々が、本当に気持ちを一つにして同じ方向性を向いて、取り組みが今始まりつつあるということでございますので、このことにつきましては全面的な支援を行いながら、近いうちにB-1グランプリも獲得したいというふうには考えるところでございます。

○12番（立山静幸君） B-1の出場資格が1年か2年かかるというようなことで了解をいたしました。その間ですね、やっぱり夢を語り、地域を巻き込んだ取り組みが必要ではないかと思っております。それにはやっぱり仕掛け人が必要だと思っております。もうこの仕掛け人は、市長であったり、あるいは課長さん方であったり、商工会の会長さん、特産品協会の会長さん方であったりですね、商店の方々はもちろんですが、それを取り巻く人たちが、やっぱり仕掛け人となってですね、今後あらゆる機会を捉えながら、産地の交流会なり物産展なり、あるいは試食キャンペーン等をしながらですね、一、二年続けて行ってB-1出場の獲得に向けた取り組みをしていただきたいと思っておりますが、これについてお伺いいたします。

○議長（上村 環君） 市長、答弁は簡潔にお願いします。

○市長（本田修一君） はい、ただいまお話がありましたように、このB-1グランプリについては出場していきたいと、出場をお願いしたいということでございます。

そして、このことで出場するとなれば、当然グランプリ、ナンバーワンをねらっていきたいという意気込みで取り組みたいというふうに思います。

○12番（立山静幸君） 次の2番目の花いっぱい運動推進事業について、(1)の山重校区の平野自治会公民館東側、国道269号線沿いの桜植栽の1区画を花壇として整備するよう県に要望できないかですが、約25年ほど前に国道の改良舗装工事が実施をされまして、急カーブであったために人家、公民館、町道等の入り口を確保するため、三日月型に縁石で7か所区分をされ、4か所は桜の木が植えられて、現在は半分が枯れているような状況であります。その縁石の中は当

時約20cmぐらいの玉砂利を全面敷き詰められて、上からシートがかぶされておりました。今はカヤが全面的に茂り、集落で2回ほど清掃をしている状況であります。集落では、県がこの玉砂利やシートを除去して新しく土砂を入れてもらえれば、花壇にしたいという要望があるところでもあります。

以上のような状況ございますので、県の方に要望方はできないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の国道269号沿いの花壇整備についてでございますが、大隅振興局の建設部へ相談いたしましたところ、現在、県では花壇としての整備は行ってないということでした。しかし、地元自治会などの団体で花壇として利用しているところは県下には多数ございますので、占用許可の申請をしていただければ花壇として利用できるようでございます。同時に占用料免除の申請もしてもらえれば、占用料は要らないということでございます。

また、県の管理道路の100m以上において、日常的な管理を行うとともに、少なくとも年2回以上、定期的な草刈りや花壇、植栽帯の手入れ等の清掃、美化活動を行う団体、ふるさとの道サポーターに登録されますと、花苗などの支援も受けることができますので、このことについても御検討していただければというふうに思います。

○12番（立山静幸君） その玉砂利の除去等については、どうだったのかお伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 県の地域振興局の土木部に相談したところ、今のところ県の方では花壇をつくるということは、やっていないというような回答でございました。ということは、地元の方でそこまでしていただければというような回答でございます。

○12番（立山静幸君） できないとすれば、市の方で占用許可でしたですかね、許可後ですね、市の方で何とかできないものかですね、お伺いいたします。1区画、50m²か60m²かだと思うんですが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、地元自治会等で団体として花壇をつくりたいというようなことであるとすれば、占用許可の申請をしていただければ許可が得られるということでございますので、まず団体を特定していただければ、私の方でもお手伝いはできるかというふうに思います。

○12番（立山静幸君） 集落でもそういう取り組みをして、集落で実施をしまして、環境の美化や青少年健全育成ですね、そして地域連帯感の醸成に努めてまいりたいと思いますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

次に、防犯街灯の設置についてであります。山重小学校の東側市道に防犯灯3基を設置できないかありますけれども、この場所は山重小学校並びに国道269号線沿いから約200m東側で、国道と並行して南北に約550mの直線の市道であります。約5年前には国道の東側に歩道が設置されまして、小学校の正門に点滅の信号があるために、川添集落なり、鍋、田淵、それから清水集落の小学校生徒の通学路になっているところでもあります。

また、1月下旬頃になりますと、小学校の持久走のコースにもなっているところでもあります。

さらに市長が、健康日本一を目指していろいろな事業を取り組んでおられますが、ウォーキングコースにもなって、多くの方々が利用をされております。コースとしましては、国道の歩道を通って、この550mの路線を通り、田淵までは市道に歩道が付いているものですから、田淵まで安全にウォーキングができるというようなことで多くの方が利用されているところであります。

その中で、多くの方々が夜利用、ウォーキングをされるわけですが、暗くて危険であるというようなことで街灯の要望があるところです。

ぜひ、要望をかなえていただくことはできないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、道路照明灯としまして、平成21年度に地域活性化・生活対策臨時交付金、平成22年度に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しまして、通学路への設置を基本とし、交通量の多い主要幹線道路につきましては、特に志布志地区への整備を図ったところでございます。

議員お尋ねの路線につきましては、その他市道吹切線でございます。当該路線につきましては、早速調査を行ったところでございます。この路線につきましては、山重小学校及び宇都中学校へ確認いたしましたところ、学校が指定する通学路にはなっていないということでありました。また、防犯灯については、自治会設置であると思われるのが1灯のみであることを確認したところでございます。

道路照明灯の設置につきましては、通学路を基本としております。また、御質問の路線につきましては、自治会設置の防犯灯もあるということですので、自治会での設置をお願いしたいところでございますが、本路線の利用状況等、また今後観察させていただきながら、必要であれば設置は考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○12番（立山静幸君） 先ほども申しましたが、約半分は通学路になっているわけですね、現在。前は青雲の所を通って、横断歩道を通って、歩道のある所をば西側を通って通学をしておったのが、小学校の前が100mぐらい歩道ができたものですから、5年ぐらい前、そのために川添、田淵、鍋、清水の一部の方々は、半分はそこを通学路として、今現在利用しているわけです。使用しているわけです。

そのようなことで、今後検討したいということですが、集落の街灯は、この550mの両端には集落の街灯があるわけです、両方に2か所はですね。そのほか8か所も集落で、今集落では10か所を集落の街灯を設置して毎月お金を払っているところですが、集落でその間が人家も無いものから、人家のある所は集落の防犯灯を付けているわけです。そのない所なものですから暗くて、1月の末は持久走があるわけですが、練習のためにですね、親御さんが後ろから自動車でライトをともして練習をしたり、いろんなことをされているわけです。そのようなことで、ぜひですね、再度調査をしていただきまして、設置できないかお伺ひいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員の方で、通学路に利用されているというようなふうにお話でしたが、私どもが確認した

中では、通学路に指定はしていないということでもありますので、もし学校の方で改めてこの路線について、通学路として指定しますよということがありましたら対応はできるかというふうには考えるところでございます。

○12番（立山静幸君） 実際、通学路として利用されておりますのでですね、再度調査をしていただいて設置をしていただくようお願いをして、次に入ります。

4番目の読書活動の推進についてであります。が、(1)移動図書館サービスの充実を図る考えはないかですが、施政方針で、図書館へ行くのを合い言葉に、市民の学びと憩いの場として、多種多様な学習需要の拡充に対応するため、専門的知識を有する人材を育成、図書館サービスの充実努めるとともに、総合的な学習の場としての役割を果たす、市民に愛され親しまれる公共図書館づくりを目指しますとあります。さらに、いろいろな関係機関との連携を密にし、移動図書館サービスなどを展開しながら、読書活動の推進を図ってまいりますとあります。

現在の移動図書館車のがんがらちゃんと、きみまる号が、現在特定の小・中学校、あるいは地区・団地をば巡回をしている状況であります。がんがらちゃんについては、田之浦小・中、出水中、森山小、潤ヶ野小、八野小、原田小、山重小を昼食時間を利用して実施をされ、また七つの地区や団地をば、10時から12時まで、日曜等を使って実施をされております。また、きみまる号については、松山全集落を11のコースに分けて、午後5時から7時まで巡回をして貸し出しを実施をされております。

私は、施政方針にありますように、移動図書館サービスなどを展開しながら、読書活動の推進を図るためには、がんがらちゃん号には、昼食時間は今までのように小学校、中学校、あるいは地区・団地を回っていただきますとともに、松山で実施されております夕方5時から7時までできないものか。また、きみまる号については、主に5時から7時まで、松山の全集落を巡回をされておりますが、昼間は巡回をされておきませんので、昼食時間を利用して、残りの小・中学校を巡回することはできないかですね、教育長、教育委員長並びに市長にお伺いをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在御案内のとおり志布志市におきましては、がんがら号ときみまる号の2台の移動図書館車が運行しております。がんがら号は3.5t車で新刊図書を含む約2,500冊の図書資料を搭載し、志布志地区の小規模校の6校の小中学校と、昨年10月から、有明地区の山重小学校と原田小学校を月に2回の割合で昼休み時間を活用し、巡回しております。また、第2、第4の土曜、日曜日につきましては、志布志地区の交通弱者の高齢者や子供たちに本を届けようという目的で、夏井地区や緑ヶ浜団地など6地区に巡回貸し出しを行っているところでございます。きみまる号は、御案内のとおり、旧松山町時代に寄贈された1,800ccの小型貨物車で、約690冊しか搭載できないために、学校の巡回は行えず、夕方5時から7時まで新橋、泰野、尾野見地区の11コースを集落単位で巡回しているところでございます。

移動図書館の充実についてでございますが、先ほど申しましたとおり、学校におきましては、昼休み時間の約45分間に貸し出し作業を、作業業務を行いますために、物理的にも児童生徒の50

人までが限界であるようでございます。それ以上増えますという、もう混雑いたしましてできないということでございますので、元々はこの巡回図書館車というのは、小規模校を対象にいたしましたし、そして近くに大きな図書館等がない所の充実をという目的で配置されたということでございますので、去年から有明の2小学校までは何とかできはせんかということでやりましたところ、大変な盛況でございまして、もう給食時間いっぱいございまして、子供たちが。そういうところで図書館車を配置しておるわけですが、我々教育委員会といたしましては、読書活動の推進のために、このような移動図書館車のほかに、図書館本館におきまして、学校図書館やクラス単位での団体貸し出しを奨励したり、現在平日の夕方7時までの開館時間の延長を行いますとともに、有明農村環境改善センターの内にあります有明分館の移設によりまして、図書館機能の充実を図るべく、今回予算を計上いたしましたところでございます。

今後とも市民のニーズに応え、地域格差が生じないよう身近に本を感じられる環境づくりを構築してまいりたいと、かように考えております。

よろしく願いいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の質問にお答えいたします。

ただいま教育長から答弁がありましたように、現在、市内では志布志地区の小規模校6校と、6地区、有明地区2校、松山地区は集落を移動図書館車が巡回貸し出しをしております。

読書活動の推進につきましては、本館では昨年4月から開館時間を午後7時まで1時間延長し、仕事を持たれている方や親子で一緒に夕方本を借りに行かれる方々へ便宜を図っているところであります。

また、有明地区農村環境改善センターの改修を行い、図書室の移設と図書資料の充実を図り、市民の方々の読書活動の推進が図られるよう1月の臨時議会において、交付金事業の予算措置を行ったところでございます。

有明、松山地区の学校につきましては、移動図書館車の巡回につきまして、年間計画に基づき実施中でございます。有明地区では、貸し出し時間や児童数の条件が合う2校に、昨年10月から配本を行っているところでございます。

現状では、新たにこの計画に組むことは難しいようでございます。

私としまして、本館で、学校図書館やクラス単位で貸し出すという団体貸し出しがございまして、まずその利用促進を図ってもらおうというふうに考えているところでございます。

○12番（立山静幸君） 図書館の読書の推進につきましては、有明の改善センターの改修、あるいは午後7時までの開館ということで、積極的に取り組まれていることには敬意を表しますが、教育長が先ほど申しましたが、格差のということをおっしゃいましたが、私は小中学校にこのことですね、非常に格差が出ているんじゃないかと、こう思っているわけです。山重小学校は10月、原田と有明地区についてはですね、10月から実施をされておりますが、大変喜ばれております、学校の校長先生の話ではですね。今小学校のもう1年生から6年生までは、1年間に100冊以上読んでいるんですね。読まれております。ちゃんと個人ごとに毎月付けてありますが、

それを見てもみますと、小学校の図書館等では不十分ではないかと。各学校それぞれ同じぐらい100冊以上は読んでおると。その上に山重、原田の例をとりますと、月に2回ほど、がんがらちゃん号がきて借りるということになりますと、私は、小学校にしる中学校にしる、読書についての格差が出てきているんじゃないかと。そういうことで、きみまる号については、非常に690冊だったですかね、少ない冊数しか積めないというような状況であります。昼間はいえ開いているわけですよ。この690冊積めるのであればですね、蓬原でも伊崎田でも例にとりますとですね、低学年3年以下を1回、4年生から6年生までを1回ですか、2回来るわけですから1回に分けてですね、50人程度でしかまかなえないとなればですね、これをば2回に分けて少しでもその格差をばなくするようなですね、対策が必要ではないかと思うしておりますが、この点についてどうお考えですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

図書館のそういう読書指導という面におきましても、やっぱりマンパワーといいますか、そういう司書、図書館担当のですね、職員の力量といいますか、これが非常に大きいわけがございます。やはり読書を推進するという意味におきましては、私どもは学校を回って見ますと、非常にきめ細やかにセッティングをして、子供たちがいつでも行ってみたいというようなセッティングをしている学校もあれば、どちらかというところ無頓着な学校等がございます。我々といたしましては、そういう司書補の質の向上といいますか、そういうものも同時に行わないと、本だけをいっぱい並べても、なかなかそういうところでの司書の力量というものも同時に上げないといけないと、これはもちろん研修会も夏休みやっているんですが、一向に技術が上がらないということでございますので、今後ともそういう面もまた図っていきたいということでございます。してみたいと思っています。

それから、貸し出しの在り方をもう少し広めてという話でございますが、これにつきましても、やはり人的な配置というのがございまして、今運転して行って、一人がその人が本を出して、そして、そこでパソコンでもって本を貸し出してということをやるといって、どうしても最低二人いないとですね、そこ辺のことがうまくいかないんですね。ですから、これは当然またそういう意味では、人的な配置をしていただくための財源的な措置ということも必要でございますし、もう一つはまた、このがんがら号ぐらいの移動図書館車が大体1,500万円ぐらいするようでございますので、これもまた、もし私は理想的にはもう1台あのぐらいの車があればなと個人的には思っておりますが、そうすると当然、そこにまた人的配置をしなきゃならんということも出てまいりますので、今後またそういう受け入れ態勢等につきましても、また市長部局とも相談しながら研究してみたいというふうにお考えしております。

○12番（立山静幸君） 市長にお伺いしますが、市長は、日本一が好きというんじゃなくて、それを成し遂げるために、いろんな施策をとっていらっしゃる。読書の日本一を目指す考えはないかですね。そして今言われた人的配置ですね、それと1,500万円ぐらいするということですが、もう1台購入をして日本一を目指す考えはないかですね。

私は、今さっき格差の問題を言いましたけれども、松山地区については、大人も小学生も全部借りられるわけですね、集落を回って。そして、志布志では団地、弱者と言われましたけれども、そういう高齢者の団地とか地区ですね、地区を回っていらっしゃるわけですね。

そういうことを考えた時に、非常に不公平が、読書については不公平があると、1回に10冊以下を借りられるとかいうようなことが条件があるようですが、この人的配置は嘱託職員、臨時職員でいいと思うんですですね。やればすぐ、きみまる号も、がんがら号は夜は空いている。きみまる号は昼が空いている。そういうこと考えますと、すぐできるわけですね、嘱託職員を配置をすれば、市長、この点についてどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移動図書館につきましては、ただいま教育長のほうからありましたように、1,500万円程度かかると、車両自体はそのような形で済むかと思われませんが、人的配置というものが、今後また必要になってくるということでございますので、このことにつきましては、今回改めて御提案いただきましたので、このことにつきまして、今後担当部署と、できれば購入については前向きな形で協議を進めさせていただければというふうに思います。

○12番（立山静幸君） ぜひですね、読書日本一を目指してですね、格差のない志布志市の読書、人間形成ですかね、生涯学習等にも御尽力をいただけるものとして、一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

次に、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

○15番（金子光博君） それでは、通告に基づいて質問をしていきたいと思っております。

今回は、観光行政についての1件だけです。直球で質問をしていきますので、市長も変化球でかわすのではなく、直球で答弁してください。

いよいよ鹿児島県民が待ち望んでいた九州新幹線が、3月12日に全線開業をいたします。

そこで、本市に一人でも多くの観光客を取り込むための戦略はどうなっているのか、具体的に答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 金子議員の御質問にお答えいたします。

新幹線全線開業は、関西圏まで含めた商圈の拡大や観光をはじめとした交流人口の増加など、鹿児島県にさまざまな効果をもたらすことが期待されますが、その効果を沿線や一部の地域のみならず、いかに大隅地域に波及させるかが大きな課題となっております。そのための方策として、県では大隅地域の宿泊施設に泊まり、指定する2か所以上のチェックポイントを訪問することなどの条件を満たすことにより、レンタカー料金を無料にするという大隅地域レンタカー無料プラン事業を3月12日から実施するところでございます。

市といたしましても、この事業を最大限活用しますとともに広くPRし、この事業の利用促進を図っていく必要があると考えます。

そのために、県が主催する九州新幹線全線開業イベントとしまして、3月5、6日に福岡市で開催されたさくらフェアや、3月12日開催される記念イベントへ参加しまして、志布志市の魅力

やレンタカー無料プランを利用した大隅半島の観光PRをしていきたいと考えます。

また、本地域へ足を運びたいくなるような取り組みが必要であり、県では大隅地域を豊かな自然と食を生かした交流体験の地として位置付け、魅力ある観光地づくり、おもてなし、食、祭り、イベント、アクセス、魅力発進等のテーマで取り組み計画を定めているため、これらに沿った本市独自の取り組みが求められるところがございます。

一方、新幹線全線開業の効果に期待が集中している中であって、交通手段としてのさんふらわあの恩恵を最も受けている本市は、新幹線効果活用への取り組みもさることながら、さんふらわあを活用した関西地区からの誘客についても、積極的に推進する必要があると考えております。

そのために専門の体験型観光推進員を設置し、さんふらわあを利用した関西地区からのスポーツ合宿や、大会等の誘致を積極的に推進してまいります。更に誘客効果を高めるために、さんふらわあ利用助成金とあわせた学生合宿への宿泊助成金の交付やモニターツアーを実施してまいります。

併せて、市全体の長期的な観光行政の指針となる観光振興計画も市民の皆様の御意見を賜りながら策定し、総合的な観光振興を図ってまいりたいと考えております。

○15番（金子光博君） 非常に耳障りのいい、他人の船に乗って一緒に私も乗って行きましょうというような答弁だったのではないかなというふうに聞こえたわけですが、市長がこの23年3月12日の開業というのをしっかり把握されたのはいつですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月12日開業ということにつきまして、日程をきっちり把握したということにつきましては、いつだったか覚えていないところがございますが、昨年から、この来年の3月12日には開業すると。そしてまた、それにあわせて全国の花緑化フェアが開催されるということを知りまして、そのことについては、日程については認識を深めたところがございます。

○15番（金子光博君） 23年に開通ということを知り認識されたのは、何年前でしょうか。大体でいいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

23年開業ということにつきましては、私自身、いつこのことについてはっきり認識したかは覚えていないところがございますが、これらに対応するための取り組みが必要だというふうに考えたのは、先ほど申しました昨年の2月頃だったと思いますが、市長会等で花博が開催されるということで、それに対して、全県下で取り組みをするというようなことが決議されまして、そのことから認識が深まったところがございます。

○15番（金子光博君） 昨年の2月ということ、それでしっかりと認識され、では、この開業を本市にとってどうとらえていくのか、そのことをどうやって具体的に戦略を練っていくのか、どう考えられたのかお答え願います。

○市長（本田修一君） 本市にとりまして、観光振興というのは独自にやってきたということでございまして、その中で改めて新幹線が開業となれば多くの方々が鹿児島県に訪れると、そ

して訪れるとなれば、当然その誘客について、具体的な取り組みをしていかなければならないということで、担当課とずっとそのことにつきましましては取り組みをしてきたところでございます。

その中で、先ほども申しましたように、花博につきましましては、さらにこの時期に合わせた形で、例年より予算化をして、そして、その景観ができるような形の取り組みをしたところでございます。

そしてまた、今ほど申しましたように、今回は体験型観光推進員を改めて設けて、その誘客を図るための要員を設置したということでございます。

そしてまた、県の方でレンタカー事業があるということでございますので、そのレンタカー事業にあわせて、本市でも更に上乘せができる取り組みはないかということで、先ほどお話ししたような形の市内の各業者が提供できるサービスというものを募ったところでございます。

○15番（金子光博君） 私はですね、市長はこういうイベント、観光、お祭り、こういう分野に関しては非常にあなたの得意な分野であるというふうに思っております。

しかしながら、今回のことにつきましましては、取り組みが非常に遅い。今から何をしようかというような、具体的に進めていこうかなというようなふうじゃないかなというふうに思います。新幹線のですね、南で3月1日、伊佐市がレンタカーの助成を自ら決めておりますよね。一利用者の年度当たりの助成額は3万円を上限とするというような具体的な数字まで出ております。3月3日の新聞には、指宿に投入される観光特急「たまたま箱」、県の奈良迫観光プロデューサーは、「快適で車窓も飽きない。指宿観光の起爆剤になる」というふうに述べられております。

3月5日、指宿の旅館組合が八つのホテルで料理の発表会をして、指宿を訪れた観光客の記憶になるような、残るような料理ができるように発表会を実施しております。

3月6日、伊藤知事は県のトップとして、福岡のFMラジオに生出演をして、鹿児島売り込みを話しておられます。

6日の日はですね、霧島市の前田終止市長が同じところで、トップセールスをする予定だというような記事も載っております。

3月8日の「記者の目」にですね、新幹線を迎えるに当たって、迎える側の地元にも、地元に対してですね、何もかも惜しまず、持てる限りのサービスを提供してほしい、きめ細やかなもてなしを求めていると。観光を生かせるかどうかは地元の取り組みにかかっていると、こういうふうに「記者の目」で述べられております。何も難しいことじゃなくてですね、いつも市長が述べられておることでもあります。

もう大相撲に例えますとですね、3月12日から本場所が始まります。鹿児島で言いますと指宿、霧島は東西の横綱ですよ、志布志市がうげけんの人たっが認めるには、三役にはまだ入るか入らんかというような地位だと思えますよ。まだ前頭何枚目か分かりませんが、そういう東西の横綱と勝負をしていかなんかのに、もう既にいろんなことが着々と進んで出来上がっているのかと思えば、まだこれからの話だと、具体的に。そげなこっでどげんなっですかね。

市長は、観光客100万人入り客を目指すと大きな看板を掲げているんですよ。

それでは、ちょっと移りますが、本市の観光の拠点はどこだというふうにとらえておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の観光の拠点ということになるとなれば、現在の段階では、本市ではお釈迦まつりを中心にさまざまな年間のイベントがあるわけですが、一大イベントでございますお釈迦まつりがある宝満寺周辺ということになろうかと思えます。

そしてまた、ダグリ周辺にありまして、この景観についてはすばらしいものがあるということで、来ていただいたお客様に褒めていただけますので、その地点が私どもの観光の拠点ということにはなろうかと思えます。

○15番（金子光博君） そういうことであれば、宝満寺につきましては、先ほど公園の整備をするみたいなことを何番議員かの答弁でありましたけれども、夏井のダグリ周辺の拠点の所で、そこで何かをしようとされましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の新幹線開業キャンペーンにつきましては、対応は特にしてないところでございました。しかしながら、私どもとしましては、大黒の河本さんの方でイルカランドを今回4月以降、開業されるということをお聞きしておりましたので、そのことにつきましては、何らかの形でお手伝いできて、そしてまた、そのことが本市の観光振興につながるというふうには考えているところでございます。

○15番（金子光博君） やはりですね、志布志市のトップとして、やはり自分でそういう認識があられるのであれば、大黒さんのそういうイルカランド、そういうのもあの人は市に相談されたわけではないですから、あの人独自の考えと判断の下でやっていかれるわけで、そこに市がそれなりの応援をするのは、それはもう当然だと思えますよ。あなたが政治家としてですね、夏井の周辺の環境整備ですよ。廃屋が一番目立つ所にありますよね。地元の人でさえあそこを通るたびに、どしたこっかよねと思うけれども、ああいうのを行政の方でですね、何らかの働き掛けそういうものをして、あそこを環境整備をしようかなというふうに行動を起こされたことがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話にあった箇所につきましては、何回かその景観の改良ができないかというような観点から、そしてまた、でき得れば今お話がありましたように、価格的に折り合いがつけるとなれば、市でも購入できるんだらうが、そのことについてはどうなのかというようなことの調査はしているところでございます。

○15番（金子光博君） その結果ですね、交渉をして手応えがどのくらいあるのか、全くないのか、そこらあたりについてはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま調査しているということでございますので、具体的なことにつきましては返答を差し

控えさせていただきたいと思います。

○15番（金子光博君）　こういうことについてはですね、しっかりとした、あなたの政治姿勢が試されるわけですので、担当課あたりとしっかりと話を詰めてですね、やっぱり大胆に行くときには大胆に、細心の注意を払わないかんときには細心の注意を払って、志布志市全体のことを考えて観光の目玉とすれば、今後はイルカランドに大変な人たちが訪れるようになると思いますよ。もう5月の連休なんかすごいだらうと思います。やはり観光客にですね、何回も来てもらえるためには、やっぱりそういう行政がせんないかんことはですね、そういう環境整備とかそういうことですよ、そういうことにもっと身を入れて力を発揮してもらいたいなと思います。

それから、観光案内所がJRの駅に出来ましたけれども、あそこの利用状況を詳しく説明してください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君）　志布志の観光総合案内所の利用状況でございますが、平均しますと、1日20名以上のお客様が見えていらっしゃるようでございます。多い日に休日等、あるいは連休等になりますと、その2倍、3倍のお客様が見えているようでございます。

○15番（金子光博君）　多い日で20名でしたっけ、平均ですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君）　平均で20名ということでございまして、多い日になりますと、その倍、あるいは3倍近くなることもございます。

○15番（金子光博君）　そのお客さんたちのニーズという言いますか、どういうことについてのお尋ねが一番多いわけですかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君）　最近のお尋ねの一番多いのは、やはり先程来、出ておりますように、「ちりめん三昧井」でございまして、どこで食べられるのかとか、そういった問い合わせが多いようでございますが、平均して開設以来よく聞かれるのはトイレの件でございまして、トイレが男女共同になっていることについてですね、少し不便を感じているというような、そういうお声が多いところでございます。

○15番（金子光博君）　分かりました。

今度は、国民宿舎ダグリ、あそこが4月から新しい指定管理者に変わられるわけですが、新しく受けられる方との協議なり調整なりはスムーズにっておりますか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

ただいまの件につきましては、12月定例議会で御承認いただきまして、その後協定書を交わすべく何回も何回も、その協定書の中身につきまして協議を重ねてきまして、先日そのことについては合意ができたところでございます。

○15番（金子光博君）　しっかりと話し合いが進んでいるということですね。

それとですね、ちょっと視点が違いますが、こういう時代の不況な時代に、市長、一番即効性のある政策、それはどんな事業だというふうに直感的に考えられますか。

[何事か呼ぶ者あり]

[金子光博君「いろんな政策の中で」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総合的な形ということで言わせていただければ、やはりブランド推進ということになるのではないかなというふうに思います。

このブランド推進をしまして、いち早く本市の産物がブランド化されて、そしてそのことが、このことでもって産物が高く売れる。そして、そのことで所得が増していく、そしてまた、そこにたくさんの人が来ていただいて、この地にたくさんのお金を落とさせていただくというような流れをつくる必要があるのではないか、それが即効性、言われれば即効性かどうか分かりませんが、それがこの地に経済的効果をもたらす必要な取り組みだというふうに考えるところでございます。

○15番（金子光博君） ちょっと私とは考えが違いますが、ブランドにしてもですね、ブランド推進課をつくろうとしても、なかなか理解が得られなかったり、じゃあ何をするのかということでも時間がかかりますが、私は手っ取り早くいけば観光ですよ。観光客を引き込むためにどういう方法を手段を練っていくのか。あまり大きな予算も伴わないでできるのは観光ではないかなというふうに思っているわけですが、そのことについてはどうでしょうか。もう1回答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光客を引き込むということが、もちろん来られる方が来られることによりまして、本市に何らかの形で経済的な貢献をしていただけるということになりますので、それは当然かと思いますが、しからは、観光客が来ていただくための環境をどういったふうに整えていくかということがされていなければ、なかなか観光客は来ていただけないということになろうかと思えます。その観光客を確実に来ていただけるための政策は、ブランドづくりということに私自身は思っているところでございます。

○15番（金子光博君） 何もかもよかふうに分かっておられますがね、そげなこつはやっぱり早うせんないかんですよ。

それでは、港湾商工課、各種の事業費、人件費で、約5億円ほど今度のものにも載っておりますが、毎年同じぐらいだと思いますが、港湾商工課が行う事業で先ほども言いましたが、5億円ぐらいお金を使っておりますが、経済効果はどのぐらい上がっておるかというふうに考えておられるか、お聞かせください。市長の考えでいいですよ。

○市長（本田修一君） 観光入り込み客数という数字がございませう。昨年、21年で77万ほどなっているようございませう。それらの方々が、これは数字としてしっかり把握しているわけではございませうが、単純にお一人1万円使われたとすると、77億円ということになろうかと思えます。

今、港湾商工課が使っている予算につきまして、そのことが費用対効果がどうかということにつきましては、今までそういった観点から見たことはございませうので、そういったものになるのかなというふうには今思ったところでございませう。

○15番（金子光博君） 財務課長、金庫番としてですね、今市長が77億円というふうに言われませうけれども、財務課長は金庫番として、どのぐらいが望ましいというふうには、まだ足らんとい

うふうに、そしこ成果を出せばいいと、どんなふうを考えておられますか。

○財務課長（溝口 猛君） 財務課としましては、いずれにしましても、公金を投入するという部分では、まだまだたくさんの効果があれば有り難いことだというふうに思っているところです。

○15番（金子光博君） 商工課長、そういうことだそうですので、港湾商工課長、もうちょっといろんな手だてをしてですね、最大限の効果が出るようにひとつ頑張っていたきたいなというふうに思います。

市長、観光入り客100万人を達成するために行政が旗振り役となってですね、各種団体、会社に呼び掛けをして、いろんなことをぐんだてていかなないかんわけでしょうけれども、そういうさんふらわあにしてもですね、旅行会社いろんなもろもろ商工会、宿泊施設あると思いますが、新幹線もひっくるめてですね、3月12日に合わせて何回か協議をされておりますか。

○市長（本田修一君） 観光客誘引につきましては、当然、港湾商工課の方で担当でございますので、そのことにつきましては、極端に言えば、毎日協議をしているようなということでございます。

しかし、総合的に、例えば新幹線、そしてさんふらわあ、あるいはグリーンツーリズム、ブルーツーリズムとか、エコツーリズムとか、そういった観点からの観光客の誘引については、平成23年度で観光総合振興計画を策定しようというふうにしておりますので、そのような中で、改めて総合的に考えながら取り組みをしていくということになるかというふうに思います。

○15番（金子光博君） この新幹線のこの開業に合わせてですね、いろんな取り組みをしていかなないかんと思いますが、そういういろんなところで話を聞きますと、市長はそう答弁されますけれども、港湾商工課が中心となってですね、大きな強みとさっき言われましたけれども、さんふらわああ会社と1回でも何らか具体的な協議をされましたか。

○市長（本田修一君） さんふらわあとの協議につきましては、当然さんふらわあの方は、今回の新幹線開業、あるいは別途高速道路の無料化というような観点から非常に大きな危機感を持っておられます。それで、少しでも新幹線開業がさんふらわあに有利になるようにということで、昨年来、そのことについてはいろんなプランを設けられまして、私どもとともに営業推進ができるようにということの協議はさせていただいているところでございます。

そして、先ほど申しましたように、新しく観光客の誘致のための推進員を設けるということにつきましても、今回さんふらわあ関係の方に改めて来ていただきまして、強力な形での観光客の掘り起こしをしてもらうように考えているところでございます。

○15番（金子光博君） やっぱりこげなことはですね、行政が旗振り役になって、いろんな各種団体に呼び掛けてですね、同じテーブルでいろんな知恵を借りて、一つ一つ詰めていかなことにはですね、いいものは出来上がらんですよ。

行政が旗振り役とならないとほかのところじゃできないですがね。さんふらわあ会社ですよ、高速の無料化、燃料代の高騰等でまた危機がきたときに、だから新幹線ののを言ってもできんわけでしょう。だから行政がその旗振り役となってですよ。いろんな団体、私が考えたところで

は、さんふらわあ、それから旅行会社、観光協会、商工会、宿泊施設、JA、漁協、ほかにもいろいろあると思いますけれども、そういうところに呼び掛けて最大限のおもてなしをするためにですね、お互いに協力して、市も一生懸命支援しますと、おはんたっもでくい限りのことを協力してくいやんせというような形が具体的にできんことにはですね、お客さんを引っ張ってきやなりませんよ。宿泊代や船賃の助成とか、それから特産品でお茶とかちりめんとかありますがね。そういうものを特級品を量は少しでもいいわけですから、志布志に宿泊してくださった方にはプレゼントをするとか、いろんな知恵を各種団体からもらってますよ、そういうのを一つ一つ詰めていかんのじゃないですかね。

やはりこういうのは、私に言わせればですね、もう去年の2月であれば、市長がさっき認識されたと言われましたから、市長の権限でですね、職員をこういうのにふさわしい職員がおるとしますがね、有明君と志布志君でよかですね。もう、おいが特命やっで、3月12日に間に合うように志布志市内でせんないかんことですね、そういう協議ですよ。

それと市長が施政方針にも載っておりますように広域的ですよ。広域でどこら辺の具体的に広域は、身近なところで市長の頭の中でちょっとあげてみてください。どういうところと連携をとっていくのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもが直接的に連携していけるというところは、大隅半島全域ということになるかと思えます。大隅総合開発期成会の方々、そしてまた本市は別途、南九州地域で振興協議会をしておりますので、都城あるいは日南、串間といった方々も合わせた形の総合的な地域、本市が中心となるとなれば、そのあたりは広域的な連携がとれる地域になるかと思えます。

○15番（金子光博君） おっしゃられたとおりだと思います。だから、やっぱりそういうことを鹿屋なら鹿屋の市長にですよ、市長が電話1本して、鹿屋、曾於市、都城、新幹線の開業が3月だから、もうそろそろ具体的に詰めていきたいと思えます。お互い事務レベルで協議をしてできるところは協力してくださいよと、うちの志布志と有明が伺いますから、事務レベルでちょっと話もさせてもらえませんか、市長が電話1本すればよかこっですよ。それで事務レベルで積み上げて、やっぱり大きなそれがたたき台が出来上がったときには、またそういうテーブルを設けて、やっぱりその日に向かってみんなが力を結集してやらんことには、今から言うちよったち、人ん後を追っかくいばっかいですがね。人ん後を追っかくっとは誰でんでくっですよ。

このことについて志布志市のうち、志布志市内、外に向けてどんなふうに働き掛け、協力要請、そういうものをしようと思っておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど申しました大隅総合開発期成会の中で、観光については観光振興部会がございまして、そちらの方で、今回の新幹線開業に伴う大隅半島の観光振興についての協議がされているようでございます。そしてまた、そのことに基づいて、県の方にもお願いをしているというような状況でございます。

今お話がありますように、広域的に連携して取り組むとなれば、大隅総合開発期成会を活用した形になろうかというふうに思いますが、先程来お話がありますように、本市の中で関連団体、機関と同じテーブルで総合的な観光振興について協議する場というのがございましたので、今回改めて市の観光振興計画を策定する中で、そのことについては協議会を設置しながら総合的に進めてまいりたいと考えます。

○15番（金子光博君） どの町もですね、本田市長が声を掛けてくれる、動つとを待ちよつとですよ。ここに勝つとはねえわけですから、ここは大隅半島じゃですよ。志布志よっけ先いごけば、市長はそういう、人間がいいからそういうことはないかもしれませんが、へそを曲げたとっがいかなんというようなことで、こっちが動くのを待ってるんじゃないかと思えますよ。

それからですね、広域的な観光ルートをつくらないかんわけですが、観光のコースには、ピストンのコースと周回のコースとありますよね。ピストンのコースはもう行って帰りだからあまり特別なものがあればいいですけども、なれば、やっぱりせつかくお金を使うんだったら周回コースの方を選ぶんじゃないかというふうに思います。

それでですね、現在休止状態の種子屋久航路を市長、どういうふうにとらえておられるのか、考えを聞かせていただきたいと思えます。屋久島についてはですね、世界遺産の認定を受けて観光客があまり来すぎて満杯状態のようなふうですよ。種子屋久と情報をとったりする人の話を聞きますと、向こうの方では、官民挙げて志布志港との高速船の立ち上げを望んでいるというふうに聞いておりますが、市長、そのことについてどうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

屋久島が世界遺産に登録されて以来、たくさんの方々が訪れる島になったということにつきまして、本当に素晴らしい内容だというふうには思っているところでございます。

そしてまた、本市は種子島の方とも昔から交流があるということで、現在も交流が続けられているということで、この種子屋久航路につきまして、本市とも新たな航路が開設できないかということで、航路開設のための勉強会も商工会の方々を中心に重ねられてきたところでございます。

航路を開設するとなれば船会社と折衝しなければならないということで、この現在、鹿児島港と種子屋久を結んでいる船会社の方に打診をしまして、志布志との航路の開設について可能かどうかということの返答をいただいたところでございますが、航路の開設につきましては、かなり条件が厳しいというような内容でしたので、現在につきましては、この調査研究については止まっているという状況でございます。

○15番（金子光博君） 今話された最後の止まっていると言われた、その最後は何年前ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

確かな形ではございませんが、去年の夏頃までそのような形での調査というのはされておられたようでございます。

○15番（金子光博君） また状況が変わってきておりますからね。去年と今年とすると実験的にもですね、そういうことが就航ができるようにまた折衝をしてみてくださいよ。

港湾商工課長は市長の命を受けてですね、直接種子島・屋久島のそういうあなたと同じ立場の人たちと意見交換みたいなのをされたことがありますか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 私が3年前にちょうどこの職場にきましたときに、そのときは高速船ではございませんでしたけれども、合併以前に旧志布志町が種子島とそういう交流をしていたと。そういったことで当時の関係の何というか、引き継ぎ関係のことですね、まだ清算が終わってないのがあるということでお話をした経緯がございます。

○15番（金子光博君） たったそひこの話ですか。私が言ったそげなことは、ひとつも話題にはのぼらんかったですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） その後におきましては、先ほど市長が答弁いたしました商工会を中心に協議会の方が立ち上がっておりますので、商工会が事務局となって、そういった種子島の方と何度か協議されております。そのときに私も実際種子島に1回行ったことがございますので、向こうの方と、今御質問されたように、向こうの方のそういう思いやらを聞いたことが1回はございます。

[金子光博君「その思いはどげんね」と呼ぶ]

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 思いはですね、思いというか、今議員が申されましたように可能であればですね、高速船なり、あるいは別の船なりを使ってですね、その西之表とですね、志布志とそういう交流できるような形がとればという、向こうの方の皆さんの思いでございました。

○15番（金子光博君） そういうことですので、市長あきらめずですね、ひとつ頑張ってみてくださいよ。

先ほど市長が言われましたようにですね、高速道路の無料化が進み、原油の高騰で燃料代が上がってくるもろもろの情勢によってですね。また宮崎港との関係で、さんふらわあの危機がやっくいかもしれんですよ。そのとき、前んごばたんばたんしたちいかんですよ。

いろんな機会をとらえて、さんふらわあの利用、今度ののもいいあれですがね、利用率が上がるように情報収集をしっかりと、先手先手で手をういいかんこちな。ああいうのも何にもしてなかったから、思わぬときに宮崎に移ります。どひこ難儀をしたですか、あなたも相当難儀をされたですがね。ああいうのをいい教訓としてですね、しっかりといろんなことに取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後にですね、市長として具体的にどんなことをいつ頃までにしっかりとやりますというようなことを答弁してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

さんふらわあの会社とは、特に綿密に情報収集を努めながらお互いに協議をしているところがございます。

先日でも社長がお見えになられまして、最近の経営状況について、そしてまた業界の動向についてのお話を承りまして、改めて新幹線開業に伴うさんふらわあ側の対応、そしてまた本市ができ

る内容についてのお話をさせていただいたところでございます。

そのようなことで、今お話がありますように、大きな経済変動が生じるような世の中となっ
てまいりましたので、本市の大きな大動脈でございますこの志布志・大阪航路の維持については、
一生懸命努めてまいりたいと思いますので、その点につきましては、議員の皆様方もどうぞ御理
解の上、御支援賜りますようお願い申し上げたいと思います。

そしてまた、先程来申し上げますように、平成23年度につきましては、新たに観光振興計画を
定めますので、その中で本市がとるべき総合的な観光振興というものを皆さん方の御意見を賜り
ながら定めます。その中で具体的にすぐできるものについては、23年度からあるいは補正でお願
いする内容もあるかと思いますが、そのようなふうに積極的に取り組んでまいりたいと考えてお
ります。

○15番（金子光博君） ひとつ万般にわたってですね、しっかりと担当課、担当課に指示を出し
て、市長も常に新しい情報を収集するように努力をしてください。

そして、ほかの自治体の後追いじゃなくて、半歩でも一歩でも先を進むような行政運営をして
いただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

ここで、3時20分まで休憩いたします。

○

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、23番、福重彰史君の一般質問を許可します。

○23番（福重彰史君） 一般質問がスムーズに進んでおりまして、大変なプレッシャーを感じて
いるところでございます。

通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

まず、農業対策でございますけれども、これは農畜産業対策ということでございます。

畜産農家や生産地帯を震かんさせまして、菅総理は国家的危機とまで言いました口でい疫が農
家はもとより、関係者の大変な御苦勞、御尽力と一般市民の多大な御理解、御協力のお陰で終息
をいたしまして、その後清浄国となったところでございます。しかしながら、近隣の韓国等では
依然として発生が見られるなど、予断を許さない状況でございます。

また、鳥インフルエンザも宮崎県をはじめ、各地で発生がございまして、市内におきまして警
戒感が募っております。

そこで、これらに対する防疫対策はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 福重議員の御質問にお答えいたします。

昨年4月、宮崎県で発生した口てい疫につきましては、30万頭が殺処分されるという大惨事になったところがございますが、本市、本県へ侵入することなく終息できました。このことにつきましては、市民ごぞつての防疫活動作業への取り組み、そしてまた関係機関、農家等の市民の皆様方の全面的な御協力のたまものと感謝申し上げるところでございます。

また、今年に入りまして、宮崎県や出水市で高病原性鳥インフルエンザが発生いたしまして、3月8日現在、7県で21例、約174万羽が殺処分となり、いまだ国内では終息に至っていないということでございます。加えて、韓国におきましても口てい疫と、高病原性鳥インフルエンザがまんえん中でございまして、韓国におきましては口てい疫において、牛が国内全飼養頭数の5%、豚で35%が殺処分対象となっているということで、極めて大規模な発生ということになっております。

このような中で、1月以降の志布志市の取り組みにつきましては、宮崎や出水市での発生に伴い、防災無線により直ちに防疫徹底の啓発を行うとともに、1月29日には1,000羽未満の愛がん用飼養者に対しまして、消石灰の無償配布と症状の出た鶏の写真や異常家畜の早期通報を記した散らしの配布等を行ってきたところでございます。また、養鶏農家と大規模農家に対しましては、県から消石灰とねずみ駆除剤の配布がされております。

さらに県内におきましては、出水地区以外では取り組みはありませんでしたが、飼料基地の清浄性の確保とまんえん防止の観点から志布志港第二突堤において、1月30日午前8時から24時間態勢で自主消毒業務を実施しております。宮崎県の移動制限解除が見込まれるまで、継続することとしております。12月議会で防疫資材の整備のための補正を認めていただきましたので、発生に備えて消毒ゲートや動噴等の整備を進め、その体勢づくりを図ってきております。

また、畜産農家の皆様が防疫対策への取り組みを強化するための研修会を松山地区では2月15日に、有明地区では3月8日に、志布志地区では4月に、及び曾於地区肉用牛生産者を対象に松山で3月11日に実施、計画されるところでございます。

このほか、口てい疫に関する関係農家への全国一斉の防疫実態調査と県段階での机上防疫演習が実施されているところであります。

今後につきましては、平成23年度は悪性伝染病等の発生リスクが極めて高いと考えられるバルク車等の出入りする農場において、農場出入り口の消毒ゲート設置を支援する海外悪性伝染病等防疫消毒ゲート設置事業と、畜産生産基盤施設整備事業に新たに鶏舎飼育改造メニューを設けまして、鶏舎へのねずみや野鳥の侵入防止策の整備支援の強化を行うことといたしました。

また、県に対しまして、志布志港飼料基地内の清浄化の確保を図るため、志布志侵入時に対応する常設の消毒ゲート設置を要望してまいりましたところ、実施見込みと聞いております。併せて、国際コンテナターミナルの防疫対策強化につきましても引き続き要望を重ねることとしております。いまだ万全ではないかもしれませんが、鋭意防疫体制の強化に取り組むこととし、本市、本県から悪性伝染病等の発生が生じないよう、今後とも未然防止に最大限の努力を努めてまいりたいと考えております。

○23番（福重彰史君） ただいま市長をはじめ、あるいは関係機関それぞれしっかりとした対策をとっているというような御答弁でございましたけれども、私は見るところによれば、この農家間においてかなり温度差があるのではないかなというふうには見受けられるところでございます。

この口でい疫は、発生経路あるいはまた感染経路の解明もまだなされていないという状況であるわけでございます。そういう中で、本県におきましても、一番近くで発生をいたしております韓国でございますけれども、韓国からの観光客も入ってきているようでございます。また、今朝の新聞を見ても、今回のこの新幹線開業に伴って、博多港から韓国へいわゆる旅行に、韓国からの観光客ですよね。それを対象にして博多港から韓国に帰るですね、旅行者を対象にしたアンケートが行われておりまして、その中で、このようにいわゆる九州が身近になるのであれば、博多から鹿児島までの距離も短縮されるのであれば鹿児島にも行ってみたいというような、そのような方々が4割を超えたと、約40%というようなことが書いてあったようでございます。したがって、今後この新幹線の効果というものによって本県にも韓国からの観光客も今以上に増える見込みがあるというふうに考えるわけでございます。

そういうことを考えたときに、この畜産県でありますこの鹿児島、これまで以上にしっかりと防疫体制をとっておかないことには、侵入の阻止はできないのではないかなと、あるいはその侵入の可能性もあるのではないかなというふうに思うところでございます。そういうところを考えたときに農家間、大規模、あるいは小規模いろいろ農家ございますけれども、例えば大きなところではしっかりと終息後もその消毒体制をとっております。また、全くとっていないところもあるようでございます。それら等を考えたときに、これは規模が大きい小さい関係なく、全ての農家がそういうしっかりと防疫体制をとっておかなければならないのではないかなというふうに思うところでございますけれども、その点について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この海外悪性伝染病につきましては、規模の大小は問わず感染の恐れがあるということでございます。ということで、私どもといたしましては、鳥インフルエンザの発生に伴いまして、すぐさま防災無線によりまして、防疫の徹底というものについて市内全域に呼び掛けたところでございます。

そしてまた、1,000羽未満の大規模経営と違い、専門的にされない方につきましても、そのような意識を持ってもらうべく特別に消石灰の無償配布をして、そしてまた、その症状等の写真等も配布いたしまして、注意の喚起を呼び掛けたところでございます。

本市は、志布志港ということで大きな飼料コンビナートを抱えているということで、ほかの地域とは性質が違うということでございますので、特にこのことにつきましては、全市を挙げて、そしてまた関係者の方々は特に注意をしてもらうような取り組みをしているというふうに認識しているところでございます。

○23番（福重彰史君） とにかく今市長が申されましたとおり、農家の大小を問わずですね、しっかりと防疫体制をとらないことにはですね。本当に去年の経緯を見ても全く何の事実も解

明されていないという状況があるわけですので、それらを肝に銘じながらですね、農家への周知を徹底させていただきたいというふうに思います。

そこで、今回その防疫の対策といたしまして、消毒ゲートを設置するというようなことが出ておるようでございます。これを見てもみますと、いわゆるこの内容の中にもございますが、繁殖牛50頭以上、肥育牛50頭以上、乳用牛13か所ですね、それから豚の母豚20頭以上、それから鶏と、鶏は頭数が書いてありませんけれども、そういうことで計132か所に消毒ゲートの設置を補助を行うと、そして23年度、24年度で実施して、今年はその半分の60基を予算措置をしてあるようでございますけれども、これは非常に大事なことであろうというふうに思います。過去に松山町におきましても豚のオーエスキー、あるいは豚コレラが発生したときに、松山町でもそういうような、こういうゲートを設置をした経緯がございます。

松山町におきましては、その規模に応じてゲートを設置するなり、あるいは手動の動噴の消毒機を設置の補助を出すなりしたわけでございますけれども、今回これを見てもみますと、いわゆるこの繁殖牛、肥育牛50頭以上とかあるいは乳用牛については書いてございませんけれども、比較的どちらかという中規模から上の農家が対象になっているのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、この対象外の農家についてはどのような対策をとられるつもりなのかお伺いしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消毒ゲート設置の事業につきましては、私どもは全農家に付けていただければ有り難いというふうには思うところでございますが、農家の規模によっては手動で対応が可能というふうなところがございまして、とりあえず今お示しましたような規模の方々に速やかに設置していただきたく思っておりまして、そのような基準を設けたところでございます。まず、その規模の方々に設置していただいた後に、順次また状況を見ながら枠は広げられれば広げていきたいというふうには考えているところでございます。

○23番（福重彰史君） 市長ですよ、こういうものはですよ、2か年で実施するというようなことであるようでございますけれども、2か年で実施するような事業ですかね、こういうものは。先ほども若干触れましたけれども、非常に予断を許さない状況にあるということは、今も変わらないわけなんですよ。そういう中で、2か年においてこのような事業を実施する。あるいはまた、これ以外の、以外の農家については、今後のこの状況を見ながら順次考えていくというようなことでございますけれども、私はこういうものは全農家を対象にしながら速やかに対応すべき事業であろうというふうに思うわけでございますけれども、その点はいかがでしょう。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消毒ゲート設置の事業につきましては、主に農場に出入りする車両等につきまして消毒を行うということの事業になるかというふうに思います。この海外悪性伝染病につきましては、感染経路が特定できないというようなこともございますので、この車両の消毒は、当然のことながらほかにも対策を打たなければならない内容もあろうかということでございますので、そのような関

係から消毒ゲートにつきましては、このような形で取り組みをさせていただきたい。今申しました対象農家が、すぐさまこのことについて取り組みたいという要望があるとなれば、そのことについては対応をして、すぐさま皆様方に補正等をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○23番（福重彰史君） このゲートについてはですね、こういう大きな農場についてはですね、やはりこういうゲートで対応するのが一番だろうというふうに思うわけでございます。小さい農家については、手動式のものでもいいだろうと思います。

ただ、今市長が認識がありましたとおりですね、この口でい疫について感染経路が解明されていないという状況があると、それは市長も今認識されているとおりでございます。それを考えた場合に、これ以上に申し込みがあれば、また対応するというような御答弁でございましたけれども、やはりやる時はこういうものは、できるだけ速やかに一斉に取り組むというような姿勢が大事であろうというふうに、私は思うところでございます。

併せてこの鳥インフルエンザの防止対策、これを併せて御答弁いただけますけれども、これにつきましても対象舎は29農場ということでございますけれども、これ以外のいわゆる、これは恐らくブロイラーなり、あるいは採卵農家であろうかというふうに思いますけれども、それ以外に数百羽程度を飼われている所もあろうかと思っておりますけれども、そういうようないわゆるこの補助対象にならない所については、これについてもどのように考えているのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大規模の養鶏農家につきましては、ただいまお話ししましたような事業で対応してもらおうということになるところでございますが、当然その規模に満たない1,000羽未満という方々につきましても、何らかの対応が必要ということでございますので、その方々にも、今回は消石灰を配布いたしまして、注意の喚起、そしてまた農場の環境の整備についてをお願いをしたところでございます。併せてこの方々にも、このような鳥インフルエンザの症状というものはこのようなものですよというようなことの散らし等についても改めて配布をしたところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○畜産課長（中崎章文君） ただいまの質問にお答えをいたします。

規模の小さな1,000羽未満、あるいはブロイラー農場等でない、ダチョウの飼育農家と、そういったのがありますが、これにつきましては、消毒ゲートについては、今のところ基準には合致していないということですが、先ほど市長が答弁しましたように、規模があるとすればですね、追い追いその状況を見ながら対応していくということになるかと思っておりますが、それ以外の小さな分につきましては、既存の鳥インフルエンザの防止対策事業ということで、防疫資材等の2分の1、6万円を限度に既存事業がございまして、こちらの方を活用いただきながら防鳥ネットの整備、あるいは消毒資材等の購入というものも活用いただきながら、侵入防止について取り組みいただくということを考えておるところです。

以上です。

○23番（福重彰史君） 市長、今課長の方からもございましたけれども、順次状況を見てとか、追い追いかかということじゃなくてですね、やはりこういうものは速やかに対応すると、大小区別なくですね、対応するということが本当に大事ではないかというふうに私は思うところでございます。

そういうような事案のものであろうというふうに私は思っております。もう1回そのことについて御答弁をいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の鳥インフルエンザにつきましては、出水が始まりまして、そして宮崎の方に感染が拡大したということで、緊張感が高まったところでございます。

そしてまた、昨年口てい疫があったということで、海外悪性伝染病がこうして2年立て続けに近くで発生したということにつきましては、ひょっとすれば毎年発生するのかなというような恐れもあるところでございますが、今までそういった事例がなかったということで、沈静化が図られれば、しばらくはまた落ち着いた形で畜産業が営める環境になるのかなという気持ちもあるところでございます。

そういうような中で、今回改めてこの消毒ゲートの設置事業に取り組んだということは、緊張感が高まった中で整備を促すような事業を導入するとなれば、今回のことを契機といたしまして、畜産環境が改善され、そしてまた、経営に資するような形の内容、衛生改善がなされるというようなこともございますので、そのような観点からも、今回導入を希望される方については対応したいというようなことも考えるところでございます。

本市といたしましては、先ほどもお話しましたように志布志港というものがございますので、志布志港をまずブロックしなきゃいけないと、そしてまた志布志港に来る車両について、市の瀬戸際でブロックしなきゃならなくなるということもございますので、そういった個人の農家、そしてまた地域、そしてまた市全体というような枠組みの中で考えた上での今回の対応でございますので、どうかそのことについて御理解いただければというふうに思います。

○23番（福重彰史君） 今回のこの取り組みについては、私は評価はいたしておる。評価はいたしております。ただ、これを速やかに大小問わず全ての農家に徹底していくべきじゃないかということをお願いしておるところでございます。

そういうことで、今市長がいろいろ申されますけれども、やはり市ができること、農家がやらなきゃならないこと、いろいろあるかと思えます。農家が今できるのは、個々がしっかりと防疫体制を取っていくということが農家に今できることではないかなというふうに思うところでございます。

そういう中に、このような事業を導入してもらおうということは、非常に大事なことで評価できるわけでございますけれども、そのいわゆる取り組み方というものをもうちょっと緊張感を持った中ですべきじゃないかということでございますので、どうかそのことも十分踏まえながら対応していただきたいというふうに思います。

そこで、今まではこの消毒として、先程来課長の方からもございましたけれども、消石灰をまいたりとか、そういうことをしながら防疫体制もとっているんだということもございましたけれども、今までのこの消石灰の散布からいきますと、非常に雨や風、流出しやすいとか、あるいは空気に触れると表面が炭酸カルシウム化して、強アルカリ効果が持続しないというような欠点があったということで、今回まだ2月ですけども、ペンキのように塗って抗菌力を長持ちさせる消石灰が開発されたということがあるようでございます。これをやると畜産の防疫作業を大幅に軽減させる効果が期待できるということでございまして、条件にもよりますけれども、月に1回程度水やブラシで表面を洗浄すれば1年近い効果の持続が期待できるということ、また消石灰散布の手間が相当に軽減される。あるいはまた消石灰散布ができなかった壁、いわゆる壁面です、壁面やら天井いわゆる柵にも塗れるという特徴があるということで、こういうのが商品化されたということで特許も取っておるようでございます。

今後、いわゆる農家といたしましても、この防疫作業、防疫体制、防疫作業にはいろいろ手間暇がかかるわけでございます。そういうものを少しでも軽減するためにも、こういうような新しいタイプの塗る消石灰、こういうもの等についての農家への普及、導入というものは考えていないか伺いたしたい。

○畜産課長（中崎章文君） お答えいたします。

今お話のように、そういった塗布型の消石灰のものが商品開発されたということで情報は承っております。

ただ、現状としましては、広く農家の皆様方に一斉に配布するという部分の消石灰の単価、費用の関係等、今お話の塗布方式によります分としましては、非常に価格的な差異もあるところでございます。

今後、市における入り口等の所で試験的なこともしていきながら、実証しながら、価格等がもう少し安くなるというふうなことになるっていけば導入の手法として検討できるんじゃないかというふうには考えておりますが、現状としましてはそういった状況で受け止めております。

以上です。

○23番（福重彰史君） 確かにまだ今商品化されたというだけのことでございますけれども、やはり今回のこういう消毒ゲート、いろんなものの導入は導入として、そしていわゆる消石灰で対応しなければならない分については、こういうもので対応するということによって、相当労力が軽減されるということでございますので、その状況を見ながらこういうものの導入、普及に対してもしっかりとした考えを持ちながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

そこでもう1点でございますけれども、この農家の防疫の意識というものをしっかりと自覚させるためにですね、これは隣の宮崎県のことはいわゆるあまり言えないわけでございますけれども、宮崎県、次から次にこういう病気が発生しておりますから、言えないわけでございますけれども、宮崎県においては月に1回、消毒の日というのを一斉の消毒日というものを設けておるようでございまして、我が志布志市においても、やはりこういうものの震かんさせたこういう病気を絶対に

侵入させないというような自覚を促すためにも、月に1回なり一斉のそのような消毒の日というようなものを設けながら、注意を、更に注意を喚起させるというような取り組みは考えられないか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

宮崎県におかれましては、例えば移動禁止の地域が次々と発生して、そのようなことで全県的に取り組まなければならないという気運が高まっているというふうには思うところでございます。そのような中で、一斉に消毒する日と、むしろ毎日消毒しなければならないというような状況じゃないかなというふうには思うところでございますが、本市においては、まだそのような発生が至っておりませんので、一斉の消毒日というのを設けてするというのは、かなり意識が高まるというふうには考えますので、関係機関と協議をさせていただきたいというふうに思います。

○23番（福重彰史君） では、次に入ります。

次に、水田農業の取り組みと基盤整備後の排水対策の取り組みについてでございます。

施政方針の中で、本市の気候条件等にあった戦略作物生産、産地資金を活用した露地野菜を中心とした本市の特色ある水田農業の推進を図るというふうに言われておりますけれども、具体的にはどういうものか伺いたいと思います。

また、水田農業の確立には、ほ場整備は必須の条件でございます。施政方針でもありますように、現在着手中の早期完成、再整備地区や未整備地区の早期計画、早期実施が待たれるところでございますけれども、これらについてもしっかりと対応してもらいたいというふうに思います。

また一方、松山地域におきましては、90%以上が整備が終了いたしておりますが、せっかく整備したほ場の排水の対策が、排水がなかなかうまくいってないところもございます。

これまでも、いろいろな対策を講じながら行っておりますけれども、まだまだ対策が講じられてない箇所があるところでございます。

それらの対策が待たれますけれども、今後の取り組みをお伺いをいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

水田農業につきましては、有明地区の平成21年産の早期水稻の1等米比率が83.5%でありましたが、平成22年産の1等米比率につきましては、53.9%、松山・志布志地区の平成21年産普通期水稻の1等米比率は83.2%で、平成22年産の1等米率は11.4%弱と極端に品質が低下した発生があった年でありました。1等米比率が平成21年産に比べ非常に悪かった原因につきましては、登熟期の気温が高かったことによる高温登熟障害が発生し、検査等級が下がったことが大きな原因と考えられております。そお鹿児島農協管内全体で、平成22年産普通期水稻の品種別の1等米比率を比較しますと、「ヒノヒカリ」が10.3%に対して、鹿児島県が開発しました比較的高温に強い「あきほなみ」が75.6%と、「ヒノヒカリ」に比べて非常に高い数値となっております。

今後も高温障害が発することが見込まれることから、普通期水稻では比較的高温障害に強い中晩生品種で、県育成の良質・良食味品種であり、比較的1等米比率が高い「あきほなみ」の導入

が推進されているところでございます。

本市における平成22年産の「あきほなみ」の作付面積は5ha弱で、23年産につきましては、そ
お鹿児島農協管内では300ha分の種子を確保しているとの情報を得ているところでございます。

「あきほなみ」は「ヒノヒカリ」より10日程度遅い中晩生品種であり、水管理、肥培管理、病
害虫管理が異なるため、品質の向上を図るには団地化を推進する必要があるということから、関
係機関と一体となり普及に、推進に取り組んでまいりたいと思います。

そして、農業基盤整備の中で排水対策についてでございます。

湿田対策につきましては、松山町土地改良区から、当初6.8haの要望があり、平成21年度に国の
農地有効利用支援整備事業の活用により、「かなり不良」の4.1haを実施したところであります。

その後、議員の一般質問により調査した結果、2ha増えて、総体で8.8haの要望箇所があり、残
り4.7haの事業実施で完了するものと考えており、平成22年度に市の単独事業で3.6ha、松山町土
地改良区の単独事業で1.1haの計8.8haの湿田解消の工事を行ったところでございます。

今回の一般質問の通告で再度調査をした結果、要望が現在新規で、平成23年1月時点で既に
5.8haと報告を受けたところでございます。更に、今後の対象面積を推計いたしましたところ、ネ
トロン工法水田ほ場整備面積が136haで、地域的な要件や事業完了後の経過年数を考慮しますと、
総体で約30数haで工事要望の面積が想定されるところでございます。

事業費で言いますと約1億円となり、市単独事業で実施することはとても無理があると考えて
いるところであります。

現在、今年度まで事業が実施できなかった箇所について、市内中山間地域の総合的な整備を計
画しており、ほ場整備、農道、用排水等のほか、暗きょ排水による湿田解消の地域も取り込み、
平成25年度新規採択を目指していこうとするところでございます。

○23番（福重彰史君） 水田農業の取り組みについてでございますけれども、いわゆる普通水稻
の件につきましては、いわゆるこれまでの「ヒノヒカリ」、非常に品質が今年度は劣ったというこ
とで、いわゆる「あきほなみ」、こちらについてはいわゆる75.6%の1等米、いわゆる品質が非常
に良かったということの答弁がございましたけれども、試験的に栽培されているというようなこ
とでございまして、そのいわゆる品質と収量、これがどうだったのかということに非常に興味を
持っていたところでございます。結果として、このように良い結果が出たということでございま
すので、昨年度は5ha弱であったけれども、今年は300haの種子の確保がされているというよう
なことでございましたが、やはりこのように米の価格が非常に厳しい、下落をしていく、どんど
ん下落をしていく厳しい中においては、やはり少しでも品質の良いしっかりとした稲作を栽培す
ることが大事であろうかというふうに思います。

そこで、今回この「あきほなみ」について、このような結果が出たわけでございますので、市
としてもしっかりと農家への周知を行いながら、この普及に取り組むべきではないかという
ふうに思いますけれども、まずその点からお伺いいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど申しましたように、「ヒノヒカリ」につきましては「あきほなみ」に比べて非常に良好な成績が出たということでございます。それは、なぜかということ、比較的高温に強い品種であるということでありまして、今後更に温暖化が進むとなれば、このことの意味が農家の方々も十分認識されるということになろうかと思えます。

私どももこのことにつきましては積極的に情報をお知らせいたしまして、団地化が図られるような形の関係機関となる一体となった普及推進を取り組んでまいりたいと考えております。

○23番（福重彰史君） それから市長は、この施政方針の中で、この水田農業に対しまして、本市の特色ある水田農業の推進を図るということを言われております。これは、具体的には何を示しているか伺いたいと思えます。

○市長（本田修一君） 本市の水田農業につきましては、水稻を作付けするというのは当然でございますが、その裏作というか、転作作物としてさまざまなものが取り上げられているということでございますので、それらのものを十分本市の営農形態に合ったようなものに合わせた形で栽培していくような水田活用が必要だということであろうかというふうに思えます。

そのようなことで、稲発酵粗飼料、あるいは飼料作物の生産に、そしてまた、そばの生産にも積極的に農家の方々とともに取り組んでいければというふうに考えるところでございます。

○23番（福重彰史君） 市長ですよ、本市の特色ある水田農業の推進を図るというような表現をされておりますので、どのような、いわゆる水田作物を想定されているのかというふうにちょっと期待をしておったわけでございますけれども、今の答弁を聞いてみますと、今作付けを行っているそういうものに限られているような気がするわけでございますけれども、せっかくこのような表現をされたのであれば、やはり本市ならではの水田農業の確立というものを増やしていきなかならないだろうというふうに思うわけでございますけれども、そのことにつきましては、もう今日はこれ以上触れませんが、そういう名前負けしないようなですね、水田農業への取り組みをしていただきたいというふうに思えます。

次に、排水対策でございますけれども、答弁がございましたが、相当数のネトロン施設をしている暗きょ排水があるわけでございますけれども、そういう中においても十分排水がなされているほ場もあるわけでございます。これは、市長が申されたのは総体的な面積でございますので、やはりそういう中で、ネトロンと静電気と反応して、鉄分が反応して凝固していく、そういうようなほ場における排水対策というものをしっかりやっていかないことには、いわゆるせっかく整備したほ場が使いものにならないと、現在でも放棄されている田んぼがあちこち見られます。市長もまだ現地を見られてないと思えますけれども、そういうところも結構でございます。

そういう田んぼになってしまうと、もうそれを復元するというのは、なかなか至難の業であるわけでございます。まだ今のうちに対応をしていくということであればどうにか間に合う。今年度も市の予算に対しまして、改良区そしてまた個人からの負担を求めながら、その市単独のそういう事業を進めておるところでございますけれども、それを見ましても総体事業では予算では1,000万円でございますけれども、一千四、五百万円ぐらいですかね、程度の申し込みがあるよ

うでございます。しっかりとした自己負担もあるんですよということを含めながら申請も受け付けておるところでございます。そういう中で、いわゆる予算の範囲内でしか実施できないということであれば、いわゆる十分説明を受けながら、申請を出された、そういう農家については失望どころじゃなくて、これからこの田んぼを来年はどうしようかというようなそういうところもあるわけでございますので、今年度で十分な予算措置をしながら対応できれば、今後出てくるそういう不良ほ場というのは、そう余計はないんじゃないかなというふうに私は思っておるところでございます。

そういう観点から、今回いわゆる予算からオーバーして取り組めない、そういう農家についての取り組みについて、ひとつ前向きな考え方の答弁をいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、湿田対策につきましては、ネトロン工法での水田のほ場面積が136ということで、これが10年ぐらいで、徐々に詰まってくるんだというようなことで、今後その分が30数ヘクタールになるというようなことが推計されるということでした。

そのようなことから、この事業を市単独でやるとすれば、この事業をすとなれば1億円ぐらいかかるということでございますので、市単独では無理だということで、中山間事業で進めさせていただきたいというふうにお答えしたところでございます。市の財政状況も考慮いたしますと、国・県の補助を活用しました中山間事業で対応したいというふうなことでございますが、市内各地域の水田地帯の特性を含め、湿田対策が特に必要な地域の調査を行いまして、地元の方々の意向を踏まえ、市単独事業による対応が可能なかどうか、再度、このことにつきましては協議をさせていただきたいと考えております。

○23番（福重彰史君） 市長、今の答弁、非常に前向きな答弁であったかと思っておりますけれども、もうちょっと踏み込んでいただきたいというふうに思うところでございます。確かに市単独では全てを実施できるような状況ではございません。当然、今申されましたように中山間、24年度採択のその中山間事業の中で対応できる場所は対応していくということ、そしてただ、今回申請を出されている分についてはの対応ですね、これについては真剣にその分の対応方というものを考えていただきたいというふうに思うところでございます。そのことにつきまして、もう1回御答弁いただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市単独となりますと、当然市の財政的、予算的な考えというものがどんなような整理できるかということがあろうかと思っております。そしてまた、当然そこには地元の負担がございますので、中山間で行った場合の地元の負担、市単独で行った場合の地元の負担というものを十分御理解いただきたい形での協議ということになろうかというふうに思いますので、そのようなふうに御理解いただければというふうに思います。

○23番（福重彰史君） 市長、そのような市長の考え方もよろしいわけでございますけれども、本当に今回申請をされた方々、そういう方々は今回できるんだというふうに思って申請をされて

いるわけでございますので、そういう点も十分に考慮されながら検討をしていただきたいというふうに、そのことを強く要請をいたしておきたいというふうに思います。

次に入りたいと思います。

次、健康づくり日本一のまちについてでございます。

健康増進計画、「健康しぶし21」に基づき、健康づくり日本一のまちを目標にさまざまな健康づくりや予防教室、また健診等が実施されておきまして、健康増進や疾病の早期発見、早期治療など、その成果が顕著に見られるようになっておきまして、医療費への抑制等にもつながっておりまして、結果として、国保会計の健全化にもつながり、22年度末には1億円の基金積み立てに回すことができたことは大変評価がなされるところでございます。更に期待をいたすところでございます。

そこで、保健事業の一つでございます疾病の予防、早期発見、早期治療、または医療費適正化の観点から集団健診等の検査方法の更なる充実の取り組みについて伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の高齢化率は平成21年10月で30.7%で、この10年間で約5ポイント増加しております。今後ますます高齢化は進行すると考えております。

医療費や介護給付費の適正化のためにも、高齢者の健康づくりは大変重要であると考え、健康づくり日本一のまちを目指しているところであります。

疾病の早期発見、早期治療のための特定健診及び肺がん検診等の各種がん検診と結核検診を実施しております。特定健診の結果、生活改善が必要な方には、対象者一人一人と聞き取りをしながら、食生活の改善、運動のすすめなど、健康づくりに向けた特定保健指導を実施しております。

健康づくり啓発事業としましては、「元気はつらつ志民健康づくり事業」を展開し、ウォーキングや軽スポーツを実施しております。また、フロムしぶし元気アップ体操など、新しい健康づくり体操についても健康づくり推進員等の協力を得ながら普及していきます。

以上のことで、皆様方の協力をいただきながら健康増進についての普及活動を努めてまいりたいと考えております。

○23番（福重彰史君） この死亡する三大死因と言われておりますですね、がん、心疾患、脳卒中というふうにあるわけでございますけれども、いろいろな今申されましたいろんな検診等の中で、当然これらに関する検診等もあるようでございます。

今回、私はこの肺がんについて、いわゆるがんの中では肺がんが一番死亡率が高いわけでございますけれども、この肺がんにつきまして、更に肺がんというのはなかなか発見しづらいということで、発見された時は、もう手遅れの状態というのが多いということがよく言われるわけでございますけれども、その肺がんをいわゆる早期に発見するためのいわゆるCT検診、これの導入ができないかということをお願いするつもりでございましたけれども、今回予算の中に計上をされておるようでございます。そういうことで、今回の肺がんCT検診につきましては、どのよう

な取り組み方でいかれるのか伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、県内で初めて肺がんCT検診の検診車を導入しました医療機関に委託しまして、集団検診を平成23年度から実施する予定としております。肺がんCT検診によりまして、肺がんだけでなく、肺結核、喫煙に関連した肺気腫などの慢性呼吸器疾患の診断も可能となります。

市としましては、検査機関の最先端技術による検診を住民に、直接住民に提供しまして、健康で安心・安全に生活できるよう、今後も配慮したいというふうに考えるところでございます。現在の検診の状態に、集団検診によりましての検診ということになろうかというふうに思います。

○23番（福重彰史君） すばらしい取り組みであろうかというふうに思っております。このことによって、更に受診率も上がってくるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

これにつきまして、市としてどのような助成を考えているのか、金額も含めてその額まで分かればですね、その点について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1人当たりの検診の委託料は6,500円で、個人負担2,500円で行うこととしております。

○23番（福重彰史君） 市がいわゆる4,000円ですかね、4,000円補助をするということでございますね。大変、市としても思い切って補助をするということでございます。こういうことで少しでも早期の発見につながって、早期の治療がなされて、そのことが医療費の抑制につながっていけば有り難いものだというふうに思うところでございます。

それからもう一つでございますけれども、この胃がん検診でございます。現在はバリウムを飲んで台の上で体を傾けてX線で胃を透視するという、そのような方法で検診がなされておるようでございますけれども、これが胃がんの原因とされるいわゆるピロリ菌ですね、ピロリ菌の感染と胃の粘膜の萎縮を血液で調べるABC検診というのがあるようでございます。このABC検診でございますけれども、これは当然胃がんの根絶や医療費削減につながる可能性があるというふうに期待をされておるようでございます。このABC検診につきまして、本市としてもこの検診の導入をしていくというような考え方はないか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

胃がん検診は、集団検診ではバリウムを飲んで台の上で体を傾け、X線で胃を透視するという方法で現在行っているところでございます。御指摘のように新しいやり方としまして、胃がんの原因とされるヘリコバクター・ピロリ菌、いわゆるピロリ菌感染と、胃の粘膜の萎縮を血液で調べるABC検診というものがありまして、現在導入する自治体や企業が出始めているということでございます。

胃がん根絶や医療費削減につながる可能性があるという期待されているところでありますので、市といたしましても、検査機関や医師会と協議いたしまして、導入可能となれば直ちに導入したいと考えております。

○23番（福重彰史君） 非常にこの医療費にも削減にもつながるし、またいわゆる胃がんにかか

りやすい、そういうような状態をこの血液検査の中で調べれば、早期に分かってくると。だから必要のない人にわざわざ検診を受ける必要もなくなってくるんだというようなことでございますので、今市長が申されましたとおり、ぜひこのこともいろんな関係機関と協議をしながら、本市としていち早く導入をするという方向で臨まれば、市長が目指すいわゆる健康日本一のまちづくりにも寄与していくんではないかなというふうに思うところでございます。やはり早いものについては、早く情報を得たものについては、早く取りかかるということも大事でございますので、そのことを期待をいたしたいというふうに思います。

それでは、次に入ります。

次に、観光振興についてでございます。

九州新幹線の全線開業を3月12日に控えまして、沿線沿いはもちろんのことですが、それ以外の地域におきましても、その波及効果をいかにして取り込むかと、さまざまな取り組みに躍起となっておりますのでございます。

当然、本市といたしましても乗り遅れまいと、当面取り得る対策と、対策に取り組まれていると思いますけれども、新幹線は一過性のものではございません。したがって、当面の取り組みと施政方針の中にもありますように、長期的な観光行政とも合わせて検討する必要があるかというふうに思うところでございます。

そこで、観光資源の一つとしてなり得る歴史を活用した「まちあるき」、地域資源を活用した食の「たべあるき」について、どのように考えておるか伺いたいと思います。

なお、この「たべあるき」につきましても、私が勝手に付けた仮称でございますので、御了承をいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年度の本市観光振興政策につきましては、歴史を活用しました「まちあるき」と、地域資源を活用した食については、それぞれ観光ガイド等と連携したまちあるき観光拠点事業、そして商工会が主体となり、食の開発・普及を行う商工業経済活力支援事業において推進を図ろうと計画しているところでございます。

この事業につきましては、それぞれ単体での事業実施では志布志市本来の魅力を十分に伝えることはできないということであろうかと思っておりますので、実際に観光ガイドの方たちが主体となって、過去4回ほど実施されましたモニターツアーにおいても、その明暗が分かれて、観光素材をどのようなふうに生かすかということについての明暗が分かれたところでございます。

いずれにしても、このことにつきましては組み合わせをいろいろ考え、魅力的なものにしていながら発信してまいりたいということを考えているところでございます。

先ほど、別の議員でもお話しましたように、平成23年度策定する観光振興計画におきまして、このようなことにつきましても、市民の皆様方の御意見を賜りながら、反映していくような取り組みをしてまいりたいと考えます。

○23番（福重彰史君） このことにつきましては、もう同僚議員、何人も質問をいたしております

すので、私はできるだけ重複しないところで質問をいたしたいと思います。

○議長（上村 環君） 福重議員、教育委員長の答弁をいただきましょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 観光振興についてということでございますが、御質問の歴史を生かした「まちあるき」につきまして、文化財の保護・活用の立場から答弁させていただきたいと思えます。

御案内のとおり、志布志市は古い歴史を有しておりまして、数多くの歴史的文化遺産を持つ町として広く内外に知られております。国指定6件、国登録2件、県指定16件、市指定73件の合計97件がございまして、国・県指定の文化財数といたしましては、県内有数でございます。このほか、街角に立ちます角地蔵や、農村部の田の神像など未指定のものを加えますと、市内には数千点に及ぶ歴史的文化遺産が残されております。

特に、市街地東部地区、前川河口域一帯におきましては、平安時代の末期、日本一大荘園の島津の庄（しょう）唯一の港として発展の基礎が築かれて以来、中世には志布志千軒町とうたわれるほど人口が集積いたしまして、江戸時代を通じて海運業の基地として繁栄して、地方文化・経済の中心となっておりました。

これらの歴史的背景から、志布志城跡、それから志布志麓庭園、宝満寺跡をはじめ、街角の至る所に各時代の歴史を物語る文化遺産が無数に散在しております。

教育委員会といたしましては、これらの歴史的文化遺産を市内外の方々に周遊学習していただくため、「千年商都歴史散策マップ」なるものを作成いたしまして、まちあるき散策コースを設定しているほか、社会教育事業といたしまして、ウォーキングやふるさと検地などの歴史のめぐり事業を定期的で開催しております。

また、訪問者の多い史跡等には年次的、計画的に解説板を設置いたしますとともに、地元の者が地元の歴史・文化を誇りと愛着を感じながら来訪者を御案内するという接待の志が直に伝わることを念頭におきまして、2年間の歴史観光ガイド育成講座などを開講いたしまして、観光ガイドの育成を図ったところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも文化財保護活用の立場から本市の観光振興の一端を担えるように努めてまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○23番（福重彰史君） まず、この特産品でございますけれども、特産品をさまざまな機会を活用することによりまして、広くPRするというのも観光振興には欠かせない大事な取り組みであるというふうに思うところでございます。

そこで、鹿児島県の自治会館におきまして、観光PRと特産品を展示する即売、即売する自治会館ふるさと市場というのが、今開催をされておるわけでございますけれども、本市といたしましても、いろいろな場、機会を得ながら特産品のPRをされておるかというふうに思いますが、この自治会館のふるさと市場にいわゆる出店がなされなかったということについては、どのようにお

考えか伺いたいと思います。

今回、志布志がこのS-1グランプリ、これでグランプリに輝いたということで、これを生かした「たべあるき」、これを核としたいですね。たべあるき等、そしてまた、志布志のいわゆる麓から町屋にかけての藩政の歴史と文化が漂っておりますこの地域ですね。この地域のまちあるき、これをしっかりと組み合わせていくということが、この町の観光にとっては非常に大事ではないかなというふうに思うところでございます。

今回、新聞の散らしの中にこういうのが入っております、先ほど市長も持っていらっしたかと思えますけれども、非常にいい知らせでございますけれども、そしてまた、市におきましてもこういうようなマップも作っていらっしゃるようでございます。

これは、これでいいわけでございますけれども、せっかく今回こういうふうにして食の方でもすばらしい荣誉に輝いたわけでございますけれども、この「たべあるき」とですね、これを核としたいいわゆる「たべあるき」、そして歴史を散策しながらのまちあるき、いわゆる限られた地域に限られると思います。これを組み合わせた中でのですね、いわゆるマップというものも必要ではないかなというふうに思うわけでございますけれども、この点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回S-1グランプリを獲得いたしまして、チャンピオンを獲得いたしまして、市内の24店舗の方々がその同じメニューについて、観光客あるいは地元の方々に提供するという取り組みになったところでございます。そのことにつきましては、本当に有り難いというふうに思うところでございまして、今御提案がございましたように、歴史については歴史のマップがあると、そしてまた、食べ歩きについては食べ歩きのマップがあるということでございまして、来られた方々につきましては、ちょっと非常に不便だなというふうには思うところでございますので、今後はそのことをお互いに整理しあいながら、より使い勝手のいい形のパンフレットを作成したいと考えます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 失礼しました。

先ほどの自治会館で行われておりますふるさと市場への参加の件でございますが、この件につきましては、案内が私どもの方にもまいりまして、観光特産品協会の方にそういうお知らせをしたところでございますが、この一番の開催期間が税の申告、確定申告ですが、これの合わせた期間であるということと、それから自治会館内ということで来られる方がほとんど近辺の鹿児島市内の近辺の方だというようなことですね、協会として少し効果等の面でどうかというようなことですね、参加については見合わせているというようなことでございます。失礼しました。

○23番（福重彰史君） 今この自治会館のふるさと市場の件でございますけれども、確かに確定申告のこれに合わせた、当然ですよ、これに合わせたということは、このいわゆる確定申告に来られる方が相当いらっしゃるということで、それをねらったのいわゆるこの展示であるわけでございます。

近辺の人だから効果が薄いだろうというようなことで判断をされたということでございますけれども、ただ市もただそういう特産品協会とかそういうところだけに流すということじゃなくてですね、市として、やはりありとあらゆる機会を捉えて、この志布志市のまちなり、あるいはそういう特産物をPRするんだというようなですね、気概というものがないと今後はですね、これ競争ですよ。いかにして我が町を売り込むかという競争ですよ。これを見てもみますと結構出していますよ、隣の大崎町までも大崎町もちゃんと出していますよ。

そういう中で、本当にそれぞれがいかにして自分の町をPRするかということの機会というのは、こういうのはわざわざ自分たちがつくらなくてもつくってくれてるわけじゃないですか。だから、ありとあらゆる機会を捉えて積極的に参加するんだという、やはりそういう姿勢がいわゆる市長側にもほしいなというふうに思うところでございます。その確定申告の時期だからとか、あるいは近辺の人だけだから効果が薄いだろうからとか、そういうようなですね、考え方じゃ、やはり小さな機会をどういうふうに生かすかというようなですね、そういう考え方をもって今後も取り組んでいかないとですね、なかなか競争に負けてしまいますよ。

その点につきまして、今後の考え方をお示しをいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光振興、そしてまた志布志のPRということになるとなれば、あらゆる機会を捉えて取り組まなければならないというふうには認識するところでございます。しかしながら、今お話があった件につきましては、観光特産品協会の方々が対応が難しいと、そしてまた効果が薄いということで参加を見送られたというようなことだったようございますので、またこれからの取り組みにつきましては、私どもとしまして、このPRについて、積極的に取り組むんだと。そしてまた、主体がそういうような関係する団体となれば、そのことについてもしっかり側面からサポートしますというような形のお話を申し上げて、さまざまな機会を捉えてPRはしていきたいというふうには考えるところでございます。

○23番（福重彰史君） ぜひそういうような考え方で積極的な取り組みをお願いをいたしたいと思います。

先ほどのマップの話でございますけれども、できるだけそういうふうにして、一つにまとめられるマップというものも大事じゃないかなというふうに思うところでございます。

ただ、この志布志の麓、あるいは町屋地区におきまして、いろいろな歴史的な建造物やいろんなものがあるわけでございますけれども、市長は先ほど同僚議員の質問の中で、志布志市の観光の最高の目玉は何かという中で、いわゆる宝満寺周辺のそういう歴史的なものだというようなことを言われたわけでございます。まさしく私もそうだと思います。今志布志市で一番何が観光として、いわゆるその目玉としてできるかということになると、あそこが一番であろうかというふうに思います。ただマップを作るだけでは、そして今あるそういうような藩政時代の建造物やら、いわゆる庭園、あるいはそういう家屋等々だけではですね、なかなか観光客は呼び込めないうだろうというふうに思うところであります。それはもう市長も御案内のように、そういう武家屋

敷群を売りにしている所は、知覧であり、出水であり、そして、ここであれば隣の日南市の飴肥であったりするわけでございます。数段上でございます。だから、それだけではなかなか観光客は呼び込めないだろうと。

ただ、私も前々から聞いておりますけれども、志布志は昔から密貿易で栄えた町であるということではほかの所にはない非常に貴重な宝物があるということを聞いております。これをどういうふうに活用するかということによって、大きく差をつけることができるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

そのためには、この宝物でございますけれども、現在、現存する宝物について、そういう調査がなれているものか、その点についてまず伺いたいと思います。

○生涯学習課長（津曲兼隆君） 先ほど教育長の方からもありましたとおり、国指定6件、県指定17件、市指定73件でございます。この中に大慈寺等で保管しております貴重なものも有形文化財としてあるところであります。

○23番（福重彰史君） 私は、個人のものまで含めてですね、個人のものまで含めて市として調査をしたことがあるかと、ちょっと言葉が足りませんでしたけれども、個人のものまで含めて調査をしたことがあるかということでございます。

これはあくまでもそういうものに造けいの深い人から聞いた話でございますけれども、旧志布志町時代にそういう愛好者、愛好家が調査をされております。その当時、国宝級のものが相当あったというような話も伺っております。そういうことも含めまして、個人が所有している宝物についても調査をしたことがあるのか。そして、それが現在どういうふうになっているかということまで調査したということがあるのか伺いたいというふうに思います。

○文化財管理監（米元史郎君） ただいまの御質問でございますけれども、旧町時代でございますけれども、教育委員会として、市内、特に先ほどからお話に出ております麓地区、町屋地区におかれる個人所蔵の資料について、しっかり調査をいたしております。

その結果は、全て調査カードという形でまとめられております。ただ、御存じのとおり旧志布志町におきましても、それを寄託・寄贈いただいて展示するというような施設を持っていなかったものですから、個人所蔵のものについては、教育委員会が直接関与するということはいたしておりません。

○23番（福重彰史君） そういうようなですね、今ございました。そういう調査がなされている。ただ、なされたけれども、それを展示する所がなかったということでございますけれども、まさにですね、今回の「まちあるき」、「たべあるき」その区域の中にですね、やはりそういうものをいわゆる展示活用するですね、そういう施設というものを置くことによってですね、ある程度の客の呼び込みはできるのではないかと。それは、課長にもちょっとお尋ねしますけれども、かなり宝物としては価値の高いものが相当あるという話を聞いておるわけでございます。そういうようなものを展示、活用するという施設がないということであれば、ありますので、そういう展示をするような施設というものを、その区域の中に設けるということが、まちの観光資源として大き

くアピールできるのではないかなというふうに思うところでございますけれども、その点について伺いたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当課長の方からありましたように、旧志布志町時代にそのような調査がなされ、国宝級の個人所有のものがあつたということが確認されているようでございます。

そしてまた、その当時におきましても展示する場所がなかったから、そのままの状態になっているということでございますので、本市としましては、そういうような意味合いから新しく商家史料館の整備というものについて計画がされているところでございます。現在の段階では、この商家史料館の整備については、27年度の過疎計画の中で計画しているところでございますが、この構想整備計画自体についても、また全体の計画についても、先ほど申しました観光振興計画の中での位置付けというようなことになろうかというふうに思いますので、そのことをもって今お話にあります個人所有になっている藩政時代の宝物についても対応をさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

○23番（福重彰史君） その展示場所として、商家史料館を考えているということでございますけれども、それはそれで生かすべき建物であるというふうに思うわけでございますけれども、今、前も同僚議員が質問をいたしましたけれども、あの上町通りにあります東郷病院、いわゆるこれも西洋風の建物ということで、この中にもマップの中にも一つの志布志の歴史建造物として位置付けられているようでございますけれども、もしここを借用なり、あるいは譲り受けることができるのであれば、あの建物は商家史料館にするということであれば、これ相当なお金が必要であろうかというふうに思います。できるだけ早い段階で、そうお金をかけなくて、そういう展示館として活用できるのは、東郷病院が今一番ではないかなと。また、そういうふうにして、志布志の造けいの深い人からもそういう話も聞くわけでございますけれども、この東郷病院、相手があるわけでございますけれども、この東郷病院の跡を活用するという考えの中で、いわゆる折衝を試みるというような考え方はないか、伺いたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光振興という観点から考えますと、先ほどから申しますように、平成23年度に策定する観光振興計画を定めて、その中で例えば千軒のまち志布志というような観光ゾーンというようなものが出てくるのではないかなというふうに思うところでございます。そのような中で、歴史的に価値のある国宝級の宝物というのは、当然藩政時代の密貿易の時代に所蔵されたものというようなふうに考えられるところでございますので、その当時栄誉・栄華を極めた商家の軒並みの中に展示するのがふさわしいというようなことから、商家史料館の整備というのがされているというふうに考えるところでございます。

今、御提案にありました東郷医院の病院につきましては、現在のところはそのような形での活用というのは考えてはいないところでございますが、先ほどから言いますように、観光振興計画の中でそのような位置付けがされとなれば、今御提案がありましたような方向性はとることは

可能かというふうには考えます。

○23番（福重彰史君） 市長、ぜひですね、観光振興計画を策定する中においてですね、この東郷病院、ここもいわゆる一つの有力な候補としてですね、検討してみてくださいよ。もう志布志の最大の観光の目玉は宝満寺周辺であると言ってもですね、言ってもあの中にですね、本当にそういう目玉になるものが一つないことにはですね。いわゆるゲゲゲの鬼太郎のですよ、水木しげるロード、そこですよ、そのちょうど中心の中にですね、そういう史料館を造っているわけですよ。それも料亭を譲り受けての史料館という形になっているわけですから、やはり志布志の観光の目玉、最大の観光の目玉にするためには場所的にも、また若干藩政時代からすると洋風的な建物であるかもしれませんが、ただ財政的なものやら、あるいは活用ができるだけ速やかにできるということ等もですね、一つの検討の材料の中に入れてもらってですね、十分にその辺りを審議しながら、ぜひその施設への活用というものを考えていただきたいというふうに思います。

もう1回、ただ観光振興計画にただ流すという形だけではなくてですね、市長の気持ちとしてですね、市長の考え方として、あそこを活用するという考え方、考えはないのか、あるのであればその考え方をですね、積極的に示していただいて、計画の中で検討していただきたいというふうに思います。そのことについて伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光の拠点ということで、宝満寺周辺がふさわしいというふうにお答えしたところでございます。そこには当然、そのように歴史的に優れたもの、そしてまた、景観的に優れたものがなければいけない。

そしてまた同時に、そこが非常に観光客の方々が訪れやすい環境でなければならないということで、そういうことになるとなれば歩き安い、歩き回れる範囲内にいくつかのそういったスポットがなければならないということになるかというふうには考えているところでございます。

そのような意味合いからすれば、宝満寺周辺ということ考えたときに、ただいまお話があります東郷医院につきましては、その歩ける範囲内である施設として、当然重点的に考えなければならない施設だとは考えるところでございます。

そのような観点から、観光振興計画につきましては、協議会で検討されるというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○23番（福重彰史君） ぜひ市長、検討方をよろしく願いをいたしたいと思います。それにかかっているというふうに、私は思っております。

次に、レンタカー無料化をどう生かすかでございますけれども、このことにつきましては、同僚議員いろいろ出ております。市長の方から宿泊費の引き下げや、あるいはソフトドリンクの無料というようなところも、そういう施設はそういうところが申し出があるという話でございますけれども、非常にインパクトの弱いものであろうかというふうに思います。

県もこういうような事業を打ち出すというのは、いわゆる新幹線効果というものが、非常にこの地域については厳しいものがあるだろうということを認識された上でのこういう事業の導入であらうかというふうに思います。

そういうことを考えた場合には、並大抵のことではなかなか客の呼び込みはできないと思います。しかし一方では、こういう事業の取り組みがなされたということは、千載一遇の大きなチャンスでございます。このチャンスをどういうふうに生かすかということでございます。これはこの志布志市だけではなくて、いわゆるこの大隅地区、しっかりと連携を保ちながらこの事業をどのように生かすかというような方向での取り組みが大事であらうかというふうに思います。そのことについてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の県のレンタカー無料の導入事業につきましては、私どもの地域にとりまして、本当に新幹線効果が少しでも波及されるような形での県の取り組みというふうに有り難く思うところでございます。

当然、このことを十分活用ができるような形の市の体制を整えなければならないということで、この事業を活用された方について、宿泊代の引き下げやソフトドリンクの無料提供というようなことの協力をいただける所を募ったところでございまして、今申しましたようなことで、幾つかの施設が対応していただけるということになったところでございます。

観光地というようなことでいきますと、当然今言いました宝満寺周辺、あるいはダグリ周辺ということにならうかと思いますが、しかしそれだけではなかなかこの志布志の地には来ていただけないのではないかなというふうには思うところでございます。

しかしながら、私どものまちでは、先日の議論の中でもありましたように、S-1グランプリでも今回新しくメニューが開発されて、それが全県的に認知されたというメニューができたわけでございます。このことでもって食べ歩きで来られる方が出てくるのではないかなという期待をすところでございます。これらの方々に、この志布志の「ちりめん三昧丼」を主流とした、食べ歩きのメニューをたくさん提示していきながら、このレンタカー事業を活用していきたいというふうには考えるところでございます。

そしてまた一方、食べ歩きのみならず本市はエコのまちでもございますので、このエコについてもさまざまな形でエコツアーというような形でこのレンタカー事業で来られる方についても案内を差し上げたいというふうに考えるところでございます。

○23番（福重彰史君） ぜひ、この事業を存分に活用しながらですね、客の呼び込みに全力で取り組んでいただきたいというふうに思います。

この件につきましては、もう終わります。

次に、経済対策についてでございます。

この国内の経済が低迷長期化し、なかなか回復傾向が見えない中、地域経済はますます冷え込んでおります。そのような中、国は緊急雇用経済対策を打ち出し、対応しておりますが、依然として厳しい状況には変わりはありません。

そこで、昨年12月議会の一般質問の中で、小園議員が経済対策の一つとして、住宅リフォームの助成について質問がございました。非常に前向きな答弁がなされたというふうに記憶しております。したがって、大変な期待をいたしておったところでございますけれども、施政方針の経済対策の中に隠されているのか、何も見えておりません。

そこで、そのことについて、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

併せまして、施政方針の中の定住促進の取り組みを積極的に進めたいというふうでございますが、その対策の一つとして、経済対策にもつながる市外から市内へ転入した方の住宅建設等に対し、助成の考えはないか、伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住宅リフォームにつきましては、12月議会で御提案いただきまして、大変参考になる事例を紹介していただいたというふうに思ったところでございました。

岩手県宮古市では、工事費が20万円以上の場合に、1件当たり10万円の補助をしていると、そして対象工事としましては、耐震改修からクロスの張り替え、屋根や外壁塗装まで幅広くやっていると。宮古市へ現状をお伺いしましたところ、平成23年1月現在、申し込みが2,707件となっております。予算としましては3億5,000万円を計上したということでございました。当初は500件程度を予定していたようでございますが、はるかに上回る申し込みがきたようでございます。経済対策として始めたということもあり、事業年度は22年度限りとされておりましたが、申し込みが多く、23年度も引き続き実施することに決まったようでございます。

経済対策としまして、本市はプレミアム商品券発行事業を連続して実施しましたので、緊急的な対策は打ってきたと思っております。

また、昨年度に引き続き、今年度から来年度におきまして地域活性化交付金（きめ細かな交付金）によりまして、市道等の維持補修や公民館の整備、やっちく倉庫建設等の公共事業を発注することができるなど、土木、建築分野での緊急経済対策が打たれたところでございます。

そのようなことから、住宅リフォーム助成につきましては、経済対策としてだけでなく、定住政策や町並み整備等も含めて形で実施できないか考えております。そのために、24年度は定住促進計画を策定することとしております。来年度には、そのための調査を行うこととしておりますので、その中でどのような形でこの事業に取り組めばよいかということにつきましては協議をさせていただければというふうに考えるところでございます。

そしてまた、定住促進を兼ねた住宅建設についての助成ということについてのお尋ねでございますが、現在本市では定住促進するため、定住促進住宅用地の分譲を行っておりますが、住宅建

設費用の助成につきましては、定住を進めるための有効な手段の一つであると考えているところでございます。

現在、住宅の新築や購入した転入者に対しまして、定住を条件に補助金制度を導入している市町村もございまして、隣の曾於市では定住住宅取得補助金を、霧島では国分・隼人の市街地を除く中山間地域に限定はしておりますが、移住定住促進補助金を設置しているようでございます。

本市としましても、県内の状況等を把握しながら、また定住促進計画を策定するための住民意識調査を平成23年度予算計上しておりますので、住民の意向をお聞きしながら導入すべきか否かについて考えてまいりたいと思います。

○23番（福重彰史君） まずこのリフォームでございませうけれども、いわゆる定住促進計画の中で、このことが何らかの形で対応できないかということを考えているということではございませうけれども、またいわゆる本市の緊急の経済対策として、プレミアム商品券の発行などもろもろの事業展開をしているということではございませうけれども、確かにそれもその経済の緊急的な経済対策の一環には、一助にはなつたかというふうに思います。

しかしながら、やはり今の経済が依然として厳しいという状況には変わりはないところでございます。やはりそういう中で、更に経済の対策を打ち出したい。いわゆる市民の所得の向上につなげるような経済対策を打ち出すためには、やはり緊急的にはこの住宅リフォームが一番有効ではないかなというふうな思うところでございます。

市長も今、宮古市のことも言われましたけれども、その後も次から次と、この住宅リフォーム事業を導入している自治体が増えてきております。相当増えてきております。

先般も若干出ておりましたけれども、愛知県の蒲郡市では、いわゆる助成額3,400万円に対して、全体の工事費が5億9,600万円という、いわゆる助成額の17倍以上にも効果が出ているということも出ておりました。こういうのはいっぱいございます。新潟県のある町におきましては、いわゆる4,000万円の予算に対して3億2,000万円の工事費総額が、3億2,000万円になって、いわゆるここも経済効果は8倍以上になっているというようなことではございまして、とにかくこの申請の受け付けをすると、その日のうちに埋まってしまうというような、そういうような反響であるようでございます。非常に経済対策には、すぐ効果、成果が表れるような事業であるところでございます。

来年度のこの計画の中で、検討するというような話ではございませうけれども、できれば今年度の中でこのことについても十分経済対策の一環として、素早く効果が出るいわゆる取り組みとして、取り組む考えはないのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように全国各地でこのような取り組みがあるということで、そのことにつきましては、それぞれの事業体で申し込みが殺到しているということをお聞きしているところでございます。ということで、立ち上げれば必ずこのことについては対応される方が出てくるということについては確信しているところでございますが、本市は現在のところ先ほど申しましたように

緊急経済対策ということでプレミアム商品券の発行をしたと、そしてまた今現在、直接的に関係ある業界の方々につきましてはさまざまな地域活性化交付金によりまして、大きなそしてまた、多種の事業が導入されているということでございます。

先日もお願いしましたように、この事業につきましては、平成22年度から23年度にまたがっている事業もございまして、その間関係される方々は、経済対策に間違いなくつながっているということでございますので、その後の全体の流れというものを見極めさせていただきながら、この事業については取り組みを考えさせていただければというふうに思うところでございます。

○23番（福重彰史君） いろいろな経済対策を打っておられますけれども、そういう中においても、それは志布志市だけではないと思うんですよね。今回こういうふうにして、今回と言いますよりも、それぞれ住宅リフォーム事業を導入している町においても、当然同じようにそういうようなこれ以外の緊急の対策事業を打っているわけでございます。それに合わせて、またこの住宅リフォーム事業を導入しているという経緯もございまして。やはり、そういうふうにして、いわゆる景気の低迷をいかにして、その地域の経済の浮揚につなげるかということに、しかもすぐ効果が出てくるような、そしていろいろな業種の方々が潤うような、そのような対策としては、この事業が非常に有効だということの表れが、今全国にどンドンどンドン広がっている状況であろうかというふうに思うところでございます。

ぜひこのことにつきましては、また同僚議員も質問がございまして、私の方からも、ぜひこのことについては前向きに検討していただきたいということを要請をいたしておきたいというふうに思います。

また、この定住促進へ向けました住宅建築等の助成につきましては、ある程度前向きな答弁がなされましたので、ぜひこれも実現に向けまして取り組まれるよう強く要請をいたしまして、答弁をいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） 住宅リフォームの助成につきましては、先ほどお答えしましたように、状況を見極めながら対応すべき時はすぐさま対応させていただきたいということでございます。

そしてまた、定住対策についての助成につきましては、先ほども申しましたように、定住促進計画を策定するための住民意識調査を23年度行いますので、このことの意向を十分踏まえながら対応をしてみたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時13分 散会

平成23年第1回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成23年3月10日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

下 平 晴 行

出席議員氏名（24名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と東宏二君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

今国会が開かれておりますが、民主党菅政権、大変苦勞しているようでございまして、共産党にもいわゆる法案について賛成してくれと、そういった申し入れをやったりしているようでございます。政治、いわゆる国の政治も地方の政治も一緒ですが、誰のために政治をやっているのかと、そのことが問われているのではないのでしょうかね、今ね。本当に国民のために国会はきちんとしてやらないといけないと、そういうふうに思います。

私も20年近く議員をさせていただいておりますが、日本共産党は、いつでもどこでも国民が主人公と、その立場で頑張ってきた政党であります。私も、その政党の一員として、この地域で議員をさせていただいておりますが、住民の皆さんの立場に立って、当局の皆さんといろいろやり取りをし、いいものには賛成をし、問題があるときは駄目だよと、そういうことを踏まえて議員として活動してまいりました。今回この議会においても、それぞれ3項目ほど通告をしておりますが、そうした立場で皆さんと建設的な前向きに議論ができることを冒頭に申し上げまして、質問をさせていただきます。

まず、施政方針の中で市長が述べておられます一番最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてということで、一昨日小野議員とのやり取りの中で、職員の意識改革はどうあるべきかということで、市長が小野議員の質問に対して、市民目線に立った改革が必要だという、そういったことを答弁として述べておられました。

そのくだりの中でですね、私はまず組織機構の再編、ここについては、新たな第2次定員適正化計画に基づき、更なる組織再編の取り組みを推進してまいります。事務事業評価と連動した業務量の把握を行い、住民サービスを安定的に供給するための適正な人員配置に努め、グループ制の導入について先進事例等を検証しながら推進してまいりますというふうに、施政方針で組織再編について述べられております。このことについてお伺いをします。

現状はどうかといいますと、12月議会でもありましたが、21年度の実績として窓口の来庁者数

が、本庁が38%、松山13%、志布志が49%と、税務課の手数料件数これについても、本庁が40%、松山12%、そして志布志が48%という答弁ですね、これが実際出ておりました。で、先の答弁でこういうふうに市長は述べておられます。総合支所方式は、業務の効率化や職員の効率的な配置を図りにくい、新自治体としてまとまりにくい、これらの解消に向けて本庁方式に移行すると述べておられます。ここに業務量の把握を行い、適正な人員配置に努める。少し矛盾がありますよね。この実績がここに出ている。総合支所を取ると、約6割からの人たちが支所に集まっているわけですね、来庁を含めてですね。そうした中で今回のこれについて言いますと、答弁と施政方針では非常に矛盾があるというふうに僕は思うわけです。

適正な配置と本庁方式への移行、このことを施政方針と先の議会での答弁、この矛盾をどういうふうに市長が考えておられるのかお願いをします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

平成23年4月を最終目標とする組織機構再編計画に基づき、平成20年に部制を廃止し、課制へ移行するとともに、課・係の統廃合、本庁と支所の見直しを実施してきたところでございます。

今後も第2次志布志市職員定員適正化計画に基づき、また社会経済情勢の変化や住民ニーズに対応できる組織の再編に取り組んでまいります。

特に、組織の再編につきましては、業務量調査を把握した上で組織再編に取り組むべきであるという議会からの御指摘を受けまして、現在事務事業評価と併せて業務量調査に着手しているところでございます。

各課の業務と人員配置の実態を把握しながら、組織の本来の目的、使命について、その議論を重ね共通理解を図り、これまでの縦割りの組織再編ではなく、住民起点の観点と政策体系に沿った組織の機構改革を実施してまいりたいと考えております。

業務量調査につきましては、各課から提出のあったデータを平成23年度中に分析し、行政評価と連動して運用し、組織体制や定員管理に反映させてまいりたいと思います。併せて、組織点検シートに基づき、各課のヒアリングや課長補佐級で組織する組織見直し検討チームでの見直し作業を通じて、庁内で課題を共有し、職員数が減少する中で増加する業務量と限られたニーズの中での最適な組織体制を構築してまいりたいと考えております。

そして、今ほど御指摘のありました適正配置と本庁方式の矛盾ということについての話でございますが、この本庁方式に見直しをするということにつきましては、定員適正化計画に基づき、総体的に職員数が削減されるということがある中でのやむを得ない取り組みということになるのかというふうに思います。

そして、適正配置ということについては、先ほど窓口の件数についてのお話でしたが、それは当然、窓口で対応した件数をお話したということで、この市の職員が担っている業務というのは窓口業務のみではないということでございます。

そのようなことで、今後それぞれの事務事業の業務量調査をいたしまして、そのことが皆さん

方にも理解できるような形の数量をお示ししながら、今後の組織改革につきましては取り組みをしたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長の業務量のいわゆる数ですね、そういうのをどう把握するのかということで、これ、先の議会でもやりましたね、委員会でもね。23年度中にそれをやるんだということでありました。今おっしゃるように数はどんどん減っていく、そういった中で、今回水道局を志布志支所に移すというのが課のそれで出てますね。このことは、事務量をいわゆる業務量を把握した上で、私は当然だというふうに考えるわけですが、これを全体に水平転開してやっぱり考えてやるべきじゃないんでしょうかね。今回水道局を志布志に移すと、そのことにつきましては、この業務量を把握した上で志布志支所の方に移すというふうに理解をしていいますか。

○市長（本田修一君） 水道局の移転につきましては、公営企業会計という点から事務所を一元化しまして、効率的な事務及び施設管理を行うために、事務所位置を上水道事業地区内の志布志支所に置き、総務、工務、業務の3係とするものであります。また、事務所の一元化に伴い、松山支所と本庁には給水の開始、休止等の受け付け事務を処理する嘱託職員を配置して、市民サービスを行うものでございます。

この移転につきましては、このような形でお願いするということですが、水道局の業務につきましては、総体的に窓口業務的なものがかなり大きな件数を占めると、そしてまた、特に給水停止等の内容につきましては志布志地区がかなり多いということで、そのことについて直接的に、そしてまた速やかに対応しなければならない事案が多々あるということで、このような形での今回の水道局の移転というようなことのお願いということになっているところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長、水道局はいわゆる休止、開始これも業務ですよ。

いわゆるそういう本当にそういうのが多い地域に、ちゃんと総合的に人を配置した方が効率的だと、このことはもうお認めになりましたね。だからそういった意味で今回私は、組織機構の再編、いわゆる見直しにあたっては、全体を今この水道局のこの例に照らし合わせて見てですよ、やっぱり現状を考えたときに、本庁の位置も本当に有明にあるのがあるのかどうかということ踏まえて、23年度中に、そのことを業務量の把握をするんだというふうに先の議会の中での答弁でもあります。ぜひそういった問題を踏まえてですね、全体的にした上で、これ、見直しというのはやるべきではないかというふうに思うんですが、この今まさしく水道局の例で、市長がお認めになった業務量の多い所に人を効率的に配置していかないと、いわゆるサービス提供が効率的にならないということはお認めですので、そのことについて、全体を考えて本庁の位置の見直しということも踏まえて私はやるべきだとそういうふうに思うんですが、いかがですかね。

○市長（本田修一君） 業務量の把握をしながら今後適正な配置をしていくということにつきましては、お答えしているとおりでございます。

しかし、そのことも重要な課題ではございますが、本庁は全体としまして行財政改革に取り組

んでいると、そしてそのような中で合併をしながら一生懸命無駄なところを削り、そしてまた効率的な行政運営をするというような観点から、現在のこの有明の本庁方式で組織が、機能が果たされているということでございます。そのような観点からも、十分今後の組織再編につきましては見つめてまいりたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君）　じゃあですね、5年後、10年後、心配だよと言って、私は、18年に合併した当時から市長にこの問題を毎議会取り上げてきました。

で、今回ですね、じゃあもう1回お聞きします。今の市長、仮にこのままでいったとして5年後、10年後、松山は今は総合支所ですけど、志布志総合支所ですが、5年後、10年後はどういうふうになるんですかね。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

5年度、10年後ということになるとなれば、更に定員適正化計画が進んで職員数が減っていくというふうには考えるところでございます。

そのようなときに、それぞれの支所の在り方ということについては、そのときに応じた形での議論をすべきだというふうには考えるところでございます。

現段階では、職員適正化計画をお示ししながら、現体制で今後5年間は進めていくということになろうかというふうに思います。

○19番（小園義行君）　5年で約50人ぐらい少なくなっていくというような、そういうふうに先の議会でも述べておられますね。これから先も含めてどんどん人は減っていくんですよ。

そうした中で私は大変心配をするのは、業務量が多い所に人を効率的に配置しないといけないという、そのことの提案が今回の議会にあるんですよ、水道局を移動するという意味では。そうしたことを考えたときに、志布志市全体を考えて本当に効率的な行政運営をしていくためにはどうあるべきかというのは、窓口件数が多いからとか、少ないからとかいうふうに市長はとらえておられますけれども、いわゆるそれも業務の一つですよ。そういった問題をよく考えたときに、ここにあることが果たしてどうなのか。これまでの議会でも、未来永ごろここがいいとは思っていませんで、あなたも答弁されています。

そうした中で、ここの本庁の位置も本当に今回よく考えてやらないと、私はそのままいって、松山総合支所、志布志総合支所は出張所というふうに最終的にはなっていくような気がしてならんのですね。これ、人が少なくなるんですから、本庁に寄せないとしようがないでしょう。だから、今はそのことをどんどんやっているじゃないですか。

そういった意味で、今回業務量を把握をするのが23年度中にはそうだというふうに、また24年度には変わっていきますよ、業務量というのは。だから、現状をよく認識した上で、本当にこれから先5年後、10年後どうあるべきかというまちづくりとしての視点を考えて、私はぜひ本庁の位置の見直しということも自由かつこの職員の皆さんたちが、住民の皆さんから寄せられる声に基づいて議論ができるという、そのことを首長自らが問いかけないといけないじゃないですかね。

先の12月議会で全会一致否決になったと、そのことが私は問われていると思うんですよ。本当に自由にそのことがタブーになっちゃいかんと、そういう議論の進め方をできるような雰囲気ですね。それを市長自身が本当にこれは作り出していかんと、いかんと思うんですが、いかがですか。

そうしないとですね、今回本庁のここの空調の設備を約8,000万円近く入れて全部やり直しますよ、これ、既成事実をつくっていかうというような考え方なんだなというふうに僕は思って、今回、ぜひそのことも踏まえて市長にお聞きをしておきたいと思うものだというふうに思って。別に変えるのが悪いという意味じゃないですよ。本当にそういうふうここに8,000万円も入れたから、1億円も入れたから、そこは動かしちゃいかんというふうになったら困るよねという思いがあるものですから、12月議会のあの全会一致否決となった組織再編のやり方ですね、そういったものも踏まえて、私は本庁の位置の見直しを含めて、職員の皆さんが自由に声が出せるような、そういった雰囲気づくりでないと、本当の意味でのまちづくりの拠点として、ここ本庁はあるわけですから、いかがですか、それ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

12月議会におきまして、組織機構の見直し案につきまして否決をいただいたことにつきましては、本当に残念だったというふうに思っております。

その原因は何かといったときに、ただいま御指摘があった面もあったのではないかなというふうには感じるころではございます。しかしながら、私どもはあの案につきましては、私どもの執行部の組織全体として承認した内容を御提案申し上げまして、そのことについて御議論をいただいたというふうに考えているころでございます。そのような中でそのようなお話があったということにつきましては、本当に残念だなというふうには思ったころでございます。そのような考えがあるとするれば、その案を提案する前に、審議する前に、そのことについて、主張をされ意見を述べられ、そのことについて改善された形での提案があつてしかるべきだなというふうに改めて考えるころでございます。

今後、今御指摘があったような形で職員が自由かつ意見ができるような形で協議をまとめて、皆さん方に御提案を申し上げたいと考えているころでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、そうした過去の議会の経緯を踏まえて、本庁を私は志布志支所に移す、そういったことも踏まえて、今市長がありましたように、本庁をどこにあるべきかということをしかりとですね、1年間かけて業務量の把握をしながらやっていくんだということでもありますのでね、ぜひそういった立場で議論がされていい方向が出るように、これはぜひ期待をしたいと思います。

次に、施政方針の中で市長が、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてということですね、冒頭も言いましたけども、いわゆる職員の意識改革こういったものを述べられて、小野議員とのやり取りの中で、市民目線での改革が必要だというふうに答弁をされたころですね、ありました。

今、鹿児島県で、国の段階でもそうですけれども、阿久根市をはじめ、名古屋市等々を含めて、非常に公務員バッシングが起きてますね。公務員を減らせと、公務員の賃金を減らせ、これはですね、非常に私はある一面、それまでの長い時間がかかって作り上げてきたものを一挙に崩してしまう。ある意味ではいい方向にいけばいいですけど、悪い方向にいったときは、大変なことが起きるなという思いがします。そうした中で、私はそうした公務員に対するバッシングについては、やっぱり私たち議員も地方公務員法でいうと特別職、公務員であります。私たち議員もそうですが、職員の皆さんと一緒に、きっちりと批判があるところは襟を正して行動で示していく、そして住民の皆さんからしっかりと信頼を勝ち得る、そういったことが必要なのではないかというふうに思うわけですね。

そこで、先に議案第8号で、志布志市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例が提案されましたね。提案理由の中で、休憩時間をなくすという提案でありました。勤務中における軽度の疲労を回復し、公務能率の増進を図る趣旨から、昭和24年に設けられた制度であり、職員が一斉に休憩することなくリフレッシュを図るのは、弾力的に能率増進を図る仕組みとして一定の役割を果たしてきたところだが、民間企業には普及していないと。有給の休憩時間は公務員優遇措置との批判もあったことから、国や県に対して、交替制勤務の職を除き既に廃止済みとなっている。

本市も今回この議案によって、休憩時間、有給いわゆる勤務時間内のそういうものはもうなくすよということがあったわけですね。そこで、その提案のときに私も少し質疑をさせていただいたんですが、やはり公務員バッシング、そういったものに対しては、きちんと襟を正して行動で示していく。そのことが必要だろうと、職員の皆さんの意識改革という意味で、私は本来公務員いわゆる職員の皆さん方は、住民に役立つ仕事がしたいと、住民のためにきちんとした仕事がしたいと思っておられるとそういうふうに思います。

そうした中で、今回こういった議案が出されてですね、休憩時間がなくなる。このことについて少し議論をしてみたいと思います。

私は、質疑の中で、今本市の喫煙をされている職員の人たちが、全館禁煙ですよ、外で2か所ほど喫煙をする場所が設けてありますが。そのたばこを吸うなとは言いませんよ、たばこを吸うその時間、いわゆるこの条例で休憩時間をなくしていくという提案があって、それは全会一致で可決をされたわけですけど、たばこについてはどれだけの喫煙率があるか分かりませんが、市長と課長の答弁は、私からしたら少し、この議案と関連して質疑をしたところでありましたが、非常に公務員優遇と、住民目線から見たらですよ、そういうふうに取りられかねないような答弁だったものですから、再度ですね、喫煙のこの時間、自由に今吸っておられるんじゃないかと思うんですが、現状認識として首長いかがですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

喫煙に関しましては、私が市長に就任以来、喫煙される方々の環境というのは年々年々厳しくなっているなど、そしてそのことにつきまして、私どもは少しずつ喫煙される方々に御遠慮

願うという、周りに対する配慮を願うというような形での対応を重ねてきたところでございます。

今回、このような形で改めて勤務時間の見直しということで御提案したところでございますが、この中で、しからば、禁煙される方に対してはどうするかというようなことについての御質疑があったところでございます。

私としましては、急にその方々の環境というのを変えるというのはちょっとかわいそうかなというような気もございまして、あのような答弁になったところでございますが、現状としましては、それぞれ喫煙する職員の方々は、それぞれの時間の中で、喫煙に可能な時間を見つけられてしているというような状況ではなかろうかというふうに思います。

そのこと自体が他の職員に対しての影響がどのような形であるかということについては、いまだ把握はしていないところでございますが、今後は健康管理の面からも、それから禁煙推進対策ということもしておりますので、こういったものを含めまして、市の衛生委員会等で対応を協議させたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 私は、公務員バッシングとの関係でやっぱりきちんと公務員が襟を正さんといかんと。そしてその中で先ほど言いました、本当に職員の皆さんは住民のためにきちんとした仕事をしたいと、役に立ちたいと思っておられると思うんですよ。それでも一方で、そういう住民から見たときに、そういったものが果たして信頼というふうにとられるのかといったら、恐らく難しいだろうと。これ、民間企業だとかこういう自由にたばこを吸いに行くという時間なんてないですよ、正直言って。ここにおられる議員の皆さんだってですよ、午前中、私が12時まで一般質問をずっと続けたら、たばこを吸いに行かれる人がおられますか。誰も行かれませんか、たばこを吸われる方はたくさんおられますけど、きちんとそこで休憩時間、いわゆる食事の時間等にしか吸いに行かれんですよね。でも普通に仕事をしている中で、ちょっとたばこに行くという、そのこと自体がどうなのかと。そうであればこういったものは出されないでいいわけですよ、本来はですよ。

これをなぜ出されたのかと、このことの意味をしたときに、やっぱり本当に住民から信頼されるためには行動で示すしかないじゃないですか。そのことを首長自身がしっかり持つておかないと、私は上乱れたら下乱れるですよ、正直言って。そういうことではいかんかと、住民からの信頼というのは僕はなくなりますよ、それでは。民間企業で、自由にたばこ吸いに行っていていいよという企業がありますか。たばこを吸う人は来ないでちょうだいというのが大方の企業ですよ。

そこら辺についてはですね、やっぱり公務員といえども、しっかり住民の皆さんの信頼の上にしか皆さん方の仕事は成り立たないじゃないですか。ぜひそういった立場でですね、これについての考え方を、今そういう衛生委員会とか、そこで対策をするということでありましたが、やっぱり首長自身がしっかりした考え方を持つてないと、これについてはいかんでしょう。正直言って、今どこでもたばこを吸っておられるんじゃないですか。大変申し訳ないけど2か所しかありませんって、1階のあそこのトイレにありますよね、ここと向こう。向こうもですね、今後提案がある教育委員会の方で図書室を移動するんですよ。あそこを通ってごらん下さい、改善センタ

一の中にたばこの煙が充満してるじゃないですか。これはね、もっと謙虚でないといかんでしょう。ぜひ、休憩というのはお昼の時間ぐらいしか条例でなくなりましたよ。携帯の灰皿ぐらい持って自分でですよ、ちゃんと管理をする。誰があなたばこの管理をされるんですかね、灰皿を。掃除をしていただくお婆さんたちがしていただくんですか。自分でやったことは自分でちゃんとせんといかんじゃないですか。それぐらいは、お昼にたばこを吸いたいんだったら、その決められた所に自分の携帯灰皿ぐらい持ってたばこを吸う、こういった謙虚さが必要ですよね。

もう1回、住民の皆さんのところにいって、私は意識改革をするという意味では、住民目線に立った改革が必要だと、市長が昨日、小野さんとのやり取りで答弁されましたね。

本当に意識を改革する、このたばこの問題一つもそうです。でも併せてですね、カウンター越しに住民の皆さんと向き合うのではなくて、カウンターの外に行って、ちゃんとどういうふうな実態になっているのかと、住民の皆さんの声がどうなのかというのは、カウンター越しじゃなくて、カウンターを超えて住民の皆さんのところに行かれたらですね、私がわざわざこういうことを言わんでも、十分これは反映できることだと僕は思うんです。本来、職員の皆さん方は、冒頭言いましたが、そういう意識を持ってきちんと住民の役に立ちたいと思っておられるわけです。これ、首長の判断ひとつです、もっとカウンターを超えて住民の中に行き、住民がどういう状況にあるのか。どんな思いを持っているのかというのをやっぱり僕は努力すべきじゃないですかね。それが意識改革に僕はつながっていくと思うんですよ。

例えばですね、派遣村がありましたね、あの寒い時期に。そのときに役場の職員、私も含めてですけど、おいこの休暇どこに行こうかねって、スキーはどこのスキー場に行こうかねって、こんなことではですよ、いかんでしょうやっぱり。あの派遣村を見たときに、おお大変だなと、自分たちも何かできることはないのかと、その意識をどう持つかですよ。

市長、ぜひカウンター越しにやるんじゃなくて、カウンターを超えて住民の中に行き声聞いていただきたい。そうすることによって、職員の皆さん方の意識の改革というのは現れてくるんじゃないですか、再度、このことについてお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員に対しましては、常々、市民目線ですということをお話しているところでございます。そのことにつきましては、今お話がありましたように、市役所の職員自体は入所するときから市民の役に立つための公務員になるんだという決意を述べて宣誓されてなっておられるわけでございますので、当然その意識についてはお持ちであるというふうに思うところでございます。

そのようなことで、カウンターを超えてということをお話なわけですが、ケースバイケースによってはそのようなことが行われているというふうには思うところでございます。通常の窓口業務につきましては、カウンター越しにさまざまな書類の作成ということがございますので、そのことでもって市民の方々の要望につきましては対応ができていくというふうに感じるところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひそういう対応をしていただきたいと思います。

もう一つ、この「ムダ」のない経営ということで、この施政方針という中に踏まえてですね、市長の退職金の問題について、これ、次の任期中にちゃんと対応するというふうにこれまで議会答弁があります。無駄とは言いませんよ、市長の退職金。でも私は、この「ムダ」のない経営というここにしたときに、市長がこの問題について、もう1年過ぎましたね、どういうふうに対応しようとされてるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

次の期に考えたいというようなことで御答弁を申し上げたのじゃないかなというふうに思うところでございます。

私自身1期経過いたしまして、退職金を手にいたしまして、そのことにつきましては本当に有り難いというふうに思ったところでございます。

そしてまた、その水準が、私自身が特に他の首長さんと比較して、特段高いということではないということは十分認識したところでございます。

しからは、今期にどうするかということについては、いまだ考えていないところでございますが、今後、他のケース等を参考にさせていただきながら考えをさせていただきたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） 他の自治体とかそういうことじゃなくて、これは理事さん方がみんな身内じゃないですか。そういうことではなくて、民間から見たときですよ、職員の皆さんでもそうですよ。私も電電公社からNTTに約30数年勤めましたけど、それでも市長の4年間でこの金額ですね。お幾らか分かりますがね、高いですよ、正直言って。そういったものは、この「ムダ」のない経営ということを考えてとき、併せて職員の意識改革、これをやるにはやっぱり首長自らですよ、その先頭に立って意識の改革はこうあるべきだということを行動で示さないといけないというふうに私も思うものですから、やっぱりきちんとそのことを踏まえて首長自身が行動で示すということが必要じゃないですか。普通の個々の志布志市内の民間企業の中でですね、4年間でこれだけの金額をもらう人は、多分市長以外にいないと思います。もちろん副市長や教育長でもそうですよ。4年間で700万円からのそういったものをいただくわけですよ。そのことが本当に住民から見たときどうなのかということも踏まえて、私は考えないといけないもう時期にきているのではないかとこのように思うものですから、ぜひほかの首長さんたちと比べるんじゃなくて、ここ志布志市の住民から見たときにですね、市長が施政方針で述べておられる「ムダ」のない経営。

そして、職員の意識改革をやっていくんだと、そのためには、そのためにどうあるべきかということで、私はずっとこれ、市長に質問してきているわけですよ。再度、このことについてはもう最後ですのでお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公務員の給料ということにつきましては長い間培われまして、今のような体系になっているというふうに認識しているところでございます。そしてまた、特別職についてもそのような形でさ

れてきたというふうに思うところでございます。

そのような中で、それでは私自身がそのことについてどういうふうを感じるかということにつきましても、実際、私自身は給料につきましては、公務員の給料最高級の職員の給料から何パーセント増しというような形で合併当時、その三役についての給料が定まったという経緯がありますので、そのことで私どもの給料が定まっていると。そしてまた、議員の方につきましても、そのようなことで給料が定められたところでございました。その中での退職金の定めということになったところでございます。

そのようなことから、もし私自身の退職金等について考えるとすれば、総体的な給与の体系等も見直しながら取り組んでいくべき内容ではないかなと私自身は思っているところでございます。私自身は特別職の首長としまして、365日、24時間、いつも臨戦態勢のつもりで職務に取り組んでいるところでございます。

そのような意味合いから言えば、現在の体系の中で与えられている給料というものにつきましては、あるいはそのような退職金等も含めましての補償につきましては、適当な水準じゃなかろうかというふうには考えるところでございます。

○19番（小園義行君） やっぱり市長は政治家なんですね。選挙前はそういうふうにはおっしゃらなかったんですよ。選挙が終わって1年たったらそういうふうになるんですね。隣の鹿屋市、市長さん新しくなられましたけど、即ですね、そういうものはなくしていくという方向でちゃんと対応がされていますね。それはそれでいいでしょう。この問題はまたやりましょうね。そういう答弁をされているところであります、鹿屋市の市長さんはですね。

じゃあ次にですね、市民の所得向上対策の関係で、12月議会で住宅リフォーム助成制度について、どう検討されたのかということで、これ、今全国で180を超える自治体、県も秋田県とか含めてですね、それぞれが始まっているところです。

昨日、福重議員とのやり取りの中で、24年度中にはということでありましたが、市長、経済というのは生きてますので、本当に今そういう建築関係の、まあ土木工事は、今、国のそういう交付金等々があつて結構今出てますね。建築関係の一人親方をされている大工さんとか含めてですよ、ぜひですね、これ緊急に必要なあとと思っております。

24年度からというようなことでありましたが、これは緊急、いわゆる対策としてですね、経済対策として効果をたくさん生んでるよということで、これ、ぜひですね、昨日も対応しなきゃいけないときにはちゃんとやるというふうに答弁されてましたので、ぜひこれね、年度途中で何千万しなさいということじゃなでしょ、これ。要綱そういったものを定めて、大変厳しい状況が見えているということがあればですね、補正予算でも対応するぐらいのですね、考え方を持っていないと、24年度っていったら1年後でしょう。それではですね、本当にその間に廃業になったりとかいう、そういう方々も出てくるわけでして、ぜひいろんな業種に反映される意味で、この住宅リフォーム助成制度、これ本当にすごい経済効果を生んでるんだなというのは昨日の市長の答弁でも、市長自身もお分かりですよ。ぜひ、そういったために準備を進めてですね、補正予

算でも対応する。もう当初では出てきていませんのでね。そういった考えを持ってないのかということだけ、ちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この御質問につきましては、昨日も福重議員から御質問いただいたところでございました。

そしてまた、24年の定住促進計画を策定する中での協議をさせていただきたいという回答を差し上げたところでございますが、ただいま御指摘のとおり、この事業につきましては、極めて緊急的に、そしてまた経済効果が即現れるというようなことがあるようでございますので、経済状況を十分動向を見極めながら、しなければならないときには、すぐさま対応できるような体制はとっておきたいというふうには思います。

○19番（小園義行君） ぜひ市長、そういう立場でですね、よく経済の状況というのを踏まえて対応していただきたいとそういうふうに思います。分かりました。

次にいきます。

市長の政治姿勢ということで、通告をさせていただきました。

今新聞等でも行政区が違うとですよ、あまり関心がないというか、大変失礼な私なんかもそれではいかなのですが、串間市で原子力発電所設置についての市民投票が4月10日に行われます。県議選と一緒にですね。たまたま志布志市と串間市は隣り合わせですよ、行政区が県によって違うものですから、あまり住民の皆さん方もピンとこないということがあるかもしれませんが、平成3年ですかね、私が議員になりました。平成5年に原発のそういった是非を問うということで、もう本当に串間市の市長選挙もいっぱいいろいろあったんですね。

この原発について、本当に志布志市もただ対岸の火事ということで傍観者でいいのかなという思いがするものですから、仮にこれ、市民投票条例で、この条例を見るとですね、意思を問うということは、賛成が多ければゴーで、少なければもうきっぱりあきらめますよということにもなるわけですが、どちらの立場もあるでしょう。でも、そこを置いといても隣の町に原子力発電所が設置される、そのことについて、この投票をするかどうかというのは別ですよ、原発が計画されている、いわゆる都井岬の裏側の方にあたるんですが、そこに仮にそういうものができるという状況に、今少し動き出しているということを考えたときに、本市の市長として、原子力発電所の設置について、どういうふうな考えをお持ちですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お隣串間市におかれまして、今回4月10日の日に原子力発電につきまして、発電所設置に対する賛否についての市民投票を4月10日の日に実施されるということにつきましては、報道等で知ったところでございます。隣接の町ということで、少なからずこのことにつきましては注視しなければならないということで、その動向については関心を寄せていたところでございますが、具体的日程が決まったということで、本市としての対応というものについて、今後協議していかなければならないというふうには考えたところでございます。

しかしながら、原発という問題につきまして今回串間市の方は、先年ありました協議の中で改

めて昨年選ばれました市長さんがいまだに原発問題がくすぶっているというようなことで、そのことについて決着されたいということで市長選に臨まれて、そして市長に選ばれたということであるところでございますが、こんなことを言うと少し失礼かもしれませんが、必ずしも過半数を得られた形の得票で選ばれた市長さんではないということでございますので、このことにつきましてはどのような形で結果が出るかということについては、非常に予断を許さない内容ではないかなというふうに思っております。

私自身は、新生志布志市の市長となりまして、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の将来像に向けて、その実現に向けて一生懸命取り組んでいるところでございます。そして、そのような中で「志のまち」の宣言もさせていただいたところでございます。

そして、今回2期目になりまして、改めてこのまちの「やすらぎとにぎわいのあるまち」をつくるためには、ブランドを確立していきながらさまざまな日本一づくりを確立して行って、そのような町ができるというようなことでマニフェストを作成いたしまして、そのことで信任を得られたというふうに思っているところでございます。

そのようなことからしますと、当然私が盛り込みましたその中には、「環境」そして「健康」というものが大きな柱になっているところでございますので、このことからすると、この原子力発電所の問題ということにつきましては、かなりこのことが設置されることにつきましては、危惧するところでございます。

○19番（小園義行君） 市長も当然、言葉は慎重になりますよね、この問題については。今の危惧をするということからすると、非常に自分が進めていくまちづくりをやっていくためには、あまり好ましいとは思わんというふうに理解をするわけですね。ぜひ、これ、国がですね、政権が変わったんですけど、この原発をどんどん増やしていくよというふうに現在55基稼動していますが、安全性が確立していない中でそういうことですね。よく新聞でも原子力発電所が停止とか、いろんなことがありますね、事故。そうしたときに、日本一のまちづくりを掲げている。そして「環境日本一」そういったものも含めてやったときに、今市長が答弁されたとおりでと思います。私、これ仮に今凍結ということになっていますので、でも九電も新たにそういう立地を探しているという報道がされてます。国は、原子力発電所を増やしていきたい。いわゆる企業の側もそれをやりたいということで、たまたま公約で住民投票、いわゆる住民の皆さん意思を問いますよという首長があつて、こうなつて4月10日と具体的になってきたんですね。ぜひ、これ勇気を持ってですね、あなたが本当に進めたいまちだと、仮に一発そういうことであつたら大変なことになるじゃないかと思えます。

そこで、後押しになるかどうか分かりませんが、平成5年第5回志布志町議会定例会会議録、ここ、ちょうど平成5年11月に町長選挙があつたんですね。そこでお二人の方が立候補されて議会も大変心配をして、賛成なのか反対なのかというのをずっと問いました。その中で現職でありました谷口芳郎町長がですね、最後にこういうふうに答弁をされるんですね。最後にもう1回聞きますけど、この原発、私たち安全性が確立されていない状況の中で、現在の段階で何回も取り

上げて実情をお話しましたが、原発の事故というのは新聞等をにぎわしておりますよということで、よくあるそういう新聞等をにぎわしております。やっぱり心配ですよと。これ、町長は20年後だと高をくくってるんじゃないですかと、私なんかも健康であれば60になりますと、ちょうど私もそのとき40でしたので60ですよ。そのとき、谷口町長がこういうふうに答弁をしました。「原発の問題、安全性の確立するまでは反対いたします」と、こういうふうに明確に答弁されたんですね。

そして、もう1回私が問うたんですよ。「町長、今原発の問題では安全性が確立するまでは反対だと、そういうふう理解をしていいんですね」ということで、いわゆる申間に立地されることを含めて反対だというふうに明確に答弁されたんです。

次の朝、日本経済新聞から全て「隣町の町長さんが、隣の町の原発立地に反対を表明」といって、本当にすごい報道になったんですね。ぜひ、そういった意味では、勇気ある行政のトップがそれを答弁されたんですよ。ぜひ市長もですね、勇気を持ってそういう問題が問われたときには、私は、きちんとこの志布志市のトップとして、そういった問題については反対だということなんかもですね、表明して僕はいいと思うんですよ。これ、行政のトップが答弁したんですよ。危惧するということは、それは少しひいた答弁じゃないですか。言葉も難しいでしょうけど、ぜひ原発について、どういうふうに、隣町にそれができるとなったら首長としてどうですか。もう1回あなたが目指している日本一のまちづくり、環境から全て安心・安全、全部ふっ飛ばさないですか。そういう風評被害とかいろいろありますよ。

ぜひ、そこについて、危惧するというふうにおっしゃったんですけど、再度、原発についての認識をもう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

旧志布志町でそのような議論があって、また谷口町長さんが発言されているということにつきましては、ただいま議員のお話の中で初めて知ったところでございました。

また、その及ぼした影響というのは大きかったんであろうというふうには思うところでございます。

現段階で、申間市さんの方で進められようとしている内容についても、まだ極めて私は漠然としたものじゃないかなというふうに感じるところでございます。

そのような中で、それでは私自身がどのような形で表明すればいいのかということにつきましては、先ほど申しましたように、私自身が進めようとするまちづくり、ブランド推進、そして日本一づくりというような形の中で、大きな柱となっている環境、そして健康という観点からするとなれば、このことの実現については大きな危惧が生じるというようなことのお話を申し上げたところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、こういった問題についても、企業は凍結という状況、まあ住民投票の結果、どう動き出すか分かりませんよ。またそのときには、市長に考え方を聞きたいと思います。今の危惧をしているということで、ニュアンスとしてはよく分かりました。

ぜひですね、本当に、にぎわい協奏するまち、安心・安全、日本一のまちづくりをしようというときに、ぜひ、今のそういう立場でですね。これ、やっぱり関心を持っていただきたいと思います。隣町のことだから知らないよということではなくてですね、そういうことで危惧をしていると。自分が政策を進めていく上では危惧をしていると、そのことで理解をしました。ぜひ、これからも注視をしておいていただきたいものだというふうに思います。

それでは、次にいきます。

学校教育の関係ですが、私たちにこの2月にですかね、学校規模適正化の基本方針というのが出されております。そのことについて、少し考え方を聞かせてくださいということで通告をしておきました。

本市の学校規模の標準を今回きちんと設定をして、学校再編を進めるというふうに打ち出されたわけですね。その中でそれぞれあるわけですが、「学校の再編等は、保護者や地域住民の理解を得ながら可能な限り早期に実施できるように進めるものとする」というふうにされているわけですね。これを具体的にどういったスタンス、そしてスパンでやっていこうというふうに教育委員会として、教育委員会の中で議論がされているのかなということをお聞きしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市の学校規模適正化につきましては、平成18年度に教育委員会が設置いたしました学校の規模・配置の在り方検討委員会で、平成21年度までの4年間にわたる検討を行いまして、引き続き平成22年度からは学校規模適正化推進委員会による検討を重ねまして、本年2月に学校規模適正化の基本方針案を決定し、教育委員会の議決を経て、正式に学校規模適正化の基本方針として定めたとところでございます。

基本方針の内容につきましては、過日お示ししたとおりであります。その中で、先に中学校の再編を推進するとしておりまして、小学校につきましては、中学校の再編の状況を踏まえて検討するとしてとところでございます。

今後の取り組みにつきましては、平成23年度をめどに、この基本方針に基づき、市内七中学校を対象とした学校規模適正化計画案を事務局で作成いたしまして、学校規模適正化推進委員会で協議していただいた上で、正式な学校規模適正化計画として策定することとしております。

その後、学校再編の対象となる地域をおおむね中学校区単位で地区説明会を順次開催してまいりたいとかように考えております。そこで、保護者や地域の方々の理解を得ながら学校再編の具体的な協議を行う、学校再編準備委員会みたいなものを立ち上げまして再編に向けた準備を進めてまいることになろうかと考えております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 今、これからの方向性というのが出ました。中学校から先だというふうに今の答弁を聞いていると思うわけですね。そこで、もう1回、少し原点に立って、私は教育長と教育委員長と議論をしてみたいと思います。

大変申し訳ないんですけど、学校の統廃合というのは未来永ごう、歴史ある学校をその地域か

らなくしてしまいます。子供や住民にとっても、大変な負担や御苦勞をかけて、生きがい、そういったものまでを奪う非情さが伴っているわけですね、これね、なくなるということは。

そこで教育長、憲法第26条や教育基本法、子どもの権利条約、そういったものが求めている自治体にとっての役割、そういったものをどういうふうにお考えですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

やはり、そういう憲法でありますとか、教育基本法でありますとか、うたわれている内容と照らし合わせてみましても、小規模校で、そして教育環境が十分でないところを、地域が疲弊し、あるいはまた火が消えるというようなことをもって不平等のままで、不公平のままで学校を設置したままでおくということはいかがなものかと。やはり、可能な限り適正な規模において不平等にならないような教育環境をつくり、そしてそこで子供たちが勉強していくと、学習していくと、そしてせっさたくましていくという環境をつくるのが教育基本法の本質であり、またそういう子どもの権利条約に沿うものではないかというふうにご理解をしております。

○19番（小園義行君） 教育長、私がお聞きしたいのは、憲法26条、「等しく教育を受ける権利を有する」とありますね。そして、教育基本法は「人格の完成」というのをうたっているわけですよ。そして、子どもの権利条約は「児童の人格、才能並びに精神的及び具体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」というふうに、これ、求めているわけですね。そういった観点からしたときに、その適正な規模ということではなくて、いわゆる憲法や教育基本法が求めている教育の在り方として、自治体はどうあるべきかということを知りたいわけですよ。今おっしゃることは、適正な規模だとひとくくりしてしまえば、じゃあ全部それがうまくいくのかと、うまくいくわけじゃないですね。そのことを私はお聞きしているんですよ。憲法や教育基本法が求めているそれを自治体としての役割として、一人ひとりの人格の完成、そこまで高めていくためには、じゃあ小規模校だから駄目だといって一つにすればいいのかということではないというふうに僕は思うものですから、基本的な教育長としての考え方をちょっとお聞かせくださいということで、もう1回お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

であるからこそ、私どもは何回も申しますが、適正な規模でということをお願いしているわけですので、実際に新年度に入ろうとする今現在ですが、極端に児童数が少なくなることを非常に懸念された保護者の方が、学校を移りたいと、ほかの所へやりたいんだけどということで相談に来られました。例えば、ある小学校に平成23年度の新入学児童の保護者から、新入生が一人なんでかわいそうだから別な学校に通わせたいという相談がございました。私どもといたしましては、新入生が一人だからという理由で就学変更は認められないということで回答しております。

それから、ある小学校の場合は、新入生が3人いるが女の子は一人だから別な学校に通わせたい。そういう相談もありました。私どもといたしましては、新入生のうち女子が一人だからという理由は就学変更の理由にならないということで回答をいたしております。

そしてまた、ある小学校では新入学児童の保護者から、新入生が4人しかいないので、保育園の友達がたくさんいる別な小学校に通わせたいという相談もございました。教育委員会としては、新入生が少ないという理由で今言いましたように就学変更は認められないと回答いたしましたら、その方は希望学区に転出されたと聞いております。

ある中学校では、男子が2人、女子が7人という学校でございますが、1学期に男子一人が県外に転出して、男子一人になったと。一人になったことで学校生活がうまくできずに現在不登校状態にありますと、その解消のために別な中学校に通わせたいんだけどという相談がございました。教育委員会といたしましては、不登校解消のためという就学変更理由はございますので、そういう理由であれば就学変更を承認してもいいというふうに考えて対応したところでございます。

事程さように、いろいろな保護者の方々の価値観の多様化という中でですね、学校を存続させる。あるいは地域活性化というためだけに、一人の子供を、お宅の子供をやってください学校にということも、また我々教育委員会としては、なかなか申し上げられない。

そこで今現在、どこでも新聞等で話題になっておりますように、ほかの市町村でもいろいろな方法で学校の統廃合等もしておられる、どこも苦心しております。いつも教育長会議でいつも相談、話を話題にするわけですが、どうするのが一番いいのかと、どうするのが子供たちのために、やっぱり何といっても主役は子供ですから、子供たちのためにどうすることが一番いいのかということを考え考えて、そして先ほどこちょっとありましたように小規模校の良さは私も認めております。小規模校は小規模校なりの良さはあるんです、あります。しかし、その中で今度は極端に言いますと、将来その子が同窓会でもしようかというようなときにたった一人で同窓会をするんですかというような話もあるところでは出て話題になりましたけれども、そういう状況をみすみす知りながら、教育委員会がその学校に通わせるということもどうしたものだろうかと、非常に苦しいわけでございます。メリットとデメリットはありますが、より欠点の少ない方法としたときには、現在私どもが進めておりましたこの基本方針でやったらどうかということが、この検討委員会でも検討されましたので、それを受けて、私どももその方向に沿ってやろうと、こう方針を立てたところでございます。

○19番（小園義行君） 教育長、私の質問に何も答えてないですよ。僕はそんなこと聞いていないでしょう。憲法26条が求めている、その自治体に求めているそれは何かと、基本的なことを聞いていますよ。今からそういう小規模校のことだとか聞くとこなんですよ。憲法第26条は何を自治体に求めているんですか、それを聞いているだけです。そういう今おっしゃったことは全然、僕質問しておりません。

じゃあ、もう1回言いますよね。

私は、この憲法26条というのは教育を受ける権利として全部読みましょか、分かっておられるでしょう。「等しく教育を受ける権利を有する」と。ここで、これは学校規模が小さいとかですね、財政効率が悪くても、その精神に基づいてきちんと保障していろんな必要な経費を出して教育条件を整えて、その利点や可能性を最大限追求する。これが国や自治体の役割だと思うからで

すよ、そのことをそういうふうにおられますかということをお聞きしただけですよ。どうですか、26条が求めているものはどういうふうに、この小規模校を再編するとか、そんなことは誰も聞いてないですよ、それ。もう1回お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） 議員おっしゃるとおり、教育条件を整えて、そして等しく子供たちに教育を受けさせるというのは当然のことですから、それは十分私も理解しております。

○19番（小園義行君） じゃあそこですね、本市ですよ、教育委員会が出されたこれですよ。これ、中学校を見てくださいよ。どう見てもですね、「等しく教育を受ける権利を有する」というこの憲法第26条。そして、教育基本法が求めているこの問題からしたときですね、本市の中学校の状況を見てくださいよ。まさに統廃合を前提にしたような教員の配置の仕方じゃないですか。こういった在り方で子供たちに責任は実際ありませんよ。これ、現状をこうして生み出した教育の行政の在り方というのをこの現状を見ていかがですか。これは本当にこれ、教諭が免許外で担当している教科の先生をどんどん配置している。非常勤講師が週に数時間担当している教科を含めて、こういった実情を長くほって来た県の在り方も問題ですが、ここの教育行政の在り方として、現状がこういうことをどういうふうにとめていますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

こういう現状を引き起こしたことについては、これは当然、県をはじめ国をはじめ教育行政の責任者としては、当然反省してもらわなきゃいけない。これは当然志布志市のことに限らず、全国的な教育のある意味では何と云うんですかね、マイナス点、欠点として露呈してきたと、国の政策を含めてこれは教育行政の失態だったというふうには考えます。

○19番（小園義行君） 教育長、これ冒頭言いましたね。憲法が求めているもの、それに基づいてちゃんとやらなきゃいけなかった国や県の姿勢でしょう、これ。こういうところにこそですね、問題ありだということをやっぱり本市の教育長としてですね、これ、声を大にして叫んでもらいたかった僕は、最初冒頭ですよ。そういうものをお聞きしたかったんですよ。こんな状況で、よくその地域の方々ですね、本当に我慢強く守ってこられたもんだなと思うもんですからね。そこで、そういう国や県の対応というのはとんでもない状況だと、教育長も県の、大変申し訳ないけど次長までされた方で、何か天につばするようなこともあるかもしれません。ごめんなさいね、それはね。

でも、そこですね、今回この在り方検討委員会のこれで推進委員会になりまして、ここに標準が定められたんですね。小学校は、複式学級を解消する1学年10人以上と、全校で6学級以上。中学校は、クラス替えが可能な1学年2学級以上、全校で6学級以上ということで。進め方としたら中学校を先にして、免許教科外教科担任の解消と学習集団の弾力的な編成、部活動の充実に再編するというので。小学校については、中学校再編の状況を踏まえて検討するというので

すね。
そこでお聞きしますね。これ、現状維持も本当にそれが必要だと思ったら選択肢に残して、関係地域の重要な議論や協議を保障すべきと、そういうふうには私は思うわけです。軽率な提起の仕

方をしないということが肝要だろうというふうに思うんですね、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） 趣旨として、こういう方向を委員会で決定していただいたわけですが、当然私どもはこれを、こうなりましたのでこうやりますというようなことでなくてですね、あの解説にも書いておきましたが、今後はやはり再三再四地域に出向いて、地域の方々にこういう方法というのはどうですかとって相談をしないといけないと思うんですね。これが何も手ぶらでもって行って、資料もなし、原案もなしでどうしましょうと言ったって、それはまた話になりませんので、推進委員会としてはこういうふうにはなりました。じゃあ、これはどうでしょうか。そういうことを提案し、そして議論していただいて、万一どういうことになるか分かりませんが、どうしても駄目だと大半の方々が、地域の方々ですね、これはもうのめないと。じゃあ、もう、やらなきゃいいわけだと。私はそのぐらいの覚悟はするつもり。どうしてもなったので、こうなったので、これを強引に押し出すというようなことは行政の姿勢としてはやるべきではないだろうというふうには考えております。

○19番（小園義行君） そういうことを教育長の方から答弁いただくんですね、非常に安心をするわけですね。これだとですよ、可能な限りに早期に実施できるように進める。これを見たら心配するじゃないですか。そういう問題があつて、今ちよつとごめんなさいね、そういうふうに教育長がおっしゃるからこれはいいわけですけど、具体的なことを少し、だからそういう前提があるということを踏まえた上で質問させてくださいね。

これ、実際にですよ、通学距離の適正基準というのがありますね。これを見ますとですよ、現状でもそれに合致していないわけですけど、大変申し訳ないですが、国が示しているのは農村部だと、小学校1km、15分以内とか、そういうのがあるんですね。そのことでしたときに、本市のこれは全て難しい状況じゃないですか、これですね。それでもその地域で頑張っただけでこられたわけですよ。ぜひそうしたときに、これが統廃合されると通学の負担、お父さんお母さんの負担、そういうものがたくさん増えてきますね。

一方では、昨日も平野議員とのやり取りの中でありました。そういう小さいとこういう問題もあるよと、そこにちゃんと行政の役割というのが僕は求められるんじゃないかと思うものですから。ぜひそうした適正基準、ここをよく考えたときに、国が求めている基準からしたときですよ、教育長いかがですか、これが更に遠くなるというのは。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど可能な限りと申しましたのはですね、中学校から先にやろうとしているわけですが、やはり私どものところにはいろいろな市民の方々からの御意見がありまして、早くしてくれんかと、うちの子供なんか犠牲だがねと、正式な教員もおらん中で授業を受けるのかと、教育委員会は何をしてるのかという意見もあるわけですね。

そうすると、だからといって一方では、今おっしゃるようにいろいろな通学距離の問題もあるものですから、今現在いろいろ議論しておりますと。だけれども、こういう子供たちが実際いるのを知りつつ、まあおやつとさあきばれよと、まいっときだがと、というようなことは言えないな

ということで可能な限り議論をして、そして地区説明会に行って早く解決してあげたいという気持ちでございました。

それから、今おっしゃいましたその距離の問題ですが、確かに私どもが思っておりますのも、いずれマイクロバスとかスクールバスとか、そういうものを走らせて子供たちの安全な通学を確保しなければならんというのは、これは当然責務でありますので、もしそういうことになれば、そういった手配も当然出てくるだろうということは考えておりますが、やっぱりいずれにいたしましても、現実がこうなのにも更にこれを統廃合したらますます遠くなるじゃないかということも分かるわけですが、まずそのところもありますので、中学校から先にやって、そしてまずは現実問題として、今当面している子供たちの実態を早く解決してやりたいなという気持ちの表れだと御理解いただければ有り難いと思います。

○19番（小園義行君） 教育長、後段の方は後の答弁ですよね。ごめんなさいね。私は距離のことについてどうですかってお聞きしたわけ。

これ、教育長も認識だと思んですけど、平成17年8月、市町村合併の時にですね、教育委員会のための市町村合併マニュアル、これが出されてるんですね。そのときに僕も見ましたけど、学校統合と、このときにUターン通達といって、1956年に1回、小規模校を統廃合する場合はこうですよというのがあって、約20年ぐらいかけていろんな問題があったから、1973年にUターン通達というふうに普通の言葉で言ってますけど、そしてその後出された、平成17年8月、地方分権一括法で市町村合併どんどん進みましたね、そのときに教育委員会のための市町村合併マニュアルというのを出してるんですよ。その中に学校統合というこの中で、このマニュアルもこのUターン通達をちゃんと確認してるんですね。それが一番目は、通学距離の適正基準、そういったものをうたってます。二つ目にですね、小規模校の尊重というのをうたってるんですよ。

そこで、教育の原点というのは、教育者、先生と1対1のきずなであって、子供の人数が増えるほど教育関係は希薄になると、一人一人を人間として大切にすること、このことが行き届いた指導が困難になる。人間が人間らしく育つには1、2年間で、1年や2年でクラス替えとか担任替えなどのない、持続的な教育関係が望まれる、小規模校はこれからの条件を兼ね備えているというふうに僕は思うわけです。

この通達が求めているこういうものも踏まえてですね、総合的な判断をした場合にですよ、実際に小規模校を残して充実させる、そういった立場というのも少し冒頭ありましたけど、そういう考え方というのは教育長、当然お持ちだと思うんですが、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） おっしゃるとおりでございます。

ただですね、その小規模校にそれなりの教員配置ができて、そしてこのような免外教員をどうのこうのというのは、誠にある意味ではいびつな形での教員配置などしないというような国の方針であれば、それはもう結構な面もあるんですが、現実的には生徒が何人いるときに、正規教員何人という制度でもってくるとすればですね、その割を食うのは結局は子供たちだというのが現実にあるわけですね。ですから、どうしても私どもも施設設備もありますし、そしてまた、子供

たちも確かに小規模校で非常に人間的なアットホームな教育を受けていることは、もう目の当たりに重々知っておるわけです。しかし一方では、子供たちがいろいろな学校行事等の中でやるときに前も言いましたけれども、ある中学生が男の子が一人しかいない中学生がですね、思いきってサッカーボールをけつてみたいというようなことを、切実な声を言っているという現実を聞くと、まあ、それも、だから小規模校は確かにいいんだけど、またちょっと中規模校以上になれば、小規模校のような学校経営、学区、学習環境をつくれるわけですね。30人おれば10人と15人で分けてとか、そういうことはできるわけです。ですからそういう工夫をして小規模校の良さを、そこでまた発揮できるという面もあるものですから、どっちをとるかといったときには、もうある程度の規模の学校をとっていくのが望ましいんじゃないかという、ある意味ではそれこそ苦渋の選択みたいなのところがあるわけでございますね。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 教育長、違うじゃないですか。小規模校の尊重ということで、今どういいますかって、私が今言いましたよね。そういったことに対して、いやそうじゃないんだと、やっぱりどっさいおった方がよかとじゃって。これはやっぱり国のですね、そういう憲法が求めているものからしたら、今の教育長の発言は駄目でしょう。「等しく教育を受ける権利を有する」というふうにうたってるんですよ。そして、そのために財政が大変厳しかろうが、きちんとやるのが本来の自治体の役割じゃないですか。それを真っ向から否定した発言でしょう、今の発言だって。本当にこのUターン通達が出しているそのことを含めてですね、一番基本のところは憲法第26条、そして教育基本法がうたってる人間の完成でしょう、人格の。

そういったものからしたときに、小さいから駄目だという、まさに教育長として失格ですよ、今のその答弁は。小さい所であってもちゃんとやる、そのことがありながら、どうしてもという国に挙げる、県に声をあげる、そういったものがないと本来いかなでしよう。教育の在り方として、どうですかというように僕は聞いているんですよ。それがいいとか悪いとかというのは聞いていないのに、教育長の答弁は、小規模校があたかも駄目だというようなそういうものでしかないじゃないですか。さっきからずっと聞いてて。

小規模校の尊重というのをどういうふうに考えますかということを、もう1回お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど申しますように、私も小規模校が頭から悪いと言ってるんじゃないでございます。私も小規模校出身でございますので、小規模校には小規模校の良さはあると申しております。ですから、それを知りつつ、分かってるんですそれは、だけれども、一人の児童生徒の一人をどうするかということを考えたときに、やはり国がそういうことに対してですね、制度的にいろいろなフォローをしてくれることもさることながら、いくら先生方が10人も20人も来ようと生徒は一人ですと、一人しかいませんと。一人でどういうせつさたくまができるんですかと言われたときには、やっぱり、友達と語り合ったり何たりするある程度の環境が必要ではないかなと思うから、私は小規模校はもう駄目だと、そんなものはつくっちゃ駄目ということは一切言っておりません。小規模

校がいいのは分かっています。どこに行っても学校活動なんか行ったときにもですね、小規模校は非常にほほえましい教育活動をしておりますので、いいなと思うことはもう、るるあるわけです。だけれども、その子が一人になったときに、あるいは二人になったときに、三人で学校を学ぶというときに、これがそれでいいんだろうかなと思ったりするものですから、やっぱり小規模校の良さは認めつつも、ある程度の生徒を入れて、そして小規模校の良さで教育活動ができるような工夫はないかなということを考えてということでございます。

○19番（小園義行君） それはここに置いておきましょう。

次にですね、学校の地域的な意義、それをどういうふうに教育長はとらえておられますか。

○教育長（坪田勝秀君） 地域的な意義ということ、やはり地域の活性化等に学校の存在は非常に重いということというふうに解釈していいんでしょうか。そういう学校があるかないかというのは、地域の活性化等には大変大きな意味を持っているというふうに解釈していいんですかね。

私もそうでありましたら、学校があるかないかということは、地域の活性化のためになるということは私も認めます。しかし、その地域の活性化というのは、即学校があるなしにつながってはこないだろうと。それはなぜかという、地域の活性化というのは、産業の振興であり、交通アクセスの整備であり、あるいは定住化策であり、そしてその中に学校というものがあって、そして五つ、六つの条件がそろって地域活性化というものはなるものであろうということをお考えしますので、確かに地域活性化のために学校がなくなるということは、ある意味で、それなりの火が消えるとよく言うんですからあろうと思いますが、これが全て、全てですね、全て学校がないということで地域が消滅するということは、また別な理由があるのではないかと考えます。

○19番（小園義行君） この学校がそこにあるという地域にとっての学校がある意義ですよ。これはよく考えてくださいよ。

教育長も大変申し訳ないけど、森山という比較的小さい所じゃないですか。人間は多分狭い所でそういうのをずっと守ってきたと思うんですね、成長を。そのためにはみんながですよ、隣のあん子は、あいげんこういう子でって、みんな協力して育てていく。そして、そういう違う年齢の人たちの中で育ちながらですよ、学校の規模、そういうのも小さくなればなるほど密になっていい関係ができて、今教育長になられるような人材が育ったんじゃないですか。僕はそういうふうに思うんですよ。だから、そこでそういうこの地域の意義、地域における学校の意義というのをですね、よく深く考えんといかんとじゃないかというふうに僕は思うものですから、今教育長がおっしゃったようにですね、この学校というのは地域の文化センターと言われるぐらい、今でもそうですよ。この学校がなくなったらどうするんだろうって、八野小学校はなくなりますけど、本当にその文化センターがなくなったらどうするのかなというふうに僕は非常に今思うわけですね。

そこで、こういう無理な統廃合をしちゃいかん、住民との合意の形成、そして小規模校の尊重、地域の学校の地域的な意義、そういうものを考えたときに、本市の状況はここに示されているとおりですよ、それを進めようとされるわけですよ。そのときに、こういった住民との合意形成だと

か小規模校の尊重、そして、学校のいわゆる地域的意義というものをちゃんと踏まえた上で物事を進めてほしいと思ったものですから、質問をしたんです。

こういうものを進めるときに、こういう総合的にですね、判断をして、志布志市の現状を考えたらこうだねと、その進めるときには性急にやらずに、本当に住民との合意を得るとか含めて、小規模校を残すということも選択肢に入れて、そして地域を衰退させないという意味から、地域的意義ということを実際に深く理解した上でこういうのを進めていくべきじゃないのかということ、最後に。

教育長のいろんな答弁は先に答弁されるものですから、僕は質問をしにくくなるんですね。このことを全部踏まえてこれから進めていくときに、今三つ言いましたけど、こういうことを基本にした上でやっていただきたいものだと、いかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今おっしゃることは、私どもも設置しております適正化推進委員会というのを持っておりますので、そこに、この議会でもこういうことが話題になったということもする説明をし、そして志布志にふさわしい統廃合の方向が打ち出されるように御理解をいただいて進めていきたいと思っております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、いろんな議論がされるんでしょう。でも、教育委員会自身がこういうたたき台、そういったものが出ていかないと議論も難しいじゃないですか。そういうことで、八野小学校の閉校という時もいろんな意見を言わせていただきました。

本当にですね、この本市の状況を見ると、即基準が出されましたけど、それをいったら大体のところはもうしてしまおうという、しなきゃいけないような状況になりますよね。でも、そのときに今言いましたようなことを踏まえてですね、総合的に判断した場合、やっぱり小規模校をここに残してもいいという結論が出たらですね、やっぱりその方向もきちんと考えてやっていただきたいものだというふうに思います。併せて、これ、設置者である市長には通告しておりませんが、今のやり取りを聞いていただいてですね、設置者としての思いといいますか、少し最後にお願ひできますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま教育長の方で、今後の本市の学校の再編について、るるお話があったところでございました。その中で、地域についていかに考えるかというような御質問もございました。そのことにつきましては冒頭もありましたように、地域の皆さん方の意見を十分お聞きしながら、このことについては進めるというようなことの答弁がございましたので、私はそのことを教育長とも十分連携を取りながら、そのような形での再編というものについて進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、教育長からも先ほど答弁がありました。そういったことを踏まえて、これから早急にとということではなくて、本当に合意形成をしながらですね、やっていただきたいものだというふうに思います。

教育は、本当に将来へ向かっての投資ですよ。本当にそれを大事にしていきたい。財政が厳しかろうが、そのことについては何をもちも優先してやるんだというぐらいの教育委員会としての姿勢をやっぱり私は持っていたきたい、そういうふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番（下平晴行君） それでは、通告書に基づいて質問をいたします。

まずはじめに、地域情報通信基盤整備推進事業についてであります。

この事業は、電子自治体の推進と高度情報化への対応したまちづくり及び地方都市間や市街地と他地域における情報通信格差是正を図るため、光ファイバー回線による情報通信基盤を整備し、産業・教育・医療・防災・行政などさまざまな分野において活用を進め、住民の誰もが情報通信技術の便利さを実感できる地域づくりを目指すということで、私は導入については素晴らしい事業であると思っております。

しかし、このように総体事業費46億3,000万円の事業でありますと、本来、計画、設計、事業実施と3年間はかかる大きな事業であると思えます。

この事業を1年間で実施するためには、プロジェクトを設置するなり、取り組み体制が充実できておれば、入札執行の問題や事故繰越し等の問題もなかったのではないかと思うところであります。

しかし、ある面では課長をはじめ、少ない職員の中でいろいろ努力されて経費削減もされているようであります。

質問の1点目であります。

全協で事故繰越しについて説明がありました。総務省と財務省の協議がどのように進んでいるのか。今後の事故繰越しの流れについてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。

現在事業を実施しています地域情報通信基盤整備推進事業が年度内に完了する見込みがなくなったため、今般、鹿児島県及び総合通信局を通じて、事故繰越しの手続きをお願いしたところであります。

事故繰越しは、国の経費の経済的、効率的な執行の観点から、一定の条件の下、一般会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の金額を不用とせず、翌年度に繰り越して使用することを認める制度であります。

今回の手続きは、財政法第42条但し書きに規定した事故繰越し手続きであり、予算の執行の過程において避け難い事故、暴風雨、洪水、地震等の異常な天然現象、債務者の契約上の義務違反などのために、その年度内に支出を終わらない状況に立ち至った場合に、翌年度に繰り越して使用できる制度であります。

この事故繰越しは、現在志布志市が事業中であります地域情報通信基盤整備推進事業のうち、

国の平成21年度補正予算の地域活性化・公共投資臨時交付金の部分と、地域情報通信基盤整備推進交付金分についてお願いをしているところでございます。

現在、総務省と財務省で事故繰越しの協議を行っているというふうにお聞きしているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長の答弁がありましたように、年度末ということでの対応だろうというふうに、それは理解できるわけでありますが、市長、この事故繰越しの認可がなかった場合、これは恐らく補助金の返納、それから請負業者の損害賠償の請求等もあろうかというふうに思うわけであります。

その辺のなかった場合の対応、そこはどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、総務省の方で財務省と協議をしていただいているということでございますが、仮にこの事故繰越しが認められない場合に、今回の整備事業につきましては、総事業費が46億3,380万1,000円ということでございますので、仮にこの繰り越しが認められない場合には交付金が交付されないということになります。これを一般財源で措置できる見込みはないということでございますので、志布志市の事業形成が困難となり、事業目的を達成することが考えられることでございます。

このことによりまして、市政の影響はかなり大きくなるというふうには考えるところでございますが、私どもといたしましては、現在総務省の方と連絡を密にしながら、財務省に対しまして説明ができる内容の答弁書というものを用意して事故繰越しを認めてもらうような手続きをともに進めさせていただいているところでございます。

○2番（下平晴行君） まさにそのとおりになるだろうというふうに思います。

市長ですね、やはり自らが、いろんな角度からそのことが認可が下りるように、やはり今は行動を僕はすべきじゃないかなと思うんですよ。これはやはり国の機関でありますので、それなりの方々もおられるわけですので、そこ辺はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の事業は、今回の臨時交付金事業、また表でございませ地域情報通信基盤整備交付金事業の中でも、全国でも有数の事業ということでございまして、総務省におかれても、この本市の事業の進捗については御指導があり、そしてまた見守っていただいているところでございました。

私どもは、今回この事業を推進するに当たりまして、当初、設計の委託業務につきまして契約解除というのがありましたので、その内容等につきましても逐次総務省に報告いたしながら、このことが、今後の事業推進について影響がありそうだということの御相談も重ねてきたところでございます。

そしてまた、去年は口てい疫も発生いたしまして、口てい疫によりまして市内の宅内調査ができなかった時期もございました。そしてまた、集落の説明会をいたしまして、市民の方々に本事業の推進について御理解をいただく場を綿密に数多く重ねなければならなかったところでございますが、このことが口てい疫の発生によりましてできなかった期間が生じたということでござい

まして、このことにつきましても遅延になりそうだとということで、総務省の方にはその都度その都度、御相談を申し上げ、対応の指導をいただいたところでございます。

今回、年を明けまして、このことが現実的なものとなりましたので、今回総務省の方で財務省と事故繰越しについての協議をされるということでございましたので、私どもとしましては、財務省の指示に基づきまして、その内容について精細な答弁書を用意いたしまして、財務省の方に提出をしているところでございます。

そしてまた関係する部署、そしてまた関係する機関、そしてまた国会議員の先生方にも相談を申し上げているところでございます。

○2番（下平晴行君） はい、分かりました。

それでは、次に、事業の進捗率と事業完了はいつかということですが、事業進捗率についてはそれぞれの事業でお願いします。

それから完了については、これが認可が想定であったということでの完了がいつかということでお答えをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の工事の進捗率でございますが、1月末で17%、2月末で32%、3月末で60%の予定となっております。

そしてまた、事業完了につきましては、今回総務省に事故繰越しの要望を行っているところでございます。

地上デジタル放送完全移行までに事業完了させるように、九州総合通信局から指導を受けておりますので、このことにつきましては、6月末までに完成させるということで現在進めているところでございます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 工事の区分ごとということでございますので、御説明申し上げます。

まず、2月末の状況でございますが、伝送路整備工事につきましては、25%、センター設備整備工事につきましては、30%。それから、情報センター建築工事、建物本体が70%、情報センター建築工事、電気工事が70%。

以上でございます。

○2番（下平晴行君） 2月末で、情報センター工事、建設工事本体あるいは電気については70%ということですが、この伝送路の整備工事、それからセンター設備工事、整備工事ですか。これが25%と30%ということですが、特に伝送路整備工事、これは電柱を3,000本程度これから立てて整備をしなければならないというようなことで説明もあったわけですが、この25%、あと75%をクリアできるのか、そこら辺をどういう形でやっていくのかお尋ねいたします。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 現在、今回の工事の遅れにつきましては、自営柱が予想以上に発生したという状況でございます。これは、九州電力とNTTの電柱及び電話柱の強度が不足したということで、このような状況に立ちいったところでございますが、現在施工業者と綿密に協

議をしております、現在この自営柱につきましても自営柱の調査はほぼ完了をいたしました。

そして、自営柱を建てる地主との交渉についても、現在1,200件済んでいる状況でございます。

6月末の完成ということで、施工業者と十分取り組みまして、今そのスケジュールでもってほぼ計画どおりに進捗をしている状況でございます。

○2番（下平晴行君） 流れ的には6月末までには対応できるということであります。

しかし一方では、その進捗状況の25%と、それからそういう現状調査、配線路の現状調査もしくは、それとそういう市の土地と個人、そういう市、個人の土地でありますと、当然占有と占有が出てくるわけでありますよね。そういうことで、今1,200件ということでありますけれども、そういう個人の土地との境界、あるいは個人の所有権の調査、そこら辺も含めて6月末までにはちゃんとできるということですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回の自営柱につきましては、場所は、まず市道敷き、それから県道、国道、そして一部民有地ということもございしますが、まず市道につきましては建設課の方に協力をいただきまして、その調査確認等をお願いしているところでございます。

これらにつきましても、6月末までに全て完了させるということにいたしておるところでございます。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

そこら辺は関係課と連携を取って対応していただきたいというふうに思います。

それから、3点目でございます。

事業開始を集落説明会では4月を目標と説明しておられるようですが、実際遅れることになるわけでありますけれども、そのことの市民への説明責任が出てくると思うわけですが、その対応をどのように行うのかですね、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事業開始につきましては、23年4月開局ということを目標に事業を推進しておりましたが、年度内完成が難しいという状況になったところでございます。宅内工事等について、いまだ始まらないがというようなことで、市民の方から幾つか問い合わせが届いているところでございます。

市民への周知につきましては、1日も早くしたいということでございますが、ただいまお話がありましたように、事故繰越の手続きを進めているというような関係で、その行方ということについても確認しながらしていかなければならないということがございましたので、今回、3月号の「市報しぶし」でサービスの開始が遅れる見込みですというような内容での記事を掲載して、また別途、市民の皆さん方には広報でお知らせをしまいたいというふうに考えたいと思います。このことにつきましては、防災行政無線、そしてまた集落放送等も活用しながら市内全域への周知を図ってまいりたいと考えております。

○2番（下平晴行君） ぜひ、そのようにちゃんとした説明をしてもらいたいと思います。

次に、同僚議員からもありました、難聴地区における、いわゆる恒久的な視聴料の発生にどうするかと。これは答弁で、共聴組合を解散してケーブルテレビに移行する、その差額分を検討す

るということでありましたですね。それはそれで十分検討をしていただきたいと思います。

次に、行政告知放送端末機、これにかかわる負担金が8万8,000円。これも同僚議員の質問に、事業完了後の財政的なことを含めて考えたいと答弁されておられますが、市長、施政方針で定住交流の推進について、自然豊かな志布志市に人が訪れ、交流し、「来てよかった、また行ってみたい、住んでみたい」と言ってもらえるような魅力を探りながら、定住に結びつくための取り組みを積極的に進めていくとありますが、負担金が発生することによって、やはり転入者が少なくならないように、志布志市は情報通信技術が進んでいるから住みたいとなるような取り組みをしてほしいというふうに思うわけであります。

財政的なことを含めてということとはよく理解できるわけですが、こういう施政方針でも「住んでみたい」というまちに、あるいは取り組むという考え方であるのであれば、ここをもうちょっと真剣にですね、考えてほしいと思うんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市役所からのお知らせや、消防署などから災害情報などを家庭へ放送できるよう、行政告知端末機を全戸に設置して、市民の皆さんに安心して生活できるシステムを構築しようとするところですが、今回は交付金対象ということもあり、全額無料で設置できることとなりました。

しかしながら、事業完了後は志布志市に転入される市民の方で、告示端末の設置を希望される場合、対象となる国の補助金はないということでございます。

全額受益者負担で設置するということになりますと、8万8,000円という高額な負担を強いられることとなります。一方、この告知放送は、市民に防災情報も提供するというところで、そのような目的もあるということでございます。

そのようなことで、現在関係課で協議を行っているところでございますが、どのような整備の手法がいいか、まだ結論に至っていないところでございます。

今後、市の支援策を創設するというところも考えるところでございますが、財政的な面での検討も必要となりますので、しばらくお時間をいただきたいと思いますというふうには考えるところでございます。

この転出・転入につきましては、平成22年で転入が520、転出が469ということで、51世帯ほど増えているということございまして、仮にこの方々に全て対応するとすると、452万円ほどかかるということでございます。そのほかに新築の家もあるということございまして、こちらの分も含めて事業完了後に、こういった方々にどのような形で財政措置をすればいいかということにつきましては、財政等とも協議しながら、また皆さん方に御相談を申し上げたいというふうに思います。

そしてもう一つ、大きな心配があります。

それは先日来、何回もお話しますように、まだまだ市内にお住みの方で集落未加入の方が、特にまだ7割ほどというような加入率でございます。この方々が実際に、このシステムが稼働するようになった場合には、改めて自分たちも入りたいというような御希望が殺到するんじゃないか

なというふうには思うところでございます。

そのような方々にもあわせてどのような形で、今後この事業の構築をすればいいのかということにつきましては、時間をかけさせていただければというふうに考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、歳出は、そこに四、五百万というお金でありますよね。そういうお金の歳出と、入ってこられる分についてはですね、いろんな面での税収等も含めてあるわけありますので、そこら辺が本当に歳出の負担が無駄なのか、どうなのかという部分は頭で考えてすぐ分かるわけでありまして、例えば、名古屋の河村市長が減税日本と、減税を、10%カットというようなことでしておりますね。それで税収も相当減るんですけども、逆に言うとそのことで市民が増えるということで、逆に言うとそれなりの固定資産税、いろんなものがそれをクリアしていくというような考え方と同じでありまして、やはりそういうその部分だけじゃなくて、後のそういう長い目で見ますと、そういうかえって歳入の方が多くなるというような取り組みをやはり思い切って私はやるべきじゃないかなと。

ただ、この未加入者については、市長がおっしゃったように十分説明を再度して対応すべきじゃないかなというふうに思います。

このことについては以上で終わります。

それから昨日、弁護士の着手金費用の52万円相当を予備費で対応したということですが、これは市長、予備費で処理しなければならないような、なぜ議会にそのことがかけられなかったのか、そういう期間がなかったのか。これは処理としては専決処分のやり方に等しいんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

この取り扱いについて、私どもも聞くとか聞かんということじゃないんです。この手法が、やり方がちょっとおかしいんじゃないかなと思うので、そこら辺をもう1回お願いいたします。

○財務課長（溝口 猛君） 弁護士の着手金でございますが、昨年、裁判が始まるということで、急ぎよ弁護士に委託しなければならないということがございました。時期が、9月議会が確か終わって、10月だったと思いますが、早急に着手金を払わないと弁護士に委託ができないということで、手法としましては、今回予備費を使わせていただいたところでございます。

事例等を見ましたところ、そういう事例もあるということで、最終的には予備費という形で執行したところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

○

午後0時01分 休憩

午後1時08分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（下平晴行君） この処理については、法的には問題はないとは思いますが、裁判になっている関係で、やはりこれは継続ということでのことを考えると、それからもう一つは、

今回は着入金という一時の、一時金ですよね。後はまたその歳出が伴うと、そういうことを考えるとそういう処理でいいのかという、そこら辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の措置につきましては、法的に手続きが間違っていないかというのを確認しながら進めたところでございます。そのことで、予備費対応ということで可能ということでしたので、そのような形で対応させていただいたところでございます。

今後につきましては別の議員でもお答えしましたように、別途費用が発生するということになるとなれば、議会の方に相談をしながらこのことについては対応していきたいと。報奨金、あるいは経費等につきまして時間がかかるとなれば、その都度その都度、お願いするということになるかというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 市長、やはりそこら辺は今おっしゃったようにですね、やはり裁判になぜなったかということも含めてですね、やはりこれはちゃんと行政が運営していれば、こういうことにはならなかったわけですね。ですから、そういう責任、そういうことを考えると、ちゃんとこの分はいくら法的に問題ないと言っても、そういう処置をちゃんとして対応すべきだというふうに思います。

次に入ります。

九州新幹線全線開業についてであります。

同僚議員からも質問がありましたとおり、他の市町ではいろんなイベントを実施してPRしております。しかし、我が市ではそのことが何らされていない。いわゆるお客さんを待っている観光事業の取り組みではないかと思うところであります。

霧島市では、新燃岳の噴火でホテルにお客さんが来なくて大変な状況であります。そのために、ホテルを無料開放したり、市長自らが飛び回って活性化を図っておられます。こういうピンチをチャンスといいますか、まさにそのことを生かしておられるようであります。

一昨日でしたか、市内の商業者の方が話された内容であります。東京で、志布志市を知っていますかと尋ねたら、誰一人知らなかったと、桜島はどうですかと、皆さん知っていたと。そういう状況であるわけでありまして。その人いわく、全線開業の12日に大型バスを借りていってお客さんを乗せて志布志に連れてくるのが、一番志布志をPRできることじゃないかなと言っておられたようでありました。

市長は、この生かす、全線開業を生かすということについて、ホテルの割引、あるいは支援、あるいはドリンク等という小さいことでの答弁をされたようでありまして、これは私の考え方なんですけれども、例えば、九州新幹線全線開業キャンペーン、ホテル代先着1,000名様無料とかですね、5,000円でも500万円じゃないですか。2,000名だったら1,000万円。こういうものをやはり新聞にどんと出して、新聞に出さなくてもいいんですけど、にぎわうようなそんな取り組みができないかですね、市長、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新幹線開業に向けまして、本当に私ども志布志市につきましても、そしてまた大隅半島全体においても、なかなかそのことについて見えない形での開業を迎えるということになったのではないかというふうには反省しているところでございます。

別の議員でもそのことについて、特にレンタカー等への対応についての、県の事業のレンタカー事業への対応についての御質問もあつたりしたところでございますが、私どもといたしましても、この新幹線開業というものは、新幹線の鹿児島中央駅に降りた方々が大隅半島を經由して志布志港からさんふらわあを利用して、また関西の方にお帰りになるというような周遊のルートというものについて、何らかの形でプランを提供できないかということで、さんふらわあとも協議は進めてきたところでございますが、今お話にあるような形の具体的なものはなかったところでございます。

今後、改めてこのレンタカー事業に対する市独自の対応。そしてまた、今御提案があつたような特別キャンペーンについての中身というものについて、協議をさせていただければというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 市長が今おっしゃいましたように、答弁にありましたように、私も今回質問したのは、県が6,600円のいわゆるレンタカー無料プラン事業、これをどう生かすかということでの質問であるわけであります。

先ほどおっしゃいましたように、思い切った取り組みをしていただきたい、してもらいたい。そして、志布志の活性化を図っていただきたいというふうに思うわけであります。

新聞にこんな文章がありました。しばらくは鹿児島ブームにわくだろうが、問題はその後の活性化策である。新幹線と違ってレールがないだけに、大隅半島ですよね。新幹線と違ってレールがないだけに、自由な発想が試されるとありました。まさにそのとおりじゃないかなというふうに思います。やはり市の活性化のために、一緒になって知恵を出し合って取り組みをしていかなきゃいけないというふうに思っております。

次に入ります。

小・中学校の在り方についてであります。

先ほど同僚議員からも質問がありました。

私はこの通告にありますように、先ほど教育長が答弁がありましたとおり、この基本方針の策定についてはよく理解するわけであります。しかし、先ほどもやり取りがありましたとおり、学校が地域に及ぼす影響、これは多大なものがあります。そのことについて市長、教育長がどうお考えを持っておられるのか、伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

学校と地域のかかわりにつきましても、それぞれの学校で地域の特色を生かした教育活動が展開されているというふうに認識しております。

また、公民館活動におきましては、学校の教頭が書記、会計等を務め公民館活動を支えるなど、公民館主事的な役割を果たしているところもあると承知しております。加えて最近では、地域の

伝統行事を学校の課外活動として行い、その継承の一役まで担っているところもあります。

したがって、学校の規模の適正化を進める中で学校がなくなるということは、少なからず地域に及ぼす影響があるかと思いますが、学校が廃止になり通う学校が変わっても子供たちは地域に住んでいることに変わりはありません。これまでどおり地域の中で生活し、地域の中で成長を続けていくと思います。

地域の方々には将来を担う子供の教育を第一に考えていただき、これからも子供たちを地域の大切な宝として、地域の行事や日常の関わりを通して温かく見守り育てていただきたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会といたしましても、学校は地域のよりどころであり、地域に及ぼす影響については十分認識をいたしております。

今回策定いたしました学校規模適正化の基本方針は、小規模の中学校では、教科担任がそろわない、部活動が十分にできないなどという現状がある中で、中規模校と小規模校とでは教育環境に差が生じておりました。公平性の観点からも学校再編が必要であると考えた結果でございます。

一方、小学校は、地域に密着した地域の人材を使った学習等も小さいながらも一生懸命やっております。子供たちの自我の目覚めも中学校ほどではないことから、中学校の再編の状況を見てから検討しようという形で基本方針が委員会において策定されたところでございます。

私は、地域の活性化は社会的なさまざまな条件がそろって図られるものであり、学校もその一端を担うものであることは認識しております。しかしながら、教育委員会の立場といたしましては、常に将来を担う子供たちのことを第一に考え、教員配置や学校施設整備など、教育環境の整備に努めていくのが教育委員会の役目であろうと考えております。

今後は具体的な統合計画等につきましても、地域の意見、要望等、総合的に判断して、適正化委員会の意見を尊重しながら進めてまいりたいと、かように考えております。

○2番（下平晴行君） 市長も教育長の言われることをよく分かっております。

よく、大人になったときの生活環境は子供のときの生活環境が大きく影響されると言われております。ゆったりした自然、美しい自然環境の中で育った子供たちの成長を現状を見ていると、本当に子供たちのそれぞれの個性を生かすことができるのは、やはり小規模学校ではないかと。しかし反面、先ほど教育長の答弁もありましたように、スポーツ等団体競技の必要性も問われるところでもあります。

学校の存続、そして地域の反映ということだけが望ましい学校の在り方だとは絶対思っておりません。

しかし、地域が疲弊してきた。これは今までにそういう少子化対策を地域も行政も怠ってきたと、そういう面では反省しなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うわけであります。

例えば、潤ヶ野小学校の実情で言いますと、通学の問題も、再三、昨日も同僚議員からの質問もありました。私どもの地域から集落から潤ヶ野小学校でいいますと、半分以上が学校に通って

いるという実態であります。

しかし、3km500ぐらいですか、その間というのはほとんど、いわゆる歩道通学路、遊歩道、いわゆる歩道路がないというような現状であるわけでありまして。そういう中で親としては、やはり危ないと、だから家を建てたくない。そのことが逆に少子化につながっていくということも、実は市長あるわけですね。

ですから、そういう適正再編の実情はよく分かっております。先ほどもその地域の実情、あるいはこの適正化、学校再編の基本的な考え方の中にもありますように、歴史的な経緯あるいはそういう地域の実情、そういうものも含めて取り組みをしていかなければいけないということでは、この基本方針に、まずは中学校からその対応をしていくということでありまして。

このこともよく分かっているわけでありまして、教育長が先ほど中学校においての対応は、23年度に七中学校区単位で、保護者・地域単位で再編委員会の設置をして取り組みをするということでの答弁でありました。

本来と申しますか、今のこの学級数の適正規模で言いますと、中学校で言いますと、志布志中と宇都中の2中になるのかなという気がするわけでありまして、この基本的な考え方の中では、いわゆる小学校は中学校の再編の状況を踏まえて検討するという、どうもここが見えないわけでありまして、この中学校の再編の状況を踏まえてという部分をちょっともう少しですね、教育長、ここちょっとお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、中学校の方が、やはり中学生の方がですね、自我にも目覚めておりますし、そして発達段階も非常に急激でございますので、そして専門教科を専門の教師が指導するということが中学校の建て前でありまして、小学校の場合は、小学校の免許があれば全教科教えるのが建て前でありまして、そういうことができるわけですが、やっぱり緊急性から申しますと、中学校の方を先にして、そして、その様子を見ながら小学校と。これはどうしても中学校区として小学校が存在しておりますので、中学校がどういうふうな形になっていくかということを見極めてからでなければ、小学校をどうするかということは、これは今回の委員会でもそれが出ました。小中学校一緒にやる市町村もあるけれども、それはやはり不具合が生ずるのではないかということの意見がありましたので、確かにそう言えば、まずは中学校を先行させることの方が、地域との結びつきが強い小学校は、やはり可能な限り残して育ててもらいたいということが出ましたので、どうしても小中学校の場合は、どちらかという中学校の枠組みが固まってからでない小学校を同時に進めるということは無理があるのではないかと、こういう意見が大半でございました。ですから、そういうことから考えまして、私どももそういう方向がよからうということで教育委員会といたしましての適正化委員会の意見をくみ取ったということでございます。

○2番（下平晴行君） 教育長、この免許教科外の教科担任というこれは、この資料の中でも出ていますとおり、いわゆる中学校はクラス替えで可能な1学年2学級と。これ要するに、クラス

が教科が9教科ですか、そうなりますと4クラスで7名の教師だとしますと、これは6クラスでないという教科の認可、いわゆる免許教科外の教科担任の配置ができないというようなことになるわけですね。そうなりますと、先ほども質問がありましたけれども、例えば出水中学校でいきますと、国・数・社・理・英、この5教科についてはそういう免許を持っておられるわけですけれども、それ以外の美術・保体ですか、技術・家庭と、これについては免外解消ということになるかというふうに思うんですけれども、ごめんなさい、免ですね、免許許可外で担当している教科になるわけですね。だからそこへんがですね、例えば出水中学校で言いますと、教育長が一番御存じなんです、そういう教科の評価、点数と申しますか、そういう面では平均をずっと上回っているという状況でもあるわけです。ただ点数がいいからどうこうという意味じゃないんですけれども、やはり先ほど言いましたように、中学校については教育長がそういう内容、私もこれはよく理解できます。ただ小学校についてはですね、先ほどもありましたけれども、例えばこの潤ヶ野、前川流れ、この地図を見てもらいますと分かりますように、距離的には森山、田之浦、本当近いですね。山があるんですけれども、すぐそこに見えているわけですけれども、せめてこの川流れの1校、田之浦地区でも1校、そういうことができないのかなというふうに、もちろん、この規模適正化の基本方針は尊重しながらですよ、そういうことも含めて考えるわけです。

何でこんなことを申しますかと申しますと、学校がなくなると本当に恐らく子供たちも学校に行けない。だとすると若者も住まなくなる。これが悪循環をしていくと思うんです。それがいわゆる地域も疲弊していくと、ですから、やはりこれを否定するんじゃなくて、もうちょっと前向きに今後5年後、10年後どうなるかという部分では、やはり道路の問題や住宅、活性化住宅の問題、そういうことも行政が思い切った取り組みをしていかないとですね、この学校規模適正化の基本方針のとおりでいきますと、恐らくなくなっちゃうと思うんですよ。

ですから教育長そこ辺をですね、中学校において、その後小学校ということではすごく理解しますが、そのことも含めて、その地域のいわゆる在り方、例えば先ほど言いましたように前川線、安楽川線という、そういうこの基本方針は尊重しながら、そっちの方向ではどういう考え方を持っておられるのかですね、お願いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

適正化規模推進委員会の議論を待たなければならぬところは多分にありますが、今議員御指摘のとおり、私どもは基本方針にがんじがらめでこだわるつもりはございません。やはり、こういう方針で決めたがどんなものでしょうかということ、まず地域で説明をし、そして御理解をいただいて、なぜそういうものをつくったのかと、そういう基準をつくったのかということ。これは御説明をし、そして御理解がいただければということでございますので、もう少しこういうふうに修正できないのかということがあればですね、それはまた委員会に持ち帰って、こういう地域ではこういう意見がございますということは、やっぱり弾力的に柔軟に対応しないと、これはこうだからといってあまりこだわるとですね、いけないのかなと。だからといって、その時そ

の時ぶれてしまっただけの何のための基準かということにもなりますので、そこら辺りは十分、今後のこの適正化推進委員会で十分各界各層の方々が出ていただいておりますので議論をしていただいて、そしてきちんとした着陸地点が見つけれればいいなと思っております。

先ほど言われたように、学校がなければだんだん住む人も少なくなるということも事実でありますし、また一方では、どうしてもそこに住めばあの小さな学校にうちの子供を通わせなきゃならんということがあれば、もうあそこには住みたくないみたいな意見もあるやに聞いております。

ですから、そこら辺りはやはりいろいろな住民の方々の御意見もありますので、私どもといたしましては、薩摩川内に行ったときもそうでありましたが、学校を統廃合したことによって、今まで住んでいなかった方がそちらの方に住むようになったという例もあるということも、それを期待するわけでもございませんが、そういう例もあるということも聞きましたので、やはり学校のあるなしということだけの1点において地域の活性化ということにはならないだろうと、それは確かに一端を担っていることはそうではありますが、そうこともあると思っております。ですから今後、今日のいろいろな御意見、御指導をいただきましたので今回の議会です、そういうこともこういう議論があったということも適正化推進委員会にもる説明をいたしまして、そして今後の具体的な進め方を議論していただきたいと、こういうふうに教育委員会としてはお願いしていきたいと、こういうふうに思っております。

○2番（下平晴行君） 私も先ほど教育長もおっしゃいますように、一番の主役は子供だろうというふうに思っております。今教育長がおっしゃったように、そういうことも頭に入れながらこの取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に入ります。

行財政改革についてであります。

施政方針で、事務事業の市民参加型の検証を行いながら、事業の必要性や優先順位を決定し、事業のビルド・アンド・スクラップに取り組み、最小の経費で最大の効果を発揮し、より効率的で質の高い行政サービスを提供するとあります。どのような市民参加型の検証をされるのかですね、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の財政状況が厳しくなる中、市がこれまで実施してきた事務事業について、所管課による評価結果に基づいて、新たに市民、特に納税者の視点で事務事業の必要性の有無や実施主体の在り方等を議論して意見を集約し、市長に勧告することを目的としまして、事務事業の外部評価会議を昨年実施したところでございます。

平成22年度は、市の補助金制度等に係る指針に基づいて補助事業を対象に、12の事務事業について外部評価委員、行財政改革推進委員に評価を実施していただいたところでございます。初めての試みで委員の方々も大変苦勞されておりましたが、行政と市民が一体となった取り組みが大切であるという意見もいただいたところでございます。このことがまさしく住民参画、協働の一つであると認識させられたところでございます。

評価結果につきましては、有効性や効率性における事業のやり方改善を求める意見が多く出されましたので、補助金制度等に係る指針に基づく補助金の見直しの基本的な考え方を策定し、企画政策課、財務課、総務課合同で全ての補助事業についてヒアリングを実施し、見直しに取り組んだところであります。

平成23年度もこの手法を取り入れ、事務事業評価で改革改善とした事務事業の外部評価会議である市民参加型の検証を行いながら、事務事業の必要性や優先順位を決定し、事業のビルド・アップ・スクラップに取り組み、効率的で質の高い行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

○2番（下平晴行君） 市長が、外部評価を今年ですね、12事業を実施したと。私は補助金はおかしいんじゃないかというようなことでも言いましたけれども、しかし外部評価といっても、これ、市長、あれですね、担当課長いわゆる外からの見ている人というか、そういう人がいる状況での外部評価じゃなかったというふうに思うんですよね。そうですね。私はそれじゃなくて、やはりそういう補助金というのは、終わったことでいいんですけれども、それぞれ事業が違うんですよ、中身が。だから、私はそうじゃなくて、やはり市民全体、補助金も市民全体で、補助金事業そのものが違うわけですよ。だから、それじゃあやはり、受けるいわゆる当事者、今回はいなかったからそれはいいとして、もし当事者もちゃんと見ている状況、あるいはそこにタッチしている状況になったときには、これは全然市長、タッチできない場合ですよ。その人がタッチすれば別ですけども、当初のやり方では、その補助に関わる当事者は置かないということだったですよ。

そうなりますと、本当に課長等が答えることが、その事業そのものの内容がそうであるのかなのか。いわゆるそこが、もしない中で、廃止もしくは削減された場合には、これは誰が責任とるかということでの私は質問というか、そういうことを指摘したという記憶はあるわけですから今回聞いているわけです。

市長もそういう結果が実際はそれでもよかったと、それでもよかったということでお聞きしましたので、補助金は基本的にはゼロベースで見直すべきだと私は思っております。それはそれで、今回はその質問じゃないですけども、私はそれより市長ですね、逆に言うと、予算編成の在り方をちゃんとした方がいいんじゃないかなと思うんですよ。今は執行側が我々の思いのまま予算を編成して、そして議会がチェックという、その議論の場がない中で予算が編成されているわけです。ある市なんかは市民を呼んで、議会、市民、そして行政、そういう中で予算の編成をしている市があるんですよ、実際に。その関係者、農業者、商業をされている人、あるいは漁業、林業、そこに携わっている人たちは今の現状はどうなのかといういわゆる現場、状況を説明しながらの予算編成ですから、これは本当に実のある予算編成ができるというふうに思うわけです。

また、我々議会で大事なものは本当は決算なんですけれども、その決算も実際ちゃんとしているかという、私はそうでないんじゃないかなというふうに思っております。そこら辺も含めて、やはりこの事務事業の市民参加の検証もいいんですよ。これもいいんですけど、もうちょっと大

事なのは、予算編成の在り方にもうちょっと力を入れるべきじゃないのかなという気がしてならないわけです。その辺を考えたことありますか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の予算編成につきましては、市の振興計画、そしてまた過疎計画等に基づきまして長期的な事業の計画がされております。

その計画された事業を中心に予算の編成がされるということになるところでございますが、緊急的に取り組むべき事業につきましては、その都度担当の方から上がってくるということ。それは当然議会でもそのような議論がされて要請があると。そしてまた、市民の方からも、また関係機関からも、そのような要望・要請があるということで、そのことを基に予算編成がされているというふうに認識しているところでございます。

そのような流れの中で、改めて別途市民の方々を入れるということになるとなれば、相当また別なさまざまな形で市民の方々に理解をしていただく場面も必要ということになるかというふうに思います。そしてまた、その場面でどのような形で調整が可能かということも考えていかなきゃならない課題だというふうには思うところでございます。現段階では、そのような現在の予算編成の流れの中で十分とは言えませんが、かなりの形で市民の方々の御意見等を賜りながら予算編成はできているというふうに認識しているところでございます。

○2番（下平晴行君） これは市長、従来からこういうやり方、手法でありますから、そうおかしく思わないわけです。ですけれども、そういう実際やっているところの状況を見てみますと、これは本当に、これが当たり前の予算編成の在り方だなというふうに思うわけでありまして。まあ最初からそのことはできないかもしれませんが、例えば課の中でもですね、課でもそのことはできるというふうに思うわけですよ。課内、それぞれの課でですね、まずやってみて、それから議会、市民、行政というものを大きくしていくという、段階的にですね。人間というのは洗脳というか、思い込まれたらそれが当たり前というふうに思ってしまうという。ですから、いろんな角度からやはり市長、あなたが会社でいうと社長であるわけですので、そういう指示、考え方を持って取り組めば、これはできないことはないというふうに思うわけですよ。ですから、ぜひそのことも頭に入れて取り組んでもらいたいというふうに思います。

それから、質問の中身と若干違うんですけども、この行政評価制度。これによって施策や事務事業の評価を通してという、ここの施政方針の中にもあるわけでありまして、実際廃止したのは1件ということで聞いておりますけれども、これは本当に先ほどもありました職員の意識改革や能力開発の推進を図ることができているのかなというふうに私はどうも疑問でなりません。もう一つは、評価制度がこの事業は要らないといっても、例えば市長が、いやこれは絶対必要だと、そういうこともあるんじゃないかなと思うんですが、市長、そこら辺はないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成21年度事務事業の評価の結果につきましては、評価しました事務事業が745、うち改革改善すべきとした事業が397、また、休止・廃止とした事業が22、現状維持が316、未評価が10という

ことではございました。

そしてまた行政評価会議におきましては、今お話のように、廃止すべきという事業につきましては、補助金制度等に係る指針と平成22年度における補助金の見直し方針や、今お話しました外部評価会議の評価結果を基に予算編成をしました結果、おおむね予算編成後の市単独の補助事業においては3,000万円の削減となったところでございます。その中で廃止が4事業、年次的廃止が7事業ということ、そしてまた費目の変更が2事業、合計10事業でこの外部評価会議の効果が出ているということでございます。

○2番（下平晴行君） これは、評価制度に約2,000万円ですね、1,900幾ら、2,000万円を活用しているわけでありますが、やはり私はここに書いてありますとおり、職員の取り組み、意識改革で評価が変わってくるというふうに思っております。これをいいかげんに思っている職員もいないでしょうけれども、思う職員はそういうものはなんら変わらない。一生懸命考えている人は変わっていくだろうというふうな事業評価制度じゃなかったなというふうに思っております。

私は当初この説明を受けた時に、これはいい、実際携わっている職員が評価すると、これはなかなかいい事業だなというふうに本当にそのこと自体を評価したというふうに思っているんですけど、ただ先ほど言いましたように、職員自体がそのことを真剣に取り組むか取り組まないかで大きく違ってくるというふうに思っております。3,000万円程度評価があったということではありますが、これは1年、2年で評価が出るわけじゃないというふうに思いますね。これは継続して取り組みをしていってほしいというふうに思います。

それから2番目の、組織機構の再編で新たに第2次定員適正化計画に基づき、更なる再編の取り組みを推進していくとあります。この計画はどのようなものかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の定員適正化計画につきましては、平成18年度から22年度までの5年間の計画としまして、平成23年4月1日現在で50人削減の達成が可能ということで、この取り組みをしております。

今後も引き続いて持続的な行財政基盤を確立するための人件費の抑制につきまして、重要な課題となっておりますので、平成23年度から27年度までを計画期間とする第2次志布志市定員適正化計画を策定いたしました。限られた職員数で、より効率的な行政運営を推進するためには、より合理的な組織づくりに努める必要があるところでございます。そのためには、役付き職員増加による弊害や課・係間の縦割りによる業務執行上の弊害を解決するため、課・係の統廃合やフラットな組織としてグループ制の導入を検討する必要があるかというふうに思います。

いずれにしても、平成23年度中にグループ制導入について検証を行うとともに、事務事業評価と連動した業務量の把握と分析を行いながら、組織体制や定員管理に反映させた組織の再編に取り組んでまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

現在、平成22年4月1日現在で職員の数につきましては、県からの職員を含めまして355人でございます。合併前は422人だったところでございますが、67人の削減となっております。適正化計画、先ほども言いました1次の適正化計画では今年の4月1日では職員数を351人とみておりまし

て、この数については達成される見込みでございます。

そしてまた、2次の23年度から27年までの5か年間におきましては、将来推計人口を基に適正な職員数の試算をいたしまして、現在の351人より29人少ない322人という数値の目標を設定しております。

○2番（下平晴行君） これは、市長の答弁がありましたとおり、定員適正化目標が当初これは422ということでありまして、いわゆる50人減らして、23年度当初には12.5%減らして351人にするということで、その目標を達成しているということでそのとおりであります。

23年から27年までの第2次の定員適正化計画は、いわゆる29名減らしていこうと、そのためには今回の施政方針にもいわゆるグループ制の導入をしていくということでありますので、これはそういう取り組みをぜひしていただきたい。このグループ制の導入については一般質問で言いましたとおり、やはり市民の行政サービス、そういう面も含めて、あるいはそういう役職の問題等もいろいろあるわけでありまして強力に進めていってほしいというふうに思います。

それから、先ほどありましたように、いわゆる組織機構の見直しということで水道課の問題も出ました。私もまさにそのとおりだろうというふうに思っております。なぜ水道課が志布志であるのかというと、そこに関わっている人が多いということで、旧志布志町が体制的には望ましいだろうということであるわけでありまして、そこを考えると全体的に言うと、これはやはり志布志町の方に本庁舎を持ってきて、そして本庁方式のいわゆる組織機構見直しということが望ましいんじゃないかなというふうに思っているわけでありまして。

私も5年間、議員を携わってみて、これは4年間は合併協議会でいわゆる合併のために、これは小委員会までできて、いわゆる場所と名称について取り組みの方向性を探った結果、本庁舎は有明町、そして総合支所ということで志布志、松山となった経緯があるわけですね。

私はやはり人・もの・金というと、やっぱり人という部分がいわゆるまちの活性化には大きく影響しているというふうに思うわけでありまして。志布志が市街地があのように疲弊になったというのは、そうじゃない、だけじゃないと思います。これは全国的に、大型スーパー等の設置等もあってそうなったように思うんですけれども、ただやはり人が往来しないことにはまちの活性化は図れない、図られない。そうすることから見ると、やはり本庁舎が志布志にありますと、志布志に。

[何事か言う者あり]

いわゆる人が往来しないとまちの活性化はありえない、成り立たないというふうに思っているわけでありまして。

市長は先ほど、そういうことであれ、やはり議会の提案も必要であったと、事前に必要であったんじゃないかというようなことも申されましたけれども、私は一般質問でとにかくどうこうと言ったことはないんですけれども、一般質問の中でも毎回される議員もおられるわけですけれども、何ら本当に真剣に市長は考えておられるのかなというような答弁をされているように私は受け取ってずっときました。これは4年間というのは、本来合併協議会がそうだったからという部

分じゃないと思います。それはいつでも変えることはできるわけでありましてけれども、これは市長がそういう方針、方向性、マニフェスト、そういうもので挙げられたら即に変えることはできるわけですね、議案として上がってくるわけですから。それかもしくは住民投票みたいなものできないわけでもないように思っております。

ただそういうことがいいのか悪いのかじゃなくて、交通アクセスの問題、あるいはそういう人の往来の問題から考えると、私もやはり本庁舎は志布志にあるべきだろうと。そして、特に23年から27年の間に職員も29名減になりますと、これはグループ制になりますと課はどれぐらいにもっていくという考え方ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1次の定員適正化計画に伴いまして、組織再編をする目標といたしまして28の課ということの目標を定めたところでございますが、このことについては先般皆様方の御理解をいただけなかったということございまして、このことをベースに今後は考えてまいりたいというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 市長、28の課でありますと、当然、現志布志の元役場庁舎、今の志布志支所ですが、当然賄うことはできるだろうというふうに思います。もちろん教育委員会それから農業委員会、そこら辺もどのような体制にもっていくかということ、そこら辺は工夫次第では十分可能かなというふうに思います。問題は駐車場の問題等々があるわけでありまして、しかし長い目で見た場合に、ここがいいのか志布志がいいのかと見ますと、ただ5年間の経過を見ますと、これは明らかに、本庁舎が志布志でなかったためにいろんな面で疲弊したというのは多くの議員の皆さんも感じられているんじゃないかなというふうには思うところであります。

そういう先ほど、市長が議会の提案もあればというようなことでありましたので、これからはやはり、もうちょっと真剣に市のために市民のために、どこがいいのかという部分でですね、これは皆さんと議論してやはり決めていかなければいけないだろうと。実際遅いような状況でもあるわけでありまして、例えば交通アクセスにしてもですね、志布志がまちの形態がやはりできていますものですから、志布志に本庁舎があると思って来られる方も結構おられるようでありまして、案内しても、ここに案内することがなかなか難しいというような状況でもあるわけでありまして、そういうことも含めて、やはり、例えば本庁舎に他県からいわゆる見えられる人が相当、年間にどれぐらいおられるのか分かりませんが、相当来られるというふうに思うわけです。私が思うには、本庁舎に来て恐らく泊まるのは志布志じゃなくて、どっか都城か鹿屋はないと思うんですが、そういう所に泊まるんじゃないかな、泊まられるんじゃないかなというふうに思うわけです。

ところが志布志に本庁舎ができますと、当然志布志に宿泊、ホテルもいっぱいあるわけですからそういうことも含めて、いろんな面でマイナス要因、いろんな損をしているというか、そういう状況じゃないのかなという、個人的にですよ。私はそういうふうに思うわけでありまして。

市長、本当にですね、5年間過ぎて、本音で本当にやっぱりここがいいのかどうかですね、もう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併協議の中でこの有明の庁舎を本庁舎とするということに決まって、その後新市がスタートしたところでもございました。

そして5年経過いたしましたして、改めて振り返ってみたときに、その決定というのについては間違っていなかったのではないかなというふうには思うところでございます。

そのときの協議の内容というのを考えたときに、新市の本庁舎とするにしましては、どの庁舎についても別館を設置して新たに本庁舎として構えなければならないという条件がございました。そのようなことが満たされるということでこの地になったと。そしてまた、駐車場が確保できるということでこの地になったということであるようでございます。

ということで、5年経過した後今お話がありますように職員が減っていく。そしてまた、更に減らさなければならないというようなことの中で、今後どうするかということにつきましては、私自身は、まだそのことには考えが及んでないところでございますが、行財政改革を進めるというような中で新たな特別なそのような形の支出というものが必要なのかどうかということについては、少し無理があるのかなというふうには考えるところでございます。旧志布志の庁舎につきましては、なかなかその本庁舎として定めるには少し使い勝手が悪いというような議論も出てくるのではないかなと。そのようなときに、その地が変わる所に設置するとなるとなれば、また志布志の地域でも大いなる議論が出てくるのではなからうかというようなことも考えるところでございます。

そういったことも含めまして、今議員の方から御指摘がございました、合併をし、4年という期間が過ぎたということで、改めてそのことについて考えるべきじゃないかなという御指摘でございますので、そのことにつきましてはさまざまな形の御議論をいただきながら考えさせていただければというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 私が言って考えるのではなくて、絶えずそのことは考えてほしいというふうに思います。

私は庁舎問題がどうこうというより、本当に市長、志布志市というまちが本当に活性化していくためにはどうなのかという部分です、考えていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から29日までは、休会いたします。

30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時02分 散会

平成23年第1回志布志市議会定例会（第7号）

期 日：平成23年3月30日（水曜日）午前10時08分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第14号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第15号 志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について
- 日程第5 議案第19号 志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について
- 日程第6 議案第11号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第18号 志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第20号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第21号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第35号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第36号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第24号 市道路線の廃止について
- 日程第13 議案第25号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第26号 市道路線の変更について
- 日程第15 議案第27号 平成23年度志布志市一般会計予算
- 日程第16 議案第28号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 平成23年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第31号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第20 議案第32号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第33号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第22 議案第34号 平成23年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第23 陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第24 議案第37号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第25 議案第38号 市の境界変更について

日程第26 議案第39号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第14号）

日程第27 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

日程第28 発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について

日程第29 閉会中の継続調査申し出について

（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

追加日程第1 発議第3号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 発議第4号 東北地方太平洋沖地震に関する決議について

出席議員氏名（24名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	24 番 野 村 公 一

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 山 下 修 一	保 健 課 長 木 佐 貫 一 也
農 政 課 長 上 原 登	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 白 坂 照 雄	志布志支所長 小 辻 一 海
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 堀 苑 智 之	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 津 曲 兼 隆

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時08分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と東宏二君を指名いたします。

日程第2 議案第14号 志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第14号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員7名出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

質疑として、課設置条例の一部改正条例は、二度否決となり、二転三転した提案の在り方がおかしいと考えるが、全体の庁議がされていないのではとただしたところ、課長会でも議論し了解を得、行財政改革推進委員会の答申を受け、議案上程に至っている。議論不足と言われれば、今以上に内部の議論をしなければと反省しているとの答弁でありました。

次に、現在、耕地林務水産課の総人数は、4係で11名であるが、林務係と水産係が統合し林務水産係になった場合、現在の水産係2名は留保されるのかとただしたところ、耕地林務水産課総体で11名の確保願いが出ている。現在の林務係3名、水産係2名の確保については、ヒアリング中であり明言できないが、市長に伝えたいとの答弁でした。

市の産業別従事者人口が、統計によると農業4,262名、漁業242名、林業49名ということである。漁業の実態は、水産業に関係する加工・販売等、家族を含めた従事者数にすると、およそ3,000名以上にもなると思われる。

志布志は漁業のまちで担当者が兼務できる仕事ではなく、漁業に与える影響を心配するが、統合がどういう形で検討されたのかとただしたところ、耕地林務水産課と農政課から統合の話を受け、総務課行政改革推進室の方で関係課とヒアリングを実施し、協議する中、最終的に行革推進本部会議で決定したとの答弁でした。

委員会のメンバー内容と、また、統合すべきではないという意見はなかったのか。また、漁協への打診はしてあるのかとただしたところ、メンバーは、市長、副市長、各課長で、反対意見もなく、漁協には耕地林務水産課が打診をしているとの答弁でした。

課長会に問題意識がなく、組織自体が漁業を重視していない。水産業の人の不安の声を聞くが、係としてどういう折衝をされたかとただしたところ、組織再編に関し不安の声はないが、事務支援等、側面的支援の方向で、漁業支援に影響のないようにしていくとの答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、この案件については、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

まず、担当職員が遠く離れ、電話で指導するのと現場でするのとでは対応が違うが、統合することで当該団体の気持ちを察するべきである。港まちの産業の一つである団体の指導をしていく係を置くことで行政指導がかなうが、どう考えるか。

また、今後置く係の人数をただしたところ、水産や漁業をないがしろにしているということではなく、水産振興には真摯に対応を重ねてきた。漁協組合には理解を得ながら、不利益を被らないよう努めていく。係長は1名減るが、係を1名置き、現有体制を保ちながらグループ制導入に先進的な取り組みをしていくとの答弁でした。

また、この件に関して、漁業トップと関係者と直接会って話をされたかとただしたところ、まだ話はしていない。直接相談しながら進めるべきであった。指摘を受けたので、関係者に急ぎ話をしにいくとの答弁でした。

また、漁場の源は森林であるという統合した上での新たなミッションを設けるべきである。職員、漁業関係者、市民に向け発信することが市長の使命であると考えたとただしたところ、漁場を考えれば、海は山がつくるという認識が持たれる時代となった。組織再編を漁家も十分理解し、新たなミッションについても職員は意識の中に十分持たれるとの答弁でした。

また、グループ制は、課単位で課長が直接中身を把握するレベルと、係長が中身を把握するレベルの差を理解してほしいとただしたところ、係は専門的に動き、課長が全体の業務を把握しながら、グループ制のときはどうすべきか、考えて取り組むべき内容であると認識しているとの答弁でした。

また、企画政策と財政の課の統合で企画財政課や、国際バルク港指定となった場合の港湾課等、新たな課設置の組織見直しが必要になってくるかとただしたところ、課の統合は想定している。定員適正化計画の中で順次提案していく。産業構造の変化の中で、新たな組織に脱皮する必要があり、水産係が林務水産係に看板替えすることについては、直接話をして理解を求め、対応していくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第14号、志布志市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第15号 志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第15号、志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月15日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明の主なものとして、平成22年度基金残高は2万9,000円となっているとの説明があり、これに対する質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第15号、志布志市やっちく松山藩むらづくり基金条例を廃止する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

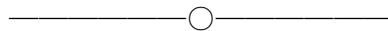
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第16号 志布志市振興計画審議会条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第16号、志布志市振興計画審議会条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市振興計画審議会条例の制定について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月16日、委員全員出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

質疑として、振興計画の大枠と1年限りの審議会の策定の流れをただしたところ、今回は、24年から28年の5か年後期基本計画で、基本構想に沿った形の基本計画の見直しである。

策定の流れは、22年度の住民意識調査を踏まえ、計画策定に向け公募委員を募集する。7月に審議会設置、9月頃企画政策課の作成した案に対する意見をもらい審議し、中間報告し、11月頃審議し、答申という流れとなる。会は3回開き、審議委員の意見は2回聞く予定であるとの答弁でした。

次に、ほかの審議会や協議会に意見の呼び掛けはしないのか。また、さまざまな分野で集約したものを審議会に持ち込み、議論することが必要ではとただしたところ、まちづくり委員会の30名にパブリックコメントを求め、可能な限り意見の集約を図りながら、計画・立案に向けていきたいとの答弁でした。

また、審議会の設置目的と公共的団体等の団体名をただしたところ、目的は、市長の考え方に対し諮問の形で市民の視点で、将来の方向性をいろいろな角度で議論してもらうために設置するものである。団体名はJAそお、JAあおぞら、漁協、商工会、観光特産品協議会など13名で、ほかに学識経験者6名、公募委員1名の計20名を想定しているとの答弁でした。

さらに、このメンバーで目的が果たせるのか。団体代表者は年配者が多く、全て補助団体で意

見や反論がしにくい。外部から志布志を見ている人の視点を入れ、ものが言える会にしないと意味を成さない。労働者、子育て関係者、斬新な目線でのNPO団体等、女性や若者の視点も欠かせないが、ほかの選考方法を考えているかとただしたところ、青年団等も検討する。組織団体は、農・商・工連携や市民の福祉的な観点で意見は十分持ち合わせていると考えるが、前回に捉われた委員の選考であった。あくまでもたたき台であるので、学識経験者等の委員も、鹿屋・都城等広く検討し、更に内部で議論したいとの答弁でした。

また、第1条は、第1次振興計画後期基本計画の重要事項について調査審議するとあるが、過疎計画等ほかの計画との整合性を。また、調査審議ということで、委員への提案方法が大事になってくると考えるがただしたところ、整合性は大事な視点である。市のさまざまな計画との整合性を十分図りながら作成していくべきと考える。

振興計画の基本構想の7視点は変えられないが、大綱に沿った基本計画、27施策について事業が付いてくる。27でいいのかも含め、施策について広く議論していきたいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第16号、志布志市振興計画審議会条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第19号 志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第19号、志布志市スポーツ振興審議会条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市スポーツ振興審議会条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案上程時と同様の説明があり、また、委員構成については、スポーツ振興法の規定に基づき、体育協会、体育指導員、各種社会教育関係団体等の方を考えている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、所掌事務の内容についてただしたところ、スポーツ振興法によって定めたもので、市のスポーツ振興は、現在、体育協会を中心として振興が図られているが、今後はスポーツに取り組んでいない人も、スポーツレクリエーションなどを通して健康づくりができるよう、委員の意見を聞きながら、本市のスポーツ振興計画策定等も考えているとの答弁でありました。

今回、条例を定めるのは上位法によるものかとただしたところ、県が条例を制定して、恐らく23年度中には県のスポーツ振興計画を立てて、これに基づき市町村も計画策定となることを想定しており、市の施策を委員に理解してもらうために設置するもので、年に2回程度の会議を予定しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号、志布志市スポーツ振興審議会条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第6 議案第11号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第11号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員7名出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

質疑として、行政委員の費用弁償の在り方を総体的に見直すべきであるが、考え方はないかとただしたところ、集中改革プランの中で、23年度実態調査し、適正化を図りながら、26年度に統廃合を含め、報酬額の見直し等を検討していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第11号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

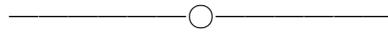
これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、所管委員長の報告の

とおり、可決されました。



日程第7 議案第18号 志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第18号、志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第18号、志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日、委員全員の出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な補足説明といたしまして、暴力団員の排除に関する条例の一部改正の概要として、「入居者の資格」で「入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと」との項目を新設している。

また、同居させようとする者、入居者の地位を継承しようとする者が暴力団員であるときも排除できることを明文化し、入居者や同居者が暴力団員であることが判明したときは、住宅の明け渡しを請求できるとしている。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、第1条で「法令」が「命令」になっている点についてただしたところ、公営住宅法、地方自治法を含めたものを「法令」、政令・省令を含めたものを「命令」として表現しているとの答弁でありました。

住宅使用料の滞納件数と金額についてただしたところ、過年度分の滞納者が34名で、20年度の滞納繰越分が1,389万6,600円、21年度が1,234万4,650円、22年度が1,181万1,700円で、年々減ってはいるが、努力したいとの答弁でありました。

以上、概略、質疑、答弁がなされ、質疑を終結をし、引き続き討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第18号、志布志市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第20号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第20号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月15日、委員全員の出席の下、執行部から水道局長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

主な補足説明といたしまして、組織の改称により、第3条第2項の「水道局」を「水道課」に改めるもので、別表、第2条関係について、国土調査の完了に伴い、現地と字図の確定により、法務局の登記情報との整合を図るため、給水区域の字の表示を整備するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、水道課に改めなければならなかった理由があるのか。また、県内の状況はどうかと尋ねたところ、局の中に課があれば別だが、局長、次長、係長という職階の観点からも、課で何ら問題ないと考える。

日本水道協会鹿児島県支部に加入している33市町村のうち、水道局という名称は3市ぐらいしか使っていないとの答弁でした。

概略、以上の質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

引き続き、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第20号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第21号 志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第21号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第21号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、3月15日、委員全員の出席の下、執行部から水道局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な補足説明といたしまして、水は民法では商品と見なすことから、「使用料」を「料金」に改めている。また、時効が成立しても債権自体は永久に残ることから、債権管理の観点から新たに第35条を加え、料金の支払請求権のうち消滅時効が完成したものについて、5年を定めて債権を放棄できるようにしている。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、35条については、不納欠損処分を加えるという理解でいいのかとただしたところ、水道の時効は民法上2年だが、債権放棄の条文がなければ債権が全て残っていくので、この条文を加えて処理したいとの説明と答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をいたしました。

引き続き、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第21号、志布志市水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決

定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

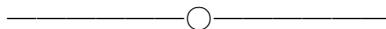
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第35号 志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第35号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第35号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月17日、委員7名出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

補足説明の主なものとして、今回の改正は、育児休業の対象外とされていた非常勤職員が一定の要件を満たす場合に、育児休業及び部分休業をすることができるようにするものである。

第3条第3号では、1歳到達日に育児休業をして保育所に入所できない場合等で、特に必要と認められる場合、1歳6か月まで育休を認めると規定するものであるとの説明がありました。

質疑として、正規職員の育児休業の現状をただしたところ、合併後10名、現在1名が取得している。男性の取得は合併前2名であるが、合併後はいないとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第35号、志布志市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

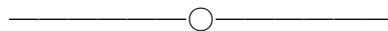
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第36号 志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第36号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第36号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月22日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案上程時と同様で、子ども医療費助成制度の利用者の負担軽減を図るため、医療費の一部負担金の全額を助成するために条例の改正をするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、対象者はどのぐらいかとただしたところ、人数の把握は難しいためレセプト件数となるが、約1,000から1,150件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第36号、志布志市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

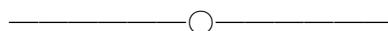
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第24号 市道路線の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第24号、市道路線の廃止についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第24号、市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

本委員会は、3月14日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な補足説明としまして、議案第25号で提案している宮下・宇都鼻線の認定に当たり、当該路線と一部重用（ちょうよう）する区間が生じるため、一旦廃止し、路線番号、起点、終点の位置等の整理を行うものである。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。質疑はありませんでした。

引き続き、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第24号、市道路線の廃止については、全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第25号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第25号、市道路線の認定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第25号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、3月11日、委員全員の出席の下、審査に資するため、宮下・宇都鼻線の現地調査を行い、3月14日、委員全員の出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な補足説明といたしまして、本議案は半島基幹農道整備事業により整備された宮下・宇都鼻線ほか9路線を新たに市道として認定するものである。

以上、説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、総体で道路延長は何キロ増えるのか。そして、交付税はどう変わるのかとただしたところ、道路を延長で3.7km、道路面積で38平方キロメートルの増になる。今回の分は、25年度からの交付税措置により、22年度の算定基礎を参考にすると、道路延長で73万8,000円、道路面積で247万1,000円、合計320万9,000円の伸びではないかと試算をしているとの答弁がありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

引き続き、討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第25号、市道路線の認定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

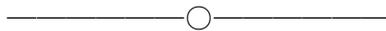
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第26号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第26号、市道路線の変更についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第26号、市道路線の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な補足説明といたしまして、本議案は議案第25号の認定に伴う道路台帳の整備で路線名、起点、終点等の整理が生じたことと、一部路線の区域の延長などにより変更するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

引き続き、討論を行いました。討論なく、採決の結果、議案第26号、市道路線の変更については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

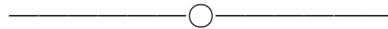
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第15 議案第27号 平成23年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第27号、平成23年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、鶴迫京子総務常任委員長。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第27号、平成23年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月11日、委員6名出席の下、審査に資するため、志布志消防署（仮称）建設事業の予定地及びダグリ公園施設の現地調査を実施し、3月15日、16日は委員全員、17日は委員7名出席の下、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

質疑として、空調設備更新事業の内容やタイムスケジュール等、また利用について、太陽光利用は考えていないかとただしたところ、設置後28年経過し、老朽化が進み、昨年、1階の室内温度が30度を超え、市民から苦情もあったため、来庁者の利便性向上のため設置する。新設備は、除湿もでき個別空調方式でCO₂が削減され、電気代を抑制できる。タイムスケジュールは、4月から実施設計を開始するので、工事は夏過ぎになり、冷房が機能するのは来年の夏である。

また、太陽光を利用した取り組みは考えていなかったが、補助があることも踏まえ、財源問題や屋上の重量体力調査の検討を23年度予定したいとの答弁でした。

また、松山町泰野駐在所の造成工事内容と、1,000㎡という広い土地の利用方法をただしたところ、造成内容は県道レベルに合わせ、整地と隣地境界ブロック積み経費と、排水溝設置経費である。利用方法は県警から、コミュニティスペースや相談施設の検討、来庁者用駐車場の要望があり、広い面積を取得したとの答弁でした。

次に、東北関東大震災の及ぼす影響で、補正や予備費だけで対応ができなくなるのでは、また市財政計画の見直し等を含めて財政課長としての今後の見通しをどう考えるかとただしたところ、

市への影響は3月の特別交付税の入る時期が延期になる予定である。74億円程度を見ている市の交付税が削減された場合、対応の検討が必要になってくる。

また、地方債は計画どおり計上しているが、償還ピークは5年後、27億円程度になる。今後、償還額以下の借り入れをすることが、起債の残高を減らすことになる。

県内の市町村は交付税で成り立っているので、極端な減はないのではないかと考える。

国の方針、状況次第では、通常の普通建設事業に係る分を延期する等、最低限の義務的経費だけを実施していき抑制に努めるとの答弁でした。

また、情報基盤整備事業関連の裁判費用を、22年度、着手金は予備費で対応したが、その根拠条項と、今回予算計上しているのかとただしたところ、緊急に予測してない経費発生は、執行部判断で予備費の充用ができるものである。また、今回は弁護士報酬の額が不確定のため、予算計上していないとの答弁でした。

さらに、額が不確定でも今後予測される弁護士費用は見積りができると考えるが、裁判費用を予定しなかった理由をただしたところ、当初予算は1月末まとめるが、裁判日程が未定の中で、額が全く分からず検討できなかった。積算となる金額がないということで計上しなかったとの答弁でした。

以上で財務課分の審査を終わり、次に、港湾商工課分について報告いたします。

質疑として、総体的にいろんなイベントが多いが、投資効果が見えない。市として地域活性化には何が必要か、額の見直し等イベントの在り方がどこまで議論され、検討されているか。また、経済的な面や元気度など、市民の声を拾い上げ調査すべきであるとただしたところ、イベント運営の協議は、市の4イベントに関わる観光振興連絡会で方針等を確認しながら実施している。内容を充実し、一過性に終わらない市民総参加型の地域活性化につながる取り組みを検討している。観光振興連絡会は4月開き、昨年度の反省、今年度計画についての協力依頼を含め、関係団体の連携を図っている。今年度はイベントが与える経済的な影響をメリット等、市民の声を広く拾いながら今後の検討材料にしたいとの答弁でした。

次に、体験型観光推進事業の内容をただしたところ、この事業は、国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、フェリーさんふらわあに専門の体験型観光推進委員を4月から1名設置するものである。フェリーさんふらわあを退職された方を体験型観光推進員として、スポーツ合宿等、関西方面の窓口になってもらう。現在雇用される委託先を検討中で、委託先が市に派遣する形となる。これまでの誘致や春夏の新たなスポーツ合宿に早くから取り組むため、4月以降の即戦力となるよう、3月から市の臨時職員として準備している。

国民宿舎ボルベリアダグリ等の推進委員と一緒に、関西方面への誘致運動の計画をしているとの答弁でした。

また、アピア内の店舗がますます少なくなり憂慮しているが、現状をただしたところ、2月の取締役会で示された売り上げは、対前年度比92%で11億円を切る数字である。経営努力はしているが、10億円を切れば心配である。退店が相次ぎ3月にも退店がある。市内全店舗に入店依頼し

たが、入店は1店もなく、市外からの希望にも応え広く呼び掛けているとの答弁でした。

次に、企画政策課分について報告いたします。

質疑として、地域ブランド推進事業の内容と考え方をただしたところ、志布志ブランド推進協議会を立ち上げ、案として、実務者の委員を30名以内で依頼し、新年度詰めていく。方向性としては、環境を中心にした循環をキーワードに地域ブランドの確立を図り、開発研究グループ、PRグループ、認証審査グループの3グループを作る。3グループでいいのかも含め議論を十分していくとの答弁でありました。

次に、自治会提案型活性化助成事業は集落の温度差があり、市街地はメニューを増やせないところもある。メニューとして出しやすい提案を、また、本当に地域活性化が図られるのかとただしたところ、最低三つ、何かをしてもらいたい。つながりを持つきっかけになり、金額に見合った地域の活性化事業の活動に助成していく。リサイクルなども入るとの答弁でした。

また、自治会加入促進事業は、未加入世帯を加入促進した集落に5,000円交付されるが、5,000円の積算基礎をただしたところ、曾於市が同事業を実施し1万円である。市の集落の年会費平均が5,000円ほどであるので基礎にしたとの答弁でした。

また、加入する本人にはメリットがない。特に、市街地では未加入世帯が集落に入るメリットを追求し考えるべきであるとの意見がありました。

また、歴史のまちづくり事業の今年度計画をただしたところ、観光計画の中に歴史のまちづくり事業の計画も含まれるので、具体的には企画政策課も入り、検討委員会もあるので関係課を含め協議する。

まずは観光計画を優先するとの答弁でした。

また、事業の進捗が遅い。歴史のまちづくり事業を認識している人をメンバーに入れるべきである。市に客を呼べる建物はなく、遺物しかないが、担当者が遺物を見ずに何を計画するのか。現場のものを見ないと事業はできないとただしたところ、早い時期に見て、検討委員会でも遺物をどう生かすべきか議論していくとの答弁でした。

次に、情報管理課分について報告いたします。

質疑として、津波被害を考えたとき、情報センター内のデータの安全性等防災の観点から、設備管理の在り方をどう考えるかただしたところ、情報管理課だけで議論はできないが、今回の東北沖地震の被害を受け、今後市の防災計画の見直しがあると思う。見直し計画の全体枠の中で検討していきたい。

また、データ蓄積ということでは、サブセンターが有明本庁駐車場と松山やちくふれあいセンター駐車場に完成済みであるが、これを含む情報センター志布志の在り方を防災の観点からも検討していきたいとの答弁でした。

また、市の防災計画を根本的に作り直す必要があるが、災害時の情報を届ける手段をどう考えるかとただしたところ、市民への情報伝達方法として、有線による告知放送端末、従来の屋外無線、コミュニティFMによる本庁からの放送の3系統に独立したシステムとなっている。一つ使

えなくても残りでカバーできるので、災害のお知らせの段階までは使用ができると考えるとの答弁でした。

次に、税務課分について報告いたします。

質疑として、地籍図根点再設置事業の内容をただしたところ、改良工事等で基準点の喪失したものを再設置し、復元するものである。志布志地区は完了し、23年度は松山地区から再設置するものであるとの答弁でありました。

次に、家屋全棟調査準備事業の雇用は何名か、また、空き家対策事業など国の助成事業も後、3年しかない。市の住宅政策等を実施する上でも情報の共有化が必要であるが、企画政策課や建設課との横の連携はなされていないのかとただしたところ、雇用は3名である。空き家情報は、水道からの情報により連携があったが、現在あまりうまく横の連携は取れていない。東北沖地震を受け、移住者のための空き家調査の指示もあり、進度を早めて対応していきたいとの答弁でした。

次に、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。

質疑として、電話交換手は、松山は嘱託職員、有明はパート職員で雇用しているが、志布志は管理公社職員という雇用である。雇用の在り方が公平とは言えず、整合性がとれていないが、今後の方向性をただしたところ、整合性はとれていないが、管理公社の在り方を検討しなければ電話交換手の件は解決しないと考える。今後、NPO法人化も考えながら早急に解決に向けて努力していくとの答弁でありました。

次に、東北関東大震災を受け、湾岸部にある本市はハザードマップ、訓練、備蓄、要援護者問題等の防災計画を全て見直す必要があるが見直しをとただしたところ、今回の震災を教訓にし、地域防災計画の内容の見直し、土砂・台風・津波等の災害や原発事故も想定し、災害マニュアルを個々に作成すべきである。職員配置等シミュレーションが必要で、土砂災害の防災訓練、津波を想定した避難訓練を前倒しで実施したいとの答弁でした。

また、防災計画は県の危機管理局のデータバンクから潮位や日向灘沖地震の想定震度など、情報収集し生きたものを作成してほしいとただしたところ、県の防災管理課に確認し、志布志市防災見直し計画は、作成後、県に申請して審査、協議し、地域防災会議で承認を得る手順になる。県の指導を十分仰ぎたいと考えるとの答弁でした。

さらに、市街地で最も避難に時間を要する場所はどこか。避難警告で避難した住民の追跡調査が必要である。また、津波が来るまで20分ほどとし、20分でどれだけ避難できるか、まず一番遠い場所に最初に広報すべきである。さらに、避難したくても避難できなかった人の調査の実施。また、潮位が平常どの状態にあるかは、防災担当者は常に把握すべきで、海浜部の防災の基本である。関係機関へもろもろの調査結果を配布し、災害対策の参考にすべきとただしたところ、避難に時間を最も要する場所は把握していない。文化センターなど高台にある避難場所までの避難時間や、避難できなかった人の調査や、潮位等、併せて追跡調査をしていきたいとの答弁でした。

また、情報センターの設置場所は津波の心配があるが、施設の管理面で密閉型か、高くかさ上

げできないかをただしたところ、設置場所は0 mから5 mの地帯である。情報基盤の心臓部の危機が設置されるので、津波から守るため密閉型か、かさ上げできないか、防災上の面はどうかを情報管理課と協議するとの答弁でした。

次に、会計課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、歳入は、財産収入の利子及び配当金のうち、南日本放送配当金10万円、鹿児島相互信用金庫配当金2,000円。諸収入の預金利子は60万円で、前年度に比較して20万円減である。

歳出では、役務費の手数料469万5,000円は、金融機関に支払う口座振替分と窓口取り扱い分の手数料である等の説明でありました。

これに対する質疑はありませんでした。

次に、監査事務局及び議会事務局分について報告いたします。

補足説明として、監査委員費の前年度比較38万2,000円の増は、職員の人件費の増であるとの説明でありました。

これに対する質疑はありませんでした。

議会費は補足説明として、議会費総額は前年度比較5,774万4,000円の増で、主な要因は議員年金廃止に伴う市負担分の増である。委託料は、議会テレビ中継に係る経費であるとの説明でありました。

質疑として、都城市議会のテレビ中継を議会運営委員は視聴したが、委員外の議員にも視聴の機会が必要である。また、都城同様に大型モニター設置の計画はないのか。9月までには結論をとただしたところ、機会を捉え視聴の段取りを整える。現在、大型モニター設置の計画はないが、都城市も参考にしながら皆さんの議論を踏まえ、また情報管理課とも協議し、より良い方向に解決できればと考えるとの答弁でありました。

以上で全ての質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第27号、平成23年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、3番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となっております議案第27号、平成23年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月17、18、及び22日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課及び給食センター分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、教育総務課分は、歳入の主なものは、教育費国庫補助金の小学校費補助金、中学校費補助金は、共に就学援助費、理科教育等施設整備費、学校施設環境改善交付金である。

幼稚園費補助金は、私立幼稚園の就園奨励費である。

歳出の主なものは、小学校費及び中学校費で耐震補強工事と施設改修事業に係る経費を、中学校費の備品購入費は、志布志中学校に扇風機を設置する経費など、教育振興費の委託料は、教育用と校務用コンピューターの保守業務委託料を、使用料及び賃借料は、教育用コンピューターのリース料である。

学校教育課分について、歳入の主なものは、教育費県委託金は、スクールカウンセラー配置事業や自立支援事業分である。

歳出の主なものは、教育指導費のスクールソーシャルワーカー活用事業は、過去3か年間県委託事業として実施してきたが、児童生徒の問題行動やいじめ・不登校対策に大きく寄与していることから、23年度は市の単独事業として実施する。

また、22年度までは教育総務課の所管であった外国青年招致事業は、ALTに関する経費で、今年度から学校教育課で所管することになった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、奨学金システム改修事業の内容についてただしたところ、奨学金返還義務者の利便性の向上を図るため、税の徴収システムと同様に口座から引き落とすことができるようにシステムの改修をするとの答弁でありました。

小・中学校の障害児通学費補助についてただしたところ、今のところ該当はないが、転校生などのことを考慮して座置きとして計上しているとの答弁でありました。

特別支援学級の状況についてただしたところ、23年度は安楽小学校と志布志中学校に新設となり、市全体では小学校7校、中学校2校になる予定であるとの答弁でありました。

就学援助事業の対象人数についてただしたところ、22年度実績で、小学校は291人で全体の16.1%、中学校では197人で全体の19.9%であるとの答弁でありました。

スクールソーシャルワーカー事業について、効果があるのに補助を打ち切るという県の姿勢に疑問を持つ。県との協議についてただしたところ、市の予算編成時期の段階では、県の方針が未定であったため、市の単独とした。その後、県は今までと違う形で実施する予定のようであるとの答弁でありました。

小学校の英語科必修の考え方と事業仕分けで廃止と決まった英語ノートについてただしたところ、今までは総合的学習時間で取り組んできたが、新年度からは完全実施となる。英語ノートについては、今後も活用してほしいと思うが、今年度作成する教材はDVDやCD等の教師が授業をしやすいものと考えており、英語教育への手助けになる教材作成については、大学講師の招へいも考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、生涯学習課及び図書館分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫補助金及び県補助金の社会教育費補助金は、志布志城跡の史跡公有化事業及び公園保存整備事業に伴うもので、県委託金は、井手上A遺跡埋蔵文化財報告書作成受託事業分である。

また、雑入で、文化会館自主事業公演入場料を計上している。

歳出の主なものは、例年どおりの人件費をはじめ各機関や団体の運営費の経費で、青少年教育費の青少年研修事業は、昨年と同じ比率の補助額を計上した。

文化財保護費では、歳入で説明しましたように埋蔵文化財発掘調査に要する経費、志布志整理作業室の改修に伴う調査経費を、公有財産購入費として、志布志城跡を土地開発公社が先行取得していた前年度の残り約1割分の購入費を計上した。

また、文化会館費は、志布志文化会館とやっちくふれあいセンターの指定管理料と、文化会館のリニューアル事業として管理棟空調、トイレ改修、電気等の工事請負費を計上した。

体育施設費は、しおかぜ公園管理委託料や有明体育館のひさし改修の工事請負費を、備品購入費として、ピッチングマシン等一式分を、また、しおかぜ公園こけら落としに要する経費を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、しおかぜ公園の管理状況と管理していく上で、今後もその都度県と協議しなければならないのかとただしたところ、日常の管理は市で行っているが、平成24年度までは県が主体で事業を行うので、この間はできるだけ県で対応してもらうよう県と協議するようにしている。また、先日公園内に車両乗り入れがあったため、警察にもパトロールをお願いしているとの答弁でありました。

青少年研修事業の報償費について、委員への謝金の単価の算出根拠についてただしたところ、会議の時間が短いので、半日当のさらに半額にしたとの答弁でありました。

この件に関して、そのような費用弁償の決め方ができるのかとただしたところ、報償費基準表にない設定であるので、額については従来額に戻して、予算の範囲内で回数等を調整し、もし不足が発生したときは相談させていただきたいとの答弁でありました。

志布志城跡の公有化事業の進捗状況についてただしたところ、平成23年度をもってまだ交渉が成立していない1筆を除き、全ての公有地化が完了するとの答弁でありました。

図書館の充実状況についてただしたところ、古い法令集は22年度の交付金事業で買い換えることとしている。また、市民は新刊に魅力を感じるようで、市民ニーズに対応した図書選定をして購入していきたい。

また、視聴覚映像機器は修繕に相当な費用がかかることから、現在使用できない状況であるとの答弁でありました。

青少年育成市民会議支援事業などの補助の在り方について、一律1割カットではなく実績に応じて補助すべきではないかとただしたところ、3年間の活動実績を見て、それ以降については検

討していきたいが、現在は合併後5年ということから、育成期間として理解いただきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、民生費国庫負担金で、保険基盤安定制度国庫負担金として保険者支援分を、民生費県負担金の国民健康保険医療費助成負担金は、保険基盤安定制度繰出金のうち国保税軽減分と保険者支援分を計上、衛生費県補助金で、共同利用型病院運営事業、妊婦健診、子宮頸がん等ワクチン接種事業に係る補助金及び交付金を計上した。

歳出の主なもの、老人福祉費の委託料で、食の自立支援事業やデイサービスに要する経費を、負担金補助及び交付金は、共同事業負担金として、はりきゅう施術料や温泉保養所利用料助成等を計上、後期高齢者医療費の負担金補助及び交付金は、広域連合への共同事業負担金を、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金は、救急医療に係る負担金を、予防費の報償費は、予防接種に伴う医師・看護師への謝礼金等を、委託料で健康診査、インフルエンザ予防接種に係る経費を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、温泉保養所利用助成の対象を65歳以上に変更しているが、どのような議論があったのかとただしたところ、見直しについては、昨年からアンケート等を取って検討してきた。利用者に偏りがあるのではないかという意見もあり、若年層の入浴による効果が見えなかったこと。

また、国保運営上も削減が必要ではないかと考えたとの答弁でありました。

子宮頸がんの予防接種の周知方法や教育委員会との協議についてただしたところ、学校や教育委員会とは話をしている。今後は、出前講座や散らし配布を検討しているが、本人や保護者への説明をメインにしていく考えであるとの答弁でありました。

小児用肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンの同時接種後に死亡例が発生したことにより、ワクチンの接種を中止したことによる影響についてただしたところ、複数種のワクチンを同時接種した後に死亡例が発生したが、国の考え方は、専門家による評価実施までは、念のために単独接種までを含めて接種を見合わせるようになっており、今のところ不都合はないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、民生費国庫委託金として、国民年金事務費交付金を、衛生費県補助金として、合併処理浄化槽設置整備事業200基分を、雑入で、資源ごみ等売払金や国際協力機構草の根技術協力事業補助金を計上した。

歳出の主なもの、戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳法の改正により、電算システム改修費を計上、環境衛生費で、施設管理業務委託料として、市営墓地の管理、普現堂湧水源や河川の水質検査分を、負担金補助及び交付金として、曾於市斎苑、曾於南部厚生事務組合や曾於北部衛

生処理組合分を計上、また、(仮称)草の根技術協力事業実行委員会へ、独立行政法人国際協力機構草の根技術協力事業の草の根技術協力事業補助金を計上した。

塵芥処理費では、ごみ収集所浸出水水質検査や一般ごみ収集運搬業務、資源ごみ収集運搬業務、資源ごみ中間処理等の委託料を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、チャレンジ25の具体的な策も出していない状況で、チャレンジ30にするのはなぜか。また、今までと今後の取り組みについてただしたところ、県が30%削減の計画を示したことによるもので、具体的には、CO₂削減や森林吸収効果への取り組みが中心となる。

チャレンジ25では、太陽光発電への補助を進めてきた。今後は、ヒートポンプやノーマイカーデーの推進、紙おむつの再資源化等に取り組みたいとの答弁でありました。

市内の墓地管理について、市営と民間があり不公平感があるが、どのように考えているかとただしたところ、市営墓地は条例で定められており、現在、民間との整合性を考えるべきと調査を進めているとの答弁でありました。

草の根技術協力事業実行委員会の事業の内容についてただしたところ、市が取り組んでいるごみの資源化が、志布志モデルとして国内外から評価され、向こう3か年間、JICA(ジャイカ)の草の根技術協力事業に参加することになり、フィジー国からの研修員の受け入れ、また、本市から現地への指導員を派遣し、本市の持つ知識や経験を生かしたごみの分別、リサイクルなどの事業が展開され、国際貢献することになったものである。

事業1年目であり、昨年フィジーから市長も来庁されているので、今年度は行政及び議会の代表、技術指導の担当など計10名の派遣と、フィジー国から住民リーダーなど約8名を受け入れる計画であるとの答弁でありました。

住民基本台帳法改正に伴う電算システムの改修についてただしたところ、法改正に伴い、外国人住民の利便性の増進と市町村等行政の合理化を図るもので、外国人の住民票を作成し、各種行政事務の基礎として、外国人住民の手続きのワンストップ化を図るもので、住民基本台帳カードが使用できるようになるもので、本市では、現在13か国、208名が対象であるとの答弁でありました。

ごみ収集運搬・処理業務委託事業の予算の中で、市債を充当していることについてただしたところ、今年度から、過疎債のソフト事業として認められるようになったことから充当したとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫負担金並びに県負担金の社会福祉費負担金として、障害者に係る介護給付・訓練等給付費や更生医療給付費を、児童福祉費負担金として、保育所運営費や子ども手当交付金を計上、また、国庫負担金で生活保護費負担金として、生活保護扶助費を、民生費県補助金は、障害福祉関係及び老人クラブ助成事業分を、雑入で、放課後児

童クラブ利用者負担金を計上した。

歳出の主なものは、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金で、社会福祉協議会運営、ボランティアセンター活動事業等に要する経費を、障害福祉総務費の扶助費は、重度心身障害者医療費助成事業や児童デイサービス奨励費等を計上、自立支援費は、介護給付費、訓練等給付費が主なもので、ほかに自立支援医療給付費や補装具費給付事業等に要する経費である。

児童措置費で、子ども手当給付事業に係る経費を7億5,750万1,000円、生活保護扶助費は、363世帯の生活扶助や医療扶助に要する経費を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子ども手当の見込みについてただしたところ、国の詳しい動向は入ってきていない。次回の支給は6月であるが、法が可決されなければ以前の児童手当に戻るとの答弁でありました。

今回、子ども医療費の助成対象が拡充される予定であるが、対象者が子ども医療費助成事業とひとり親家庭医療費助成事業で重複した場合、どちらを優先するのかとただしたところ、ひとり親家庭医療費の助成制度を優先すると答弁でありました。

健康ふれあいプラザの指定管理者は社会福祉協議会であるが、指定管理料に人件費は何人分計上しているのかとただしたところ、一人分で計算しているとの答弁でありました。

生活保護世帯の状況についてただしたところ、3月1日現在で363世帯だったが、年度末になって申請件数が増加傾向にあるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上で全ての課を終え、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、教育及び福祉関係の予算については、国・県は事業を求めながらも補助金を削減しており、このような財源の補償をしない手法には疑問を感じる。

また、敬老祝金については、予算の枠内で対象者を広げるという考え方があって当然ではないかと思うが、そのような考え方に立って、また、議論もしていない当局の在り方は問題であると思う。

23年度は、子ども医療費の助成対象を拡充するなど評価する面もあるが、先に述べたような国・県の手法に声を上げて自治体を守っていくことが大切であり、これらの点から十分でないと考えて、反対の討論とする。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第27号、平成23年度志布志一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、9番、毛野了産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となっています議案第27号、平成23年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果

を御報告を申し上げます。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、耕地林務水産関係について、森のめぐみの産地づくり事業予定地の志布志花木生産組合、草野地区かんがい排水工事予定地、県営土地改良事業の野井倉下段地区予定地、農政課関係について、やっちくふるさと村、建設課関係については、天神（三ツ堀）地区の下水（排水）排水路改修工事予定地、市道中村・大統線舗装工事予定地、畜産関係については、県地域振興公社事業の立木幹雄氏、有限会社徳重義種畜場予定地の現地調査を行い、3月11、14、15の三日間にわたり、委員全員の出席の下、執行部から関係課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を順次行い、まず、耕地林務水産課分について報告を申し上げます。

主な補足説明といたしまして、農地総務費は、有明地区の高下谷公園の管理に伴う需用費、委託料等が主なものである。

農地整備費の負担金補助及び交付金の県営事業負担金は、経営体育成基盤整備事業に野井倉下段地区、原田の長田地区、松山の川路地区、農地浸食防止事業が松山の市ノ原地区、有明の川西地区である。

また、補償補填及び賠償金のうち113万4,000円は、野井倉下段ほ場整備地区の段差を極力なくするため、公共事業等の残土置場を設ける必要があり、その作物補償費であるとの概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、県営土地改良事業の農用水資源開発調査事業についてただしたところ、中山間事業を予定している中で、用水路の距離が長くなり、用水路の工事をするよりもボーリングをして水の確保をした方が費用対効果が上がるのではないかという箇所について、ボーリング調査をするものであるとの答弁でした。

水産業振興費のはも販売促進事業について、鹿児島市辺りでの販売促進は考えられないかとただしたところ、現在のところ予算等の確保もしていないが、港湾商工課、特産品協会とも連携を図りながら、何らかの手だてができないか、研究を重ねていきたいとの答弁でありました。

以前は、水産業振興費で稚魚の放流があったが、計画はないのかとただしたところ、実際に効果があるのかどうかということで、平成21年度からひらめ、まだい等の放流は中止をしている。県は、22年度に志布志でひらめを2万6,400匹、東串良町でまだいを2万216匹を放流したという報告を受けているが、市ではあゆ以外について、放流を現在中止しているのが現状であるとの答弁でした。

農道維持整備事業762万9,000円は、前年度に比較してどうかとただしたところ、全体枠5%減で計上をしている。ただ、事業を実施していきながら事業費が不足するというのであれば、9月補正で対応するようなことで、課長ベースで協議を済ましているところとの答弁でした。

概略、以上、質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、次に、農業委員会分について報告を申し上げます。

主な補足説明として、農業委員会費について、前年度比906万4,000円の増になっているが、農

家台帳システム導入事業による分が主な要因である。

以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、農地保有合理化事業費が前年度に比べ、予算が半分以下になっていることについてただしたところ、農地法改正に伴う円滑化事業の補助基準が厳しくなり、補助がなくなった部分を減額している。

また、農地パトロール、農地利用状況調査、あっせん等が多くなった場合、協力員等の報酬等は補正で対応していきたいとの答弁でありました。

農地法改正に伴う農家台帳システム導入事業について、国等の補助がないのかとただしたところ、既存システムをバージョンアップする分は補助対応額が国から示されているが、本市のシステムは全面的に入れ替えなければ改正に対応できないシステムになっており、新規に入れ替える分は対象にならないという回答を受けたとの答弁でした。

農地法の改正を受け、株式会社等の農業への参入があるかとただしたところ、相談はあるが、実際あるのは農業法人以外の会社が1法人であるとの答弁でありました。

以上で質疑、答弁を終結し、次に、農政課分について報告を申し上げます。

主な補足説明として、債務負担行為は、農業農村家業再生支援事業ほか9件について、次年度以降の限度額を定めている。

地方債の一般公共事業の畑地帯総合整備事業は、土地改良事業費、畑かん事業についての起債計画である。

歳出について、農業総務費の主なものとして、農業振興対策協議会委員報酬、農政課・畜産課・耕地関係・農業委員会・各支所産業振興室職員45名分の給料等の人件費、やっちく村の建物等の修繕費・指定管理料などを計上している。

園芸振興費の主なものとして、安心・安全な農産物を求める市場や消費者の期待に応えるため、環境にやさしい農業推進事業、活動火山周辺地域防災営農対策事業によるピーマン栽培用ハウス、いちご栽培ハウスの整備などの各補助金を計上をしている。

茶業振興費の主なものとしては、11月、霧島市で開催される第65回全国お茶まつり出品茶対策等の謝礼、活動火山周辺地域防災営農対策事業による茶生葉洗浄脱水施設の整備事業補助などである。

以上、概略説明を受け、質疑に入りました。

市農業公社運営事業について、新規就農支援研修制度の今後の方向性についてただしたところ、当分の間は、継続してピーマン産地を守っていかなければならないと考えているので、この研修制度を活用していく方針との答弁でありました。

有機農産物の生産・販売拡大事業について、認証の習得はどのようになっているのかとただしたところ、部会は9名で構成してるが、有機JASの認証を得てるのは5名、後の4名は検討中で、実際は有機農業をしているが、認証は取っていないとの答弁でした。

畑かんの水をお茶に利用する場合、水が不足することはないのか。また、茶の生産拡大につい

て、今後の考え方をただしたところ、茶の防霜面積について、有明地区で540haという制限面積があり、新たに新植された所への需要には応えられないのが現実である。

国も改植支援という事業をスタートしたので、市もそれに合わせて優良品種への改植というものにシフトしていきたいとの答弁でした。

新規ブランドについて、キャベツに対する予算計上をしているのかと尋ねたところ、機械化体系の中で、面積拡大が大きなポイントになるだろうということで、キャベツの移植機を生産対策事業の中で、助成対象として取り組み、支援していくとの答弁でありました。

以上、質疑、答弁の後に、次に、建設課分について報告を申し上げます。

主な補足説明といたしまして、歳入については、住宅使用料、道路占用料などの使用料、国・県の補助・支出金、地方債が主なもので、土木債を含め、総額10億1,074万9,000円で、建設課に係る歳出の82%に当たる。

歳出については、土木費歳出総額のうち、港湾費を除いた15億8,913万7,000円が建設課に係る分で、総歳出の約8.7%、人件費等を除くと13億6,087万4,000円で、各支所内訳では、本庁が12億3,000万円、志布志支所が8,230万円、松山支所が4,570万円となっている。

歳出の主なものとして、道路新設改良では、合計21路線・1地区、約7億8,000万円を計上している。

住宅建設費の主なものとして、若浜・通山団地の二順目の建て替え工事と宝満団地機能性向上改修工事を計上している。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

東北地方太平洋沖地震に関連して、本市の公共住宅、ストック計画等、上の台地に移すことは考えないのかとただしたところ、そのまま今当てはめると変に市民に不安を与えるようなことになるので、ここら辺は慎重にしなければならないと思うが、将来的には上の方へというようなことも考えていかなければならないと思っているとの答弁でありました。

市民のニーズに応える予算が組めたかと思うかとただしたところ、1月の補正予算と絡めて、約2億円の予算が維持関係でも組めたところで、単独費としていけば、今のところ十分考慮してもらえたと考えているとの答弁でありました。

以上、質疑、答弁がなされ、次に、畜産課分について報告を申し上げます。

主な補足説明といたしまして、歳出の主なものとしては、畜産事業費の負担金補助及び交付金のうち、利子補給補助金は、家畜飼料特別支援資金ほか3制度資金について、利子助成で、前年度まで農政課で一括して措置をしていたものを今回分割をしました。

畜産振興協議会運営費補助について、23年度は市の畜産振興大会を予定しており、22年度に対し150万円の増額となっている。

全共出品強化対策事業については、24年度に長崎県で開催される全国和牛能力共進会でのチャンピオンを目指し、本市種雄牛の鉄平号や県有牛産子の候補牛導入を支援して出品牛を創出しようとするものである。

畜産生産基盤施設整備事業は、各事業の標準事業費の引き上げを行い、事業費の実態に近づけるとともに、補助率を2分の1から3分の1へ引き下げることで、補助水準の格差是正を図ることとし、新たに鶏舎飼育改造を設け、上限30万円で省力化、環境保全・防疫対策等の強化を支援することとした。

海外悪性伝染病等防疫消毒ゲート設置事業については、今日の口蹄疫や鳥インフルエンザの農場への侵入とまんえん防止を図るため、農場出入り口の車両消毒用ゲートの設置補助を新たに事業化したものである。補助額は3分の2以内で、限度額40万円である。

以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、主な質疑として、海外悪性伝染病等防疫消毒ゲート設置事業について、該当しない小規模農家への対処をただしたところ、飼料を搬入してくるなど、外部との交流があり、リスクが高い規模が大きい所から優先して整備をしながら、小規模な農家等についても展開していきたいと考えている。

なお、国・県等では、各農家レベルのこういった補助制度はなく、市としては、国・県への志布志港の進入路に消毒ゲートの設置を要望し、現在協議を重ねているとの答弁でした。

全共出品強化対策事業について、期待を裏切る心配はないかと尋ねたところ、22年度、優秀な母牛における鉄平号の産子の確保の促進を図ったので、それなりの能力があるものが生まれてくるものと期待している。県有牛を含め導入保留を促進し、育成指導をして、全共へ向け精一杯取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、以上で全ての課の質疑を終了し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第27号、平成23年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 文教厚生常任委員長にお尋ねをいたします。

先ほどの報告の中で、補助金のことについて、1件につきましては報告がありましたけれども、文教厚生常任委員会の所管の中には、ほかにも補助金の増額と、一律1割カットという中であって、増額をされている団体、あるいは組織もありました。

そのことについて、委員会の中でその理由を問う、あるいは不公平があるんじゃないとか、そのような意見等が出て、議論がなかったのかどうかお聞きいたします。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま御質問の補助金の在り方で、先ほど委員長報告の中で申し上げましたように、校区民会議の補助の在り方については、実績等を勘案してというような議論はあったわけですが、ただいまほかの団体ということについては、執行部からの説明もなく、質疑もありませんでした。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

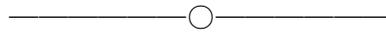
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第27号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第16 議案第28号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第28号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第28号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明として、まず保健課の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫負担金の療養給付費等負担金は、現年度分は一般分の医療給付費を基に算出して計上、財政調整交付金は、定率の国庫負担のみで解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するための制度で、約4億700万円を、一般会計繰入金として約3億5,900万円を計上した。

歳出の主なものは、保険給付費は、22年度の療養給付費は前年度比5～6%減で推移したが、

23年度は、景気低迷により社会保険から国保への流入や、インフルエンザ等の流行病の発生リスクを考慮し、22年度被保険者一人当たり年間給付額の5%増で試算し、また、高額療養費は、一般・退職者分、それぞれ22年度実績を見込んで計上、出産一時金については、70件分を計上した。

次に、税務課の説明によりますと、歳入の主なものは、経済状況は依然として厳しい状況であることから、22年度10月調定額のマイナス約6%で徴収率を計上したことから、一般被保険者国民健康保険税は、前年度比4,300万円減額して、退職者被保険者等国民健康保険税は、前年度比509万円増額で計上した。

歳出の主なものは、市税等嘱託徴収員報酬等の人件費のほか還付金を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、出産一時金の支給対象について、また、死産の場合、産科医療補償制度の対象外となり、支給額は39万円となるのかとただしたところ、出産一時金は、12週以上の出産であれば支給対象となり、生産、生きて産まれるということです。生産・死産、人工流産等の別を問わず支給される。

このうち、22週以降の全ての出産が産科医療補償制度の対象となることから、12週から21週までは39万円、22週以降については42万円の支給になるとの答弁でありました。

国保運営上、法定外繰入金について検討したのかとただしたところ、前年度比較して、国保税が約3,800万円の減、前期高齢者交付金は、概算払い額の精算等により、約4億8,200万円の減となったことが大きな要因であり、運営上対処せざるを得なかったとの答弁でありました。

国保税の収入未済額についてただしたところ、直近のデータでは、未済額が約7,300万円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、医療費の伸びがマイナス5~6%という状況にありながら、法定外繰入金を5,000万円という予算編成であり、これは住民負担を増としない努力の現れである一方、国保加入者の大変さの裏付けでもある。

今年度、税の引き上げはなかったが、滞納額は約2億8,000万円という状況で、昨年発生した口てい疫等により、国保加入者の所得は減となっており、税収も減となっている現状である。

このようなときは、国に対して、毎年削減してきている国庫負担金を元に戻すように声を上げないと、住民負担は増となり、今後の国保運営はますます大変になると思う。

また、後期高齢者医療制度を廃止した後には、国保に加入させていく点や、昨年5月には自治体からの法定外繰り入れをさせないという国の方針が出ている点もあり、これらが実施されれば、更に住民負担は増となる問題も含んでいる。

よって、評価する面はあるが、現状からすると、自治体は更に真剣に取り組まなければ、これ以上の住民負担の増はできないという局面にきていると思ひ、これらの点から十分でないと考えて反対の討論とする。

以上、討論を終え、起立採決の結果、議案第28号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計

予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第17 議案第29号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第29号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第29号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料は、特別徴収分と普通徴収分で、1億7,230万円、保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分として4,833人分を計上した。

歳出の主なものは、広域連合納付金が主なものであり、ほかは健康診査委託料等である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保険料の未納者の現況についてただしたところ、現在、未納者は7名いるが、短期保険証を交付しているのので、保険証のない人はいないとの答弁でありました。

次に、この制度について、国が見直す見込みについてただしたところ、国の高齢者医療制度改

革会議で、12月には最終取りまとめも終わっているが、その後は進展しておらず、通知もないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、21年度決算で約163万円の滞納があったが、23年度予算では、滞納繰越分の収入を30万円計上していることは大変であると思う。この制度の廃止は先送りになっているが、廃止後は国保に加入させていくものの、75歳以上の医療費は別立てにするという方針も出されている。

少ない年金から保険料を払えない人、また、75歳以上で短期保険証を持っている人がいるということは、現在の制度加入者の実情であり、23年度予算でもそれらへの対応が十分でないと考えられた。

よって、年齢で区切るような制度はやめて、改めるべきであると考えてるので、この予算には反対する。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第29号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第30号 平成23年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第30号、平成23年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第30号、平成23年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、第1号被保険者に関する保険料を4億4,000万円計上し、国庫負担金は、保険給付費の介護施設等に関する給付の15%、その他の給付は20%分を、国庫補助金は、保険給付費に対しての調整交付金と地域支援事業に対する交付金で、介護予防事業は、事業費の25%分を、包括的支援事業・任意事業は、事業費の40%分を、支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分で、介護給付費交付金は、保険給付費の30%を、地域支援事業支援交付金は、地域支援事業の介護予防事業費の30%を計上した。

また、繰入金については、介護給付繰入金は、保険給付費の12.5%、介護予防事業は、事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業は、事業費の20%を計上した。

歳出の主なもの、介護サービス等諸費は、要介護者への保険給付費等であり、そのうち居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護等に要する経費を、地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護やグループホーム、小規模有料老人ホームに要する給付費を、施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設や老人保健施設等に係る給付費を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険加入者の所得段階別の人数の増減についてただしたところ、前年比で、第3段階は2,340人が2,573人に、第4段階は1,241人が1,147人に、第5段階は1,895人が1,789人となっているとの答弁でありました。

次に、介護型療養ベッド数についてただしたところ、市内の介護施設のベッド数は575床で、そのうち介護療養病床は1か所の40床であるとの答弁でありました。

次に、施設入所待機者はどのぐらいいるのかとただしたところ、約200人であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、この制度が始まって約12年になるが、保険料を払ってもサービス提供を受けられない人がいる実態がずっと続いており、施設入所待機者が約200名ということである。

国は療養型病床群については廃止していく方針を出しており、これが行われれば施設入居待機者と合わせて多くの介護難民が出る状況にある。また、介護現場で働く職員の人件費改善として、21年度、22年度に実施していた介護従事者処遇改善交付金も23年度で終了となり、これでは介護施設への入所者が増える中で介護に従事する人は少なくなり、人材確保が大変な状況になると思う。

よって、保険料を払ってもサービス提供が受けられない制度は考えていかなければならないと

思い、反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第30号、平成23年度志布志市介護保険特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

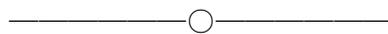
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第19 議案第31号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第31号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第31号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月22日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、使用料及び手数料は、下水道使用料を前年度比で160万8,000円増の5,825万8,000円を、一般会計繰入金は、1億7,293万3,000円を計上した。

歳出の主なものは、人件費のほか、4か所の浄化センター及び中継施設の維持管理経費と委託料で、委託料は各浄化センターの管理委託及び自家用電気工作物保守管理業務委託等を計上、地方債償還金として、財務省ほか5件分で1億7,755万2,000円を計上した。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用料は加入率の伸びをどのぐらいと考えて計上しているのかとただしたところ、現在69.3%であるので、当面の目標だった70%を見込んで計上したとの答弁でありました。

次に、加入率70%で運営費の収支がペイできるのかとただしたところ、運営費は人件費を除けばペイできるということでスタートした。運営費は、使用料と同程度であるとの答弁でありました。

次に、一般管理費が前年度比1,468万円増となっている要因についてただしたところ、通山地区浄化センターの修繕料が増えたことが主な原因であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第31号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

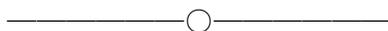
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第20 議案第32号 平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第32号、平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第32号、平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果

を報告申し上げます。

委員会は、3月14日、委員全員の出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な補足説明として、公共下水道事業は平成12年度から休止状態となっており、公共下水道事業特別会計予算については、休止前に実施した事業費1億4,100万円のうち、元利を合わせた起債償還金8,133万2,284円を平成41年度まで償還するものである。

以上、説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしましては、今後も事業再開の見込みはないかと考えをただしたところ、予算的なことも含めて再開するには非常に厳しい状態なので、できれば現在の合併処理浄化槽を全面的に進めていきたいとの答弁でありました。

以上の質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、引き続き討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第32号、平成23年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第33号 平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第33号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○総務常任委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました議案第33号、平成23年度志布志市

国民宿舎特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月11日、委員5名出席の下、審査に資するため、国民宿舎ボルベリアダグリとダグリ岬展望台の現地調査を実施し、3月15日、委員全員出席の下、関係課長及び担当職員の出席を求め、審査を行いました。

審査の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

質疑として、想定外の問題発生時の指定管理者への対応を考える協議はどうなっているか。また、要望にはしっかり対応ができる姿勢を持ち合わせてほしいとただしたところ、募集時の要項に基づいて3年間実施してもらおう。指定管理制度そのものの検討も含めて、想定外の問題発生時は国・県、近隣の先例も考慮し、検討していく。

また、ダグリは観光の拠点で核である。歴史と二本立てで力を入れていく。ボルベリアダグリの活性化につながる企画・提案は取り入れ改善をしていきたいとの答弁でした。

夏井荘の廃きよと旧大黒駐車場などは、特に夏場、風紀上問題があり、防災上も危険であるが、どう活用するのかとただしたところ、どうするか個別具体的には決まっていない。振興計画で青写真を描きながら活用方法を検討した上で取り組みたい。最優先課題で解決しなければならない箇所である。急ぎ整備を図りたいとの答弁でありました。

展望台の改修の設計賃金とは何かとただしたところ、建設課職員に業務委託し、サポートする設計業者に賃金として払うとの答弁でした。

また、散策道路の車椅子対応をとただしたところ、整備できないかを検討し、可能な形で取り組めるように検討したいとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第33号、平成23年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

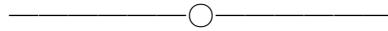
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第22 議案第34号 平成23年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第34号、平成23年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（毛野 了君） ただいま議題となりました議案第34号、平成23年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

委員会は、3月11日、委員全員の出席の下、審査に資するため、泰野第2水源地の現地視察を行い、3月15日、委員全員の出席の下、執行部から水道局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な補足説明として、資本的支出の工事請負費2億6,000万円は、上水道老朽管布設替え等工事7地区の7,000万円、田之浦地区取水ポンプ調整槽築造工事及び送水管布設工事6,000万円、坪山地区ほか14地区の老朽管布設替え等工事、1億2,000万円、県道・市道の改良に伴う布設替え工事1,000万円である。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、水質は飲み水として大丈夫かとただしたところ、旧有明町の高井田と旧松山町の泰野第2で亜硝酸値が少し高いが、規定内に入っている。また、そこは低い所と希釈しているので、水質的には全て問題ないとの答弁でした。

老朽管の布設替え工事が多いが、水道管の耐用年数は何年かとただしたところ、耐用年数は40年である。市内に約700kmの水道管が埋設されているが、ほとんどが耐用年数を超えている状態なので、現在積極的に老朽管の更新を行っているところとの答弁でした。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結をし、引き続き討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第34号、平成23年度志布志市水道事業会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第23 陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情

○議長（上村 環君） 日程第23、陳情第1号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第1号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月22日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、この陳情は現在開会中の国会でも同様の請願が提出され、環境委員会に付託となっている。

陳情の内容は、1番目に拡大生産者責任という点からの容器包装リサイクル法の役割分担の見直し。2番目にリデュース、リユースを促進すること。3番目に製品プラスチックのリサイクルなどの国としての施策は、持続可能な社会への転換または循環型社会の形成のためにも必要なことである。

この陳情は本市の環境政策と合致するので、賛成するとの意見がありました。この意見を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、陳情書に、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないとあるが、この意味についてただしたところ、ものを再資源化するためには分別収集・選別、そして再商品化などの工程があるが、現在の法律ではこの再商品化にかかる費用だけが事業者の負担になっている。この再商品化にかかる費用が再資源化全体にかかる費用の約1割である。残りの9割はリサイクルにかかる分別収集・選別などの費用で、現在は税金で負担している。

この陳情書は、残りの9割も製品の価格に内部化し、100%消費者負担にすべきと求めているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

この陳情は、企業の責任を明確にして環境に対しての問題提起もされており、よって、国に法改正を求めるため、採択すべきである。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第1号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情は、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第1号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第24、議案第37号から、日程第27、同意第2号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第24、議案第37号から、日程第27、同意第2号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第24 議案第37号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第37号、損害賠償の額を定め、和解することについてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成23年1月28日午後12時50分頃、宮崎県北諸県郡三股町の食堂の駐車場で、午前に引き続き午後からの研修会に出席するため発進しようとした公用車の左後方部が、後方に駐車していた■■■■■■の■■■■■■氏の所有する軽乗用車の前方中央部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が後方の確認を十分に行わず後方発進したためであり、過失割合を市が100%、同氏が0%とし、同氏の所有する軽乗用車の原形復旧及び代替車両借りに要する費用16万1,280円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（金子光博君） 毎回こういう案件が出ておりますが、まことに粗末な案件だなというふうに感じております。

この案件と一方ですね、この案件は職員の懐は少しも痛まないわけで、一方、もう一つ話をしますと、松山在住の一市民ですね、市長も聞いておられると思いますが、話をうかがうと本人に非はなく、その方は善良な市民であります。税務課職員の職権を大上段に振りかざした態度や言葉遣いによって、本人、一緒におられた第三者の方の話を言葉を借りますと、話に聞く警察の取り調べと全く同じようなことであつたというふうに言われております。

23番議員の仲介によって、表面上は収まっておりますが、3月3日にあつたことで1か月近くたとうとしている今日でもこんな残念なことはなかつたと、心に大変な傷をこの方は負っておられます。今回の議案の件と併せて、その当事者の職員本人たちに対してですね、どのような注意、指導をされたのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駐車した車に接触いたしました事故につきましては、本人を呼びまして、そして事故の経緯等について聴取し、その不注意なる内容についての嚴重な注意をしたところでございます。

それから、別の件で、松山地区の市民の方が非常に職員の対応によりまして、恐懼（きょうく）され萎縮された。そしてまた、心に傷を負われたということにつきましては、担当の者から、そして、その担当の上司からも報告を受けまして、そのことにつきましてはすぐさま本人に陳謝するように指導をいたしまして、そのことの報告は受けたところでございます。その報告によりまして、私どもといたしましては、本人が納得されたというふうには私自身には報告は届いているところではございますが、いまだそのような形で気持ちがいかないということであるならば、

さらに私どもの方で、その方に対しまして更なる陳謝は申し上げたいと思います。

○15番（金子光博君） 今回の議案については、保険屋の方で進めてうまくいくわけでしょうけれども、私が後で話したことにつきましては、市長は一職員がしたことであっても最高責任者でございます。私が言いましたように、本人ももちろんですけど、第三者の方も行政に関した仕事には昔携わっておられた方で非常に詳しい方でございます。最高責任者として足を運んで謝罪をする考えはないのかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほどお答えしましたように、担当の者、そしてその上司の者が謝罪にまいりまして、御本人が了解されたというふうに報告はいただいたところでありまして、それでよかったのかなというふうには私自身は思っておったところです。

今お話がありますように更なる謝罪を求められているということでありましたら、そのことにつきましては対応したいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 今朝ほど市長が全協に出席されて、このことについては報告もされたわけですけども、これだけ度重なりますと質疑をしないわけにはいかない。

そこで、こういう交通事故の案件がここ1年間で何件起きているか、さらに和解ということでもありますけれども、市の職員側の方が過失割合が少なかったと、相手方が多かったんだという事件はそのうち何件あるのか。

また、市長は職員に対しては嚴重注意をしたと言われますけれども、嚴重注意というのはどういう内容だったのか。そのことについては若干理解ができないので、詳しくお伝えください。

そして、そのことについてその本人はどのように責任をとるのか。損害賠償の金額をうんぬんではなくてですね。

以上、3点についてお答えください。

○議長（上村 環君） すぐ答弁できますか。

○総務課長（中崎秀博君） 公用車の事故につきましての22年からの議案案件につきましては、本日の議案を合わせまして2件でございます。その過失割合につきましては、公用車、市側が過失割合は高いところでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嚴重注意ということであるわけでございますが、普通私自身が職員にはさまざまな形で注意、指導をするところでございますが、特に担当課長も同席いたしまして、今回のことについて内容を詳しく聴取いたしまして、そしてそのことに対して、自身がどういったことの反省をしているかということ聞きまして、今後絶対起こしませんという決意をさせているところでございます。

本人の責任のとり方ということでございますが、現在のところ、金銭的には保険で対応することになっておりますので、そのような形での責任はとるということはないわけでございますが、私自身がまた本人を注意した後、このような事件があったということにつきまして、課長

会で発表し、そしてさらに注意の喚起を促すと。そしてまた、朝礼等ではまた訓辞をいたしまして、このような職員がいたので緊張を持って取り組むようにというようなことを話をするということでございますので、本人にとっては誠に恥じ入る内容。そしてまた、今後そういったことは起こさないというような決意になるというふうに思うところでございます。

○17番（岩根賢二君） 22年度については2件ということで案外少ないなど、2件ですか、私自身も特にチェックはしていないので分かりませんが、それにしても過失割合は常に職員側の方にあるということだと思います。

今回のこの事故についても本人が確認をしさえすれば起こりえない事故です。例えば、横から誰か飛び出してきて避けられなかったと、そういうふうな事故ではないわけですよ。ですから、市長が今嚴重注意という中には本人に反省をしてもらおうということで、抑止されているんじゃないかということでしたが、私は職員の皆さんが公用車を自分の車として考えていない、これがもしマイカーであったら、多分丁寧に後ろには何もなければいいかなということで、そういう心配りをした運転をされたんじゃないかなと思いますよ。

そういう意味で、車の管理というものについてももう少し考える必要があるのではないかなと思います。

先般、委員会で現地調査をした時に、市の車で10人乗りの車で移動をしましたが、その時にブレーキを踏めばものすごく異音がするわけですね、かさかさかさって、妙な音がする。だけど、それを修理しようもしない。そういう車両の管理の在り方だからこそ、こういう事故が結果的に生まれるのではないかなと私は感じました。

ですから、そういう意味で公用車の管理ということについても、もっと注意をする必要があるのではないかなと思います。そのことについてお答えいただきたい。

それと、合併前のある町では、こういう事故があった時には氏名を公表して、公表するということがいいか悪いかは考えていただければいいですが、抑止効果という面では、そういうこともあり得るのかなと、過去にはそういう例があったということで聞きましたので、そのことについても考えをお聞きしたい。

それと、反省をしているということでございますが、これについては、例えば書面で始末書を提出するとかいうことはされていないのか。またそういうことを取り入れる考えはないか。

以上、お聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公用車の管理につきましては、当然公用車を使用した者は、その管理につきましては責任を持って次の者が良好に使える状態で引き渡すというようなことが前提であろうかというふうに思います。

そのことをさらに徹底させるような公用車の管理の仕方をとっていきたいと思います。

氏名の公表につきましては、現在のところ考えてないところでございますが、このことは事故が起き、私の方で嚴重注意をするということによりまして、すぐさま全庁的には知り得る内容だ

というふうには思うところであります。

ということで、その効果は一般の市民の方々に公表するという事は、いかがかというふうには思いますが、全庁的にはそのようなことで、すぐさま氏名については知られる内容かというふうに考えるところでございます。

また、始末書の提出につきましては、事故の程度によりまして、そのことには取り組んでいるところでございます。事故が発生いたしましたら、すぐ事故報告書、てんまつ書が私の方に届けられておりますので、その内容によりまして注意の内容、処分内容を変えていくということでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長に最後に一つだけお聞きしますが、そのように市長が度々嚴重注意をしているという状況にありながら、こういう事故が減らないという原因はどこにあるのか、その点だけお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事故が、100%私どもの方の不注意で起きるということは、極めて注意力が散漫になっているというようなふうに感じているところでございます。事故が起きる度に、事故を決して起こさないようにという形で、訓示ないしは注意をするところでございますが、ただいま御指摘がありますように、このやり方についてはいささか徹底していなかった面があるかというふうに考えるところでございますので、注意の仕方、あるいは公用車の管理の在り方等も含めまして、今後事故が発生しないような形の執務を徹底させていきたいというふうに思います。

そのような意味合いから、早速、来年度から4月から毎月20日の日に職員も交通安全運動に、交通指導に取り組むということで、朝の立しよう活動をするということになったところでございます。

そのようなことから、少しでも交通事故の減少、撲滅ということに取り組むとなれば、本人自身が事故を起こしてはならないという戒めもできてくるのではないかなというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（本田孝志君） 一言お伺いしますが、この公用車は職員が1名だったんですか。

それと、先ほど市長は、午後からの研修会に出席するために発進したとなっておりますが、バックして発進しようとしたんですかね。入り口と出口はどの方向ですかね、この絵では出る所はないんですよ。へりやったら上に上がられますけども、この絵では出る所が分かりませんが、まず職員が2名だったものか、1名だったものか、そこらあたりからお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

三股町役場でありました研修には3名で行っておりますが、事故の時、公用車に乗っていたのは2名であります。

当時は、新燃岳の噴火によりまして、道路や駐車場も白線が見えなくなるほど火山灰が積もっている状況でした。

昼食をとって、午後の研修ため、三股町役場に戻る際に後方を十分確認せずにバックしたため、相手方の車に接触したということでもあります。

○企画政策課長（溝口敏久君） 出口は、バックでしか出れないような状況だったということでございます。

[本田孝志君「もう一遍。」と呼ぶ]

○企画政策課長（溝口敏久君） 前進で入ってバックで出るときにぶつかったということでございます。

[本田孝志君「バックで出るとき」と呼ぶ]

○11番（本田孝志君） 1名だったらですよ、もう後ろが見えんからということで、3名も乗って、であれば後ろに行ってオーライオーライとか、危ないよとか、後ろがガラスが、この写真を見たときに灰が降ってるな、新燃岳の灰があるなということで分かるもんですから、私は聞いたんですよ。1名だったらまあ過失割合が、悪質ですよ、この職員も。それで助手席に乗っているあとの二人も、「いっと待て、あたいが出ていたっせ見っで」と誘導をするというそれぐらいの気持ちがなくは、ちょっと責任が、あとの3名も飲酒運転と一緒に同罪ですよ。これに、この職員に対しても注意はされたんですか。

○市長（本田修一君） ほかの同乗していた職員に対しましては注意はしておりませんでした。

○11番（本田孝志君） 今後どのような処分をされるものか、注意をすぎて始末書を書かせるつもりか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、同乗して乗っていた職員が当然誘導すべき内容だったというふうに思ったところでもあります。

そのようなことでありますので、今回のこの件につきまして、同乗した職員につきましても、厳重な注意をしたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（鶴迫京子君） 目に見える事故の原因として、事故の原因は、公用車が後方発進したためでありということでは認めてありますが、目に見えない事故の要因といたしまして、そういう観点から質疑いたします。

まず1点目、午前中の研修場所と午後の研修場所は同じ場所であったのか。

食堂から研修場所までの車でどのぐらい所要時間がかかる場所であったのか。

2点目、午後からの研修会開始時刻は何時からであったのか。

ここに事故発生時の時間が午後12時50分とありますが、1時からだったのか、1時半から開始だったのか、その研修開始時刻をお知らせください。

○議長（上村 環君） 答弁準備のためしばらく休憩いたします。

○

午後2時18分 休憩

午後2時19分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画政策課長（溝口敏久君） この研修は午後もありまして、時間は1時からでございます、研修会場からこの食堂までは750mということでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、今750mということで、研修時刻開始は1時からということで、もう事故発生時に50分ということで、もう10分しかありませんですね。そうなりますと、休憩時間のとりかたに問題があったのではないかと。休憩時間が十分とられてないということにもなりかねないし、また、あと10分しかないという中での心理的に善意からくる焦りとかですね、もう間に合わないとか、そういうような心理的要因はなかったものかどうか、そういうところまで把握されているのかどうかをお聞かせください。

○企画政策課長（溝口敏久君） まさしくそのようなことございまして、それぞれ研修の時間があと10分ほどしかないという中で、しかも新燃で非常に灰も降っている状況、まさしく一番かねてよりも注意しなければならない状況という中で事故が発生しましたので、これについては非常にもっと時間に余裕を持って対応すべきだったというふうに考えているところでございます。

時間につきましては、この研修時間につきましては、都城市の方が定住自立圏の事務局でございますので、そっちの方で計画した研修で、合計7回の研修が行われております。その中の6回目の研修だったということでございます。

○7番（鶴迫京子君） 予測したとおり、そのような状況下で、そのようなこういう事故も発生したのではないかとというふうに推測したわけではありますが、いろんな研修がある中で、やはりそういう休憩時間の在り方、そういう時間のない中での食事休憩をどこでどうとるかという、そこいら辺の指導の在り方とか、そういうこともやはりこの事故とかそういうところにもかかってくるかなと思いましたので、そういうところに対する指導を今後どのように、今回の件だけでなく、どのようにされていこうと、方向性をお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

出張時の事故でございますので、出張時の時間管理については、当然その出張をする職員が自覚を持って、そのような研修に間に合うような体制をとるべきだということは思うところでございます。

そのようなことで、今後研修する職員については、時間について余裕を持って、ゆとりを持って行動するよというふうな形の指導はしたいというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（平野栄作君） いろいろ御意見が出ておりますが、今回の件については人身は伴わなかったということから考えれば、いい教訓になるのかなということを感じているところですが、ちょっと一つ気になるのがですね、本市の安全運転対策というのは日頃どういことをされているのか。確か、安全運転管理協議会に属していらっやって、安全運転管理者、副管理者は多分2

名いっちゃうると思いますが、日頃その方々はどのような活動をやっているのか、そこを教えていただければ有り難いと思います。

○財務課長（溝口 猛君） 本庁の方におきましては財務課、支所におきましては支所の方で管理者を置いているわけですが、例年5月の方で講習会、こちらあたりに参加しているところがございます。

公用車の安全運転につきましては、財務課におきましては管財係がございまして、その中に公用車の運転については注意するよという程度でございまして、市全体の職員を集めて安全運転、例えば安全運転の講習会みたいなそういったのは今の段階では特別まだやっていないというところでございます。

○1番（平野栄作君） 安全運転管理についてはですね、安全運転管理者が事業主を越えての権限を持っているはずなんですよ。

特に、こういう大きな事業所になりますと、特に力を発揮される部分ではないのかと、いくら市長が声高に言ってもですね、日頃の備えがなければ、末端まで浸透しないじゃないかなと思っております。こういう組織に属しているのであれば、それなりのやはり活動を進めていくべきではないかと思いますが、今後どういう、改善される考えはないかお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来ありますように、度々極めて不注意による注意力散漫による事故が発生しているということをお考えますと、今おっしゃいますように、安全運転管理者の元による定期的な安全運転指導というものを今後やっていかなければならないというふうに考えるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） こういった損害賠償ということで、ただ議会に報告すればよいというふうに軽く考えてるのではないのかというのが毎回出てくるたびに思うところです。

そうした立場では、何にもならないと、だからこの事故から何を引き出すのかという、そういったものが今平野議員の方からもありました。そういったことが大事だろうというふうに思うんですね、少し何点か聞かせてください。

この職員は、午後の研修は果たして受けられたものなのかなというのが1点です。

そして、車に乗る際にですね、ウィンカーは大丈夫だよと、ライトも大丈夫だよと、こういう点検、こういったのをほとんど恐らくやっていないんじゃないかと。私たちや民間の事業所で育った人間は、車に乗る際は必ず点検をして乗るというのが普通です。性善説にたっているから、当然あなた方はやっておられるだろうというふうに思ってこれまで聞きませんでした。そういったものがどういうふうな指導がされているのかですね。

それと、公用車が足りないということで、借り上げの車をいわゆる私用車ですね、それを借り上げて公用車の代わりにということでいろんな仕事をされているんですが、そうしたものの事故の発生というのは今まで私も議員を長くしていますが、一切ありませんそういうのは。そういったものは、果たしてそういう私用車を借り上げた際の事故というものについては全くないのか。

それともここに報告されていないで個人のそういったものでされているのかですね、お願いします。

そして、あと1点は嚴重注意をした。課長会で話をしたということですが、課長会で話されたものが、それぞれの担当の課長がですよ、部下のところいきちんと末端までいくために、口頭でやっているのかねって、文書できちんと、課長会であったものが文書に基づいてきちんと本庁のそれぞれの課長、支所長、その下にですね、全部文書でいっているものかと、課長会の報告がですよ。それぞれ松山支所、志布志支所、そして本庁ですね。これはいくら市長が声高に叫んだとしても、そういったものがしっかりと下のところまでおりてない限りは、これ、意識改革にならないでしょう。

そういうことを含めて、今回のこの事故からどういった教訓を引き出して、職員いわゆる意識改革を進めようというふうになって、今回この損害賠償の締結になったのか、提案になったのかですね、ちょっとお願いします。

○企画政策課長（溝口敏久君） 午後の関係は、15分遅れております。

そして、研修終了後に事故処理を相手の方といたしております。待っていただいたということです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公用車を運転する際には、通常は、状況的に良好な状態かということについては確認をしながら乗るものというふうに思います。

ただ今回の場合は、また午後に乗るということで、引き続いて乗るということでありましたので、午後に乗る際に回りがどういう状況かということについての確認はしなかったのではないかなというふうには考えるところであります。

そのような点につきまして、午後についても改めて確認、点検をするような形の車両管理をするように指導をしていきたいと思っております。

それから、課長会の内容につきましては、それぞれの課長は課長会終了後、課の職員に対しまして、課長会での報告をしているところでございます。

そしてまた、総務課の方で課長会の内容について、パソコンのI P K - O f f i c eで、全職員には通知をしているところでございまして、このような事故についての発生、そしてまた私の方の注意については、その都度職員は確認をしているというふうに考えるところでございます。

○総務課長（中崎秀博君） 私有車の借上げで公務中の事故の件数ということでございますが、報告が、平成19年度からの報告書を見ますと、公務中で私有車の物損事故が1件ということで、報告をいただいているところでございます。この物損事故につきましては、私有車で市の駐車場で柱に接触したというような事案でございます。

○19番（小園義行君） これは仮に人身事故だったらですね、研修会を先にして、その相手の被害者の人は待っていただいたって、とんでもないお上意識の最たるものですよ、これ人身事故だったらひき逃げと同じじゃないですか。そこに待っててちょうだいて、まず、きちんとしたそう

いうことをした上で現場検証いろいろあるんでしょう。そういうのをされた上で当然やんなきゃいけない、待っていただいたというそういうのがありましたので、これはもう何をかいわんやですよ、それが事実ならですよ。そこらについては、もっと被害者に心を配らんといかんじゃないですか、それが一つですが。

車の乗る際の点検というのは、昼からやれということではなくて、朝乗る際に、今日の一日これ大丈夫だねというぐらいはちゃんとウィンカーがつかますよ、そういったものは当然やらんといかんじゃないですか。

それと併せて、この私用車を借り上げての事故というのは、あまりというよりもほとんどないということですね。公用車だからそういうことが起きるといえるのは、今同僚の議員の方々ももっと真剣にそのことに携わらんといかんのではないということをおっしゃっているわけですよ。そういった意味で、こういう事故を起こしたことからどういうふうな教訓を引き出して、職員にきちんと徹底させていくのかということのをきちんとやらないといかんでしょう。その意識改革という点では、ただ注意をした、注意をした、ということではね、僕はあまりならないと。そういう意味で、課長会の報告がしっかりと文書でそれぞれ下のところまできちんといっていると、今市長がそういうふうにおっしゃっていますのでね、事実そうであればいいでしょう。でも、言葉で言うと、1番目に言った人が10番目に聞いたときは全然違う内容になることもあるわけで、きちんとそのことがしっかりと文書でそれぞれの下まで、これ、おりにいくというのがとても大事で、松山支所、志布志支所含めてですよ、課長会には支所長しか出てきませんのでね。そういったものがきちんと対応されてるんですね。

○企画政策課長（溝口敏久君） 大変失礼しました。事故後に15分遅れたということで、待っていただいたということを行いましたけれども、これはちょっと私の失言でございましたので、訂正させていただきたいと思えます。

事故後は、物損事故でございましたので、その後に、後日にですね、警察に行って、そして、当日は事故処理はしてないということでございます。

本人も了解の上で、忙しいということがございましたので、届け出をして事故処理は後日したということでございます。

○市長（本田修一君） 課長会の内容につきましては、先ほども言いましたように、それぞれの職員のパソコンで確認できる仕組みに現在なっているところでございますが、今回このような形で、また交通事故が発生したということで、今後は本当に職員、事故を起こした当事者には、また課長には厳重に注意するところではありますが、そのことが全職員に緊張感を持って受け止められなかったということではなかったかなというふうに反省するところでもあります。

ということで、今後は先程来ありますように、公用車の管理の在り方につきましては、安全運転管理者の管理の仕方というものを更に徹底させまして、現在本市には警察OBの方がおられますので、その方の意見等もいただきながら、今後職員が公用車の安全運転をいかにできるかということについての取り組みをいかにすべきかということについて、意見を賜りながら進めてまい

りたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

その前に、下平議員着席です。

○2番（下平晴行君） どうもすみませんでした。

質問があったかと思うんですが、2点だけ、市長、この和解については、ほとんどが追加議案と、この中身については事情についてはよく分かるわけではありますが、途中の報告も一切ない状況でありますね。

そこで、前回の農道の管理瑕疵（かし）ということで、市が50%を損害賠償ということで和解したわけですが、あの件につきましても私はちゃんと議会報告、議会にそれなりの報告をしてあれば、恐らくこの議案としては通らなかつたんだろうと、私も反対討論までしたわけですが、これが通ってしまった。

ですから、私はそういう面についてもですね、ちゃんと報告をしていただければ、その内容についても理解ができるんじゃないかなと、突発的に二、三日前に追加議案をして、本会議で議案の内容を練ると。これではあまりにも理解ができないような状況で過去何回もあったようなことであります。

そういう面からでも、やはり報告をちゃんとしていただきたい。前回では9月にあったのが12月の最終本会議ということでありました。そういうことも含めて、そしてですね、実際50：50で前回は、今回100%と、これはもちろん止まっている車にぶつけたわけですから、これは100：0というのは当たり前であるわけですが、それも含めて事故を起こした場合ですね、これは鑑定機関があるんですよ、損害鑑定事務所、あるいは損害鑑定機関というのがありまして、果たしてそれが妥当であったのかどうかと、やはり市はそれぐらいちゃんとすべきであると思うんですよ。恐らくそのことも全然されていないというふうに思うんです。100：0の場合はこれは仕方ないとして、例えば8：2とか、5：5とか、6：4と、これは絶対やるべきである。民間はもう必ずやっております。

そういうことも含めて、私は報告がされてない。あまり真剣に考えていないのかなと思うんですが、そこをどう思われますか、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事故が発生して、この事故の処理について、職員並びに担当課の方で取り組んでおったということでごさいます、その結果がまとまって今回このような形でお願いするということになったところでした。

事故発生直後にこのことについては、すぐさま報告すべき内容なのかどうか、私自身は分からないところでごさいます、重大事故ということになれば、すぐさま議会に報告しまして、その後の対応について、後ほどまた御報告しますという形になろうかというふうに思います。

そういった意味合いから、全ての案件につきまして直ちに報告するかどうかということにつきましては、また議長、副議長とも相談させていただければというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 市長ですね、せめて今回も2月28日、それから3月7日、そういう議会議員が全部集まる会はあったわけですからね、せめてそれぐらいは報告していただきたい。

それから、甲の乗用車の修理代が6万8,000円、代替車両の借上料、これが16万1,280円になっておりますが、これは保険会社が示談の内容で保険の額を設定すると、これを言ってしまえばおしまいなんです。これは何を申し上げたいかと申しますと、この写真を見てみますと、事故の内容というのは本当にこれでは6万2,000円もかかるのかよということを感じるんですけども、それとは別に賠償金、これが16万1,000円、これは恐らくレンタカーの借上料だというふうに理解するわけですが、これはこの保険会社に任せっぱなしでしているのかどうかですね、そういう積算が上がってきているのか、そこ辺はどうなんですか。そこをちょっとお願いします。

○財務課長（溝口 猛君） 本市の公用車におきましては、町村会の損害保険に加入しているところでございますが、こういった物損事故等につきましては、その相手との示談の積算、これにつきましては、担当の保険屋の方で交渉していただいて決定するというような形の流れになっているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長ですね、民間ですと、大体事故があって1週間、10日以内でこの示談は済ませるわけです。そして、その間損害鑑定料が妥当かどうか、損害補償金がどうなのか、賠償金がどうなのかというのを鑑定する。そこまで民間はしているわけです。

今財務課長が一方的に、一方的と申しますか、そこに任せてそこで対応しているというようなことで、そのことについてはそうであろうというふうに思うんですけども、やはり市としまして、やっぱりその中身についてはですね、例えばこの16万1,000円が何日だったのか、恐らく二、三日、この修理というのは、市長は今朝相手側の都合で遅くなったと、遅くなったのはそこまで含めて積算しているのかどうかですね、ここ辺も今財務課長は恐らく答えられないと思うんですよ。そこはもうそれ以上は追究しませんけれども、でも、やはり市は公金をちゃんと出して保険料を出していただくというような、保険会社には出していただくというようなことをしているわけですから、やっぱりちゃんとたまにはそういう中身の積算根拠ぐらいは私どもが質問したときには説明するぐらいのことはして、してじゃなくて、それぐらいはですね、把握していてもいいんじゃないかなというふうな気がするわけですよ。

それでないと、もう一方的に示談で和解して、今回はそういう100：0でいいんですけども、例えば、そういう先ほど言いましたように8：2とか6：4とか7：3になった場合に、そういう例えば鑑定、そういうものも含めて、もうちょっと真剣に取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お話のように、今回の事故というのは物損事故ということでございまして、物損事故であれば保険で対応できる内容ということで気楽というか、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、あまりそのことについて深く受けとめない形で処理はしているんじゃないかなというふうには思ったところでございます。

別な議員からも御指摘がありましたように、人身事故でなかったからいいんだよということでございますので、人身事故となれば、当然本人はその事故に遭われた方に何回も何回も謝罪し、と何回も何回も見舞いに行くというようなことを重ねていかなければならないということになるわけでございますので、それと同じような形で、物損事故についても真摯に取り組むようにする指導を重ねていきたいと思ひます。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまありましたけれども、この写真を見てもそんなに外傷は見えないところでございます、実際この自動車は前面を強く押したということで内部の方まで損傷があったということでございます。

その細部脱着とか点検、そういったのを行ってですね、その上で修繕費がかかったというようなことでございます、実際、この今ありましたように、その解決ができるんじゃないかという話なんですけれども、相手の方も仕事をもっておられまして、相手の方が都合ですぐに修理が出せなかったというようなことでございまして、その細部点検も多くの日数を、10日間ほど有しております。

そういったことで、どうしても和解協議が遅れてしまったということでございまして、大変申し訳なく思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、可決されました。

—————○—————

日程第25 議案第38号 市の境界変更について

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第38号、市の境界変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、市の境界変更について説明申し上げます。

本案は、経営体育成基盤整備事業長田地区の実施に伴い、従来の区画に沿った境界を新区画に基づいて変更するとともに、併せて境界変更における面積上の清算を行うため変更するものであります。

内容につきましては、志布志市に編入する区域を曾於郡大崎町大字井俣字和田1844の1及びこの区域に隣接する水路である町有地の全部とし、曾於郡大崎町に編入する区域を志布志市大字有明町原田字春日免41の2、43の2、44の2、字長田72の1及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部とするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、可決されました。



日程第26 議案第39号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第14号）

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第39号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第14号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、公用車事故による損害賠償金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億9,130万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の諸収入は、事故保険金を23万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費は、公用車の修繕料を6万8,000円、賠償金を16万2,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

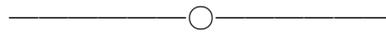
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。



日程第27 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第27、同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成23年3月31日をもって退職する井手南海男氏の後任として清藤修氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

清藤修氏の略歴につきましては、別紙の説明資料に記載してございますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 市長、1点のみお聞かせ願いたいわけですが、井手副市長よりですね、退きたい旨の御報告を受けられて以降、今私どものもとにはこうやって履歴として、その結果だけがですね、提案をされているわけですが。こういったものを見て疑義をはさむものでも何でもないわけですが、井手副市長が退きたい旨を述べられて以降、新たに最終本会議で提案するに当たって、どういった方向で望もうとかいろいろあったと思うんですね。最終的に細かいことはいいですが、そういった経緯、経過と最終的に県の方をお願いをする。お願いをするに当たって市長のこの市政執行にあたって、しっかり守り手としてですね、仕事をできる人であらねばならないと思うんですが、そういった意味では市長のやはり公約の一環、そういったものをしっかり執行するに足る人でなければいけないと思うんですが、どのようにして県の方に要請をされたのか、

そこらの経緯、経過等を述べていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

井手副市長から辞任したいという申し出がありましてから、私自身は今回どのような形で選任すればいいかということをいろいろ考えたところでございます。当然地元志布志市の方、出身の方というようなことも考えたところでございますが、結果的には県にお願いするということにしたところでございます。

そのことで、知事に相談いたしまして、相談する際に本市に来ていただく人物については、このような方をお願いしたいということの文書を添えて知事にお願いしたところでございます。

それには当然本市で進めようとするまちづくりについて、共生・協働・自立のまちづくり、そして志あふれるまちづくり、そしてまた、やすらぎとにぎわいの輪が協奏する将来像として定めてあるまちというようなこと。

そしてまた、具体的には日本一づくりのまちづくりをこういった形でしていきたいという内容のものであったところでございます。

そのことに基づきまして、紹介をいただきまして清藤さんとお話を、面接をさせていただいたところでございます。

経歴にありますように、県庁に在職中にさまざまな部署で執務を重ねておられると、特に私どもが進めようとする環境、そしてまた健康、そしてまた行政改革ということについて、それらの専門の部署におられたということで、本市にとっては大いに貢献していただける人物というようなふうに思いまして、今回御提案申し上げるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（下平晴行君） 今の質問でもありましたように、この略歴を見てみますと、志布志市が掲げています環境、それから消防防災、財政、それから社会保険、医療、そういう経歴をされて大変すばらしいいいことだなというふうには思うわけであります。

ただしかし、県の立場と、それから市町村の立場、いわゆる市町村職員というのは市民に直接直結しているわけですね、県の職員は市町村を指導という立場におられるわけです。市長、これはそこいら辺を十分理解の上でお願いされたと思うんですけども、それともう一つは、やはり副市長という役割は職員との市長の立場にしながら職員とのつなぎ、それから議会との連携、そういうものも多岐にわたっていろんな役割をしていかなければいけない。そういうところに副市長というのは、そういう役割だろうというふうに理解しているわけですが、それも含めて、市長は何回会われてこういう話をされたのかですね、そこをお願いいたします。

○市長（本田修一君） 実は、この方にお会いする前に別の方を紹介いただいたところでした。

その方とお話しまして、少し私どもの進めようとするまちづくりについて、あまり理解いただけないのかなというふうに思いまして、また別の方をということで、再度人事課長の方をお願いいたしまして、この方を御紹介いただいたところでありました。

そういうことで、普通ならばそういったふうに県が薦めようとする人を断るということはほと

んどないわけですが、あえてそういったことを重ねてしたということでもありますので、本市の行政運営につきまして、積極的に推進力となっていただく方だというふうには思うところがございます。

私自身は、またその方と1回しか面接はしなかったわけですが、前回のときもありますので、更に念入りに本市のまちづくりについて、お話を申し上げて、そしてまた、特に地域密着型でやるということ、そしてまた、お話がありましたように職員とのつなぎ役、あるいは議会との連携ということについてもお話したところでございます。

そのようなことで、御本人も十分そういった自覚を持って、本市の副市長として職務を果たしていただけるものと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 市長は1回しか会っていないということでしたけれども、そこでなかなか人物を見抜くというのは大変だと思うんですが、前回、5年前に県庁から来ていただいた方、その時の質疑応答のやり取りの中で、この方は誠実でまじめそうでやる気のある人と、経験豊かな人であるからこの人を選んだということで、市長は答弁されています。

今回も同じように、自分の施策を実行に移してくれる人だということで見込まれたということなんですけれども、前回のそのこと、反省という言葉が当たるかどうか分かりませんが、前回の経験を踏まえて、前回と違うんだよと、こういうところのポイントが違うんだよというところがあればお示しをいただきたい。

それと、細かいことになりますが、清藤氏は当市に赴任される場合は単身赴任なのかどうか。もちろん市内に居住されると思いますが、居住地におかれては自治会に加入して、地元の皆さんとの交流もちゃんとはかっていくというふうなそのようなことの確認はされているのかどうかお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住まいは通山の方にお住まいになる予定になっております。当然、その自治会に加入していただくことにはなりますが、独身でございまして単身ということになるかと思っております。

前回、県の方から瀬戸口副市長をお迎えしたところですが、その時には今振り返ってみますと、私自身も少し反省するところもあったのかなというふうには思ったところでございまして、今回はそのことも十分踏まえまして人物等について、あるいは私どもの進めようとするまちづくりについて御理解いただける方かということについての確認はしまして提案をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 独身ということでございましたので、単身赴任というよりもそのまんまという感じでございますが、その点は良しとして、今回につきましては、特に前回と違って任期というものが明記をされていないわけですが、その点については、どのように考えての選任ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県の方には2年ということをお願いがしてあります。

○17番（岩根賢二君） それは市長の意向でお願いされたんですか。それとも県庁の都合なんですか。2年間だけですと、向こうから言われたのか。

○市長（本田修一君） 県の方でそのような形で人事がされているということでございまして、私どもの方としてもそのような形でお願いしたいということをお話したところでした。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意2号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

ここで、3時15分まで休憩いたします。

—————○—————

午後3時04分 休憩

午後3時15分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第28、発議第2号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第28 発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第28、発議第2号、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） 趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第1号、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情は、文教厚生常任委員会に付託と

なりましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、今日地球温暖化防止の観点からも資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められており、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めるため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、横路孝弘、参議院議長、西岡武夫、内閣総理大臣、菅直人、環境大臣、松本龍、経済産業大臣、海江田万里、農林水産大臣、鹿野道彦、厚生労働大臣、細川律夫、財務大臣、野田佳彦、消費者庁担当大臣、蓮舫でございます。

以上で趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

日程第29 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第29、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、

及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、日程追加のためしばらく休憩します。

—————○—————

午後 3 時 20 分 休憩

午後 3 時 21 分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 会議を再開します。

お諮りします。

ただいま配付しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり本日の日程を追加することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 追加日程第 1、発議第 3 号につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

追加日程第 1 発議第 3 号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 追加日程第 1、発議第 3 号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第 3 号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、平成 23 年 4 月 1 日から、行政組織の再編に伴い、水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるための組織の改称の措置が講じられるため、所要の改正を行うものであります。

改正部分は、第 2 条の表、産業建設常任委員会の項、所管事項の欄、第 6 号中、「水道局」を「水道課」に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

追加日程第2、発議第4号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

追加日程第2 発議第4号 東北地方太平洋沖地震に関する決議について

○議長（上村 環君） 追加日程第2、発議第4号、東北地方太平洋沖地震に関する決議についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○18番（東 宏二君） ただいま議題となりました発議第4号、東北地方太平洋沖地震に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会議員、鶴迫京子議員、同じく西江園明議員、毛野了議員であります。

提出の理由は、東北地方太平洋沖地震で犠牲になられた方々や、御遺族に対し哀悼の意を表し、被害者の方々にお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興を願うとともに、今後の支援対策にも全面的に協力していくものであり、国においては、被害者救援及び被災地復興のためのあらゆる措置を講じること等や、原子力発電所に関しては、今回の事故を教訓として、抜本的な防災対策を行うこと。また、鹿児島県及び九州電力株式会社においては、改めて川内原子力発電所の安全対策等を行うことを強く要請するため、決議しようとするものであります。

以下、案文を朗読して、説明に代えさせていただきます。

東北地方太平洋沖地震に関する決議（案）

平成23年3月11日に発生した国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」は、東北・関東地方を中心に広い範囲で、地震、津波等により、多数の死傷者や行方不明者をもたらした。また、産業や道路・鉄道などの交通、電力、水道、通信等のライフラインなど、住民生活に壊滅的な打撃を与え、時間の経過とともに、被害の状況は拡大している。

さらに、東京電力福島原子力発電所においても、その施設が甚大な被害を受け、住民の被爆も確認されており、広範囲にわたり周辺住民は避難を余儀なくされている。現在も今回の地震による被害の全容は明らかになっておらず、まさに未曾有の大災害である。

今回の大地震で犠牲になられた方々やその御遺族に対して、志布志市民とともに深く哀悼の意を表し、被災者の方々に衷心よりお見舞い申し上げ、被災地の一日も早い復興を願うものである。

本市においては、関係機関と連携して既に消防隊や復興支援チームの派遣、義援金箱や支援物資受付窓口の設置、市営住宅の受け入れ等の支援に取り組んでいるが、志布志市議会としても被災地の早期復興を願い、今後の支援対策にも全面的に協力していくものである。

なお、国においては、被災者救済及び被災地復旧のためのあらゆる措置を講じるとともに、今回の大地震を踏まえ、防災対策について抜本的な見直しを行うよう強く求めるものである。

併せて、原子力発電所に関しては、今回の事故を教訓として、国において十分な安全が確保されるよう基準の見直しを講じるとともに、鹿児島県及び九州電力株式会社においては、徹底した情報公開のもと、改めて川内原子力発電所の安全対策及び防災対策並びに住民の安心安全を確保されるよう強く要請する。

以上、決議する。

平成23年3月30日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第4号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、可決されました。



○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成23年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

午後3時31分 閉会